

平成 28 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 1 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（29 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 休憩宣告	17
1. 再開宣告	17
1. 日程第 4. 議案第 1 号 地方自治法による審査請求に係る公の施設の関係条例等の 整備に関する条例の制定について 議案第 5 号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の 制定について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○質疑（川村幸栄議員）	17
○原案可決	18
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正する条例の一 部改正について 議案第 3 号 名寄市都市計画税条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	19
1. 日程第 6. 議案第 4 号 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改 正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第 7. 議案第 6 号 工事請負契約の締結について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○補足説明（中村建設水道部長）	20
○原案可決	20

1. 日程第8. 議案第7号 平成28年度名寄市一般会計補正予算(第2号) .....	20
○提案理由説明(加藤市長) .....	20
○補足説明(臼田総務部長) .....	21
○質疑(熊谷吉正議員) .....	23
○原案可決 .....	25
1. 休憩宣告 .....	25
1. 再開宣告 .....	25
1. 日程第9. 議案第8号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) .....	25
○提案理由説明(加藤市長) .....	25
○原案可決 .....	26
1. 日程第10. 議案第9号 平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第1号) .....	26
○提案理由説明(加藤市長) .....	26
○原案可決 .....	26
1. 日程第11. 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について .....	26
○提案理由説明(加藤市長) .....	27
○決算審査特別委員会設置・付託 .....	27
1. 日程第12. 議案第20号 名寄市議会会議規則の一部改正について	
議案第21号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	
議案第22号 市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について	

議決第1号 市長の専決処分事項について……………	27
○提案理由説明（山田典幸議員）……………	27
○原案可決……………	28
1. 日程第13. 報告第1号 専決処分した事件の報告について……………	28
○提案理由説明（加藤市長）……………	28
○報告済……………	28
1. 日程第14. 報告第2号 平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告について……………	28
○提案理由説明（加藤市長）……………	28
○報告済……………	28
1. 日程第15. 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすこと を求め、共に道北地域の創生を目指す決議……………	28
○提案理由説明（山田典幸議員）……………	29
○原案可決……………	30
1. 休会の決定……………	30
1. 散会宣告……………	30

## 第 2 号（ 9 月 2 0 日）

1. 議事日程	3 1
1. 本日の会議に付した事件	3 1
1. 出席議員	3 1
1. 欠席議員	3 1
1. 事務局出席職員	3 1
1. 説明員	3 1
1. 開議宣告	3 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 2
1. 日程第 2. 一般質問	3 2
○質問（山崎真由美議員）	3 2
○質問（東川孝義議員）	4 3
1. 休憩宣告	5 4
1. 再開宣告	5 4
○質問（佐久間 誠議員）	5 4
○質問（大石健二議員）	6 5
1. 散会宣告	7 7

### 第 3 号（ 9 月 2 1 日 ）

1. 議事日程	7 9
1. 本日の会議に付した事件	7 9
1. 出席議員	7 9
1. 欠席議員	7 9
1. 事務局出席職員	7 9
1. 説明員	7 9
1. 開議宣告	8 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 0
1. 日程第 2. 一般質問	8 0
○質問（高野美枝子議員）	8 0
○質問（塩田昌彦議員）	9 2
1. 休憩宣告	1 0 4
1. 再開宣告	1 0 4
○質問（高橋伸典議員）	1 0 4
1. 休憩宣告	1 0 7
1. 再開宣告	1 0 7
○質問（川村幸栄議員）	1 1 5
1. 散会宣告	1 2 7

## 第 4 号（ 9 月 2 3 日 ）

1. 議事日程	1 2 9
1. 本日の会議に付した事件	1 2 9
1. 出席議員	1 2 9
1. 欠席議員	1 2 9
1. 事務局出席職員	1 2 9
1. 説明員	1 2 9
1. 開議宣告	1 3 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 0
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 0
○質問（奥村英俊議員）	1 3 0
○質問（山田典幸議員）	1 4 2
1. 休憩宣告	1 5 4
1. 再開宣告	1 5 4
○質問（熊谷吉正議員）	1 5 4
1. 休憩宣告	1 6 0
1. 再開宣告	1 6 0
1. 休憩宣告	1 6 1
1. 再開宣告	1 6 1
1. 日程第 3. 報告第 3 号 平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について 報告第 4 号 平成 2 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 6 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 6 6
○追加説明（臼田総務部長）	1 6 6
○報告済	1 6 7
1. 休会の決定	1 6 7
1. 散会宣告	1 6 7

## 第 5 号（ 9 月 2 9 日 ）

1. 議事日程	1 6 9
1. 本日の会議に付した事件	1 6 9
1. 出席議員	1 7 0
1. 欠席議員	1 7 0
1. 事務局出席職員	1 7 0
1. 説明員	1 7 0
1. 開議宣告	1 7 1
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 7 1
1. 日程第 2. 会期の延長	1 7 1
1. 日程第 3. 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 1 1 号 平成 2 7 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 2 号 平成 2 7 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 3 号 平成 2 7 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 4 号 平成 2 7 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 5 号 平成 2 7 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 6 号 平成 2 7 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 平成 2 7 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 平成 2 7 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 平成 2 7 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	1 7 1
○決算審査特別委員長報告（川口京二委員長）	1 7 1
○認定	1 7 2
1. 日程第 4. 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について	
議案第 2 4 号 工事請負契約の締結について	
議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について	1 7 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 2
○追加説明（中村建設水道部長）	1 7 3
○原案可決	1 7 4
1. 日程第 5. 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	1 7 4

○提案理由説明（加藤市長）	174
○原案可決	175
1. 日程第6. 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定める	
ことについて	175
○提案理由説明（加藤市長）	175
1. 議事延期・延会の決定	176
1. 延会宣告	176



## 第6号（10月11日）

1. 議事日程	177
1. 本日の会議に付した事件	177
1. 出席議員	177
1. 欠席議員	177
1. 事務局出席職員	177
1. 説明員	177
1. 開議宣告	178
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	178
1. 日程第2. 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定める ことについて	178
○総括説明（松岡参事監）	178
○質疑（大石健二議員）	180
1. 休憩宣告	201
1. 再開宣告	201
○質疑（佐藤 靖議員）	202
1. 休憩宣告	228
1. 再開宣告	228
○質疑（川村幸栄議員）	228
○質疑（山崎真由美議員）	234
○質疑（佐久間 誠議員）	239
○質疑（熊谷吉正議員）	241
1. 散会宣告	248

## 第7号（10月12日）

1. 議事日程	251
1. 本日の会議に付した事件	251
1. 出席議員	251
1. 欠席議員	251
1. 事務局出席職員	251
1. 説明員	251
1. 開議宣告	252
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	252
1. 日程第2. 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定める ことについて	252
○説明（松岡参事監）	252
○質疑（高野美枝子議員）	253
○質疑（佐々木 寿議員）	257
○質疑（山崎真由美議員）	260
1. 休憩宣告	260
1. 再開宣告	260
○質疑（熊谷吉正議員）	262
○説明（臼田総務部長）	268
○質疑（東川孝義議員）	270
○質疑（川村幸栄議員）	272
○質疑（佐藤 靖議員）	275
1. 休憩宣告	280
1. 再開宣告	280
○質疑（山崎真由美議員）	280
○質疑（川口京二議員）	283
○質疑（塩田昌彦議員）	284
○説明（田邊健康福祉部長）	285
○質疑（川村幸栄議員）	288
○説明（中村建設水道部長）	290
○質疑（熊谷吉正議員）	294
○質疑（川村幸栄議員）	297
○質疑（佐藤 靖議員）	299
○質疑（佐々木 寿議員）	302
○質疑（東 千春議員）	303
1. 休憩宣告	305

1. 再開宣告	3 0 5
○説明（川田経済部長）	3 0 5
○質疑（山田典幸議員）	3 0 7
○質疑（川村幸栄議員）	3 1 2
○質疑（塩田昌彦議員）	3 1 4
○説明（小川教育部長）	3 1 5
1. 会議時間延長宣告	3 1 8
○質疑（山崎真由美議員）	3 1 8
○質疑（野田三樹也議員）	3 2 6
○質疑（川村幸栄議員）	3 2 8
1. 休憩宣告	3 2 8
1. 再開宣告	3 2 8
○質疑（東 千春議員）	3 2 8
1. 休憩宣告	3 3 0
1. 再開宣告	3 3 1
1. 散会宣告	3 3 1

## 第8号（10月13日）

1. 議事日程	3 3 3
1. 本日の会議に付した事件	3 3 3
1. 出席議員	3 3 3
1. 欠席議員	3 3 4
1. 事務局出席職員	3 3 4
1. 説明員	3 3 4
1. 開議宣告	3 3 5
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	3 3 5
1. 日程第2. 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定める ことについて	3 3 5
1. 加藤市長の発言	3 3 5
○追加説明（橋本副市長）	3 3 6
○質疑（大石健二議員）	3 3 7
○質疑（熊谷吉正議員）	3 3 7
○原案可決	3 3 9
1. 休憩宣告	3 3 9
1. 再開宣告	3 3 9
1. 日程第3. 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強 化を求める意見書	
意見書案第2号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・ 継続を求める意見書	
意見書案第3号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を 求める意見書	
意見書案第4号 農業・農村を衰退させかねない農政改革とTPPの拙 速な国会承認の反対を求める要望意見書	
意見書案第5号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書	
意見書案第6号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望 答申書	3 3 9
○原案可決	3 3 9
1. 日程第4. 報告第5号 例月現金出納検査報告について	3 4 0
○報告済	3 4 0
1. 日程第5. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	3 4 0
○決定	3 4 0
1. 日程第6. 委員の派遣について	3 4 0
○決定	3 4 0

1. 日程第10. 委員の派遣報告について.....	340
○総務文教常任委員長報告（東 千春委員長）.....	340
○市民福祉常任委員長報告（熊谷吉正委員長）.....	342
○報告済.....	344
1. 閉会宣告.....	344
1. 質問文書表.....	347
1. 議決結果表.....	352

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成28年9月1日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |   |       |   |
|-------|---|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名                                       |       |   |
| 日程第2  | 会期の決定   |       |   |
| 日程第3  | 行政報告  |       |   |
| 日程第4  | 議案第1号 地方自治法による審査請求に係る公の施設の関係条例等の整備に関する条例の制定について |       | 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について        |
|       | 議案第5号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の制定について          |       | 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第5  | 議案第2号 名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正する条例の一部改正について         |       | 議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について       |
|       | 議案第3号 名寄市都市計画税条例の一部改正について                       |       | 議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について     |
| 日程第6  | 議案第4号 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について           |       | 議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について      |
| 日程第7  | 議案第6号 工事請負契約の締結について                             | 日程第12 | 議案第20号 名寄市議会会議規則の一部改正について                 |
| 日程第8  | 議案第7号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第2号）                    |       | 議案第21号 名寄市議会委員会条例の一部改正について                |
| 日程第9  | 議案第8号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |       | 議案第22号 市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について      |
| 日程第10 | 議案第9号 平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）                |       | 議決第1号 市長の専決処分事項について                       |
| 日程第11 | 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について                   | 日程第13 | 報告第1号 専決処分した事件の報告について                     |
|       | 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について             | 日程第14 | 報告第2号 平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告について            |
|       | 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について               | 日程第15 | 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求         |

め、共に道北地域の創生を目指す決議

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 地方自治法による審査請求に係る公の施設の関係条例等の整備に関する条例の制定について  
議案第5号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正する条例の一部改正について  
議案第3号 名寄市都市計画税条例の一部改正について  
日程第6 議案第4号 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について  
日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について  
日程第8 議案第7号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第2号）  
日程第9 議案第8号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第9号 平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について  
議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について  
議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について  
議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について  
議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について

別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について

議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について

議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について

議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について

議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第20号 名寄市議会会議規則の一部改正について

議案第21号 名寄市議会委員会条例の一部改正について

議案第22号 市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について

議決第1号 市長の専決処分事項について

日程第13 報告第1号 専決処分した事件の報告について

日程第14 報告第2号 平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告について

日程第15 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議

### 1. 出席議員（17名）

- |     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 議長  | 17番 | 黒井 | 徹   | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐藤 | 靖   | 議員 |
|     | 2番  | 山崎 | 真由美 | 議員 |
|     | 3番  | 野田 | 三樹也 | 議員 |
|     | 4番  | 東川 | 孝義  | 議員 |

5番	川村	幸栄	議員
6番	奥村	英俊	議員
7番	高野	美枝子	議員
8番	佐久間		誠議員
9番	塩田	昌彦	議員
10番	川口	京二	議員
11番	山田	典幸	議員
12番	大石	健二	議員
13番	熊谷	吉正	議員
15番	高橋	伸典	議員
16番	佐々木		寿議員
18番	東	千春	議員

こども・高齢者 支援室長	馬場	義人	君
営業戦略室長	水間		剛君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君

1. 欠席議員（1名）

1番	浜田	康子	議員
----	----	----	----

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	倉澤	富美子
書記	開発	恵美
書記	長正路	慶

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田		進君
参事監	松岡		将君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院 事務部長	岡村	弘重	君
市立大学 事務局長	松島	佳寿夫	君



○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成28年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

9番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月29日までの29日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月29日までの29日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成28年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成27年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で6億4,544万6千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源1,1

68万4千円を差し引いた実質収支は、6億3,376万2千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ3億2千万円を積み立て、残り3億1,376万2千円を平成28年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で7,261万7千円、介護の保険事業勘定で7,613万8千円、それぞれ黒字となりました。

また、簡易水道事業特別会計では水道事業会計への統合に伴い、打ち切り決算となり、23万3千円の決算剰余金については水道事業会計へ引き継いでいます。

国保・介護の保険事業勘定及び簡易水道事業を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成27年度末の基金残高は80億8,225万5千円で、前年度末に比べて、9億1,758万4千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、また文化センター大ホールの運営などの財源として文化センター大ホール基金からなど、総額1億1,069万3千円を取り崩しましたが、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、名寄市立大学振興基金、名寄東病院振興基金などに、合計10億2,827万7千円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比12.9パーセントの増となりました。

主な基金の残高は、財政調整基金18億6,246万2千円、減債基金14億9,023万4千円、公共施設整備基金10億1,189万5千円、合併特例基金12億3,160万円、名寄市立大学振興基金8億4,606万2千円、名寄東病院振興基金7億1,80万4千円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備金基金5,584万円、介護給付費準備基金1億4,

681万4千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

第2次総合計画の策定にあたり、公募委員など市民で構成する名寄市総合計画策定審議会に対して、昨年12月18日に諮問を行い、策定審議会及び6つの専門部会合わせて合計33回の審議を重ね、7月22日に答申をいただきました。

答申をもとに第2次総合計画素案を作成し、8月中旬からパブリック・コメントを実施するとともに、住民説明会を2回開催し、市民の皆様からいただいた御意見を踏まえて、第2次総合計画案を作成してまいります。

案がまとまり次第、議会に提出させていただきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

次に、地方創生について申し上げます。

国による地方創生人材支援制度により、本年7月1日付で、松岡将参事監が着任しました。財務省から2年間の派遣となり、主に企画担当として総合計画をはじめ施策間連携などを所管するとともに、さらなる情報収集や国との連携に御尽力いただくことになっています。

また、国においては、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、先駆的な取組などを後押しすることにより、地方における安定した雇用創出や地方への新たな人の流れ、まちの活性化など地方創生の深化のための新型交付金として地方創生推進交付金を創出しました。

本市におきましては、官民が連携して冬季スポーツの拠点化を図り交流人口の拡大を目指す「冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト」、名寄市立大学の教育・研究資源を活用して、保健・医療・福祉・保育などの専門職の人材確保を目指す「名寄市立大学を活用した地域のケア力向上プロジェクト」について採択の内示を受けたことから、これらの事業を着実に推進し、地方創生の取り組み

を深化させてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、7月4日にグランドホテル藤花において開催されました。平成28年度における市の主な事業などについて報告し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

男女共同参画週間に合わせて、市内小中学生にリーフレットの配布を行ったほかパネル展を実施し、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、4月に施行した名寄市男女共同参画推進条例についての周知も図りました。

また、新たな男女共同参画推進に関する計画の策定に向け、男女共同参画推進委員会をはじめ、アンケート調査などを通じて市民の皆様御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流については、8月1日に開催された「鶴岡市・名寄市姉妹都市盟約20周年記念式典・祝賀会」に、鶴岡市から榎本市長をはじめとする訪問団30人が出席され、市民とともに盟約20周年を祝い、両市の絆をさらに深めるとともに、藤島・名寄交流友の会訪問団26人も合わせて来名され、市民との交流を深めました。

東京都杉並区との交流については、6月19日に開催された第37回ふうれん白樺まつりに、田中区長をはじめとする代表団6人と高円寺阿波おどり親善訪問団34人に加え、東京商工会議所杉並支部から宇田川会長をはじめ11人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との交流を深めました。8月27日と28日に開催された第60回東京高円寺阿波おどりに、本市から代表団と市民合わせて31人が参加して、本市のPRと友好を深めてきました。

ふるさと会の交流については、7月8日から4日間、東京なよろ会会員など44人が来名され、ゴルフや市内見学のほか、市民交流会などを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫していただきました。

台湾との交流については、6月23日に「北・北海道インバウンド促進協議会」の設立総会が本市で開催され、台湾からの教育旅行の受入などに、本市、美深町及び下川町が連携して取り組むことが確認されました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

8月4日に、北海道の命名者である松浦武四郎の出身地、三重県松阪市から竹上市長が本市を訪れ、天塩川流域11自治体の首長とともに、武四郎生誕200年に向けた意見懇談会を実施し、テレビドラマ化への取組や松阪市との物産交流などについて意見を交わしました。

また、意見懇談会終了後、松浦武四郎記念館の主任学芸員・山本命氏を講師に招き、「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」主催による特別講演会が開催され、近隣自治体からも多くの参加のもと、松浦武四郎について見識を深めました。

今後とも、北海道遺産である天塩川を中心とした地域住民や関係機関・団体のほか、北海道命名150年事業の取組を進めている北海道とも連携を図りながら、天塩川とその流域の魅力を発信してまいります。

次に、統計調査について申し上げます。

事業所の経済活動などを明らかにする経済センサス活動調査については、6月1日を基準日として、市内全事業所及び企業を対象に実施しました。

今後、北海道の最終審査を経て、来年度に集計結果が順次公表される予定となっています。

調査員の皆様の御尽力に感謝を申し上げますとともに、市内事業所及び企業の皆様の御協力に御礼を申し上げます。

次に、平和行政の取組について申し上げます。

本市は、平成19年3月に恒久平和と幸せな市

民生活を守るため、非核平和都市宣言を行い、過去に多くの人が犠牲となった戦争を二度と繰り返さないことを固く誓いました。この宣言の趣旨にのっとり、本年は7月13日に名寄市戦没者追悼式や平和音楽大行進が開催され、また8月15日には全国戦没者追悼式に合わせて、正午に1分間のサイレン吹鳴を行いました。

加えて、昨年度加入した「日本非核宣言自治体協議会」から、原爆に係るパネルの貸出しを受け、8月22日から25日まで駅前交流プラザ「よろ一な」において開催されました、名寄原爆の絵を見る会実行委員会主催の「原爆の絵 名寄展」に併せて展示いただいたところです。

今後とも、戦争や原爆の記憶を風化させず、恒久平和への願いを後世に伝えていくため、様々な取組を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万408人で前年比620人の減、率にして2.9パーセントの減少、また、外来患者数は、延べ4万8,065人で前年比439人の減、率にして0.9パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は13億9,129万円で前年比4,915万円の増、率にして3.7パーセントの増加、また、外来収益は5億6,526万円で前年比2,678万円の増、率にして5.0パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、19億5,655万円となり、前年比7,593万円の増、率にして4.0パーセントの増加となっています。

次に、新名寄市病院事業改革プランについて申し上げます。

本年6月16日から1カ月間、パブリック・コメント手続を実施し、1件の意見が寄せられました。検討の結果、寄せられた意見を反映すること

が適当であると判断し、プラン案を修正したうえで、パブリック・コメントの結果と合わせて、プランを市立総合病院及び東病院のホームページにおいて公表いたしました。今後は、広報や市民公開講座などを通じて、プランの内容や今後の病院機能の分担など市民周知を図ってまいります。

今後も、急性期医療を担う道北の地方センター病院として、地域完結型の医療提供体制の構築や救急医療の充実・強化に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

名寄幼稚園については、本年4月から「子ども・子育て支援法」に基づく新制度に移行し、8月からは来年度の認定こども園への移行に向けた施設整備を開始しています。引き続き、順調に移行できるよう支援を進めてまいります。

ひとり親家庭への支援では、児童扶養手当法の一部改正により、8月分から第2子及び第3子以降の加算額が増額となったため、対象世帯から提出された現況届に基づいて加算額を決定し、支給月である本年12月までに通知を行います。

今後も、国の施策を注視し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織して7月13日に実施しました。追悼式は市民文化センターを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列のもと、厳粛に執り行いました。

また、第60回を迎えた平和音楽大行進は、晴天のもと、13団体の力強い演奏を多くの市民が楽しむとともに、悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込められました。

国が実施する2つの給付金、消費税率の引き上げによる影響を緩和する臨時福祉給付金事業と、障害及び遺族基礎年金受給者を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金事業については、9月6日からの受付業務開始に向け、現在準備を進めているところです。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢化が進む中、本市においても認知症高齢者が増加を続けています。

早期に認知症に気づくことが介護予防へとつながることから、認知症への「気づき」のきっかけ作りとして、昨年度から取り組んでいる「もの忘れめやすリスト」のチェック期間を2年分に変更し、平成28年度介護保険料納入通知書に同封して、65歳以上の市民に配布しました。

高齢者の方々が、住み慣れたこの地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期発見、介護予防への取組を充実させてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

視覚障がい者などが、図書館窓口で、「本を朗読したデータ」を借りて聞くことができる情報ネットワーク「サピエ」に加入し、8月から市立名寄図書館で利用可能となりました。

旭川を除く道北のエリアでは、初めての導入になり、7月23日に開催した市民向け研修会「視覚障がいと点字を学ぼう」の中でも、サピエの説明を行ない、広く周知を図っているところです。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、負担能力に応じた応分の負担と、保険税負担の格差是正や税収増を図るため、基礎賦課分及び後期高齢者支援金に係る限度額の改正を行いました。

さらに、国保税の軽減拡大として、軽減判定所得算定額について5割軽減対象世帯を26万円から26万5千円に、2割軽減対象世帯を47万円から48万円に引き上げる措置をそれぞれ実施しました。

当初賦課の状況は、被保険者数が6,477人で、前年度比263人の減、世帯数は4,066世帯で、前年度比139世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割が1,413世帯、5割が677世帯、2割が515世帯となり、全体では国保加入世帯の64.1パーセントにあたる2,605世帯となりました。

今後は、平成30年度から始まる国民健康保険の都道府県化を見据えながら、市民の皆様が安心・信頼できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災件数は4件で、前年比2件の減、火災種別では、建物火災1件、車両火災3件となり、火災による死傷者の発生はありません。

救急件数は540件で、前年比26件の増、事故種別では、急病373件、一般負傷76件、転院搬送38件、交通事故26件、そのほか27件となっています。

救助件数は21件で、前年比6件の増、交通事故によるもの14件、そのほか7件となっています。

火災予防については、4月から7月末までに防火対象物56事業所、危険物施設54カ所の立入検査を実施し、法令違反の対象物・施設に改善指導を行っています。また、一般住宅1,136世帯と高齢者独居住宅440世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めています。なお、住宅用火災警報器の設置率は78パーセントとなっています。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年4月に発生した熊本地震から4カ月が経ちました。改めて多数の尊い命とかけがいのないものを失われた被災地、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を強く念願するものであります。

本市においては、公共施設に義援金箱を設置するなど、日本赤十字社名寄支部と連携して取り組んでおり、7月末現在で30件4,325,434円の心温まる義援金が寄せられており、市民の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。

また、被災地の復興支援として、土のう袋の提供に加えて、6月19日から7月4日まで熊本県益城町に職員1人を派遣し、家屋被害調査などの

業務支援に従事してきました。

今後とも、被災地が一日でも早く復興できるよう支援に努めてまいります。

6月25日に、名寄大橋上流左岸において、河川の洪水及び決壊を想定した天塩川水系天塩川水防演習が12年ぶり2回目として実施されました。

前日のリハーサルから当日まで、上川北部8市町村の消防団員や関係機関のほか、地域住民を含む約400人の参加があり、住宅浸水防止訓練や住民避難訓練、炊き出し訓練など、本番さながらの訓練となり、防災意識の高揚や水防に対する理解を深めていただくことができました。

また、自治体スクラム支援会議の取組の一環として、8月3日から8日まで「なよろ夏季林間学校2016」を開催し、福島県南相馬市の小学5、6年生20人を招いて、パークゴルフ、子供相撲やひまわりリレーランへの参加、搾乳体験のほか、市内各施設の見学などを行い、ストレス解消や市民との交流を図りました。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、市民の皆様や関係団体の御理解と御協力のもと、「交通事故死ゼロ」を目標に交通安全運動を進めてまいりましたが、6月19日午前中に、風連町字豊里の市道交差点において自動車同士の衝突事故が発生し、高齢者の女性が犠牲となりました。

このことから、名寄警察署、交通安全協会、町内会などの関係機関・団体による事故発生現場の道路診断を実施し、市では警察署の指導に基づき、ドット線や中央線の整備のほか、交通安全旗を増設し、また警察署では道路上に「止まれ」を表示し、このような痛ましい事故が起きないように改善してまいりました。

今回は、発生すると大事故につながる田園型事故と呼ばれるものであることから、前方や左右に十分注意した運転について周知を図っていくとともに、今後の交通安全意識の高揚と交通事故防止に向け、関係機関・団体と連携した啓蒙・啓発活

動に取り組んでまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

安全安心な住環境の確保は市民共通の願いです。市内においても適正に管理されていない空家が周辺地域に悪影響を及ぼしていることもあり、空家に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、名寄市空家等対策協議会を設置し、名寄市空家等対策計画（素案）を策定しました。また、7月から8月にわたり、パブリック・コメントを実施しましたが、御意見はありませんでした。

今後においては、計画に沿って空家などの利活用促進を目的とした空家バンクの開設をはじめ、空家や空家となる見込の所有者に適正管理を促す啓蒙・啓発の取組、相談窓口の開設、管理不全の空家に対する措置などを通して、空家の利活用や適正管理に向け対応していただくよう取り組んでまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の8月末現在の進捗率が約70パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の工事は、9月に着手し、平成29年10月の完成を予定しています。

また、新北斗団地については、6月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の全面的改善工事の8月末現在の進捗率が約20パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

さらに、長寿命化型改善工事については、6月に着手した風舞団地3棟24戸の8月末現在の進捗率が約60パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく公園施設整備工事は、本年度計画していた名寄公園の遊具の更新工事、浅江島公園のLED照明への更新工

事を8月に完了しました。風連西町公園の遊具の更新工事については、現在施工中であり、10月の完了を予定しています。

また、「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」について、「LED照明導入調査事業」の実施にあたり、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付決定を受けたことから、公募型プロポーザル方式による「名寄市防犯灯LED化事業公募型プロポーザル選定委員会」を本年8月8日に開催し、実施業者を選定したところです。

今後については、9月末頃に既設防犯灯の設置状況を把握するとともにLED化計画を策定し、この計画に基づいた取替工事を予定しています。引き続き、環境に配慮したまちづくりを進めるため、本事業に取り組んでまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、中央東7号線老朽管更新工事ほか1路線、延長491メートルが完了し、現在は風連東1号線ほか2路線、延長837メートルの整備を6月上旬に着手し、10月中旬の完成を予定しています。

配水管網整備については、風連新生1条線配水管網整備工事ほか3路線、延長751メートルを着手しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道第2期拡張事業については、名寄から風連地区への簡易水道統合整備送水管新設工事を3工区に分け、延長2,508メートルの整備を6月下旬に着手し、10月下旬の完成を予定しています。

なお、8月7日に、サンルダム定礎式が開催され、工事関係者や近隣市町村から約230人が出席し、ダムの永久堅固と安泰が祈願されました。

また、有収率向上のための漏水調査業務や清浄な水道水の供給を図る配水管洗浄業務を引き続き実施してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、6月上旬に、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事に着手し、来年3月上旬の完成を予定しています。

公共柵取替工事については、3工区に分けて5月下旬に着手し、合計70カ所の取替を7月下旬に完了し、併せて管路長寿命化計画に基づく管渠長寿命化工事についても8月下旬に完了しました。

また、個別排水処理施設整備事業については、名寄地区1基、風連地区2基の合併浄化槽の設置が完了し、現在は両地区で5基の整備を進めており、9月下旬の完成を予定しています。今後、両地区合わせて4基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通については工事を完了しています。

また、西4条仲通、南11丁目右仲通、風連東8号北線は9月の完成を予定しており、南3丁目通については8月に入札を終え、現在工事を進めています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

鉄道については、宗谷本線活性化推進協議会で本年7月25日から7月27日にかけて、初めて北海道・国への要望活動を行いました。

現在、道北地域の人口減少や交通網の整備が進むにつれ、鉄道利用者数の減少が続き、JRから路線やダイヤなどの大幅な見直しが提案されてきています。今後は、沿線自治体や関係機関・団体と連携し、鉄道を存続していくためのさらなる取組に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、8月15日現在の農作物の生息状況について、水稻はもち米・うるち米ともに平年よりやや遅れています。

小麦は、秋小麦・春小麦ともに収量・品質において平年並みの見込みで、現在調整作業を行っているところです。

また、畑作物を含めて、馬鈴しょ・てん菜など

の生育は順調に推移していますが、玉ねぎは一部で生育不良が見受けられる状況です。また、アスパラガスは、一部で雹の被害もあり、収量は平年よりやや少ない状況で終了しました。

薬用植物振興事業については、7月2日に「薬草・花まつり」として大橋地区の薬用植物資源研究センターにおいて、現地観察会を独立行政法人医薬基盤研究所と共催で開催し、多くの市民の皆様をはじめ市外からも御来場いただき、薬用植物に取り組むまちとして広く情報発信ができました。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月21日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度より106頭多い392頭、アライグマは7頭の駆除を行ってきたところです。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度は、8月21日時点で、昨年度の53件に対し19件少ない34件の報告件数となっています。

今後、農作物の収穫時期やキノコ採りのシーズンを迎えることから、広報・ホームページによる出没状況の情報提供を行うとともに、警察をはじめ関係機関・団体と連携して注意喚起を図りながら、被害防止対策を実施してまいります。

次に、もっともち米プロジェクト事業について申し上げます。

名寄産農産物の消費拡大に向けたPRとして、8月9日に開催されたサッポロピアガーデンにて、なよろ産もち米のPRを行ってまいりました。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場産品の良さを広め、農業・農村の理解と農畜産物の消費拡大を図るため、8月21日に、なよろ健康の森を会場に開催し、多くの市民の皆様に御来場いただきました。

薬用作物の生産のつながりから、新たに参加された小林製薬をはじめ、御協力をいただきました関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表した平成28年第2四半期（4～6月）の上川北部地域の地域別経済動向調査では、土木建設業、運送業は堅調に推移していますが、製造業を含め引き続き人材不足が続いています。また、宿泊業についても堅調に推移していますが、小売・サービス業に関しては、消費者の購買力の低い状況が続いており、地域全体の業況としては普通と判断されています。

市の融資関係では、7月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は増加傾向で推移しています。経営資金は22件、1億2,920万円の融資となっており、前年同期比では件数で8件の増、金額では166.5パーセントとなっています。また、設備資金は17件、1億7,233万円の融資となっており、前年同期比では件数で5件の増、金額も6,550万円上回っています。

次に、名寄市中小企業振興条例及び支援制度について申し上げます。

一部改正した中小企業振興条例に基づき、その支援制度についても見直しを行ないました。商工関係団体、金融機関と様々な情報を共有し、事業者ニーズを的確に把握し、きめ細かなサポートができるよう、産官金の連携による「なよろ経済サポートネットワーク」を6月に立ち上げ、新しい支援制度を周知していくほか、国や道の施策を含め情報発信体制を整備してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は1.05倍で、前年同月比0.13ポイント上昇し、平成28年3月から比べますと0.06ポイント下回っていますが、依然として求職者に対し求人数が上回っている状況となっています。3月末の新規学卒者の就職内定率も平成24年度以来の高水準と求人が増加傾向となっていますが、若年層の持続的な就労の場の確保が一層重要となってきたことから、7月1日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と4者で、名寄商工会議所に対し平成28年度新規学

卒者の求人要請を行ったところでした。

就職希望の生徒たちが実際の職場体験を通して就職への意欲を高める取組として、昨年度まで名寄地区で行っていた企業見学会を本年度から士別地区と合同で7月27日に実施しました。当日は、37人の生徒が参加され、管内3社の企業などを見学しています。

また、7月29日にはハローワーク名寄、上川総合振興局、上川教育局、ジョブカフェ旭川及び士別市と連携した高等学校卒業者向け企業説明会が開催され、前年よりも8社多い33の企業などと、近隣の高等学校から115人の生徒が参加し、各企業の経営理念や求められている人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

今後とも関係機関と連携して情報収集に努め、就職活動を支援してまいります。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

本年度もひまわりボランティアを募集し、6月11日には苗の定植作業を、7月9日と26日には、市民の皆様や名寄高校陸上部による除草作業を道立サンピラーパークで行うなど、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティあふれる観光地づくりに努めました。

サンピラーパークひまわり事業については、6月の低温と日照不足による天候不順の影響で、生育に遅れが生じたものの、12万5千本のひまわりが咲き誇りました。さらに、7月30日から8月21日までは「なよろひまわりまつり」を開催し、ひまわり案内所の設置やなよろひまわり観光マップの作成など、観光客の受入体制を整備するとともに、ライトアップひまわりや市民文化センターEN-RAYホールで「エンレイひまわりフェスタ」を開催し、夏の風物詩である名寄のひまわりを楽しんでいただきました。

また、8月7日には名寄ひまわりまちづくり大使の有森裕子氏を招いて、なよろ健康の森や道立サンピラーパークをコースとした「第4回有森裕子なよろひまわりリレーラン」を開催しました。



海外を含む市内外から93チーム372人の参加があり、地域資源を活用した交流人口の拡大が図られました。

次に、ホスピタリティ事業について申し上げます。

本年度も、地域の特産品素材を活用した新商品の開発に取り組んでいる東京の香川調理製菓専門学校が、8月18日から5日間の日程で名寄合宿を行いました。

本年のテーマは「もち米」と「スイートコーン」、「ひまわりパウダー」を活用した商品開発として、なよろ産業まつりで試食コーナーを設けて味わってもらうとともに、アンケートにも御協力をいただくなど、実り多い交流の場となりました。

次に、イベント関係について申し上げます。

「第37回ふうれん白樺まつり」は、6月18日、19日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催され、18日開催の全道阿波踊り大会と合わせて、多くの阿波踊りの連に参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

本市の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月31日に天塩川曙橋下流河川敷において開催され、野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、多彩な催しに約7千人の来場者で賑わいました。

第38回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、14団体15基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の学習指導の工夫改善に関する研究グループにおいて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成する指導方法について理解を深めるなど、中堅教職員の力量を高

めるためのミドルリーダー育成研修会を行いました。

小学校外国語活動巡回指導教員研修事業では、小学校教諭の外国語活動などの指導力と英語力向上を図るため、これまで巡回指導教員が市内全ての小学校を計170時間巡回し、学級担任とのチーム・ティーチングによる授業や模範となる授業を行いました。

豊かな心を育てる教育の推進については、いじめの根絶に向け、7月20日、風連中学校において、名寄市小中学校いじめ防止サミットを開催しました。同サミットでは、いじめを許さない意識と態度を育成するため、全小中学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、名寄市小中学校いじめ防止宣言の浸透状況について意見を交流したり、各学校のいじめ根絶に向けた取組の良さや工夫しなければならない点などについて話し合いました。

昨年同様に、いじめ防止標語を募り、優秀な作品についてはポスターを作って市内の各学校のほか教育関係施設などに掲示し、地域全体でいじめをなくす取組を進めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

また、名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修の充実に関する研究グループが中心となり、5月18日に名寄西小学校を会場に、新体力テスト実施に向けた学校体制のあり方や同テストの実施上の留意点にかかわる研修会を行いました。

とりわけ、研修会では、本市の児童生徒の体力における課題となっている「走力」を高めるため、名寄市特別参与スポーツ振興アドバイザーの阿部雅司氏を講師に、効果的な準備運動や腕の振り方、スタート時の姿勢などについての実技研修を行いました。

今後は、各学校及び教育改善プロジェクト委員会が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

の結果を分析し、児童生徒の体力などのより一層の向上に向けて、体育指導などの充実を図る取組を進めてまいります。

特別支援教育の推進については、学校の要請に基づき、専門家チームを5回派遣し、障がいの有無にかかわらず困り感を抱えている児童生徒に対する適切な支援のあり方についての協議、研修を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、5月10日に学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて教育講演会を開催しました。当日は、市内外から約90人の教職員が参加し、日常授業の改善や学級経営のあり方などについて研修を深めました。

智恵文小学校・智恵文中学校における小中一貫コミュニティ・スクール導入の取組については、教育委員会が設置要領に基づき、保護者や地域代表者、学校関係者など20人で構成される「智恵文小学校・智恵文中学校コミュニティ・スクール推進委員会」を組織しました。

6月29日に第1回推進委員会を行うとともに、文部科学省のコミュニティ・スクール導入等促進事業の講師を招いて講演会を開催し、推進委員のほか、保護者や市内各小中学校の教職員など約50人の参加を得て、コミュニティ・スクールにかかわる先進的な事例や関係法令についての理解を深めました。

その後、8月23日の第2回推進委員会では、智恵文小学校と智恵文中学校の学校運営や学校評価などの概要や、小中連携の取組状況などについて意見交換を行いました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

本年度、大規模改修を予定している名寄東小学校については、国からの補助金の交付はありませんでしたが、老朽化や緊急度を考慮し、改修工事を実施することとし、8月の臨時議会において工事契約の議決をいただき、工事に着手したところです。

また、風連中央小学校の改築事業については、昨年度の基本設計に引き続き、実施設計を行い、来年度から予定されている本体工事に向けた準備を進めています。

さらに、豊西小学校の閉校に伴う、通学路における2カ所の横断歩道の新設については、夏休み期間中に整備を終えています。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

本市の総合戦略の推進施策として位置付けている「名寄市立大学卒業生の地元定着化推進事業」については、大きく2本立ての組み立てを予定しています。

一点目は、市内の事業者などに就業する市立大学の学生が日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合、就業後にその返済額の一部を支援しようとするものです。

二点目は、市内の事業所などに就業する学生に対して、地元就業支度金を本年度内に交付するもので、関連する補正予算案を本定例会に提出をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

大学図書館の建設工事については、7月末で56パーセントの工事進捗率となっており、来年1月末の完成に向けて引き続き工事を進めてまいります。

また、名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月23日と8月20日に、高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催し、2回合わせて高校生376人、保護者262人の参加があり、昨年と比較して高校生で8人の増となりました。なお、3回目のオープンキャンパスは10月15日に予定しています。

北海道教育委員会が主催する特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けての取組は、本年で6年目を迎え、名寄市立大学が指導大学となる免許法認定講習として、7月27日から12日間にわたり開催しました。道内では、北海道教育大学が指

導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で実施されています。名寄会場では、市内小中高校から参加した21人の教員をはじめ、道内の教員、幼稚園教諭など91人が、先進的な教育理論や教育実践について受講しました。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食センターの改築時に導入しました調理用オープンは、経年劣化により機器のふぐあいが発生し、調理に支障を来していることからスチーム方式のオープンに更新しました。

このことにより、魚やハンバーグなどの焼き物を、より一層、美味しく提供することができるようになりました。また、調理の幅が広がり新たな献立を研究しているところです。

学校給食では、新鮮な地元産食材の積極的な使用による地産地消にも取り組んでおり、7月4日には「煮込みジンギスカン」を、8月には地元産のメロンを提供し、児童生徒から好評を得ています。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

青少年のオーケストラ発足を視野に7回にわたり実施した市民講座「バイオリン教室」は、最終日の7月2日に成果発表会を開催しました。

参加者の大部分は初心者でしたが、最終日には8曲を演奏し、来場された80人の方に上達した姿を披露することができました。

8月7日には、どさんこジュニアオーケストラ協会の協力のもと、市民実行委員会による名寄市少年少女オーケストラが誕生し、活動を開始しています。

夏を締めくくる市民盆踊り大会は、8月14日と15日の両日開催し、子ども盆踊りに396人、仮装盆踊りには、個人15人、団体8組の参加をいただき、期間中延べ1,981人の人出で賑わいました。実施にあたり御協力をいただきました実行委員及び協賛事業所などの皆様に感謝を申し上げます。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

7月26日には、名寄西小学校図書館において、北海道立図書館の学校図書館運営相談事業を活用し、司書教諭と学校司書を対象に、本棚や机のレイアウトの変更や除籍本の選び方などの演習を行いました。

「名寄市子どもの読書活動推進計画」については、本年度が第2次5カ年計画の最終年度にあたることから、第3次計画の策定作業を進めるため、7月29日に庁内策定委員会を立ち上げました。

さらに、8月17日には「市民ワーキンググループ」を組織し、これまでの子どもの読書活動に関する検証と今後の取組について検討しました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

6月には、「日本人の約7割が天の川を見られない所に居住」という欧米の研究が新聞報道された中であって、7月7日には、なよろ市立天文台から生の天の川の映像がテレビの全国ニュースやインターネット放送によって使われ、名寄が天体観測に適した地であることを大きくアピールできました。

また、6月28日から7月7日にかけては、七夕の短冊飾り付けイベントを行いました。市内外の保育所や幼稚園児、大学生、来館者などの協力をいただき700枚以上の短冊を飾り付け、週末には多くの家族連れで賑わいました。

7月30日には、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる・星と音楽の集い2016」が開催され、960人が参加し、多彩なイベントが行われました。子どもたち向けの星の絵本の読み聞かせや、石垣島天文台とのインターネット中継も行われ、星に対する関心が高まり、石垣島天文台との交流も深まりました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

芸術文化鑑賞バスツアーは、市内で鑑賞することができない芸術文化に接することで、豊かな感性を育み、文化活動の振興を図ることを目的として実施しています。

本年度は5回のツアーを計画しており、7月には札幌方面へ「劇団四季ウィキッド」の観劇、8月には帯広方面へ「六花の森」「中札内美術村」の見学など4回実施しました。

引き続き、質の高い優れた芸術文化鑑賞の機会を提供できるよう、事業の充実に努めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月2日から8月28日にかけて、特別展「道北の湿原」を開催しました。当市周辺には、ピヤシリ湿原や松山湿原があり、道北地方全体では10カ所を超える湿原が分布しています。

今回の特別展では、湿原の種類や性質、特有の地形や動植物などを解説し、湿原の一種である泥炭地の開拓と農業の歴史についても振り返りました。また、関連企画として、7月22日に講演会を開催したほか、翌23日には松山湿原観察会を開催し、湿原に対する学習を深めることができました。

8月9日には、専門家を招き、昨年度好評であった夏休み体験講座「コウモリ観察会」を開催し52人の参加がありました。日頃あまり目にすることのできないコウモリについて、捕獲調査の体験を通して、子ども、大人を問わずコウモリの生態などについて学んでいただきました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

8月8日には、市民文化センターを会場に、公益社団法人誕生学協会認定バースコーディネーターの菊池咲十子氏を講師に迎え、「誕生学～うまれてきてくれてありがとう～」をテーマとした家庭教育学級3学級の合同研修会を開催しました。参加した親子51人は、命の大切さや命をつなげる尊さなどについて学びました。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

6月14日に、なよろスポーツ講演会が開催され、約250人の市民の参加を得て、名寄市特別参与スポーツ振興アドバイザーの阿部雅司氏を講師として「夢への挑戦」をテーマに、本市が取組

を進めている「冬季スポーツの拠点化」事業の紹介をしました。

また、7月31日には、サンピラー国体開催記念第14回サマージャンプ大会を開催し、男子の葛西紀明選手、伊東大貴選手、女子の高梨沙羅選手、伊藤有希選手ら国内トップクラスの選手など124人が出場して熱戦を繰り広げました。

スポーツ合宿については、7月中旬から北海道が主催をする北海道タレントアスリート発掘事業3競技合同合宿を皮切りに、ノルディックスキー競技、高校陸上部、大学バスケットボール部など、多くのアスリートが本市を訪れているほか、特に2012年ソチ五輪の銀メダリスト・渡部暁斗選手を有する全日本ノルディックコンバインドチームが十数年振りに合宿をしており、世界を舞台に活躍しているトップアスリートも本市でトレーニングを行っています。

名寄旅館業組合への聞取調査では、夏合宿の1カ月間で31団体357人が本市でスポーツ合宿をしており、今後は合宿に帯同している指導者などの意見・要望を参考に、市内関係団体と連携を図りながら、選ばれる合宿地を目指して環境整備を進めてまいります。

風連B&G海洋センター・プールについては、B&G財団の修繕助成を受けて、鉄骨及びプール槽の塗装のほか、上屋シートの全面張替などの改修工事を行い、7月1日にリニューアルオープンしました。

改修後は、透明度が増した上屋シートの効果で室内が広く感じられるほか、幼児用プールに「なよろ」のイラストを描いて楽しく水あそびができる環境を整えるなど、今後も多くの皆様に利用していただけるよう環境整備の充実に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」は、本年度30人の児童が登録し、6月18日には飯ごう炊飯による調

理実習、7月2日にはキャンプなどの野外体験活動を予定していましたが、天候不良のため屋内での軽スポーツやテント設営体験、危険予知トレーニングなどに変更しました。

また、8月20日から21日にかけては、ネイパル砂川でカヌーやニュースポーツ、石窯ピザ作りを体験し、集団生活を通してリーダーとしての心構えを学びました。

本年度で27回を迎える野外体験学習事業「へっっちゃLAND」は、小学4年生から6年生までの35人が参加し、7月26日から3泊4日の日程で実施しました。

悪天候のため、2日目夜から生活拠点をトムテ文化の森キャンプ場から市民文化センターに移しての実施となりましたが、テント生活や九度山登山、わらじ作り、スポーツ交流など、家族を離れ、野外などでの団体生活を経験した子どもたちは、ひとまわりたくましく成長しました。

名寄市・杉並区小学生体験交流事業では、小学4年生から6年生までの市内児童25人と東京都杉並区の児童25人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、それぞれの生活環境や自然環境などについて学び、交流を深めました。班行動では、本交流会に参加経験のある方を含む一般、大学生、専門学校生、高校生の各ボランティアリーダーを中心に小学生同士が交流し、お互いに協力し合いながら友情を深め、たくさんの友達や思い出をつくることができました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

東児童クラブの開設については、7月に名寄東小学校保護者及び学童保育所コロポックル保護者に対し、利用説明会を開催しました。

また、8月から改築・増築工事が始まり、本年12月からの開設に向けて順調に準備を進めています。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月21日と22日に名寄警察署の協力を得て、

北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、青少年に対して有害となる図書類の販売状況の確認、カラオケボックスにおける青少年の深夜入場禁止の指導、携帯電話販売店へのフィルタリング機能の利用徹底などを行いました。

最後に、台風7号、台風9号、台風10号、台風11号の北海道通過に伴う大雨、強風対応の概要について報告をいたします。

台風7号は、9年ぶりの北海道上陸となり、また台風11号及び9号も北海道を通過し、観測史上初となる1週間に3つの台風が北海道に上陸をしました。さらに、台風10号が暴風域を伴いながら北海道に接近をし、通過をいたしました。

初めに、台風7号ですが、台風の通過に伴い8月17日明け方から夜にかけて大雨となり、2日間で合計84ミリ、西風連地域では175ミリの降雨がございました。また、この降雨による豊栄川の増水により、豊栄町内会の遊水地周辺の住民及び徳田しらかば団地の住民に避難準備情報を発令をし、北国博物館及び名寄南小学校を避難所として開設をいたしました。

次に、台風7号通過後の前線による降雨に加えて、台風11号による影響が重なった大雨ですが、8月20日から21日の2日間の降雨量が63ミリ、特に西風連地域では85.5ミリの降雨がございました。このため、大橋町内会を初めとする4町内会に避難準備情報を発令し、避難の準備を促したところでございます。

8月23日に上陸をした台風9号の影響による大雨は、全道的に甚大な被害をもたらしました。本市においては、20日からの大雨による河川の増水があることから、最大級の警戒態勢を準備をしたところでありますが、想定されていた大雨は経路がそれたことにより大事には至りませんでした。

また、これら台風の影響による施設被害等については、市道2路線の路肩崩れのほか風連日進地区においては南2番東線での道路崩壊による通行

どめ、御料12線橋が落橋をしたほか、北海道河川である風連別川の堤防が一部洗掘をする被害が発生をいたしました。また、林道については、1路線で路盤崩壊、路面洗掘があったほか、農業被害では農地の冠水や倒伏等88件、範囲にして約120ヘクタールと報告を受けており、施設被害ではハウスの浸水や畦畔の崩壊などの被害で28件の報告を受けております。また、住宅の浸水では、台風7号により風連地区で床下浸水が4件発生をいたしました。

8月30日から31日にかけて接近をした台風10号による強風での被害は現在調査中ですが、街路灯が折れたり、倒木が数件あったと報告を受けております。現在全体の被害状況を調査中であり、被害額についても目下全力で調査を進めているところであります。

自然災害は、今後いつ発生するとも限らず、課題を整理をし、平時からの災害に対する備えを行うとともに、市民の方々とともに自然災害に備え、対応できる災害に強い地域づくりを目指してまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第4 議案第1号 地方自治法による審査請求に係る公の施設の関係条例等の整備に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 地方自治法

による審査請求に係る公の施設の関係条例等の整備に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、新行政不服審査法の施行における行政手続条例に基づく審査の基準、処分の基準作成に伴い、議会の権限として整理をする事項のほか、必要な整備を図り、根拠規定を明確化するための一連の改正でございます。

初めに、議案第1号 地方自治法による審査請求に係る公の施設の関係条例等の整備に関する条例の制定については、地方自治法に規定をする審査請求に係る行政手続条例に基づく審査の基準、処分の基準作成に当たり、同法で定める公の施設に限って権利の制限等に関する規定の整備について合計35件の条例の整備を行おうとするものでございます。

なお、この規定の整備では、これまで公の施設の条例及び規則に規定をされている根拠規定について、条例で定めるべき事項とされているものについて整備するものであり、現在市が設置をしている公の施設の施設の運営に変更があるものではございません。

次に、議案第5号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の制定については、地方自治法第180条を根拠とする議会の権限に整理を行うため、本条例を廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいと思っております。

今御説明あったように、変更があるものではな

いというふうな御説明でしたが、議案第1号の34条ですが、動物の類いを携行する者の後に括弧して盲導犬または介助犬を除くというふうにありました。これを記載しないということになっているわけですが、この盲導犬、説明文書の中に身体障害者補助犬法の中では同伴することを拒んではならないというふうな説明があるのですけれども、今まで同様盲導犬または介助犬等を一緒に同伴しても構わないというふうに理解していいのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今御質問いただきましたが、この件に関しては川村議員が言われたように国の法の中で拒むことができないというふうになっておりますので、条例の中で改めて表現する必要はないだろうということから、今回の整合も含めて削除をさせていただいたところであります。よろしの中には、盲導犬、介助犬とありましたけれども、実は法の中では聴導犬というのも入っておりますので、そういった意味では法の拡充されたのに伴って名寄市における条例についても拡充をして対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号

名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第3号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第3号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、平成29年度以降の課税に向けて名寄市税条例及び名寄市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから提案を申し上げるものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、所得税及び法人税に対する納期限後の職権更正中に生じる延滞金徴収の取り扱いが国税徴収の例により改正をされたほか、新築住宅等における課税特例期間の延長、特定一般用医薬品等購入医療費控除特例の創設などのほか、対象条文に条ずれ、項ずれが生じたことから条文の改正を行うものでございます。

以上、2件の条例の一部改正について提案いたします。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第2号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第4号 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布をされたことに伴い、外国居住者等所得相互免除法が改正をされ、平成29年1月1日に施行することとなりました。平成29年度以降の課税に当たり、市民税で分離課税をされる特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算

定及び軽減判定等に用いる総所得金額に含めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成28年度北斗団地公営住宅建設工事について、本年8月23日3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億7,950万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税1,436万円を加え、1億9,386万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説



明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第6号、市長提案の補足説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設をするものであり、昨年度の実施設計に基づき平成29年10月中旬の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします平成28年度北斗団地公営住宅建設工事の事業概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は住宅部分が892.86平米、物置、自転車置き場が477.9平米で、合計が940.65平米であります。住宅戸数は、2DKが6戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で、合計10戸の建築工事であります。また、工事期間は議決後の翌日から平成29年10月13日までを予定しております。

次に、お手元の資料について御説明いたします。初めに、資料1の建物概要、配置図をお開きください。図面上部は来年度発注する駐車場であり、台数は住宅戸数分を確保しております。図面中央は公営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園等のスペースとなっております。

次に、資料2の1階平面図をお開きください。図面上部が雁木や物置及び自転車置き場などの共用スペースであり、下部が住宅となっております。

次に、資料3の2階平面図をお開きください。各住戸の配置及び戸数は、1階と同様となっております。

次に、資料4の立面図をお開きください。入居者の除排雪作業軽減に配慮し、無落雪屋根を採用、外壁は東西面を金属板仕上げ、南北面を塗装仕上げとしております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろし

く御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第7号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 平成28年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ3億4,549万円を追加をし、予算総額を242億434万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきましてひまわりらんど改修工事107万1,000円の追加は、冬期間における必要な子育て支援の環境を確保するため吹き抜け部分へのシート張りや間仕切り壁などの設置を実施しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして感染症対策事業費212万6,000円の追加は、定期予防接種の対象疾

病にB型肝炎が追加されたことに伴い予防接種に要する経費を補正しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして産地パワーアップ事業費2億7,560万2,000円の追加は、道北なよろ農業協同組合が実施をする穀類乾燥調製貯蔵施設の整備事業と4つの生産組合が実施をするリース方式による農業機械の導入に対し補助しようとするもので、財源として道支出金で2億4,777,000円と市債で7,510万円を計上してございます。

7款商工費におきまして創業支援事業補助金100万円の追加は、本市で創業する店舗または事業所の新築及び増改築に対し補助しようとするものでございます。同じく7款商工費におきまして住宅改修等推進事業補助金1,300万円の追加は、中小企業の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに、良質な住環境の整備などを促進をするため補助しようとするものでございます。

10款教育費におきまして地元就業支度金助成事業助成金200万円の追加は、市内に居住し、かつ市内の事業者に就業する名寄市立大学の卒業生に対し支度金を助成し、本市に定着することを推進しようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして東児童クラブ運営事業費423万円の追加は、12月1日から開設予定の東児童クラブに係る運営経費について補正しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

15款国庫支出金で地方創生推進交付金325万円の追加は、冬季スポーツ拠点化推進プロジェクトほか1事業の交付対象事業の決定に伴い補正しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では防犯灯LED照明導入賃借料を追加しようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、認定こども園

施設整備事業ほか2件を追加し、名寄東小学校校舎改修事業ほか2件を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。細部につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。議案第7号の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思えます。2款総務費、1項3目情報化推進費の情報化推進事業費825万2,000円の追加につきましては、地方公共団体の情報セキュリティ強化対策としてメール及びデータ転送に係る強化システム及び機器を導入しようとするものでございます。

2款総務費、1項8目企画振興費の町内会活動支援事業費で町内会館等建設費補助金14万4,000円の追加につきましては、風連豊里町内会から町内会館の改修工事に係る補助申請に対しまして予算を計上しようとするものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の社会福祉一般行政経費837万4,000円の追加につきましては、各種事業の精算に伴う国、道費負担金の返還が生じたことにより補正を行おうとするものでございます。

同じく3款民生費、1項4目市民活動費の婚活応援事業補助金40万円の追加につきましては、未婚化、晩婚化の対策として出会いの機会を創出する婚活イベントに対し補助しようとするものでございます。

12ページ、13ページのほうをごらんいただきたいと思えます。3款民生費、2項3目保育所費の保育システム改修委託料77万8,000円の

追加につきましては、国の規則改正に伴いまして多子世帯及びひとり親家庭などへの負担軽減措置に伴う保育システムの改修経費を補正するものでありまして、財源といたしまして国庫支出金にて38万8,000円を予算計上させていただいております。同じく子ども・子育て支援運営事業費200万円の追加につきましては、保育対策総合支援事業費補助金としまして大谷認定こども園及び風連さくら保育園の園児管理システムの導入に対し補助を行うものでありまして、財源といたしまして保育対策総合支援事業費補助金150万円を予算計上させていただきました。

14ページ、15ページのほうをお開きいただきたいと思います。6款農林業費、1項2目農業振興費の名寄東部地区簡易給水施設修繕事業補助金31万7,000円の追加につきましては、名寄東部地区の共同飲料水供給施設改修に係る補助申請に対応し予算を計上しようとするものでございます。同じく多面的機能支払交付事業費3,615万2,000円の追加につきましては、施設の長寿命化に対する活動分として追加交付の決定がなされたことによる補正でありまして、財源といたしまして道支出金で2,711万3,000円を計上させていただきました。

恐れ入ります。16ページ、17ページのほうをお開きいただきたいと思います。8款土木費、3項1目河川総務費の河川維持管理事業220万円の追加につきましては、緊急的に改修が必要となった2つの河川につきまして予算を追加計上しようとするものでございます。

10款教育費、1項4目教育研究指導費の教育研究指導事業費134万7,000円の追加につきましては、特別支援教育学習支援員の増員に対し予算を追加しようとするものでございます。

20ページ、21ページのほうをごらんいただきたいと思います。10款教育費、7項2目体育施設費の名寄スケートリンク場管理運営事業費2,166万1,000円の減額につきましては、当初

南小学校グラウンドに開設予定のスケートリンクにつきまして南小学校外構工事によるグラウンド造成時の養生期間を確保するため、今年度におきましては昨年同様旧豊西小学校グラウンドにてスケートリンクを開設することとなったことから、管理棟などの事業費につきまして今回減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。恐れ入りますが、6ページ、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。14款使用料及び手数料、1項7目教育使用料の児童クラブ使用料120万8,000円の追加につきましては、新たに開設をいたします東児童クラブの使用料及び南風連の各児童クラブの増員に伴い、使用料を追加補正しようとするものでございます。

15款国庫支出金、2項5目教育費補助金の学校施設環境改善交付金5,545万8,000円の減額につきましては、名寄東小学校の校舎改修事業に係る交付金不採択に伴いまして予算を減額しようとするものでございます。なお、名寄東小学校校舎改修事業につきましては、8ページ、9ページの22款市債におきまして名寄東小学校校舎改修事業債として5,550万円を補正して対応してまいります。

お戻りいただきまして、6ページ、7ページのところになります。18款寄附金で民生費寄附金及び教育費寄附金合わせまして271万3,000円の追加につきましては、これまでいただいた寄附につきまして予算計上するものでありまして、寄附者の意向に伴い地域福祉基金に10万円、教育振興基金に200万円をそれぞれ積み立てるほか、交通安全推進事業費や国際交流事業費、文化事業費の財源として充当しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 二、三お伺いをいたしますが、議案第7号の4ページあるいは22ページ、23ページ関連ですけれども、行政報告にもありましたけれども、防犯灯のLEDの取り組みなどについてお話がありましたし、債務負担行為補正の中でも来年度から10年間1億3,830万円ということで、調書のほうにも関連をしますけれども、具体的にこれは財源の内訳について、それから防犯灯の数はまた9月に調査をするということで最終的な確定をするのでしょうかけれども、おおよそつかんでおられるというふうに思いますが、その状況、それから10年間どのようにその数を消化をされて、市内全域ということになろうと思いますが、面的にやっていくのか、優先順位をつけてやっていくのか、その状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

もう一つは、今後段に言いました23ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、前々年度末の最終合計が234億5,899万4,000円と当該年度末が282万7,506万7,000円ということで、これは近年市民の期待に応えようということで大型事業がずっと続いている数字のあらわれで、そうは心配をしておりますけれども、どちらかといえば島市政時代には緊縮財政でいろいろ400億円ぐらいあった市債の償還に力を注いでいただいたり、加藤市政になってからはここ数年総合計画あるいは見直しも含めてそれぞれ大型事業に手をつけてきておりますけれども、中期財政計画のときも議論はさせていただいておりますけれども、今後の状況について少しお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうからLEDの関係で御質問がございましたので、こういった形で整備を進めていくのだということでもよろしいでしょうか。実は、これまで26年、2

7年と学校の通学路周辺を含めて整備をLED化ということで、防犯灯あるいは街路灯も大通とかやりましたけれども、一部LED化を進めてきました。今回については、来年の4月以降につきましては10年間のリース事業ということで、防犯灯を既存の約3,200ございましてけれども、そのうち今七百少し整備が終わっているということで、残りの2,400につきまして防犯灯につきましてLED化を進めていくということでございまして。既存の防犯灯について、LED化になっていないものについて交換をしていくという中身になっております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） LEDの財源でありますけれども、これは全て一般財源での形になっております。仕組みとしては、LEDのリース事業者、こちらのほうに補助金が流れるという形になっております。合算ですけれども、約1,800万円程度の補助金が流れるということでございまして、単純にいたしますと1億3,800万円に1,800万円ですから、大体1億5,000万円よりふえるぐらいの事業費という形で今組んでいる、財源についてはそういう状況でございます。

それから、後段の地方債の関係でありますけれども、地方債残高ふえているという状況につきましては議員おっしゃるとおりで、大型事業が出てくるということでございまして、どうしても現在高ふえているというような状況はありますけれども、残高の中身につきましては交付税が入ってくるような起債を中心という形で今財政運営しておりますので、実質的ないわゆる自腹分については半分より下がるのではないかなということで考えています。これは、また計算させていただきまして、決算委員会の中で御説明していきたいと思っております。

それから、今後についてなのですが、起債そのものの償還条件について今考えているとこ

ろであります。1つは、利率が今非常に低い状態であるということ、それから起債の種類によっては償還の年数が非常に幅が出ております。過疎債ですと12年が標準ですけれども、大きな建物になると償還年数が長くなりまして、その中で償還するという形になっておりますけれども、償還年数に応じましてどのぐらいその年度において払わなければならないかというのも今後の財政運営については焦点になるかと思っております。その中で起債ではなく基金をある程度入れてみたり、いろんな工夫がこれから考えられることになってきますけれども、どれぐらいの事業規模になるか、総計の後のいろんな地域財政計画のところは今少しずつやっておりますけれども、その中で今後の財政運営について少し見やすい形でお示しできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） LEDの関係、先ほど聞いてまだ漏れている点が1点。どのような方法で取りかえをやっていくのかということで、それぞれ地域の中でもいろいろ各地から早期取りかえを要望されているかと思うのですけれども、いわゆる名寄市内全体的に効率的に、面的に整理をしていくのか、あるいは地域の要望をしっかりと反映した上で優劣つけながら、ある面では言葉悪いですが、ばらばらにやるのか、その辺についてのお答えを改めて聞いておきたいと思っております。

中期財政計画あるいは総合計画の議論がまたこれから年内ありますので、そのほうに詳細は譲りますけれども、今回の議案、4ページの地方債補正の追加の部分の償還の方法を今副市長も触れておりましたけれども、財政の都合によって据置期間及び償還期限を短縮もしくは延長、繰り上げ、繰り下げみたいなことで、自来ちようど金利が非常に下がっているということがありますから、名寄市側としてみればどっちの選択も財政状況を見ながら選択できるようにということなのですが、トータルとしてやっぱりどちらを市として頭に置

いておられるのか、改めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 防犯灯につきましては、これから現在市内に設置をされています防犯灯の位置ですとか、あるいは防犯灯の照度、これらを調査をいたします。その上で市内にあります防犯灯の台帳をつくりながら進めていくということになりますけれども、どのような、基本的には今設置をされている場所について、既存の防犯灯について取りかえをするということをごさしまして、場所を移動するとかということについては考えておりません。ただ、それぞれ町内会から増設の要望ですとか、そういった部分もありますが、その辺は今回の調査がまとまった段階でまた事業者のほうと協議を進めていきたいというふうにごさしまして、今既存の市内における防犯灯については一定程度市民の皆さんの要望に沿った内容になっているというふうにごさしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 起債の借り入れあるいは残高、いわゆる公債費の適正な管理という形になるかと思っておりますけれども、前提条件としてはやっぱり事業の厳選というところから始めなければならないというのは考えております。その上でもう一つ考えなければならないのがいわゆる健全化判断比率の中の実質公債費の分であります。これは、割と低目に今推移しておりますけれども、中身はやはり交付税が入ってくる起債を使っているというのが大きな要因であります。ここは、やっぱり堅持していきたいなと思っております。

それから、利率が今低いという状況でありますけれども、こればかりは今後どうなるかわかりません。そういったことも踏まえて、まず情報収集がこれから大事なことになるかと思っております。国の補正でいきますと、公共投資という部分に少し軸

足が移ってきているような情報も来ておりますので、そうなりますといろんな償還については今後大きく振れてくる可能性があります。まだ来年度予算あるいは総合計画の中でも個別事業の組み立て、今着手しているところでありますけれども、総体的に見てどれぐらいが一番いいのか、あるいはそして財政規律を守りながらどういう方法がいいのか、幾分時間をかけながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 財政管理については、橋本副市長ですから心配ないと思いますけれども、まさに金利の動向などについて財界の中ですら今の日銀の金融政策あるいはマイナス金利の問題についてはもういかげんにしたほうがいいのかという動向があったり、あるいは株や為替の関係が日本の経済運営について非常にまだ目の離せないことがたくさんあるような気がいたしますので、よりしっかり情報を取りながら、過度な負債はできるだけ圧縮をしていくということだというふうに思いますから、また総計の議論あるいは中期財政計画の議論の中で後に譲っていきたいと思います。

ちょっと私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、2,400だろうという今の防犯灯の残りについて、地域の声を優先をしながらばらばらにやって、例えば1年間300やるのなら、200でもいいけれども、あるいは北からやっていくとか、南からやっていくとか、東から、作業効率は業界のほうでは続けてやっているほうがもちろんいいのではないかと思います、その基本的な考え方だけ少し。正式には、また調査後中村部長の提案があらうかと思うのですけれども、改めて最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今回のリース事業につきましては、現在調査をいたしまして、この後具体的に取りかえの工事に入ります。12月、

1月、2月までについて、地域を限定ではなくて一括で全市的に残りの部分について全面的に取りかえをするという内容になってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第8号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ2,828万5,000円を増額をし、予算総額37億7,720万8,000

円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では委託料として21万6,000円、3款後期高齢者支援金等では支援金の額の決定により21万円、同じく4款前期高齢者納付金等では納付金の額の決定により7万1,000円、7款共同事業拠出金では107万8,000円、11款諸支出金では平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う精算返還金として1,976万2,000円、退職者療養給付費等交付金の確定に伴う精算返還金として656万2,000円、平成27年度国民健康保険特定健康診査、保健指導負担金の確定に伴う精算返還金として国庫分及び道費分合わせて38万6,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では国保の都道府県化に係る国保制度関係業務準備事業費補助金として21万6,000円を追加、9款繰越金では前年度繰越金のうち2,806万9,000円を追加するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第9

号 平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ4,066万7,000円を追加し、予算総額24億8,589万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。平成27年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還分として6款諸支出金に4,066万7,000円を追加するものでございます。

歳入におきましても同様に平成27年度介護給付費負担金等の精算に伴い9款繰越金に4,066万7,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第1

0号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号から議案第19号までの平成27年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び名寄市水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第10号から議案第17号までは平成28年5月31日、議案第18号及び議案第19号は平成28年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第10号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたい

と思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号外9件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第20号 名寄市議会会議規則の一部改正について、議案第21号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第22号 市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について、議決第1号 市長の専決処分事項について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議案第20号 名寄市議会会議規則の一部改正について、議案第21号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第22号 市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について、議決第1号 市長の専決処分事項について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、新行政不服審査法の施行に伴い、地方自治法による審査請求の諮問に係る議会の意見に関する根拠を明確化するための改正及び地方自治法に定める審査期間内に審査を的確に行うため根拠規定を設けるほか、市の行政手続条例に基づく審査の基準、処分の基準作成に当たり議会の権限を明確化するための検討を行ったことから規定を整備しようとするものであります。

また、これらの改正のほか、議決第1号 市長の専決処分事項については議会の議決で軽易な事項に限り行うことができる市長の専決処分について、上限の金額に関する規定の追加を行おうと



するほか、さきに議決いたしました議案第5号名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を廃止する条例の議決を受けて、軽易な範囲で認められる債権の放棄に関し、根拠規定を議会の権限として追加し、整備を行おうとするものであります。

以上、一括して提案理由といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第20号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第20号外3件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第20号外3件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成28年4月7日午前9時45分ごろ、名寄市風連町西町196番1、名寄市役所風連庁舎北側駐車場におきまして公用車を駐車しようとしたところ前方に駐車をしていた相手方車両の後部に過って追突し、破損させたものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が7万7,641円

を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 報告第2号 平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度から平成27年度まで事業を実施をしまいりました北斗・新北斗公営住宅建設事業及び名寄南小学校校舎屋内運動場等改築事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す

決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議長より御指名がありましたので、これよりJR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議案の提案を行います。

既に御承知かと思いますが、JR北海道は鉄道事業を抜本的に見直す方針を正式に表明し、秋までにJR単独では維持困難な線区を公表して地元の自治体との協議に入りたいとの考えを示しています。JRは、具体的な線区名は明らかにしていませんが、輸送密度2,000人未満の宗谷本線を含む11路線16区間が協議対象として有力視されているところであります。

これまで上川、宗谷、留萌20市町村5団体で宗谷本線活性化推進協議会を組織して、宗谷本線の高度化及び利便性の向上、沿線自治体の振興活性化のため、国や北海道などの関係機関に要請活動を行ってきているところでありますが、名寄市議会としましても先日開催した議会報告会におきましては市民要望として議会独自の活動を求める声が多くあったところであります。今回宗谷本線の沿線自治体の議会が連携して取り組むこととしており、名寄市議会としても意思を明らかにしていきたいと考えております。

以下、読み上げて御提案を申し上げますので、議員各位の御賛同を切にお願いするものであります。

JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議。

北海道、とりわけ道北に住む地域住民にとって、JR北海道の宗谷本線は自らが暮らすまちと、それぞれの都市を結ぶ大切な公共交通機関である事は論を待たないところであります。

そのような中、JR北海道は鉄道事業の大幅見直しの方針を打ち出し、地元自治体との協議を始める考えを示しました。その理由として経営環境

の悪化の改善が挙げられています。我々も、決してJR北海道の経営改善に反対するものではありません。

しかし、今回JR北海道が打ち出した経営改善策は、鉄道事業の規模縮小という手段で経営改善をしていこうという、縮小再生産的な手法としか思われません。JR北海道の経営は非常に厳しい事は理解していますが、同様に北海道、道内市町村も厳しい財政状況のなか、何とか知恵を絞って北海道の活性化、地域の活性化に取り組んでいます。

道北地域では国鉄の民営化に伴って天北線、名寄線、深名線の廃止を受け入れました。確かにバス事業への経営転換によれば、経営効率が上がる事は容易に試算、想定できる事です。しかし、上記の長大三線の廃止によって、転換バスの本数は増え、見かけ上は沿線住民にとって利便性が改善されたにもかかわらず、沿線地域のその後の著しい衰退を見れば、鉄道事業が単なる経営効率以上の大きな影響を地域に与えている事を、われわれ道北に住む地域住民は身をもって学んできました。JR北海道は国の基本方針である、地方の創生の理念と相反する経営規模縮小という手法を採るのではなく、いずれも財政難の団体である事を踏まえた上でも北海道、関係市町村、JR北海道の三者が中核となり、国、関係団体、地域住民の協力や知恵を借り、道北地域の活性化を図る事が、JR北海道の使命であり、ひいては道北地域の創生に繋がると考えます。

JR北海道におかれましては、今までにも増して、道北地域における主要交通機関の主役を担う使命を果たしていただき、共に地域の活性化に取り組んでいただきますよう強く要望するものです。

本市議会といたしましても、JR北海道はもとより、国や道及び市、関係団体や地域住民の皆さんと協力し、一致団結し、地域の活性化のため行動します。

以上、決議する。

平成28年9月1日、名寄市議会。

各議員の切なる賛同を求めて終わります。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、全議員による提出でありますので、この際質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

署名議員 川 村 幸 栄

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

署名議員 塩 田 昌 彦

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月2日から9月19日までの18日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月2日から9月19日までの18日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 1時21分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年9月20日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美  
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 白 田 進 君  
参 事 監 松 岡 将 君  
市 民 部 長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教 育 部 長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院 岡 村 弘 重 君  
事務部長  
市立大 学 松 島 佳 寿 夫 君  
事務局長  
こども・高齢者 馬 場 義 人 君  
支 援 室 長  
営業戦略室長 水 間 剛 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会 計 室 長 常 本 史 之 君  
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 靖 議員  
2番 山 崎 真 由 美 議員  
3番 野 田 三 樹 也 議員  
4番 東 川 孝 義 議員  
5番 川 村 幸 栄 議員  
6番 奥 村 英 俊 議員  
7番 高 野 美 枝 子 議員  
8番 佐 久 間 誠 議員  
9番 塩 田 昌 彦 議員  
10番 川 口 京 二 議員  
11番 山 田 典 幸 議員  
12番 大 石 健 二 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 高 橋 伸 典 議員  
16番 佐 々 木 寿 議員  
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜 田 康 子 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏  
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 奥村英俊 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

水害被害の状況と減災対応について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

本年8月は、台風が頻繁に発生し、北海道には8月18日の台風7号を初めとして過去最多となる4つの台風が上陸及び接近する事態となりました。その結果、大雨災害による甚大な被害の報告が全道各地から寄せられています。そこで、大項目1、水害被害の状況と減災対応についてお伺いいたします。

最初に、小項目1、8月の水害被害の状況についてお聞きいたします。名寄市においても風連別川や真狩川が増水し、20日には一部冠水の被害が出ました。被害の詳細についてお聞きいたします。

次に、小項目2、河川増水に対する減災対応についてお聞きいたします。地域の中では、大雨が降るたびに真狩川が氾濫する、6年前も被害があったなどの声が聞かれます。さきに被害を経験し

ていながら再び被害に見舞われるこの状況を解決する治水対策についてのお考えをお聞きいたします。

続いて、小項目3、農業被害に対する助成についてお聞きいたします。被災された方に話を伺うと、流された作物も痛ましいが、それ以上に流された土が痛ましい。肥えた土がなければよい作物は育たない。土は1年、2年では取り戻せないと悲痛な胸中を話してくださいました。災害に屈することなく、継続した農業経営を行う上での助成についてお聞きいたします。

最後に、小項目4、自主防災組織と高齢者避難についてどのような状況にあるのかお聞きいたします。

次に、大項目2、名風聖苑の環境改善についてであります。平成元年着工、平成2年から使用が始まった名風聖苑は、施設設置の目的から少しでも心静まる施設であってほしいと願います。しかし、既に26年を経過している施設であることから、環境の改善を求める声も聞かれます。最初に、小項目1、施設の状況についてお伺いいたします。

次に、小項目2、空調設備の改善についてお聞きいたします。近年では、北海道においても熱中症対策が必要なほどの気候変化が見られる中、夏期間においては冷房が必要になってきていると考えます。改善についての見通しをお聞かせください。

また、小項目3、高齢者に配慮した備品整備についてはどのような配慮がなされているでしょうか、お聞かせください。

次に、大項目3、地域おこし協力隊についてであります。最初に、小項目1、現状と課題についてお聞きいたします。

次に、小項目2、地域おこし協力隊に対する地域ニーズについてお聞きいたします。委嘱期間が終了した後に移住、定住していただくことへの期待は大きなものがあります。しかし、それだけがゴールではないと考えると、隊員に期待する地域

ニーズ及び設置者が求める姿とはどのような姿であるのかお伺いいたします。

小項目3は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と地域おこし協力隊についてであります。名寄市地域おこし協力隊・農業支援員設置要綱第3条に示された地域協力活動の項目を考えると、総合戦略で冬季スポーツの拠点化を目指す名寄市としては、スポーツ分野も絡めた形で地域おこし協力隊の姿を描くことができるのではないかと考えますが、見解についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1のうち小項目1及び4につきましては私のほうから、同じく小項目の2につきましては建設水道部長から、小項目の3については経済部長から、大項目の2につきましては市民部長から、大項目の3のうち小項目の1については経済部長から、同じく小項目の2及び3につきましては企画担当参事監からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目の1、水害被害の状況と減災対応について、初めに小項目の1、8月の大雨などによる被害状況について申し上げます。本年8月にありました大雨などによる災害のうち、特に被害の大きかった20日、21日の台風11号などによる風連地域における被害状況についてであります。まず河川の関係につきましては北海道河川である風連別川の堤防が一部洗掘したほか、丸三川、大沼川で河岸崩落、真狩川では橋梁、護岸ブロックの崩れ、無名川では土砂が堆積するなどの河川被害が合わせて24件発生をいたしました。

次に、道路の関係でございますが、日進御料12線橋が落橋、南2番東線で道路が崩落、池の上御料線及び御料11線などで土砂が堆積、忠烈布

4線及び29線道路などで路肩崩れなど合わせて16件の道路被害が発生をいたしました。このほか林道日東線で一部路面の崩壊や路面洗掘が発生をし、住宅の床下浸水は4件発生しております。

次に、農業被害についてであります。農作物被害農家は48戸となっており、55カ所で被害が確認をされております。農作物の被害状況といたしましては、水稻、大豆を初めとした冠水が50カ所で約88ヘクタール、スイートコーンを初めとした倒伏が3カ所で約6ヘクタール、カボチャ、タマネギの一部流出が2カ所となっております。農業施設では、ビニールハウスへの浸水が9件30棟、用排水路の破損や埋没が11件、のり面、あぜの崩壊が7件、農道、取り付け道路の破損が2件、農地の表土流出が2件など合わせて43件となっております。

最後に、災害発生時の避難所への避難状況についてであります。旭コミュニティセンターに9世帯15人、東風連子供と老人福祉館に4世帯9人、風連農村環境改善センターに1世帯2人、ふうれん地域交流センターに1世帯2人、合わせて15世帯28人の方々が避難をされております。

続きまして、小項目の4、自主防災組織の現状と高齢者避難について申し上げます。自主防災組織につきましては、市内81町内会のうち約20%に当たります17町内会で組織が設立されている状況でございます。活動内容につきましては、各組織によって異なりますが、避難訓練や炊き出しあるいは研修への参加など積極的に取り組みが進められてございます。高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難につきましては、地域の方々の力で助け合う共助が重要な役割を果たすものと考えておりますので、今後とも災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、地域における自主防災組織の設置及び育成に向けて町内会への働きに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者の避難についてでございますが、避難が困難であるなど漠然とした不安から

御心配をされている高齢者の方も多いと伺っておりますが、高齢者の方々においては早目の避難や平常時から近所と顔の見えるおつき合いを通じた避難支援の確保が重要なポイントになります。

また、台風11号、9号の大雨対応では、北海道全体の現状も見えてきておりまして、水防活動を担う方も高齢化をしているという課題もありますことから、迅速、確実な避難達成のため、世代を問わない積極的な意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、避難所に入ることだけが避難ではございませんので、親戚や、あるいは近所の方などの頑丈な建物や近くに安全な場所があればそこへの移動による避難もありますことから、各自が避難の考え方に沿った命を守る行動がとれるよう意識啓発などを進めてまいります。

なお、避難所では一時的に命を守ることが主の目的となりますので、平常時の快適な環境が全て確保されるわけではございませんが、基本的には保健師を配置することとしており、また高齢者や障害のある方など体調が悪くなったり、介護が必要な場合には福祉避難所に移動していただくことも想定してございます。災害時には、全てのサービスを自治体が行うことは困難となりますので、自助、共助の取り組みにも期待をしながら、避難所のあり方を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、近年の大雨はこれまでの想定を超えるものであり、激化の一途をたどってございます。特に20日から23日の大雨に関する事前の防災情報につきましては、これまでにはない長い時間の警報予告と24時間で150ミリ以上の降雨が予想されていたことから、大河川を視野に入れた防災活動として命を守ることを主軸とする活動に移行しての取り組みとなっております。また、名寄市では平成28年3月末に水害用のタイムライン案を作成し、運用を図っており、これからの防災活動につきましては局所的な観点の対

応ではなく、資機材やポンプを初め水防活動に当たる人員につきましてもタイムラインを中心とした大河川の氾濫への備えが求められていることから、これに対応してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、水害被害の状況と減災対応について、小項目2の河川増水に対する減災対応についてお答えいたします。

8月20日から21日にかけての台風11号の影響により、風連地区において道路の路肩崩れや河川の河岸崩れ、一部の河川で越流による被害が発生しました。大雨による河川や排水の被害につきましては、河川の整備状況により対策の手法が変わってまいります。整備済みの河川においては、河川の水量に耐えられるよう護岸にコンクリートブロックを施しており、あわせて増水に対応できるよう両岸を高く盛り上げた堤防を設置しているところです。しかし、昔ながらの堤防やコンクリートブロックなどの整備をしていない未改修の河川もあります。

議員からの御指摘がありました真狩川につきましては、国の農業事業により農業排水路としてコンクリートブロック等による整備を既に行っており、後に市が引き継ぎ普通河川として位置づけて管理しているところでございます。この排水路として整備された真狩川につきましては、農業事業による補助事業の採択基準により整備を実施していることから、集中豪雨等に対応した整備水準となっておらず、その対応を講じたものでもございません。また、コンクリートブロック等での護岸整備や河川の用地整備も行っていることから、治水対策として河川断面を大きくするなどの対応は難しい状況であることから、市の河川維持補修工事の範囲内での対応としてきました。平成22年7月の大雨では、風連市街地に真狩川からの濁流

が流れ込み、多くの住宅浸水の被害が発生しましたが、平成23年度に河川に堆積した土砂の床さらいを行い、平成24年度には越流水防止のため河川管理用道路のかさ上げと鋼矢板設置工事を行いました。これらの対応を行ったことから、今回の大雨では越流はしたものの被害は以前より軽減できていたと思っております。しかし、今回の大雨により再度越流が確認されたことから、鋼矢板や布団かごなどを設置し、河岸をかさ上げる対応などについて検討しているところです。市が管理する普通河川につきましては、国の補助制度がないことから、河川改修等に多額の工事費や河川用地取得などの課題もあることから、今後も引き続き維持補修工事費により課題解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 川田経済部長。

**○経済部長（川田弘志君）** 私からは、大項目1、水害被害の状況と減災対応について、小項目3、農業被害に対する助成についてお答えさせていただきます。

今回の災害における農業災害につきましては、農作物においてはカボチャやタマネギの流出による被害がありましたが、多くは冠水や倒伏などの被害となっており、現時点での作物への影響は限定的なものと認識しております。また、用排水路など農業用施設につきましてはのり面の崩れやトラフの破損などの被害がありましたが、土地改良区等のそれぞれ施設を管理する機関において収穫後などの時期を見て対応する予定となっております。農業被害に対する対応につきましては、道北なよろ農業協同組合とも被害状況や生産者の状況を含め対応を協議してきたところですが、現段階では経済的な影響は限定的との判断から、冠水などによる生育への影響に対する営農技術対策等において関係機関での協議のもと指導を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

また、今後においては収穫の状況を見ながら次年度における再生産への影響等を確認した上で関係団体と対応について協議してまいりたいと考えております。

次に、大項目3、地域おこし協力隊について、小項目1、現状と課題の分析についてお答えいたします。これまでの経過としては、地域おこし協力隊制度を活用し、農業支援員として平成25年度より採用を開始し、現在4名の方が地域において活動されています。現在の活動状況としましては、風連日進地区において3名、東風連地区において1名が地域の農業者の方々の協力により栽培技術や農業経営に関する研修に取り組んでいるところです。また、協力隊としての期限を終え、独立就農を目指す方については農地の取得や資金対応などについて相談、支援を行っているところです。

課題としましては、昨年度より新たな採用者がいないことが挙げられます。平成27年度においては3件の応募があったものの、いずれも辞退をされており、採用はなく、現在も募集活動に取り組んでいますが、現時点で応募がない状況です。原因としましては、応募いただいた方が目指す農業のスタイルと名寄での就農条件が合わないといったことや全国的に農業法人の雇用改善により就農者が増加していること、また地域おこし協力隊制度に取り組む自治体の増加などがあり、特色あるPR活動等が求められています。こうした状況を踏まえ、名寄での就農形態についての的確に伝えるとともに、募集活動について内容、手法などについて検討してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 三島市民部長。

**○市民部長（三島裕二君）** 私からは、大項目の2、名風聖苑の環境改善について申し上げます。

初めに、小項目1の施設の状況についてですが、旧名寄市、旧風連町がそれぞれ設置をしていた旧火葬場につきましては老朽化が著しい上に待合室



などの施設も狭隘で、さらには公害防止装置のない旧形式の炉であったことから、施設の将来を見据えた中で、当時北海道内でも初めてとなる名寄市、風連町の共同施設として火葬場が建設をされ、広域行政の推進と財政の効率的な運用を図ることを目的に平成2年9月から供用を開始し、26年が経過してございます。建物につきましては、平成21年度に屋上防水、外壁塗装の改修を実施しており、内装では障子の張りかえや畳の張りかえ等経年劣化に伴う修繕を行ってきており、現状では和室の壁など長年使用してきたことから、若干くすんできている現状でございます。

一方で、高温で運転をされる火葬炉の整備につきましては、使用中の故障を未然に防止することにより安定的な機器の運転を目的に定期的な点検整備を行うとともに、炉自体の耐火物の交換や燃焼炉のバーナー等交換など耐用年数に応じ計画的に部品の交換を行ってまいりました。今後におきましても計画的な施設の整備を心がけ、快適な空間を維持していきたいと考えております。

次に、小項目の2、空調設備の改善につきましては、多くのほかの施設もそうですが、開設の当初から暖房設備しかございません。夏の間は扇風機とうちわを準備している現状ですが、当施設を利用する方は葬儀等のさなかにあつて心身ともに疲れている中、喪服等正装での利用であります。御指摘をいただきましたが、近年の気候変動で北海道におきましても熱中症対策が必要となっておりまして、空調設備の改善、冷房の導入について施設の利用状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の高齢者に配慮した備品整備につきましては、車椅子を初め和室控室には低座卓椅子を配置、膝が痛い等の利用者にはロビーの応接セットを御利用をいただいております。少しでも癒やされる空間であることを目指して、今後とも利用状況や要望等をお聞きしながら必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） それでは、私からは大項目3、地域おこし協力隊について、小項目2の地域おこし協力隊に対する地域ニーズについて申し上げます。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移動して最長3年間地域に居住し、地域協力活動を行いながら、定住、定着を目指すとともに、あわせて地域力の維持、向上を目的としております。本市におきましても地域おこし協力隊の募集時におきまして農業者宅での作業従事による農業研修に加え、地域貢献活動にも従事していただく農業支援員として地域おこし協力隊の委嘱を行ってきており、草刈りや屋根の雪おろしのほか、自身の才能や能力を生かした地域貢献活動を行うなど積極的に地域とかかわりながら活動をしていただいております。したがって、本市といたしまして地域おこし協力隊に期待する姿といたしましては、農業労働力・担い手としての定住をいただくことだけではありませんで、地域に大きな刺激を与え、地域の活性化につながる活躍をいただけることを期待しているところでございます。

続きまして、小項目3、まち・ひと・しごと創生総合戦略と地域おこし協力隊について申し上げます。昨年10月に策定いたしました名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の一つといたしまして、冬季スポーツの拠点化を掲げ、取り組みを進めてきているところでございますが、農業支援員としての地域おこし協力隊を募集する際に農業研修に加えて、例えば冬季スポーツの振興に御協力いただく、あるいはみずから冬季スポーツを楽しみながら理想とする暮らしや生きがいを発見して定住、定着に向けた活動をしていただくなど、冬季スポーツの拠点化を目指すまちだからこそできる特色を大きく示すといったことも検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれに御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、水害被害の状況と減災対策についてですが、河川といいましてもいろいろな河川がございますし、その等級等も違いがあって、管理をするところも国、道、市とさまざまであるということについて、私も今回さまざまな機会に学ばせていただきました。その中で特に既に改修等一定の工事が終わっている河川について、市で維持管理ということでの改修というところで対応を迫られているという御答弁があったと思えますが、維持補修工事の範囲というものはやはり床ざらいですとか、雑木の処理ということになっていくのかなというふうに思えます。しかし、先日7月に議会報告会を持たせていただきましたときに、その中でも地域の方からやはりその点にかかわってのさらにとこの要望を求める声がありました。今回川を見てまいりますと、真狩川につきましても風連別川につきましてもまだまだ1カ月が過ぎるところですので、大きな材木等ひっかかったままになっています。その処理について今後進められていくと思えますが、被災した後の維持補修、それから被災するまでの定期的な維持補修、その点についてもう少し具体的な補修工事についてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今山崎議員のほうから今回のような大雨の災害が発生した場合にそれ以降どうするのか、あるいはそれまでの間どういう維持補修をしていくのかということの御質問かというふうに思いますが、現状としては22年、26年、それぞれ大雨によりまして河川において護岸が崩れるですとか、そういった被害が発生しました。その都度補正予算をつけて、原状を復旧する、直すということでやらさせていただきます。

ております。今回もそうですけれども、やはり大雨の際には河川に沿っていろいろ解消しなければならぬ箇所が出てくるというのは実態としてありますが、発生をした河川において全て護岸整備をするですとか、そういう状況には実はございません。したがって、災害が発生をして以降、護岸の崩れ等について原形復旧をするというのが一つの補修工事ということで考えてございます。あと、そのほか河川の中に雑木とかが現行ある部分については、単年度予算をつけながらそれぞれ対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） お答えいただきました中身につきまして、やはりその地域で実際被害に遭われて困られている方たちは、とにかく早い復旧を願われているわけですけれども、その点について見通しが持てるということでの安心感というのはあると思われます。今中村部長から御答弁いただきましたこれからの見通しを具体的に取りますと、これから地域の方へはどのような具体的な方策が伝わっていくのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 地域の方に対して具体的にどうということの御質問でしたけれども、先ほども言いましたけれども、現状それぞれ大雨によりまして河川が河岸が崩れたり、のり面含めて、道路の場合はのり面とかとありますけれども、河川については原形復旧について当面全力でやらさせていただきますという考え方にありまして、このことについて地域の皆さんにここの現場が崩れたのでというような御報告については特に差し上げていません。私どもが現地を確認しまして、原形復旧をするということになってございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 具体的な姿を見せる

ことで、それが間接的に地域の方に伝わっていくということであると捉えます。調査等に入ってきている、作業を具体的にされている現場にやはり地域の方も見に来られておりますので、そのときに話が交わされているところで、地域の声というのは吸い上げることができるのではないかといいふうに思っています。仕事をしていただける、そのことについて安心感は持っておりますけれども、その点についてなかなか捉えにくい方たちもいらっしゃいますので、そういうところで実際の現場できちとした見通しについて話されるような機会がありますと、地域の方たちもより一層見通しを持った農業経営ですとか、地域の生活についての安心感を持たれると思っておりますので、その点についてはより一層ソフト面でのといいますか、心に寄り添うような対応を求めたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、例えば日進の12線橋が落ちておりますけれども、それについては原形復旧ということではしか対応することはできないのでしょうか。例えば落ちた橋は木橋になっております。その木橋についても中にはもう少し頑強な大型機械を乗り入れることができるような機会にならないかというような声も届いてきてはいるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今具体的な現場についてのお話ということでございました。私もこの議会最終日に災害、被害において一定の補正予算も組みながらやらせていただきたいというふうに考えてございまして、今の橋についてもその中での対応をさせていただきたいというふうには考えてございます。

なお、この橋につきましては、以前からまちづくり懇談会等では大型の機械をぜひ通れるようにというようなお話もいただいておりますので、その点も踏まえまして対応はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 後ほど提示していただけるということですので、そのことをまた確認させていただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。防災にかかわっていろいろな地域での自主防災組織ですとか、対応がとられているということで、私の住まいしております風連町の西区町内会でも防災ラジオを設置していただいているということで、町内会長さんからも見せていただいたりする機会があって、具体的なやり方についても確認はさせていただいているところですが、名寄市の場合は1つの町内会に3台の防災ラジオの配置になっているのではないかといいふうに考えています。今後防災行政無線ですとか、もう少し各家庭に瞬時にいろいろな情報が伝わるような仕組みの構築を考えておられるところはないでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ただいま山崎議員のほうからは、市民に対する防災情報の伝達のところにかかわって、ラジオをお配りしていますが、そのほかの方法も含めてという、そういう御質問かと思っております。まず、ラジオの配付につきましては、これは議員が言われますように基本的には各町内会3台を配付をさせていただいていることとあります。ただ、特別の事情がある地域については、個別の御相談もいただきながら、そこについては一定の考慮もさせていただいているところとあります。この間も申し上げている部分はありますけれども、市民の皆様に対する情報伝達の方法については、これは複数で確保させていただきたいというお話をさせていただいているかと思っております。その一つの方法の代表的なものが実は防災ラジオということとあります。これの特徴は、本人が意識しなくても自動的にラジオが立ち上がりますので、そういう意味では必然的に気づ

きにつながるというところがあるかと思えますし、ラジオでございますので、地域の細かな情報についても伝達できるのが一つの有利性があるのではないかとということで実施をさせていただいているものであります。

それと、もう一つ、市民の皆さんが多く活用いただいている、特に議員の皆さんもお気づきだと思いますけれども、実はLアラートということで、これはシステムに入力することによりまして皆さんが携帯をしております電話のほうに、スマホや何かに瞬時に情報が流れるという形になっておりますので、いろいろな集まり、私どもも防災の関係で集まったりしますと、さまざまな避難情報を出したときにはLアラートが起動して携帯電話が鳴るところも確認をさせていただいておりますので、そういった部分も含めてやらせていただいております。これらも含め、あるいはホームページ等も含めたり、あるいは町内会長さんに直接連絡をしたりして市民の皆さんに少しでも早く情報が伝達するようということで、この間も工夫をさせていただいております。

現状の中でいいますと、まずこれらの方法についてより一層検証を進めていく必要があるだろうと思っておりますので、まずは現状の方法について検証を進めてまいりたいと思っておりますが、その検証の中で現在の情報伝達方法が不足している、あるいは新たな方法などがあるということであれば、これについては調査研究をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今検証を進めていきたいというお言葉を聞かせていただきましたので、そこについてはぜひやっていただきたいと思っています。複数の情報をキャッチするシステムがあったとしても、それを多く使えるという人たちはその情報をキャッチしたときにすぐに自分がどのような行動をするかということの判断ができる人たちではなかろうかと思えます。高齢者でひとり

暮らしの方という方もふえている名寄市の状況を思いますと、やはりその方のところに瞬時に連絡が届くようなという、そういうものの必要性を感じています。だからといって逃げられないのであれば不安を余計に助長するのではないかという考えもあろうかと思えますが、私自身は兵庫県で生まれておまして、日本海のそばでありましたので、毎年台風から逃げてまいりました。兵庫県は、平成7年に神戸の大震災を経験しておりますので、やはり防災行政無線の必要性については身をもって感じて生活してきた人間であります。これについては、毎回朝と夕方について必要な情報が流される。防災に対しての情報だけではなく、市として必要な情報が流されるということで、高齢の方もそれが鳴らなければその無線が機能していないのだということを確認することができて、担当の市役所のほうに連絡を入れるという、そういう仕組みも構築されています。そういうものが名寄市にとってどうなのかということは今後の検討になりますけれども、やはりそういうものが必要な気候変動の世の中にきていくということについては強く求めたいと思えます。特に冬がありますので、子供たちの登下校にかかわっても毎回この吹雪の状況の登下校がどうなのだということは各家庭で心配の種になっております。それも含めて一考いただく価値はあるのではないかと思いますので、そのことについては求めておきたいと思えます。よろしく願います。

ちょっと時間が気になりますので、次に進ませていただきます。名風聖苑の環境改善についてですが、先ほど冷房の必要性についても御確認いただいていると捉えられる御答弁をいただきましたので、これについてはぜひお願いしたいと思えます。やはり日本は昔からそういう見送る場で和服を着るという女性の日本古来の服装もございまして、それについてぐあいが悪くなっている方の話も実際耳に届いています。ですので、この点についてはできれば今年度の中で予算の措置を検討

していただいて、来年の夏にはというような早い時点での設置をお願いしたいというふうに思っています。これも議会報告会の中で市民から聞かれた声ですが、やっていただいていることはわかるけれども、どうして上げた声の手応えがこんなに時間かからないと届かないのでしょうかという声をいただいております。ですので、やはり必要だと思われることについての早急な動きということについてはお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 質問いただきました。とりわけ和装の女性の方など、例えば夏、7月から8月ぐらいの参列は大変に大変だろうと容易に想像ができます。スピード感を持って当たってほしいということで、改めて質問いただきました。例えば全館を冷房したらどうなのかという場合、それと控室だけ空調をそろえてはどうか、いろいろパターンがあるかと思えますけれども、名寄市の公共施設等管理計画とのバランスもございまして。何パターンか改修費用そろえさせていただいて、庁内議論、予算協議を含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきましたように、ロビーについては広うございまして、控室、和室が3室ありますし、そのロビーも含めてということになると予算がどのようになってくるのかということについても具体的な見積もりをとっていただかなければいけないと思えますけれども、いつとこのことだけではなく、やはりこれからという一定の期間を考えるとところでの御判断をいただきたいと思っておりますので、どうぞその点についてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3点目の地域おこし協力隊について質問をさせていただきますけれども、地域おこし協力隊今現在4名の方が入ってくださっています。日進地区に3名と東風連地区に1名の方、いろい

ろな日進の行事ですとか東風連の行事では顔を合わさせていただいて、親しく話ができるような状況をつくっていただいておりますので、それぞれ農業を中心に活躍いただいているなというふうに思っています。でも、その方の人生をかけて名寄市を選ばれて、ここで今過ごされているということ、それから3年が終わった後のその方の御自身の人生設計、そこと名寄市の思い描く姿、求める姿がどのように合致していくかということにつきましてはどんなやりとりがなされているのかとふと思うことがございまして、今現在いらして下さっている方々とのそれぞれ受け入れている地域ですとか農家というところを超えて、名寄市としての、設置者としての思いの吸い上げといいたいでしょうか、その点についてどのような具体的な方策がとられているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 現在地域おこし協力隊の皆さん、4名の方が活動いただいております、その方々の意見のやりとりなのですけれども、営農シーズンに入りますと月に定期的にお集まりをいただいて、それぞれ意見交換をさせていただいております。冬期間になりますと振興センターのほうで研修をしていただくというふうになりますので、それぞれの営農の目指す姿ですとか、そういった方面についてはその場でいろいろ指導を含めて研修をさせていただいているという状況でございまして、隊員の皆さんの一定の御意見なり進むべき方向の中でそういった御協力はさせていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） その中で4名の方から名寄市に対しての課題といいますか、もっとこのような姿をといて求められるような声というのは上がってきてはいないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○**経済部長（川田弘志君）** 研修の内容等について御意見を伺うことはございます。それは、意見交換ということでございますので、まず私ども農業者になっていただきたいという前提の中で支援員を公募させていただいて採用しているという状況でございます。その中であっては、研修方法についてやっぱりそれぞれ目指す農業の姿もございまして、そういった部分での御意見はいただくこともありますし、研修先の問題、そういったことで御意見を交換することはございますけれども、いずれにしても地域の方々の本当に懸命な御努力もいただいて、この制度は運用させていただいておりますので、そういった意味では地域の方に感謝をしているというのが実情でございます。

以上です。

○**議長（黒井 徹議員）** 山崎議員。

○**2番（山崎真由美議員）** 今御答弁いただきました内容につきましては、おおむね営農ということ、それから農業という研修の分野がある程度限定されたものであるというふうに思っています。研修先で仕事をされている姿をそんなに多くはないのですが、たまに見せていただいたり、それから地域のお祭りですとか、そういう事業の中で過ごされている様子を見てみると、その地域の中はうまくいっているというふうにももちろん思っていますし、だからといってよりベターを目指す必要がないというふうにも思わない状況があるのですが、先ほど申し上げました地域おこし協力隊、それから農業支援員の名寄市の設置要綱、その中の第3条は（1）番が農業の研修に関する活動、（2）番が住民の生活支援に関する活動、（3）番が地域おこしの支援に関する活動、（4）番はその他地域振興に関する活動と4項目が挙げられておりますので、今は名寄市は農業ということで主に進められていて、そのように動いてくださっていて、この後ももちろん期待している望ましい姿がおおむね見えてきている状況かなというふうには思いますが、農業に特化した上で、さらに地

域の地域おこし、その部分ですとか住民の生活支援に関するという部分についての活動をどのように捉えていけばいいのか、どのように捉えておられるのかという部分についてお聞かせいただきたいと思います。

○**議長（黒井 徹議員）** 久保副市長。

○**副市長（久保和幸君）** 山崎議員から地域支援員ということで、農業支援員ですけれども、要綱を定めて4点にわたって、今御指摘のあったとおりなのですが、そもそも地域おこし協力隊という制度はやっぱり地域、その文言で示したとおりでありますので、いろんなジャンルとか領域で御活躍いただける方を創生するという意図が前段あったわけでありまして、とりわけこの地帯は基幹産業を農業としておりますので、農業者としてしっかりとなりわいとして位置づけができる方を招請しようということで、それぞれそういう意図を持ってこれまで進めてきたところであります。

山崎議員御承知だと思いますけれども、農業は本当に大変な職種と言ったほうがよろしいでしょうか。技術は営農技術だけではなくて、そこは農村社会を形成する担い手としても地域活動を一緒にしたりとか、あるいはさまざまな気象学も含めて天候に左右される、そういう職業でもありますので、まずはそこをしっかりと習得していただきたい。そのために名寄市として何ができるかというと、農業振興センター等々、そこでしっかりした営農技術を学んだり、あるいは今後の自分の描く農業の姿をしっかりと求めていただくなりことで進めていってございまして、特に冬場のあいている時間等々については座学等々で進めてきていて、どうか3年たった今で就農の道が開けてきたという段階に入っているところであります。山崎議員おっしゃるように、そのほかにも課外というか、農業以外のことで貢献できることが多々あるのではないかなというふうに、そういう指摘がありますが、まさにそういう指摘は私どももしっかりと受けとめているわけでありまして、

この地域で生活してみて、この地域に気づいた点とか、医療だとか、子育ての関係や何かでも御意見いただいているところでもありますので、そういうところを十分に踏まえて、今4人の方研修ということで入っておりますけれども、地域と私どもと、それと支援員と3軸でしっかりと今後の地域社会の形成だとか、あるいは農村のあり方だとかということも含めて詰めていきたいというふうに思っていますので、今までもそういうふうには進めてきているのですけれども、さらに充実させていきたいと思っていますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 本当に今入ってきている4名の方は、よくやってくださっていると思います。今の4名の方に続く方たちが同じように毎年決まっていけば、その方法で進んでいけばいいというふうに判断できるのだと思うのですが、今回も決まっていないという状況がありますので、その点についてどこをどう改善していかなければいけないのか、どのように分析していけばいいかということをおもうわけです。そう考えたときに今久保副市長からの御答弁にもありましたように、農業は本当に自然相手の厳しい部分がございますので、そこだけを特化してしまいますとやはり二の足を踏む方も多くなっていくのではないかなというふうに思っています。現実はもちろん現実として伝えていかなければいけないですし、受けとめなければいけませんけれども、その現実を認識した上で、では何を夢として描くのかというふうに思ったときに、やはり名寄は冬季スポーツ、農業については冬の時間をどう過ごすかということをそれぞれの農家の方が考えておられて、新たな作物に挑戦されている方もおられますし、冬はスポーツに時間を使いたいの、冬の時間をとれるように夏の作物はこれをつくるのだという話をしてくださる方もあるので、そのところで

地域おこし協力隊について冬のスポーツと何とか絡めるところができないのかということについての提案をさせていただきたいなと思っています。東川町などは、子供のスポーツの指導に特化して地域おこし協力隊を募集していますし、私は総合型地域スポーツクラブをやっていますので、羅臼町には私の仲間です。ことし4月に地域おこし協力隊で総合型地域スポーツクラブのスタッフとして仕事を始めた方もいらっしゃいます。そういうことも含めて農業を主軸に置きながら、そこに何かをつけ加えることについてというところについての見通しが展開が求められないかということについて、そのお考えについてお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 山崎議員から御指摘いただいた点については、まさに今まで農業だけで支援員を募集したということが多かったなということをお改めて検証していきたいと思っています。それで、名寄の魅力、名寄で生活する、あるいは名寄で楽しんでこれから営農にも励みたいというのが農業だけではなくて、さまざまな冬季スポーツという、そういう御提案でありますけれども、このことも基本に置きながら、いろいろ支援員の募集については検討に入らせていただきたいと思っていますので、その点についてお答え申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひお願いしたいと思っています。本当に名寄市、例えば介護現場でも保育の現場でも人を欲しい箇所がたくさんございますので、それを全部話しているとポイントが絞れなくなりますけれども、やはり農業という名寄の基幹産業を一番に軸に置きながらということについての見通しを、夢を話し合うということについては、地域を巻き込んでどんどん進めたいというふうに思っておりますので、これ

も余り時間を置かない形の中で多数の意見を吸い上げていただきたいというふうに思っています。そのことを求めて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

観光の振興について外2件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

最初に、観光の振興についてお伺いいたします。名寄市の観光振興計画は、名寄市総合計画第1次の後期計画観光部門の具体的なアクションプランとして定められ、その計画の施策目標は名寄市民の満足度アップ、いつでも名（ひと）が寄ってみたいまち名寄、名寄知名度向上、観光関連人材の連携、育成の4つの方向性に分けられ、計画の理念、目標が設定をされておりました。具体的な戦略スケジュールは、平成24年から25年度は事業整備期間として、24年度は播種期、25年度は育成期、平成26年度から28年度は事業展開期間として、26年度は開花期、27年度から28年度は収穫期として位置づけられております。各年度の名称は名寄の代表的なイメージの一つでありますひまわりに例え、播種期、育成期、開花期、収穫期と名づけられております。さらに、平成29年度から33年度は事業拡大期間として観光入り込み人数の数値目標を平成22年度見込み客数より50%増加の目標となっております。

また、その計画内容は名寄市には四季折々に楽しめるピヤシリスキー場、望湖台自然公園、なよろ健康の森、そして10周年を迎えたサンピラーパークなどすぐれた自然環境を生かした環境資源が多くあり、旅行者のニーズも多様化していることから、その中で体験型観光のニーズに向けて充実を図るとのことでありました。その中でひまわり観光の現状と課題についても分析がなされてお

り、当市でのひまわり栽培は昭和62年度から始まり、平成3年度からは10ヘクタール以上の作付がなされ、夏の象徴的な観光資源として市民にも認知され、開花期間中は観光客誘致の牽引資源として、さらには名寄市のシンボリック資源として各種パンフレットにも取り上げられているとのことでした。こうした長年にわたる取り組み成果により、平成22年度には映画「星守る犬」のメインロケ地になったことは市民の皆様も記憶に残っていることと思います。

また、持続可能な年間交流人口の増加を図るために、行政、観光協会、民間、市民それぞれが果たすべき役割を認識し、相互に連携協力する協働の取り組みの中で効果的な事業を進めていくとのことでありました。それぞれの具体的施策実行に当たっては、各年度の検証結果に基づき新たな施策が実行されていると認識をしております。

そこで、小項目の1番目、平成27年度の行政評価についてお伺いをいたします。各種の施策の中で、観光資源の充実に向けて行政の役割、民間、市民との連携、そして観光協会など観光関連団体との情報共有を含めた連携はどのように推進をされてきたのかお伺いいたします。また、知名度向上に向けた具体的施策についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、ひまわり事業についてお伺いいたします。当市のひまわり観光については、先ほど述べましたとおり昭和62年に始まり、約30年の歴史が刻まれております。そこで、夏のひまわり観光について、作付面積と観光入り込み人数の推移、そして今までの取り組み経過と今後の展望についてお伺いいたします。また、ひまわりをブランド化していくための具体的施策についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、広域観光の連携についてお伺いいたします。広域連携で地域活性化を推進する目的で、ことしの6月23日に名寄市、美深町、下川町による北・北海道インバウンド促進



協議会が設置されております。当市を含めた美深町、下川町、それぞれに今まで推進されてきた実績をベースに行政、民間、そして観光協会とのより緊密な連携が重要になると思っておりますが、当面の具体的施策についてお伺いいたします。

また、国土交通省は、テーマ性、ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した広域観光周遊ルートの形成を促進し、海外へ積極的に発信する広域観光周遊ルート促進事業を平成27年度より進めております。昨年6月に全国7つの広域観光周遊ルート形成計画の設定が行われ、具体的な取り組みが進められております。さらに、地方創生の一層の促進の観点から、ことしの4月26日から5月18日まで広域観光周遊ルート形成計画の追加募集が行われました。この期間に4件の応募があり、有識者委員会において応募された4件の計画が認定をされております。その一つに日本のてっぺん。きた北海道ルート。が採択をされております。計画が発表されて間もないわけですが、このルートには当市も含まれており、今後どのような取り組みを進めていこうとされているのかお伺いいたします。

次に、大項目の2番目、地方創生事業の進捗についてお伺いいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けては、平成27年度に当市の今後の5年間の基本目標に沿って取り組むべき施策の基本的方向が示されております。具体的な施策実行に向けては、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るために地域活性化・地域住民生活等緊急支援金を活用した中でいわゆる地方創生先行型の事業が推進をされております。

そこで、小項目の1番目、大会、合宿誘致事業についてお伺いいたします。当市では、ことし2月に開催された全国中学スキー大会を初めとして各種の冬季スポーツ大会が実施をされております。具体的運営実施に向けては、関係者並びにボランティアの皆様は大変御苦勞をされていると思っております。しかし、名寄市民に対しての周知及び理

解が不足しているように思われますが、周知に対しての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

また、効果検証調書において合宿誘致に必要な機材を整備することで、誘致活動がさらに加速したと報告をされておりますが、具体的内容についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、農産物のブランド確立事業についてお伺いいたします。当市は、基幹産業である農業の一層の推進を図るために作付日本一のモチ米を生かした取り組みが進められております。そこで、モチ米文化を創生するためのもち米サポーターの養成やモチ米を使用した補助食品のPRに向けての具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

また、信頼される産地づくりを進め、実需者へのブランド力を高める施策はどのように進めてこられたのかお伺いいたします。

次に、大項目の3番目、新名寄市病院事業改革プランについてお伺いいたします。新名寄市病院事業改革プランは、昨年10月に着手され、ことしの3月までに6回にわたる改革プランの策定検討会議が開催をされております。その結果をもって6月16日から7月15日までパブリックコメントの手続が実施され、市民からの意見により一部修正が加えられ、平成28年度から平成32年までの計画が策定をされております。名寄市立病院は、地域地方センター病院、災害拠点病院として、また道北の基幹病院としての役割を果たしており、平成27年8月には救命救急センターの指定を受け、一般診療から高度特殊医療、急性期医療から慢性期医療、いわゆる1次救急から3次救急まで全ての医療を担っております。さらには、サテライト診療や地方への医師派遣など地域医療支援事業も含めて当市はもとより上川北部医療圏において重要な役割を担っていると認識をしております。

そこで、小項目の1番目、地域包括ケアシステ

ムの構築についてお伺いをいたします。取り組みの展開方針において医療機関との連携については継続の取り組みとなっておりますが、教育機関との連携の中で市立大学との人材交流、共同研究については検討のままととなっております。名寄市立大学は、ことし4月よりコミュニティケア教育研究センターが設置されており、今後の活動に大いに期待をしております。それぞれに事情はあるとは思いますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて名寄市立大学との連携はどのように進めていかれるのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、再編、ネットワーク化についてお伺いをいたします。名寄市立病院は、上川医療圏、いわゆる第2次医療圏において救急医療を初めとした専門、特殊医療を担っていると思っておりますが、患者の受け入れ人数並びに医師の派遣はどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、財政支援の検討項目で圏域市町村の費用分担について検討のままととなっております。病院単独では解決できない課題も多くあると思っておりますが、平成32年度には黒字化を見込むとの計画が示されており、策定内容の進め方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 東川議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1については教育部長から、小項目2については経済部長から、大項目3については市立総合病院事務部長からそれぞれお答えさせていただきます。

まず初めに、大項目1、観光振興について、小項目1、平成27年度行政評価についてお答えいたします。観光事業については、平成23年度に策定した名寄市観光振興計画に基づき、地域資源を生かした交流人口の拡大に向けてオール名寄で推進することを目的に、名寄市観光交流振興協議会を設立いたしました。具体的な取り組みについ

ては、ブランド推進部会、ひまわり部会、ホスピタリティー部会、交流推進部会の4つの部会でおのこの役割を担いながら事業を進めてきましたが、現在は協議会内の検証等を踏まえ、ブランド推進部会、交流・ホスピタリティー部会の2つの部会に集約し、事業を実施しております。

本市の観光を推進するに当たり、観光にかかわるソフト事業の牽引役を担っていただいております風連まちづくり観光、なよろ観光まちづくり協会の役割は大変重要であり、この両協会との連携は必要不可欠であります。この間実施してきております協議会事業においても部会事務局の役割を市と分担し取り組んでおり、個別の事業についても連携をとりながら実施しております。

市民のかかわりについては、ホスピタリティー部会の中で観光ボランティアの募集や市民を対象とした観光客の受け入れ、外国語対応などの研修事業の取り組みを初めひまわり事業においてもひまわりボランティアの募集や一般家庭でのひまわりの植えつけに対する種の配布など市民にもかかわっていただきながら、本市の観光事業に対する理解を深める取り組みを行ってきたところでありますが、各種事業への参加人数については増加傾向に向かっている状況ではないため、今年度取り組んでおります観光振興計画の見直し作業の中で議論していきたいと考えております。

各種イベント、観光事業についてですが、継続的に実施をしている歴史のある市内イベントについては風連、名寄地区のそれぞれの観光協会が実行委員会の事務局を務め、企画、周知、運営の中心を担っていただいております。それらのイベントに関しては、市民の認知度も高いと考えておりますが、人口減少や市民の休日、余暇の過ごし方の多様化もあり、それぞれの来場者や参加人数に関しては減少傾向にあります。イベントの周知に関しましては、これまでも近隣自治体を中心にポスターやチラシ等で周知を図ってきておりますが、今後も周知、媒体の検討を含め、広く情報発信し

ていけるよう実施主体と協議してまいります。

また、市民参加型の観光イベント等に関しましては、新規事業、単年度事業を含め多くの団体に取り組んでいただいております。実施主体も多様な形態があります。いずれも周知に関しては、日程等の詳細が決定した段階からさまざまな方法で周知を図ってきておりますが、開催日により他のイベントとの重複等さまざまな要因で参加人数等が左右されているところでもあります。引き続きイベント等の周知については、効果的な手法の調査をしながら、全てのイベントにできるだけ多くの方に参加、訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2、ひまわり事業についてお答えいたします。本市の地域資源を生かした夏のひまわり観光は、平成19年から道立サンピラーパークの日進地区を中心とし、智恵文地区も含めたひまわり畑には多くの市民や観光客、帰省客が訪れております。今年度については、例年に比べ天候不良により8月に入ってから開花となりましたが、全国放送でのテレビ放映で取り上げられた影響もあり、多い日にはサンピラーパークの1日の来場者数が1,500人を超える日もありました。メイン会場である道立サンピラーパークには、ひまわり開花期間中に観光案内所を設置し、ひまわり畑の案内やパンフレットの配布、市内の観光案内等を行っております。また、日没後にはひまわりライトアップを行い、日中とは違った幻想的な空間を鑑賞いただいております。

情報発信としては、エフエムなよろにおける開花状況を各番組にて発信、JR名寄駅構内と道の駅での開花情報の掲示を行いました。また、新たに来場観光客が名寄市、ひまわりのキーワードを入力し、SNS発信をしていただく取り組みを行いました。これまでひまわり畑を見てすぐに帰ってしまうといった課題があったことから、市内への誘導策としてひまわり畑とランチの提供できる飲食店を回るスタンプラリーを開催し、245件の応募がありました。

今年度については、8月中旬の台風により最盛期に一部ひまわりが倒れた影響もあり、道立サンピラーパークの今年度のひまわり観光入り込み客数は7,965人、平成27年度の8,831人に対して90%となりました。平成23年度の映画「星守る犬」の公開年の1万3,207人をピークに来場者数が減少傾向にあることから、来場者の増加に向けて周知を含めた取り組みが必要と考えているところでもあります。

これまでのひまわり観光は、市民参加によるまちづくりとして、平成24年度からはひまわりの種の無料配布を行い、各家庭、企業でのひまわり栽培に御協力いただき、市内各所でひまわりが咲いているのが見られ、本市を訪れる観光客等の目を楽しませていただいております。また、ひまわりボランティアでは、市民、学校、企業の皆様などに参加いただき、種植えから雑草取りなどを行ってきました。今後のひまわり観光については、名寄市観光振興計画の見直しの年であることから、市民委員の皆様による意見やオール名寄で構成されております名寄市観光交流振興協議会での議論を通じてこれまでのひまわり観光を振り返り、作付の場所やPR方法、ブランド化に向けた取り組みなどを検討していくこととなりますが、商品開発やブランド化などは民間企業との連携が必要不可欠と考えており、市内事業者の協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、広域観光の連携についてお答えいたします。北・北海道インバウンド促進協議会については、下川町、美深町、名寄市の行政と観光関連団体で組織し、6月23日に設立し、事業を開始いたしました。北海道に訪れる外国人観光客の9割を占めるアジア地域の来訪者、そのうちの3割が台湾と最も多い地域となっており、北北海道地域のバレイショやカボチャなど農産物の最大の輸出地域であることから、台湾をターゲットにインバウンドの促進と農林産物等の海外展開

事業を実施し、本地域経済の活性化と安定的な仕事を創出しようというものであります。今年度の具体的な事業内容につきましては、インバウンド事業では本市でこれまで実施してきておりました台湾からの教育旅行の実施、地域産物海外展開事業では地域農林産物の台湾におけるマーケティングやパイヤーとの交渉などの事業を計画しております。農林産物の海外展開事業においては、7月に台湾マーケット進出可能性検討会を開催し、有識者の講演と担当者でのディスカッション等を実施しており、今後具体的な事業展開を行う予定であります。

次に、北海道広域観光周遊ルート推進協議会につきましては、平成27年度に観光庁が富良野市を初め帯広市、網走市、釧路市などから構成されているプライムロードひがし北海道推進協議会を初めとした全国7つの広域観光周遊ルートを認定し、外国人旅行者の地方への誘客を図るため、地域が推進する取り組みをパッケージで支援し、海外に地域の魅力を発信していく取り組みであります。今年度広域周遊ルートの追加募集を行ったことから、北海道の協力のもと、千歳空港を北海道の入り口として、旭川、士別、名寄を含めた稚内までの北北海道を新たなルート候補として申請を行いました。去る6月に本協議会が国土交通大臣の認定を受けたことから、今年度については受け入れ環境整備、交通アクセスの円滑化にかかわる調査事業等を中心に行われる予定で、周遊ルート構成市町村が実施する具体的な事業については来年度以降に本格的に取り組むことになることから、来年度事業申請までに本市の外国人観光客の受け入れ態勢の整備はもとより、近隣の士別市を初めとする道北観光連盟として、この上川北部として広域的な受け入れ態勢の可能性についても検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、

地方創生事業の進捗について、小項目1の大会、合宿誘致事業についてお答えいたします。

昨年10月に策定しました名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、冬季スポーツの大会や合宿の誘致、ジュニア世代の育成強化や冬季スポーツの拠点化を図ることを目指して取り組みを進めてきております。また、これらの施策に取り組むに当たっては、平成27年度から国の交付金であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しているところであります。平成27年度の具体的な取り組みについてですが、大会、合宿誘致事業では、昨年11月に合宿誘致の推進に向けた説明会を開催し、関係者の皆様に選手団の受け入れに対する協力をお願いするとともに、地元紙に合宿をしている団体や大会の開催のお知らせを掲載し、市民の周知に努めてきたところであります。

また、本年2月に行われました全国中学生スキー大会では、名寄市PTA連合会からお汁粉でおもてなしするなど選手団を歓迎する取り組みを行っていただきました。しかし、大会出場選手への応援をするための市民への働きかけや旅館業、商店街など関係する皆様への周知や具体的な協力依頼などに課題が見られました。今後開催されますJOCジュニアオリンピックカップなどにおいては、これまでの反省を生かし、開催事務局の設置や大会合宿にかかわる受け入れ組織の立ち上げにより、多くの市民が大会会場へ足を運んでいただくための体制や円滑な合宿への受け入れ態勢の構築など適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、設備、備品等の整備についてありますが、大会に係る事前準備を行うため、スノーモービルの更新やクロスカントリースキーのコース整備用機器の購入を行ったほか、合宿の歓迎としてののぼりを310本作成し、公共施設やホテル、旅館、商工会議所を通じて各商店街へ配付し、設置をしているところであります。また、ノベルティーと

してスポーツタオル1,920本を作成し、ホテル、旅館に宿泊した監督、コーチ、選手に渡しているところでもあります。今後は、関係の皆様と連携を深めながら、市民の皆様が冬季スポーツへの理解と関心を高めたり、本市の冬季スポーツに適した自然環境や競技施設を生かして大会や合宿の誘致活動が推進できるようこれまで以上に監督、コーチや選手から選ばれる合宿となるよう取り組みを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、地方創生事業の進捗について、小項目2、農産物ブランド確立事業について申し上げます。

地方創生事業による農産物ブランド確立事業としましては、モチ米文化創生事業、地域ブランド確立事業、実需者との連携拡大事業に取り組んでまいりました。もち米サポーターの養成については、市民の方に名寄市がモチ米日本一のまちであると理解を深めていただくため、農作業体験や餅つきを通じて生産者との交流を図り、モチ米の生育過程や現在の農業の姿を知っていただき、すばらしさを広めていただく取り組みです。昨年度は12名、本年度は15名で、幅広い年代から参加をいただいているところです。

また、モチ米を使用したスポーツ補助食品の取り組みについては、運動に必要なカロリーを効率的に摂取できるというモチ米の特性を生かして、スポーツ補助食品の開発を食品製造メーカーに依頼し、進めてきましたが、商品化したときの需要やコストを考えたときに採算をとるのが難しいことから、パン生地への活用について検討をいただいているところです。

また、実需者との連携拡大の取り組みについては、モチ米の関連企業の企業研修という位置づけで昨年度は4社から5名の方を派遣いただき、農作業体験や生産者との意見交換などを通してお互

いモチ米の生産にかかわる者として理解を深め、信頼関係を築いているところです。本年度は、3社からの受け入れを予定していますが、新たな企業やモチ米以外の実需企業も視野に入れた取り組みを検討していく必要があると考えております。今後もこれらの取り組みを生かし、引き続き市内外へのモチ米を初めとする名寄産農産物の品質の高さやそれを維持するための生産現場での取り組みなどをPRするとともに、責任産地として安定生産に取り組むことがブランド力を高める取り組みとして進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、新名寄市病院事業改革プランについてお答えいたします。

小項目1、地域包括ケアシステムの構築についてでございますが、御指摘のとおり改革プラン第3章では、地域医療構想を踏まえた役割の明確化について市立総合病院として地域包括ケアシステムの構築と運用を進めるに当たり、医療機関との連携、福祉機関、施設との連携、教育機関との連携、人材交流、共同研究の3項目について取り組んでいくこととしております。このうち医療機関との連携及び福祉機関、施設との連携につきましては、既に各診療所や地域医療連携室を中心に当院で急性期の治療を終えた患者の在宅復帰を念頭に取り組んでおり、介護、福祉行政に精通した職員の配置などで取り組みの強化を進めているところであります。このため、この2項目については、展開方針で計画期間中は継続の方針を示しているところであります。

教育機関との連携、人材交流、共同研究につきましては、市立大学の看護学科を中心に地域における看護師の稼働状況の研究を踏まえた看護師確保対策の取り組みや市立大学の教員や学生が当院と共同で研究を行うなど、多くの連携した取り組

みを進めているところでありますが、地域包括ケアシステムに焦点を当てた共同研究や具体的な取り組みは今後の課題となっているところであります。市立大学では、看護学科に加え、福祉、栄養、子育ての専門的な見識を有する人材を多く有していることから、地域包括ケアシステムの仕組みづくりにおいて共同で取り組むことでよりよい形にできるのではないかと考え、プランに盛り込んだところであります。現在北海道が策定中の地域医療構想で示される医療資源の推計を踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現に向けコミュニティケア教育研究センターなどとの連携を図りながら、人材交流や共同研究を進め、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

また、本プランは計画期間中の状況の変化に応じて必要な見直しを行うこととしております。御質問にございました地域包括ケアシステムに関する教育機関との連携につきましても具体的な作業などが定まった段階でプランを見直しし、展開方針についても明示させていただきますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、再編、ネットワーク化についてでございますが、平成27年度の患者の受け入れ実績について上川北部医療圏からの患者数は入院が7万4,074名で全体の72.3%、外来が19万2,574名で全体の84.6%を占めており、このうち名寄市内からの患者につきましては入院4万1,736名で40.7%、外来が13万7,619名で60.5%となっており、入院で約6割、外来で約4割が市外からの患者となっているところであります。また、救急車の受け入れ数では、上川北部医療圏からの受け入れが1,375件で全体の76%を占めているところであります。平成27年度の医師の派遣状況につきましては、上川北部医療圏の7病院、診療所に対して延べ386日、同圏域以外の6病院、診療所に対しても延べ188日の派遣を行い、また乳幼児健診では7市町村で延べ110日、理学療法士の派遣につきまして

も5市町村で200日となっており、それぞれの市町村、医療機関との連携を通じて地域医療の確保に努めてまいりました。

これらの地域医療連携に関する費用負担であります。医師、医療スタッフの派遣につきましては国庫補助金及び道補助金と各病院及び市町村からの派遣負担金の拠出により支弁しております。また、患者診療につきましても、原則として医療保険制度に基づく診療報酬と患者負担金により支弁することとなっており、救急医療や周産期医療など採算のとりにくい分野につきましてもは一般会計からの繰り出しが認められ、地方交付税で措置されることとなっております。しかしながら、救急医療の分野につきましてもは、病院群輪番制病院運営事業に関する国庫補助金が平成17年度の三位一体改革に伴い一般財源化され、各市町村に地方交付税措置されることになったため、地方交付税相当分を各市町村が負担して拠出する枠組みを創設し、負担をお願いしてきたところであります。現在では、北・北海道中央圏域定住自立圏を構成する市町村を対象を拡大し、それぞれの市町村に御負担いただいているところであります。

御質問にありました今後の費用負担の枠組みであります。今年度北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンの改定時期を迎えておりますことから、来年度以降の負担の枠組みについて事務局であります名寄市保健センターを中心に協議を進めていくこととなります。当院といたしましては、上川北部地域を取り巻く医療スタッフの不足など厳しい環境を考慮しつつ、地域医療構想で示された将来の機能の分化を踏まえながら、事務局と連携し、適正な費用の負担について意見を示してまいりたいと考えております。

また、同圏域以外につきましても特に宗谷管内の医療機関におけるスタッフ不足などから、多くの患者搬送などを受けている現状にあります。当院が救命救急センターを設置し、道北地域における救急医療の中核的存在となっている現状を踏ま

え、宗谷管内の市町村につきましても今後理事者との協議を行い、費用負担に関する協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。順不同にはなるかもしれませんが、再質問させていただきたいというふうに思います。

最初に、観光の振興の中で27年度の行政評価について答弁をいただきました。そこで、先ほど観光振興協議会、今まで4つの部会を推進をして、平成27年度から部会を2つに集約をして活動を進めてきたというふうな御答弁をいただきましたけれども、なぜ4つの部会を2つに集約をしたのか、その集約に至った経過と具体的な成果について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほど答弁させていただきましたように、当初は4つということと交流推進部会とホスピタリティー部会ということで、いずれもブランドとひまわりの部分についてはどちらも傾向的には名寄のブランドにかかわるというもので、全体的に集約させていただいたほうがブランド部会とひまわり部会のそれぞれの部会のメンバーが違いますので、一緒にあわせて検討させていただいたほうがより多くの意見等をいただけるということで、ブランドとひまわりの推進部会を一緒にさせていただきました。また、ホスピタリティー部会と交流推進部会ということで、こちらの部分につきましてもそれぞれ合宿等の受け入れ等や全体的に交流受け入れの部分についてもホスピタリティーに関連するというので、こちらそれぞれ部会のメンバーが重複する方もいらっしゃいますけれども、別々ということで、これらもあわせて御意見をいただいたほうが効率

的にいろんな意見が集約できるということを踏まえて、2つの部会に集約させていただいたほうが意見等も踏まえて効率的に事業を行えるということで、今年度から2つの部会にさせていただいたというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 僕の聞き違い、これは27年度から4つを2つにしたのではなくて、28年度から4つの部会を2つにしたのですか。

それと、もう一点は、今ホスピタリティーと交流はそれぞれ同じ人のメンバーで構成をされましたと。ですから、それを一緒にしたと。それでは、ブランドとひまわりのほうのメンバーというのはどういうふうな形になっていて推進をしてきたのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 申しわけございません。27年度でございます。から2つの部会に統合させていただいているということで、先ほどの私の答弁もちょっと語弊がある言い方だったのですけれども、どちらの部会のほうも重複してそれぞれブランドとひまわりも一緒に入っている方もいらっしゃるのですけれども、基本的にはそれぞれ別々に分かれたメンバーがいましたので、一緒に統合させていただいたほうが意見が広く拾えるということで、先ほどの交流とホスピタリティー部会も同じ重複するメンバーもいますけれども、基本的には別々の部会のメンバーでしたので、あわせて意見を集約させていただいたというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 27年度からの中身は、せっかく2つに集約をされたという経過の中で、それまでの取り組みと昨年1年間、27年度2つに集約をしてどういうふうな形で具体的な成果として結びついているのか、その点について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ブランド推進部会につきましては、観光交流振興協議会ができて名寄の観光イメージキャラクターということで、なよろうをつくらせていただいて、いろんな場面でPRをさせていただいております。また、ひまわりにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、平成19年度からサンピラーパークで取り組みをさせていただいて、ちょうど議員もおっしゃっていたように、平成22年に「星守る犬」の映画のロケがされて、23年度に全国一斉ロードショーされたということで、これらを生かして道立サンピラーパークでひまわりを含めた観光の資源として起爆剤にしようということで、いろんなライトアップひまわりなどの取り組みなどもさせていただきました。交流推進部会につきましては、それぞれ交流人口の拡大ということで、ひまわりの油やモチ米を使った新商品の開発も含めた新たな違う部分の合宿の受け入れということで、香川調理製菓専門学校の学生の受け入れなどのそういった部分をさせていただきました。その中でこういった合宿の受け入れをさせていただく中で、こういったおもてなしをしたら合宿に有効だということの取り組みをさせていただいて、その関連としてホスピタリティー部会と合同で事業の取り組みをさせていただいた経過もありますけれども、そんな事業をさせていただきました。また、ホスピタリティー部会については、当初観光振興計画が策定されたときは外国人観光の受け入れということは将来的には想定していたのですけれども、身近な問題として取り上げられなかったのが実情でありまして、議員御承知のように3年前から台湾の教育旅行の受け入れなども含めて外国人観光の受け入れという部分についても現実問題としてホスピタリティー部会で受け入れを考えないといけないということで、先ほど答弁させていただいたように外国語の対応などの外国人の受け入れの講座などもホスピタリティー部会で取り組みをさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 私ちょっと理解できていない部分がある。これは、それぞれ行事を推進した結果については今答弁をいただいた内容で理解をさせていただきます。

それで、観光事業のうち観光協会との連携ということで、今言われたそれぞれの2つの部会に集約をして活動を進めてきたという背景の中で、特に名寄、風連、まちづくり協会、観光協会とのいろんな連携も当然進められていると思うのですが、先ほども答弁の中でありました。どうも開催日にいろんな行事が重複をしているというふうな、その辺の取り組みといたしますか、その辺の調整というのは具体的にどういうふうに行われているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） それぞれのイベントにつきましては、私どものほうも実行委員会と一緒に入らせてもらって、事業の内容等を検討させていただいていたのですけれども、具体的な日にちの部分については前段の実行委員会の開催の前のそれぞれの観光協会のところで日程が取り組まれていたというのが現状であります。その結果として、他のイベントと重複することが現状としてありましたので、今後の部分についてはそれらの日程の部分についても前段に観光協会等もお話をさせていただいて、それぞれの地域の事情もあるかもしれませんが、そういったことができる限りないような取り組みとして今後対応を進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 限られた行事でありますので、できるだけ重複を避けるような形の取り組みの今後の推進をお願いをしたいと思います。

続いて、ひまわり事業なのですが、先ほど平成22年度の入り込み人数、ひまわりの入り込み1万3,270人、ことしは多いときで1,500



0人というふうな答弁をいただいたのですけれども、実際の作付面積とこれまで何年間でも構わないのですけれども、ひまわり観光に関しての入り込み人数について、実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ひまわり観光の入り込み数につきましては、サンピラーパークのひまわりイベント会場のところでそれぞれ実際にカウントして算出させていただいております。先ほど御答弁させていただいた平成23年度が1万3,207人、平成24年度が1万1,226人、平成25年度が7,230人、平成26年度が5,960人、平成27年度が先ほどお答えさせていただいた8,831人、平成28年度が7,965人となっております。また、ひまわりの作付面積なのですけれども、こちらの部分についてはそれぞれひまわりの部分についてはサンピラーパークとMOAさんに御協力をいただいて、東雲峠とMOAさんの農場の部分で観賞用のひまわりとして作付させていただいております。こちらの面積につきましては、平成19年度が2.1ヘクタール、平成20年度が6ヘクタール、21年、22年度も同様の6ヘクタール、平成23年度が4.3ヘクタール、平成24年度が3.6ヘクタール、平成25年度が3.6ヘクタールということで、26年、27年も同様の3.6ヘクタールというような形になっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今作付面積について答弁いただきました。名寄市の営業戦略課のホームページ、「「ひまわりのまち」なよろ」掲載をされています。そこの文言の中には、その面積は60ヘクタール、札幌ドーム11個分、東京ドーム約13個分、総本数500万本以上を数えますと。これことしのホームページです。それから、ことし8月20日にEN-RAYホールで開催を

されましたひまわりフェスタでひまわりに関するスタンプラリーのクイズがありました。自分も参加をさせていただきました。その中に名寄で植えられているひまわりは何本という設問があり、答えは500万本。名寄市の観光PRとして、2014年7月11日に発行された「死ぬまでに行きたい！世界の絶景日本編」、この中の表紙もひまわりです。この中にも名寄市のひまわりが紹介をされております。これは、この当時41万部発行された写真集であります。そのほか2014年11月、「日本の絶景パレット100」、この中にも名寄市のひまわりが紹介をされております。先ほど答弁の中にありましたように、これもこの中にも東京ドームおよそ13個分、500万本、作付面積が日本有数、夏のパワーをぎゅっと凝縮した色に包まれていると元気を分けてもらえる気がしますとの紹介がされております。また、先ほど答弁の中でありました8月2日の北海道文化放送、夜の9時から「ニッポンのぞき見太郎」という番組、サブタイトルが「夏に行っとけ穴場スポット」で放映され、ベストファイブのトップとして名寄の幻想的なひまわりが紹介をされておりました。これだけ多くの雑誌あるいはメディアに取り上げられている中で、ひまわりを見に来たお客様あるいはリピーターに今度また来ていただくために、正確な情報発信が必要と考えますが、その点についてどういう考えなのか、考え方をお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほど申し上げたひまわり畑の面積につきましては、サンピラーパークとMOAの東雲峠とMOAの農場の面積でありますけれども、全体的なひまわりの作付面積につきましては油用のひまわりと景観、観賞用のひまわり、また緑肥用のひまわりも合わせての面積ということで、そのトータルとして面積を提示しております。その部分について今回それぞれ雑誌やテレビ等も取り上げられたところであります。

今回のところも来場のお客様もテレビや雑誌等を見て、やっぱり広大なところにイメージしたひまわりがあるというところで来たお客様もいらっしゃいました。実際的な部分については写真のイメージと若干違うという部分があって、ちょっとがっかりされたお客様もいたというのが現状でありますので、今後は先ほど言いましたように観光振興計画の見直しの中でひまわりの観光をどうしていくかということも含めて検討していきたいということと面積の部分につきましては全体の面積という、全体の緑肥も含めてのひまわりの面積ということで提示させていただいております。その全体の面積と来たときの観賞用のひまわり畑のイメージがちょっと異なるという部分が現状としてあるということで、これらにつきましては先ほど言いましたようにひまわり観光をどうしていったらいいのかということも含めて今後観光計画の見直しの委員の皆様方と含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今全体を含めて景観用、搾油用、緑肥用というお話で、これ個別にどれぐらいの作付面積になっているのか、改めてお伺いをします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私どものほうで押さえております面積につきましては、平成25年度が景観と緑肥の部分が25ヘクタールで油用が20ヘクタールということで、合計45ヘクタールということで押さえております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 答弁いただいた内容が古いデータで、ことしのホームページの数字の60ヘクタールにはちょっと届かないような、その分を残りが緑肥なのかなというふうな意味合いも一部では理解をする。ただ、公にこういうふうにホームページで掲載をしている内容、今後来ていただいたお客様、あるいは先ほど言ったりピータ

一の皆様、これを見て雄大なひまわり景観を見に来ているという形のものについては、やはり正確な情報発信とそれに向けてどういうふうな取り組みをしていくのかというふうな計画的な取り組みを強く要望したいというふうに思います。

本来この後北竜町のひまわりの取り組みを紹介をさせていただきながら、改めて今後の事業展開というふうなことでやりとりをさせていただきかけたのですけれども、若干その中でお話をさせていただきたい。北竜町の人口というのは今1,968人、ことし9月。38年間ひまわり事業を取り組んできて、いろんな紆余曲折がありながら全員で取り組みをしていると。北竜町というのは、もともと観光用にひまわりを植えたのではなくて、1戸1アールの運動で、当初は観光を呼び寄せるのではなくて、そこに住んでいる人たちが美しさを楽しみ、体によい油で健康運動を推進をさせようというふうな取り組みで始められたということです。ことしで30回目を迎える北竜町ひまわりまつり、毎年7月中旬から37日間、2008年度は25万人、2012年度は16万9,000人、この年には新たな企画を打ち出したと。翌年は21万4,000人、2015年度は26万2,000人、その4分の3が道外からの観光客という形になっております。先ほど言いましたことし9月現在で1,968人の人口だとすると、およそ25万人がいらっしゃると実に人口の125倍の方の観光客が来ていられるというふうな実績です。

先ほど言いました8月20日のひまわりフェスタで5年前に「星守る犬」の映画プロデューサーを担当されました竹山さんの講演を聞く機会がありました。非常に人数が少なくて寂しい思いをしたのですけれども、竹山さんいわく、名寄のロケ地にひまわり畑を選んだというのは、まちが見える。要するにひまわり畑、線路、その向こうにまちが見える景色がとてもいいなど。2020年に向けて、また名寄をロケ地にしたいというふうなお話もされておりました。先ほど言いました北竜

町の取り組み、非常にPDCAのサイクルがうまく機能しているように思うのですけれども、先進事例として本当は詳しくお話をさせていただきたかったですけれども、時間がないので、終わらせていただきますけれども、今後のひまわり事業について市長の取り組みの考え方をお話をお聞きをして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 智恵文地区の北山からでしたか、始まって、約30年ぐらい経過をするのでしょうか、北山地区からそのうちに振興地区にひまわり畑が移って、そのときは恐らく10ヘクタール前後のひまわり畑を3つに輪作をしながら大規模ひまわりを作付をして、地元の農家さんの御協力もいただきながら進めてきたと。しかしながら、病害虫の状況が出たということで、大規模ひまわりができなくなったと。しかし、その後もMOAさんだとか、あとは油用のひまわりが作付をされたり、さらには映画のロケがサンピラーパークのほうでできたということで、ひまわりのまちということは継続的に発信をしてきているということなのですけれども、やはりその当時の振興地区のひまわり畑の入り込みと比べると今のサンピラーパークのほうでの入り込み人数は相当落ち込んでいると言わざるを得ないのかなというふうに思います。非常にみんな努力して頑張っているわけですが、今そうした現状にあるということ、やはり物理的な問題が解決して可能なのであれば大規模なひまわりをもう一度復活をさせていくということも非常に有効な手段なのかなというふうに思います。いずれにしても、今水間室長からもお話あったとおり、観光振興計画を議論している中で、ひまわり事業をどうするかということも恐らくは議論の重要なテーマの一つになるというふうに思いますので、そこでいろんな皆さんの知恵を出していただいて、ぜひたくさんの方たちが訪れる、またひまわりが本当に名寄の象徴と言われるようなまちづくりができるような形に

なればいなというふうに願っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業の振興策について外4件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 通告順に従い、大項目5点について質問させていただきます。

まず、大項目1、農業の振興に関して、小項目（1）、TPPによる影響と今後の農業振興策についてお伺いいたします。昨年3月議会でも質問させていただきましたが、TPP環太平洋連携協定が批准された場合の北海道における影響と特に名寄の畑作や酪農、畜産等における主力産品への影響についてどのような影響が出てくるか、現時点で所管担当部署で把握している影響額についてお伺いいたします。

また、農業振興策に関して国の政策は規模拡大と機械化、ロボット化の振興等を推進して国際競争力に耐え得る強い農業を目指すとの方向で進められていますが、全国的には国の肝いりで始まった植物工場に見られる倒産、これは宮城県名取市農家の3人が震災からの復興を目指して立ち上げた企業ですが、帝国データバンク調べ負債総額約1億2,000万円、さらに千葉県柏市と宮城県多賀城市で展開された工場、こちらは千葉大学発の農業ベンチャーとして注目を集めました。東京商工リサーチ調べ負債総額10億9,251万円などいずれもこれは日産1万株のレタスなどを生産する大規模な完全人工光型植物工場です。また、水耕栽培施設や植物工場関連の参入企業も60%から70%が高コストによる赤字化で経営不振に陥り、倒産や撤退をするなどの複数のレポートが

あります。大型設備投資は、莫大な損失を農家に背負わすことにつながる危険性があります。そこで、TPP批准に先駆けて進められている国の政策、規模拡大と機械化、ロボット化の流れについて大型設備投資と農家のリスクについてどのように見ているかお伺いいたします。

①、大規模化と集落人口減少への対応について。離農などによる農業集落の減少にどう歯どめをかけていくのか、集落維持には大規模面積の経営体と小規模のところの適度な融合が必要ではないか。双方が生計を立てられて混在することで、集落が維持できるものと考えます。一定の規模拡大は時の趨勢としても、小規模農家も生き残れる施策を講ずべきと考えるが、いかがでしょうか。近年の離農農家数や対策についてお伺いいたします。

②、多品種少量作付農家への支援策について。消費者は多品種、少量消費です。多くの種類の農産物を地元産品で賄えるのは、私は大変貴重なことだと常日ごろ思っております。多品種少量作付は、農家としては手間もかかることですが、地場産の生産物を多品種つくられる農家への支援策も検討してはどうかと考えております。消費者ニーズに合致した高付加価値型産地の育成を目指して内需拡大によって安全、安心な農産物の供給とこれからは輸入品と区別した店頭販売を市としてもより以上に推奨していくべきではないかと思えます。小規模農地活用・高付加価値型農業による地域づくり支援事業、これは北見市、佐呂間町、津別町も近隣自治体では行われているところであり、本市において小規模農家、特に兼業農家への支援事業メニューはどのようなものがあるかお伺いいたします。

小項目（2）、市内での農業生産物活用、消費喚起、販売促進等の考え方について。名寄市の地産地消の推奨の活動状況と名寄市食のモデル地域実行協議会の議論状況についてどのような論議がなされているかお伺いしたいと思います。

また、朝市あるいは青空マーケット等を1カ所

でやることによる相乗効果などを検討してみてもどうかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、大項目2の名寄市の総合交通体系のあり方についてであります。名寄市では平成23年3月に策定された名寄市地域公共交通総合連携計画に基づいて、車を持たない市民でも移動可能な地域の足の確保に努められていると考えております。

そこで、小項目（1）の通学生の行事などにも対応できる生活交通の確保についてお尋ねいたします。近年普通列車の減便によって日中時間帯に走る列車本数が減らされ、また長年のスパンの中で普通列車の快速化移行に伴い、高速化の反面、停車してほしい駅でとまらなくなり、下車できないなどの列車を利用している市民にとって使いづらい、利用しづらい環境も生まれてきております。また、JR北海道の経営を維持する経営安定基金の貸付利息の利率の引き下げに伴う運用収益の減により、JR北海道の経営そのものが窮屈になっており、乗車率の低い路線への廃線、減便が進められております。こうした中で、つい先般の台風水害によるJR根室線や日高線における橋梁の流失などでその負担を自治体に求められる、廃線か、高額な自治体の負担を受け入れての運行継続かとの二者択一の選択を突きつけられる、こういう事象も考えられるわけであり、近年の異常気象、そして特別豪雪地帯の本市としては、だからこそ複数の交通手段が準備されていることが必要であると思っております。

現在名寄高校の列車通学者は101人、産業高校同じく63人、バス通学は名寄高校31人、産業高校39人と合計すると列車164人、バス70人の234人が近郊から市内に通ってきております。私は、市内中心部まで安心して通うことのできる交通体系の確立は行政としての基本的なサービスであると考えますし、生活交通の確保の観点から農村、郊外に居住する市民、学生も含めた

交通弱者に対する市内のデマンド化路線の拡大、拡充を図っていくべきだと考えておりますが、このあたりについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

小項目（２）、ＪＲ宗谷本線問題についてですが、利用状況の悪い８区間として宗谷本線名寄一稚内間が道内６番目に挙げられております。２番目のＪＲ石勝線夕張支線、新夕張一夕張間は２０１９年３月で廃止が決まり、３番目とされる留萌線の一部区間、留萌一増毛間も２０１６年１２月４日の最終運行を最後に廃止となることになりました。本市としてもこれまで宗谷本線の運行維持を求め、沿線自治体とともにＪＲ北海道や道や国への要請等行われておりますが、この間の取り組みについて御報告をお願いいたします。

大項目３、名寄市役所の今後の考え方について、小項目（１）、分庁舎方式の統合の考え方について。当市も合併から１０年たち、分庁舎方式で今日までできておりますが、分庁舎方式の不便さも市民から指摘されているところであります。第２次総合計画の中で庁舎のあり方について調査研究を進めるとされておりますが、これまでとってきた分庁舎方式で市民ニーズに十分応え切れていたかどうか、課題についてお伺いしたいと思います。

また、コンパクトシティーを志向する中で、分庁舎方式は一定の見直しが必要になっているのではないかと考えますが、見解についてお伺いしたいと思います。

小項目（２）、建てかえ計画と予算づけについて。これまで長寿命化計画で改修等を行いながら対応されておりますが、名寄庁舎が建築後４８年、風連庁舎が３６年となります。耐震診断においても耐震強度不足の不安を抱えております。今すぐどうこうというわけではないですが、今からしっかりと計画を練っていく必要があるのではないのでしょうか。特に予算づけについても原資がなければ計画も立てられないわけで、基金の積み立てなど今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

います。

また、今後１０年間の間でどこまでを展望するのか、見通しについてお伺いします。

大項目４、空き家対策について、小項目（１）、空き家のデータ集積状況と現在までの対策実績について。空家等対策協議会条例が本市において施行されたのが本年４月１日とまだ日が浅いわけですが、空き家等に関するデータ集積状況はどの程度進んでいるのか、またこれまでの空き家対策等の実績についてあればお伺いしたいと思います。

小項目（２）、電線などにかかる立ち木対策について。空き家周辺の立ち木が電線や通信ケーブルにかかっている場合の処理などについて、近ごろの台風や異常気象に備えるという立場から、枝払いや芯とめ、伐採などの適宜な対策についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

大項目５、住民票の取り扱いについて、小項目（１）、名寄市立大学学生の住民票の扱いについて。他の市町村から見えている名寄市立大学学生のうち、名寄市に住民票を置いている学生はどの程度いるかお知らせいただきたいと思います。

また、入学時の転入届提出の啓発はどのように行っているかお伺いいたします。

小項目（２）、国勢調査人口と住民基本台帳人口の差について。平成２７年１０月の当市の国勢調査人口は２万９、０６０人、１万３、０８３世帯であり、住民基本台帳人口は２万８、７６０人、１万４、３７８世帯、これは平成２７年９月末のもので、国勢調査は、住民基本台帳と比較して人口で３００人多く、世帯数で１、２９５世帯が少なくなっております。この結果をどう分析しているかお伺いしたいと思います。

小項目（３）、住民票移動の法的根拠と転入届提出促進対策について。住民基本台帳法に基づいて、住民票移動は取り扱われていると思っておりますが、転入は１４日以内に届け出を出すことになっており、遅延の場合は過料を科せられる場合もあると

規定されております。当市における転入届提出の促進、啓発等の対策はどのように行っているかお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 佐久間議員からは、大項目で5点について御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2、3と大項目5の小項目2は総務部長から、大項目4と大項目5、小項目3は市民部長から、大項目5、小項目1は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1の農業の振興策に関して、小項目の1の①、大規模化と集落人口減少への対応について申し上げます。TPPの影響額については、北海道における影響額では道内農林水産物の生産額全体の三、四%に当たる402億円から598億円程度目減りするとの試算を公表しており、特に酪農、畜産での影響が大きいものとしております。名寄市においても小麦、てん菜、牛肉や牛乳が影響を受けるものと想定しており、TPP批准も不透明であることから、影響額においては慎重に分析作業を行い、算出してまいりたいと考えております。国の施策で推進されている各種施策においては、民間も含めて推進されておりますが、施設の建設には初期投資として多額の費用を要するものやイニシャルコストやランニングコストの低減等に研究課題があるものと考えておりますので、名寄市の農業状況を勘案しながら取り組み状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、市の農業においては、農業者の高齢化、担い手不足により農地の集約化が進んでおり、農林業センサスの販売農家戸数によりますと平成22年に714戸でありましたが、平成27年には593戸となっており、121戸減少となっております。現在策定中の農業・農村振興計画では、10年後の生産農家戸数を現在から100戸程度減少することが想定されることから、その対策や

施策の検討を行っているところですが、生産者の今後の営農状況としては生産規模拡大を目指していく方、現状維持をして高収益作物等を取り入れていく方、規模を縮小していく方などが考えられるところですが、農家人口をできるだけ減らさない取り組みとともに、生産者の農業収入を確保し、再生産可能な収入の確保が必要だと考えております。特に高齢農業者の就農期間を少しでも延長するために農作業負担が少ない軽量作物の導入に向けた試験研究と栽培技術の普及に取り組んでまいります。

次に、小項目1の②、多品種少量作付農家への支援策についてお答えします。農業者の生産方式にはさまざまな作付体系があり、小面積で多品種を作付している生産者や品目を絞って作付されている生産者など多様な生産活動が行われております。販売方法につきましても生産者同士で共同しての直売所やインターネットを活用しての販売方法も行われているところです。小ロットの農産物におきましては、道北藤田生鮮市場を通じて市内の個店等で販売が行われており、市内で名寄産農産物のコーナーが設けられているなど安心、安全な農産物が市民の皆様提供されているものと考えております。

また、農作物の支援策としては、市の単独での支援は困難な状況ではありますが、国の経営所得安定対策事業により畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金等により支援が行われており、引き続き有効活用努めてまいります。

北見市等で実施されている小規模農地活用・高付加価値型農業による地域づくり支援事業は、人口減少、高齢化の進展に伴い、増加する耕作放棄地を利活用して農業活性化と地域コミュニティ形成の推進を目的に福祉関係のNPO法人が主体となって農産物栽培、加工技術の取得、人材育成事業等が取り組まれているところです。耕作放棄地の一つの研究課題として考えてまいります。

次に、小項目2の市内での農業生産物の活用、

消費喚起、販売促進等の考え方についてお答えします。地産地消の推進につきましては、生産者、農協、行政を初め消費者や商工業者におきまして名寄産農産物消費拡大における取り組みやPR活動が行われております。また、8月の産業まつりや11月の地産地消フェア in なよろを通じて名寄産農産物を初めとして加工品等の取り組みを市内外に向けてPRを行っております。また、市内加工グループ等によりトマトジュース、ピクルス、みそ等の販売活動や直売グループにおける農産物販売を通じた取り組みが進められております。名寄市食のモデル実行協議会では、もっともち米プロジェクトとしてモチ米に特化して市内外に向けてのPR活動を含めて取り組んでいるところです。直売グループが各箇所で開催している朝市や青空マーケットの統一につきましては、それぞれのグループの思いや開催を楽しみにしている市民もいることから、まずグループ同士の交流活動を通じて御意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の2及び3並びに大項目5のうち小項目の2について申し上げます。

初めに、大項目の2、名寄市の総合交通体系のあり方について、小項目の1、通学生の行事などにも対応できる生活交通の確保についてであります。市内のバス路線につきましては現在名寄地区中心部を循環する路線が3系統、市内中心部と郊外及び周辺自治体を結ぶ路線が7系統、さらにデマンド型のバスとして郊外と市内中心部を結ぶ路線が1系統、合わせて11の系統が市民生活を支える公共交通として運行してございます。名寄地区中心部の循環線につきましては、昨年度まで3年半にわたる実証運行及び利用促進を行ってきたコミュニティバスが運行しており、循環線3路線を合計した推計では実証運行以前と比較して利

用者が増加をしているほか、公共施設や名寄地区中心部へのアクセス手段として市民の方々に定着しているものと認識をしているところでございます。

一方で、農村地域を中心とした郊外につきましては、公共交通の利便性が低い地域が存在するとともに、運行中のバス路線につきましても時代とともに利用状況が変化をし、利用者の減少などによりまして大幅な赤字運行となっている路線も多く、市の補助金の額も増加している傾向にあるところでございます。このような現状を踏まえた地域全体の公共交通のあり方につきましては、既存のバス路線の見直しやデマンド型バスなどの新しい交通体系の導入などを含めた再編が必要であると認識をしているところでありまして、バス事業者とも協議の上、地域の移動手段の確保とともに運行の効率化も図ることができるよう調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、JR宗谷本線の問題について申し上げます。宗谷本線をめぐる動きにつきましては、本年3月にSきっぷフォーの販売終了、名寄駅ツインクルプラザの廃止が行われ、特急列車の老朽化に伴う特急区間短縮の考えが示されました。あわせて全道的に乗車人員の少ない駅が示され、駅廃止の検討対象となり得るとの説明もございました。このような情勢変化に伴い、本年5月26日に沿線10の自治体が参加をし、宗谷本線沿線自治体市町村長意見交換会を開催したところでございます。JR北海道、上川、宗谷の両総合振興局を加え、宗谷本線の維持に向けて自治体とJR北海道が情報を共有して前向きに取り組むことで一致をしたところでございます。その後宗谷本線の維持存続に向けたJR北海道への支援を求め、名寄市長が会長を務めます宗谷本線活性化推進協議会では本年7月25日に北海道議会、北海道交通政策局、北海道運輸局へ、さらには7月27日には国土交通省へ中央要望を行ってきたところでございます。また、上川23自治体で構成

をします上川総合開発期成会におきましても7月26日に同様の要望を行ってきているところであり、今後も宗谷本線活性化推進協議会を中心としながら活動を展開してまいります。

続いて、大項目の3、名寄市役所庁舎の今後の考え方についてであります。小項目の1、分庁舎方式の統合の考え方と小項目の2、建てかえ計画と予算づけにつきましては関連がございますので、一括して申し上げたいと思います。まずは、現在の庁舎についてであります。平成18年3月の合併に向けた両市町の合併協定では、将来の新市の事務所の位置については地理的状況などを踏まえ、新市において改めて協議をし、それまでの間は両庁舎を有効活用することとし、平成21年度から23年度にかけて両庁舎の大規模改修を行い、老朽化した庁舎の延命を図りながら現在に至っているところでございます。

また、耐震診断は名寄庁舎、風連庁舎それぞれ平成14年、22年に実施しております。その結果はほとんどの階層でNGの判定となり、ともに耐震改修工事が必要な状態であることが明らかになったことから、工事の実施について検討を行った経緯がございますが、将来につきましては改めて第2次総合計画において検討するとしたことから、現庁舎の耐震化は見送ってきているところでございます。

分庁舎方式による課題といたしましては、効率的な行政運営の面から庁舎の維持管理経費の重複や会議、打ち合わせ時における職員の移動時間のロスなどの点が挙げることができるかというふうに思いますが、分庁舎方式をやめ一方の庁舎を総合庁舎とした場合、もう一方の地区には支所を置く必要があり、現庁舎を引き続き使用すると仮定しますと電気代や暖房費などの光熱水費において一定の削減が見込めるものの、維持管理費全体では大幅な削減効果は得られないと考えているところでございます。また、仮に庁舎を統合する場合であっても現在のいずれかの庁舎に統合すること

が職員数と施設規模から困難であることから、必然的に新庁舎の建設あるいは現庁舎の増改築などが必要となり、多額の経費を要することとなります。いずれにいたしましても、庁舎の今後の方につきましても重要な課題の一つであり、時間をかけた丁寧かつ慎重な議論が必要と認識しておりますので、第2次総合計画を進めていく中で近隣市の状況も参考にしながら庁舎のあり方について調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、基金につきましてはその用途、目的を定めて積み立てるものと認識しておりますので、庁舎のあり方や方針の検討にあわせて協議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、大項目5、小項目の2、国勢調査人口と住民基本台帳人口の差について申し上げます。国勢調査と住民基本台帳の数値に差が発生する要因として、まず人口につきましては国勢調査の調査対象が住民基本台帳登録の有無にかかわらず、10月1日の基準日に常住している者となるため、仕事での長期滞在、長期入院、また学生寮や宿舎から通学している学生など本市に住民登録をしていない方についても調査対象となるため、それらの方も含め、調査員の方々に適切かつ丁寧に調査いただいたことにより、住民基本台帳の9月末人口を上回る調査結果となったものと認識しております。

一方、世帯数についてでございますが、国勢調査世帯数が住民基本台帳世帯数より少ない結果となっておりますが、要因といたしましては世帯数の考え方に違いがございます。国勢調査では社会福祉施設1施設を1世帯として扱うこととなっておりますが、住民基本台帳では入所者一人一人がそれぞれ世帯数となるため差異が生じ、国勢調査の結果が少なくなったものと推察をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。



○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の4、空き家対策についてと大項目5の住民票の取り扱いについてのうち小項目3の住民票移動の法的根拠と転入届提出促進対策について申し上げます。

初めに、小項目1の空き家のデータ集積状況と現在までの対策実績につきましては、冬期間における空き家の屋根に積もった雪の状況や人の出入りなどについて平成26年度に調査を行いまして、管理されていないと思われる家屋は81戸という結果となりました。その後の空き家の把握状況では、主に市民からの苦情や通報等の情報提供をもとに市が調査、管理不全と思われる空き家の軒数が20軒、市からの指導やみずから除却された建物が11軒、そのほか空き家が再利用された軒数が3軒となっており、現在集積されている管理が行き届いていない空き家は87軒となっております。この情報は、電子地図上に所有者や相続者の情報、これまでの経過などの情報とともに登録をしており、庁内の関係部署との情報共有が可能となっております。また、管理不全の個々の家屋の状態につきましては、北海道が積雪寒冷地を考慮した判断基準を示したことから、今後はこの基準によりまして特定空き家等の認定調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の実績ですが、市民や関係機関からの苦情や通報を受け、所有者あるいは相続者等に対して文書、電話など現状についてお知らせをし、空き家の適切な管理や必要な修繕等対応についてもお願いをしてきております。実績件数では、平成26年度では3件で、内訳としましては屋根トタン、建材の飛散が1件、倒壊の危険が1件、防犯関連が1件で、その後の対応はそれぞれ3件とも解体済みとなっております。平成27年度では7件で、内訳としましては屋根トタン、建材飛散が6件、落雪の危険が1件となっており、対応状況につきましてはそれぞれ解体や修復、撤去等の対応をしていただきました。平成28年度

は既に10件で、内訳としましては屋根トタン、建材の飛散が7件、立ち木等が1件、落雪の危険が2件となっており、対応状況は解体や修繕、撤去等の対応済みが6件、残りの4件につきましては所有者死亡に伴う相続人等管理責任のある方の調査中または文書などの通知に対する返事待ちとなっております。

次に、小項目2の電線などにかかる立ち木の対策につきまして、苦情や通報等がありましたらまずは現地を確認し、危険な状態である場合はその土地の所有者等に対し伐採や枝払いのお願いと電線等を所有している事業者へ状況等を通報し、適切な対応をお願いすることになります。この対応につきましては、建物同様立ち木につきましても個人の財産であり、管理責任は所有者にあることから、適切に管理をしていただく必要があります。万が一倒木等で被害が発生した場合につきましては、被害者に対して賠償責任が発生する場合がありますので、これらのことも含めて所有者の方に説明をし、適切な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目5の住民票の取り扱いについてのうち小項目3、住民票移動の法的根拠と転入届提出促進対策について申し上げます。住民票移動の法的根拠につきましては、住民基本台帳法第22条の中で市町村内に住所を定めた場合、14日以内に転入届をしなければならないとされており、ここの部分が法的根拠と考えておりますが、この場合、住所等は生活の本拠と民法第22条では定義をされてございます。民法が定める生活の本拠につきましては、明確な定義はございませんが、最高裁の判決の中では仕事、日常生活、財産、家族、コミュニティなどの客観的事実と居住者の意思を尊重して判断するのが相当であるとし、単身赴任の方や学生などは御本人が生活の本拠をどこにするのかの判断によりまして、住所を移動しない選択も正当とされております。しかし、本年6月に施行された公職選挙法の改正によりまし

て選挙権年齢が引き下げられたことやマイナンバーカードの普及など、住所の移動に伴い正確な住所変更の届け出が行われることによるメリットも大きく、利便性の向上につながる状況がございます。また、総務省から文部科学省を通じて各高等学校に対して進学等に伴い住所を移動する学生に正確な住所変更の届け出が行われるよう促し、住民登録が行政サービスの基礎となる重要な情報であることを周知するよう依頼をしております。市といたしましても住民票を移していただくことで名寄市に愛着を持っていただき、最終的には名寄市で活躍をしていただける人材の確保につながればとの思いもあります。

転入届提出促進対策について質問をいただきましたが、住所の定義そのものについてさまざまな議論があり、名寄市に転入された方が名寄市に住民票の転入届を提出しているか、実態として把握が不可能なため、これまで同様ホームページでの呼びかけを掲載するほか、広報などでも住所変更の制度について周知を図るとともに、御相談を受けた際には個別の状況を丁寧に聞き取り、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目5点目、住民票の取り扱いについてのうち小項目1点目の名寄市立大学学生の住民票の取り扱いについてお答えをいたします。

市立大学では、学生の入学前に入学手続きに必要な書類の一つとして住民票の提出を求め、本人確認をしておりますが、入学後は連絡先など現住所の把握はしているものの、住民票の提出までは求めておりませんので、名寄市に住民登録をしている学生がどの程度いるかについては正確に把握しておりません。

なお、参考までに申し上げますと、日本学生支援機構の奨学金貸与手続には住民票の添付が必要になっており、本年度入学した学生196名のう

ち56.6%の111名が貸与手続を行い、そのうちの28.8%の32名が名寄市に住民登録をしております。また、栄養学科の学生が卒業時栄養士免許を申請する際に添付する住民票では、本年3月の卒業生38名のうち55.3%に当たる21名が名寄市に住民登録をしておりました。

次に、入学時における転入届提出の啓発活動については、入学生全員に配付をする学生生活に関するガイドブックに転入届の手続について記載をするとともに、オリエンテーションの際に手続を説明し、啓発を行っております。本年6月に施行された公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことも踏まえ、今後はさらに啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきましたから、可能な限り順を追って再質問したいと思います。

まず、TPPの関係の影響調査でございます。御答弁いただいたように、酪農、畜産、畑作農家のダメージがかなり大きいと。名寄における影響額も慎重に分析して算出するという事ですから、ぜひ取り組みを急いで明らかにしていただきたいというふうに思います。特に畑作は、てん菜あるいは小麦、大豆、カボチャ、バレイショ、小豆、スイートコーンなど名寄の主力産品で作付面積の大きなもの、あるいは生産量の大きいもの、こういったものを種類ごとに道の試算方法等に準じて行うべきではないかというふうに思いますし、それから乳製品については加工乳の影響は多岐にわたることから算出が難しいのかもしれませんが、生乳で計算をするという方法もありますから、まずは影響額を出すべきではないかというふうに思っています。

それで、私何でこんなに影響額にこだわるかというと、国内の飲食品に関して1次産業の生産段

階の産出額が国内では約10兆円なのに対して、第2次、第3次の製造加工だとか流通販売を経た最終額というのは約7倍の74兆円というふうに言われているのです。つまり逆に考えれば、名寄においても1次産業の産出額が減ってくればその7倍の経済のダメージにつながりかねないと、そういう危機感を持っておりますから、ぜひしっかり取り組んで名寄の経済の発展に生かしていただきますよう再度影響額の調査の関係について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今佐久間議員から御指摘いただいたとおり、1次産業にかかわる影響が出るということですので、道も含めて、近隣、類似市町村も含めて調査をさせてもらいまして、早期に影響額の算定を行ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ぜひその方向でお願いしたいと思います。

それと、植物工場の関係について触れたのですが、イニシャルコストだとかランニングコストの低減に課題があると。ここら辺の御答弁については、私も同じ認識に立つものというふうに考えております。それで、植物工場の例を挙げましたのは、十分な研究データもそろわない中で、莫大な国費を費やして、またプロジェクトに参加した農家の皆さんにも大型設備投資をやらせることによって多大な借財を背負わせて、あげくは倒産という、こうした行政のミスリードがあってはならないという、そうした見地から申し上げました。

それで、①の大規模化と集落人口減少への対応についてなのですが、先ほどの御答弁で現在策定中の農業・農村振興計画のお話がありました。10年後の生産農家戸数を100戸程度の減少を想定しているというふうにお話あったわけですが、平成27年度の農家戸数について、先ほど593

戸という御回答かなというふうに思っているのですが、私は経営体数としては624の経営体があるというふうに認識しておりますが、それでいいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほど答弁させてもらった部分につきましては、農林業センサスによる販売農家ということで限って調査をさせていただいています。そういった意味で、そこでは統計上593戸ということをごさいますて、さまざまな農家戸数のものがありますけれども、さっき答弁させていただいた部分はセンサスの部分ということで御理解をお願いします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） そうしますと、平成22年が747経営体でありまして、それから平成27年593ということで、この5年間で154戸ほど減少していることになりましたけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 減っていつている部分については、そういうことで徐々に減っているという状況は先ほどのセンサス等の部分で御紹介させていただきましたけれども、確実に農家戸数は減少しているという意味では、今議員がおっしゃられていました数値の部分に私承知してございませんで、先ほど言いました農林業センサスの部分でということ、そういう認識でございますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 平成22年の747経営体というのは、これ名寄の農業委員会のほうで出している数字なのです。そして、先ほどお話ありましたように平成27年が593経営体だということになりますと、引き算すれば154戸ということになるわけで、少し調べてみたら平成12年から平成22年で見ると農家戸数の減少とい

うのは99件だったのです。それがここ5年間、22年から平成27年までの5年間で154戸の減ということで、そうすると先ほどお話あった10年後の生産農家戸数を100戸程度の減少を想定という見通しは、これはかなり甘くなるのではないかと。甘い見通しではないかと。倍以上の農家戸数の減少が危惧されるのではないかとというふうに思うのですが、そのあたりはどうお考えなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） その関係も今議員がおっしゃった相当数の戸数が減少するという認識は私どもも持っておりまして、減少の幅は100戸程度ということでございますので、さらに詳細は検討委員会なども含めて御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） かなり相当な勢いで離農が進んでいるということで、私は小規模農家あるいは兼業農家への支援を厚くしていかないと離農はとまらないのではないかと、このように考えております。

それで、平成17年と、それから平成22年の比較で見ますと、経営規模が0.3ヘクタール未満の農家、これは多分自分の自家用のものを食べる分ぐらいのものを残しておいて離農された方かなと思うのですが、ここが27戸ほどふえているのですけれども、あとそれ以外のところは10ヘクタール未満の離農者というのがもうかなり多くなっております。そして、ふえているのが20ヘクタールから50ヘクタール以上の農家というふうになっておりまして、農地の集約化が進んでいるというふうに私思っているのですが、ぜひ10ヘクタール未満の経営体に絞った離農の抑止対策と申しますか、農業活性化対策、これをとっていただきたいと思いますというふうに考えております。ちょっと時間ないので、答弁欲しかったのですが、

あとのものと一緒にもしあればお願いしたいと思っております。

それと、多品種少量作付農家への支援策ということで、これは複数作物の作付というのは近年の気象変動、それからこういう農業経営のリスクを軽減するという観点からも重要だというふうに思っております。先ほど紹介しました北見、佐呂間、津別での小規模農地活用の支援事業、これは時間ないので、余り言えないのですけれども、例えば近くにあります東京農大の専門家による栽培や加工の指導だとか、それから野菜ソムリエによるレシピ作成アドバイスだとか、中小企業診断士による商品開発提携先確保、あるいは商談先のリサーチ法だとか、バイヤーとの知り合うためのハンズオン、つまり体験学習支援、それから金融機関のほうでは販売展示先の紹介だとか、それから商談時の説明資料作成方法のアドバイス等々、まだまだたくさんあるのですけれども、名寄においてももちろん似たような取り組みもあります。しかし、結構やっていることを見たときに、同じように活用できる面もあつたり、それから形を少し変えて離農抑止対策、農業の活性化対策に学んで生かせる面もあるというふうに私考えておりますが、このあたり含めていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほど言ったこの事業に関しては、耕作放棄地を有効活用するという観点では総合的に取り組まれているということは認識しておりまして、そういった内容については参考になる部分があるのかなというふうに思っております。また、先ほど申し上げましたとおりさきの農業・農村の検討委員会の会議の中では、JAの委員さんからは名寄市内50歳未満の方で35%で約6割の農地を持っていらっしゃるということでございますので、そういった部分で農村コミュニティという部分で小規模、中間農家がいなくなるということになるとここにも影響が出るということで、そういった対策についても危惧

の御意見が出されておりますので、それらを含めて検討素材としていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 今の御答弁で、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに申し上げます。

それと、市内での農業生産物の活用だとか、消費喚起、販売促進の考え方についてなのですが、ぜひこれ多品種生産を伸ばしていく、あるいは高付加価値型産地の育成にもつなげていくという面から、今やられております青空市場だとか、それから朝市、こうやっているのですが、これらを統合してやっぱり買う人と顔が見える形というか、つくっていくべきではないかというふうに思うのです。先般やられた風連の取り組みなんかかなり大勢の人が集まられたというふうに思っていますし、それから函館の朝市に私も赴いたことあるのですが、あそこが観光名所化しているというのもやっぱり最初は駅の片隅での野菜の立ち売りから始まっているのです。それが露店化、露天商みたいな形になって、そして今の現在のところに、若松町に市が土地を提供して、そこで今の歴史を育てておりますから、ぜひそういうことを積極的に考えていただきたい。少しおもしろくしてほしいと思うのです。楽しくないとやっぱり事業というのは続けられないし、離農もとめられないのではないかというふうに私思っております。これは御答弁は要りません。

次に、名寄市の総合交通体系の関係で先ほど御答弁いただきました。それで、名寄市の高齢化率30%超しておりますから、ますます総合交通体系のあり方というのは重要なテーマになっていきますし、それから今後もこれは掘り下げてやっていかなければならないところなのですが、農村郊外から市内中心部まで安心して通うことのできる交通体系の確立というのは急務だというふうに思

っております。もちろん予算面もありますが、多様な観点から進めていくべきではないかと。スクールバスの混乗化だとか、あるいは自家用有償旅客運送制度、これは公共交通空白地有償運送ということで白ナンバーで運送もできるというものです。それから、ここなどもコスト面だとか、委託先がない場合の交通手段として考えられるのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今公共交通についてということで、特に郊外については多様な手段も含めて検討すべきではないかという御意見をいただきました。具体的な事業方法についても提言もいただいたというふうに思っております。私どもも先ほど述べたように、市街地の路線についてはコミュニティバスで一定の検証、さらには工夫を凝らしてさせていただいたというふうに思っておりますが、郊外については議員が言われるようにまだ課題もあるなというふうに思っておりますので、これについてはまずはどのような工夫ができるのか、調査研究してまいりたいというふうに思っております。今議員が言われたようなさまざまな手法も含めて今後検討してまいりたいと思いますが、ただ公共交通を進めるに当たって幾つか押さえておかなければいけないところがあると思います。これは、1つは行政だけではなくなかなか進まないという部分です。1つは、交通事業者が当然おられますので、そこでの協議あるいは調整が必要になると。今提言いただいた方法の中には、地域の皆さんに御協力をいただかなければいけない方法もございましたので、そういったところの御協力がいただけるのか、あるいは調整がつくのか、その方法が効果的なのかを含めてさまざまな視点から調査研究を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） JR北海道の関係で加藤市長にお伺いしたいというふうに思います。

JR北海道は、7月29日、単独での維持が難しい路線をこの秋にも公表して沿線自治体などと存廃を含めた協議を始めるというふうに発表しました。それで、宗谷北線もこれは俎上に上る可能性もあって、利用者や市民の不安はかなり高まっております。それで、これ以上北海道の鉄道を剥がさせない、廃止させない、存続を求めるという立場で、ぜひ矢面に立っている全道の自治体と連携をとって超党派で北海道の選出の国会議員も動かして、お力をおかりして、改めてまた国、国土交通省への働きかけを強力に進めていただきたいというふうに思うのですが、市長もこれまでそれぞれ推進協議会の会長として各方面に要請されておりますから、その際の感触についてお話しいただきたいことと今後の決意をお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど答弁させていただきましたが、7月25日と27日に宗谷線の活性化協議会で札幌にある北海道のところで、あと運輸局、さらには27日には国土交通省の鉄道局にお邪魔をして要請活動を行っております。国のほうは、国土交通省のほうは当時は事務局も入れて40人ぐらいの人数で要請活動を行っております。そうした危機感も含めて重く受けとめると。しかしながら、やっぱりこれまでJR北海道民営化して以降も国としては必要な手段を講じてきたというスタンスは今のところ崩していないというふうに思います。JR北海道の今の経営状況、あるいは今現在のスタンスを鑑みても、やはり国がかなり踏み込んだ、あるいは抜本的な策を講じていかない限り、宗谷線も含めた鉄道の維持は私は難しいだろうというふうに考えています。引き続き先ほど佐久間議員がおっしゃったように、我々は積雪寒冷、特別な豪雪地帯というところでの鉄道の重要性だとか、あるいは稚内は日本の一番最北で、いわば国境と面している場所でもあって、そうしたことから国土保全の観点からの鉄道の

さらには先ほどもちょっと出ましたけれども、きた北海道ルートというのが国土交通省、観光局で今回指定をされましたけれども、これは札幌から稚内までと。当然これ鉄路も含んでの観光ルートということでありまして、この動きと全く逆行するお話になっているのではないかと。そんなことも地元の声としてしっかりと届けながら、要請活動をこれからも続けていきたいというふうに思っています。10月の頭に北海道市長会のほうで連携して要請活動をすることを決めておりまして、私もここに参加をさせていただきますし、宗谷線の活性化協議会でも引き続きまた改めて要請活動を行っていく所存でありまして、粘り強く今後とも国あるいは国会議員の先生、あらゆる機関に要請活動を行っていきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

市の商工振興策について外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） これより通告に従い3件、6項目について質問を行います。

最初に、市の商工振興策、市街地の活性化への取り組みから順次お伺いをいたします。名寄市に本店を持つ市内金融機関がこのほどまとめた上第2・四半期の上川北部地域別経済動向調査によると、業況は無難に推移しているものの、依然として人手不足の状況が続いている上、消費者の購買力は低く、業況は相変わらず厳しいものの、上第1・四半期のやや低調から普通に回復したと分析をしております。とはいえ、経済活動の拠点でもある市街地の沈滞や停滞という名の長いトンネルからいまだ脱却できずにいる景況感は、低調から普通に回復した業況感とはほど遠く、活性化を模索する市内商工機関からは市街地の公有地の利用を図る私案の提言も行われるなど、市街地の活性化への期待感が高まりを見せています。新年度以降に向けた商工振興策、市街地の活性化策について御答弁をお願いいたします。

次に、少子化対策から、子育てと家族支援のネウボラについてお聞きをいたします。表題に掲げたネウボラは、余り聞きなれない言葉ですが、フィンランドで取り組まれている子育て支援拠点ネウボラを指し、アドバイスもしくは助言するという意味合いがございませう。ネウボラ事業は、結婚、妊娠期から育児期まで継続して母親だけではなく、子供や父親も寄り添って話を聞き、家族全体の支援を行っていくものです。結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援、不安のない子育て環境を目指す名寄版ネウボラの事業の取り組みについて御答弁をお願い申し上げます。

続いて、妊娠、特定不妊治療、一般不妊治療についてお聞きをいたします。妊娠による出産、育児は、極めて私的な家庭の問題であると同時に、その子が名寄市の21世紀の社会を担っていくことを考え合わせれば妊娠、出産、育児は社会的な意味合いを伴ってまいります。安心して安全に子供を産み育てることができるように、高額負担となっている妊婦の定期健診費の助成について御答弁をお願い申し上げます。

また、子供が欲しいのにできない、しかし子供は欲しい、不妊治療はタイミング指導や薬、人工授精、体外受精、顕微授精などさまざまな治療法があり、目覚ましく進歩している反面、大方の受診者は心身ともに大きな負担を強いられています。排卵誘発剤など一部保険が適用されるものもございませうが、保険適用外の治療が多く、ほとんどが妊娠まで多額の治療費を自己負担しているのが現状でございませう。そこで、国などの助成制度とは別に名寄市独自の不妊治療の助成制度の創設により、不妊で悩む市民の負担軽減について御答弁をお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税の再構築についてお聞きをいたします。平成20年度からスタートした名寄市ふるさと納税は、大学、天体、雪、医療、その他の5事業に区分されています。スタートから6年間は20件前後で推移してきた寄附件数も27

年度は986件と約50倍にまで倍増、寄附金額は1,208万円と6年間平均金額の約10倍強にまで増加をいたしました。これは、26年度から寄附に対する記念品、いわゆる返礼品贈呈事業がスタートしたこと、あわせて税制改正による税額控除が2倍に改められたことに起因していると考えます。ふるさと納税は、その手法や取り組み方のいかんによっては飛躍的な向上が期待できます。新たな仕組みづくりによる再構築で、前述の少子化対策の自主財源として、また地に足をつけた人口減対策の具現化に向けた取り組みとしてお考えを御答弁をお願い申し上げます。

最後に、市民の声から、台風被害の検証と今後の災害対策についてお聞きをいたします。観測史上1週間のうち3つ、さらには新たな台風も加わって4つの上陸、接近で矢継ぎ早に発令された名寄川、天塩川の河川氾濫情報を初め、大雨、洪水警報、避難指示など夜半から未明にかけては多くの市民の皆様も十分な防災対応もできずにいたのが実態でした。今回の台風上陸に伴う被害状況等については調査中とのこととございませうが、今後の想定外、予想を超える災害に対応するため、被災地域の声を取り入れた検証について、また市民の皆さんが名寄川及び天塩川の水位を見るために現地へ足を運んで被災する事故や危険回避のために市のホームページで閲覧できる両河川に水量計の目盛りが見えるテレビカメラの設置等についての考え方についてそれぞれ御答弁をお願いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 大石議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1及び2については健康福祉部長から、大項目2の小項目3及び大項目3については総務部長からそれぞれお答えいたします。

まず初めに、大項目1、市の商工振興策に関し

て、小項目1、活力ある商工業振興策等からについてお答えいたします。本市においては、平成11年から徳田地区に商業及び娯楽施設が開設されて以降、名寄地区中心街店舗数の減少数も加速し、さらには大型店の進出も重なり、JR名寄駅前を中心とした市街地の空洞化に歯どめがかからない状況が続いております。本市では、中小企業振興条例に基づき、名寄、風連地区の都市計画用途地域の商業地域に位置する、いわゆる中心市街地において商業等の活性化を図るため、関係機関及び中小企業振興審議会の助言等に基づき、市独自の支援策を講じて商業地区の振興を図ってまいりました。具体的な支援メニューにつきましては、商業地域内における店舗及び事務所の新築、増改築費用、商店街環境整備にかかわる費用、店舗の家賃、にぎわいづくりのためのコミュニティー事業に対する助成制度などが挙げられます。今年度も商店会を会場にして過去に実施されたイベントの復活が取り組まれるなど、これまでもさまざまな支援メニューが利用されてはおりますが、目に見える形での活性化に至っていないのが現状であります。そうした中、商工会議所からは商業地域内にある市有地の有効活用策として公共施設の設置を含めた官民連携事業の導入に関する提言があり、本市といたしましても庁内に名寄市公共施設等検討ワーキンググループを設置し、これらの提言を含めて検討を始めたところであります。

今年度は、中小企業振興条例の一部を改正し、支援制度の見直しを行いました。これらのメニューの中では新たに創業支援を加え、新規開業事業に対して資金的な後押しをするとともに、これまで事業所等からの相談、サポートの充実が求められていたことに鑑み、市、金融機関、商工団体の関係機関が連携し、オール名寄でサポートする体制を構築するため、産官金名寄市サポートネットワークも設置いたしました。このネットワークにより、それぞれの機関が持っている情報の共有を行うことなどで事業者のニーズを的確に把握し、

今後の商工施策に反映、さらには相談体制を強化する中で第2創業や事業承継などの後継者の課題解決に向けて協議してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の名寄市の少子化対策に関して、小項目1と2について申し上げます。

初めに、小項目1の子育てと家族支援のネウボラから、名寄市版ネウボラについて申し上げます。母子保健を取り巻く状況として、少子化の進行、核家族化と地域とのつながりの希薄化から、悩みを相談する相手がなく、不安感や負担感を抱えたまま子育てをしているケースが年々増加している現状にあります。名寄地区の地域的な特徴として、転勤者が多く、母子健康手帳の交付については転勤者の割合が約5割を占め、子育てに関する相談相手がないことなど育児が孤立化しやすい状況になっております。フィンランド版ネウボラは、家族にとっては妊娠がわかったときから子供が誕生し、小学校に入るまで、家族の心身の健康にかかわる全てのことを相談できるワンストップの拠点であり、担当者との対話、面談を継続して行うことで家族と担当者間に信頼関係が築かれます。ほぼ全ての家庭がネウボラを利用することで、困る前につながる状況が生まれ、リスクの早期発見、早期支援が可能になると言われております。

名寄市の母子支援の状況ですが、妊娠届け出による母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票の交付、初妊婦、経産婦を対象にしたお父さん・お母さん教室、出産後生後ゼロから4カ月を対象としたこんには赤ちゃん訪問、そして乳幼児健診の実施により子供の疾病や発達のおくれを早期に発見し、子育てに寄り添いながら虐待防止も含め、子供の健やかな発育、発達を支援しております。具体的な取り組みや状況として、平成27年度より保健師の地区担当制を導入し、市内を4地区に



分けてそれぞれ二、三名の担当保健師を配置、母子だけでなく個別の家庭全体を把握して、健康づくりを中心とした保健指導や支援を行っており、特に地域の見守り支援が必要な場合は主任児童委員を中心に相談できる体制になっております。

妊娠届け出の時期では、妊娠11週以内の届け出が93.3%で、適切な時期に届け出がされており、母子健康手帳を交付する際には出産後の育児を行っていく上でのリスクの要因を把握し、支援が必要な場合は医療機関や子育て支援サービス等関係機関と連携して継続支援に努めております。また、医療機関との連携においては母子健康手帳を活用して出産時の情報や保健センターにおける支援の内容を共有しており、医療機関からは支援が必要な場合は療育支援連絡票が送付される体制が構築されております。こんにちは赤ちゃん訪問では、産婦及び新生児の1カ月健診の受診結果の状況を確認しており、乳幼児健診における未受診者がいた場合は家庭訪問や保育所等での相談を行うなど対象者全員への状況確認を行っております。

平成27年10月27日に乳幼児とその保護者を対象に親子の居場所づくり、子育て支援の場として、名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどが市内中心部に常設されました。子育てに関する悩みの相談や子育てコンシェルジュによる市内の幼児教育、保育施設、地域の子育て支援に関する相談や情報をお伝えする医療者支援事業を初め、利用者の希望に沿った講座等を開催し、多くの親子に御利用をいただいております。また、青空保育事業として月に1度名寄市立保育所の所長が市内の公園等を利用し、保育を行い、幼児教育、保育施設を利用されていない親子を中心に御利用をいただいております。今後とも妊娠、出産、育児の切れ目のない包み込むような支援を行い、母親の心身の健康サポートや子供の健やかな成長と発達の支援を行うことにより、安心して子供を産み、育てることができるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の妊娠、不妊治療への助成、支援策から、妊娠及び特定不妊治療、一般不妊治療等について申し上げます。初めに、妊婦に係る定期健診費の助成についてであります。妊婦と胎児の健康管理を目的として、実施時期や回数、検査内容などは国の基準に基づき、母子健康手帳を交付する際に妊婦一般健康診査受診票をあわせて交付し、妊婦健診に係る費用負担の軽減を図っております。また、道外へ里帰りした場合も償還払いとして利用者の不利益が生じないように対応しております。平成21年度より5回から14回に健診回数が拡大され、さらに償還払いを導入して以降、本市においては健診未受診のまま出産に至ったケースは発生しておりません。妊婦一般健康診査は、北海道知事が各自治体を代表して北海道医師会及び助産師会と協定を結び、道内の医療機関並びに助産所においては統一した検査項目や検査費用で受診することが可能となり、受診者の状況や医師の判断により検査が追加される場合も一部ありますが、交付された受診票を利用して名寄市立総合病院を受診される場合は、全額無料で受診できる体制となっております。平成27年度の名寄市における出生のうち7割が名寄市立総合病院において出産していることもあり、現在実施している助成内容を基本と考えております。また、妊娠確認のための受診に係る経費のほとんどは保険適用されており、名寄市立総合病院の場合では3,000円から5,000円の自己負担となっております。現在のところ費用の助成は考えておりません。

次に、特定不妊治療、一般不妊治療に対する市独自の助成の考え方についてであります。少子化対策の一つとして不妊治療のうち体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重く、十分な治療を受けることができず、子供を持つことを諦めてしまう方も少なくないことから、不妊に悩む夫婦への治療の経済的負担の軽減を図るため、平成16年度に国が特定治療支援事業を創設し、北海道が事業主体と

なり、北海道特定不妊治療費助成事業を実施しております。平成28年度より対象範囲、助成回数等が変更され、助成限度額1回15万円が初回のみ30万円と引き上げられ、安心、安全な妊娠、出産の観点から対象年齢が43歳未満となり、通算助成回数が初回40歳未満で6回まで、初回43歳未満で3回までとなり、同時に北海道の単独事業により第2子以降の不妊治療への助成拡充が図られました。

名寄市民の申請状況ですが、平成26年度で11件、27年度で7件の方々が助成制度を利用しており、不妊に悩む方への妊娠、出産支援につながっております。道内における各市の単独助成の状況ですが、特定不妊治療では平成28年度当初で政令市、中核市を除く道内32市中21市が助成を行っており、道の助成金を控除した額に対し上限を設けて助成を行い、費用負担の軽減を図っております。また、一般不妊治療では2市が助成を行っております。名寄市におきましては、現在母子健康手帳交付の際に不妊治療の有無を聞き取りし、治療経過やニーズを把握しており、今後この聞き取り結果を踏まえて当市の実情に合った効果的な助成のあり方について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 続きまして、小項目の3、ふるさと納税の再構築から、少子化、子育て支援対策などについて申し上げます。

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふさとに貢献したいという納税者の思いを具現化するため、平成20年度に国において制度化されました。本市では、制度開始初年度から取り組みを始め、平成26年度からは新たに1万円以上の御寄附をいただいた方に対して本市の特産品を1点、3万円以上の御寄附をいただいた方には2点贈呈するふるさと応援寄附記念品贈呈事業をスタートさせました。事業の実績についてであります

が、平成27年度は実件数で925件、寄附額で1,208万5,215円、平成26年度は同じく実件数で733件、寄附額で1,187万3,388円となっておりまして、記念品贈呈事業開始前の平成25年度の31件、155万5,800円と比較しますと大幅に増加しているところではありますが、今年度これまで5カ月を経過した時点におきましては、この2年間と比較しますと低く推移をしている状況でございます。当市といたしましては、この事業を通じて安全、安心な農作物やおいしいスイーツなど地域ブランドとしての知名度アップにつなげていくとともに、自主財源の確保策としても有効な施策の一つとして考えておりますので、今後は全国的にもアクセス数の多いふるさと納税専用サイトをより一層活用してのPRや新たな特産品の選定、3万円以上一律の上限枠を見直し、高額納税者を取り組むための記念品などの検討も行ってまいりたいと考えております。あわせて現在条例で定められております用途指定5事業の中身につきましても検証を行い、用途指定事業の追加や細分化なども含めた全体的な見直しの必要性についても検討してまいります。

次に、大項目の3、市民の声から、小項目1の台風被害の検証と今後の災害対策について、初めに①の地域の声を取り入れた検証で双方向の視点について申し上げます。近年の自然災害は、激化の一途をたどり、過去に例のない大雨や複数台風の連続した北海道通過など、私たちがこれまで経験をしたことがない気象現象が頻発をしております。昨年の関東・東北豪雨による被害から国土交通省による全国的な避難を促す緊急行動、そして水防災意識社会の再構築ビジョンの取り組みが始まっておりまして、今後の取り組み目標を設定し、迅速、確実な避難を主軸に防災対応を考えるとともに、これまで中小河川対策として取り組んでおりました防災活動、水防活動につきまして、これからは大河川の氾濫に備えた水防活動が喫緊の課題とされたことによりまして、新たなステージに移行したものの認識をしているところでありま

す。このことから、名寄市では平成28年3月末に水害用のタイムライン案を旭川開発建設部と協議の上作成をし、運用を図っているところでありまして、さきの8月20日から23日にかけての台風11号、台風9号の対応では、これまでの災害発生状況をもとに台風の接近前に土のう積みや避難所の開設準備を行うなどタイムラインに基づいた防災活動を実施したところでございます。これからの防災対策といたしまして、住民と双方向の視点ではこれまでの災害時に情報提供をいただいた過去災害の対策や町内会の避難計画に基づいた避難所の指定、開設などの対応がありましたが、今後さまざまな防災対策に柔軟な対応が可能となるよう防災体制の整備や災害発生情報の円滑な共有などを継続して実施し、自助、共助を主軸とした地域の防災力向上のため、関係機関、そして住民の方々、自主防災組織など全てが同じ方向で自然災害に向き合っていくことを目標とし、地域防災会議の中の検討を経て取り組みを進めてまいります。

次に、②、河川の水位の見える化について申し上げます。河川の水位につきましては、国土交通大臣による洪水予報指定河川、知事による水位周知河川にそれぞれ水位計が設けられており、名寄市では天塩川と名寄川がその対象となっておりますので、北海道開発局のホームページにあります河川のサイトから河川リアルタイム情報や川の防災情報から確認をすることができます。水位の危険度には、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位がございまして、防災関係機関が住民の避難や水防活動の目安として設置しているものであります。水位情報は、避難行動における一つの目安として活用できますが、避難行動には気象や上流の状況、さらには堤防の構造など総合的な判断が必要なことから、見た目だけの水位で自己判断してしまいますと大変危険な状況が生じたり、避難しないことにつながってしまうことなどが懸念されるところであります。この

ことから、あくまでも参考として河川リアルタイム情報を御利用いただき、自治体から発信される避難情報やテレビのデータ放送を優先し、御利用いただくことがより安全でありますことから、今後とも継続して周知、啓発を図ってまいります。

また、河川の増水時に河川を見に行くことによる事故が全国的に多発しております。平成26年8月の大雨では、神奈川県山北町で3名が流される事故があったほか、過去には平成20年7月28日の神戸市の都賀川で児童ら5人が増水した川に流されて亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。このときは、上流で降った大雨によりわずか10分で川の水位が1メートル30センチも上昇したとされております。本市におきましても河川管理者がパトロールしている際に川を見に来た住民に声かけをしているとの報告を受けておりますが、増水した河川に近づかないことが大原則であり、必ず守っていただきたい事項でありますので、今後とも啓発及び指導を強化してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、これから再質問を行ってまいりたいと思いますが、順序どおりというふうにはならないかもしれませんが、あらかじめ御承知お祈いします。

最初に、活力ある商工業振興策からお聞きをしております。冒頭について御答弁をいただきましたが、今定例会の行政報告の中で、商工業の振興というセクションの中で融資関係について触れておられました。それによると、経営資金は件数で22件、金額で1億2,920万円、前年同期比で8件増、166.5%増というふうになっています。また、設備資金では17件、1億7,233万円で前年同期比5件増、あるいは金額では6,550万円増となっているというような報告がございました。こうした融資の件数、設備と経営資金、

それぞれ件数、金額ともアップしているわけですが、名寄の市況という観点から見た場合、この融資の増というのはどのように分析をされておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問いただきました融資の関係なのですけれども、昨年より融資の件数が増加しているということで、中身を見させていただきますとちょうどそれぞれの施設の更新ということでの融資が多いということで、全体的に経営の拡大というよりは既存の経営の中の設備的な更新の部分が多いというのが実態となっております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

続いて、矢継ぎ早に質問させていただきたいと思いますが、先ほど答弁の中でも名寄の経済サポートネットワークと。これも行政報告の中にございました。それについてはちょっと御説明があったかなと思うのですが、産官金と。相談体制を充実させていきたいと。中小企業振興条例に基づいて事業承継、あるいはそういった体制を組んでいきたい、充実したものにしていきたいというお話でございましたけれども、6月に立ち上げて今後このなよろ経済サポートネットワークが果たしていく役割というのはかなり重要なものになっていくだろうと思うのですけれども、具体的にネットワーク事業として効果が見られるだろうというような事例というか、そういったものはもう上がってきているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の産官金サポートネットワークにつきましては、6月から立ち上げさせていただきました。その中で今回議会の中で議決していただきました中小企業の振興条例の一部改正ということで、これに伴いまして支援メニューも改正させていただいたということで、それらの支援メニューを今までは行政も一般の事

業所向けに周知させて、商工会議所、商工会も関係機関も周知させていただきましたけれども、金融機関もそれぞれの事業所のほうでお取引をして、それぞれの事業所のいろんな相談とかを受けているということで、今までなかったのが金融機関からの事業等への周知ということで、その部分を今担っていただく部分も含めて産官金ネットワークをつくらせていただきました。実態的な効果という部分に、実際の部分はちょっとわからないですけれども、今現在今回支援メニューで新たに創業ということで、今まで事業を営んでいる方でない支援メニューが当たらなかったということなのですけれども、事業を営んでいらっしゃるもの、新たに名寄市内で企業や創業をしたい場合についての創業メニューということを設定させて支援メニューをつくらせていただいた中で、まだ実際の御利用はないのですけれども、相談件数が現在のところ3件、私どものほうの市のほうにも相談に来ていただいております。その部分について金融機関も含めての実際的ないろんな情報を聞いたということで、それらが伝わったということで、今まで創業に対する支援メニューがなかったもので、市に直接御相談ということがほとんどなかったのですけれども、メニューができたということで、実際に事業を営むかどうかは別なのですけれども、相談が6月から3件市内のほうに来ているということです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ効果を上げつつあるというお話でございますので、周知を徹底してさらに拡大につながるような行動をとっていただきたいと思うのですが、この質問では最後になるのですけれども、冒頭で質問申し上げたとおり、市内の商工団体から市内の遊休地を使った複合施設というような御提言がございましたけれども、こういったことを含めて今後ともいろんな団体のほうから提言なり提案なり行われてくる可能性もあるだろうというふうに考えるのですけ

れども、こうした市民を巻き込んだ、あるいはそういう関係機関も巻き込んだ市街地の活性化ということで、ぜひとも取り組んでいただきたいと思うのですが、こうした取り組みについては具体的な私案みたいのはお持ちなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今お話ありました関係機関のほうからの御提言もあったということで、私どものほうで先ほどの産官金ネットワークではないのですけれども、中でも話題に上っているのが今回支援メニューの中で新たに仕事、市内で起業していただく方に対するメニューをつくったのですけれども、先ほど答弁の中でありましたように今現状で御商売をされている方に少しでも長く御商売していただくということ等含めて事業承継という部分が今近々の課題になっておりまして、その中で金融機関が先行してそれぞれの事業所の部分を含めて相当事業承継に対する相談とかも事業に取り組んでいるということで、それらの部分について今回そういうサポートネットワークをつくりましたので、事業承継等に対する具体的な取り組みを含めて、検討を含めて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今水間室長のほうからお話があった事業承継、その事業承継、例えばAという業者の方が年齢的な問題、いろんな後継者の問題も含めて、例えばの話ですよ。事業を畳みたい。同じ業種、事業で新たに起こしたいという人がいると。そういうやめたいという方と新たに起こしたいという人とのマッチングというのでしょうか、コーディネートというのでしょうか、そういったものを金融機関がやるのか、商工会議所がやるのか、名寄市がやるのか、どうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今現状としては、先ほどお話しさせていただいたように、金融機関

は先行してそういった部分に取り組んでおります。ただ、今までの中ではそういった全体的に産官金が連携して取り組むという体制がありませんでしたので、基本的には連携して取り組むというのが最善の取り組みだと思っておりますので、それらを含めて先ほどから何回も申し上げますようにサポートネットワークが連携を図りながら取り組んで、全体で、オール名寄で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、そういう事業承継にかかわる事案については今後そういうサポートネットワークの中で検討あるいは詰めてまいられるというような意味合いでお伺いをいたしました。

ちょっとここで順番変えて台風被害についてお伺いをしてみたいと思います。午前中にも御質問があったので、重複は避けたいと思うのですが、今も16号が接近して九州、四国に大変な被害をもたらしているという、テレビのニュースでけさほど見てまいりましたけれども、河川の水位について再度お伺いをいたします。カメラの設置は、国や道の所管でなかなか名寄市が取りつけるわけにはいかないというようなニュアンスで受け取りましたけれども、私も開発局のホームページを見まして、画面を見ました。画面はリアルタイムではなくて静止画像で、かなりタイムラグがあるというような余り臨場感のない画像でございました。画面も3掛ける4センチぐらいで非常に小さい画面で、なかなか見づらいなというのがありました。なかなか河川管理者が名寄市でないということもあって、勝手にカメラを取りつけて量水計をカメラで中継するというわけにもいかないでしょうけれども、もう少し水位が的確に判断ができて、部長のほうからもお話がありましたけれども、堤防伝いに親子で見に行くだとか、高齢者がパークゴルフ場に冠水しているところに足を運んで水位の状況を見に行くというのを現実に

私も見ておりますので、先ほどのお話がありました10分ぐらいで30センチも増水するのだなんていう万々が一のことと考えますと、開発局のホームページを見て、天塩川、名寄川の河川を見ていくというような、なかなかネットサーフィンになっていないと見られないというのがありますので、できるのであれば名寄市のホームページにリンクしていただくことが可能なのかなのか、その可能性についてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま水位の見える化についてということいただきました。先ほど申し上げたように、水位というのは非常にいきなり上がる可能性があるということです。さきの台風も名寄市街のほうについてはさほど雨量がありませんでしたけれども、実は風連地域の被害等についても隣接するまちに多く降った雨などの影響によって被害が起きたというのがありますので、その場の見た目だけではなかなかわからないと。さまざまな要素を判断していかないと、判断が難しいというところはあるのかなというふうに思っています。その一つの材料となるのが今大石議員が言われた水位の見える化ということだというふうに思います。ただ、これ先ほど申し上げたようになかなか複数の要素で判断をしなければいけないので、一概に全ての市民の皆さんが見て判断することがいいかどうかについては、ここは少し議論のあるところかと思えます。私どもは、できれば慎重に判断をいただいて、市なりの避難指示に基づき、避難情報に基づいて判断いただきたいというのが考え方ではありますが、ただなれた、精通された方もおられると思えますので、そういった意味ではテレビが設置されるのも一つの方法かと思っています。ここは、今言われたように河川管理者のほうに設置をするというのが基本的な部分でありますので、名寄市が独自に設置をするということについてはなかなか難しい部分があるかと思えますが、ただ、今国のほうもこの間の災害

の状況を受けて、先ほど申しましたように水防災意識社会再構築ビジョンというところで随分取り組みを見直してきているところがあります。その中では、今年度から皆さんのお持ちの携帯のほうでも先ほど言ったような画面が見られるような取り組みを進めるというような話もありますし、テレビの設置についてもそれが天塩川、名寄川につくかどうかについてはわかりませんが、全国的な中では見える化を進めたいということで、そこら辺についても検討してまいりたいというような動きがございますので、名寄市独自に設置することについてはなかなか難しいものがありますが、そういった国の動きなども留意をしながら、その動きを注意深く見守ってまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

最後に、災害のところでお聞きしたいのですが、天塩川は国内で第4位の長大河川ですから、堤防だとか、そういうような築堤の技術はかなり進められているのだらうなと思うのですが、先日の新聞で読んだところ、名寄は30年来大きな洪水、水害に遭っていないみたいなニュアンスで伝えられておりましたけれども、天塩川の天塩岳源流なのでしょうけれども、ずっと流れの中で堤防の破壊といましようか、損壊といましようか、そういったものは全然起きていないのだらうと思うのですが、決壊が起きていない。たまたま起きていないのか、それとも完全に起きないようにしているのか、これから先ほど部長がおっしゃっていたように想定外、想像を超える雨量があったときに天塩川の氾濫あるいは名寄川の氾濫というのはあり得ないのかなのか、この辺いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 近年来想定を超える気象現象が起きているということでありまして、天塩川等についても国は100年に1度の災害に

備えて整備をするということで進めてきていますので、その言葉をかりれば絶対に起きないということはないのだというふうに思っていますし、逆に言うと市民の皆さんも含めて絶対安全だという意識ではなくて、常にそういう意味では危機感を持っていただくことが重要なのかなというふうに思っています。天塩川の中でも支流も含めてでありますけれども、無堤地区もまだございますし、改修が全て終わっているわけではございません。特に国の中では、重要巡視箇所でしたか、ちょっと言葉は正確に覚えていませんけれども、リスクのあるところについては市町村も含めて巡視をするというような、こういった取り組みを行ってございますので、今後もそういった取り組みを進めながら、できるだけリスクの高いところについてはしっかりと確認をし、市民の皆様適切な情報が提供できるような形で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） もう一回お聞きしたいのですが、名寄川あるいは天塩川で長い流域の中で決壊する危険性の高い箇所はあるのかなのか、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 済みません。先ほど来ちょっと言葉が正確に思い出せなくて申しわけないのですが、その重要何とかという箇所については例えば100年に備えたときに堤防の高さがどうだとか、そういったところがうたわれているものがありますので、一定程度の対応はされてきておりますし、先ほど言った水防災意識社会の再構築の中で堤防の天端を舗装して災害をおくらせるというような、そんなような手だてもとられておりますので、さまざまな手だてはとられておりますけれども、言われるような危険な箇所についても全くないというわけではないということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

あと1点、2点になるかなと思いますが、防災情報についてちょっと確認をさせていただきます。部長の答弁の中でも水位のところでお話があったのですが、水防団の待機水位、氾濫危険水位、避難判断水位、判断注意水位と。レベルが1から4ぐらいまである。だけれども、従前の警戒水位、特別警戒水位、危険水位、計画高水位、氾濫の発生と、こういった5レベルぐらいの情報もあわせて今回テレビのテロップの中で私見ていました。そして、私もスマホの中で防災情報が出るようにしてあるのですけれども、大雨、洪水警報、避難警報といろいろ警報の種類が錯綜してしまっていて、一体どの時点で避難をすべきなのか、判断に迷う市民も大勢いるのかなと思うのですけれども、警報の内容について簡単に御説明いただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） お答えの前に先ほどちょっと言葉が思い浮かばなかったところなのですが、重要水防箇所というところがございます。これ市内でいきますと、掘削の不足しているところが4カ所あるということでありまして。先ほどちょっと言葉が思いつかないで申しわけありませんでしたが、おくれればせながら報告させていただきます。

今避難勧告等の種類ということでありましたが、これは防災計画のほうの中でも記載をさせていただいているところであります。法改正に伴って呼び方等が少し変わっている部分がありますが、複数の要素があるということでお含みいただきたいと思っております。水位が氾濫注意水位を超える場合については避難準備情報を出すということでありまして、水位が避難判断水位を超えた場合につきましては避難勧告を出すと、このような形でそれぞれ水位に応じて、当然ほかの要素も含めての判断というのがありますが、この水位を一定の判断基準としてそれぞれ避難勧告等出させていただきますので、御理解いただければと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 最後に、防災でももう一点だけお聞きをしたいと思います。

私は、8月17日以降の防災情報携帯にずっと残っているのですけれども、そういったものを見ていくと、最初の17でしたか、ちょっと最初の発令が出たときに内淵のほうに行く用事があったものですから、名寄大橋を車で通行したのですけれども、そのときちょうど天塩川も流れているのですけれども、携帯でいただいた情報よりは水位がそんなに河川敷に冠水しているわけでもないので、伝えられるほどの水位ではなかったなというふうにし少し安心した記憶があるのですけれども、こういった微妙なタイムラグで発令される情報というのはどこが発信してどのようにマスコミに流れてテレビやスマホに流れるのか、この経路についてお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 避難情報等の発信の考え方ということになるかと思いますが、ここは先ほど言ったように単純に水位だけが全ての要素ではないというのがあります。先ほど言ったように、これから見込まれる気象情報などもありますし、当然河川の管理についての考え方もありますので、ここは防災担当のほうで例えば気象台のほうに気象情報の確認をする、あるいは絵で出ている部分はありますが、河川管理者に確認をする、あるいは警察なども含めて、消防も当然一緒に詰めておりますけれども、それら関係機関と打ち合わせをしながら必要な情報を発信しているところでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 発信元はどこになるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これは、防災本部が

立ち上がれば本部長が行うということになりますので、本部長については加藤名寄市長でございますので、市長名で発令をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 次に、少子化対策についてお聞きをしてみたいと思います。

ネウボラについては、田邊部長のほうから懇切丁寧な御答弁をいただきましたので、私のほうから繰り返してお話をする必要はないかと思いますが、ところで最初の御質問でも申し上げたとおり、結婚、妊娠、出産、育児というこの過程の中でお話をすると、出産前、産前についてネウボラはかなり手厚い仕組みが出ています。例えばどんなのというと、望まない妊娠とか、あるいは計画していない妊娠、あるいは思いがけない妊娠という、そういうふうに妊婦さんが抱えている不安というものを産前の中で対応している機関というのは名寄市の場合どうなっているのでしょうか。ケアはどうなっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄市の場合につきましては、経済的な理由によりまして妊娠が継続されないような場合についてはこれまでも妊婦一般健診の回数を14回にふやしたり、また乳幼児の医療費ですとか、ひとり親の医療費の子供たちに対しては無償化ですとか、一部助成の拡大などを行いながら、経済面では御支援を申し上げてきたところでもありますけれども、妊娠が継続できない理由については経済的な理由ばかりではなくて、未婚ですとか、また若年というような理由によりましてできない場合、出産をちゅうちょされるような場合があるかとは思っております。思いがけない妊娠を誰にも知られず相談したいですとか、妊娠や出産にかかわるお金のことが心配であるとか、もしくは出産後に育てていくことができるか心配だとか、こういったさまざまな悩みをお一人で抱えていられる方もいらっしゃるのではないかと考えております。妊娠ですとか出産に



関する相談窓口といたしましては、名寄市はまずもって保健センターがございますし、また子ども未来課に家庭児童相談員を配置しております。また、道の施設では保健所ですとか、それから児童相談所がありますが、平成27年7月1日からは全国共通ダイヤルの3桁の番号189、いち早くということで、全国の児童相談所の窓口につながるような制度にもなっております。これらの相談窓口に関心を抱えた女性の方々がつながり、1人で悩んでいることがないように関係機関と今後一層連携をさせていただきながら、またネットワーク化を図りながら相談窓口の周知啓発に努めていきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

名寄市独自では、まだかゆいところにまで手は届いていないのだなという、そういう意味合いで捉えさせていただきましたが、部長の答弁の中で妊娠届け出についての届け率みたいのをおっしゃっていたかなと思うのですけれども、妊娠しましたよというふうに来ますよね。その届け率みたいなのをおっしゃっていたかなと思うのですが、もう一度御答弁いただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 妊娠の届け出というのが11週以内に届けていただくということが母子保健法でしたか、定められておりまして、それについてはたしか90%以上の方々が適正な時期に届け出ているということをおっしゃったと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 100%ではないのだなというところで改めて確認をさせていただいたのですが、妊娠の届け出を全ての妊婦が行うわけではないのだなということを今改めて確認をさせていただいたのですが、だからどうだというふうと言われるとあれですけれども、妊娠の届け出をしていただくために何らかのインセンティブが

あってみると、また妊娠届を促進することにもなるのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今申し上げたのは、93.3%の方が11週までの適切な時期に届けていただいているということでありまして、それ以降届けていただいている方もいらっしゃるということでありまして、限りなく100%に近い方々が母子手帳を受け取られているというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、特定不妊治療についてお伺いをしてまいりたいと思いますが、私も男性ですからそんなに詳しくはないのですけれども、今特定不妊治療を受けていくと1回につき上限で30万円助成があるということなのですが、実際に1回のかかる費用というのが60万円から70万円ぐらいと。その差額たるや30万円から40万円あると。それは、不妊に悩む御家庭、御夫婦は自己負担をしている。1回で済めば、1回で妊娠をすれば何の問題もないのしょうけれども、先ほどもおっしゃっていたように40歳以上、あるいは43歳以上はもうだめだというような、そういうような条件の中で限られた6回という中で不妊治療を受けていくわけですけれども、いずれにしても1回当たり60万円から70万円の治療費がかかると。それを負担するというふうになると、いずれも若い、子供が授からない御夫婦で負担をしていかなければならないということを考えていくと、かなり経済的な負担が大きいと。

大変言いづらいところもあるのですけれども、名寄は人口動態を見ていきますと亡くなる方のほうが生まれる方よりも大きいという自然減がこの合併以来ずっと続いています。また、転出する人が転入する人よりも多いということで、自然減、社会減がいずれも多いということで、ちょっと10年間の人口推移を調べて見ましたらびっくりす

るような数字が出てきました。過去10年間で2,868人減っていました。ですから、10年間で2,868人というと1年当たり280人、約300人近い方が流出あるいは亡くなっているというような、簡単なアバウトな数字で申しわけないのですが、こういう数字が出てくる。65歳以上の方が激増していると。加えて先ほども申したように、転入が10年間比較で、累計でやると転出のほうが431人と。転入の8人を上回ってしまう。あるいは、出生も死亡届の死亡が上回ってしまうというようなびっくりするような数字が出てきて、着実に名寄市は自然減、社会減が進んで、間違いなく人が減っているというのがわかりました。このために地に足をつけた自然増、社会増を図っていくためには、名寄が若い人にとって魅力のあるまちであると。そこで、産み育て、子育てに励もうというようなまちづくりをしていかないと、なかなか名寄市の人口動態を見ていく中で自然増と社会増というのはあり得ないというふうに考えるのですが、部長、どのように考えますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今の御質問も含めて不妊治療の部分につきましては、少子化が進む中、子供を産み育てることは個人や夫婦だけの問題ではなくて、社会全体で取り組んでいくという考えによりまして、国も不妊治療の制度を創設したということであります。また、子供を欲しいという願いがその希望をかなえることができるように、これから正しい知識の普及と不妊治療の周知啓発に努め、早期に受診をしていただけるような活動もしてまいりたいと考えております。不妊治療の後押しとなる市独自の施策についても、子供を望む方たちが今言われた安心して子供を産み育てることを応援できるような形で、本市の実情に合った助成策について検討させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の

質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 佐々木 寿

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年9月21日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美  
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 白 田 進 君  
参 事 監 松 岡 将 君  
市 民 部 長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教 育 部 長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院 岡 村 弘 重 君  
事務部長  
市立大 学 松 島 佳 寿 夫 君  
事務局長  
こども・高齢者 馬 場 義 人 君  
支 援 室 長  
営業戦略室長 水 間 剛 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会 計 室 長 常 本 史 之 君  
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 靖 議員  
2番 山 崎 真 由 美 議員  
3番 野 田 三 樹 也 議員  
4番 東 川 孝 義 議員  
5番 川 村 幸 栄 議員  
6番 奥 村 英 俊 議員  
7番 高 野 美 枝 子 議員  
8番 佐 久 間 誠 議員  
9番 塩 田 昌 彦 議員  
10番 川 口 京 二 議員  
11番 山 田 典 幸 議員  
12番 大 石 健 二 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 高 橋 伸 典 議員  
16番 佐 々 木 寿 議員  
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜 田 康 子 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏  
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川 口 京 二 議員

13番 熊 谷 吉 正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民に優しい公共施設のあり方について外3件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 皆様、おはようございます。ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い4点について質問いたします。

8月には大型の台風が北海道を直撃し、各地で多大な被害を受けました。亡くなられた方には心からの御冥福をお祈り申し上げます。また、災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今まで災害のなかった地域でも避難勧告や川の氾濫などがあり、今まさに災害復興に向けて取り組まれております。西日本では、今まさに台風18号が発生しており、猛威を振るっております。まだまだ大規模台風が続きますことに大いに不安に思っているところでございます。老朽化が進んだ公共施設等については、施設の管理状況等、この大規模な台風に耐え得るのか不安に思うところでございます。

最初に、市民に優しい公共施設のあり方について伺います。今年度から公共施設の総合管理計画が策定されました。大いに期待している

ところでございますが、その内容について伺います。

また、計画の公共施設の総床面積の13%削減は地域にとって痛みの伴うものもあろうかと考えます。スピード感を持ってこの計画を進めるためにどのような取り組みを考えておられるのか伺います。

また、施設の更新をする際には集約化、複合化の検討をすることとされています。少子高齢化、人口減少等で拡大から縮小に取り組んでいる青森市など他市の例もございます。コンパクトシティについて本市としてのお考えを伺います。

2点目に、公営住宅の環境整備について伺います。市内の公営住宅において入居者の高齢化に伴い、環境整備などが困難な状況になってきているとの指摘がありました。今まで自分で責任を持って環境の整備を行ってきましたが、高齢により継続が困難になった場合、誰に頼んだらいいのかかわらないとおっしゃっております。このような公営住宅の現状について伺います。

また、町内会とか隣近所に距離を置く高齢者やひとり住まいの公営住宅入居者の方の相談の対応について伺います。

3点目に、男女共同参画について伺います。いよいよ本市でも名寄市男女共同参画推進条例が制定されました。長い議論を経ての条例制定だと思っております。条例制定後の具体的な取り組み内容について伺います。

また、名寄市特定事業主行動計画の内容や取り組み状況について伺います。

次に、大項目4、特別養護老人ホームの運営について質問いたします。全国的に高齢化が問題になっている中、名寄市においても高齢化率が高くなってまいりました。これからふえ続ける高齢者やその家族が安心して暮らせる高齢者の施設や取り組みが最重要課題となっております。そこで、入所待機者の現状について伺います。

また、定員が充足していないことについては、

これまでも何回か取り上げられたところですが、全国的、全道的に介護士不足であることはこれまでも再三説明をいただいたところですが、そこに名寄市としての工夫や努力が見えないとの御意見を多くの市民の皆様からいただいているところです。入所待機者を抱える御家庭では、首を長くして、また危機感を持って順番を待っているというお話も伺っております。こういう市民からの要望にどのように取り組まれているのか質問いたします。

介護職員を何回募集しても応募者がいないというお話もお聞きしているところですが、その後の職員確保に向けた取り組みについて、また職員の処遇改善についての考え方について質問いたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） おはようございます。ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1のうち小項目1及び大項目の3につきましては私のほうから、大項目1のうち小項目の2及び大項目の2につきましては建設水道部長から、大項目の4につきましてはこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、大項目の1、市民に優しい公共施設のあり方について、小項目の1、公共施設等総合管理計画について申し上げます。本年3月に策定をいたしました名寄市公共施設等総合管理計画につきましては、厳しい財政状況や人口減少、高齢化社会を迎える中、老朽化が進む公共施設やインフラ施設の全てを維持、更新していくことが困難な状況が見込まれることから、原則新規の施設整備は行わないこと、また施設の集約、複合化、地域ごとの適正配置などにより平成28年から47年の20年間で公共施設総量の13%を削減することを目標として掲げてございます。

現状の取り組みといたしましては、本年8月に公共施設の今後のあり方について庁内各部横断的

に議論を行うため、公共施設等検討ワーキンググループを立ち上げ、公共施設を通しさまざまな課題について議論を進めているところでございます。さらに、今後は市長を本部長といたします公共施設等総合管理計画推進本部にワーキンググループの意見を諮るとともに、各担当部署が連携をし、共通認識をしっかりと持ちながら、全庁的な体制として今後の施設のあり方や計画などについて検討してまいります。

また、あわせて今後の公共施設等の適正配置の検討に当たっては、庁内議論のみならず、市民や地域、施設を御利用いただいている各団体や各関係機関などもしっかりと議論を深め、名寄市全体の共通認識として共有化を図り、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続いて、大項目の3、男女共同参画について、初めに小項目の1、条例制定後の具体的な取り組み内容について申し上げます。名寄市男女共同参画推進条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市はもとより市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを通じて男女共同参画社会の実現を目指すものでございます。御質問をいただきました条例制定後の取り組みについてですが、市ホームページへの掲載を初め市広報紙への記事掲載や概要版の配布のほか、駅前交流プラザよろーなでは男女共同参画週間パネル展で条例の周知を図るなど、さまざまな機会、情報ツールを活用し、取り組んでまいりました。また、次期推進計画策定の基礎資料とすることを目的とし、市民向けアンケートを8月に実施をし、現在は企業向けアンケートを実施しているところでございます。今後も啓発活動に加え、市民団体や企業の取り組みを助長する方策の検討など男女共同参画を推進してまいります。

次に、小項目の2、特定事業主行動計画を受け

ての本市の取り組みについてでございます。本市の特定事業主行動計画につきましては、平成26年3月の次世代育成支援対策推進法の改正及び昨年9月の女性活躍推進法の施行に伴いまして、両法に基づく2つの行動計画をあわせて策定をしたものでございまして、本年度より5年間を前期計画として取り組むものでございます。本計画は、市役所職場において父親、母親として子育てをしながら働く職員が仕事と子育ての両立ができるよう子育てしやすい職場環境の整備や職場全体で支援する体制づくりを推進するものでありまして、あわせて全職員の仕事と生活の調和を推進することにより、子育てだけではなく家庭生活の充実を図り、仕事に取り組む意欲の向上や地域とのかかわりなど人間性豊かな人材の育成を図っていくことを目的とするものでございます。また、あわせて女性が安心して働き続けることができる職場環境の実現を目指すものでございます。

御質問のありました市の取り組みについてでございますが、まず子育てに関する取り組みといたしましては、育児休暇や男性職員の育児参加休暇などの各種休暇制度を初め、弾力的な勤務形態や子育てをする職員がいる職場における周囲の配慮、また子育てだけではなく、介護を行う職員の両立支援制度などにつきまして各種研修会の中で周知を行っているところでございます。

男女共同参画の視点では、男性職員の積極的な子育てを進め、母親である女性の負担軽減を図るとともに、女性が安心して仕事を続けられるためには家庭環境における男性の協力が必要であることについての理解を深めているところでもあります。また、家庭で過ごす時間の余裕など、ワークライフバランスを推進し、生活の充実や心身のリフレッシュ、仕事への意欲向上を図るため、時間外勤務の縮減と休暇の取得促進を重点項目に掲げ、毎週水曜日を早帰りの日として一斉退庁に取り組んでいるほか、休暇の取得につきましては厚労省が進めるプラスワン休暇を導入し、連続休暇の取

得を呼びかけてございます。このほか地域や職場を通した子育て支援としまして、子供連れの方が安心して来庁いただける市役所であるため、庁舎や公共施設内におむつがえや授乳に利用できる施設、あるいはそのスペースの設置についても進めるところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、初めに大項目の1、市民に優しい公共施設のあり方について、小項目2、コンパクトシティーに対する考え方についてお答えいたします。

現在我が国の直面している課題は、人口減少、少子高齢化、財政状況の悪化、地域コミュニティーの衰退などとされており、今後も地方都市では一定の人口密度に支えられた行政サービスの成立が困難となり、コストの増大と財政の圧迫が懸念されているところです。当市においても2040年には人口約2万3,000人、高齢化率は33.5%となり、3人に1人が高齢者となる予測がされております。これらの課題への有効なまちづくりの方向性として国が示しているキーワードが多極ネットワーク型コンパクトシティーというものです。これは、さまざまな施設がまとまって立地し、市民が自家用車に過度に頼ることなく徒歩や自転車や公共交通により医療、福祉施設や商業施設等にアクセスができて、行政サービスが身近にある持続可能で集約型のまちづくりを目指し、全ての施設が一極に集中するのではなく、幾つかのコミュニティーがネットワークで結ばれているイメージです。すなわち、全ての機能を自治体のある区域に一極集中させるものではなく、自治体の中の生活拠点である地域コミュニティーを生かしながら、多極型のネットワークシティー化を目指すものです。そのため智恵文地区や風連地区などの地域コミュニティーの維持も必要となりますし、国が示している多極ネットワーク型コンパクトシティー化とも共通するものであります。

国の具体的な動きとしては、コンパクトシティ一化をさらに進めるため、法改正により自治体の中に居住を誘導する区域や福祉、医療、商業などの都市機能を誘導する区域を設定するマスタープランの策定を自治体に求めており、北海道内では既に札幌市が策定を終え、幾つかの自治体が現在策定作業中と聞いております。当市も次期総合計画の中で利便性の高い中心部への居住の誘導や都市機能の中心部への配置や中心商業、医療、交流、居住の拠点となる施設整備など具体的なコンパクトシティ化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大項目2、公営住宅の環境整備についての小項目1、公営住宅の現状についてお答えいたします。市営住宅は15団地ありますが、住宅の形態や周辺環境はそれぞれ異なっているため、入居の際は入居者の管理義務として住宅や菜園はもとより共用廊下や児童遊園等の附帯する共同施設についてそれぞれの団地に合わせた環境維持のための協力をお願いしております。市営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供することであり、市営住宅は公募に基づいて入居いただいております。現状として各団地とも入居の世帯構成や年齢など団地構成もさまざまのため、各団地の実情に応じた環境維持は困難と考えており、入居者間での共同管理意識を持って快適な住環境の維持に御協力をお願いしているところです。建物自体の維持管理につきましては、入居者からの連絡による修繕はもちろん、建物や遊具及び屋外周辺施設の劣化状況調査を毎年行っており、目視点検や調査を行い、ふぐあいや危険度に応じて優先順位をつけて修繕対応しているところです。

次に、小項目2、高齢者に優しい対応についてお答えいたします。高齢者に限らず、入居者からの相談は窓口や電話で受け付けておりますが、夏の収入申告時は来庁者が多くあり、提出書類の記入方法や必要書類の説明のほか修繕箇所の有無

や福祉関連サービスの確認、案内や各種制度について必要に応じて他部署の担当者へ連絡をとるよう努めております。入居者からの電話相談についても相談内容が多岐にわたることから、状況によっては面談により相談内容を聞き取った上で解決策などについて助言を行っております。また、入居者への環境維持の周知方法は収入申告時期に合わせて協力文書を同封していますが、入居者からの相談による安全管理等にかかわるポスターの掲示などで周知に努めているところです。今後も周知方法や回数等について入居者がわかりやすい内容となるように工夫してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目4、特別養護老人ホームの運営について、初めに小項目1、入所待機者の現状についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの運営につきましては、名寄市が設置し、指定管理者として社会福祉法人名寄市社会福祉事業団が運営する清峰園及びしらかばハイツがございしますが、この2施設の現在の入所状況につきましては、清峰園が入所定員100名に対し90名の入所、しらかばハイツでは入所定員80名に対し70名の入所となっております。また、両施設の待機者の状況でございしますが、清峰園が166名、しらかばハイツが117名で、2施設合わせて283名となっております。このうち両施設を重複して申し込んでいる方が92名となっており、実待機者数といたしましては191名となっております。このうち名寄市民の方は182名となっており、この中でお待ちいただいている場所が自宅の方が29名、施設や病院の方が153名という状況とそれぞれ報告を受けております。

次に、小項目2、定員が充足していないことに

対する市民からの要望などについてお答えいたします。名寄市が設置しております2つの特別養護老人ホームにおきまして入所者の定員を充足していない現状につきましては、指定運営管理を行っている名寄市社会福祉事業団に対しまして常日ごろさまざまな機会を通じ市民からのお問い合わせあるいはお叱りのお言葉を頂戴することもあるとのことで、市としても設置者として職員の派遣やさまざまな運営に対する支援を行っているところでありますが、残念ながら結果としてあらわれておらず、施設を待たれている市民の皆様とその御家族の皆様に対しまして大変申しわけない状況であると認識しております。

また、入所待機者につきましては、年4回開催しております清峰園としらかばハイツの入所判定委員会において市の高齢介護課の職員も入所判定委員に加わり、判定基準に基づき公正な入所判定を行っておりますが、入所待機者の順番は新規申込者につきましては申し込みをいただいた直近の入所判定委員会の終了後に文書にて大まかな入所順位をお知らせしておりますし、待機者全員に対しまして年1回入所順位をお知らせするとともに、入所申し込み後の要介護度の変更や居場所の変更があった場合には入所優先度の変更が伴う場合があることから、施設のほうに御連絡をいただきますようお願いをしていると伺っております。さらに、在宅の待機者の中にはショートステイを利用している方もいらっしゃいますので、少しでも介護者の御負担を軽減するため、利用者の御要望に応え、柔軟な対応を図っているところであり、引き続き市民からの要望に対して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、職員確保に向けた取り組みについてお答えいたします。社会福祉事業団での介護職員の確保に向けた取り組みといたしましては、随時ハローワークを通じた募集を行っており、採用試験の回数もふやして採用の機会の拡充に努めているほか、新聞広告による職員の募集、また事

業団のホームページ開設による情報発信など広く市内外に向けた採用情報の提供に取り組んでおります。これに加えまして、札幌市、旭川市及びその近隣自治体にある介護福祉士を養成する大学、専門学校などを訪問し、介護人材の確保に向けた働きかけを実施しており、一人でも多く職員採用に向けた取り組みを行っております。

次に、小項目4、職員の処遇改善についてお答えいたします。職員の処遇改善につきましては、平成21年度から交付を受けている介護職員処遇改善加算も利用する中で改善に努めているところであり、これに関する規定の改定も社会福祉事業団理事会等の意見を踏まえ行っていると承知しているところでございます。また、現在社会福祉事業団で働く介護職員に対するアンケート調査も実施し、現在の介護職場における問題点の検証をしているところであり、処遇に関する問題点にとどまらず、より広い視点で介護人材の募集や離職防止といった観点から引き続き対策を講じるよう指示してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） それぞれ答弁をいただきました。まず最初に、公共施設等総合管理計画について伺います。

庁舎横断的に公共施設等検討ワーキンググループを立ち上げたということですが、具体的にどのようなメンバーでどのような計画をお持ちなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） ワーキンググループについて質問いただきました。この公共施設等検討ワーキンググループですけれども、私と総務部長、財政課長や都市計画課長、建築課長、企画課長をコアメンバーといたしまして、図書館を含む公共施設の提言書をいただきましたので、こちらをテーマといたしまして、内容は非常に多岐にわたるものですから、コンパクトシティの論点ですと



か、図書館を含め、どういう施設を複合化するか、そしてPFI手法の検討、そういったところの論点の洗い出しですとか、課題の整理などを行っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今御説明いただいたところなのですけれども、商工会議所から提言が出ております。そのことについて説明していただいたのだというふうに思うのですけれども、名寄市西3条南6丁目付近の公有地を活用した公共図書館を含む複合施設の開発について、官民連携事業導入の検討に関する提言書のことだというふうにお答えいただいたのだというふうに思うのですけれども、このことについて今説明していただいたのですけれども、ちょっと早くてよく理解できなかったのですけれども、もう少しどのような形でどこで検討されるのか、いつごろ検討されるのかということをお聞きしたいとお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 失礼いたしました。こちら提言いただきまして、今まずは庁内で各部横断的にしっかりと議論をしているというところでございます。どういう施設をどこにつくるかですとか、その時期などもいろいろ外的要因などさまざまありますから、例えば地方創生の取り組みですとか、あるいは周辺のいろいろな動きもあります。そういったところも見きわめながら、関係するそれぞれ商工会議所も含め関係団体の皆様ですとか、市民との議論も深めながらしっかりと検討をおかけしていきたいと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今現在そういうふうに進んでいっているということで、これからの事業でございますので、なかなか先が見えないところだというふうにも私も思いますけれども、やはり提言が出てきている以上、それについて話し合

うとか、議論し合うとか、横断的にというふうにおっしゃったのですけれども、早い時期でというふうにも思うのですけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 御質問のありました西3条南6丁目、官民連携ということで御提言いただいたということでありまして、庁内横断という作業、これ自体横串を刺しての事業になりますので、まずはコアメンバーしっかりとした中でやるということでありまして、それは参事監御説明したとおりのコアメンバーということでございます。

提言いただきました中にPFIというような言葉も出てきております。ただ、PFIにつきましては民間事業者の活用ということもありますので、それからお金の面、財政的な側面もあります。なかなかいろんなところから見ていくとハードルが高いなというのが松岡参事監中心としてやっておりますワーキンググループでの最初の段階に今来ているところです。他市の状況を今調査しているという形で報告は受けております。その中でどのような形になっていくか、ちょっと時間かけないとなかなか進まないような事案だと思っております。これからこのワーキンググループ、これを中心にして横串を刺してそれぞれ庁内横断的にやっておりますので、このワーキンググループいろんな面で使っていけるかなと思っております。あくまでもコアメンバーですので、それぞれの事例に応じて各担当課を入れてさらに議論をしていただくと。そういうことを繰り返しながら次の作業、次の作業ということになっておりますが、この件につきましては若干時間を要するかなというふうに思っております。ほかの土地の利活用の問題もございまして、いろんな側面から考えなければならぬ、そういうような問題だと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今地方創生というふ

うにおっしゃったのですけれども、やはり国のこれからの動向が非常に注目される場所ですし、それが出たときに名寄市としてぱっと飛びつくような、そんな体制になっていけばいいというふうに思いまして、早い、4月からスタートしている計画でございませぬけれども、今回質問させていただきました。国の動向というのは、松岡参事監にも来ていらして早くにつかめるのか、早期に対応できるのかということで、そこのお気持ちをお聞きしたいところなのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 国の動向、いろいろ動きがありますところを情報を収集させていただいて、何でも飛びつくというわけにはいきませぬけれども、しっかりと何ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 名寄市民としては、非常に国からいらしていただいたということで、これから何が起きるのだろうということで期待している面もございませぬので、これからのことですが、しっかりと庁内議論を進めていただいで進めていただきたいというふうに思っております。

公共施設等総合管理計画推進本部というふうにもおっしゃいましたけれども、これはどのようなメンバーを予定しているのかということと公共施設等の適正配置の検討は20年ですからまだまだ先の話なのですけれども、何年で何をやろうとか、3年とか6年とか、そういうスパンで計画は立てているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 本部の考え方でありませぬけれども、ここについては管理職を中心に各部横断的にワーキンググループの内容等が確認できるような形で構成をして進めていきたいと、そのような考え方をしております。

それと、公共施設の総合管理計画を進める、い

わゆるロードマップ的なものという御質問だったというふうに思いますが、ここは既存で既に現在活用している施設をいきなり統廃合するとか廃止するという議論にはなかなかならないと思います。既に老朽化している施設もありますけれども、これら老朽化した施設を見直すときというのでしょうか、次のときに建てかえが必要だというとき、そういうときに複数の施設を見渡したときに複合化できるのかどうかということの検討が1つあると思いますし、あるいは人口が減少していく中で当然利用する人数が少なくなったときに現状の規模が要るのかという部分もあると思いますので、そういった複数の要素を含めながら検討していくということになると思いますので、現段階で何年後にどんな施設というような計画にはならないと思いますが、時代の流れとともに従って、今言ったような視点で適宜検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） この計画を見てみますと、どうもスクラップ、スクラップ、スクラップで、ビルドが見えてこない。複合化、集約化ということでは出ておりますけれども、そしてそこに国の財源とか道とかついてくるわけですが、それもまだ全く見えない状況で質問しているのですけれども、やはり先ほども申しましたように日ごろからの積み重ね、副市長が先ほどおっしゃった串刺しのように横断的に全ての職員が話し合い、そして地域の人間が話し合うことである程度の形をつくっておくことが必要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今議員が言われましたように、横断的な検討については私どもも年々重要になってきているだろうなというふうに思っています。この間いろんなお話しさせていただいている内容についても各部局だけで完結するとい

うのはだんだんと少なくなってきて、複数の多部門にわたる視点から物事を考えるというのが非常に重要になってきていると思っていますので、先ほど松岡参事監がリーダーとなって進めるワーキンググループもありますし、公共施設等総合管理計画でいきますと市長が本部長となる本部会議もございますので、そういった横断的な組織を通じながら、慎重に、かつ複合的な、複層的な視点で物事を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市民としてここに住み続けていたい、将来子供たちもこの地域に住んでほしいということでは、やはりスクラップだけでは市民が魅力的なまちとも思いませんし、外から入ってくる人にも魅力的なまちとは映らないというふうに思います。やはりこのまちをいかに魅力的なまちにするか、そのことにかかっている、第2次総合計画のこともこのことを基本にしてつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひ将来に希望が持てる、そういう計画というか、第2次総計になってほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。そのことについて白田部長、どのように考えますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この計画は13%縮減する計画となっておりますので、見た目上は議員が言われるようにスクラップを中心というふうに映るのかもしれませんが、ただ単にスクラップをするだけということではなくて、先ほど申し上げたように既存の施設を次の施設につなぐときにどうか、そのときに複合化ができないのか、あるいは統廃合ができないのかという考え方がありますので、私どもは決してスクラップだけという考え方ではおりません。当然スクラップした後に、次ビルドをします。ビルドをするときに、今言った複合的な視点から統廃合ができないのか、

あるいは面積なんかの縮減ができないのか、場合によっては面積は縮減しますが、機能そのものはアップするという場合もありますので、そこも含めてぜひ御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 次に、公営住宅の環境整備についてお伺いいたします。

先ほど高齢者のことについても公営住宅の現状の環境整備についてもいろいろ御説明いただいたところなのですが、入居に当たってということで、これ25年3月改訂版ということなのですが、入居される方にこのようなパンフレットをお渡ししているというふうにお聞きしたのですが、この中に1ページのところに管理人についてということで、管理人がいますということで、団地によってはいないところもありますということで、こういう管理人ということについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 何カ所か忘れましたが、配置をしているところもございませし、管理人の皆さんについては一定程度住宅系のほうから周知をする際に中間役として担っていただくですとか、住んでいらっしゃる皆さんに情報提供等々の役目をいただいているという認識を持ってございまして、できれば全団地ということもそれが一番いい形なのかもしれませんが、特に高齢者の皆さんに特化した団地ですとか、団地それぞれ仕様がありますので、それに応じて必要な団地については現在配置をしているという考え方でございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） それでは、必要がないから管理人がいらっやらないのかなというふうに今受け取ったのですけれども、管理人がいる団地ではやはり管理人の方に相談されるのですけ

れども、今なかなか管理人の方がいらっしゃらないということで、いろいろな細かいことがありますよね、環境整備とか。そういうことについて相談するところがわからないというふうにおっしゃっている高齢者の方もおりますので、ぜひ管理人について御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。できればということで配置をさせていただきたいという考え方ありますので、このチラシはもとより年1回収入申告のときにも担当のほうからチラシをお渡しをしていますけれども、それぞれ団地ごとに先ほども言いましたけれども、菜園ですとか共用する、みんなで使う廊下ですとか、そういった部分については団地ごと皆さんが共通の認識を持って管理をいただくということが基本になるかというふうに思っております。全ての団地に管理人の方を必要というふうには決して思っておりません。ただ、先ほど言いましたように状況によってはそういう対応も必要かなということで考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 高齢化が進んでおられて、今までできていたことができないけれども、どうしようとか、そういう細かい部分の相談事とか、つまりきだとか、ひっかかったとか、そういう細かいことがございますので、ぜひ管理人とか見守る方を設置していただければというふうに思っております。

次、3番目の男女共同参画について再質問させていただきます。条例ができていろいろな取り組みを今なさっているわけですがけれども、対企業に対してとか市民に対してどのような取り組みをなさっているのか、再度お聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますよ

うに、条例はつくってからが必要だと思っておりますので、そういう意味では市民の皆さん、特に企業も含めてどのようにこの条例が浸透していくのかというのがまさにこれからの課題だというふうに考えております。そういった意味で、市民の皆様には先ほど申し上げたように市のさまざまな情報発信の機能を使って、それはホームページであったり、あるいは広報紙であったり、あるいは先ほど申し上げたよろーなでの展示会、パネル展示なども含めて実施をさせていただいたということでもあります。今回の計画、特に企業にどの程度働きかけができるかというのも一つの課題だというふうに思っておりますが、具体的な計画はこの後推進計画ができた段階で、その中で検討させていただきたいと思いますが、現状の中では先ほど申しましたアンケートを企業向けにも実施をさせていただいているという話させていただきましたが、アンケート自身が企業に届くことによってある意味では企業の啓発になっているというふうに考えておりますし、さまざまな自治体の取り組みなども私どもも認識している部分がございますので、それらを踏まえた中でどのような取り組みができるか、次期計画の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） アンケートの件なのですけれども、8月31日に締め切ったということでございます。その内容については、どこで検討なされたものかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） アンケート自身については、庁舎内部で検討させて作成をさせていただいたものであります。これについては、これまで実施をしたアンケート、あるいは他自治体などでも実施しているものも含めて内容を精査させていただきましたし、今回は女性活躍の関係もございまして、その項目も含めてアンケートの内容に

については作成をさせていただいたということであり、この結果については、今まさに分析をしている最中でありまして、この内容については次期の推進計画についても市民委員会の中で十分御議論いただこうと思っておりますが、その議論の基礎資料としてアンケートについては活用させていただきたい、そのように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 男女共同参画の推進委員会がございますけれども、そこでの動きというのですか、アンケートに向けての相談とかはございましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） アンケートの作成そのものについては、市民委員会のほうにお諮りすることはできませんでしたが、先ほど申し上げたようにこの結果については市民委員会の中に報告をさせていただき、その結果を踏まえた実施計画の検討についてお願いをしたいと、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） アンケートについてもやはり委員会にかけていただきかけたなという御意見もいただいたところですので、結果がどういふふうに出るかよくわからない。まだ集計中でございますけれども、結果が出たときに委員会と相談するというところでございますので、十分な議論をしていただきたいというふうに思います。

あと、特定事業主行動計画のことでございますけれども、市が中心となって、見本となって進めているというところでございますけれども、その休暇というのですか、一斉退庁というふうなお話も先ほどなさっていましたが、そのことについてどのぐらいの退庁率とか、休暇1日、プラスワンの休暇の取得状況についてお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ことしから特定事業

主行動計画、取り組みをさせていただいたところであり、先ほど申し上げたように、今回の計画、当面重点で置いているのは、1つは休暇の取得の推進ということであり、もう一点については早帰りのところということで考えております。早帰りのところについては、毎週水曜日を一斉退庁日ということで取り組みをさせていただいております。これについてもしっかりと私どものほうで呼びかけをしなければいけないだろうという、そういう認識のもとに、実際に始まったときには私も含めて職場を回らせていただきましたし、毎週水曜日については職員に掲示板あるいはメールなどで一人一人に呼びかけなどもさせていただいております。実際にまだ数字的な取りまとめは行っておりませんが、私ども回った、あるいは職員から聞いているところでいうと、一つのめり張りもできて、職場から水曜日については早く帰れる様子がうかがえますし、職員の声からも帰れるというお話も聞いておりますので、引き続きこういった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に一生懸命水曜日帰りなさいよということで進めていただいているというふうに思っております。

男性職員の育児休暇の取得状況とか、介護休暇の取得状況についてどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 介護のほうについては今手持ちに資料がございませんけれども、育児休業については男性も私の記憶でいきますとここ数年の間にお二方とおられます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） やはり男性も女性もそういう休暇が取得できるように、そしてまた地域に、市内に御両親を持たない方も、今職員の方で札幌から来たとか、旭川から就職しましたとい

う方がいらして結婚なさって、なかなかお子さんを面倒見てくれる方がいないとか、遠くに親がいて介護のための休暇をとるために休んでいくのが大変だというお話も聞いておりますので、そこら辺男性のほうにも休暇をいただきますように配慮いただきたいというふうに考えております。

次に、特別養護老人ホームの運営についてお聞きいたします。このことについては、本当に市民の関心の高いところでございまして、10名ずつ少ないということでございますけれども、いつからこのような定員割れの状況になっているかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいまの御質問でございますけれども、清峰園としらかばハイツの入所者の状況でございますけれども、昨年、平成27年3月現在ではともに定員を1名下回る99名と79名という状況でございました。清峰園では、6月、7月と徐々に定数を割りまして、9月末には92名ということになっているということでございます。また、介護士の離職者も重なりまして、11月末には職員定数の8名減の52名となりまして、12月から職員配置が厳しいという状況になりまして、1ユニット10名のユニットなのですけれども、そちらを閉鎖して90名体制で対応させていただいているという状況を報告受けているところでございます。

また、しらかばハイツにつきましては、平成27年2月から介護士の離職が続きまして、同年4月から職員定数の6名減の31名で対応しているという状況も報告を受けているところでございまして、入所していらっしゃる利用者の方々も5月、6月と徐々に減少して7月末には70名という報告を受けているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 清峰園については、ユニット方式ということで、1人や2人採用して

もというふうな話も聞いておりますが、そこら辺はそうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 清峰園は、ユニット方式という議員おっしゃるとおりの方式を採用させていただいておりまして、そのユニット一つ一つが一つの施設と言ったらちょっと語弊があるのかもしれませんが、一つのユニットの中で職員の運用というか、職員勤務体制を配置しているというようなこともございまして、一定の施設の職員数が配置できないとそのユニットが回せないということで1ユニット、申しわけございませんが、閉鎖をさせていただいているという状況だということで伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） やはりユニットということがネックになっているというのもわかりますけれども、潜在的な介護士を一生懸命発掘しているというふうに思っております。道とかの助成とかもあるというふうに聞いておりますけれども、そこら辺の活用はしていないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 北海道では、議員おっしゃるとおり国の介護人材の確保のための事業で、4つほど人材確保のメインになる事業があるそうなのですけれども、国においてはそれで都道府県において実施をするということで、北海道では国が提示している4つの事業のうち3つを実施しているということで、市からは各事業所のほうに案内周知をさせていただいております。その一つには潜在介護人材の呼び戻しということで、再就職準備金を貸し付ける制度だとか、あと潜在的有資格者をいつとき有期雇用労働者として道が委託する機関が雇い上げまして、その機関からその事業所のほうに無償で3カ月なら3カ月の間働きに行ってください、うま

くマッチングができればその後も雇用するという制度もあるということで伺っておりますが、始まったのがことしの4月、5月でもあるというようなこともあるかもしれませんが、現在のところ市内の事業所、清峰園、しらかばハイツも含めてその事業をお使いになっているというところはまだ伺っているところではございません。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 4月、5月に始まっているので、なかなか定着していないのだというふうにも思いますけれども、足りない、いないということでございます。市内には潜在的な介護職員もいらっちゃって、出産によって一時やめられたとか、そういう方について保育料を少し助成するとか、夜間の保育所に預けて働かないといけない、そういう介護職員のために何か対応というのは考えていないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 子供を抱えながら実際今介護職員として勤務していただいている職員さんがいらっしゃるということはお伺いしております。市内には、例えば夜勤を行った場合に夜預かっただけの民間の事業所のほうもあるということで、そういうところを御紹介しながらやるというようなところの部分もお聞きしておりますし、また潜在的介護士の部分につきましては、議員も御承知かと思うのですが、ことしの3月に社会福祉法の法律改正がありまして、来年の4月1日から就職していない、離職した介護福祉士の皆さんは、これあくまでも努力義務になります。福祉人材センターという都道府県が設置するセンターのところに働いていないということの登録をする。いわゆる看護師さんも今たしかそういうようなたてつけになっていたかというふうに記憶しておりますけれども、そういうような形になるというふうにお聞きしております。実際そういう情報を活用することも今後可能になっ

てくるというふうに思いますので、その実施の方法について研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） いずれにしても、すぐには間に合わないような状況ですので、無資格の方でもベッドメイキングとか、配膳とか、そういうことができるわけですけれども、そういう方を採用するということにはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 議員のおっしゃるところの部分につきましては、病院でいう看護助手さんということなのかなという部分と相まっているのかなというふうに思っているところでございます。それと、今議員から貴重な御提言だと思っているのですが、ことしの9月7日に社会保障審議会という、今介護保険部会ところで今度の再来年度になるのですか、介護改定に向けての議論が行われているところで、この介護人材も国の中の重要な課題として捉まられているところでございまして、現在三重県のほうの老人保健施設の協会のほうでモデル事業として介護助手さんという制度を使って老人保健施設さんの中で介護福祉士さんではなくてもできる介護の周辺業務というのをモデル事業で介護助手さんに行っていただくという内容をやられているということで紹介があったところでございます。検証がまだ申しわけございませんが、出ておりませんので、その内容等のモデル事業の検証もされると思いますので、その検証をしながら、実施施設、市の設置している施設において実施ができるかどうかということも含めて事業団のところに研究していただけるような方策を練ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） こういう緊急事態で

すので、事業団も一生懸命介護士の募集については取り組んできたのだというふうと思うのですが、やはり市としてこれだけ足りないことに対して今までどのように対応してきたのかというのがすごく不思議な感じがするのですけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 市といたしましては、市の設置している施設でございますので、ほかの民間事業所にも実施している部分もございますが、特に設置している施設としての指定管理者としてという部分もございますけれども、その責任として今まで幾つかの事業を実施させていただいております。ケアプランとかを点検する介護給付費適正化事業、それから市立病院の理学療法士さんや作業療法士さんを派遣してリハビリだとか、あと介護の内容を指導していただくとか、あと去年議決いただきました、ことしから研修を終えまして、昨年度末から実施しております介護相談員さんというのを派遣をしております。また、事故等の報告受理、疑義確認等を行っております、そういうものが発生した際にどういう理由で発生したのかということの検証の、設置者として事業団と一緒に検証が足りない部分については考えていくということで、必要に応じて職員を派遣したりだとか、聞き取りしたりだとかというようなことで実施しております。今後あらゆる方策を可能な限り実施してまいりまして、一日でも早く御家族や入所者の皆さん、待たれている皆さんの御負担の軽減をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） やっぱり市民の安心のために行政としてこのことについてどのように考えているのか、最後にお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざまな御指摘ありが

とうございます。

介護員の不足ということで、先ほども申し上げましたけれども、事業団においてもこれまでもさまざまの手は打ってきていると。また、市のほうにおいてもさまざまな施策を講じているのですけれども、結果として現段階において職員が十分確保されていないということは事実でありますので、このことは我々としても大変重く受けとめております。今さまざまな議員からの御提案もいただきました。目先の危機的な状況の運用も含めて、事業団ですらにできることを指示させていただくとともに、名寄市においてもできることをしっかりと研究、検討しながら、早急にこうした事態の解消に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

子ども・子育て支援の状況について外3件を、塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

大項目1、子ども・子育て支援の状況について、3点お聞きをいたします。子ども・子育て支援法の施行に伴い、本市の次世代社会を担う子供たちの育成に向け、支援の推進が図られています。名寄で育て、名寄で育ててよかったと言えるまちづくりを目指して、さまざまな取り組みが行われていますが、保健師がかかわる妊娠期から就学までの一貫した母子保健事業、特にひまわり子育てガイドブックなどの取り組みについてお知らせください。

2点目の親子での遊びを通して仲間をつくる親子お出かけバスツアー事業のもたらす効果や参加者の要望把握などについての状況をお知らせください。

3点目の子育て支援センターひまわりらんどは、



昨年10月に開所し、利用から約1年が経過しますが、利用者にとってこの夏の暑さは厳しいものがあつたと思いますが、施設の利用状況についてお知らせ願いたいと思います。

次に、大項目2、名寄市の農業振興についてお聞きをいたします。昨年から進めております農産物の地域ブランド化事業、原産地呼称管理制度の取り組み状況について、現状と課題についてお知らせください。

次に、大項目3、冬季スポーツ拠点化事業についてお聞きをいたします。名寄市は、これまで2度の冬季国体を開催するなど冬季競技施設のインフラ整備を図り、冬季スポーツの拠点として全国に発信してまいりました。毎年全道、全国規模の大会を開催、またワールドカップコンバインド大会を誘致するなど冬季における交流人口の拡大を図ってきております。恵まれた気候や一地域に競技施設が集中して整備されているなど、地理的財産や地の利を生かした事業の取り組みは名寄市の経済の活性化に寄与するものと思われまふ。そこで、事業を推進するに当たり、財団法人名寄市体育協会や傘下の冬季スポーツ団体等の協力は欠かせないものと考えておりますが、現在の対応状況についてお知らせください。

また、冬季スポーツの拠点化を目指すには、各種大会の合宿など受け入れに際し、宿泊先の確保、市内のホテルや旅館等の協力が不可欠と考えまふけれども、今行政が考へている構想の理解や協力についてどのように伝え、その反応なり課題についての認識を深めているのかをお知らせください。あわせていまだ構想の段階と認識をしておりまふけれども、（仮称）スポーツコミッション協議会の設立についてお聞きをいたします。

次に、大項目4、スポーツ振興と施設整備についてお聞きをします。ジュニア育成にかかわる教育的配慮について、現在小学生を対象とした少年団活動については競技団体や保護者が主体となつて育成活動を行つておりますが、限界があり、団

員の確保を含め、厳しい状況にあります。行政報告の中で健やかな体を育てる教育の推進について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施したとあります。その結果を分析して児童生徒の体力などより一層の向上に向け体育指導などの充実を図る取り組みを進めるとしてあります。児童の体力向上には、体育指導だけではなく、放課後の少年団活動も含めた総合的な指導が必要ではと考へており、そのためにも教育者の勤務外活動に関し協力体制の構築を図るべきではないかと。ひいては、少年団活動を通して保護者と先生のきずなが深まる場所の醸成にもつながるのではないかと考へておりますが、お聞かせください。

2点目は、名寄市風連球場の改修整備についてお聞きをいたします。近年野球少年団の大会は、風連球場を使用するケースがふえてあります。風連球場のフェンスは、コンクリートがむき出し状態になっている状況であります。危険防止の観点から、早急な改修整備が必要ではないかと考へまふますが、風連球場を管理する設置者として判断についてお聞きをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 塩田議員からは、大項目4点にわたつて御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は経済部長から、大項目3と4は教育部長からお答えをいたしますので、よろしくお願ひします。

大項目1の子ども・子育て支援の状況については、初めに小項目1の乳幼児と保健師のかかわりについて申し上げます。子ども・子育て支援新制度は、全ての子供たちが笑顔で成長していくために全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができるようために、平成27年4月にスタートをいたしました。近年少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共稼ぎ家庭の増加など子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境

が変化し、子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しやすい状況にあります。名寄市における母子支援の流れにつきましては、妊娠の届け出により母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票を交付して、安全、安心な出産に向けた医療機関への受診勧奨と家庭、経済基盤に不安のある家庭への早期支援を実施しております。また、初めて子供を持つ夫婦及び希望の経産婦を対象としたお母さん・お父さん教室の開催、生後ゼロから4カ月児を対象に家庭訪問を行うこにちは赤ちゃん訪問の実施を初め、お子さんの年齢に合わせたのびのび親子教室、ちびっこひろば、親子ふれあいひろばなどを開催して発育、発達、育児支援を行っております。母子保健法に基づき、4カ月から3歳までの間はお子さんの成長の節目に乳幼児健診を実施し、お子さんの発育、発達の確認、さらには虐待予防の視点からも必要な場合は早期から医療機関や子育て支援サービス等関係機関と連携し、継続支援を行っております。また、こどもらんどが保護者を含め定期的に開催している支援担当者会議において通所しているお子さんの発達に応じた適切なサービスの提供が受けられるよう担当保健師も参加して情報交換を行っております。平成27年度から地区担当制を導入し、地区ごとに担当保健師を配置、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、適切な支援に努めております。3歳児健診以降は定期的な健診は実施していませんが、継続支援が必要なお子さんには家庭訪問や保護者の同意をいただき、園回りとして保育所や幼稚園等の集団場面での成長を確認しながら、就学まで切れ目のない支援体制の構築を図っております。

以上、申し上げました内容につきましては、一目で名寄市の子育てに関連する情報がわかるように、母子健康カレンダーやひまわり子育てガイドブックを毎年作成、内容を随時更新しながら、こにちは赤ちゃん訪問や転入等の際に配布し、情報提供を図っております。今後においても子育て

や子供の成長に喜びや生きがいを感じる事ができるような子育てに寄り添いながら、妊娠、出産期から切れ目のない支援体制の構築を図っていきたいと考えております。

次に、小項目2の親子お出かけバスツアーについて申し上げます。子育て支援事業の一つとして平成24年度から実施しております親子お出かけバスツアーについては、ことしで5年目を迎え、親子でお弁当を持参し、風連日進地区へバスで出向き、同地区のお年寄りと交流を行っております。平成27年度の実績として850人の親子に参加をいただいております。施設の行事として開催している運動会や収穫祭、餅つきには毎回100名を超す多くの親子に参加をいただいております。参加者同士の交流も図られてきております。お尋ねの親子お出かけバスツアーの事業内容に関するアンケート調査については、これまで単独では実施しておりませんが、ことし2月に行ったひまわりらんど利用者アンケートでは、施設の運営や子育て支援に関する要望とあわせて親子お出かけバスツアーを初めとする毎月の行事や講座についての希望なども伺っております。また、講座等を開催した際にもアンケートを実施して利用者の声を伺っておりますが、バスツアーに対する要望としては御意見がありませんでしたが、本事業も5年目を迎えましたので、改めて今後の事業内容の充実に向けたニーズの聞き取りを行い、よりよいものとしていきたいと考えております。

次に、小項目3のひまわりらんどの運営状況について申し上げます。当市の社会的な特徴として、官公庁の職場が多いことなどから、転勤者も多く、近くに子育てに関する相談相手が少ないなど、育児が孤立化しやすい状況となっております。このため子育てに対する不安を抱えた母親やストレスを感じたり、養育に悩んでいる方が気軽に利用することができ、さらには同じ子育て世代同士が交流しながら情報の交換ができる地域子育て支援の拠点施設として平成27年10月27日にひまわ

りらんどがオープンいたしました。当市の就学前児童については、約1,400人のうち約500人が幼児教育や保育などを活用していないお子さんとなっております。現在ひまわりらんどには、412組の親子に登録をいただいております、そのうち316組の乳幼児が幼児教育、保育を利用していないお子さんであり、子育て支援に係る交流の場としてひまわりらんどが活用されております。

ひまわりランドの施設の状況といたしましては、本定例会初日に御承認いただきました補正予算において吹き抜け部分の天井工事など一部修繕を実施させていただくこととなりました。本年は、特に暑さが続きましたが、ホールの室温について7月から2カ月間の調査を実施しておりますが、乳児室についてはエアコンを設置しており、暑さへの対策がとられておりますが、ホールにおいては今夏緊急的に網戸と扇風機を設置して暑さを緩和いたしました。ほぼ半数の日において一時的ではありますが、30度を超す室温となり、湿度も高い状況となりました。暑い日については、屋外の水遊びのみ利用されて帰られる方や利用を控えられた方もいらっしゃるという聞いております。今後の対策といたしましては、現在部内で検討中ではありますが、新年度に向けて除湿も含めた室温の管理を研究して、センターを利用する親子が快適に過ごすことができる空間をつくっていきたくと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、名寄市の農業振興について、小項目1、地域農産物ブランド化、原産地呼称管理制度についてお答えさせていただきます。

国内においては、少子高齢化や輸入農産物の増加による国内産農産物の需要縮小が懸念されており、今後他産地との競争が激しくなることが想定されます。名寄産の農産物については、これまで安全で品質の高い農産物を生産し、市場から高く

評価をされておりますが、さらに消費者に対しても名寄産の農産物を選んでいただけるようブランド化、差別化を図り、PRに取り組むことが必要だと考えており、その手法として原産地呼称管理制度の確立に向け取り組んでいるところです。

原産地呼称管理制度については、品目における現状の栽培方法や出荷規格などを基本として基準を設定し、味覚的な審査を組み合わせ、名寄産として認定する仕組みとしています。また、認定における基準については市が設定し、認定の審査については別に設置し、審査結果に基づいて市が認証する制度とする予定です。認定品目については、今後関係団体と協議をしながら決定することとなりますが、既に産地として生産体制が確立され、国内外において名寄産をPRすることが有効と考えられる品目を選出していきたくと考えています。今後は、この制度を活用し、販売する際のPRとして活用していただけるよう生産団体や生産部会などと協議を重ねながら、制度の理解を深めていくとともに、内容を充実させていきたくと考えております。

以上、私からの答弁とします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、初めに大項目3、冬季スポーツの拠点化事業についてですが、小項目1の（仮称）スポーツコミッション構想と協議会の設置について、小項目2の合宿受け入れと施設整備については関連しておりますので、一括して答弁をさせていただきます。

スポーツコミッションは、地方自治体やスポーツ、環境産業などの民間企業、各種団体等が連携、共同し、スポーツの大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域の活性化とスポーツ振興を目的とした組織であります。本市におきましても今後スポーツコミッションを設立して、冬季の自然環境、施設整備、施設環境、人材を生かし、冬季スポーツ大会や合宿、冬季ナショナルトレーニングセンター等の誘致など名寄

市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の一つである冬季スポーツの拠点化の実現に向けた取り組みをより一層推進してまいりたいと考えているところであります。スポーツコミッションの設置に向けた取り組みの第一弾として、今年度においては大会合宿にかかわる受け入れ組織の立ち上げを行うこととしており、既に関係する各団体等へ合宿誘致の推進に向けた取り組みやスポーツコミッションの役割と将来的に大会合宿にかかわる受け入れ組織を母体としてスポーツコミッションへと発展させていくことについて説明を行っているところであります。

また、10月に独立行政法人日本スポーツ振興センターが北海道へ委託している冬季スポーツのジュニア強化を目的とした事業、ウインタースポーツコンソーシアム競技会が本市で開催されることとなっており、プログラムの一つに中心市街地の市道を利用し、ローラスキーレースを計画し、商店街を初めとする関係機関等との協議、調整を行っているところであります。この競技会の開催には、市民、商店街や関係各機関の皆様の御理解と御協力を得なければ実現することはできませんし、競技会の成功がスポーツコミッションの設立にもつながっていくことと考えているところであります。このようなことから、今後スポーツコミッションの設立を視野に入れながら、大会、合宿にかかわる受け入れ組織の立ち上げのため、関係する競技団体や体育協会、旅館業や商店街などと協議を進めながら、各種事業を展開してまいります。また、市民のスポーツに対する関心を高め、大会合宿に参加する選手を歓迎し、応援する体制づくりも進めてまいります。

次に、施設整備についてですが、冬季スポーツの拠点化を推進していくため、平成27年度には国の交付金であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、スノーモービルの更新やクロスカントリースキーのコース整備用機器を購入しました。また、平成28年第1回定例会

で補正をしました地方創生加速化交付金を活用しての備品整備では、本年度スキー場整備のための刈り払い機やトレーニング用のランニングマシンを購入したり、大会運営のためにジャンプ台競技システム及びクロスカントリースキー競技計時、計測システムの借り上げ費に充てていきたいと考えております。今後も大会や合宿を誘致していく上で施設や備品の整備は随時行っていく必要がありますので、その際監督、コーチや選手のニーズにも応えながら行ってまいります。また、総合計画の実施計画やローリングの中でも協議をしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目4、スポーツ振興と施設整備についてお答えいたします。まず、小項目1のジュニア育成にかかわる教育的配慮についてですが、本年度のスポーツ少年団への加入状況は名寄地区18団体、風連地区5団体、計23団体となっており、そのうち指導者登録は102人で、教職員などの学校関係者が11人となっています。近年の少年団の傾向としては、学校単位型の少年団であります野球やバレーボールの団員数の減少が大きく、その反面、学校の範囲を超えて活動している少年団は団員数が横ばいから増加している傾向にあります。このような少年団への加入状況の変化から、過去には最も団員数が多かった野球少年団においても市内3小学校で合同のチームをつくっている状況にあります。また、学校関係者が指導している少年団については、学校単位型の少年団に限られるものであります。

議員からは、ジュニアの育成にかかわり、学校関係者が指導者として積極的に関与し、加入している団員はもとより、保護者も含めよりよい人間関係を構築していく、またすべきという御意見と考えておりますが、先ほど述べましたように学校単位型のスポーツ少年団が少なくなっている現状や学校関係者が勤務している学校で指導するという従来の枠組みではおさまらなくなっていることを考慮すると、学校関係者の指導者確保

も必要と思いますが、少年団の指導者の確保については地域全体で取り組んでいかなければならない課題であると考えているところであります。ただ、現在も熱意を持って積極的に指導に当たっていただいていたりと、少年団と団員の連絡調整に当たっていただいている学校関係者もいることから、今後も関係学校と連携しながら現実に指導している学校関係者が転勤した後任には指導可能な方を配置するなど人的な面で配慮していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、名寄市風連球場の改修整備についてお答えいたします。名寄市風連球場につきましては、昭和54年に設置され、平成11年の改修を経て現在の球場として使用されております。昨年には、球場トイレの男女別室洋式化修繕と本部席屋根の改修修繕を行い、それぞれ利用者の利便性を図らせていただきました。名寄市の野球人口の動向では、人口減少、少子化などに伴い野球人口が減少しているのが現状で、市内少年団野球チームも統合が進み、かつては6チームが活動していましたが、現在では3チームまで減少しており、また中学校においても風連中学校と下川中学校が合同チームで活動している状況にあります。施設を使用するに当たり、安全が第一であることは言うまでもありませんが、改修費も多額となることから、利用者への注意喚起にとどまっているのが現状であります。本市といたしましては、スポーツ活動を通じた競技力向上、青少年の健全育成等の観点から、スポーツ施設整備は重要であると認識しております。しかし、大規模改修は財源確保が必要であり、市全体の公共施設の整備計画との関係、スポーツ施設の老朽化や機器更新の状況、利用状況、競技団体からの要望などを考慮し、施設整備をまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、本市は2つの市営球場を有しており、球場の改修や運営等今後の球場のあり方についても関係する皆さんとも検討していく必要があると考

えております。

以上、私からの答弁させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。再質問を幾つかさせていただきたいというふうに思います。

まず、子ども・子育ての部分でありますけれども、保健師さんが子供の成長に携わってきて、いろいろ先ほどもこのガイドブック、それからカレンダー等に事細かく年齢に応じた形の中でのかわりといひましようか、受ける事業がたくさん載ってまして、それに伴って保健師さんが携わっているというふうに理解をしております、このようにしっかりとした体制を整えてくれているということについては非常に理解をしておりますし、親御さんの不安解消につながっているというふうに思っておりますので、これからも引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、中で先ほどの数の中でも出ましたけれども、3歳児健診のときの対応として、今保育に欠ける状態の保育所と、それから子供を教育という形で幼稚園に通わせていると。我々の時代ですと四、五歳児が通うとかという状況でしたけれども、今はもう3歳からそういう形で集団の中で生活をともにするということが当たり前の時代になってきているというふうなことでありまして、このことから3歳児健診が3歳3カ月か4カ月ぐらいで行われると思うのですけれども、そのときに親御さんから話を聞くと、大体集団生活というのは保育所とか幼稚園に通っている、通っていない、先ほどもお話の中で500人くらいいて、そのうち412名がということだったというふうに、ちょっと数値的に思うのですけれども、実際に健診のとき3歳児の全体のどれくらいのパーセントといひましようか、集団保育されていないというか、そしてそのされていない保護者にやはりこの子は集団の中で少し生活させるほうがいいよなというふうに思われる方もいると思うのです。その辺の

働きかけだとかいうふうな部分について少しお知らせいただきたいと思います。

それと、親子バスツアーについては非常に人気が高いというふうなことで、いい事業をこの5年、5年目になるわけですけれども、展開しているなというふうに思いますし、先ほどもアンケート調査は特にそのことでは実施してなくて、ひまわりらんどの中での全体の中であわせてしていたということでもありますけれども、5年迎えることから改めてアンケート調査を実施するというふうなことでありますから、それをしっかり検証して、つなげていっていただきたいなというふうに思います。

それと、ひまわりらんど的狀況なのですけれども、私も見て、夏の朝大変だったのです。ですから、その中でやはり内部で除湿対策といいたし、空調に関する部分として進めるというふうな話が出ていたと思いますが、これ始めてまだ1年たっていないのですけれども、おおむね1サイクルというふうなことでありますから、それら本当に厳しい状況であることをしっかり受けとめていただいて、しっかりと暑さ対策をしていただきたい。施設は風通しが悪いのです。もともといいところと言ったらおかしいですけれども、風が抜けるような状況で窓が設置されていませんから、風が抜けないということもあって、それが影響して相当湿度が高くなっているのかなというふうには思われますけれども、それらのことも含めて対策を講じてくださるということですから、これはしっかりと対策を講じていただきたい。

職員の配置で、現在3名なのです。私見していると、3人のうち正職員が1人、臨時職員が2人、1人はコンシェルジュということで、資格も持っていていらっしゃるの、一緒に指導に当たっているという状況ではありますけれども、お母さん方から相談というふうなことになったら別の部屋で相談を受けるといことになりますから、2名になってしまうと。それと、先ほども話もありました

けれども、屋外でのこの暑さに耐えるのにプールで遊ぶとか、そのほか遊具は外にありますから、それらを利用して遊ぶわけですけれども、それらの職員がどういふふうに携われるのかという部分でいうと、3名は非常に厳しいというふうに思っていますので、このことについて今後どうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まず、最初の御質問であります3歳児健診時の集団生活の利用状況の聞き取り調査についてでございますけれども、名寄市におきます子育て支援の一環として、そういう聞き取り調査を行ってきております。幼年期につきましては、社会性ですとか生活習慣が発達する重要な時期であると捉えておりますので、子供の発達にとって集団生活がいかに重要であるかということをお伝えしながら、育児の孤立化を防ぐこともあわせて、そのような目的において聞き取りの調査をさせていただいているところでありますが、平成27年度の3歳児の健診につきましては名寄会場、風連会場を合わせますと14回実施いたしましたして、対象者が260名、うち258名が3歳児健診を受診されております。未受診の2人につきましても保育所ですとか家庭訪問で確認はとらせていただいております。27年度の集団生活状況調査では、集団活用なしとお答えになった方が12.4%ございました。集団を利用しないで自宅で養育を希望される保護者の方もいらっしゃいますので、100%全ての方が就学前に集団生活を活用されるということはなかなかないという場合もございますけれども、3歳児健診時以降は経過観察が必要な子供につきましては地区の担当の保健師が継続支援を行っている状況でございます。毎日の通所にはこだわらないで不定期な形でも、そういうような活用も含めまして勧奨を行っているというところであります。議員からも先ほどありましたひまわりらんどの活用も大変有効であると考えておりますので、そちらの

御利用も勧めているようなということでもあります。

それから、2つ目の親子お出かけバスツアーにつきましては、おっしゃるとおり5年目を迎えましたので、さらなる事業の充実に向けまして利用者の御意見をいただきたく思いますので、アンケート調査等実施をさせていただきたいと思っております。

それから、ひまわりらんの暑さ対策につきましては、現在部内で検討中ではございますが、来年の夏に向かいまして湿度関係も含めながら、暑さ対策、快適な環境で親子に過ごしていただけるような取り組みを検討させていただきたいと考えております。

それと最後に、ひまわりらんの職員体制の部分でありますけれども、ひまわりらんににつきましては親子でお出かけいただく場所でありますので、一人一人の幼児の皆さんを職員が必ず1人ずつ見守らなければならないという状況の施設ではございませんけれども、議員から御指摘ありましたようにそれぞれ外の部分、それから文化センターの部分で職員が分散した場合に職員の体制が少なくなるということもござります。そのような場合は、臨時的に1名を増員いたしまして4名体制では行っているところではございますが、たださらなる安全、安心なそういう環境を提供するためにも今部内で検討させていただいておりますが、組織機構について今後の課題として検討を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） いろいろ考えてくださっているということですから、それが親御さんの安心につながるということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、原産地の呼称管理制度についてお聞きをしたいと思っております。先ほど認証、この設置の目的というのはわかるのです。やはり地域と差別化をして、名寄市でいい農産物を生産されているから、そのブランド化を図っていくためにも含めてこれ

は必要なことだなというふうには理解はしているのですけれども、たしか去年から進めていますけれども、まだ実際に品目が定まっていない。基準もこういう基準でやるというふうなこともまだ恐らく決まっていないと思うのです。先ほどの答弁でいうと、基準は市でというふうなことでありますけれども、協議会方式をとっていらしたと思えますから、そちらで恐らく基準について話し合われて、この基準を決めるのかなというふうに思いますけれども、実際に私が気になっていたのは認証は誰がするのかなと思ったのです。その認証は、先ほどの答弁では行政が行うということだったと思いますが、よろしかったですか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 認証につきましては、認証機関としてそこに、今認証機関というのは名寄市の農業振興対策協議会を想定していますけれども、その中に審査する部会を2つ設けようとしています。品目審査を部会という形の中で、書類だとか品質検査だとか、そういった基準に合っているかどうかということ審査する部会ともう一つが味覚というか、食べてみておいしいということも含めてそういった部会で御検討いただいて、認証機関であります農振協の中で認証をいただくと。その認証したものを名寄市に報告して、名寄市が決めるという、認定登録するということになるのだと思いますけれども、そんなスキームで今ちょっと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 認証という、基準というのは、まだだから決まっていはいないのですよね。農振協で決めるということで、こういう例えば残留農薬のトレーサビリティ制度というのがありますから、これは必ず受けなければだめだよとかいうふうな、1つたがはめる部分として基準というのを設けるのでないかなというふうに思うのですけれども、その中で農振協の中に実際に農協も入っていますから、私が気になっているのは要す

るに承認して認証を与えるのはどこなのかというところで、農振協だとしたら自分で申請して自分で認証を出すというようなことになりかねないのかなという感じがしています。実際には、多くの農産物は農協が系統出荷していますから当たり前の話だと私は思うのですが、その辺の部分について誤解を招かないような形で対応すべきでないかなというふうに思っているのです。そのことについてもお話をいただければなというふうに思いますけれども、今まで生産物、生産していた人はいろんな形でその生産物を市場に出すわけです。出し方としては、系統出荷という部分もありますし、細かくは産直とか、それからインターネットで販売しているとか、いろんな部分はあると思うのですが、そういう部分で小ロットの部分についてはこれ認証の対象にならないのかなという感じも実はしているのです。ですから、そうなる認証を与えるということからすると、認証をもらえなかった人とのこの弊害といえましょうか、これはどうなのかなという素朴な疑問があります。実際に名寄の表玄関である風連のところの道の駅、あそこも毎日今の時期ですと多くの方々がお利用されて、産直を利用されているのです。そこでどうなのかなというところも素朴に思うのです。その辺の部分についてどんな考え方をお持ちなのかなお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 認証の関係で御質問いただきましたけれども、先ほど若干説明させていただきましたけれども、その品目別の審査会を部会を設けて、そういう審査会を設けるということでございますので、その中には全く第三者、例えば大学の方ですとか、料理の方とか、そういった部分を予定していますので、そこでの一定の審査基準を満たして審査することによって、そういった分では担保されるのかなというふうには考えているところでございます。

それと、当然生産者への認証する、しないとい

うふうになりますと、そういった御不安もお持ちだというふうに思います。特に今申請する者としては、販売する方、販売者ということでございます。でありますので、例えば生産団体だったり、インターネットで販売する方だったら、その個人が認証をいただくというふうに申請していただくというふうに考えております。その中で今議員から御指摘いただいた、例えば道の駅で認証されたものとされていないものが並ぶという場合どうなのだろうという御意見をいただきましたけれども、それはあくまでも個人が一定の基準で審査を申請をしていただくものなので、そういうものが出てくるのは当然あるのかなというふうには考えております。そういった中で、いずれにしてもそういうことが想定されますので、生産者も含めてよく内容を説明しなければいけないというふうに思っています。その中で今そういった基準だとか、御指摘いただいた弊害だとか、想定されるものについてはある程度まとめて生産者にやっぱりよく御説明して、この線なら御理解いただいた中で進めようというふうに考えてございますので、いましばらく時間がかかるかなと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） いろんな方から話を伺ったりする中で心配している部分があるものですから、その辺しっかりしていただければ、この制度はいい制度と私は思っていますから、しっかりと誤解を招かないような形で作業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、冬季スポーツの拠点化に関して何点か質問させていただきます。それこそ阿部雅司さん、アスリートに名寄に来ていただいて、そのことについて招聘をすることを市長が決めて、そして本人も名寄に来ることを決断してくれたということについては本当に敬意を表することだなというふうに思っています。私たちも拠点化に関する部分も含めていいことだと思っていますので、応援



をしたいというふうに思っております。

その中で危惧する部分があるので、幾つか質問をさせていただきたいと思います。先ほどの部分でいうと10月に、16日でしたか、行われるコンソーシアムローラースキー、これはいいことだし、周りもみんな協力してくださるということは、それは理解しております。ただ、拠点化事業、大会、合宿含めたトータルで考えていく中で、まずは冬季に限っていくわけですから、冬季の各種団体、そしてその頂点にあるのは体協さんということで、そちらとの話し合いといましようか、こういうことで進めたいと思っているということをお伝えをしながら、いろんな形の中で問題提起があったり、課題解決のためにどうしたらいいのかとかやっていると思うのですけれども、その部分について先ほどは進めていますというお話でしたけれども、どの程度まで進んでいるのか、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問ありました冬季スポーツの拠点化を進めるに当たって、当然議員おっしゃるとおり体育協会だったり、競技団体との連携、一緒に足並みをそろえて進んでいくというのが大切ということで考えております。昨年10月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定するに当たって、私どもは担当のほうで体協のほうに行きながら、ある程度の素案ができてからの話もありますけれども、足を運びながらもこういう形で市として総合戦略にのせて拠点化、あれは交流人口、定住人口の拡大の一つとしてのスポーツの拠点化、ジュニア育成等のいろんなものが入っていましたけれども、こういった事業を進めていきたいという話もさせていただいて、10月にも策定されて進めてきました。昨年の11月には、合宿の受け入れをやっぱり組織をしていかなければならぬという中で、関係する皆さんにお集まりいただきながら、27年度の冬季のスポーツのこういった合宿なり大会の状況だったり、さ

つき言った総合戦略の中身であったり、今後このように進めていきたい、ちょっと具体性には欠けていたかもしれませんが、そういったお話もさせていただいた中にも体育協会も入っていたきながら進めてきています。その後については、各種大会等の中での進めの中で特化しての話というのは春になってから、2カ月に1回ほどちょっと状況も確認しながらというふうに担当から聞いていますけれども、今回のウインターコンソーシアム事業も、競技会もそうですけれども、そういった事業を進める中で抱き合わせていろんな協議、話をさせてもらっているという状況で、それに特化して集中的にやっているという状況にはなっていませんけれども、いろんな機会を通じながら、意見を聞きながら進めてきているという状況でありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 今お話をいただいていますけれども、実際スポーツ団体の中ではそういう理解には至っていません。ですから、そこが大事なのです。これと同じように市内の旅館、ホテル、ここも同じだと思うのです。ですから、春に1度説明に来ました。それだけです。これでいいのかなと私は思うのです。そうではない。こういうふうなことを総合戦略の中でも盛り込み、そして2次総計でも3つのうちの1つで目玉として出そうとしているということを考えると、やはりしっかりとした形でまず固めて、それからいろんな人に、その固めるというのはスポーツ、冬季に限ってですから、冬季スポーツの団体といろいろ話をして、どんなことが必要なのか、それから大会誘致に関する部分、合宿に関する部分、どんなことがあるのかと。いろんな課題を提起を受けて、それをどういうふうに解決をしていながら、では名寄としてどうつくっていくのかということだと思うのです。ホテルや何かもそうだと思うのですけれども、ことしの2月に全中ありましたよね。その全中の大会の中で、名寄の実際に使っている、

宿泊した数とか押さえていますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 各種大会、合宿にかかわる数値については、基本的には宿泊数をベースにしてカウントしていますので、そういった形で押さえて確認はしています。今回の行政報告にもことしの夏期間の数字を各ホテル、旅館を回って確認させてもらっていますし、10月に向けても一つの実績も含めても確認していきたいと思っていますので、そういった状況の中で確認をしていきたいと思っていますが、今ことしの2月の段階の数字を用意していませんので、申し上げられませんけれども、基本的にはそういった数字を出すには宿泊数になりますので、その旅館との数字を確認しながら進めてきているところです。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 実際には350です、名寄に泊まったのは。北は音威子府、南は剣淵、西興部まで、エリアで270名。そのほか名寄に泊まれないし、地域に泊まれないから、旭川に、そういう状況だったということをお聞きしています。そういうことを踏まえて考えると、来年の3月ですか、ジュニアオリンピックが五、六百来るわけですから、そのことを考えるとどういふふうにするのかなと。それと、春に、春といいましょうか、予算委員会のときにこの事務局を立ち上げるに当たって受け入れ態勢の整備を図るということで御答弁いただいたと思うのですが、その部分についてはどういう組織が立ち上がったのか教えていただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 昨年から受け入れ組織の必要性を話しながら立ち上げるという、今年度の大会、12月始まりますから、それに向けてやっぱり必要性もあるので、立ち上げていかれるという話をしてきたというふうに思っています。

先ほど議員からも御指摘ありましたように、旅館業でいえば4月に説明会をして、その後引き続

き継続して足を運べていない状況というのは反省をしている点であります。ただ、先ほど言いましたように7月の宿泊状況の調査であったり、9月末の実績の調査も行う予定でありますので、その中でもコンソーシアム事業の、そして来年の開催のジュニアオリンピックカップの話もさせてもらいながらきているところでもありますけれども、そういった面では時期が来て、今コンソーシアム事業と抱き合わせになっている部分がありますので、どういった、どこのエリアでつくるかというのはしっかり近々に判断をしながら、形だけではだめだというふうに思っていますので、それは議員もそういうふうに思っていると思いますので、やっぱり実質的に機能できるような組織、そこはどこの団体からスタートするかというところは、ことしの大会や合宿が入ってくる時期に向けては体制を整備していかなければならないというふうに考えています。その点については、また御意見もいただきながら進めていきたいと思っていますし、そういった組織をつくりながら広げていく、拡大していく、そして事業も進めていく。そして、将来的にはスポーツコミッションにつなげていければという、そういった構想を持っているところがあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） そういう中でスポーツコミッション協議会の立ち上げをできれば10月にというようなことで御答弁いただいたと思うのですが、先ほどとは言わなかったか。先ほどの答弁の中でスポーツコミッション協議会について触れられましたよね。この部分についてもやはりこれはしっかりと理解がないとできない部分だと思うので、まずは一番核となるところというのはスポーツである。冬季スポーツの団体であり、そして宿泊が必要ですから旅館、ホテルであり、そこらとしっかりと協議をし、そこで固めて、それからある意味いろんなそれに関連する部

分と共同で進めていく。オール名寄で進めていくというのは、そういうふうにつながっていくのだなというふうに思うのですけれども、協議会をつくることを意識して先走ると、私はなかなかうまくいかないのかなというふうに思っているのです。それが危惧するところなのです。ですから、やはり町場に理解を求めなければならないということと、それから市民周知という部分で、合宿の部分でいうと名寄に今どこのチームが合宿に入っているか、大学なり高校なり社会人なり、そういうものってわからないのです。それをわかっていただくように何か掲げるといふか、そういうふうな形で考えることではありませんか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 前段に話がありましたスポーツコミッションにつきましては、これは急いでつくろうというふうには思っていません。言われるようにしっかりとした土台となるものがあって、スポーツコミッションは自主運営もある程度しなければならぬという組織でありますので、いろんなイベント、スポーツに限らずイベントも含めながら、そういった収益を上げるということも1つにありますので、やっぱりしっかりとした研究もしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

今ありました合宿、大会が来たときに選手さんがどこが来ているかというような市民周知の部分だというふうに思います。土別市では、スポーツセンターと何カ所ですか、やっております。その必要性は私も十分にあるというふうに思っていますし、その効果もあるというふうに思っています。ただ、どこの場所にどういったターゲットという、例えば選手に向けてやるのか、市民に向けて、そういったこともありますので、いろんな御意見をいただきながら設置に向けてはしていきたい。時期はちょっと今明確に言いませんけれども、必要性は感じますので、議論は進めていきたいという

ふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） まずは、スピードを持って対応してもらいたいと思います。ただ、急ぐといろんなことあると思いますから、今スポーツコミッションの協議会立ち上げについては急いでいませんということですから、それでいいのかなと。体制が整ってからでお願いしたいなというふうに思っています。

それと最後に、風連球場の整備に関する部分でありますけれども、市長にちょっとお聞きをしたい。なかなか財政的な部分とか、いろいろお話といたしましうか、答弁にありましたけれども、現実そんなに、名寄市営球場と風連球場と両球場を使って進めているということで、片方ではできないという部分ではあるのは確かなのです。それと、実際風連球場の部分については、私もずっと使っていて余り意識しなかったのですけれども、考えてみたらコンクリなのです、塀というか。聞きますと、昔には事故もあったというふうにもお聞きをしていますし、やはりこれ本当にそういう形で進めてもいいのかなと。事故防止の観点から、やはりこれは何らかの対策を講じなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、その辺について市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員からは、前回の質問のときに高校の公式の野球場どうかということで、なかなか厳しいかもしれないと、そういうお話をさせていただいたのですが、今回は小中学校の大会が今名寄に集中をしているという状況があるということも含めて、名寄、風連が非常に使う頻度が、特に風連が高くなっていると、こういうことだということを改めて私も認識をさせていただきました。コンクリートの壁がどのような危険性があるのかということも私もよく承知していない部分もありますので、この辺も野球連盟の関

係者の皆さんや、また頻度の状況、皆様ともまずは協議をしていく必要があると。その上で今いろいろなスポーツは特に施設整備も含めてお金がかかることが結構山積しているということもありますので、優先順位の問題もありましょうけれども、御提言をしっかりと受けとめて、各競技団体、そして庁内でも検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

避難行動要支援者の避難と救済支援について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） まず初めに、今回台風の災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地で被災されている方々の早急の被災の復旧をお祈りをいたします。

議長の御指名いただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。まず、災害時避難行動要支援者の避難、救済支援についてお尋ねをいたします。地球温暖化で気候が大きく変わることによりゲリラ豪雨が各地で起こり、大きな被害をもたらしているのが現状であり、地震や台風、ゲリラ豪雨、同じ時期に発生したら一体どうなるのだろうか、想像を絶する大被害をもたらすことは当然であります。しかしながら、どこまで防災対策がとられているのか問いかけてみると、行政や各個人が十分だと言えないのが現実ではないでしょうか。最近台風の被害を見ても、行政はどの自治体も想定外だったという声が毎回のように聞かれます。防災行政の本質は、どこまでが行政の仕事であり、どこからが住民自身の責任なのか、その線引きは大変難しいものがあります。しかし、社

会というものは強い人も弱い人も健康な人も病気の人も、そして体の不自由な人もそうでない人も全ての人が同じ住民として社会で連携し、支え合って生きていくためにあるものではないでしょうか。そして、行政や地域社会が自助ができる健常者は後に回してでも、まず一番困っている人たちに手当てをしていくという考えが基本になっていかななくてはならないと考えております。したがって、災害になると一番弱い立場にある人に対して一番配慮しながら対策を進めていくことがとても重要となっております。災害に対しては、最も弱い立場である人たちに対してどのような支援が必要なのか、また支援の質、量、そして体制の取り組み方等に災害時避難行動要支援者を軸とした対策をしっかりと立てていけば、そこにおのずと健常者である住民の支援も見えてくるのではないのでしょうか。防災行政における災害時避難行動要支援者対策がこうして可視的になると、防災対策も具体的になり、防災行政における自助、共助、公助についても種々の約束事が決まってくるのではないのでしょうか。つまり災害時避難行動要支援者対策は、防災行政の鍵であります。このような観点から、災害時避難行動要支援者の避難と救済対策について質問をいたします。

台風、ゲリラ豪雨、暴風雪、地すべり等によって人身被害を防止するためには、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児、児童等の多様な要支援者を早期に発見し、避難を支援することが重要であります。災害時避難行動要支援者への支援方策は、一人一人が多様でありますから、考えれば考えるほど複雑となります。同じ身体障害者といっても視覚障害者もいれば聴覚障害者もおられます。手足が不自由な人もいれば体の内部の障害もおられます。一人一人の状況が違うため、一般的な対策はなく、今後高齢化社会になってますます増加傾向になることが予想されますが、災害時の避難行動要支援者への支援方策の理事者の御見解をお尋ねをいたします。

次に、災害時避難行動要支援者の安否の確認や支援をするため、災害時要支援者名簿が効果的に活用されているのかという疑問があります。災害時避難行動要支援者の名簿を作成して、その名簿を有効に活用して誰が誰を支援するかを明確にしていかなければなりません。個人情報なしに地域の防災を高めることは不可欠であります。しかしながら、災害時避難行動要支援者であることは、個人情報、プライバシー情報であるため、この情報の保護という課題が常に壁となっているわけがあります。災害時避難行動要支援者の登録と情報の共有の範囲が限られていて、効果的に活用されていないのではないかと考えられますが、災害時避難行動要支援者の安否確認と支援について理事者の御見解をお知らせいただきたいと思えます。

市役所や地域、知らない人には情報を提供したくないという理由で災害時避難行動要支援者名簿に登録したくない人がいるのであれば、その人と一番親しい人に対してだけ情報を提供するという考えもあります。名寄は手挙げ方式ですが、支援者に対して災害時に誰に支援してもらいたいのか確認し、その人を支援員として登録する。その人に情報を伝え、災害時には登録した支援者に連絡が行くようにしていく。支援者が必ず災害時避難行動要支援者の支援をする方法もあります。また、どうしても救助をしなければならぬ、連れて逃げなければならぬと考えると、地域の人は身を引いてしまう可能性もあります。難しいことはしなくてもよいです、とりあえず無事かどうかを、いるかどうかを、いないかどうかを確認してください、救助活動も大事なこともあります。救助活動は消防署、消防団、自衛隊などプロがやるので、町内会、自主防災組織に連絡をしてくださいなど負担を軽くすることも大切なことと思えます。災害時避難行動要支援者と地域支援員の登録促進について理事者の御見解をお願いをいたします。

要介護高齢者や障害者が利用している居宅福祉事業者との連携についてお尋ねをいたします。居

宅福祉事業者との協定を結び、居宅福祉事業者が自分たちの施設に通っている方々の安否の確認や支援を行っていくことも支援者の安否確認、支援方法の一つであると考えております。居宅福祉事業者との連携について理事者の御見解をお願いいたします。

何のために災害時避難行動要支援者情報を収集し、共有し、名簿をつくるのかといえば、困っている人に対して、避難行動要支援者への避難支援を具体的に一人一人つくっていくためにあると考えております。支援者に対して災害時に誰が安否の確認をし、そのときに誰が手助けをして、そこにどのようなものが用意をされていて、本人は何を持っていき、どこの保健や医者につなげていくのか、具体的なプランを一人一人につくっていくことが必要ではないかと考えております。災害時避難行動要支援者の避難支援プランの作成について理事者の御見解をお願いいたします。

災害時避難行動要支援者は、行政が催すイベントや講習会、講演会、防災訓練など、ふだんは家の中で静かにして余り参加をしていません。ある高齢者は、ひとり暮らしをしまして、班長の番が来たのです。ひとり暮らしで歩くことがおぼつかないため、班長ができないと町内会に言いました。でも、町内会ではだめだということで、町内会を退会されました、その方は。このように災害時に一番困ってしまうこともあります。その対応を考えていかなければなりません。町内会未加入の避難行動要支援者対策について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目その2、被災者台帳、被災者支援システムの導入についてお尋ねをいたします。被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するために基礎となる台帳であります。災害対策基本法第90条の3第1項に市長が作成すると書かれております。災害対策基本法第9条の3第1項、被災者台帳の考えについて理事者の御見解をお願いをいたします。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能となります。被災者が何度も申請に行かずに済む等、被災者の負担軽減にもなります。そのため近年東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震等々の大規模災害に被災者台帳の確認が高まっておりますが、この作成は必ずしも進んでおりません。こうした実態を踏まえ、内閣府防災担当は平成20年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例と導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。この内閣府の報告書において被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている被災者支援システム、1995年に阪神・淡路大震災の壊滅的な被害を受けたときに兵庫県西宮市が独自で職員が開発したシステムであります。現在地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて全国の地方自治体に無償で公開、提供を行っております。被災者支援システムの全国サポートセンターの活用の理事者の御見解をお願いいたします。

このシステムは、最大特徴は家の被害だけでなく、被災者を中心に置いている点であります。住民基本台帳をデータとしてベースに被災者台帳を作成し、それをもとに罹災証明書等々、支援金、義援金等々を交付、救援金、物資の管理、仮設住宅入居等々の被災者支援に必要な情報を一元化管理するものになっております。被災者支援システム全国サポートセンターの活用について理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目3項め、除排雪のあり方についてをお尋ねをいたします。もうそろそろ雪が降り、12月の定例議会ですと思いましたが、11月初旬には除排雪業者との説明会等々が開催されると思います。そのため現状の市民の皆様からいただいている声を除排雪体制に反映していただくため、今回は質問を取り上げさせていただきました。昨年も除排雪にはいろいろと苦情等があったと聞

いておりますが、本年度除排雪体制の考え方についてをお知らせをいただきたいと思っております。

市道排雪は、町中、北地区から始まり、最後は南地区、東地区、ことしは逆の排雪対策に変える考えと、また排雪助成の中で指定業者は朝早くから除雪作業をやり、日中はロータリーで排雪作業をやり、夕方5時以降に個人の排雪助成を行っております。小さい企業、建築業、塗装業、水道、電気業者の方々も小型ダンプ、ショベルを持って排雪を行っております。この小型のショベルの助成の考えについて、また排雪作業の方法についてお知らせをいただきたいと思っております。

交差点での雪が高く積もり、相手の車が見えにくいというお話があり、事故がなくなるために昨年より積み上げ作業が行われていると思っております。交差点や道路を広くしていくといいますが、交差点、道路を広くする効果が余り見られないという市民の意見が聞かれます。また、個人が道路を除雪に来た雪を軽トラックにロータリーで積んで雪投げ場に投げるとき、市の街角にある排雪場に投げさせてくれれば効果がいいのに、排雪場に雪を投げられないのかという声を聞きます。また、名寄には道幅11メートルのところ指定ですが、11メートルのないところがあり、一方通行の除雪のため、片側にだけ雪が多く積もると。1日ごとは大変だから、週または月ごとにでも反対回りができないのかという声をお聞きします。市民の除排雪への作業への配慮の考えについて御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目4点目、大雨になり道路排水の安全対策についてお尋ねをいたします。8月17、8月20、21、大雨が降り、名寄市内の排水設備等々のない道路では防じん舗装で何度も積み上げた舗装により、横の素掘り側溝や住宅の前に低い場所に水がたまり、市民からどうにかならないかという苦情が殺到いたしました。このため大雨による道路の排水対策について理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。  
（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。  
休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時16分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ただいま高橋議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び大項目の2につきましては私のほうから、大項目の3及び大項目の4につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、大項目の1、避難行動要支援者対策について、関連でありますので、小項目の1から3まで一括して申し上げたいと思います。避難行動要支援者への支援方策につきましては、平成26年4月の災害対策基本法の一部改正の施行前には災害時要援護者に係る支援制度として取り組んでまいりました。従来の災害時要援護者支援制度につきましては、町内会を通じ支援を希望する方の同意を得て支援を受ける本人及びその避難支援者を登録するものでありまして、現在は避難行動要支援者登録制度に引き継ぎがされております。具体的な避難支援につきましては、支援する方と支援される方の登録が必要であります。従来の災害時要援護者の登録制度におきましても全ての方々の支援者が確保されているわけではございませんでした。平成27年3月以降につきましては、災害時要援護者以外の避難能力の劣る方、いわゆる避難行動要支援者の方々を含んだ支援対策が求められており、リスクの高い地区を優先して取り組む必要があり、特に平常時の状態確認などが大変重要であるとされております。

先進事例としての避難支援の具体策といたしましては、初動における町内会などの自助、共助による避難支援のほか、災害時の避難行動要支援者

名簿の外部提供を想定し、一部の関係機関にも平常時から提供を行うこととされております。災害時の応急的な対応を想定した平常時の対応や計画づくりが大変重要であります。8月20日の対応では実際に関係機関とのやりとりで名簿の共有を図り、一部具体的対策を検討する場面も生じたところでありますが、今後は名簿を活用した平常時からの避難支援の検討が求められているところであります。ただいま申し上げましたように、防災部局以外での活用も重要視されますことから、個人情報の外部提供のあり方などを含めて対応を検討してまいります。

また、避難行動要支援者の安否確認につきましては、平成27年度から地域防災計画に避難行動要支援者班を新たに設けることとしており、災害時にはこれらを担当する職員によって安否確認を行うこととなります。

民間であります居宅福祉事業者との連携につきましては、各施設及び事業の形態に適した対応について各事業者の主体的参画により連携を図ってまいります。避難行動要支援者の避難支援プランにつきましては、各地域や町内会、福祉関係者の主体的な計画作成が法の趣旨に位置づけられておりますことから、それに沿った取り組みを推進してまいります。

町内会未加入者の要援護者対策につきましては、共助の観点から町内会の加入を促してまいりたいと考えてございます。また、昨年の関東・東北豪雨による大規模水害、本年8月末の台風10号の被害から、住民全員の避難をいかに達成するかが重要であり、住民が避難しないという全国的な課題の解決に向けても町内会と協力し、健常者の避難対策も同時に進める必要があると考えているところであります。

なお、名寄市内の町内会における具体的な避難支援プランの取り組みといたしましては、該当者のリスト作成を行い、具体的な避難支援策、行動の基準などについて準備をされておきまして、先行

事例として他町内会の情報提供も行ってまいりたいと考えてございます。

次に、大項目2、被災者台帳、被災者支援システムの導入について、小項目1、災害対策基本法第90条の3第1項、被災者台帳の考え方はについて申し上げます。被災者支援台帳につきましては、被災者の手続の重複をなくし、中長期的にわたる支援を効率的にするため、情報を集約した台帳が法定化され、個人情報の有効な利用が可能になるよう制度化されたものでございます。災害対策基本法第90条の3の規定におきましては、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができるとされ、被災者台帳の記載事項としては氏名、生年月日、性別、住所、住家の被害、援護の実施状況、要配慮者の事由などとされてございます。台帳作成をシステム化することで効率化が図られますが、有効なシステムの調査に加え、費用対効果などシステム化につきましては今後時間をかけて検討を進めることとし、万が一の大規模災害による被災者が出たときには当面職員による手作業により台帳作成を考えているところであります。

次に、小項目の2、被災者支援システム全国サポートセンターの活用は及び小項目の3、被災者支援システムの導入については関連がございしますので、一括して申し上げたいと思います。被災者支援システムにつきましては、震災の実体験の中、職員がみずから開発を行ったシステムをベースに改良が重ねられたものでありまして、被災者支援台帳の管理が可能とされ、地方公共団体システム機構が自治体などに無償で提供を行ってございます。当該システムでは、避難所関連の情報管理のほか、緊急物資の管理、GISを活用した被災状況や復旧、復興状況の分析、予測、仮設住宅を管理する機能などが用意されておりまして、さきに

申しあげました被災者台帳のシステム化の実施方法の一つと考えられますことから、運用実績のある自治体を参考とし、あわせて名寄市の災害対応に係る職員体制やシステム対応の課題などを踏まえ、有効活用に向けて調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、除雪のあり方についてお答えいたします。

初めに、小項目1、今年度の除排雪の考え方についてですが、今シーズンにおきましても基本的には昨シーズンと同様の委託体制の中で除排雪業務を進めてまいりたいと考えております。除雪作業につきましては、午前零時から2時の間に市内の観測地の降雪状況を確認し、降雪が10センチ以上とされる場合を基準に出勤することとしており、手法としては雪を道路の脇に寄せて実施するかき分け除雪や道路幅員やすり鉢状の道路改善のため、積み上げ方式を実施しているところであります。現状としては、市民の通勤や通学、通院などに支障が出ない形での手法を取り入れておりますことから、引き続きこれらに配慮しながら同様の手法をとりつつ、最善の手法について調査研究してまいります。

次に、小項目の2、排雪の作業方法についてでございますが、昨シーズンは排雪の実施延長として名寄地区約132キロメートル、風連地区約17キロメートルを実施しており、生活道路については年1回、幹線道路については年2回以上の排雪を実施してきております。排雪作業では、請負業者の人員体制と排雪作業に必要な作業機械が1セット当たりではロータリー車やタイヤショベル、グレーダー、運搬用のダンプが11台以上など排雪に必要な重機が最大で4セットが稼働する作業体制となります。必要なダンプ台数やオペレーター、交通誘導員などの人員確保、労働環境の保全といった観点からも十分な配慮が必要であるとと



もに、事業費についても労務単価を含め高騰していることから、現状の体制を維持していくことが最適と考えているところです。

続きまして、小項目の3の市民の除雪、排雪への作業への配慮についてですが、排雪順路の変更につきましては初めに重要幹線や幹線道路から道路幅員の確保ができるように排雪作業を実施しております。その後に生活道路の排雪作業を実施することとなりますが、現行の生活道路の排雪作業順については、雪堆積場を起点として道路幅員が狭い路線から優先的に順次進めていることと過去の実績と経験から作業効率のよい順路と判断しておりますが、今後においてもより効率的な、効果的な運用について研究してまいります。

また、排雪ダンプ助成において現在の指定業者以外の利用車両の拡大についてですが、この事業につきましては事業実施要綱に基づき排雪作業用ダンプに係る所要経費の一部を助成しております。この要綱第3条の2項に基づき、排雪を行うものは本市建設工事等入札参加資格名簿に登録されているもの並びに貨物運送取扱事業法第2条及び第3条の許可を受けているものとしております。そのため運搬業者は有償で行う事業者であり、国土交通大臣の許認可が必要なことから、この事業において一般車両については認めておりません。このことから、利用車両の範囲を拡大することについては考えてございませんので、御理解願います。

また、雪堆積場に関しましては、現状個人や事務所などでみずから排雪を行った際に無料で利用できる市民の雪堆積場として、天塩川の大橋下流の天塩川左岸河川敷と風連地区においては市営風連球場横の市有地に配置しております。これ以外の本市事業の雪堆積場利用について、昨シーズンは日進雪堆積場のほか7カ所を雪堆積場として利用しておりますが、これらについては本市の排雪計画以上の搬入があると本市事業の雪を搬入するスペースを確保できません。このことにより市街地の排雪作業において効果的な作業や堆積場内の

安全面に支障が出るものと考えており、現状では一般の方の搬入は御遠慮いただいておりますので、先ほどの無料堆積場を御活用いただきたいと思いますと考えております。

最後に、除雪の経路を現在の回り方から逆に回ることにつきましては、道路の雪堆積状況や幅員にもよりますが、狭くなった生活道路では除雪トラックが1度の作業で除雪作業を行うため、車両についている除雪用の刃が進行方向に向かって左側のみに雪を堆積させることとなるために、片側に雪が堆積いたします。逆方向から走れば反対側に堆積することができますが、箇所によっては逆から回れない路線や往復走行することで時間的にロスが生じてしまい、朝の通勤、通学の時間に合わず、作業効率も落ちてしまうことから、現状の路線回りが最良と考えておりますので、御理解いただきたいと思いますと考えております。今後市民の安全確保の観点からも委託業者へ発注時の説明において配慮と工夫を求め、対応について協議してまいります。

次に、大項目4、大雨による道路排水の安全対策について、小項目1、郊外地域の道路排水対策についてお答えいたします。市内の道路排水設備につきましては、道路改良工事が完了している舗装道路では道路内に埋設している雨水管により雨水処理がされておりますが、郊外地に多い未整備の防じん道路においては道路の両側にコンクリート製のふたで覆ったトラフ側溝や素掘りの側溝で処理している現状であります。しかし、防じん道路の中にはトラフ側溝や素掘りの側溝が埋まっている箇所もあり、道路排水の機能がほぼ失われている路線もあります。現在国土交通省所管である社会資本整備総合交付金の活用により、道路整備にあわせて雨水処理の整備を進めておりますが、道路整備には多くの事業費がかかります。今後整備年次の遅くなってしまう路線や交付基準の規格とならない路線については、市の単独費である排水整備工事において整備の必要性の高い路線を見

きわめ、計画的に排水整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。今答弁を受けましたので、再度再質問、また要望と言ったらいいのですか、提言を好きなだけ言わせていただいたほうがいいのかなという部分があります。

避難行動要支援者を支えていくというのは、行政は難しい部分というのは本当にあると思います。この個人情報ネックになり、またいろんな要素があるというふうに私は感じています。でも、先ほど言ったように、災害が起きたときに必ず自治体から出てくる言葉が先ほど言った想定外だった、こんなはずではなかったというのがまず一言目なのです。その一言目を災害が起きたときに出さないというのがやっぱり行政であり、町内会、自主防災組織ではないかなというふうに私は思っております。

そして、何日か前の新聞の中で、災害で最も各市町村の担当者が悩んでいるのはどのタイミングで避難指示を出したらいいのか。そして、住民が危機が迫る実感がないために、避難勧告だとか指示を出しても避難してくれないという部分があるそうです。いつ出すというタイミングなのかという部分で、今回は本当にもう南富良野にしろ、十勝にしろ、十勝の清水町では過去30年間避難指示も何も出したことがなかった。今回の部分で早く出すとかえっておかしくなるのではないかなと思った中で災害だったといいますし、南富良野も避難情報と連絡体制が不備だった。そして、連絡をしようとしたときにはもう広報車が走れる状況ではなく、職員30名が南富良野の住民をずっと回ったというのです。でも、全部回り切れなかったという状況があったというふうに聞いております。そして、日高町の三輪町長、これ災害あったところなのですから、やはりこの方はもう空

振りでもいいのだと。空振りでもいいから恐れずに出すことが第一、空振りを恐れず積極的にオオカミ少年になれというふうに職員に叫んでいるというのです。やっぱり亡くなる人がいても、その対策がおくれていることによって亡くなる人がいることがもう最大の懸念材料かなというふうに思いますし、今回私も8月17日、消防団でちょっと大橋のところに呼ばれたのですけれども、豊栄町内会のほうをやらなければならなかったものですから、町内会長とずっと。うちの家の周りが前回30センチぐらい水没しまして、その対策だとか、いろんな部分をやっている、広報車が走ったのは10時15分過ぎかな、豊栄町内会が避難指示を出したのが。しかし、私ずっと外にいたから私は聞こえたのです、外ですから。家の中の方がやっぱり雨だとか、今気密性の部分の家ですから、広報車はあの小さい、こんな選挙でも使わないようなスピーカーですから聞こえないというのです。やっぱり災害時対策ではあのスピーカーでは無理だと思うのですけれども、広報だとか、連絡体制の考え方もちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今議員から何点かにわたって御質問いただきましたが、ある意味提言だというふうに思いますが、まさに言われるところが防災の大きな課題の幾つかなのだろうなというふうに思います。私も同じようにマスコミや何か、新聞等で見て、まさにこういうことがあるなというのは実感して読んでいます。特に言われた避難等の指示をいつ出すのか、このタイミング、どこがいいのかということです。言われたように、私どももこの間幾つかの経験値を積んでおりますので、そういった意味では市長にも勇気を持って判断をいただいて、空振りを臆せず早目の発信をしようということで取り組みをさせていただいているところでありますので、ここは引き続き取り組みをさせていただきたいというふうに思いま

す。

それと、広報の関係について、広報車の関係です。言われるように、災害のまさに一番のピークのときについては雨も強いでしょうし、場合によっては風もつくということも想定されますので、最近の住宅気密も高いのもありますので、広報車だけで十分広報ができるのかということ、そこには私どもやっぱり限界があるのかなと思っています。それで、昨日もちよっと申し上げましたけれども、ここは複数の手段で皆さんに伝達をする必要があるだろうというふうに思っていますので、それが1つはラジオであったり、あるいはLアラートで皆さんの携帯あるいはテレビのdボタン見ていただくという方法もあります。あるいは、ネット環境があれば市のホームページを見ていただくというのがありますので、そういった行政の情報伝達システムをあらゆる面で駆使をしながらひとつ伝えたいというふうに思っていますが、ただより一層きめ細かくやる方法とすると、やはりここは共助に頼らなければいけない部分もあるという考えをしています。私ども災害や何か避難情報を出すときについては、当該の町内会長さんにもあらかじめ少し前から状況も報告させていただきながら、情報を出すときには町内会にもお願いしておりますが、やはり共助の中で町内会との連絡体制なども極めて有効な手段なのかなというふうに思っているところであります。

それと、最終的な手段としては、実はおくれたきた台風9号のときに、これは全地域というのは無理ですけれども、水深の深い、リスクの高い地域については職員がそれぞれの住宅に赴いてドアをノックして声をかけるような、そんな体制もとらせていただきましたけれども、これもやはり職員も限られておりますので、広い範囲ではなかなか難しい。限られた地域となると思いますので、行政は行政としての役割をしっかりと果たしたいと思いますが、共助の中でできるところについては

ぜひ市民の皆さんの中でも理解をいただいて、協力をいただければ、そこがあわさって初めて想定外でない取り組みにつながるかと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 先ほど部長が安否確認、避難行動要支援者を職員で確認すると。今言われた、きつと家を回るという部分だったというふうに言われたと思うのですけれども、これ避難行動要支援者が何名いて、職員何人で回られようとされているのでしょうか。私は、昼間だったら何とかかなと思います。夜あの時間で職員をかき集めて、何名の方が回れるのかなという。名寄は水がつかなかったという部分が幸いにもありますから、回る必要もなかったのかなという部分はあると思いますが、前回のように雨が降ったところがあり、1日で113ミリ降ったと。きつと土別は150降りましたから、土別のように今回150降ったら前回よりもまだまだひどかったというふうに私は感じていますし、その安否確認の体制を何名の方を何人でやろうとされているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 具体の細かい数字まではちょっと記憶してございませんけれども、市内全部でいくと1,000人程度が今名簿に登録されているということでありました。議員が言われるように、私ども職員だけでは限界があるということでもありますので、そこは実は消防団にも御協力いただくということでありましたが、ただ全域について対応するのは私どもも当初から難しいだろうという判断をしておりましたので、垂直避難等でも避難するのが難しい。やはりどこか違うところに移動しなければ命にかかわるようなところに限って声かけをさせていただきたいというようなところで考えておりました。たしか対象人数については100人に及ぶか及ばないか程度の人数

だったと思いますが、ここちょっと記憶が曖昧でありますので、後ほどまた数字をお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 後で教えてください。きっと今言った100名で、職員が400名いて、消防団員が120名いて、500人で2名ずつ助ければ何とかかなりますけれども、そんな状況にはならないというふうに感じておりますので、その体制をしっかり組んでいただきたいなというふうに思います。

日高町の早目の情報の重要性ということもありましたし、名寄も今回本当に避難の防災計画を見ても各自が命を守ることが一番重要な課題なのだとこのことで言われております。8月17日、私さっき言いましたけれども、ある程度豊栄町内会見終わりました、広報車で名寄南小学校が避難所を開設しましたというお話をされていて、11時ちょっと過ぎですか、避難所の状況を見に行こうと思って、行きました。避難所が開設されていて、職員が2名いて、教頭がいます、3名でいました。もう開設、いつでも入れる状況で、10分か15分ぐらいあそこでアメダスだとか、いろんな天気予報を見て待っていたのですけれども、なかなか避難者が来ないので、そうしたら帰りますということで表へ出たら、一台の黒い車がありまして、そしてどうしたのですかと言ったら、避難所に避難してきたのですと。入れますかと言うから、入ってくださいと。そうしたら、今小さい子供が寝ているので、起きてから避難所に入らせていただきますということで言われて、そこで待ちました。その後きっと豊栄町内会のほうはお年寄りの方々3名だとか来たと思うのですけれども、その中で、ここで一応入れておきます。私も孫がいますので、子供が一応大切ですから、アメリカのハリケーンだとか、いろんな部分でいえば、ハリケーンのときはもう2日前から、3日前から避難の準備、指示を出して避難します。そして、那

智勝浦町では、前回の教訓を受けて明るいうちの4時には絶対に避難勧告を出すのです。名寄もタイムラインがあります。先ほどオオカミ少年になれと言っていました。早くてももう4時には避難の指示を出し、勧告を出して避難所を開設してもらわないと、こういう小さい子供を持ったお母さん方は逃げられないのです。夜の11時に家から避難所に来るなんて、もうかわいそうで仕方ないです。だから、台風が来るというのがわかっているのですから、こういう状況になるというのはわかっているのですから、市内で南小学校は小学校ですから授業やっているので、なかなか開設するの難しいと思いますから、それでも子供たち、どこのそういう災害が起きたところも小学校の体育館にみんな避難しているのです。でも、小学校の学校の生徒はそれを受け入れてくれているのです。でも、それがだめであればやはり名寄市内東西南北4カ所ぐらいは避難所を日中から開設してもいいと私は思うのです。その可能性はつくれないのでしょうか。せっかくタイムライン名寄独自でつくっていて、タイムラインの意味がないです。夜中の10時に避難せいといっても、その市民の人が逃げるの不安だし、子供なんてなお暗がりには逃げるといのは大変です。次のこういう大雨のときには、台風のときには、もうお昼から避難所を4カ所つくって、ここには不安な人はもう逃げてくださいという体制はつくれないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 非常に貴重な提言をいただいたというふうに受けとめております。実は私どももこれ体験的に夜間の避難がどうなのかということについては、内部でも随分議論させていただいております。できればリスクのないときの避難というのが望ましいのだろうなという思いも一方ではしているところでもあります。議員が言われたように、今既に熊本県のほうでは災害が来る前に明るいうちに避難をするという、予防避難というようですけれども、これを実施していると

いうことであります。夜になりますと、当然暗いわけですし、災害が来たときは雨があたり、風があたりで、避難するにもいろいろとリスクがあるということでもありますので、昼間のうちに避難をするというところに取り組んでいるようであります。これは、ある意味では有効な方法だというふうに私ども思っておりますので、この導入については考えていきたいというふうに思っています。

ただ、この方法が使えるときと使えないときがあるということについてはぜひ御理解いただきたいと思えます。今議員が言われたように、台風であればその進路が予想されますので、あらかじめ例えば深夜から朝にかけての災害が想定される場合については夕方からというふうになりますが、必ずしも予想ができない災害についてもありますので、その際についてはこれまで同様に、たとえ深夜であっても命を救っていただきたいということから、避難情報等の発信をさせていただきますので、そこについての御協力は引き続きお願いをしたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひ避難所の開設も進めていただきたいと思えます。やはり災害はいつ来るか、想定外というのがもう一番のネックになっておりますし、その辺をよろしく願います。

あともう一点だけ。先ほど言っていました災害時避難行動支援員の状況なのですけれども、支援員というのはある程度つくっているといいましたけれども、何%ぐらいでしょうか。私は、この支援員というのはある程度これから自主防災組織が各町内会に設立がされることが予想されますので、その町内会の町内会長とつないで、先ほど言ったように要支援者の方があの方だったら何とか支援してほしいという方とつなげたほうがはつきりわかるという感じがするのですけれども、その分は

どうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私どものほうで明確に今支援員が確保されているというのは、先ほど申しあげました前制度でありますけれども、災害時要援護者制度を設けていました。このときに手挙げ方式でありましたけれども、支援する方の合意もいただいて、登録いただいたところですが、現状の人数でいくと150人程度ということでもありますので、この方たちについては支援する方が確保されているところであります。ただ、先ほどの答弁の中でも申しあげましたように、町内会あるいは自主防災組織の中でみずから自主的に確保いただいているところもありますので、その人数については私どもでまだ把握できておりませんが、ここの人数にそれらを加えると当然これよりは多くなるのだというふうに思っています。いずれにしても、支援が必要な方についてはそういった支援員の確保というのが大切だと思っておりますので、ここについてはリスクの高い地区から順に拡大するような形で取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願います。

中村建設水道部長と話す時間がなくなっていますので、でももう少し被災者支援システムについてお話をしていきたいと思えます。被災者支援システム全国サポートセンターに置かれています被災者支援システムの部分です。これ先ほど言ったように全く無償でそのシステムを貸していただける。そして、住民台帳を記載して、その方々の住所まで、地図まで全部記載されるのです。もうさっきの災害時の活用には本当に使えるものだと私は感じています。導入が難しいというのは、このシステムの経費まで捻出できないだとか、いつ起こるかわからないことにお金、労力もかけら

れない、コンピューターに精通した職員がいない等々の消極的な意見等々があるのですが、仮にこのシステムを民間委託した場合に20万円から50万円でこのシステムが稼働できるのです。平成23年度には埼玉県の桶川市で8万人の人口で約21万円、福井県の敦賀市、7万2,000人で46万円、新たな設備は特に必要なく、今ある既存のパソコンにデータとして入れて、それは避難所や何かに持ち込んでデータ管理も全部できるというものです。検討されるという部分でしたので、ぜひ早目の導入等々を期待しております。期待をしているというか、ぜひ入れてください。使ってください。ぜひ何かあるときのために用意をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

では、中村建設水道部長、お願いします。まず、除雪体制です。先ほど排雪助成は小さいところは許可がないので、だめだということ言われましたので、それは仕方ないです。雪投げ場の部分です。雪投げ場、2年前に12月に入るまでに大雪が降って、どうしようもなくして恵陵の裏のグラウンドを市民の除雪だとか何かを入れるということで開設をしたというふうに、3年前かな。25年、3年前かと思います。開設したと思うのです。本当にもう中小企業の民間の排雪をやっているところも天塩川の無料のところは投げるところもなくして、どうしようもなくして、年前の12月、師走中旬ぐらいにあそこを1週間から10日開設していただいたと思うのですが、私はずっと開設しなくてもいいですから、東地区、元雪印乳業だとか、国立療養所の前だとか、18線の雪投げ場だとかというところに排雪回っていると思うのですけれども、あと名寄の道路センターに行っていると思うのですが、投げているとき、道路センターはちょっと無理ですが、町中の雪印、国立療養所、18線あたりは南側の人はわざわざ大橋までぐっと行くよりもこっちのほうに投げたほうが効率は早いと思うのです。その可能性

はできないのでしょうか。怒らないでいいですから。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほど少し答弁でも触れさせていただいたのですが、基本的には私ども生活をする上で通勤、通学に必要な道路の除排雪を優先をさせていただいて、なおかつ排雪についても生活に支障がないようにということやらさせていただいているということでございまして、もちろんそれぞれ地域に住んでいらっしゃる市民の皆さんも、これは同じことではあります。私どもは病院と緊急な医療機関と国道あるいは道道を結ぶ主要な路線含めてしっかりと除排雪の体制をとりながら、交通網を確保していきたいという立場に立っております。今現時点では身近なところというのは確かに市民の皆さんも望んでいるかというふうに思いますが、通常の市内の除排雪についてもぜひ市内、郊外ではなくて市内であればそこを利用したいというのが私どもの、担当としてはそういう本音と申しますが、そういう気持ちでいますので、その部分についてなかなか市民の皆さんに御利用いただくということになれば、私どもの本来の重要な幹線をしっかりとやるということではいさ少し申しわけないという気持ちはありますけれども、難しいのかなというふうに思っています。

なお、今実際に8カ所ほどしか雪堆積場はございませんけれども、そのほかにこれは道も含めて、あるいは天塩川の河川敷についても少し使える部分も改めてことしから、この冬からは出てくるかなというふうにも考えておりますし、先ほど言いました緊急で学校のグラウンド等というのとはできるだけ避けて、ほかの郊外になる部分がありますけれども、そういったところの利用についても可能であれば考えていきたいと思っております。堆積場についてはきょう投げますといっても、これは実は車両は入れないものから、常時堆積場自体の管理をしていくということも必要なものですか

ら、その点もぜひ考慮しながら検討はさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

認知症への対応について外1件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目2点にわたって質問をさせていただきます。

1つ目、認知症への対応について伺います。厚生労働省は、高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備群だと言います。2025年には、高齢化のピークを迎え、認知症高齢者の増加が予想されるとしています。身近にも認知症などの話題が多くなってきています。早期に認知症に気づくことが介護予防につながります。行政報告では、気づきのきっかけづくりとして、もの忘れめやすリストを65歳以上の市民に配布、介護保険料納入通知書に同封されているとありました。そこで、認知症予防など認知症への対応について伺います。

1点目、認知症予防についてであります。認知症も早期発見、早期治療が大切と言われています。専門家がみつける正常と認知症の間にある軽度認知障害、MCIが注目されています。そして、家族や本人が気づくために、もの忘れめやすリストは有効だと思います。65歳以上の市民に限らず、健康まつりなどで配布し、誰でも使えるようにしてはどうでしょうか。

また、昔を思い出す回想法で認知症予防を提案したいと思っています。北名古屋市は、地域で認知症予防として回想法に取り組んでいます。アメリカの精神科医、ロバート・パトラー氏が提唱した心理療法、高齢者の鬱状態の改善だけでなく、認知症の予防やリハビリテーションとして注目されています。そこで、北国博物館や風連資料館等の協力をお願いすることはできないでしょうか。昭和の生活用具の展示に触れることで、より効果も高くなると考えますが、お考えをお聞かせください。

2つに、認知症による徘徊、行方不明への対応について伺います。見守りネットワーク等で対応していただけていますが、行方不明になってしまった方を早い段階で発見できることが求められていることから、早い段階での捜査に有効である警察犬の活用について提案をしたいと思えます。これは、ことしの山形県鶴岡市からの訪問団の一人からによる情報です。養成所の問題があると思いますが、士別警察署で警察犬が囑託されていますけれども、ことし北見に2回、稚内で2回の出動をされているとの報道がありました。当市でも検討してみてもはどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

3つに、施設整備についてであります。家族支援にもつながる施設の整備、特に人材確保は急務であります。どのような対策を練ったのか、これからの計画は市民に見える対策が必要と考えますが、お考えを伺います。

4つに、家族への支援についてであります。女性への負担が大きい、これは厚労省の2013年の調査で家族の介護で女性が7割という数字が出ています。介護離職者も多くなっていて、毎年10万人に上ると言われます。地域経済のマイナスにもつながります。さらに、介護疲れによる殺人、殺人未遂事件は年平均50件、介護を苦にした自殺や心中で亡くなった人、この8年間で2,200人を超えたといえます。家族への支援は重要であります。ここへの支援についてお考えをお聞かせをいただきたいと思っています。

大項目2点目、男女共同参画推進について伺います。女性が参政権を得て70年となりました。本年4月、名寄市男女共同参画推進条例が施行され、次期推進計画に向けて市民アンケートにも取り組まれているところですが、名寄市男女共同参画推進条例にかかわって推進の進捗状況、今後の取り組み等について伺います。

1つに、名寄市男女共同参画推進条例の周知等について伺います。行政報告でも触れられていま

したが、どのような周知を行い、周知効果を期待したのか伺います。

2つに、基本理念にかかわって伺います。先月管内の女性議員研修会を当市において開催させていただいたところであります。その中で本市の一般職員の女性管理職の割合が16.7%であることがわかりました。女性の役割への正当な評価がされていないのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

3つに、教育現場での取り組みについて伺います。条例の前文にもあるように、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法のもとの平等、そして人権を尊重し合うことなどを日常の教育現場の中でどのように進めていこうとされているのか伺います。

4つ目に、権利の侵害の禁止にかかわって伺います。ドメスティック・バイオレンス、DV、子供の目の前で親が配偶者に暴力を振るう面前DV、デートDV、これらの対策について伺います。

5つ目に、次期推進計画策定についてであります。市民アンケートを受け、推進委員会の皆さんの意見を受けながら進められると思いますが、現段階において名寄市として推進計画をどのようにしていきたいとお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 川村議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1、2、4、5は総務部長から、小項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、認知症への対応について、小項目1、認知症予防について申し上げます。MCI、軽度認知障害は、日常生活に支障を来す程

度には至らないため、認知症とは診断されませんが、記憶障害と軽度の認知障害が認められ、正常とも言い切れない中間的な段階の状態、各種認知症疾患の前兆としてあらわれる症状が含まれており、このMCIと診断された人の半数以上にその後認知症疾患であるアルツハイマー病などへの進行が見られるとのデータがある一方で、MCIの状態に長時間とどまったり、正常に戻る人もいるとのこと。この段階で脳の活性化を図ることや運動習慣は、認知症の予防に重要であると言われております。認知症が増加し、他人事でなくなった今、メディア等で認知症予防に対するさまざまな情報が毎日のように流れておりますが、まだ確立した予防法や治療法はなく、平成26年に示されました国の認知症施策推進総合戦略では認知症を来す疾患のそれぞれの病態解明や行動、心理症状を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発の推進を図ることとしており、この研究開発により効果が確認されたものにつきましては速やかに普及に向けた取り組みを行うとされております。

また、市の取り組みといたしましては、平成27年度より「もの忘れ“めやす”チェックリスト」を介護保険料通知に同封し、65歳以上の方に配布し、今年度から2年分記載できるよう作成をさせていただいております。今後も物忘れに早期に気づけるようチェックリストの配布を継続してまいります。

また、認知症の予防、認知症の重度化予防には生活習慣病の予防が重要であることや認知症であっても認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことでできる限り認知症の進行を緩やかにし、行動、心理症状を予防できることが認知症の重度化予防につながりますので、適切な対応方法が認知症のケアに携わる御家族や関係職種に浸透していけるよう介護予防事業及び認知症総合支援事業において推進をしてまいります。



次に、小項目2、認知症による徘徊、行方不明への対応について申し上げます。市では、認知症高齢者見守り事業として徘徊高齢者を早期に発見できる仕組みの構築、運用のための徘徊高齢者SOSネットワーク事業と安否が気になる方を早期に発見できる仕組みである地域見守りネットワーク事業を実施しております。徘徊高齢者SOSネットワーク事業では25の、地域見守りネットワーク事業では40もの事業所、関係機関に御協力をいただいているところです。徘徊高齢者SOSネットワーク事業への認知症の方への事前登録は、9月8日現在で49名となっており、平成27年度の行方不明者捜査協力件数は5件、今年度に入ってから1件で、いずれも御家族が名寄警察署に通報され、警察署から市に連絡があってネットワーク事業にて捜査協力を開始、幸い全員無事に発見、保護されているところでございます。地域見守りネットワーク事業では、平成27年度は通報いただきました10件のうち1件は残念ながらお亡くなりになっておりましたが、早期の発見でございました。今年度は1件の通報となっており、すぐに無事が確認されているところでございます。

また、お尋ねの嘱託警察犬につきましては、名寄警察署へ確認したところ、警察署では行方不明の届け出がなされたときに最大限の体制で捜索を行います。その一つの手段として警察犬を利用する場合があります。警察からは、時間が経過するとそれだけ遠くに行ってしまう、捜査が困難になるため、御家族が未帰宅に気づいたときにとにかく早目に警察に届けていただくことが早期発見、保護につながる有効な方法であるので、気兼ねなく早目の届け出をお願いしたいとところでございました。また、SOSネットワーク事業に事前登録されている御本人の顔写真や体型等の特徴といった情報をすぐに利用できるように、早目の捜索に役立つと考えているところです。認知症等により徘徊して行方不明になる心配のある方は、徘徊高齢者SOSネットワーク事業への早目の事

前登録も重要で、未帰宅の際も早目の警察署の届け出とあわせて徘徊高齢者の早期発見に有効な方法の周知を図ってまいります。

次に、小項目3、施設整備について申し上げます。認知症の高齢者を含む介護が必要な高齢者のための施設整備に関しましては、名寄市が設置し、指定管理者として社会福祉法人名寄市社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツの各施設におきまして高齢者の介護に関するニーズに対応できるように努めているところでございます。市民の介護ニーズが高まっている現状におきまして、両施設において介護職員の不足により空床が発生している状況であります。平成28年第1回定例会の御質問を受け、事業団では理事会等の意見を踏まえ、人材確保のための取り組みを行っているところであります。具体的には、具体的な介護職員の確保の取り組みといたしましては社会福祉事業団ホームページを6月に開設し、施設概要や職員募集などの情報提供を行っております。また、平成29年3月に卒業する人材確保のために、大学、専門学校、高校への訪問により広く情報発信を行っているほか、ハローワークや新聞広告などを活用する中で随時職員募集を行い、採用試験回数もふやすなどの取り組みを実施されているところです。さらには、社会福祉事業団で働く介護職員に対するアンケート調査も実施しており、この結果を通じて介護人材の募集あるいは離職の防止といった観点から、引き続き対策を講じるよう指導してまいりたいと考えております。

介護職員の確保の問題につきましては、ハローワークなよろ主催の高校生のための企業説明会に出席し、介護職員としての仕事のすばらしさややりがいを紹介するなど、さまざまな取り組みが行われているところですが、市といたしましても引き続きこの問題の解決のために取り組んでまいるとともに、施設入所を待っておられます市民の皆様の声にも一日も早く応えることができるよう努め

てまいりたいと考えております。

次に、小項目4、家族への支援について申し上げます。本市では、介護状態の人を介護する介護の負担を少しでも軽減するための支援といたしまして、家族介護用品支給事業や家族介護者交流事業を実施しております。家族介護用品支給事業は、要介護4または5の市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している市町村民税非課税世帯に属する介護者の方を対象に月9,000円を限度額として紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋などの介護用品を支給するもので、8月末で対象となる方は11名となっております。

また、家族介護者交流事業は、介護をしている方のリフレッシュを目的に介護経験者や現在介護をしている方同士の交流を図ることを目的に事業として実施しております。平成27年度までは年4回の開催でしたが、立ち寄っていただきやすい開催方法に変更いたしまして、本年度は1回当たり7日間を年4回、合計28回を開催予定としながら、開催場所を西條デパート空き店舗や智恵文支所、第3老人クラブなどとし、介護相談会、介護方法研修会、カラーコーディネート講習会など多彩な内容を盛り込み、事業内容を変更して開催しております。本年度春季開催分は御利用者121人、関係者を含めると180人、夏季開催分は御利用者99人、ボランティアなどの関係者を含めると146人の参加をいただいているところでございます。今後もより多数の介護者の方に御利用いただけるよう内容や開催場所を事業委託先の社会福祉協議会と互いに検討しながら事業を推進してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、男女共同参画の推進について、初めに小項目の1、名寄市男女共同参画推進条例の周知などについて申し上げます。

本条例は、本年4月から施行され、周知の取り

組みにつきましては本市ホームページでの周知や広報なよろ2月号で条例の概要版を全戸配布しており、また「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」をキャッチフレーズに本年6月23日から29日までの間国の男女共同参画週間と連動し、男女共同参画週間パネル展を行い、概要版チラシの配布や一般市民を対象としたアンケート実施などで周知を図ってまいりました。また、今後におきましては男女共同参画セミナーを開催し、多くの市民に参加いただけるよう努めてまいります。

この間の効果についてであります。意識の醸成というところもございまして、現段階で目に見える効果が出るまでには至っておりませんが、もう少し時間がかかるものというふうに考えておりますが、今後も本市の条例を広く市民に認識、理解していただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、基本理念にかかわって申し上げます。男女共同参画推進条例でうたっております基本理念では、男女の人権尊重として男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることとしており、男女共同参画社会の実現に向けては条例の基本理念の市民意識への浸透が必要不可欠と考えております。市民意識として浸透させるためには時間が必要な部分もあるかと考えておりますが、現在策定作業を進めております次期推進計画の中でも効果的な手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、女性管理職の考え方についても御質問いただきました。名寄市におきましては、女性職員の管理職の割合につきましては平成27年度が15.4%、28年度については先ほど議員が申されましたように16.7%ということで、年々増加の傾向にあるということでございますし、平成27

年度の全道平均を見ますと6.5%ということですので、全道の中においてもかなり高い割合にあるというふうに認識をしているところでございますが、今後とも名寄市特定事業主行動計画の確実な推進を図るなどして、性別を問わない公平な管理職というものを推進してまいりたいと、このように考えてございます。

最後に、小項目の4、権利の侵害の禁止にかかわってについて申し上げます。ドメスティック・バイオレンスにつきましては、ここ数年で年間4から5件程度の御相談がございます。関係機関、団体へ適切につながるよう支援してきているところでございます。また、被害に遭っていること自体認識していないケースもあることから、見守る環境やDVに対する理解が不可欠と、このように考えております。DVのほか、暴力を未然に防止する啓発を進めるとともに、被害に遭われた方に対するケアや警察など関係機関との連携など引き続き支援体制の維持に努めてまいります。

済みません。小項目5が抜けておりました。続いて、小項目の5、次期推進計画策定について申し上げます。次期推進計画につきましては、現在策定作業を進めております。29年度からの推進計画となりますが、先ほどの答弁の中で申し上げましたように市民委員会の意見も十分踏まえながら、民間企業の働きなども含め、計画の中で具現化し、策定後につきましては見直しも行いながらより効果的な手法を研究し、進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、小項目3の教育現場での取り組みについてお答えをいたします。

議員御指摘のように、男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女平等に関する意識、自立や社会参加への意欲を高め、個性や能力を発揮し、社会形成に参画することが不可欠で

あります。このため学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法、学習指導要領等の精神を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の理念に基づく教育の充実を図ることが極めて重要であると考えております。これまでも本市の各学校では、児童生徒一人一人にお互いの人権を尊重し合うための資質、能力を育むため、各教科や道徳、特別活動など全教科活動を通して自立の意識や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導を行っております。例えば小学校では、道徳においてお互いに信頼し、学び合っただけでなく、友情を深め、男女仲よく協力し、助け合うことの大切さについて考えさせる指導をしております。家庭科では、家族とともに過ごしたり、仕事を分担するなど家族の一員として協力することによって家族との触れ合いが充実し、家族への心情が深まることに気づかせる指導をしております。中学校では、社会科の公民的分野において社会生活の中で一人一人が平等な人間として尊重されることに着目させ、個人の尊厳と両性の本質的平等について理解を深めさせる指導をしております。特別活動の学級活動では、男女相互の理解と協力の内容において人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などについて考えさせる指導をしております。

また、教育委員会では、児童生徒の男女平等に関する意識、自立や社会参画への意欲を高めるため、市が小学校4年生から中学校3年生に対し配布している男女共同参画に係るリーフレットを効果的に活用し、各学校において男女共同参画社会実現に向けた意識啓発に取り組みをお願いをしております。今後教育委員会といたしましては、名寄市男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、教育に携わる者の役割を十分に踏まえ、児童生徒が性別にとらわれず、お互いの人権を尊重し、能力と個性を十分に発揮して人間らしく生きることができるよう取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問と、また改めて御提案もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

認知症の問題ですが、本当にこの問題は重要になってくるなというふうに思っています。今いろいろ関係した書物、本等々を読んでみましても、ほかの病気と同じように早期発見、早期治療が必要なのだということです。ですから、やっぱり早い段階で見つけていって、またその病気にかかっても地域でみんなで見守りながら過ごしていくことができるということが多くの中で見受けられています。今回行政報告の中でも出されていましたが、もの忘れめやすリスト、これが1年限りではなくて2年になったということでは、昨年とことしとの比較もできていいなというふうに思いながら見せていただきました。やっぱり65歳、当事者だけでなく多くの市民の皆さんに見ていただきたい、使っていただきたいというふうに思っているのです。それで、いろいろ使っていただく中で、また使いやすさ、こんなこともいろいろ出てくるのではないかなというふうに思っているのです。使っているうちに改善点も見えてくる、そして地域で認知症予防に取り組むという、こういった意識も広がるのではないかなというふうに思っているのですが、この点について再度御答弁をお願いできればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま認知症の早期発見、早期対応について議員から御質問いただいたところでございます。市といたしましてももの忘れチェックリストにつきましては昨年の定例会だったというふうに記憶しておりますが、浜田議員から御質問いただきまして、そういう御提案いただきまして、ことしから取り

組みをさせていただいているという状況でございます。

また、議員からお話しいただきました地域で支えていくという取り組みにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたように認知症サポーター養成講座において地域の方々でどのように認知症の方々を支えていくのか、地域の方々の気づきを得ていただくのかというような対応をしていただくということで、これにつきましてもここ3年ほど強力に進めさせていただいているところでございます。

議員から先ほども即取り組みできるきっかけとして健康まつりで取り組んではどうかという御提言もいただきました。ちょうど今週の24日、いみじくも健康まつりでございますので、ペーパーを置かせていただくことで、健康まつりには多くの保健推進委員さんも御協力いただいているという状況でございますので、議員からいただきました65歳以上の方だけではなくて、保健推進委員さんとか健康まつりに御参集いただいた方々にも広く周知できるということで、またそれに気づいていただいた場合、皆様それぞれかかりつけ医の先生方をお持ちだというふうに思いますので、そこに御相談していただくことで早期の対応、早期治療につながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 積極的にこれ使っていただいたらいいなというふうに思っているところです。今早期発見、早期治療の部分なのですが、物忘れかなと思った、日常生活普通にできていたことがちょっとできなくなった、またずっとやってきた趣味がなぜか興味がなくなってきた、そんなような変化が見られるということなのですが、ただ日本認知症学会認定専門医である古田先生がおっしゃっているのですが、加齢による物忘れだと決めつけることはお勧めできないというふうにおっしゃっていて、それで認知症でも軽度の

ときは物忘れを自覚することが多いというようにことも御指摘されています。ですから、今室長もおっしゃったように専門の先生、ドクターに相談する、このチェックリストを見ていただいて、こんなふうになってきたというのを見ていただいて、本当に病気なのか、そうでないのか、またもっと専門的なところで見てもらう、そんなことも必要な、そのきっかけづくりに非常に役に立つかなというふうに思っていますので、そういった部分をやっぱり徹底していくことが必要ではないかというふうに思っております。

あと、もう一つ、昔を思い出す回想法を御提案させていただいたのですけれども、北名古屋市で古い民家を借りて昭和の生活用具、座る、座卓の丸いテーブルであったり、白黒のテレビであったり、そういったものをセッティングした中でいろいろお茶飲み話をする。昔を思い出す。そうすると、よく言われている認知症の方々はすぐ目の前、ちょっと前のことは覚えていないけれども、若いときのことはよく覚えているというようなことで、このことが非常に提唱されているということでした。それで、私も北国博物館見に行ったり、また先日風連のお祭りには風連資料館も久しぶりにあいていましたので、見せていただきましたけれども、この中では本当に昭和の生活用具、石炭ストーブの話もしましたけれども、そういったものもあったりして、それを見たり、また触れたりすることで昔を思い出すということで、また予防につながり、病状の進みぐあいを抑えるというか、そういったことも非常に有効だというふうに言われています。また、大きな設備がなくても個人個人、家庭で、プチ回想法というのだそうですけれども、昔の写真を見ながら、思い出しながら話をする。会話が弾むと、これは非常に効果があるというふうに言われていますけれども、ここに対する取り組みについて再度お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支

援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 今議員から回想法を含めた取り組みについての御質問だったかと思えます。私も北名古屋市のホームページを見させていただきましたら、博物館がそういう回想法を取り入れた形での内容になっていて、北名古屋市はその部分でそこに一定特化して先進的にされているのだなというふうに思っております。

私どもも回想法を意識したわけではないのですが、実は4年ほど前から北国博物館に御協力をいただきまして、毎年年に1回敬老週間に長寿祝い会というのをさせていただいております。皆様記念撮影をさせていただいておりますので、記念撮影の御案内の時間、割とゆっくり目に御案内させていただいているのですけれども、御高齢の方皆さん真面目ですので、かなり早くからお見えになるということもあって、時間退屈されても申しわけないということで、実は昔の名寄と風連の北国博物館に所蔵している写真だとか、スライドだとかをDVDに落としていただきまして、DVD上映をお待ちいただいている時間にさせていただいているところでございます。長寿祝い会は、白寿と米寿と金婚の方々でございまして、特に白寿と米寿の方々は同級生でございまして、いみじくも何か同期会のような感じで先日も、土曜日もやっていたのですけれども、そのスライドを見ながら、議員のおっしゃるように和やかな雰囲気、これあったよねとか、昔の名寄小学校の運動会だったねだとかというようなことでさせていただいているところでございます。

実は、市内にもいろんな施設がございましてけれども、特に地域密着型というグループホームだとか、あと小規模多機能型の施設には地域の方々と一緒に私ども市の職員も運営推進会議というのに2カ月に1回ほど出させていただいているところでございます。恐らく回想法を使うと、例えば認知症の方でも昔を思い出していろんなことを話す

ことで、和やかで気持ちも穏やかな形になることが可能なかなというふうに思っておりますので、そういうことを取り組みたい施設については運営推進会議などを通じて、北国博物館に確認させていただきましたら、御協力していただくことが可能だということでございましたので、そういう御案内をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 私たち実はことしから高齢者の仲間入りをしたのですけれども、若いときのことを思い出すのは本当に何か話も弾みますし、一つの事柄でもう何十分でも話していただけるというようなこともありますし、気持ちもやっぱり落ちつくのかなというふうに思うのです。そういう意味では、本当に回想を有効な予防法だというふうに思っていましたので、積極的に活用していただきたいというふうに思っています。

もう一つ、先ほど生活習慣病の予防というところら辺も室長のほうからお話があったかなというふうに思うのですけれども、認知症というのは誰でもがなり得る脳の病気だというふうに言われています。しかし、生活習慣病の予防が認知症の予防の決め手となるのだという専門家の方々のお話があります。特に糖尿病などは認知症につながるということもわかってきているということです。こういった部分も含めて生活習慣病の予防を積極的に推進し、認知症をみんなで理解しながら、地域で皆さんと楽しく過ごしていけたらいいなというふうに思っています。

その楽しく過ごしていく一つに、認知症に関係する絵本も複数出版されていきました。福岡県の大牟田市では、長寿社会推進課というのがあります。ここで子供のときから認知症について学ぼうということで、この絵本を参考にしながら認知症を純粋な気持ちで受けとめる。また、どう理解し、向き合ったらよいか教えてくれる。そして、おじいちゃん、おばあちゃんの側に立って受け入

れる道筋になるのではと。記憶って何というようなことを学び合うというふうに取り組んでいるということが紹介されていきました。この点について突然の御提案なのですが、お考えがあればちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 今御提言ありました福岡県の大牟田市さんは、実は日本国内でも先進的に認知症の施策に取り組まれていらっしゃる市でございまして、認知症になっても一人で暮らせるまちというのを目指してされているということで承知しているところでございます。私ども認知症のSOSネットワークだとか、徘徊模擬訓練だとかというようなことをさせていただいたりしておりますが、これは実は大牟田市さんのまねでございまして、今議員から絵本についての貴重な御提言いただきました。剣淵町さんでは、絵本の里をつくるときのテーマというのが絵本というのはたまたまどちらかというと社会的に弱い方を中心に主人公にされているということで、剣淵町さんとしてそういう弱い方を皆さんで支え合っていこうということの取り組みで始めたというふうにしたか絵本の里の委員会の方からお聞きしたことがございますが、きっと絵本についても多分そういうスタンスなのかなというふうに思っております。私ども今小学生や大学生に向けて認知症等のサポーター養成講座を行わせていただいておりますので、そのようなことも参考にしながら今後進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、認知症による徘徊、行方不明への対応について再度お伺いをしたいと思います。

これも先ほどもお話ししましたように、ことし鶴岡市との友好20年のときの訪問団の一人から実はこういったことをしているという情報をい

ただいたところであります。早い段階での届け出が必要ということですので、こういったことも徹底していただきながら、後で御紹介したいと思うのですけれども、なかなか声に出すことが難しい、御家族の中でも難しいかなというふうに思うのですが、早い段階で届け出をしていただく、またSOSネットワークに登録していただく、こういったことを積極的にお話をして、皆さんで安全に発見につながるための知恵を絞っていききたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、施設整備についてなのですが、朝の高野議員の質問でもありましたが、ちょっと違う方向で話をさせていただきたいと思うのですが、先日の北海道新聞で特養、老健で働く人たちへのアンケート結果ということで、札幌市でアンケートをとった。やりがいがある。仕事量がとても多いといいながらも、これは離職の要因ではないということでした。離職の要因は何かということの報道でした。忙しい中での介護、本当に心身ともに負担が大きい。本当にこれはもう頭が下がる思ひです。いろいろ他の施設等を見学させていただきながらお話伺ひますけれども、どこも同じでした。働く場の改善が求められるのかなというふうに思ひていろいろ調べさせていただいたのですが、先ほど介護助手という提案もあったところですが、ボランティアでということではちょっと探ってみたところなのですが、実はたまたま違うことで調べていたら、福島県のいわき市、これは地域包括ケア推進課というところで実施しているのですが、いきいきシニアボランティアポイント事業ということ。介護保険を財源とする事業で、対象は65歳以上が対象、ボランティアに登録するということ。それで、事業のボランティアとしてする内容、これはもちろん施設の入居者さんにさわったりなんなりということではできませんから、ただ利用者さんとの交流、話し相

手だとか、レクリエーションだとか、それからあと環境整備、館内の清掃だとか、それから洗濯場のお手伝いなどそれぞれの施設と相談しながら行ったり、また認知症カフェというのも利用したり、利用者さんとの交流や話し相手ということで一覧表に施設があります。これは、高齢者施設ばかりではなくて、障害者の施設やら、また子供の施設もあるわけですが、こういったところのボランティアをすると1ポイント上がって、そのポイントをためると商品と交換できるという、そういった中身になっていました。質問内容もよくある質問ということで、こんな質問集もわかりやすく出されている。こういった事業にも取り組み、やはりそうした中で施設の中に明るい雰囲気といひますか、そういった部分を取り込みながら、働く場の改善ということに取り組んでいるのかなというふうに思ひますが、この点についてどうお考えかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま議員からは、地域住民の方々が施設や福祉事業所等に入っただきまして、実際の介護ではなくて話し相手になっていただいたりだとか、なかなか職員さんが恐らくふだんやりたくてもできないようなことをそのボランティアの方々が担っただきことで、利用者の福祉の向上につながるというようなことをやっただきして、それがボランティアポイントになるというような形なのかなというふうに思ひております。

先ほどの御紹介しました三重県の介護助手さんの事業につきましてもランクがございまして、一定以上になるとちょっと介護士さんに近いようなこともできるみたいなのですが、一番簡単などころでは本当にお風呂を掃除するだとか、洗濯物を畳むだとかというところからできるということで、それぞれ地域の住民の皆様には得手不得手だとか、スキルの違ひだとかも若干あるかと

いうふうに思いますが、施設にとってはそういう地域の方々に来ていただくことで、そういうところにかかわってもらうことによって、施設職員がふだんできないことをボランティアの方にいただくことで、施設職員にとってはふだんできないというようなことに対しての負い目がもし仮にあるとするのであれば、そこをフォローしていけるのかなというふうに思っております。このポイント制度というのは、私も詳しくはまだ見ておりませんので、今後研究をしてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 施設ごとでいろいろ取り組みをしているところもありますけれども、これは自治体として先ほども紹介したように地域包括ケア推進課という課があって、ここで取り組んでいるところら辺が大きいのかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

続いて、家族への支援ですけれども、先ほども紹介したように働く女性がふえていますが、しかし介護は女性がやるものと。次に、男女共同参画推進にもつながるのですけれども、介護は女性がやるものだという、そういった社会的な意識が根強いのかなというふうに思うのですが、やっぱり仕事をやめて、また若い人たちが仕事をやめて、そして祖父母の介護をするだとか、そういったことも非常にふえているということを報道等にも紹介されているかなというふうに思います。やはり認知症を見ている家族の方たち、家族会もあちこちでつくられていて、そこでは先ほど御紹介いただいたように集い、交流の場、それとあと介護経験のある人が受ける電話相談が非常に役に立つということでした。やっぱり御苦労も知っているし、失敗談も知っているしということなのだというふうに思うのですけれども、そういった意味で電話相談、ぜひ認知症の人のために家族ができる10カ条の中に先ほども言った見逃すな、あれ、何か

おかしいと思ったら早目に受診をとということだとか、それから経験者は知識の宝庫、いつでも気軽に相談をと。最後のほうに自分も大切に、介護以外の時間を持とうというようなことで、交流を深めながらちょっと自由になって気持ちをリラックスできる時間を持ったりという、そういった時間をつくっていく、その支援が必要なのかなというふうに思っていますが、この点について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 先ほども申し上げましたが、昨年度来行っております認知症の家族の方々の交流事業につきましては、ことしから年4回、1回当たり7日間、各いろいろな地域を回らせていただいておりますし、今議員からもお話しいただいたように介護経験をお持ちの方々、また在宅介護者を支える会という、名寄市にそういう会がございまして、そちらの会の方々も実は認知症を支える家族の会の支部というか、そちらの活動のほうもされているというようなことがあって、認知症の介護の経験をお持ちの方もたくさんいらっしゃるということでございます。かつ、いろんな事業をやるのですけれども、終わった後にお茶を飲みながら、サロンと申しますか、過去の経験をお互いに聞き出したり、私もちょっと御一緒させていただいたのですけれども、例えば病院にお連れする場合にはなかなかどうやって声かけたらいいのかわからないだとか、奥さんが旦那さんをどうやってお連れしたらいいのかわからないという御相談というのは、やっぱりそういう中で地域包括支援センターにも御相談いただいておりますが、実際御家族の方がどう連れていったのかというのもすごく有効な手段だというふうに思っているところでございます。失礼しました。先ほど在宅介護者と言いましたが、在宅介護を支える会でございます。失礼しました。

それで、そういったことでそういうお話をする



ことで、またいろんな介護の技能だとか、スキルが上がっていくというようなこともあるかというふうに思いますので、今後も今お話のあったことも参考にさせていただきながら、実施する回数もふえてまいりましたので、社会福祉協議会と検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 介護の問題は深く、これから介護計画もまた新たにつくっていくわけですけれども、前回の定例会の一般質問の中で来年1月から始まる新総合事業でも従来どおりのサービスを続けるという御答弁いただいたかなというふうに思うのですが、このままでは認知症が進んで家族だけでは介護できないと、こういった方たちの支援が本当にできなくなってしまうのではないかという不安が募ります。国だとか道の対応も本当にいら立つほど遅々として進まないのですけれども、そんな中でありますけれども、市民の皆さんは待っている状況にあります。認知症の人を含めて、先ほどもお話ししましたけれども、高齢者と家族が安心して暮らせる社会をつくるためには介護保険、医療保険の給付を厚くして、そして自治体や地域の福祉を抜本的に充実することが必要であります。介護や福祉の充実は、要介護者の家族が就労できる条件を整えることにもなりますし、また経済成長や税収増にもプラスとなってまいります。介護福祉は、全産業の中でも経済効果が非常に高いというふうに言われていますし、介護職員の待遇改善、特養ホームなど介護基盤の増設は若い世代の人たちにとっての安定した就労の場になり、また地元業者の仕事もふえてくるのではないかと、地域経済の振興に貢献するというふうに私は確信しております。市の対応に大いに期待をするところですが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざまな事例を挙げての御提案をたくさんいただきましてありがとうございます。

ございます。高齢者が、あるいはとりわけ認知症にも今回スポットを当ててお話をいただきましたけれども、こうした皆さんがいつまでも地域で安心して暮らせる仕組みをつくるということは、経済的にも、あるいはいろんな意味でまちづくりとしての効果が高いということを我々も確信するところでありまして、この不安を少しでも解消していくということが急務であるというふうに我々認識しております。認知症の関係につきましても先ほども御紹介もさせていただきましたけれども、我々も認知症サポーター講座でありますとか、徘徊高齢者SOSネットワーク、地域見守りネットワーク、こうしたことで地域の中でしっかりとこうした皆さんを支えていく体制を今後とも加速させていきたいというふうに思っていますし、昨年度からは認知症グループホームの低所得者居住費の助成制度等も実施をさせていただいているところでもございます。高野議員のところでもお話がありましたけれども、こうした特養に今十分に人員が配置できなくて、満足なサービスを御提供できないということは我々としても重く受けとめているところでもあります。今ほどは、地域でそうした多様な、このサービスはこの期間だけということではなくていろいろな主体があって、その中でこうした方たちがこういうサービスを提供できるのでないかということ、まさにいわゆる総合事業につながっていく話なのだというふうに思います。これも今後研究、検討課題とさせていただいて、多様な主体が地域でいろんな形で溶け込んで、高齢者、障害のある方を支えていくという体制をきちっとまたつくっていくということが地域包括ケアシステムだと、これを進化させていくことだというふうに思いますので、議員の御提言をしっかりと受けとめて、さらに安心、安全なまちづくりに邁進をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほどもお話ししましたけれども、大いに期待をしたいというふうに思

いますので、よろしく願いいたします。

男女共同参画推進について、移りたいと思いません。先ほど一般職員の女性管理職の割合が16.7%だった、こういうふうにお話ししました。総務部長、全道的には高いほうかなというお話だったのですけれども、道の基準、道段階でもこのぐらいの、名寄市と同じぐらいだったかなというふうに思っているのですが、ただ政府が昨年12月に閣議決定した第4次男女共同参画計画、これ今まで2020年までに女性の割合を30%にしたいといった目標を取り下げて現実的な数値目標に下方修正しているのですけれども、これについてお考えどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 非常に難しいところかと思いますが、目標の考え方によるのだと思います。1つは、高い目標を掲げて、そこに向かって邁進していくのだという考え方もありますし、一方では現実的な目標を定めて、そこに向かって着実に進めるのだという方法もあると思いますので、一概に下方修正したのがどうかというようなことについてのコメントについては国の見解でもありますので、避けさせていただきたいと思いますが、いずれにしても市としても特定事業主行動計画を定めていますし、恐らく次期の推進計画の中では何らかの目標設定をさせていただくことになると思いますので、どちらの考え方に基づくかについては別として、掲げた目標については達成できるような形で邁進をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 9月の広報に男女共同参画のコーナーのところに次のことに取り組みますと6項目書かれています。その中で働く女性が差別されない社会をめざしてという項目の中で、ちょっと一部御紹介をしたい部分があります。実は、昨年2月に連合さんと働く女性の妊娠に関する調査というのをされています。妊娠後に当時

の仕事をやめた人にその理由を聞いていますけれども、45%の女性が仕事を続けたかったけれども、仕事と育児の両立の難しさ、そして職場で安心して出産まで過ごせないと考えた。不利益な取り扱いを受けたなどと答えているということ。マタニティーハラスメントであったり、セクハラであったりということのかなというふうに思うのですが、働く権利等々を奪うことになるのかなというふうに思うのですが、そういったことはないとはいふふうには思うのですけれども、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今国のほうでも一億総活躍というのが出ていまして、ここは一人一人がさまざまな場面において人間らしく活躍するというものがうたわれているところでありますので、今言われたようなことについては望ましくないことだろうなというふうに、これは私見も含めて申したいというふうに思いますが、私どもの立場とすると実は2つの立場があります。1つは、事業主としての立場がありますので、ここについては先ほど特定事業主の計画についてもお話をさせていただいているものがあります。ここは男女の差別なく、これは管理職の先ほどあった登用を含めて差別なく実施をしていきたいというふうに思っています。もう一つの一面については、御存じのように行政として各事業者に対してどのような働きかけをしていくかということでもあります。なかなか働きかけというのは難しいのかもしれませんが、各事業者の意識をどう変えていくのかということだと思います。ここについては、御質問いただいた男女共同参画推進条例、この精神にも合致するところだと思いますので、私どもは私どものできる方法で市民の皆さんあるいは事業者の皆さんに啓発を含めて取り組みを進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 暴力のところがちょっと質問ができなかったのですけれども、やはり法律というか、条例ができただけでは平等は生まれないし、女性の解放はできない。やはり社会的な中で平等が大事であるということ、周知し、また皆さんに情報を流していただくということで男女間の暴力から逃れることができるのかなというふうに思いますので、そのところを強く求めて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 熊 谷 吉 正

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年9月23日（金曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第4号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第4号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 出席議員（17名）

- 議長 17番 黒井 徹 議員  
副議長 14番 佐藤 靖 議員  
2番 山崎 真由美 議員  
3番 野田 三樹也 議員  
4番 東川 孝義 議員  
5番 川村 幸栄 議員  
6番 奥村 英俊 議員  
7番 高野 美枝子 議員  
8番 佐久間 誠 議員  
9番 塩田 昌彦 議員  
10番 川口 京二 議員  
11番 山田 典幸 議員  
12番 大石 健二 議員  
13番 熊谷 吉正 議員  
15番 高橋 伸典 議員  
16番 佐々木 寿 議員

18番 東 千春 議員

## 1. 欠席議員（1名）

1番 浜田 康子 議員

## 1. 事務局出席職員

事務局 長 久保 敏  
書記 倉澤 富美子  
書記 開発 恵美  
書記 長 正路 慶

## 1. 説明員

市長 加藤 剛士 君  
副市長 橋本 正道 君  
副市長 久保 和幸 君  
教育長 小野 浩一 君  
総務部長 白田 進 君  
参事監 松岡 将 君  
市民部長 三島 裕二 君  
健康福祉部長 田邊 俊昭 君  
経済部長 川田 弘志 君  
建設水道部長 中村 勝己 君  
教育部長 小川 勇人 君  
市立総合病院 岡村 弘重 君  
事務部長 岡村 弘重 君  
市立大局学長 松島 佳寿夫 君  
こども・高齢者 馬場 義人 君  
支援室長 水間 剛 君  
営業戦略室長 水間 剛 君  
上下水道室長 天野 信二 君  
会計室長 常本 史之 君  
監査委員 上田 盛一 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

指定管理者における施設の管理運営について外1件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、指定管理者における施設の管理運営について、昨年12月の第4回定例会で名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設として指定管理者の指定の議決をしました社会福祉法人名寄市社会福祉事業団における施設の管理運営についてお伺いします。既にことしの第1回定例会、第2回定例会、そして今定例会においても各議員からも質問が出されていますが、改めて名寄市が指定管理を行っている介護施設について、3月の第1回定例会で介護職員が不足していることにより定員を充足させられない状況について市長から報告がありました。その後の状況と現状からの課題、問題点について、そして解決に向けての取り組みについてお伺いします。

次に、公契約条例制定に向けた取り組みについ

て伺います。これまでも公契約条例制定に向けた質問が取り上げられていたというふうに思いますが、条例化については研究、検討をするという回答だったかというふうに思います。そこで、その研究、検討の状況についてお伺いいたします。

また、現在運用されている名寄市公契約に関する指針は、市が締結をする公契約において公平、公正で透明性の高い入札と契約を実施し、品質の高い適正な履行を確保した上で、地域経済の発展と安心して働ける労働環境の確保を実現することを目標に具体的な措置を取り組むこととしていますが、安心して働ける労働環境の確保がどう図られたのか、具体的な事例も含めてお知らせください。

また、予定価格どおりの適正な賃金水準の確保が図られているかについてもお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） おはようございます。奥村議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、指定管理者における施設の管理運営について、小項目1、社会福祉法人名寄市社会福祉事業団における施設の管理運営についてお答えいたします。名寄市が設置し、指定管理が行っております名寄市特別養護老人ホーム清峰園では、現在介護職員の定数60名に対し51名、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツでは37名の定数に対し31名となっており、両施設合わせて15名の介護職員が不足している状況で、清峰園では入所定員100名に対し90名の入所、しらかばハイツでは入所定員80名に対し70名の入所状況となっております。

介護士が離職する理由につきましては、出産によるもの、介護業務に向かないもの、家庭的な理

由によるもの、体調によるもの、ほかの介護施設に転職するものなどさまざまな要因によるものがあります。

介護職員確保につきましては、平成28年第1回定例会終了後、事業団においては理事会を開催し、介護職員が不足している現状について理事会で共通認識を図り、理事会で出された意見をもとに介護職員確保に向けて鋭意努力してきたところでありますが、依然として介護職員が充足されていない状況が続いているとの報告を受けているところでございます。

社会福祉事業団の具体的な介護職員の確保に向けた取り組みといたしましては、事業団ホームページを6月に開設し、施設の概要や職員募集など情報提供を幅広く行ってきたところです。また、高校生を対象としたハローワーク主催の企業説明会にも参加し、特別養護老人ホームの業務内容の説明や事業団のPRを行いました。さらには、平成29年3月に卒業する介護士の人材確保のために大学、専門学校、高校への訪問により各学校の就職担当者と連携を図り、情報発信を行っているほか、ハローワークや新聞広告などを活用する中で随時職員募集を行い、採用試験の回数もふやすなど職員確保に向けた取り組みを実施しております。

理事会の意見を踏まえ、事業団で働く介護職員の仕事や職場状況を把握し、離職の防止や人材確保を行うため働きやすい職場環境整備に向けた方策を検討するため、デイサービスセンターに勤務する介護職員を含めた97名に対しアンケート調査を行いました。事業団では、この結果を通じて介護人材の募集、あるいは現在働いている職員の離職防止といった観点から、引き続き対策を講じることとなっております。

課題といたしましては、大学、専門学校を訪問いたしましたが、ここ二、三年前から入学者が減少し、各学校も定員の半分以下の学校が多く、少子高齢化が顕著にあらわれており、新規卒業者の

介護職員確保はとても厳しい状況であると認識しているところでございます。

市といたしましてもこの問題に対しましては、従来より市設置の特別養護老人ホームを初めとする社会福祉施設等を名寄市社会福祉事業団を指定管理者として運営管理を実施させておりますが、指定管理者に公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例に基づき職員を3名派遣していることを初め、所管課でございます高齢介護課、地域包括支援センターにおいて次の対応を行っているところでございます。1つには、介護給付費等費用適正化事業、いわゆるケアプランチェックでございまして、平成21年度から居宅の介護支援専門員向けに実施してきた本事業につきまして、平成26年度より特別養護老人ホームなどの施設に対しても実施をしております。専門職団体に委託し、理学療法士、社会福祉士、看護師などの専門職とともに市職員も同席し、入所されている方々の尊厳の保持と自立支援の視点で施設サービス計画を計画担当介護支援専門員が立案できるよう支援をしております。利用者に沿ったケアプランは、顧客満足度が高まり、職員の達成感にもつながるものと考えているところでございます。

2つ目は、リハビリ職の派遣でございまして、平成27年度より地域包括支援センターにおいて実施しております地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、名寄市立総合病院の理学療法士、作業療法士などを施設に派遣し、困難ケースのアセスメントや介護方法などの指導を月1回程度行っております。適切な介護方法を知ることにより利用者の自立支援が図られることはもとより、職員の負担軽減が図られていくものだと考えております。

3つ目は、介護相談員の派遣で、平成27年度に介護相談員を臨時職員として配置し、養成研修を実施した後、清峰園、しらかばハイツを含めた市内の介護事業所を順次訪問しております。介護相談員は、利用者から苦情や不満を聞き、単なる

行き違いや情報不足によるものか、個人の好き嫌いによる要望なのか、介護の質にかかわるものなのか、虐待などに当たるのかなど事実確認を経て見きわめ、御本人の助言や事業所側との意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案を行う職種で、介護保険制度の仕組みなど高齢者福祉に関する事項から高齢者の心身の特性、コミュニケーション技法まで40時間に及ぶ内容の養成研修を受けており、本市では介護福祉士で介護支援専門員の経験者を配置しております。現在の訪問頻度は、1施設当たり月2回程度となっております。

4つ目が事故等の報告、受理、疑義確認でございまして、特別養護老人ホームは北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び同条例施行規則と北海道が定めました社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領により、北海道を初め市町村にも事故発生時の報告を求めています。特別養護老人ホームの指定権限は北海道にあり、北海道では重大事故は直ちに、重大事故以外は30日以内に報告を求めており、本市においては市特別養護老人ホームの設置者であることを鑑み、北海道への事故報告の写しを市にも求め、所管課より必要に応じて事故の検証などで疑義や不明の点がある場合照会、訪問、聞き取りを行い、指定管理者が事故などの発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者に対するサービスの質の向上及び施設などの運営の適正化を図るための支援を行っているところでございます。

今後指定管理者において人員が確保できない理由を提示していただき、市としても必要な方策の実施に対して強力で支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 続いて、大項目の2、公契約条例制定に向けた取り組みについて、小項

目の1、公共工事における施工現場の労働環境の改善と適正な賃金水準の確保について申し上げます。

本市では、平成25年12月16日に名寄市公契約に関する指針を策定し、適用を図っております。本指針では、市が締結する公契約において公平、公正で透明性の高い入札と契約を実施し、品質の高い適正な履行を確保した上で、地域経済の発展と安心して働ける労働環境の確保を実現することを目標としております。

御質問のありました労働環境の確保についての主な取り組みといたしましては、1つ目として適正な予定価格と工期の設定がございまして、工事の予定価格積算時には最新の道単価を適用し、市場価格や経済動向も考慮した上で積算を行ってございます。また、工期につきましても無理なく安全に作業に従事できるよう余裕ある工期設定を行っており、適切な賃金水準の確保と長時間労働の改善や安全確保を図るための方策を講じております。

2つ目につきましては、調査基準価格の引き上げでございまして、必要経費の確保を目的とした調査基準価格において本年4月に改定がなされました国の基準率について本市発注工事においても速やかに適用し、人件費を初めとする経費を適切に設定した価格とすることで低価格入札による賃金へのしわ寄せがなされないようダンピング防止策を図ってございます。

3つ目は、入札参加業者の社会保険等の未加入対策でございまして、本市における来年度以降の建設工事入札参加資格審査の受け付け時より事業者の社会保険への加入要件を追加しまして、法定加入義務のある事業者への社会保険加入の徹底を図ることを予定しております。

4点目につきましては、完成工事代金の支払いの円滑化でございまして、本年4月に事業者の資金調達の円滑化を目的とし、名寄市発注工事に係る工事請負代金債権譲渡の承諾等に関する事務取扱を施行し、受注者が完成工事代金を金融機関など

から直接支払いを受け、早期に代金債権を現金化することを可能とする制度を整備いたしました。この制度の活用により、下請代金や賃金の支払い遅延の回避が期待できます。

今後とも指針に基づき、適正な労働環境の確保に向け、具体的な対策を一層講じてまいります。

また、適正な賃金水準の確保につきましては、入札時に積算内訳書の提出を義務づけており、設計時の積算額との乖離がないか等の確認作業を行っているところでございますが、支払い賃金については労使間での雇用契約にかかわる領域でもありますことから、発注者といたしましては受注者への指針の周知徹底を通じまして、関連法令などの遵守と安定した雇用環境の確保について指導啓発を強めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ答弁いただきましたので、再質問していきたいというふうに思いますが、臼田部長のほうから公契約の関係で答弁いただいたのですけれども、冒頭言いました条例化に向けての研究、検討の状況についてということについて答弁いただいていないかというふうに思いますので、答弁お願いしたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 大変失礼いたしました。

公契約条例についての調査研究の経過ということとあります。私どももこの間先進的な自治体が条例化をしているというところについては認識をしておりますし、その内容についても調査をさせていただいているところであります。条例の中では、野田市のように最低賃金に触れるところもございまして、違う自治体では理念としてそのことを条例として制定するところもあります。さまざまな条例がございまして、あるいは条例によらずに名寄市のように指針で設けているところもござ

います。あるいは、要綱で定めているところもあります。どのような形が名寄市にとって適切なのかということもありますし、条例そのものを制定するのか、あるいは今の指針を当面は事業者のほうに周知徹底を図ることで実効性が保たれるのか、そこについての方策についてもさらに調査が必要だというふうに思っておりますので、引き続き調査をしてみたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 公契約の関係は、また後でにしたいと思います。

最初に、指定管理にかかわって質問していきたいというふうに思います。昨年12月、先ほど言いましたように第4定で議決した案件でありますけれども、そのときの状態、この間の報告と一般質問で高野議員、それから川村議員も質問されたというふうに思いますけれども、その中でも昨年来人員の関係、あるいは定数が充足されていないということについて答弁があったかというふうに思います。昨年12月に4定で議決をしたのですけれども、そのときの資料、指定管理についての資料の中で、実は選定委員会と担当課及び団体とのヒアリング要旨ということで触れているのですけれども、担当者とのヒアリングで当該施設の管理状況は適切に行われているというふうに表記がされています。実は、そのとき既に清峰園も、それからしらかばハイツも一部定数が満たされない、入れない状況にはなっていたはずですが、それから、職員の定数についても満たされない、そういうふうな状況に既になっていたかというふうに思います。

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の4条の中では、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、それから2つ目に公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、4つ目に公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営



の規模及び能力を有しており、また確保できる見込みがあることというふうになっています。そういう意味では、提案以降きちっと対応されるということが予定をされていたという、そういう解釈もできるのかもしれませんが、実際にはその後も変わっていない。そういう意味ではめどが十分立っていなかったのではないかというふうに思います。そういう意味で、議会でも議決、私も賛成をしていますので、そういった実態十分に把握し切れていなかったということも反省しなければならない点ではあるかと思えますけれども、議会としても一方では責任があるかというふうに思いますけれども、当時の提案したときの状況、当該施設の管理が適切に行われているという判断が正しかったかどうかの、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 奥村議員御指摘のとおり、特別養護老人ホームにつきましては、常に介護が必要な方の入所を引き受けまして、入浴や食事などの日常生活の支援だとか機能訓練、療養上の世話を提供して、入所者の方々の意思や人格を尊重して、常に入所者の方々の立場に立ったサービスを提供するということになっており、両施設はサービスを安定的に提供しなければならない施設でございまして、介護保険法の規定により介護福祉士や看護師などの専門職の配置が必須条件であるということからいたしまして、2カ所の特別養護老人ホーム、3カ所のデイサービスセンターの管理運営が可能な団体というのは、名寄市社会福祉事業団であったため同法人を候補者として非公募するとともに、近年大幅な介護保険制度の改正とかがございまして、その影響やこの後策定されます第8期の高齢者保険医療福祉計画、介護保険事業計画の策定にあわせまして施設のあり方を検討することも考慮に入れまして、指定期間を5年とすることを適当といたしま

して提案をさせていただいたというところでございます。

（「いやいや、判断が正しかったどうかって聞いたのさ。答えになっていないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） その当時も定数に達していないという状況はあったかというふうに思っているのですが、その後の採用試験も予定されていたということもございまして、人数の確保がその後できるというふうに想定して、提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今ありましたように実際そのとき充足されていない、定数に達していないということがあったけれども、今言ったようにこの先何とかということだったのだというふうに思います。そういったことを受けて、議会としても議決を、そこしかないというのもあるのですけれども、したというふうに思います。

ただ、そういう実態わかかっていて、それがどうなっているかということについてもきちっとその後検証しなければならないことになっているのではないかというふうに思います。条例の中でもそのことについては、きちっとうたっています。業務報告の聴取等ということで第9条で、「市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる」と、そういうことになっているのです。そのことを踏まえると、さっきあったように議決のときにはこの先何とかなるかもしれないというか、しようということだったというふうに思いますけれども、実際にその後、新たな契約も4月からだったというふうに思いますけれども、その時

点でも何ともなっていないです。さらに状況は悪くなっているというふうに思います。そういった中で、当然9条に基づいて管理の適正を期するために報告を求める、そういったことが必要だったのだというふうに思いますけれども、その報告はいつ求めて、例えば実地の調査はいつして、どう必要な指示をしたのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 業務報告などにつきましては、第13条におきます事業報告書を初めといたしまして、高齢介護課や地域包括支援センターの職員が社会福祉事業団の理事会のほうにもオブザーバー参加をさせていただいたりだとか、あと入所判定会議のほうに出席をさせていただいているところでございます。先ほども申し上げましたが、重複いたしますけれども、事故等の発生報告書の写しの提出を受けた場合は、必要に応じて口頭、または文書により疑義照会を行いまして発生原因を明らかにし、場合によっては専門職の派遣により指導などを行っているところでございます。また、介護相談員の派遣を実施をいたしまして、月2回程度訪問を行いまして、利用される方々のお話をゆっくり聞き、介護職員さんはなかなか忙しくて、ゆっくりお話を聞くという機会が少のうございますので、お話をゆっくり聞かせていただいて、苦情なのか、行き違いなのかということをしんしゃくさせていただいて、施設職員にお伝えして、記録にて報告を受けさせていただいているというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 話がかみ合っていないような気がするのですけれども、定数充足されていないということと、それから職員の充足もされていないというその点についてどういうふうに聞き取りをしたり、調査をしたり、指導をしたかということをお伺いしたいと思いますけれども、そのこと

に一切触れられていなかったと思いますけれども、その点について教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 一応月の初めといたしますか、定期的に在所者数というのを確認をさせていただいたり、入退所状況のほうを報告をいただいたりというふうにはさせていただいているところでございます。死亡による退所だとか入院だとかという状況もあるかと思しますので、入所定員というのはそのときによって若干差が出ていたというような状況でございますけれども、なかなか職員が充足できないというような状況もございまして、定員が充足させられない状況だとかというふうになっていたのですけれども、そんなような状況だったのですけれども、職員募集につきましては先ほど申し上げました6月に開設させていただいたホームページで定期募集ではなくて随時募集をさせていただくとか、あと事業団の担当、事業の管理者のほうで従来勤めていた職員さんのほうに短時間でも結構なので、勤めていただけないかだとかというようなことをお願いに回ったりだとかということをやっているということで報告を受けているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） そういった報告で実際にどれくらい入ったかという把握もされているのではないかというふうに思いますし、それでいいということなのではないでしょうか。その後も実際には職員がふえたという話にはなっていないというふうに思いますし、本来は入れるべき人数が満たされたというふうにはなっていないのだというふうに思います。ユニットをそのまま1つ塞いだまま、それからしらかばハイツについてもおよそ10人前後が入れない状況になっている、それわかっていましたよね。そういう意味では、わかっていたのだけれども、放っておいたということなのです。

管理する側の責任としてその辺について欠けている部分があったのではないかというふうに思います。

そういった現状が長く続くということは、事業団自体が本来適しているから指定管理者として指定をしてということなのだけれども、そうではない状態になっているのではないかということになってしまうのです。そうすると、同じ条例の中で10条では、指定管理者が前条の指示に従わなかったり、その他責めに期すべく事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部、または一部の停止を命ずることができるということになっていて、それに当てはまってしまっていることになってしまっているのです。本来180人入っているべきところに20人少ない分しか入れていない。それは、名寄市民に対する福祉のサービスの最もしてはいけないこととか、一番気をつけて何とか頑張っているかなければならないことだというふうに思うのですけれども、おおよそきょうの時点では1年近くたっているという、3月のときとしても半年ぐらいたっている、その後なかなか状況の変化がない。このままでいくと、最悪指定を取り消してしまわなければならない。市で直営でその後やればいいですけれども、そういうふうにもなっていないのだというふうに思うのです。だから、その辺についてこの間どういうふうに考えていたのか、もうちょっと市民の皆さんにも市としての対応どうだったのかということの説明をしていただきたいと思っておりますけれども、やっていなかったらやっていないときちっと言うべき。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まずもってこの間所管といたしましても介護人材確保に向けましたさまざまな情報の提供ですとか提案等もさせていただいておりますが、いまだもって入所者の定員を充足されていないということにつきましては、

大変重く受けとめさせていただいております。大変申しわけない状況と認識はしております。

この間こちらから御提案をさせていただいた部分につきましては、具体的には介護のローテーションの見直しが何とかならないのか、介護する1日のローテーションのあり方が少し改善の余地がないのかということですか、また養成学校ですとか大学等を小まめに回ることですか、また募集の周知の方法についてももう少し新聞等を活用して募集を多く出したらどうだろうかとか、そのようなことについては御提案をさせていただいているような状況でもありました。ただ、なかなかそれらがやってはいただいているのですが、実績といいますか、人材確保にこの間結びついてこないという状況であります。事業団におきましては、今回の状況から速やかに解消できるような必要な方策を今後ともとらせていきたいと思っておりますので、いましばらく御猶予をいただきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 大きくは入所者の方にサービスを提供する職員の方が少ない、充足されていないということが原因だというふうに思います。指定管理するに当たって、一定の定員分の見積もりして人件費も払っているでしょう。清峰園でいえば3億8,000万円ぐらい、しらかばハイツでも2億6,000万円、それ以上かな、払っているわけ。それが満たされないということは、お金返してもらわなければならないという話にもなってしまいうわけで、そういうことで済むかといったらそうではないわけです。しっかりサービスを提供してもらえ、そういったことを見込んでの予算の見積もりをしながら、これは税金を投入して運営をしてもらっている。そこでやりがいも含めて求めながらみんな働いてもらっている、そういったことになっているのではないかと思いますけれども、実際に働いている人たちの状況も聞いてみま

したけれども、そうっていないのです。それも含めて改善を一日も早くしていかなければならないというふうに思うのですけれども、既に1年、清峰園はおおよそ1年になってきますか。それから、しらかばハイツは去年の春から少しずつというふうに聞いていますから、おおよそ1年半そういった定数を満たせない状況が続いている。悪いけれども、何にも改善されていないというぐらいな感じです。人も入るのだけれども、結局やめていく、そういったことが繰り返されていて、現場にとっては十分な改善というか、そういうことに結びついていない。先ほど来何点か取り組みについても話ありましたが、実際にはそれが功を奏していないというのが実態であります。

悪いけれども、少し危機感も足りないかなというふうに思います。1年です。丸1年たつのです。状況が変わっていない。これがこちらからそういうふうな話がないとなかなか検討がされないというか、対策が打たれないという、そういったことについてはとても危機感を覚えます。市長も先頭に立って子育てやそういうことについては頑張っている。これは誰もがそう思っているのです。だけれども、一方でこのことについては何ら手だてがされていないということです。これは、市長、おかしいですね。先ほど部長の答弁でも重く受けとめるという話がありました。この間の高野議員や川村議員への答弁で市長も重く受けとめると言っているのです。だけれども、重く受けとめている割には何にもされていないです。それも1日や2日、きのう、きょうの話ではないです。1年も、それ以上です。これは、やっぱり市長として、設置者として、指定管理を発注する責任者として、この点については非常に責任が重たいことだというふうに思います。この問題について実際に少しずつというか、対策もやっていると思います。思うけれども、解決に至っていないという点でその責任が最終的には一番大きいものだというふうに思います。その点について市長から考えをお聞か

せいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般からもこのことについてはたくさんの市民の皆さん、あるいは議員からも御指摘をいただいております、介護士の不足により定員どおり運営できていない状況が続いていることは重く受けとめておりますし、待機者の皆さんに御迷惑をおかしている状況と認識はしております。

今後におきましても名寄市と社会福祉事業団一体となって職員確保に努め、一人でも多く入所していただけるよう努力をしてみたいというふうに思いますけれども、名寄市は事業団のいわゆる指定管理主というのですか、という立場もありますが、一方で名寄市全体としての介護あるいは福祉業界を見渡していかなければならないということだと思います。社会福祉事業団は、名寄市の出資100%という性質を持つ公的な施設を運営しているという立場からも、なかなか飛び抜けた施策が打ち出しにくいということも実は実情としてはあるのではないかなというふうに思っています。その中で、これまで今できる限りのことをしてきたつもりでありますし、現場でも努力をさせていただいたのだろうというふうに思いますが、改めて結果が出ていないということは事実としてありますので、このことをしっかりと受けとめて、危機感を持って、管理者としてはもちろんであります。名寄市全体としてもこれから早急にできるもの、あるいは中長期で考えていかなければならないものしっかりと見きわめて、検討してみたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 重く受けとめるということについては、ずっとそういうふうに発言されていますから、そういうふうに伝わりましたけれども、言われた清峰園だけのことではないというのはそのとおりだというふうに思います。当然今

すぐにどうするかということでは、清峰園に対してどう指導するかということをしていただければそれはそれでいいと思いますけれども、名寄市全体としてどういうふうにするかということについても私もあわせて考えるべきだというふうにそれは思っているところであります。

そういう意味では、私もこの課題の解決については具体的な方策も含めて考えてきましたから、そういう立場できょうも臨んでいますけれども、市長として今あった個別には事業団に指定管理していただいている施設、それから名寄市にある福祉施設、介護の施設、たくさんありますから、それらも含めて、そこも同じように人材の不足、清峰園やしらかばハイツほどではないのかもしれないけれども、そこも人材について大変だという話伝わっていますから、そういうことだと。この課題は、市長として最優先で解決すべきものだというふうにお考えかどうか、そのことについてもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） もちろん今の現状は危機的な状況なので、しっかりと受けとめて、できる対策を打っていきたいというふうに思います。これは、介護の現場は当然最たる状況だと思いますけれども、そのほかにも名寄市全般でさまざまな業界において人材不足が顕在化しているところも多く見受けられますので、当然そうしたところの全体も俯瞰しつつ、介護人材に関してはとりわけ今危機的な状況というふうに受けとめさせていただき、できる対応策をこれから講じていく検討していきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今お話ありましたように、地方だからということではないのでしょうかけれども、多くの業界で人材不足については聞かされていることだというふうに思います。今あったようにとりわけ介護の関係については、早急に解決をしていかなければならない、そういう認識で

よろしいのですよね。そうであれば、先ほども中長期の関係、あるいはすぐできることなどを検討していきたいということで市長からありましたけれども、具体的に市長が今頭の中に浮かべられる施策があれば、それについて教えていただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これは、一昨日ですか、高野議員あるいは川村議員からもさまざまなアイデアも御提案をいただきました。その中でも例えば早急に検討できるなという事案としては、無資格者の方を現場で介護補助をしていただくということは、いろいろなハードルあるかもしれませんが、これは早急に検討できるのではないかとこのように思います。やる気のある例えば子育て終わったぐらいの方たちだとかに声かけをして、そうしたことができないのかと。

あるいは、これまでもやってきておりますけれども、潜在介護士さんをいま一度マンパワーを駆使して掘り起こしていくと。これは、即効性のあることだというふうに思いますので、これはしっかりとやれるのではないかとこのように思います。現状でも市内の介護事業所さんと共催で介護就職応援相談会、さらには人材開発センター、介護・福祉人材確保推進懇談会、こうした広く業界団体で連携して介護職の人材確保、育成のネットワークをつくっておりますけれども、これをさらにしっかりと機能させて、そうした情報の掘り起こしに努めていって、潜在介護士さんの復職をしていくということも検討できるのではないかとこのように思います。

さらには、今市内に勤めている、あるいは市内に勤める予定の介護職の方に、例えば無資格者の方が今後初任者研修を受けていってスキルアップをしていくというようなことで、それぞれの事業所さんに定着を図っていくということも必要かというふうに思いますけれども、そうしたものの受講費の助成でありますとか、これは名寄市全体で

考えていく、検討できる事案なのかなというふうにも思っておりますし、また先ほどの復職に関しても復職をするに当たってブランクがある場合に例えば現場でそうしたものを改めて再教育してもらおうというようなこともこれは先ほど言った人材確保推進懇談会の中で連携してやれる事業なのではないかというふうに思っています。即効性のあるところでは、そうしたところをぜひしっかりと推し進めていって、短期的な人材の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市長から今何点か解決に向けての策が出されました。もうちょっと具体的にあれば、ネットワーク使うだけではなくて、使って例えばこういう施策を打つ、名寄市としてこういう施策を打つということがあればいいかなというふうに思いますけれども、私も考えてきました。

実は、名寄市はこの間例えば市立病院の看護師確保、それから大学の学生確保なり、今は保育士とかも含めてなのですけれども、人材確保に苦労しながら、いろんな取り組みをしてきている経験があります。病院なんかでいえば病院独自の奨学金を持っているなり、そういったことが実際にあるし、看護師確保が一番有効だったのは、現場の人たちとどういふふうな仕事のつくりをするか。先ほど市長からもありましたように、自分たちの専門以外の仕事というか、本来すべき仕事以外の仕事ってあるのか、ないのか、そういう見直しをして、無資格者の人でも同じ職場の中でサポートしてもらおう。介護補助という言い方がいいのかどうか分かりませんが、この間も室長から全国でもそういう取り組みがモデルで今あるので、それを検証という話がありましたけれども、検証しないでうちでやってしまえばいいのです。まず、うちでやって、内容については具体のやり方きちっと詰めなければならぬと思いますけれども、

すぐできます。それは、現場の人たちときちっと話しすればできることで、市長も先ほどの話ではそういうお考えかなというふうに思いましたので、それは全国の検証を待たないで、うちがしっかりやって全国に宣伝ではないですけども、こういうことって有効だし、最終的に入居の皆さんにもきちっとお返しできるサービスになると。そういうふうなことでしていくべきものかなというふうに思います。そういう意味では、業務の改善、業務の見直しというのが一番に必要なことなのではないかというふうに思います。

もう一つは、これは清峰園、しらかばハイツだけのことになってしまうかもしれませんが、職員の採用体系が職員、準職員という形で採用がされているというふうに聞きました。これについては、この間の市長の答弁、3月のときかな、というか今回先ほどのアンケートの中でも触れられていました。準職員の方がやめる確率が高いというふうには先ほどあったかというふうに思います。そういう意味では、その人たちの、状況いろいろあると思いますけれども、職員化をしていくということが有効な手段にもつながるのかなと。先ほど言いましたように、市長も3月のときにも職員化の話はしていたかというふうに、私のメモがあるので、そういうことだったというふうに思いますので、そういったこともこの間も取り組んではいるのだというふうに思いますけれども、ぜひやっていただくことかなというふうに思っています。

それから、残り時間がないので、あれですけれども、新規採用の関係ですけれども、先ほど既に学校訪問、専門学校訪問しているという話がありました。ただ、これも学校ただ行ってみても、名寄人足りないの、ぜひお願いしますと言ってみてもどこでも足りない話で、そんなもの今までどこの自治体でも施設でもやっていることであって、今さらなのです。これは、何か名寄市としての目玉になる施策なり、そこに学んでいる人たちが名寄で働いてみたいなと思えるような施策を打って

いかないと、持っていかないと話に乗ってもらえないのだというふうに思います。そういう意味では、先ほど市長が言っていたことにも関連するのではないかというふうに思いますけれども、例えば資格取得に対する補助を出して、そういう学校を出てもらうとかというのがあるのだというふうに思います。これは、つい先日新聞報道されました月形でそういうことを実施するということが出たというふうに思います。高校生を採用して、給料を払いながら専門学校に行ってもらう。資格を取ってもらって、当然また戻ってきて働いてもらう。それももし働かなくてもそれについてはおとがめなしという、そういうことみたいですが、それに係る通学料ですか、通学に係る費用も含めて補助をする。そういったことも本当に真剣になれば考えなければならない話であって、これだっただけです。こういうことを単なる検討ではなくて、実際にやってもらわなければならない状況になっていますから、ほかの自治体で先進的に取り組んでいることについては、しっかり学んで、大いに活用というか、まねをするべきではないかというふうに思って、隣の美深町でも高校卒業された方が大学や短期大学、専門学校行くに当たって支援をする、そういったことをしているようであります。これは、清峰園やしらかばハイツ、市が設置している介護施設だけではなくて、名寄市内にあるそういった介護施設にかかわる仕事に就職しようとする人たち全てに当てはまることだというふうに思いますので、名寄市としての施策としてきちっと打てるものかというふうに思います。そういう意味では、先ほど来市長が言っていますように名寄市全体を考えるということにつながっていくものだというふうに思います。

それから、先ほども言いました病院の看護師さんだけにやっているこれも同じようなことであります。名寄市全体として、少し拡大をしてやってはどうかというふうに思っています。

それから、名寄市立大学で今度地元就業支度金助成事業というのをやることになりますよね。それは、うちの大学卒業された方にそういうふうにお金を出すということだというふうに思いますけれども、これも名寄の福祉施設に就職される方、高校生も含めてそういう方がいたとすれば名寄市の施策として支度金を出すとか、とりわけ先ほど来言っているように介護の施設なりに人材が足りない、何とかしなければならぬということであれば、それも考えられるのではないかというふうに思っています。

それから次に、家賃補助です。それも有効な手だてでないかというふうに思います。名寄に親元から離れて住む人もいるだろうし、名寄以外から名寄に来て住んで仕事をしていただく、そういった方もいるでしょうし、名寄から出ていった方、もともと名寄の方がまた戻ってきてここで働くということに対しても有効な手段ではないかというふうに思います。例えば月額1万円の補助をする、そういうことでもいいかと思えます。これも名寄市全体でできる施策になるのではないかと。年間1人12万円です、1万円だとすれば。そういうことですので、何人いるかということもあると思えますけれども、ここは最優先で解決すべき課題ということでもありますから、財政的な発動も含めて絶対考えていかなければならないと思えますので、すぐにでも検討して実施をすべきかなというふうに思っているところであります。

それから、離職防止、再就職支援の関係ですが、現場の人たちの声で交代制で夜間も働かなければならない。これは前にもお話あったかというふうに思いますが、夜間の保育とか、子供を預けなければならない状況、それに対応できないかということがあります。これは、病院の院内保育所を24時間なんて使えるかどうかというのはありますけれども、超法規的にできることかもしれないので、そういった検討もできるのではないかと。

それから、現場の人たちは、実際にできるかどうか分からないのですけれども、今やっている仕事なかなか大変で、リフレッシュをするそういった休暇が制度的にあってもいいのではないかと、そういった話も現場からも出ていたところであります。

先ほど市長からもあった再就職に対しての支援、再就職にかかわるもう一回仕事に戻るときの支援するプログラムというか、そういうのはやっぱりあったほうがいいと思います。それは、うちの大学で無料でやればいいのではないですか。ぜひ先生たちに協力していただいて、そういうのがあると思いますから、これは無料で誰もが受けられる、そういったことでやるべきかなというふうに思っています。

それから、復職支援でいえば、これはちょっと内容違うかもしれませんが、国のほうの補助で札幌市で保育士の復職支援にかかわって、これも新聞に出ていましたけれども、保育料の半額を負担するというふうな制度を持ったというふうに思います。貸し付けということですが、何年か働くと免除をすると、そういうふうなことであります。これは、国の補助があって、保育士にかかわる保育士確保プランという中でやっている事業だというふうに思いますけれども、これもまねしていいのではないですか。名寄市においても、それは保育もいいでしょうし、介護もいいでしょうし、福祉に関連する職場に働く人たちがそういうことであれば保育料なり半額なり補助をして、そのまま就職していただく、そういったことにつながるかなというふうに思います。

今幾つか挙げましたけれども、こうした施策があるというふうに思います。これらについて今言っただけであれやる、これやるということではないかというふうに思いますけれども、最優先課題ということでもありますし、財政的な発動も含めてぜひ検討していただきたいというふうに思います。先ほど来ある全体的な問題を当面は市が設置して

いる施設ということになると思いますけれども、名寄市全体の福祉に働く、介護に働く人たちの人材確保も含めて市長としてしっかり取り組む、そのことについて約束をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） たくさんの御提言をいただきまして、ありがとうございます。

まず、議員からもお話があったように現状の中で運用改善でもう少し工夫して少し余裕を出していくことはできないのか、あるいは補助員を入れるところも含めて、業務改善で定員が今不足している部分を改善していくということは、これはすぐにもやれることだというふうに思いますので、ここは現場の皆さんともよく相談をして、ぜひやっていきたいというふうに思います。

いろんな御提言いただきました。市でやるべきもの、あるいは事業主体がやるべきものということもあったと思います。財政的にも相当お金かかるものとかからないもの、あるいはその効果がどうなのかということも少し見きわめなければならぬなというのもあろうかというふうに思いますので、今いただいた御意見しっかりと受けとめさせていただいて、やるべきことをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

何回も言いますが、事業団は公の施設を運営しているという公の立場もありますので、事業団が率先して例えば今お話のあったような給付型の奨学金的なものやっていくというのは、なかなか難しいのかもしれないなというふうに思いますが、名寄市全体として取り組むということになると、ほかの業界とのバランスも出てくる。また、莫大な財政的なことにもかかわるといって、そういった側面はあるのかなというふうに思います。しかし、現在国のほうで一億総活躍ということで介護士、あるいは働き方をどう改革していくかというような事業も打ち出されておりますので、そうした国や北海道の状況も見きわめながら、名寄



市としてできることをしっかりとやっていきたいということをお約束を申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） お金もかかる、当たり前なのです。今危機的な状況を打破するのに即効性でお金も使ってやらなければならないというのはもちろんであります。先ほどから言っているように単独で市の設置している施設にやる部分あるけれども、大方は名寄市としての政策としてやればいいのです。そうすることによって、名寄市全体が福祉の職場で働く人たちに優しいまちということになるのです。これは全国に売りなのです。それは、加藤市長だからできるということなのです。そういうふうになればいいのです。この間住みよさランキングってあります。全道で何番、全国で何番と言っているけれども、今それに中身当てはまっていないのです。とりわけ安心度で高く名寄市は結構いいところにいるのです。全国で去年224、ことし152番なのです。総体で全道で3番、全国で去年が258番、145位に上がっているのです。だけれども、中身詐欺ったらだめなのです。ちゃんと施設に入れて、ちゃんとしたサービスを受けられる、そういうふうになっていないとだめなので、それも含めて名寄市が福祉に働く人たちに優しい、先ほど言っている介護だけではなくて、保育や障害にかかわるそういったところで働く人たちも含めて使える施策をお金かけてやってください。それは、すぐ結果も出るかもしれないし、そうではなくて時間かかることもあるかもしれない。だけれども、名寄市としてそういうことでやれば、これは絶対最終的に名寄に人がたくさん集まることにつながるし、ずっと言っている名寄市盛り上げていくために交流人口の拡大なりなんなりとつながっていくことですから、ぜひそういうふうに打っていただきたいというふうに思います。

まず、時間あれですけれども、12月に結果ひとつ出してください。具体的な政策何打つか。そ

して、やっぱり1つは年度の変わり目にきちっと入所者の方も入れるような、半年あります。その中できちっと対応施策を打ってください。これについては、必ず点検させてもらいますので、そのことについて覚悟を持ってやっていただくように思いますので、これについて最後市長からもう一度決意をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 頑張ります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

農業振興施策について外2件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い大項目3点について質問してまいります。

初めに、大項目1点目、農業振興施策について、小項目1、台風による大雨被害についてお伺いたします。8月17日から31日にかけて、北海道内に相次いで4つの台風が上陸、接近し、各地に甚大な被害をもたらしました。特に農作物、農地への被害については、河川の氾濫、堤防の決壊による農地への浸水、作物の流出、強風による作物の倒伏などが道内各地で発生し、一部の地域においては収穫が皆無の状況になるなどの壊滅的な被害もあったところですが、本市においては、特に8月17日の台風7号と8月20日から21日にかけての台風11号の影響による大雨により、市内各所で農地の冠水などの被害が発生いたしました。今回の台風を初め、近年頻繁に発生する局地的集中豪雨などに見られるように、明らかに以前と比べ気象状況が変化してきており、このような状況に対応できる生産基盤や農地環境の整備が今後一層必要になってくると思われます。そこで、今回の一連の台風による農地、農作物の本市の被害状況についてお知らせください。あわせて今後の対応と大雨による被害を未然に防ぐ、または最小限度にとどめるための被害防止対策についての考え方をお聞かせください。

次に、ICT農業の推進についてお伺いいたします。高齢化などによる農家戸数減少の一方で、1戸当たりの経営規模の拡大が進み、それに伴う労働力不足が大きな課題となっています。近年このような課題を解決する手段の一つとして、農業分野においてICT情報通信技術やロボット技術を活用した営農技術の導入が急速に進んでいます。国も食料・農業・農村基本計画の中で、このような営農技術をスマート農業と位置づけ、先進技術の研究開発、実証実験を行うとともに普及を推進する施策を打ち出しており、道内においてもGPSガイダンスシステムを中心に導入が急速に拡大しております。当市においても労働力不足等の課題が深刻化する中、このような農業技術の推進の考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目2点目、高齢者福祉の推進についてお伺いいたします。4人に1人が65歳以上という高齢化社会の現在、当市における高齢化率も30%を超え、今後も上昇していくことが予測されており、また介護を必要とする高齢者も増加している状況にあります。高齢になり、体が不自由になったり、あるいは介護が必要となっても、生まれ育ち、住みなれた地域で暮らし続けたいというのが多くの高齢者の方の願いである一方、現実には施設の状況などの要因から他市町村へ移住することを余儀なくされているケースも多く聞かれます。今後高齢者のニーズに合った施策の推進が強く求められるところですが、市内の介護施設等の現状についてと今後の対策、また介護施設や高齢者向け住宅を含めた施設の整備の考え方について理事者の御見解を求めたいと思います。

3点目、高規格幹線道路の整備にかかわってお伺いいたします。北海道縦貫自動車道士別市多寄町から名寄市間12キロについて平成26年8月の事業再開決定以後計画の説明会や測量設計、用地買収等が行われていると認識をしておりますが、現在の状況についてお知らせを願います。

また、高規格幹線道路は、産業や観光の振興、地域経済の活性化、救急医療の高度安定化などに必要不可欠なインフラ整備であります。関係期成会などが国に対してさまざまな形で要望活動しておりますが、市としてもそれらの要望を踏まえた中で整備構想を明確に示し、国、または関係団体等と協議をしていく時期に来ているのではないかと思います。理事者の御見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員からは、大項目で3点の御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2はこども・高齢者支援室長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

大項目1、農業振興施策について、小項目1、台風による大雨被害について申し上げます。今回の災害における農業被害につきましては、農作物においてはカボチャやタマネギなどの流出が4.9ヘクタール、水稲、大豆などの冠水被害が97.5ヘクタール、スイートコーンなどの倒伏が21.9ヘクタール、合計で124.3ヘクタールとなっております。地区別では、風連地区は48戸、95.9ヘクタールと最も多く、名寄地区が8戸、10.4ヘクタール、智恵文地区が8戸、18ヘクタールとなっております。また、農業施設ではビニールハウスが10戸、31棟が浸水し、用排水路の破損や埋没が13件、のり面、あぜの崩壊17件、頭首工の破損1件、農道、取り付け道路の破損2件、農地の表土流出2件となっております。

今後の対応と被害防止策についてですが、農作物への被害に対しては、冠水などによる生育への影響に対する営農技術対策について関係機関と協議のもと指導を行ってまいりたいと考えております。また、今後の収穫状況を見ながら、次年度における再生産への影響等を確認した上で生産団体

などに対応を協議してまいりたいと考えております。

農地、農業用施設への対応としましては、南富良野町のような大規模な災害が発生した場合には農地農業用施設災害復旧事業などの公共災害復旧として対応していかなければならないと考えています。名寄市の被害としては、1カ所当たりの被災状況は小規模であり、公共災害の要件に当てはまらないと判断しております。改良区施設についても名寄市区域については同様と判断していると伺っております。

また、ここ数年局地的豪雨に対して現況の排水路ではのみ込めない状況となっていることは認識しております。1級河川、道河川、普通河川、農業排水路として各施設管理をしていますが、現行の国、北海道の整備基準では近年のゲリラ豪雨に対応できる整備基準となっていないのが現状です。今後将来を見越した排水対策として、暗渠排水や未整備施設の改修はもとより、ここ数年の気候変動による大雨に対応できる整備基準等の見直しを国や北海道などの関係機関と協議、要請していかなければならないと考えておりますので、御理解願います。

次に、小項目2、ICT農業の推進についてお答えします。国や道においても省力化や低コスト化などを実現するため、ロボットやICTを活用したスマート農業の研究や技術普及に向けて取り組みが進められているところです。現在は、GPS等の人工衛星からの位置情報を活用した自動操舵システムを導入した作業機械が市販されるようになり、作業の効率化、省力化が期待されているところです。こうした状況を受けて、市内の農業者において導入に向けた検討が進められるとともに、JA道北なよろでもGPSの利用環境の整備について研究が進められており、市としても参加し、協議をしているところです。今後もさまざまな形のICTを活用した技術開発が想定されることから、農業振興センターを中心に実証試験、研

究に取り組みながら、名寄の農業に合う技術の選定と情報提供に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目2、高齢者福祉の推進について、初めに小項目1、市内の介護施設等の現状について申し上げます。

名寄市の65歳以上の高齢者は、本年8月末で8,807人、高齢化率は31.07%となり、前年同月と比べても71人の増加、高齢化率は0.7%上昇しているところでございます。市には市が設置し、名寄市社会福祉事業団が運営いたします特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツを初め、民間施設として老人保健施設、ケアハウス、認知症グループホーム、住宅型有料老人ホームなどいわゆる入所系、居住系の施設が名寄地区に6カ所、風連地区に4カ所、合計10カ所ございまして、総定員が443人となっているところでございます。なお、この全ての施設で入所待機者がいるという状況と把握しております。

また、高齢者等の生活に配慮した設備等を備えた公営住宅でございますシルバーハウジングが市営緑丘第1団地に14戸、市営新東光団地に15戸、道営マーガレットヴィラに23戸の合計52戸整備をされております。現在入所申し込みを受けつけおります道営マーガレットヴィラにおきましては、入居希望者多数のため抽せんを行う予定とお聞きしているところでございます。

なお、先日新聞報道でも取り上げられておりましたとおり、本年11月に住宅型有料老人ホームが市内の民間法人により開設予定となっており、市内豊栄地区に18室、定員19名の居住系施設が増加するということになっております。

次に、小項目2、今後の対策と施設等の整備の考え方について申し上げます。名寄市第6期高齢

者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の策定時に行いました市民アンケートの結果から、一人で生活することが難しくなったときの住まいとして一番多かった回答が現在の住まいに住み続けたいでございましたが、次に多い回答といたしまして見守りのある高齢者向けの公営住宅に住みたい、あるいは有料老人ホームなど的高齢者向けの施設に住みたいとの答えが上げられており、住みなれた御自宅に住み続けたいという御希望が多い一方、住みかえしてもよいとの市民ニーズも一定数あることが明らかになったところでございます。また、出前講座などで高齢者の皆さんにお集まりいただいて出向かせていただいた際にも、施設への入所や待機者の状況については質問が多くお寄せいただけた事項でございまして、さらに今後要介護認定者が増加するという推計のもと高齢者施設の整備につきましては、第6期計画に介護サービス基盤の整備及び高齢者の住まいの確保の2点を基本の方針として掲載をしております。

具体的には平成29年度までに介護サービスができましたケアハウスや認知症グループホームなどを整備する計画となっております。介護が必要となった方の受け皿として機能することを目指しております。本年1月、計画に基づきまして市内の介護保険事業所に北海道医療介護総合確保基金を利用いたしました認知症グループホームの整備について募集をいたしました。応募がない状況でございました。応募されない理由につきまして幾つかの事業所にお問い合わせさせていただいたところ、介護人材が確保できないということが主な理由であったところでございます。今後の計画を遂行するため、次年度に向けては市外の事業所を含めた公募を行う予定でございまして、現在事務処理を進めております。

これからも高齢者数が増加を続ける中で、引き続き介護施設及び高齢者の住まいの確保は課題の一つとして認識をしております。第2次総合計画や第7期高齢者保健医療福祉計画、介護保険

事業計画の中で検討をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 続きまして、大項目の3、高規格幹線道路の整備にかかわって、初めに小項目の1、士別市多寄町から名寄インターチェンジ間の現在の状況について申し上げます。

北海道縦貫自動車道士別剣淵から名寄間の24キロにつきましては、平成15年の国土開発幹線自動車道建設会議におきまして抜本の見直しが必要な区間とされ、その後新直轄方式により平成18年には士別剣淵から士別市多寄町間の12キロ、平成26年度には士別市多寄町から名寄間の12キロが事業化をされました。御質問のありました士別市多寄町から名寄間につきましては、現在調査設計、用地買収などが進められており、士別剣淵までを合わせました24キロ区間の用地進捗率は50%、事業進捗率では59%となっております。また、開通時期につきましては、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定と公表がされてございます。

この高規格道路が供用開始された場合の効果として、士別剣淵から名寄間の移動時間が現在の33分から20分へと約3分の2に短縮をされ、市民の皆様の利便性の向上が図られることはもとより、物流の効率化などアクセス性の向上や名寄市立総合病院への救急搬送における時間短縮による救急体制の充実や救急性の高い輸血用血液の輸送などによる高次医療器械の確保など多様な効果もたらされることから今後も関係期成会などと連携を図りながら、引き続き早期完成、供用開始に向けて強く要望を行ってまいります。

次に、小項目の2、市としての整備構想について申し上げます。市として取り組むべき課題は、大きく4点あると認識をしております。1つは、士別剣淵から名寄間の早期完成、供用開始であり、先ほど申し上げましたように引き続き強く要望し

てまいります。

2点目、3点目につきましては、市民あるいは地域から御要望をいただいております風連地域におけるインターチェンジと智恵文南のおり口の設置についてでございます。いずれも地域にとっては無論のこと、農畜産物の運搬、地場産品の販売、PRや観光など全市的にも必要な設備と受けとめておりますので、引き続き実現に向けて関係機関へ働きかけてまいります。

最後に、4点目、名寄19線の整備についてでございます。名寄19線には国の計画においてインターチェンジが設置されることとなっており、これまで申し上げてきていますように地域活性化の方策について検討を行う必要があると認識をしております。特に士別剣淵から名寄間の供用開始に伴って利便性の向上が図られる一方で、名寄市が通過型となる可能性もございますことから、車両や人の流れなどについてどのような影響が生じるのか、あるいはどのようなニーズが生まれるのかなど調査する必要があると認識をしております。特に士別剣淵から名寄間の供用開始に伴って利便性の向上が図られる一方で、名寄市が通過型となる可能性もございますことから、車両や人の流れなどについてどのような影響が生じるのか、あるいはどのようなニーズが生まれるのかなど調査する必要があると認識をしております。特に士別剣淵から名寄間の供用開始に伴って利便性の向上が図られる一方で、名寄市が通過型となる可能性もございますことから、車両や人の流れなどについてどのような影響が生じるのか、あるいはどのようなニーズが生まれるのかなど調査する必要があると認識をしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、農業振興施策のほうからいきたいというふうに思います。今回の台風による被害、ほんの1週間の間に台風が3つ上陸するというのは観測史上初めてということでありまして、特に最後の10号の影響というのは、皆さん当然御承知かと思っておりますけれども、南富良野の状況等も報道で接することありましたけれども、農業者としては本当につらい、見ているだけでも私も胸が痛む状況です。農業者としては、これから収穫というその作物自体が流されるというこんなにつらい

ことはないわけですから、本当にひどい状況だなというふうに思いますし、今地域は収穫作業真っただ中という状況であります。皆さんそれぞれ台風による大雨も当たりまして、非常に苦労している状況ではありますけれども、ただ収穫するものがあるというまずはその幸せを感じながら、そして状況としては一部湿害、水害等の影響もあった部分もあるようではありますけれども、農協のほうでも把握している中では収穫できたものに関しては品質的には今のところ問題はないだろうというような見方もあるようであります。このまま天候が順調に推移して、最後まで畑に残ることがないように収穫作業続くことを祈るばかりですし、最後結果がどうなるかという部分、お答えでもありましたけれども、最終的にそういう状況で再生産に影響があった場合にはその都度また対応等を御検討いただければというふうに思います。

それぞれ農業関係の被害の面積等についてもお答えがありましたけれども、これから北海道、またこの地域も台風が3つ来る、4つ来るという状況ですから、本州、九州、四国、また雨が多いと言われている地域、紀伊半島というか、あの辺は以前は台風銀座と言われた台風の通り道だったのがことしは真っすぐ北海道に来るような状況で、もうこれは8月、9月には北海道も台風の影響がある、そういった大雨が降るといような前提で物事を考えていかなければならない状況に間違いなく来ているのだというふうに思います。そういう意味では、今回道内各地域これからの排水対策も含めて、生産基盤をどう整備していくかが重要課題になっているという状況でもあります。当地域、降雨量は他地域に比べて少なかったのが幸いしたという部分も、他地域に比べると被害がそこまで大きくなかったというふうになりましたけれども、今後いつああいう状況にこの名寄市がなるかどうか分からないという中で、排水対策、これは基盤整備、農地の排水をどうするかという部分も含めて計画的に実施していかなければならな

いのだというふうに思います。そういう部分では、道に対して整備基準見直しの協議要請もしていくということでしたけれども、改めまして地域全体見た中で生産基盤の整備、計画的にという部分がこれから必要になってくると思いますが、今経済部のほうで把握している中で、今回の状況もそうですし、平成26年の大雨も踏まえた中で、どのような地区にどのような基盤整備が今後必要になってくると想定されるか、お考えありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 基盤整備の関係で御質問をいただきました。計画的な基盤整備ということでございまして、基本は基盤整備を実施するに当たりましては、議員も御承知のとおり、地域の中での十分な御議論をいただいてということになるかと思えます。その上に立って、今現在智恵文地区ですとか風連地区の下多寄地区ですとかということで御議論をいただいて、順次道なりにお話をさせていただいて、整備をしていくことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういう形で進んでいる地域もある中で、水田地帯も非常に排水等老朽化している地域もあるというのは認識していただいているのだというふうに思います。今部長がおっしゃったように、地域が一体となった取り組みになることがまずは重要ですから、地域の総意という部分もあるのでしょうかけれども、そういった部分もしっかりと把握して、どの地域のそういった排水施設等が老朽化しているのかという部分はしっかり把握していただいて、それは行政が主導するという形にはなかなかならないのかもしれませんが、もう既に地域からそういった声も上がっているという部分もありますので、そういった検討も行政として着手していくべきでは、地域の声を聞きながら進めていくべきではないか

と思いますけれども、改めてお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 排水対策等については、老朽施設も見受けられるということで認識はしてございます。ただ、その取り組みの中では当然土地改良区さんなり、そういった方いらっしゃいますので、そちらのほうでも十分整備についての方向性も今検討されているところでもございしますので、十分関係機関と打ち合わせをさせていただきながら、もちろん住民の皆さん、農業者の皆さんの御意見も伺わなければならぬというふうに思っておりますけれども、そういった方向で行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういう形で、計画的にそういった農地の整備等進んでいくように行政として取り組みをお願いしたいと思えます。

また、そういった大規模な基盤整備ばかりでなく、これから簡易的に行える排水対策というのにも必要になってくるのではないかなというふうに思っています。営農技術対策として冠水をどう防ぐかというような営農指導もしていくというようなお答えもありましたけれども、そこまで大きな基盤整備でなくても、こういう大雨に当たった後にいち早く畑から、また農地から水を抜いてやるという作業が必要になってくると思いますし、簡易に行えるものもいろいろ技術的にあるのだというふうに思っています。そういった技術的な農家の皆さんへの指導等も含めて、また各地いろんな簡易に行える排水対策もう既に取り組んでいる自治体もあるようですけれども、そんな情報もしっかりと収集して、農業者の方へのそういった排水対策、簡易にできる、農家の皆さんがみずからできるようなものも積極的に推進していただければと思いますが、お考えを改めてお願いしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 簡易な整備ということで、中山間等の事業の中でも一部取り入れている部分もございますけれども、当然取り組みも各自治体の中で差もあるというふうに思っておりますので、そんな取り組みも参考にさせていただいて、どのような方向がいいのか、当然市でできるものだけでもないものですから、そういったもので考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 部長おっしゃったように市だけで進んでいけるものではないのかというふうに思いますし、関係機関としっかりとそのあたり技術的なものも含めて研究させていただいて、雨が降るのは仕方のない部分もあるのですけれども、いかに早く水を抜くかという部分、生育にも収穫作業にも大きくかかわってまいりますので、そういったこともまた行政として力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、大雨、排水という部分では、河川の関係もやはり大きくかかわってくるのだというふうに思います。これは、国が管理する河川、道が管理する河川、市が管理する河川、それぞれありますけれども、今回被害に遭った農地も河川沿いが多かったという部分だったかというふうに思います。特に定期的に今後床ざらいも含めて整備をしていかないと流れが悪くなってしまって、どんどん、どんどん水かさが増してしまうという部分にもつながるのだと思いますし、特に柳の木が非常に流量を制限しているというか、流れを悪くしてしまっているという現状もこれは現実にあるのだというふうに思います。河川の関係ですから、経済部長というより建設水道部長なのでしょうけれども、国、道にもそういった計画的な、特に床ざらいするだけでも何年間に1遍でも全然違うと思うのです。市が管理する河川については、一部やっ

ども、計画的にそういった部分していかないと、何年も放っておくと流れが悪くなる。また、雑木処理については、以前は地域で河川愛護団体もありまして、そういったところが雑木の処理をしていたという状況もあったのですが、そういった団体も高齢化によってそういった作業ができなくなってしまったりですとか、柳の木が生い茂って川の流れを制限してしまっていると、悪くしてしまっているという状況もあると思うのですが、そういった対策も必要ではないかと思いますが、中村部長、どのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今山田議員のほうから、これは今回の大雨もそうですけれども、なかなか北海道あるいは国においては計画的に雑木の処理なり、堆積土砂の処理ができないという状況が実はあるようであります。国の河川においては、例えば天塩川は国の河川ですから当然開発局が所管をしていますし、道河川においては北海道が所管をするということでございます。普通河川は私どもということになりますけれども、国あるいは北海道においてはそれぞれ1級河川、あるいは北海道は道内の道河川全ての管理ということになるものですから、なかなかその中で名寄地区において道河川どこから進めるのか、あるいは全道的にではどこから進めるのかということがございます。これは、道の段階で一定程度これまで一部やってきているところも当然あるでしょうし、今後計画的に進めていくということで、議員から見ますとなかなか進んでいないという現状にあるのかなというふうに思いますけれども、これは少しずつ北海道段階でもやっていただいているという現状については御理解をいただきたいと思っていますし、私ども年1回土現のほうとも打ち合わせをしながら、土砂の関係、あるいは雑木の処理の関係については要請をさせていただいておりますので、今後も引き続き要請をしていきたいとい

うふうに思っているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 部長がおっしゃるように、本当に実際なかなか進んでいないなという部分が正直なところなのですけれども、市としてどうこうという部分もそれは国、道の関係ですからあれですけれども、国なり、道なりにしっかりとそこはこういった現状というか、理解していただいた中で、改めて要請をしていただきたいというふうに思いますし、特に雑木に関しては、流れが悪くなって川の水が農地を浸水するというような状況だけでなく、実は地域としても熊の出没の原因にもなっているのです。雑木沿いに川沿いに特に風連別川もそうですし、私のいる智恵文地域では智恵文川もそうです。今は山沿いだけではないです、熊の出没というのは。そういった地域の中心部にも出てきていると。なぜかという、流れている川の柳が生い茂っているところを隠れみのにして移動する。川沿いに移動するという状況がありますので、排水対策という面からも、また有害鳥獣対策と、熊対策という部分からも早急な整備、これは道に対しても働きかけを一層お願いを申し上げたいというふうに思います。

あと1点、排水対策という部分、大雨の関係にもう一点だけお伺いしておきたいのですが、田んぼダム、天塩川改良区中心に取り組みされていると思います。今回の一連の大雨の中で田んぼダムの効果、またどういう状況で田んぼダムの取り組みがなされたか行政として把握されているかどうか、また効果があったとすればどのような実際効果があったのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 田んぼダムの取り組みについては、土地改良区さんを含めて取り組んでいただいております。市も中山間の事業の中で田んぼダムということも取り組んでいるところで

ございまして、今改めて田んぼダムの推進というか、そういったことを考えるに当たって、いま一度土地改良区さんと市のほうと少し入り口というか、そういった部分を整理して、こういった役割で進めていくのかというのが大事だと思いますので、そういったことを考えていきたいというふうに思っていますが、効果としては、たまたま先日農業農村の検討委員会がございまして、その中でも田んぼダムの話になりました。その中では、内淵川の周辺の農家の皆さんが田んぼダムに取り組んでいただいたおかげでぐっと水位が下がったという状況もございしますので、そういった部分確かにあるのかなというふうに思っていますが、それが全体的にどれだけのところで取り組まれて、効果という部分では十分把握していない状況もございしますので、そういった意味では先ほど申し上げましたとおり少し意見交換なりさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 部長おっしゃったように、土地改良区さんが中心になっての取り組み、またそれぞれの地域、環境保全組織単位で取り組まれているのだというふうに思います。聞いている限りでは、今内淵川のお話もありましたけれども、効果はかなりあるのではないかなというふうに思いますし、私も余り詳しくないけれども、1ヘクタール当たりの田んぼで約1トンぐらいの流量制限ができるということですから、多分名寄市内何町あるのですか、田んぼ、3,000超えていますよね。3,000としても3,000トンの水ですから、相当な効果になるのだというふうに思います。これは、土地改良区さんとまたいろんな連携をとりながら取り組み広めていただきたいと思えますし、知らない方もいるのです、この効果について。実際やられている方もいる中で、全く知らない方もいるし、そういう効果があって例えばこの川があふれなくて済んだのだというようなこ



とを知らないのです。そういった周知も含めて、効果の周知も含めて取り組みを拡大していただきたいと思います。改めてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 議員から御指摘いただいたとおり、先ほども申し上げたとおり効果の部分も含めて少し状況を確認させていただいて、情報提供なり、今後の進め方については考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういう形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、ICT農業の推進についてということでお伺いをさせていただきますが、行政も研究会に参加されたということでお答えをいただいております。労働力不足を補うという側面、また作業の効率化、省力化という側面もあるというのはお答えにもあったとお願ひします。部長が今認識されている中で、こういったICTを含むロボット技術ですとかGPSを活用したそういった農業、ほかにどのような効果があると部長は認識していらっしゃいますか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） ICT農業につきましては、当然労働力不足なり、夜間もできるというような状況もありますので、そういった部分では作業の効率化という部分もありますし、当然一定の情報行っていることによってその周辺で満遍なく肥料まきだとかそういったことができるということなので、そういった意味での効果はあるというふうに思ひますし、GPSに限らず今人手不足が顕著になってございますので、そういった部分で労力の軽減だとかそんなところも国のスマート農業では検討されているようでございますので、ぜひそんな情報も少し先ほども申し上げましたとお願ひ振興センターの中で関係者の皆さんと

議論していきたいなというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） クイズではないので、そういうやりとりは避けますけれども、実は労働力不足、また作業の効率化、省力化という部分だけではなくて、これは私の思いではなくて、そういったものを導入しようとするいろいろな勉強をされている若い担い手の方の感覚なのですけれども、そういうものを導入することによって振興作物を一層産地として守っていききたいのだということです。労働力不足を補い、効率化、省力化という部分では、何か大規模になって、土地利用型の作物中心になっていくというようなイメージ持たれているかもしれませんが、若い方違います。そういった部分は労働力少し土地利用型にして、限られた労働力をできるだけ振興作物の振興に回したい。ですから、例えばこの地域でいえばアスパラの面積をもうちょっとふやしてみたりですとか、カボチャは面積これ以上減らせないねと。パレイショもそうだねという思いなのです。そういった部分、今まで築き上げてきた産地としての取り組みがある作物ってアスパラ、カボチャを初めとしてありますので、そういったものをしっかりと守っていききたいという若い方の思いであります。そういう思いに答えていただくためにも、このことを全て行政がお金を出して、予算を出して全部やってやれということではありません。生産者と農業団体、JAと、そして行政の連携がこの取り組みには不可欠だというふうに思ひます。情報も入手しつつ、そういった情報提供もできる体制をしっかりとこの研究会の中でもとっていただきたいなというふうに思ひますが、改めてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員から御指摘いただいたとおり、今振興作物という部分でお話を伺いましたけれども、このICT農業を推進する中でも先進地でも規模拡大という部分で、随分

そういった部分で特化してやられているというような、先日の視察の考えもございまして、振興作物を今後どのようにしていくか、どんな面積を守っていくかということは当然JAも含めて研究会も立ち上がるところでございますので、そういった中でも十分議論をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひそのような形で、若い担い手の方の思いも酌んだ中で取り組んでいただければというふうに思います。よろしく願いしたいと思います。

次に、高齢者福祉の推進についてということでお伺いをしたいと思います。先ほど来、昨日、今定例会一般質問の中で市が設置する指定管理の施設に関しての状況、また人材不足についてはそれぞれ皆さんやられていますので、私はちょっと違った観点から高齢者福祉の推進についてということでの一般質問でありますけれども、次の総計の基本構想、基本計画も示されましたけれども、記載されているとおり、これから高齢者の方が可能な限りこの地域に残っていただけるような、これは現実ハードの面も整備していかなければならないという状況もあろうかというふうに思います。特に介護施設もそうですし、グループホーム、入所系、居住系も、市街地のシルバーハウジングも抽せんになったというようなお答えもあったので、やはりそういうニーズは間違いなく高まってきているのだというふうに思います。

そういった高齢者のニーズ、またこれは地域の実態という部分にも鑑みた施設整備、整備計画というのがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思うのですが、特にシルバーハウジングのお話、馬場室長御答弁でされましたけれども、市街地にはそういったものもあるのですが、農村郊外地区には当然ないのです、現状。そういった介護の単純な施設というものだけでなく、

そういった高齢者向けの公営住宅であったりですか、またグループホームという形もいろいろとあるのでしょうかけれども、郊外地区にも当然これからは必要になってくると私は思っていますし、またこれは郊外地区ということでは風連地区、智恵文地区という部分になるのだと思いますけれども、特に農村地区ってちょっと特殊ないろんな環境がありまして、私も含めてなのですからけれども、若い農業者も含めて仕事かというか、日々のこういった農作業、自分の経営、それが忙しくて、将来自分の親の面倒を見ようと思っても在宅で本当に自分たちが大丈夫なのだろうか、親も含めて。何か近くに見守りも含めたそういった施設があると、また将来のそういった部分での展望も見えてくる、自分の経営に対しても。農業という部分ではなかなかないですけれども、親の介護のためにしていた仕事をやめられるという現実もやっぱりこれはいろんなところであるのだというふうに聞いています。そういった農村郊外地区での地域特性に鑑みたそういった施設も今後整備計画に入れていくべきではないかなというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま山田議員からは、各市内の地区別によって就業形態だとか生活実態というのが異なることから、それに向けた住まいの対応だとかも含めた対策が必要なのではないかという御質問だったかというふうに思います。先ほど市内全体の8月の高齢化率が31.07%というふうに申し上げましたが、実は地区別に見ますと名寄地区の65歳以上の高齢者の方々の高齢化率が29.13%、それと風連地区のほうが42.43%、智恵文地区が31.37%ということで、それぞれの地区で高齢化率に差があるのかなというふうにはわかると思います。

議員御指摘のとおり、例えば農村地区におきま

しては、これから真っ盛りになるかと思えますけれども、農繁期におきましては当然ほかの業種と違まして特徴的な部分は、その時期に介護がなかなか難しいということで、ふだん在宅生活を送られていても短期入所が必要になってくる方というようなニーズがあるということも承知しておりますし、そこまでいかななくても必要に応じた本当はちょっと見守りしたいのだけれども、なかなか難しいというようなことで一時期御親戚のところに行っていただくとか、御親戚の方が来ていただくとかというような実態もあるようなこともお聞きしております。今後こういう地区による実態というようなことも違いがあるということがわかっておりますので、先ほど申しあげました総合計画の案の中にも住まいという部分が、今後公営住宅になってきますと、シルバーハウジングというふうになってきますと建設水道部とのプロジェクトを組まなければならないという、国でいえば国土交通省と厚生労働省との絡みのようなものがございまして、そういうプロジェクトを組まなければならないということもございまして、そういうことも念頭に置きながら、3年に1回策定いたします高齢者保健医療福祉計画と介護保険事業計画の中で施策を検討してまいりたいというふうに思いますし、計画立てる前には必ずアンケートを実施してまいりますので、その際のニーズ把握だとか、議員から御提言いただきました地区別のニーズというようなことについても一定念頭に置きながら、アンケートのほうに取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 私の地域も公営住宅8戸口のあるのですけれども、4戸あいているのです。公営住宅は公営住宅法というものがあって、そう簡単にはいかない部分もあるのかもしれませんが、そういったものも活用できないのかなとも思ったり、また民間業者等のそういった力、運営等も含めて力をかりての運営も模索していっ

てはどうかというふうに、いろいろ郊外地区、空き店舗と言ったらいいのか、結構建ってはいるけれども、使われていないという施設も結構多いものですから、そういった民間の力もかりながら、そういったことも検討していくという行政としての姿勢も必要になってくるのかなというふうに思いますが、改めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ちょっと重なるかもしれませんが、計画作成の際には健康福祉部だけではなくても、他部も含めた形で横断的に検討していかなければならないという部分が出てくると思いますので、議員からいただいた御提言も含めながら、十分研究、検討してまいりたいという思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれの市街地、また郊外地区のニーズ把握も含めて、また高齢者の方のニーズ、一定程度アンケート等で把握しているという部分もあるのかと思いますけれども、またいろんなお話をする機会も多くつくっていただいて、ニーズ把握に努めていただいて、しっかりと次の総計でもそこは重要課題という認識は持っていただいておりますので、そういった取り組みを推進をしていっていただきたいということをお願い申し上げておきたいというふうに思います。

最後、高規格道路の整備にかかわってということで何点かお伺いしておきたいと思えます。おとし事業凍結が解除になって、改めて今の士別剣淵から名寄までつながるといことが具体的にやってきた中で、これはつながったという仮定で物事を考えると、10年後、十何年後のまちの姿がどうなるのかという部分しっかりと市として構想を示していかなければならない時期に私は来ているのだというふうに思えます。当然救急という部分もそうですし、観光、物流、当然産業ですよ、

そういった部分、特に農繁期になりますと生産者みずからがトラックで野菜を運ぶというのが、旭川まで、市場まで運ぶということが頻繁に起こります。その時間も短縮されるということであれば、これは生産活動が非常に効率的になるということでしょうし、市としての整備構想ということで期成会としても要望を上げています。風連インターチェンジの設置、また智恵文南おり口の設置ということでもお答えありましたが、その地域の中でも農産物の輸送と、大橋の青果センターに運ぶというだけでも風連の方でしたら例えば風連インターができたならそこ乗って、名寄北インターでおりれば物すごく時間が短くなりますし、これは全て経営効率にもつながります。智恵文であれば乗って、名寄北でおりて大橋でおろして、また戻っておると。そういう部分でも非常に大きな効果があるのだというふうに私は感じております。

市としての整備構想、供用開始、また風連インターチェンジ、智恵文南おり口、また19線周辺の整備ということでお答えありましたが、やはりここはもう少し具体的、例えば風連インターチェンジであれば道の駅への影響というのは避けられないのだというふうに思います。当然インターチェンジをつくって、道の駅にどうアクセスしていくかというような、そういったことも影響も考えてという白田部長からお答えありましたが、そこら辺実際にどのぐらいの影響があるのか。では、影響があるとすれば、どこでどういうふうにその影響を補完していくのか。それが19線周辺の整備なのかどうか。やはりもう少し具体的なものも市の構想として示していくべきだというふうに思いますが、その辺のお考えもう少し具体的にお答えいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 私のほうから答弁させていただきますが、平成26年の8月に凍結解除、10年間抜本的見直し区間として放置されてから

ようやく今多寄から名寄間の整備が進んでいるということであれしく思いますし、この道路整備を地域の活性化につなげていきたいと、振興発展につなげていかなければならないというふうに強く思っています。今議員からお話もありましたが、先ほど白田部長からも答弁させていただきましたけれども、とりわけ風連地区、智恵文地区は1次産業の一大拠点でありまして、とりわけJAの施設、あるいは森林組合の一大施設もあるということですし、それぞれの農家さんが直接流通に携わっているということも含めて、ここはしっかりと整備をしていく必要があるのだろうということを市としても考えているところでございます。とりわけ風連地区については、恐らく想定される道路から考えて、インターがついたとしても市街地区から2キロぐらいのところになるのだろうというふうに思います。道の駅の話がありましたけれども、やはり道の駅の来場者数は、当然アクセス道路を整備をしたとしても相当影響が出るのでないかというふうに懸念を我々もしております。先ほども19線インター付近の話ございましたけれども、これは名寄市の商工団体からもこの提言は出ておりまして、高規格道路にすぐにアクセスができて、加えて一般道からもアクセスができるというところで、こうしたところに新たな活性化の方策を検討すべきではないかという、このことも重く受けとめますし、このことも含めて、現在の道の駅も含めて、全体として地域の活性化をどうしていくのかということは議論を急がれる部分だというふうに思います。ぜひともたたき台もつくりつつ、しかしこれは民間の皆さん、産学官金で連携をして議論を深めていかなければならない問題だというふうに思います。

もう一つ言わせていただくと、この高規格ができる東、いわゆる日本海、そしてオホーツク、両方からのアクセスの結節としてもこの高規格道路は大きく期待をされるのだというふうに思います。とりわけ下川方面、オホーツク方面、こちら

から239号からのアクセス、そこがしっかりとできると、より利便性の向上が飛躍的に高まるのでないかというふうに思います。239号の緑丘付近のカーブのあたりから19線を渡ってのバイパス構想というのも以前はお話があったということでもありますけれども、改めてこの実現性についてもよく検討して、地域間での連携も含めてぜひ要請行動等も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方財政の充実に向けた国の動向について外3件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 通告順に従い順次質問を申し上げたいと思いますが、大項目3番目の防災計画ほか災害関係については、多くの議員が関心を持って取り上げておりますので、今議会では割愛をさせていただきたいと思います。

地方財政の充実に向けた国の動向について。今年度予算は、昨年と同程度の一般財源総額が確保されたものの、今後も経済財政諮問会議が社会保障費と地方財政を歳出削減のターゲットにしているのは変わらないと受けとめています。そこで、次年度概算要求の地方交付税の総額確保についてと社会保障予算の確保と地方財政措置についてどのような情報に接し、名寄市を初め自治体としての基本的態度、対応についてお伺いをいたします。

トプランナー方式の導入について。今年度から国が求めているトプランナー方式についての目的としているところをどう受けとめておられるのかをお聞きをしたいと思います。

空き家空き地政策の総合化について。1つに、

住宅改修等推進事業の庁内論議についてですが、議会初日に議決をされた住宅改修等推進事業以外の政策議論経過についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、空き家空き地政策の総合化についてですが、空き家、空き地の財産売買は基本的には不動産業者も含む個人、民間同士になりますが、冬の生活の長い名寄市にとって除排雪やコンパクトシティーも絡む総合的都市政策との関連性もあるのではないかと考えます。その考え方をお尋ねをしたいと思います。

最後になりますが、市民の声からということで、1つに今後の公共料金、行政サービス等の負担増の動きについて。かねてから今年度中に公共施設等の手数料、使用料を初め上下水道料金等の市民負担増について一定の考え方を整理をすることになっていたと思いますが、その後の経緯や検討状況をお伺いをいたします。

借り上げバス利用について利用動向、同事業の差額負担に対する市民の声をどう受けとめられているのかお尋ねをし、この場における質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま熊谷議員からは、大項目で3点について御質問をいただきました。大項目の1及び大項目の4につきましては私のほうから、大項目の2につきましては市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目の1、地方財政の充実に向けた国の動向について、小項目の1から3につきましては関連でございますので、一括して申し上げたいというふうに思います。本年8月末日に締め切られた国の平成29年度予算の概算要求総額は、一般会計で101兆4,707億円となり、今後は成長戦略などに予算を重点配分するため設けられました優先課題推薦枠や一億総活躍社会の実現に向けた施策、さらには社会保障・税一体改革に係

る経費などにつきまして予算編成過程の中で検討するとされております。しかしながら、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標に向けて、財源の確保を踏まえ多くの課題があるものと思われまます。また、先般総務省におきましては、平成29年度の地方財政収支見通しに関する仮試算を公表し、その中で地方交付税は前年度当初予算比4.4%減の1兆5,588億円、地方の一般財源の総額は0.7%増の6兆2,000億円としているものの、その内訳につきましては臨時財政対策債が大幅に増加していることなどを踏まえますと、地方財政にとっては非常に厳しい見通しとなっております。

さらに、今年6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針2016では、経済財政計画に掲げる歳出改革などを着実に実行し、国、地方を通じた経済再生と財政健全化の双方に資するための優先順位をつけ、いわゆるワイズスペンディングの徹底や地方交付税を初めとした地方財政に係る制度改革にも重点が置かれ、その中でも今年度からの普通交付税の算定に導入をされた先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映、いわゆるトップランナー方式のあり方については、引き続き検証を行うこととされているところでございます。

こうした中、国におきましては、経済再生なくして財政健全化なしとし、600兆円の経済の実現と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとしていることから、地方財政に対しての影響が危惧されるところであり、平成29年度の地方財政対策は非常に厳しいものと想定されます。本市におきましては、歳入の根幹であります普通交付税の合併算定がえの縮減率が進むこともあり、安定的な財源の確保に向け、引き続き国の動向にはしっかりと注意をしまいたいと考えてございます。

続きまして、大項目の4、市民の声から、初めに小項目の1、今後の公共料金等の負担増の動き

について、現状の取り組みと検討状況について申し上げます。現在当市の行財政改革の一環として、公の施設などの使用料や上下水道料金の見直しについて検討を進めてございます。これらを初め行政サービスの提供には、施設整備に係るインシヤルコストと人件費を含めたランニングコストなどの経費が発生をし、質の高いサービスを将来にわたり安定的に維持していくためには相応の費用が発生をしてございます。これら行政サービスの多くには公費が充てられており、結果として利用する市民はもとより利用しない市民も間接的に経費を負担することとなります。このため利用する市民には利用の対価として応分の負担をいただく受益者負担の原則に基づき御理解をいただいております。また公平性、公正性を確保するため受益と負担の明確化を図る必要があると考えております。

見直しの現状についてであります。まず公共施設使用料につきましては、旧風連と旧名寄との合併後有料、無料の統一や一部の使用料等で統一を図ってきたものの、使用料設定に関する新市としての統一的な基準が作成されておらず、両地区での算定方式や金額に差があり、一層の公平性を確保していくため見直しが必要であると考えているところであります。使用料に関する設定基準は、昨年度開設をしましたENRAYホールの使用料設定に用いたランニングコストから受益者負担を算出する手法を基本とし、昨年度から市内ワーキンググループにおいて各施設情報の収集や他自治体の基準を参考としながら各課題解決を図り、現在使用料に関する設定基準の基本方針の策定を進めているところであります。見直しの視点といたしましては、類似施設使用料の格差解消や使用料表示方法の統一化、用途、カテゴリー別の負担割合など公平性、公正性と明確化を図るものと考えてございまして、その内容につきましては近く議会にも御報告をさせていただきたいと考えてございます。また、その後につきましては、この基本方針

に基づき、各施設ごとの具体的な金額の設定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、上下水道料金についてでございますが、平成27年度に上下水道事業経営審議会を設置をし、有識者や公募委員など10名により平成27年9月から審議会を4回開催してまいりました。審議会では、上下水道事業の現状、事業計画、財政状況と今後の見通しなど慎重に審議を行い、本年2月に答申をいただいております。

答申の内容といたしましては、現状では施設老朽化への再投資や使用水量の減少により経営状況の悪化が見込まれ、水道料金につきましては経費の削減、施設老朽化更新の先送りも限界に近いことから、料金の引き上げ改定が必要とされてございます。また、下水道使用料につきましては、当面現行の使用料と一般会計繰入金により財源確保が見込まれるため据え置きと答申がされてございます。今後につきましては、審議会の答申や平成27年度の決算状況などを踏まえ、慎重に内部協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、借り上げバス利用について申し上げます。借り上げバスの利用に当たっては、平成21年度から福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金として、福祉及び社会教育関係団体が研修などを目的とした移送に市が指定をした委託業者から車両を借り上げた場合におきまして、老人クラブであればその費用の10分の9を、老人クラブ以外の対象団体にあつてはその2分の1を補助しておりますが、バス運賃の新料金制度への移行に伴い、平成27年4月より利用団体の負担が増加することから利用団体に対し3年間の緩和措置を講じることとし、平成27年度においては新料金と旧料金との差額の全額を、平成28年度においては3分の2を、平成29年度においては3分の1を市が負担することとしております。一例を申し上げますと、老人クラブ以外の福祉関係団体が札幌方面に中型バスを利用した場合、旧料金では団体の負担額は2万9,750円、新料金で

は4万2,480円となり、その差1万2,730円が団体の負担増となります。さきにも述べたように3年間の緩和措置を講じていますことから、平成27年度においてはその差額分を市が全額負担いたしますので、団体の負担額は変わらず2万9,750円、平成28年度は差額の3分の2を市が負担することから団体負担額は4,243円増の3万3,993円、平成29年度は差額の3分の1を市が負担することから団体負担額は8,487円増の3万8,237円となります。

お尋ねのありました平成28年度の利用状況についてであります。現段階におきまして老人クラブの利用では6つの老人クラブと名寄市老人クラブ連合会の利用による8回、老人クラブ以外の福祉関係団体の利用は16団体が利用してございます。社会教育関係の利用は、14団体の利用となっており、それぞれほぼ例年どおりの利用状況と考えているところでございます。

借り上げバスの利用料金につきましては、新料金へ移行する際、利用されている団体に対し説明を行い、御了承いただいております。また、その後においても毎年1月上旬に次年度の料金についてお知らせの文書を送付させていただいておりますが、今のところ各利用団体から料金や負担割合などについて御意見や御要望を伺っていませんことから、新料金に対し一定の御理解をいただいているものと考えているところでございます。しかしながら、次年度以降においても利用団体の負担がふえることが見込まれますので、引き続きお知らせ文書などにより丁寧な説明に心がけてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2点目、空き家空き地政策の総合化について申し上げます。

初めに、小項目1の住宅改修等推進事業の庁内議論について申し上げます。住宅改修に係る助成

事業につきましては、過去に平成19年度から21年度の3カ年にわたり事業を実施、3カ年の合計で申請件数628件、補助金額の合計で1億2,560万円、対象の工事費総計で13億800万円以上の改修工事が行われ、市内の関連事業者の振興、雇用の創出、住環境の整備に一定の効果があつたと認識をしております。今回の住宅改修等推進事業を行うに当たっては、昨年10月に策定をいたしました総合戦略の中の具体的な施策として人材育成や移住、定住の推進を目的に掲げたことにより、事業内容、対象工事等、前回の改修助成事業を担当した経済部を中心に中身の議論を行ってきたところです。また、名寄市空き家等対策計画の策定に係る庁内議論の中でも、いわゆる空き家バンクに登録をされた住宅に関しての施策としても引き続き居住の用に供する場合への改修費用の助成についての支援が掲載をされたことから、今回の事業にメニュー化をしたところでございます。

また、この事業以外の政策議論の経過につきましては、これまでに3回、庁内6部署12課から成る庁内検討委員会を開催をいたしまして、本年8月に策定をした名寄市空き家等対策計画の中でも掲載をしておりますが、関係部署との連携による空き家利活用の促進に向けた庁内連携体制、あるいは関係部署の役割など議論した経過がございますが、このあたりは計画策定に向けた議論が中心であり、本格的な政策議論については今後空き家対策の課題が明らかになった時点で、あるいは国等の制度に改正の動きがあつた時点から始まるものと考えているところです。

次に、小項目の2、空き家空き地政策の総合化について申し上げます。平成26年1月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされ、翌27年5月には同法が完全施行されたことを受けて、本市におきましても空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するため庁内検討委員会を立ち上げ、法に基づいた名寄市空き家等対策計画の策

定に取り組んでまいりました。本年8月に策定をされた空き家等対策計画では、空き家等の状況に応じた対策が必要であり、対策を3項目に整理した中で取り組むこととなります。主な内容としましては、1点目が空き家等の発生抑制、2点目は空き家等の流通や利活用の促進、この項目には現在立ち上げ作業中の空き家バンクが含まれております。3点目は、適切に管理をされていない空き家等への対策となっておりますが、いずれの項目の中でも庁内の連携が必要不可欠であり、より一層の庁内連携を図ってまいりたいと考えております。

空き家に関連して単品の事業や対策ではなく、政策として総合的な取り組みについて問い合わせをいただいているものと考えておりますが、現状では新たに取り組む空き家バンク制度、これまではなかった空き家の有効活用という部分では一つの鍵になる取り組みと考えておりますが、今回住宅改修等推進事業補助金が空き家バンク登録住宅にも適用される動きがありまして、個別具体の事業がつながることで総合的な空き家対策、政策となることを期待をしているところですが、いままじ時間をいただいた中で、引き続き名寄市空家等対策協議会を初め、空家等対策庁内検討委員会の中での議論を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれお答えをいただきましたけれども、最初に名寄市の一般財源、地方自治体の一般財源や、あるいは社会保障予算をどう確保するかという視点も関連をするので、新しく来られました松岡参事監に1つだけお答えをいただければと思ひますので。

2年間という時限つきで加藤市長が呼びををして、まだ3カ月足らずですけれども、どちらかといえば私ども地方自治体の財政の所管は総務省、8月下旬に概算要求もしておりますが、財務省とい



えば、これ間違っていたら訂正をお願いしたいと思うのですけれども、それをいかに削るかという役割に受けとめておりましたけれども、きょうの午前中の議会のやりとり、あるいは初日、2日目の各議員のいろんな一般財源が必要な質問等についても一部前向きにお答えもいただいておりますけれども、そういう非常に重要な財源であるということについての理解は既にされていると思いますが、恐らく松岡参事監はいろんな意味で市長やら、あるいは議会や市民からも期待をされての2年間だというふうに思いますので、その印象をお伺いをしたいというふうに思いますし、またこの3日間の一般質問の中でも相当一般財源が必要な質問がいろいろ出ていたと思いますけれども、お聞きになって地方の現状についての理解をどれだけ深められたかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 御指名いただきましたので、お答えさせていただきます。

この3日間いろいろ議論を聞かせていただきまして、まさに市民に密着した現場の財政需要、たくさんいろいろなものがあるなというのを認識させていただいているところでございます。一般的な財務省あるいは主計局の印象としまして予算を切ることが仕事であるということで、間違いではもちろんありませんけれども、切ればいいというものではありませんで、当然必要なものは必要であるし、そうでない、あるいはちょっと優先順位が違うかなというものについては、いろいろと意見を言わせていただくという立場だと認識しております。

先ほどまさに総務部長からも答弁ありましたけれども、国の一般会計予算の構造のほうを見ますと、28年度予算一般会計歳出が96兆円だったか、7兆円だったかと記憶しておりますけれども、これの大体3分の1に当たるのが社会保障関係費であると。そして、地方交付税が15%ぐらいありますので、これを足したら大体半分ぐらい積み

上がると。そしてまた、4分の1ぐらい国債の利払い費ありますから、それ以外の経費、公共事業ですとか教育、科技振興費、防衛費、その他いろいろエネ対費、食関費ありますけれども、それら全部積み上げても社会保障関係費、交付税、利払い費除けば4分の1にしかならないと。そこで当然見直しはしていくのですけれども、社会保障、地方交付税、これも含めて全体で見直していくというのがこの諮問会議もそうですし、財務省も当然そういう立場であると思います。その中でいろいろと先ほどトップランナー方式なども言われていましたけれども、議論があるところは承知しておりますけれども、いろいろと模索しているということだと思います。

そして、この自治体さまざま課題がありますし、やらなければいけないこともたくさんあると思いますけれども、この2年間いろいろ勉強させていただいて、名寄市で頑張らせてもらうことはもちろんのこと、国に戻ってからここで学んだことを生かしていけるように精進させていただければと思いますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 社会保障財源、あるいは地方自治体にとって一般財源が非常に重要だという御理解もいただいておりますけれども、ぜひ2年間という限られた、よかったらその後もずっと残って活躍をいただければと思いますが、大いに期待をしておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

そこで、今総務部長から新年度の概算要求の概略について私も受けとめているところなのですが、残念なことに経済諮問会議、政府が所管をするその中では、社会保障サービスが年々1兆円ぐらいずつ自然増の状態でありながらも期待に沿うほどの予算がつかない。あるいは、安倍政権が求めている地方創生やらさまざま、言葉は非常にきれいですけれども、その財源のためにまた地方財源

を逆に圧迫をするという状況もあるのではないかと  
いうふうに思っております。社会保障サービス  
は、国費と自治体の地方単独事業に大別されます  
けれども、年金を除けば恐らく全てが地方自治体  
を通して市民にサービスを行うという状況があろ  
うかと思いますが、それに反面する形で必要な財  
源が非常に圧縮をされているということなどにつ  
いて、ここ二、三年の段階において名寄市におけ  
る影響というのはどのような形で出ているのかお  
知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げまし  
たけれども、あれは総務省が今試算として出して  
いるものということでありました。閣議決定され  
た平成28年度概算要求に当たっての基本的な方  
針を見ますと、社会保障関係、年金、医療等にか  
かわる分については、高齢化に伴う増については  
予算を認めるけれども、それ以外の分についての  
いわゆる制度の拡充等については今後の予算協議  
の中で検討されているというところありますので、  
私どももここは国の制度にのっとっての実施とな  
りますので、この予算段階での協議、これの結果  
を見ないとなかなか地方への影響というのは見え  
ないのかなというふうに思っておりますが、いず  
れにしても社会保障関連については、消費税の増  
税というのを前提に制度の拡充を図るというのを  
国のほうで予定していたところでありまして、そ  
の増税が先送りをされたということでありまして  
で、当初の予定どおりの社会保障の充実というも  
のについては難しくなっただろうと、そのような  
受けとめをしてございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 執行側も私ども議会  
も基幹財源である社会保障財源あるいは一般単  
独財源を確保するという方向性については、恐らく  
一致をされ、地方六団体を通しながらもその要望  
を強く働きかけているところだろうというふうに  
思いますけれども、国が社会保障にかかわる経費

を削るということは、いわゆる交付税措置されて  
いる裏負担分の地方債だとか社会保障費全体が削  
られるような状態になれば、地方の単独事業であ  
る、今は公立保育所も国庫補助もない状態の中  
でやっておりますけれども、全体的にこれが崩れ  
るとそういう日常身近なサービスが根底が崩れる  
ような気がいたしてなりませんけれども、これは私  
の老婆心の程度で終わればいいのでしょうかけれ  
ども、改めてこちら辺についてお聞かせをいた  
さしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 現段階では、先ほど  
も申し上げましたように国の予算編成の中で議  
論がされているところですので、私どもが推測  
で発言するところには至らないかと思いた  
しますが、消費税の延期のときに安倍首相が言  
われたところでは、子育ての関連について、あ  
るいは介護職の離職についてのところにつ  
いては進めたいというようなところの発言もあ  
りましたので、そういった分野については一定程  
度の財源措置もされるのかなというふうに思  
いますが、総額の確保ができない見込みある中  
では、ほかのところについては市長も言われ  
たように当初の予定どおりにはなかなか進め  
ることはできないのではないかと  
いう発言がありましたので、少し先に送られる  
ものについてもあるだろうと、そのように認  
識をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 多少は危機感はある  
ような答弁でしたけれども、経済財政諮問会  
議の中ではもちろん政権がやりたい地方創  
生、あるいは一億総活躍だとかさまざま  
言葉巧みに皆さんに提起をしております  
けれども、その反面プライマリーバ  
ランスを一定の時期は保つということだ  
とか、あるいは社会保障財源を自主的に  
伸びを抑えながら、あるいは地方交付  
税も今回入り口、出口の関係では一定  
の差が出て、地方に配られる金が少  
し圧縮をされているという認識が答  
弁でもあつ

たとおり、一地方自治体で加藤市長が幾ら声を上げてもなかなかということはあるのでしょうかけれども、もっと危機感を持っていいのではないかというふうに思っていますが、市長は市長会あるいは全国の会議にもたくさん行かれると思いますけれども、その辺の動向についての認識はどのようにお持ちでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 一般論という話になるかもしれませんが、当然今人口が減少傾向にある中で財源をどう担保して、それをどう配分していくかというのは非常に大事な課題であり、またその中で地方の財源がしっかりと確保されていくということに関しては、非常に危機感を持って毎回毎回あらゆる場面で決議なり、あるいは要望をさせていただいているということだというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それだけの危機感を持って、しっかり市長会の中でも目立つような役割をぜひ情報発信をしていただきたいと思いますと思うのですが、今年度の地財計画の中でも安倍政権は地方交付税の総枠確保を言いながらも、給与関係費3.4兆円だとか投資的経費を16兆円も抑えているという状況もあって、実際名寄の行政の中にも予定をして手をつけたいことが先が見えないような状態があったのではないかと思います。特に投資的経費の関係でいけば教育部長だとか建設水道部長あたりはどのような現場段階では想定のもの、東小学校の関係もございませけれども、同様の現状について事実関係だけでもお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま議員のほうから公共施設における投資的経費が国のほうで現状維持の中でなかなか増額されていないということの影響というところだというふうに思いますけれども、この前の議会の中でも東小学校の改修におきましても今回補助金が少なかったということで、過疎債を充てての事業をすることになりました。今後におきましても義務教育施設の中央小学校であったり、そういったものの計画もしていますので、そういった面では国がそういった経費が伸びていない状況についてはちょっと危惧をしていますが、担当としては計画どおり進めるように国にも働きかけて、その予算確保についても道教委等も通じながら今後も働きかけをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 建設水道部にかかわっては、多くの事業を実はやっておりますけれども、公営住宅の関係が私ども建設水道部がやっている事業ということでございまして、公営住宅の関係については特に国のほうからのそういった締めつけとかということについては現在のところは感じてございませけれども、それ以外の部分で、例えば社会資本整備事業ですとかそういった部分については、これは近隣の市町村もそうですけれども、少し交付率が悪かったりというような状況にはあろうかというふうに認識をしています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 補足させていただきませけれども、地方財政計画そのものは、それぞれの地方自治体が必要とされるものを積み上げて出てくるというものではございませぬので、全体の国のマクロベースでのお話でありますから、私ども名寄市でこれから行おうという投資計画とずれてくるのは一つあります。

ただ、今教育部長、建設水道部長から御答弁さ

せていただきましたとおり、国のほうは投資の部分が減っておりますので、当然ながら国庫補助金のところにも影響が出てくると、こういうような状況であるというのは認識しているところであります。地方財政計画そのものを見ますと、昨年あたりからだんだん投資の部分が減ってきておりますので、この傾向は続くのではないかなというふうには思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれ時間差の影響がじわじわ出てくるのではないかという私も危惧しておりますけれども、今日的にはここ三、四年特に社会保障と税一体改革に基づいて社会保障ニーズが非常に増大しているのではないかというふうに認識しています。ここ2年ぐらいでも子ども・子育ての新制度だとか地域医療構想の策定だとか地域包括センター、地域包括ケアシステムだとか生活困窮者の自立支援など新たな制度がどんどん、どんどん出てきている割には、実際にそのニーズに応えられるような自治体の社会保障経費がふえるどころかむしろ削減されているのではないかという傾向を私も全国的には聞いておりますから、実際にその辺についてどのような危機感持っておられるのかをお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 前段松岡参事監から御答弁ありましたとおり、社会保障経費については国の大きな支出項目となっております。この間の推移を見ますと、小泉政権のとき、いわゆる三位一体改革のときに補助金の交付税化という形で振りかわっているというケースがございました。今回の議会答弁の中でも例えば救急医療の関係も前は交付金だったのですが、それが交付税制度の中に取り込まれていると。そうすると、交付税そのものの中身も一緒に見ないと、この社会保障の財源というのは正しい姿が見えてこない。逆に言えば、交付税の制度設計においてどういうことがな

されるのかというのを我々もきちんと注意していかなければならないと思っております。これが一番大きな課題になるのではないかなと思っておりますが、29年度、これからの予算に向けては、今概算要求という形で終わっておりますが、ここは本当にどういう形で財源も含めてどうなるか、これは十分注視していかなければならない大きな課題というふうには認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 少し具体的に、恐らく田邊部長も心配の種ではないかと思っておりますが、今の政権、消費税増税に伴う、2年半延期されましたけれども、消費税の是非論は別にしても軽減税率の導入が予定をされています。これは、ほとんどがこの税源を担保にしながらの各種政策が特に社会福祉関係では予定をされているわけなのですが、大体この軽減税率の財源が3,000億円ぐらいだというふうに言われていますので、国にはどのような形から財源担保についての情報が得られているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 国が今消費税の10%引き上げに当たりまして軽減税率を考えていられるという情報は存じておりますけれども、そのこと自体が直接社会保障費にはね返ってくるというような認識は持っておりません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 意外とのんびりされておられるのかなと思うのですが、安倍政権の中で言葉は非常にいい、私もいい訴えだなという、政策だなというのは思いますが、実際には野党を中心にして裏財源、担保する財源が明確でないということと、それにあわせて冒頭言ったよ

うに社会保障関係や地方財源、交付税中心とする既存の財源に手をつけて、圧縮をしているという現実も実際にはあるのですけれども、来年度以降名寄市で予定している社会福祉政策、あるいは先ほど介護保険の話もいろいろ出ておりましたけれども、それについての見通しは十分立っているということの理解でよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 消費税が8%への延期になった最初の段階で介護保険料の低所得者軽減、これが見送られて、現在も見送られているというような状況がございます。そういった影響はかなり市民の方々、特に低所得の市民の方々には影響が出ているというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 次に、トップランナー方式のほうで少しお聞きをしたいと思うのですが、一応建前上は頑張る地域の応援、行革努力や地域活性化努力の反映を前提にしてということで、選別的な、あるいは政策誘導的な交付税算定が相次いでいるというふうに聞いていますけれども、実際に27年、28年の中では、トップランナー方式はこれからということの答弁もいただきますけれども、これらを受けて名寄市において先行的に何か意識をされていることというのがございましたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 交付税のトップランナー方式はこれから出てくるものでありますけれども、基本的には地方公共団体それぞれの行財政改革、それがそのまま交付税の制度の中にも反映されていくような、そういうような大枠のイメージであります。ですので、今のところ私どもも行財政改革に取り組んでおりますので、それが具体的にどういうものかというのはまだわかりませんが、そこは一つクリアできているかなとは思っております。

それと、もう一つ、最初の答弁でございましたけれども、いわゆるワイズスペンディングということではありますが、これは支出においてもやみくもに支出するのではないと。将来必ず有利、あるいは利便性を高める形での支出を図りなさいということでもありますから、この2点についてはそれぞれの予算査定、あるいは政策協議の中でやっていかなければならない事項だというふうには認識しているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） かつては起債償還の関係で繰上償還の話題もいつきございましたけれども、あの時点でも一定の条件を付されて、行革の努力、削減努力を前提にしたという、5%以上のその償還を一部できたということについては一定の効果はありますけれども、今回のトップランナー方式の目的、狙いというのはちょっと次元が違うなという感じがしておりまして、総務大臣ですら地方財源に手をつけるということだとか、もう手いっぱい地方も公務員は削減、削減、削減で、非正規が4割に近いという状態にまで役所そのものになっている段階で限界だという記者会見をされているのは記憶ありますけれども、トップランナー方式についての基本認識をどう持つかによってこれから名寄市の行政の影響というのは変化が出るのかという感じがしますけれども、それらについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 先ほど申しましたとおり、行革の中でトップランナー方式ある程度クリアできるかなというふうに思っておりますが、言いかえますとそういった自助努力といいますか、漫然としていた行政コストをかけるという状況ではなかなか有利な財源構造になっていかないというのは、これは事実としてあるというふうに考えております。このあたりはいち早く情報をつかみながら、どういう形がいいのか、先ほど正規、非正規の関係もございましたけれども、一方で私ど

もも日常の業務たくさん抱えておりますので、効率的な行財政運営を行うという観点も持ちながら進んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今議会の中でも私もいろいろ聞いてきて、各議員がそれぞれ、特に答弁の中では一般財源にかかわる前向きな空調設備の問題だとか、あるいは介護現場の単独でもやらなければならぬという市長の決意も若干ございましたけれども、まさに自治体にとってみれば交付税を柱にしなが、全体を通しての一般財源というのは非常に有効な財源だというふうに考えておりますので、一層の御努力をお願いをしておきたいと思うのですが、私どもの山崎議員あるいは高野議員、あるいは午前中の奥村議員、それぞれ介護人材の確保だとか、あるいは公共施設の環境整備なんかについて、それぞれ私の受けとめ方としてはこれはただの検討でなくてやるのだなという決意が伝わってきましたけれども、十分そういうもののみ込みながら、一般財源の確保について御努力をいただくことになるのですが、改めてその辺の再確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） とりわけ介護の現場についての危機的な状況というのは、先ほど来御指摘いただいておりますし、さまざまな御提言もいただいておりますので、全て全てをやるということにはならないと思っておりますけれども、即効性のあるものから費用対効果も鑑みてしっかりとやるべきことはやっていくと。加えて国のほうでも一億総活躍ということで、この辺の政策が出てくるのではないだろうか。そのことも期待しつつ、あるいは注視をしながら、国、道の状況も鑑みて、それと連動した形ででも施策を打っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 容易なことではないでしょうけれども、地方自治体それぞれ共通した

現場の実態や課題があるわけでありましてけれども、補助事業トータルもいろいろ景気との関係では非常に重要な要素ではありますけれども、ぜひ一般財源総額、あるいは交付税、3カ月後にはまた地財計画が出されることになろうと思っておりますけれども、一層の御努力をお願いをしておきたいと思っておりますし、また各議員が取り上げていた課題についても即効的に見えるような形を一層の努力を求めおきたいというふうに思います。

あと10分ぐらいですけれども、次の課題に移りたいと思っております。空き家、空き地の関係で、とりあえず住宅改修改善、これに絡んで営業戦略課のほうで提案をし、決まって、それはそれとして町場の期待もありますし、私どもも取り上げてきた課題でもありますから、実効性が高まることを期待をするのですけれども、室蘭市において、あそこの市長はもともと議員時代から室蘭市の空き家、空き地の問題についての熱心な取り組みをされて、今回特にこれに絡んで空き地、空き家は一つの個別政策という捉え方ではなくて、地域の都市政策、あるいは冬の、あそこは冬は雪はそう多くはないですけれども、名寄に置きかえてみれば非常にこの問題をきっかけにしながら、総合計画というか、総合化について今から具体的に創造する必要があるのではないかというふうに思っております。特に除雪問題も経済建設常任委員会で熱心に今取り組んでいるところなのですが、市内の各地に適当な空き家、空き地、公園も一部ございまして、公園も本来目的との関係も違いますので、なかなかそれが決定的な雪置き場にはなりませんけれども、そういう雪の対策の問題だとか、あるいはコンパクトシティとの関係なんかで次の総合計画の中で少しそこら辺についてのイメージを膨らませた総合化について検討をされる必要があるというふうに思っておりますので、改めて答弁を求めたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 三島部長の答弁の中で、

これからいろいろな計画もすり合わせながらというお話ございましたけれども、庁内の検討委員会の中で若干そのあたりについても話は出ておりました。例えば災害時の問題、倒壊する家屋はもちろんですけれども、あるいは一方郊外地のほうに目を向けると空き家があればそこは今回も議論になりましたが、地域おこし協力隊としての住居の提供ですとか、あるいは市街部であれば社会福祉施設への転用ですとか、空き家バンクそのもの以外にもいろんな角度をつけながら、総合的な政策ということについても庁内の検討委員会ではいろんな意見が出ておりました。あとはこれをどういうふうにまとめて、それこそ優先順位をつけながら、あるいは一番ニーズの高いところを研究しながらということになりますけれども、まずはその空き家バンクの創設ということで始まりましたので、それからどういような展開を見せるか、これは庁内の中でも一生懸命やりたいと思います。

また、やるに当たっては現場がどうなっているのか、言いかえると現地なのですけれども、市街地の状況、あるいは空き家の置かれている状況がどうなっているか、これも当然十分検証しなければなりませんので、若干時間はかかるかもしれませんが、1つずつ着実にこちら辺は総合的な政策ということで組んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 名寄市も土地開発公社の解散以降公有地持って、たまたま大型用地、警察署の関係でめどがついたということで非常に喜んでいますが、そのほかにも結構市内小さな用地でしょうけれども、処分がし切れない公有地があったり、あるいは今との関連で空き地、危険なものについては当然空き家についての処分は一定の計画の中で推進をされていくというふうに思っていますが、空き地の有効活用、これは民間が絡むから非常に容易でない話かもしれませんが、政策として計画的に一定の地域に一定の用地

を確保するというのは、税金を投入するか、あるいは地域で特に冬を意識するとすればとか、災害の関係なども含めて有効な制度になっていくのではないかというふうに考えておりますし、そこは空き家ということは一定の整理がこれから計画の実行によって効果を上げられていくというふうに思いますけれども、空き地についてもぜひ計画的な利用について念頭に置きながら、その総合化を図っていただくように求めておきたいというふうに思います。

市民の声からですが、先ほど総務部長、失礼ですけれども、答弁いただいたのですけれども、今の答弁私が第1定で質問したことの同じような答弁、今ここに私議事録印刷してありますけれども、ほとんど同じような答弁なのです。それは、近々議会にも説明いただくということだから、そういう答弁になったかもしれないかもしれませんが、早く市民負担を求めれということとは真逆な考えで私は質問しているつもりですけれども、どちらにしても負担増を想定をした内容が近々議会にも説明をすることですから、そこでまた議論をさせていただきますけれども、答弁としては余りうれしくない答弁でした。

借り上げバスのほうに行きますけれども、一応これも関係団体に理解を得ていると。利用も例年並みだということですが、実際に関係団体の皆様も諦め顔という感じにいるし、実際にこれを利用された市民の皆さんからは、何だという問いをいただくこともあるのです、実際には。3年前ぐらいでしたか、高速道路で大事故があって、これはこれで労働強化の結末が大事故に至ったり、あるいはそれを改善するというのは当然のことだというふうに思っていますから、ただこれも原因についても2000年以降の規制緩和、需給調整の名前のもとに国がやってきた政策の結末なのです、実際には。競争主義、安ければいいという状況で悪のりした結果がこの結果だというふうに考えていまして、それはそれとして受けとめなければな

らぬ、自治体も利用者も。ただ、それ以降の話として、結局は3年の軽減措置は設けましたけれども、最後は住民負担ということについてのやっぱ議論はあるのです。

その辺について、たまたま毎年文書を出されているということで、ここに用紙があるのですけれども、バス利用団体代表者各位と。総務部財政課車両係と。平成28年度の借り上げバスの運賃についてということで、先ほど御答弁いただいたような内容のことを理解を求める内容なのですが、市役所の文書として、いつ、どこでというのは車両係と書いてあるから車両係なのでしょう、総務部長所管の。これはチラシなのか、単なるお知らせの文書なのか、市役所内部の文書なのか、どういう理解で受けとめたらいいいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げたように、大体例年1月ぐらいをめぐりに利用団体の皆さんのほうに周知文書としてお配りをさせていただいているということでありまして、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市役所の文書というふうにおっしゃいましたけれども、文書というのは大体日付が入るのではないですか。あるいは、市長名あるいは担当部長名とか、係といっても今職員名簿見たら係長さん1名しかいないということなのですが、もう少しそういう面では、大体市役所内の決裁文書といったら全て文書番号入ったり、月日が入ったり、もっと説明責任を果たす上で丁重な扱いが必要だったという感じがしますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） できるだけわかりやすく丁寧なというか、身近な文書でということであるような形をとらせていただいていることではありますが、市からの文書ということで不足するところについては、本年度、次年度に向けて発信さ

せていただく文書については、改めて点検をさせていただきたいというふうに思います。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひそこは改善をさせていただきたいと思うのですが、一応利用団体の責任者もやむを得ないかという印象の受けとめ方していますけれども、実際にそれを利用する市民、住民の感覚からすると、この制度が何のために行われているのかというのは、老人クラブ連合会、あるいはいろんなスポーツ団体、教育団体も含めてそのバスがどうしても必要で、そして利用を高めることによって生活や、あるいは大会に参加しやすいとか、そういう大きな目的があって、むしろ横ばいならいいというものではないのではないのかという感じがしまして、改めてそこは利用を高める意味合いでの検討、工夫というのが必要な気がします。特に青少年関係では、大きな大会にこのごろはいろいろ頑張りがあって全道大会だ、全国大会だという、これはバスに限らずですけども、なかなか保護者だとか指導者等の、あるいは子供たちも含めて非常に大変だという、強くなったり、うまくなったり、技量が高まれば高まるほど全国大会という可能性は非常に高いわけですけども、その辺の実情を踏まえて、この利用などについても高める努力の政策として一考を要するのではないかというふうに考えていますので、どちらからでも結構ですけども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 言われるように補助をしておりますので、その補助の目的があるということでありまして、この補助の目的は高齢者の方、あるいは社会教育団体の方がより一層活動できるようにという目的のもとに実施をさせていただいているものであります。先ほどの施設のところでも申しましたけれども、実際に利用される方、利用されない方がありますので、ある面では利用



者負担の原則のところについては必要だというふうに思いますが、ちょうど来年が経過措置3年目になりますので、少し私ども制度の内容については改めて検証させていただければと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第4号については同法第22条第1項の規定に基づき平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げるものでございまして、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、私のほうから報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、配付をいたしました説明資料の1ページのほうをお開きいただきたいと思います。初めに、総括表1、健全化判断比率の状況に

ついてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことから、なし、バー表示とさせていただいており、実質公債費比率につきましては前年度より1.2ポイント下がって9%、将来負担比率につきましては10.6ポイント下がって34.3%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思います。総括表2、連結実質赤字比率などの状況についてでございますが、初めに表の左上の欄は一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率の積算の内訳を記載してございます。一般会計の実質収支は6億3,376万2,000円の黒字となっていることから、分母である標準財政規模に対する割合につきましてはマイナス5.03%で、実質的な赤字が発生していませんことから、なし、バー表示としてございます。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の実質収支を合計すると表の右下のとおり21億7,199万1,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス17.26%になり、実質的な赤字が発生していないことから同じくなし、バー表示としてございます。なお、企業会計につきましては、実質収支を計算する際の数値につきましては純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となり、水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も流動資産の額が流動負債の額を上回っていることから、上回っている金額が資金剰余額として計算されることとなります。

恐れ入ります。3ページをお開きいただきたいと思います。次に、総括表3、実質公債費比率の状況についてでございます。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え、特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3年平均を用います。平成27年度決算では、前年度より1.2ポイント下がっ

て9.0%となりました。実質公債費比率が下がった主な要因は、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したことと普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の増加などが挙げられます。

恐れ入ります。4ページをお開きいただきたいと思っております。総括表4、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成27年度決算では、前年度より10.6ポイント下がって34.3%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債など繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載してございます。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載してございます。将来負担比率が下がった主な要因は、職員の退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源である基金の残高及び基準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

恐れ入ります。5ページのほうをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を示してございます。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当額の欄は貸借対照表における流動負債の金額、また歳入相当額については流動資産の金額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも流動資産の金額が流動負債の金額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はございません。

また、簡易水道事業特別会計ほか3特別会計につきましても、それぞれ歳出歳入の決算額を記載してございます。平成27年度決算において簡易水道事業会計は、水道事業会計へ統合されることに伴い打ち切り決算となったため、決算余剰金が生じたことにより資金不足額はマイナスとなって

おりますが、簡易水道事業会計以外の特別会計については一般会計繰入金で調整しておりますので、収支はゼロで、資金不足は生じてございません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号外1件を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月24日から9月28日までの5日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月24日から9月28日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高野美枝子

署名議員 高橋伸典

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年9月29日（木曜日）午後1時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の延長  
日程第3 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算

審査特別委員長報告）

日程第4 議案第23号 工事請負契約の締結について  
議案第24号 工事請負契約の締結について  
議案第25号 工事請負契約の締結について  
日程第5 議案第26号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第3号）  
日程第6 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについて

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の延長  
日程第3 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）  
議案第15号 平成27年度名寄市簡

易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

11番 山田典幸 議員

議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

12番 大石健二 議員

議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

13番 熊谷吉正 議員

15番 高橋伸典 議員

16番 佐々木寿 議員

18番 東千春 議員

議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田康子 議員

議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

1. 事務局出席職員

事務局長 久保 敏

書記 倉澤 富美子

書記 開発 恵美

書記 長正路 慶

日程第4 議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の締結について

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君

副市長 橋本 正道 君

副市長 久保 和幸 君

日程第5 議案第26号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第3号）

教育長 小野 浩一 君

総務部長 白田 進 君

日程第6 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについて

参事 監 松岡 将 君

市民部長 三島 裕二 君

健康福祉部長 田邊 俊昭 君

経済部長 川田 弘志 君

建設水道部長 中村 勝己 君

教育部長 小川 勇人 君

1. 出席議員（17名）

議長 17番 黒井 徹 議員

副議長 14番 佐藤 靖 議員

2番 山崎 真由美 議員

3番 野田 三樹也 議員

4番 東川 孝義 議員

5番 川村 幸栄 議員

6番 奥村 英俊 議員

7番 高野 美枝子 議員

8番 佐久間 誠 議員

9番 塩田 昌彦 議員

10番 川口 京二 議員

市立総合病院 岡村 弘重 君

事務部長 岡村 弘重 君

市立大局学 松島 佳寿夫 君

事務局長 松島 佳寿夫 君

こども・高齢者 馬場 義人 君

支援室長 馬場 義人 君

営業戦略室長 水間 剛 君

上下水道室長 天野 信二 君

会計室長 常本 史之 君

監査委員 上田 盛一 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

12番 大 石 健 二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の延長についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日までと議決されておりましたが、議事の都合により会期を明日9月30日から10月13日までの14日間延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、明日9月30日から10月13日までの14日間延長することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第16号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定に

ついて、議案第17号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、川口京二委員長。

○決算審査特別委員長（川口京二議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第11号から議案第17号までの各特別会計決算の認定について、議案第18号 平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月1日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私川口京二が、副委員長には高野美枝子委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月26日に再開し、審査日程を9月26日から29日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会では全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了解をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計については起立多数により、その他の5特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致

で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げます。本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第10号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第10号 平成27年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定についてから議案第19号 平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第19号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第23号 工事請負契約の締結についてから議案第25号 工事請負契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号及び議案第24号並びに議案第25号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学保健福祉学部再編事業における新棟建築主体工事及び新棟機械設備工事並びに新棟電気設備工事の工事請負契約を締結しようとするものであり、まず議案第23号、新棟建築主体工事につきましては、本年9月16日に2社による一般競争入札を執行した結果、大野組・新谷建設・高橋組特定建設工事共同企業体が7億8,800万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税6,304万円を加え8億5,104万円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第24号、新棟機械設備工事につきましては、同じく9月16日に3社による一般競争入札を執行した結果、扶桑・日進・木本特定建設工事共同企業体が1億9,670万円で落札いたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税

1,573万6,000円を加え2億1,243万6,000円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第25号、新棟電気設備工事につきましては、同じく9月16日に2社による一般競争入札を執行した結果、竹内・新光・庄司特定建設工事共同企業体が1億4,750万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税1,180万円を加え1億5,930万円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、3件について名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の概要につきまして申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、議案第23号、24号、25号の市長提案の追加説明を一括して申し上げます。

名寄市立大学保健福祉学部再編事業につきましては、平成27年度に基本設計を、本年度は実施設計を行っており、その内容については市議会、総務文教常任委員会などで報告させていただいております。名寄市立大学は、平成18年度の開学以来保健、医療、福祉などの専門職の人材育成を担ってきており、近年の病児、病後児保育など多様な保育ニーズへの対応など質の高い専門職を養成するため、平成28年度、新たに保健福祉学部の中に社会保育学科を設置して、保健福祉学部の再編強化を行いました。このことにより平成30年度から段階的に学生数が増加し、既存の校舎だけでは不足するため新たな校舎を整備し、教育環境の充実を図るものであり、平成30年2月下旬の完成に向けて準備が整い次第工事に着工するも

のでございます。

本日議決をお願いいたします名寄市立大学保健福祉学部再編事業の新棟建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3本の工事請負契約に係る工事概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積2,511平米となっており、また主要室として1階は食堂、厨房、売店、2階は表現演習室、音楽室、ピアノレッスン室、3階は看護実習室、教員研究室、演習室などを配置します。

次に、お手元の資料について御説明いたします。資料1から4については建築主体工事、資料5から7については機械設備工事、資料の8から9は電気設備工事のそれぞれ主な図面となっております。初めに、資料1をお開きください。配置図となっております。現在建設中の大学図書館の北側に建設するもので、図書館や市道からの移動の利便性を重視しております。

次に、資料2をお開きください。図面左側が1階平面図となっております。道路に面した図面右下が学生や市民が利用する玄関となっており、建物奥には食堂や厨房を配置します。特に食堂は、新学科設置により学生数の増加を見込んで収容スペースを確保するとともに、近隣には店舗がないことから売店を配置し、学生が利用しやすい環境を整えるものです。また、トイレにつきましては、各階共通で学生用トイレのほかに障害者の利用に配慮して多目的トイレを配置します。

次に、図面右側が2階平面図となっております。図面右側手前がピアノ練習室、ピアノレッスン室で、内装はいずれも防音構造といたします。また、図面上部にはダンスや遊具の演習のための表現演習室や音楽授業のための音楽室を配置し、社会保育学科設置による教員や学生の増加に対応した学習環境の充実を図ります。

次に、資料3をお開きください。図面左側が3階平面図となっております。図面手前が教員、学生が利用するための教員研究室や演習室となって



おり、図面奥には看護学科の母性看護学や小児看護学等の学習環境に対応した看護実習室を新たに配置し、全体として実習や演習を効果的に行えるよう整備するものです。

次に、資料4をお開きください。図面は、東西南北の立地図をあらわしており、外壁は金属板やタイル仕上げとして、外観デザインが単調にならないように配慮いたしました。また、冬期間は屋根に雪庇が発生しやすいことから東面及び北面には雪庇切りを設置し、落雪事故防止に役立っています。

以上が建築主体工事の概要となっております。

次に、機械設備工事関係図面となっております。資料5をお開きください。図面は、1階の衛生設備配管図であり、給水管、配水管、雨水配水管、ガス管、消火栓管など各諸室が目的に合わせて機能するために必要な配管図面となっております。

次に、資料6をお開きください。図面は、1階の空調設備配管図であり、冷房の必要な各諸室への冷房用配管や冷房設備の設置場所を示しております。

次に、資料7をお開きください。図面は、1階の暖房設備配管図であり、暖房の必要な各諸室への温水管やパネルヒーターの設置場所を示しております。

以上が機械設備工事の概要となっております。

次に、電気設備工事関係図面となっております。資料8をお開きください。照明器具のリストとなっており、廊下、食堂、トイレなどはダウンライト、また休憩室、厨房、売店、管理人室などは直管型照明を採用し、内部照明はほとんどがLED照明を採用し、省エネルギー化を図っております。

次に、図面9をお開きください。図面は、1階の電灯設備配線図となっており、照明設備の必要な各諸室への電線の設置場所を示しております。

以上が電気設備工事の概要となっております。

なお、資料5から9の各施設図面の2階、3階も同様となっております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろし

く御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第23号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第23号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

関連がありますので、議案第23号外2件は一括して採決を行います。

議案第23号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号外2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第26号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 平成28年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、台風7号のほか3つの台風による大雨、暴風に係る災害復旧などに要する経費について補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億3,450万円を追加をし、予算総額を243億3,884万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。8款土木費における排水機場維持管理事業費300万円の追加及び9款消防費における災害対策事業費

1,050万円の追加は、緊急的に稼働した排水ポンプ等に要する経費について補正しようとするものでございます。

11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧費1億1,600万円の追加及び農林業施設災害復旧費500万円の追加は、台風により生じた道路、河川、林道などの被害復旧に要する経費について補正しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。15款国庫支出金において公共土木施設災害復旧費負担金で1,600万円を見込み、22款市債において公共土木災害復旧債で5,420万円を見込むとともに、20款繰越金で収支不足の6,430万円を計上しようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では公共土木災害復旧事業を追加しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の新名寄市総合計画第1次の計画期間が本年度までとなっていることから、次年度からの本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために名寄市自治基本条例第19条第1項に基づき、名寄市総合計画における基本構想・基本計画を策定しようとするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、第2次総合計画策定方針に基づき、市民アンケート、市民ワークショップ、タウンミーティングの開催など市民の皆様への御意見を初め、市議会議員の皆様からの御提言をもとに、名寄市民で構成をする名寄市総合計画策定審議会と名寄市総合計画庁内策定委員会が一体となって策定作業を進め、本年7月22日に同審議会からいただいた答申をもとに提案をさせていただくものでございます。改めて御意見、御協力をいただきました市民の皆様並びに熱心に御審議を賜りました同審議会委員の皆様へ心から感謝とお礼を申し上げます。

本計画の基本構想は、平成29年度から平成38年度までの向こう10年間における市民と行政が協働で取り組むまちづくりの指針を示すものであり、内容につきましては人づくり、暮らしづくり、元気づくりという3つの基本理念のもと、目指すべき本市の将来像を自然の恵みと財産を活かしてみんなでつくり育む未来を拓く北の都市・名寄と定めております。また、この将来像を実現するために市民と行政との協働によるまちづくり、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり、そして生きる力と豊かな文化を育むまちづくり、この5つの基本目標及び施策の柱を定めました。また、基本計画では、各分野における現状と課題を踏まえ、基本的な方向性

と実現の方策を講じることで総合的で計画的なまちづくりを展開していくこととしており、また新たに戦略的かつ重点的な取り組みとして重点プロジェクトを定め、施策間連携と名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視をし、経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトを選定をいたしました。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

なお、今回提案をしております名寄市総合計画第2次は、基本構想、基本計画について名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

署名議員 大 石 健 二

以上、提案の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

---

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第27号については、審議日程の都合により議事延期することとし、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、議事延期することとし、本日はこれをもちまして延会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の審議は終了いたします。

本日はこれをもちまして延会といたします。

御苦労さまでした。

---

延会 午後 1時28分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年10月11日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 議案第27号 名寄市総合計画(第2次)基本構想・基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 議案第27号 名寄市総合計画(第2次)基本構想・基本計画を定めることについて

1. 出席議員(16名)

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	東川	孝義	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	塩田	昌彦	議員
	10番	川口	京二	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

1. 欠席議員(2名)

	1番	浜田	康子	議員
	15番	高橋	伸典	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	倉澤	富美子
書記	開発	恵美
書記	長正路	慶

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
参事監	松岡	将	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大学事務局長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	馬場	義人	君
営業戦略室長	水間	剛	君
上下水道室長	天野	信二	君
消防署長	菊池	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成28年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員、15番、高橋伸典議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員  
11番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについてを議題といたします。

初めに、議案第27号はお手元に配付の審査日程表のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、日程につきましては、配付の審査日程表のとおり決定いたしました。

なお、審査順序については、基本構想、基本計画の総括説明、各会派代表による総括質疑を行い、その後基本構想に対する質疑を行い、次に基本計画の項目ごとに質疑を行います。

次に、総括質疑の取り扱いについてお諮りいたします。会議規則第56条に基づき質疑の回数は3回までと規定していますが、総括質疑に限り回数制限を設けないことといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、総括質疑に限り回数制限を設けないこ

とに決定をいたしました。

ただいまから基本構想、基本計画の総括説明を行います。

松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） それでは、私のほうから議案第27号につきまして総括説明を申し上げます。

初めに、総合計画第2次の策定の経過について申し上げます。まず、昨年10月に庁内策定委員会を設置いたしまして、準備作業を進めるとともに、12月18日、名寄市民で構成する名寄市総合計画策定審議会に対しまして、市長から第2次の名寄市総合計画の策定について諮問させていただきました。その後、第2次総合計画策定方針に基づき、市民アンケート、市民ワークショップ、タウンミーティングの開催など市民の皆さんに御意見をいただきながら策定作業を進め、7月19日の第3回審議会において基本構想と基本計画が固められ、7月22日に同審議会から答申をいただきました。8月12日の議員協議会におきまして議員の皆様からも御提言などをいただきまして、8月16日から9月14日までのパブリックコメントの実施及びそれに伴う市民説明会においても皆様から御意見をいただいたところであります。それらを踏まえまして所要の修正を加えまして、9月29日、議案として提出させていただいております。

以下、お手元に配付しております議案書、名寄市総合計画第2次により順次概要について説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして目次がありまして、1ページ目と銘打たれておりますところが総論であります。まず、1番の計画策定に当たってにつきましては、平成18年の合併後、平成19年に最初の総合計画として新名寄市総合計画が策定されて以降の地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、また平成27年に策定した名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた施

策を包含して、市民と行政が連携し、まちづくりを進めていくための行動指針となる第2次総合計画を策定することを明示しております。

次に、2番、計画の構成と期間であります。社会経済の動向を展望しながら、長期的な視点で名寄市が目指す都市像を示す基本構想、これにつきましては対象期間を平成29年度から38年度までの10年間としております。中期的に実行する各分野の具体的な施策や重点的に行う施策を定める基本計画につきましては、基本期間を市長任期と連動させることとしまして、前期基本計画を平成29年度から30年度の2年間、中期及び後期基本計画は各4年間としております。基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するための個別の事務事業を定める実施計画につきましても基本計画と同様の期間を対象とし、毎年度のローリングの作業を行って、さまざまな情勢の変化に柔軟に対応していくこととしております。

次に、3ページ、時代の潮流についてであります。ここでは基本構想を策定する際に踏まえるべき社会情勢の変化といたしまして、人口減少と少子高齢化の進行、安全安心への意識の高まり、自然環境の保全・循環型社会の構築、情報化社会への対応、地域産業・経済の低迷、コミュニティの重要性の高まり、厳しさを増す行政財政運営についての7項目を掲げております。

次に、5ページ、4、名寄市の概況につきましては、位置・地勢、沿革、人口・世帯、産業別人口を記載しております。

次に、7ページ、5、名寄市のまちづくりの課題でございますが、ここでは本市のこれからのまちづくりの目標と施策の方向性を考えるに当たっての課題としまして、市民と行政との連携・協力によるまちづくり、保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり、安全安心で暮らしやすい居住環境づくり、地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり、個性ある教育・文化・スポーツの環境づくりの5項目を掲げております。

次に、12ページをお開きください。基本構想についてであります。まず、1番、基本理念でございますが、先ほど述べました時代の潮流や本市のまちづくりの課題を踏まえまして、まちづくりを進めるための基本理念として、人づくり、暮らしづくり、元気づくりという3つの項目に基本的な考えを取りまとめ、設定しております。また、基本理念を踏まえまして、本市の目指すべき将来像を自然の恵みと財産を活かしみんなでつくり育む未来を拓く北の都市・名寄と定めております。この将来像の実現に向けて、さまざまな施策、事業を展開するに当たりまして、特に大切にしたいまちづくりの基本となる考え方としまして、14ページから冬に強く雪や寒さを生かした利雪・親雪のまちづくりに向けた考え方、市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方、都市づくりの基礎となる土地利用の考え方、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりの考え方の4つを掲げております。

続きまして、16ページから25ページ、基本目標では、将来像を実現するために各分野別に5つの基本目標を設定し、そのもとに主要施策を掲げております。まず、市民参画・健全財政の分野で基本目標を市民と行政との協働によるまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策としまして、市民主体のまちづくりの推進、人権尊重と男女共同参画社会の形成、情報化の推進、交流活動の推進、広域行政の推進、健全な財政運営、効率的な行政運営の7分野を掲げております。

18ページにあります保健・医療・福祉の分野では、基本目標を市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりといたしまして、それを実現するための主要施策としまして、健康の保持増進、地域医療の充実、子育て支援の推進、地域福祉の推進、高齢者施策の推進、障害者福祉の推進、国民健康保険、この7分野を掲げております。

続きまして、20ページ、生活環境・都市基盤の分野におきましては、基本目標を自然と調和し

た環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策として環境との共生、循環型社会の形成、消防、防災対策の充実、交通安全、生活安全、消費生活の安定、住宅の整備、都市環境の整備、上水道の整備、下水道・個別排水の整備、道路の整備、地域公共交通、この13分野を掲げております。

22ページになります。産業振興の分野におきましては、基本目標を地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策として農業・農村の振興、森林保全と林業の振興、商業の振興、工業の振興、雇用の安定、観光の振興の6分野を掲げております。

24ページになります。教育・文化・スポーツの分野では、基本目標を生きる力と豊かな文化を育むまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策として幼児教育の充実、小中学校教育の充実、高等学校教育の充実、大学教育の充実、生涯学習社会の形成、家庭教育の推進、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造の9分野を掲げております。

次に、26ページ、人口の将来展望と方向性であります。ここに掲げております人口の将来展望につきましては、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでお示した年齢3区分人口ごとの推移を示しております。人口減少の抑制に向け、地域活力の創出、子育て環境の整備、人材の育成確保の必要性につきまして記述をしております。財政の見通しにつきましては、適切な事業の選択と基金や公債費の適正な管理をしっかりと行い、後世代に過大な負の遺産にならないよう健全な財政運営を行う必要性を記述しております。

28ページが施策の体系でありますけれども、5つの基本目標、それらのものとの主要施策を体系的に示しております。

以上、ここまでが基本構想部分でございます。

次に、基本計画部分でございます。29ページ

から32ページは、今回の計画から新たに重点プロジェクトといたしまして、施策間連携と名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視しまして、経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトを選定しております。

33ページからにつきましては、先ほどありました5つの基本目標とそのもとの主要施策についてそれぞれ述べたものであります。基本的にはそれぞれの施策項目につきまして現状と課題を述べまして、そして施策の基本的な考え方、実現の方策という順で記載しております。これら細部につきましては、あすの基本目標ごとの審議にて別途御説明させていただきます。

以上で総括説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、総括質疑を行います。

市政クラブ・新緑風会を代表して、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） おはようございます。市政クラブ・新緑風会を代表して、名寄市総合計画第2次の基本構想及び基本計画について総括質疑を行います。

質疑を始める前に、この総合計画第2次の策定に当たりまして、御尽力、御協力をいただきました策定審議会の皆様を初め、多くの市民の皆様、関係団体、関係者の皆様にご場をおかりして会派を代表して厚く感謝を申し上げます。

名寄市議会基本条例の制定理念は、二元代表制の実効性を高め、市民の負託に応える責務と市民に開かれた議会を目指し、議会及び議会の議員の活動原則を精査、体系化し、市民に対する説明責任、情報公開、議会の審査機能の追加、拡大、議員間討議の活性化等に取り組むこととしております。この総合計画第2次の審査に当たりましては、私ども市政クラブ・新緑風会では議会基本条例の理念に基づき、市民に伝える説明責任と二元代表制

の一翼を担う議会の審査機能を果たすべく、細部にわたり会派内で慎重に議論を重ねてまいりました。総合計画は、名寄市のこの先10年間のまちづくりの道しるべ、羅針盤であり、名寄市が抱える諸課題、諸問題を精査し、分析し、共通認識のもとその解決策、方針を定め、新たな目標を持って理想の実現に向けて取り組むべき名寄市の最上位計画です。その主役はあくまでも市民であり、今後10年間は人口減少問題、特に少子化、超高齢化と真正面から向き合い、類いまれな自然、貴重な歴史、産業、文化、スポーツ等の関連施設を初めとする地域資源や財産など地域の市民力と行政の職員力を最大限に生かし、地域が一体となってまちづくりに邁進しなければならないものと考えております。総合計画の推進、実現のためには確かな財源的裏づけが必要であり、行財政改革推進計画、中期財政計画、財政収支試算を経営マネジメントサイクル、PDCAに基づき実効性かつ透明性を持って推進され、健全かつ安定した財政運営に努めていただかなければなりません。

それでは、これより質疑を行います。私の総括質疑は総体総括質疑で行いますので、あらかじめ御承知おき願います。また、項目数が10件と多いため、修辞法表現のレトリックを避けて端的にお聞きをしてまいります。

最初に、名寄市総合計画第2次は、新名寄市総合計画第1次と同様に基本構想、基本計画、実施計画の3層構造ですが、基本構想を包含した基本計画、実施計画の簡素な2層構造の計画を用いない理由についてお聞かせを願います。

2件目は、今日まで総合計画第2次の市民周知を十分に図ることができたかどうかについて御答弁をお願いいたします。

3件目は、ことしも残すところ5カ月余となりましたが、議会への計画素案提案が今日に至った経緯について御答弁を願います。

4件目は、基本構想の総論、計画の構成と期間についてお聞きをいたします。総合計画第1次で

は、前期、後期各5年間の2期制でしたが、第2次では前期2年間、中後期各4年間の計10年間で設定されていますが、この前期、中期、後期の3期制とした意図と経緯についてお答えを願います。

5件目は、同じく総論の名寄市まちづくりの課題からお聞きをいたします。市民と行政との連携・協力によるまちづくりで、地域自治区の創設について触れていますが、法定組織としての制約や地域負担の増加が懸念される上、組織化への課題が多いとして総合計画第1次では創設が見送られてきました。この地域自治区の代替組織として任意組織の地域連絡協議会が設置されましたが、その活動にも地域差が見受けられます。これは、指導、支援体制はもちろん同会の活動内容などの周知及び啓蒙啓発活動の不足によるところが大きいと考えられますが、この地域自治区の創設について確たる明記が見当たりません。第2次計画期間における地域自治区の創設について御答弁をお願いいたします。

6件目は、計画期間中に交付税の合併算定がえなど今後財政の緊縮が避けられない見通しの中で、財政健全化を維持していく上で計画全事業中の中から事業の緊急性、重要度、優先性を踏まえて精査、選択を行うべきです。お考えについてお聞かせを願いたいと思います。

7件目は、3つの重点プロジェクトから3件6項目についてお聞きをいたします。最初に、経済元氣化プロジェクトから3項目お聞きをいたします。まず、1項目めは、指標項目の観光入り込み客数の基準値47万4,000人の確定根拠と目標値55万人の積算根拠と達成の可能性について御答弁をお願いいたします。

2項目めは、農商工連携・6次産業化品目数についてですが、基準値ではゼロ件と6次産業化を果たし得ていませんが、第2次では平成31年3月までに目標値を達成することが可能かどうか、この点について御答弁をお願いいたします。



3項目めは、創業・事業継承件数の目標値が2件と記載されていますが、同プロジェクトを構成する成果指標としては決して高い数値ではございません。この数値の捉え方について御答弁をお願いいたします。

次に、安心子育てプロジェクトから1件お聞きをいたします。指標項目の本市の子育ての環境や支援への満足度で、大変満足、満足と回答した人の割合を就学前と小学生に基準値と目標値をそれぞれ設定していますが、こうした意識調査もさることながら中長期で取り組む重点事業の基準値あるいは目標値を設置するなど、具体的な事業を重点プロジェクトに登載すべきではないかと考えますが、その考え方についてお聞かせをお願いいたします。

次に、冬季スポーツ拠点化プロジェクトから2項目お聞きをいたします。まず、1項目めですが、合宿受け入れ数を見ますと、平成26年度の基準値は2,500人ですが、目標値5,000人を達成するために必要なソフトウェア、ハードウェアなど解決すべき課題整理について御答弁をお願いいたします。

2項目めの新規冬季スポーツ大会誘致の目標値である3大会とは、どの程度の規模の大会誘致を目標に据えているのか御答弁をお願いいたします。

8件目は、定住人口の確保はさきの名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、総合計画第2次においても最重要課題です。そのために重要な少子化及び人口減対策と企業立地について3項目伺います。まず、1項目めの少子化対策では子育て支援に力点が置かれていますが、生涯未婚率の上昇や晩婚化傾向が見込まれる中では、晩婚化、非婚化対策も腰を据えて取り組むべき課題と考えますが、御答弁をお願いいたします。

次に、2項目めの長寿者、高齢者対策については、健康寿命の延伸を図る計画について御答弁をお願いします。また、日常生活を送る上で欠かすことのできないADL、日常生活動作、そしてI

ADL、手段的日常生活動作とQOL、生活の質を高める予防改善策について御答弁をお願いいたします。

3項目めは、地場企業の育成対策及び企業立地に対する施策が後ろ手に回っているのではないかと懸念をいたします。同計画中にその緊急性、重要性を明確にした具体的な施策を明示すべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

9件目は、総合計画の呼称について伺います。総合計画の基本的な考え方の計画作成に当たっての基本姿勢に、わかりやすさと実効性を掲示して、簡素でわかりやすい内容、表現に努めるとありますが、第2次総合計画ではなく、なぜ名寄市総合計画（第2次）としたのか御答弁をお願いいたします。

最後に、10件目は、総合計画文中で用いられている用語、用字、語彙についてお伺いをいたします。総合計画の基本構想及び基本計画の文章表現で、文中の語尾に、努めます、図ります、検討しますが多用され、実施します、実現します、実行します、行います、こうした表現による計画の具現化を目指す強い決意や姿勢をあらわす文字表現が極めて少なく、総合計画そのものの軽重が問われかねませんが、文末、語尾表現についてどのような考え方で、方針で行われたのか御答弁をお願いいたします。

以上で私の総括質疑といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） ただいま10項目にわたって質問をいただきましたので、まず私のほうから全般につきまして一括して答弁させていただきます。

1点目、名寄市総合計画第2次の基本構想、基本計画、実施計画の3層構造としている理由でありますけれども、4点目に質問をいただきました市長任期との連動についてと若干答弁重複しますけれども、この経緯といいますか、理由といたしまして、総合計画第2次におきましては基本構想

は長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするものであることから期間を10年としております一方で、基本計画につきましては社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、そして市長の政策方針をもとにした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約を明確に反映させるため、計画期間を前期基本計画が29年度から30年度の2年間、中期及び後期基本計画を4年間というふうに区切っております。仮に基本構想まで含めて細かく区切ってしまうと、長期的な展望を示すことができず、基本計画の期間が長くなりますと情勢への変化等への柔軟性が損なわれることから、この体系づけが適切と考えているところでございます。

次に、総合計画の市民周知十分図ることができたかという御質問でありましたけれども、この策定に当たりましては市民で構成する名寄市総合計画策定審議会に諮問をさせていただいて、答申をいただいておりますほか、市民ワークショップの開催、タウンミーティングの開催、アンケートの実施、パブリックコメント及びそれに伴う市民説明会の開催等を通じまして、市民意見の聴取に努めさせていただいたところでございます。今後とも機会を捉えての総合計画の内容の周知、わかりやすいダイジェスト版の資料の作成等を通じまして、市民に関心を持っていただける総合計画となるよう努めてまいります。

3点目が策定、提案に至っての経緯でありましたけれども、こちら昨年10月から庁内策定委員会を設置いたしまして準備作業を進め、12月に名寄市民で構成する名寄市総合計画策定審議会に対して諮問をさせていただいて、その後名寄市第2次総合計画策定方針に基づきましてアンケート、ワークショップ、タウンミーティングなどいろいろ開催しながら、市民の皆様の御意見いただきながら策定作業を進め、4月19日、第3回策定審議会において基本構想と基本計画が固められ、7月22日に審議会から答申をいただいております。

そうしまして8月から議員協議会において一度中間報告をさせていただいた後、8月16日から9月14日までパブリックコメントの期間を設け、その間市民説明会も開催をいたし、それらを踏まえた所要の修正を加えました結果、9月29日、議案として提出させていただいた次第でございます。

4点目の御質問の市長任期との連動でありますけれども、繰り返しになりますが、基本計画につきましては社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、また市長の政策方針をもとにした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約を明確に反映させるためといたしまして、計画期間を市長任期と連動させております。

5点目に質問いただきました地域自治区の創設につきましては、合併時の協議を踏まえ、平成18年度から19年度にかけ、制度導入へ向けた地域協議を行ってきた経緯があります。地域からは、法定の地域自治区については制度上の制約が多いことや行政から求められる役割の増加が懸念されるなど、現状では受け入れることが難しい組織であり、創設は時期尚早であるとの意見を多くいただいております。これらの意見を踏まえまして、地域自治組織を展望する緩やかな組織として、平成20年度から23年度にかけて各小学校区を基本に地域連絡協議会を組織し、これまで取り組みをいただいているところでございます。地域連絡協議会は、現在市内各地域に7つが組織をされておりまして、温度差はあるものの地域課題に応じて清掃活動や防災活動、交流事業など町内会単位の枠を超えた活動をいただき、市からは活動交付金の助成による財政支援や代表者会議の開催による相互の情報支援を促すなどの取り組みを行ってまいりました。

今後市民主体のまちづくりをより一層推進するに当たりましては、主体となるコミュニティーとして町内会や地域連絡協議会の活性化が必要であることはもとより、さきに行ったアンケート結果

では地域連絡協議会の役割に期待する回答が8割程度と多いことからそれぞれの自主性を尊重しながら支援を行い、市民と協働して地域を支えていくまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、財政健全化を維持していく上で全事業の中から緊急性、重要性、優先度を踏まえ、精査、選択を行うべきではないかという質問でございましたけれども、御指摘のとおり、交付税の合併算定がえのほかにも少子高齢化の進展に伴う福祉関係経費の増、老朽化した公共施設の対応など、本市の財政運営には多くの課題が山積しております。限られた財源の中、適切な事業の選択、基金及び公債費の管理のもと健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、重点プロジェクトにつきまして、経済元気化プロジェクトについて質問をいただきました。観光入り込み客数につきましては、平成24年度に策定した名寄市観光振興計画において平成33年までの10年間で50%増を目標に掲げていることから、年5%、重点プロジェクト期間の3年間で15%増を根拠として、27年度実績で47万4,000人をもとに目標値数値を設定しております。しかしながら、名寄市観光振興計画策定時と比べまして、現在の観光情勢はこの間大きく変化をしております。観光入り込み客数に関してはさらに精度を高めるとともに、今後は東アジアを中心としたインバウンドの増加が見込まれるため、受け入れ態勢の整備を行いながら、目標達成に向け取り組みを進めてまいります。

次に、6次産業化品目数についてでございますけれども、過去の実績と現状を踏まえ、名寄市の主要農産物の中で6次産業化につながるものが考えられる品目と生産団体等の実情を考慮し、設定をしております。また、農商工等の異業種連携による新たな産業育成を目指していることから、品目数を目標として設定をしております。名寄市としては、中小企業振興条例補助金において新たに

食品製造業等立地推進事業を創設をいたしております。新たに食品製造業を創業しようとする方に対し、国の支援とあわせ効果的に活用していただけるような相談体制を充実させる等、農商工連携、6次産業化の活性化を推進し、目標達成に向け取り組みを進めてまいります。

創業・事業継承件数等につきましてですが、事業が継続できない大きな要因として、商業においても後継者不足の問題があります。個人、法人合わせ小売業や飲食業については、これまでも開廃業の商業活動がありながら、結果として商業者の数は減少傾向にあります。商業分野においてそうした観点では新規創業も重要であります。第2創業も含め現在の事業を引き続き継続していただくといった取り組みに重点を置くことが前提となっております。今回の目標値の設定につきましては、金融機関を含む商工関係団体への相談を通じ、市や道、国等の支援につなげ、一定の雇用も備えた製造分野の新規事業所を対象にこれまでの実績と比較を行った上での数値としているところでございます。

続きまして、重点プロジェクトの2つ目、安心子育てプロジェクトへの御質問でありましたけれども、安心子育てプロジェクトにおきましては平成27年3月に策定した名寄市子ども・子育て支援事業計画策定時において実施したアンケートをもとに指標項目を設定しております。安心子育てプロジェクトは、基本目標に保健・医療・福祉分野の市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり、基本目標Ⅲ、生活環境・都市基盤分野の自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり、基本目標Ⅴ、教育・文化・スポーツ分野の生きる力と豊かな文化を育むまちづくりからそれぞれ主な基本計画事業においてこれまで実施してきた事業の成果と課題をもとに、基本的な方向性と実現の方策を示させていただいております。具体的な個別事業については、重点プロジェクトの施策間の連携を図りながら基本的な方向性

に基づき、事業の継続並びに充実を図ってまいりますので、御理解を願います。

重点プロジェクトの3点目、冬季スポーツ拠点化プロジェクトでございますが、スポーツ合宿の受け入れによる交流人口の拡大は、地域のスポーツ競技力の向上、地域経済等にも大きく寄与されています。これまでは関係する団体等が連携して受け入れる体制がなく、また情報の共有も少ないことから、合宿を継続的に受け入れることや合宿者に対する支援体制も十分にはできておりませんでした。この地域に新たな人を呼び込むことがアスリート、指導者を育て、スポーツで地域が活性化し、地域経済に波及することなど、合宿によるさまざまな効果について関係する団体の皆様と理解を深めながら、連携していくことが課題となっております。また、アスリートは、日々トレーニングを重ね、体力や技術力の向上に努めています。合宿者をふやしていくためには最新のトレーニング方法の情報提供や施設等の環境整備、アスリートや指導者のニーズを把握し、対応していくことも必要であります。さらに、さまざまな人脈、人とのつながりをつくることが重要であり、そのため地元の指導者の存在も大きな役割を果たします。市外のスポーツ団体の誘致には、その団体と直接的につながっている地元の指導者が大きな力を発揮いたしますので、連携を図りながら合宿誘致を推進していきたいと考えております。

大会誘致目標値に関する御質問につきましては、冬季スポーツの拠点化に向けて交流人口の拡大、地域経済への効果などにつながる全国規模の大会の誘致を考えております。全国への情報発信ができるとともに、名寄といえば冬季スポーツと印象づけられるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8項目めの定住人口の確保についての何点かの質問でございますけれども、まず少子化対策につきまして人口減少対策への対応として若い世代の結婚、出産、子育てに至る一連の流

れに関して、晩婚化あるいは非婚化に向けた対策が必要なのではということ御質問をいただきました。日本人の晩婚化が進行していることは明らかであり、このことが婚姻率の減少、さらには夫婦から誕生する子供の数にも影響があるものと考えるところです。これまで結婚は個人の価値観に大きく依存するものであり、他人があえて世話を焼くことについて議論の分かれるところではありますが、名寄市においては結婚相談センターというボランティア組織が毎週結婚相談を行ったり、カップリングパーティーを開催するなど着実な活動をしていただいております。民間活力の導入といった観点から、第2次計画の中に盛り込まないまでも今後とも同センターの活動をしっかりとサポートしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、高齢者対策につきまして健康寿命の延伸を実現させるためには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要となることは御指摘のとおりです。本市では、その具体的な取り組みとしまして、生活習慣病などの発症を防ぎ、重症化予防を徹底するため、主要な死亡原因であるがん、心疾患、脳血管疾患への対策や増加傾向にある糖尿病の重度化予防の取り組みを強化するため、特定健診、がん検診の対象年齢を引き下げ、若年からの受診をすることで生活習慣病の発症予防や早期発見、早期治療に向けて働きかけてまいりました。健康づくり、体力づくりの取り組みでは、特定健診を受診した男性を対象とした運動教室や保健推進委員による冬期健康体操教室を実施しているとともに、平成27年度から実施しておりますなよろ健康マイレージとあわせて幅広い年齢の方々が関心を持ち、継続した取り組みとなるよう制度のPRと内容を工夫しながら事業を推進してまいります。また、要介護状態、要支援状態となることの予防を目的として、健康づくり体操教室、生きがい講座、運動機能向上などの通所型介護予防事業を開催して

きたほか、認知症や口腔機能についての介護予防を広く知ってもらう介護予防講演会や介護予防教室等を介護予防事業として、各分野の関係職員、専門職により実施してまいりました。今後も平均寿命と健康寿命の差を短縮することに意を配してまいりたいと考えております。

要支援、要介護者への対策では、御質問のADL、食事や排せつなどの日常生活動作がしっかりできていれば介護の必要性が低いとされております。一方、IADL、買い物や洗濯、掃除などの手段的日常生活動作については困難が生じてしまうということもありますので、高齢者の生活を自立していくためにはIADLも重要な指標と言われております。日常生活動作であるADLが自立していたとしても、QOL、生活の質が低ければ問題があり、逆に要介護度が重度な方は日常生活動作は困難であるものの、本人の意思を尊重していれば生活の質は高くなると考えております。高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳を持って自立した日常生活が営めるよう地域包括ケアシステムの構築のため医療、介護、福祉の連携を強化していくとともに、御質問の視点を重視しながら実施計画を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、地場産業の急減対策及び企業立地策につきましても、定住施策において働く場所があるかということについては大変重要な政策課題と認識しております。そのためには地場企業の振興、企業立地を推進していくことにより、雇用の場を確保していくといった取り組みが必要になります。そうした施策につきましては、主要施策の雇用の安定、また工業の振興の中で記載し、取り組んでまいりますが、この間にも本市企業が立地する可能性がある業種を支援事業の対象とするための企業立地条例の改正、地場地域資源を有効活用した企業立地を促進するための食品製造業等立地推進事業を創設いたしました。さらに、今年度の取り組みとして、名寄、下川、美深の3市

町で構成している企業立地促進法基本計画の見直し作業も行い、国から有利な企業立地に係る支援を受けるための見直し作業も行っており、具体的な取り組みにつきましては実施計画の中で明示していきたいと考えているところでございます。

9点目の総合計画の呼称についてでございますけれども、第2次名寄市総合計画ではなくて名寄市総合計画（第2次）としているこの表記につきましては、現行の計画が新名寄市総合計画（第1次）となっておりますので、これと合わせたものでございますけれども、通常呼称する際には第2次名寄市総合計画と呼んでいただいたり、あるいは第2次計画ですとか第2次総計などいろいろ呼び方あると思っておりますけれども、いずれでも構わないと考えております。いずれにしましても、この総合計画、市民の中に浸透し、定着していきますように周知に努めてまいりたいと考えております。

最後10点目の質問でございましたけれども、語尾に強い姿勢が感じられないという御指摘でありましたけれども、こちらは真摯に受けとめさせていただきますまして、必ずしも実施や実現という表記になっていないものにつきましても今後しっかり検討した上で、それが実施が可能となったり、あるいは実施することが適当となっていたものにつきましても、随時実施や実現に向けてつなげていくように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければ幸いです。

以上、10点に答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、いただきました答弁をもとに再質疑を行ってまいります。ただ、質疑項目の順序は入れかわりがあることをあらかじめ御承知おき願いたいと思います。

最初に、市民周知についてお伺いをいたします。私の手元に基本計画策定審議会の審議経過、ある

いは第2次総合計画策定スケジュール案、あるいは市民意見聴取のタイムスケジュールと、こういったそれぞれ総合策定の審議スケジュール等の表一覧がございます。御答弁にもありました。いろいろ審議会の開催回数、あるいはワークショップ、あるいはタウンミーティングなり、まちづくり懇談会、あるいはパブリックコメント、市民への説明会、こういうふうに回を重ねて一般市民の周知を図ってきたというようなお話ではございますが、私もいただいているこの総合計画書、印刷がモノカラーで、とりわけ2ページ目の図だとか、あるいは人口の推移、そういったものが棒グラフだとか出ているのですが、モノカラーなものですから全然何が何やら見えなくなってしまうところがありまして、なかなか見えないと。図表から読み取るのは至難なわざだなどのもあるのですけれども、市民の皆様がこういう図表あるいはマトリックスを見ながら、果たして十分に周知、理解ができているのだろうかという、漠然としたと思うとどうかと思えますけれども、不安を禁じ得ないのですけれども、これでもなおかつ十分に市民周知が図れたとお考えですか。いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画の策定に当たっての市民の意見の反映のところが十分だったのかという御質問だというふうに思っています。今回の総合計画の策定に当たっては、議員協議会の中でもお示しをさせていただきましたけれども、第2次の総合計画策定方針というのを策定をして、これに基づいて作業を進めさせていただいたということでもあります。この中には、策定に当たっての市民参加を促進するのだというところをうたわせていただいております。これは、項目の2の計画策定の基本的な考え方、計画策定に当たっての基本姿勢として、①、市民参加の促進ということでもあります。

この具体的な取り組み等につきましても策定審

議会の中に、具体的にこの方針の中にも示していますが、お示しをさせていただいております。1つには、策定審議会というのは当然ございますし、それ以外には関係団体との意見交換会、あるいは市民アンケート、ワークショップ、タウンミーティング、パブリックコメントなど、これらを通じて市民意見を反映していくのだということをあらかじめ方針としてお示しをしながら、スケジュールも含めてお示しをして、この間進めさせていただいたということでもあります。

どこまで参加をいただければ十分だということについては、これは人それぞれ受けとめの差があるのだろうなというふうに思っておりますが、私どもは今回はたくさんの手法を凝らすことによって幅広い市民の皆さんから多くの意見をいただいたという、そういう認識をさせていただきます。

また、今回の取り組みの一つの特色につきましては、議員も御存じのように総合戦略を先行して取り組みをさせていただきました。この総合戦略の中でもこの位置づけについても総合計画が控えているというものがありましたので、総合戦略の策定過程も通じて総合計画につながる意見もいただこうということで、そういう意味では平成27年2月からこの総合戦略の本部を立ち上げて進めてまいりましたので、今まで以上に時間をかけて市民の意見を丁寧に拾い上げたという理解をさせていただきますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 白田総務部長の丁寧な答弁で十分に理解をできたところですが、今後重ねて市民周知を図る機会、最初の答弁でも機会を捉えて今後ともやっていきたいというお話がございましたので、今後とも重ねて市民周知を図る機会というのは具体的にどのような市民周知の機会というふうに考えておられるのか、内容について御説明をいただければと思えますが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今後についてであります。これはさまざまな機会を通じながら市民周知を図っていきたいというふうに思っております。現在明らかに申し上げることができるのは、1つは総合計画の冊子は冊子で策定をさせていただきたいというふうに思っています。先ほど図表等について白黒であると思づらいという御指摘もいただきましたので、ここについては一定程度もっと見やすい方法で実際の冊子については努めさせていただきたいと考えておりますし、もう一点は総合計画の冊子、市民はかなり幅広い方がおられますので、冊子そのもので十分御理解いただけるかというところがあります。これは、以前の定例会の中でも具体的な取り組みを例示して提言をいただいた部分もありますけれども、そういった部分も勉強させていただきながら、わかりやすいダイジェスト版をつくりたいなと思っております。これは、当然色もできればフルカラーにしたいというふうに思っておりますし、文言だけではなくてわかりやすい図や表、あるいはキャラクターなんかも含めてわかりやすいような形に努めていきなさい。これは、市民の皆さんにダイジェスト版としてお配りをしたいというふうに思っております。

それと、今回総合計画議決をいただいて、その後になりますけれども、ちょうどタイミングとしましてはまちづくり懇談会が策定後に控えております。これは、まさに各地区を回って私どもが市民の皆さんと情報共有を図る最大の機会だと思っておりますので、この中でも、議決をいただいたというふうに言わせていただきますけれども、議決をいただいた総合計画を持って市民の皆さんと膝を交えて議論をさせていただきたいというふうに思っています。

それと、制度的には出前トークというのがあります。この中でも総合計画を説明するという一つのコマを持っておりますので、こういったものも含めながら、あらゆる機会を使いながら市民の皆

さんに丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今周知の媒体、計画書あるいはダイジェスト版の作成について御答弁をいただきました。ぜひともわかりやすい計画書を、カラーリングで整えた計画書を市民の皆さんにお配りをさせていただきたいと思っております。

次に、基本構想の総論、計画の構成と期間についてお聞きをしております。第1次では、前期、後期各5年間の2期制が用いられていたのですが、第2次では前期、中期、後期の3期制に改められました。この前期、後期各5年の2期制で第1次総合計画に何か不都合があったのか。10年経過してみても、前期、後期各5年間の総合計画、第1次計画についてどのような総括をされたのかお教えをさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 総合計画の期間にかかわる御質問をいただきました。議員が言われますように第1次の総合計画は、基本構想で10年、それを前後に5年ずつに分けて、前期計画、後期計画ということで進めさせていただきました。実は、議員も御存じのようにこの総合計画を策定する期間に地方自治法の改正が行われまして、総合計画の地方自治法上の位置づけがなくなったということでもあります。これは、法の定めがなくなったから総合計画を策定する必要があるのか、ないのかという議論ではなくて、地方分権が進む中で国が定めるから計画を定めるのではなくて、地域がみずから自主、自立をしながら定める必要があるのだという、そういう背景があつての法改正だというふうに理解をしておりますし、名寄市においても自治基本条例が定められ、市民との協働の一つの目標として、あるいはその工程表というのでしょうか、計画としてこの総合計画をしっかりと定めるのだということが自治基本条例の中で定められたところだというふうに思っています。

そういった中で今回の総合計画の名寄市における作業となったわけですが、この総合計画を策定するときに極めて重要なのは、先ほど議員が言われましたように市民の意見の反映というところだというふうに考えています。この市民意見を反映させる一つの方法として、先ほど申し上げたような策定に当たっての意見の吸い上げというのも当然あるわけですが、もう一つあるのは、ここは実は市長が公約を掲げて選挙を行うという一つがあります。これは、参政権のある方については皆さんここにはかかわりを持って、今後のまちのあり方について、ここは市長の任期というのがありますけれども、その任期の中で市長の考えを聞いて、皆さんが投票行為を行うと。その市民の負託を受けて市長が出てくるということでありますので、その市長の掲げた公約については、ある意味では市民の重たい意見だというふうに受けとめさせていただきたいなというふうに考えております。実は、そこを考えたときに今回については、市長の任期と一定程度連動するような形で総合計画、この基本計画については期間を定めたいという考え方であります。

しかしながら、策定方針の中にもあるように安定的に、しかも実効性のあるところをうたってございます。安定性のあるところでは、ある意味では市長の任期にかかわらず長期のスパンでの構想の策定が必要だというふうに思っていますし、実効性を担保するとこの基本計画あるいは実施計画については市長の公約も含めた中で策定審議会なり、こういう議会の場での議論をいただいて計画を定めていくことが必要だろうということから、今回については計画期間の見直しをさせていただいたということでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今前期、中期、後期に分けた理由について白田総務部長のほうからお話がありましたけれども、実は私も平成19年

の第4回定例会で、一般質問の中でこの総合計画第1次について計画期間について質問をしております。ただ、新名寄市総合計画の第1次は、私全然議会の人間ではございませんでしたので、第4回定例会一般質問で取り上げさせていただいたという経緯がございます。このとき、ひっくり返して会議録を見てみたのですけれども、私の質問にそのときの答弁がございますので、読ませていただきたいと思います。基本的には首長が私の公約だから、あるいは私の政策だからということで首長の任期期間中に権限を利用してやる、あるいはそのことが結果的に例えば財政の問題で後年度負担が多くなってしまふ、こういうことになってはいかぬと、計画的な行政をしなければならないということで計画をつくるということが地方自治法でうたわれているということでもありますという、まだずっと続くのですけれども、ショートカットさせていただきますが、ここで私は平成22年と平成26年にそれぞれ市長選挙があるではないかと。総合計画期間中に市長選挙があると。そのときに市長の在任期間に合わせて計画期間の設定を見直すべきではないかというふうなお話をした経緯があるのです。そのときいただいた答弁が今のような内容で、要は選挙によって選出された首長の政策や公約によって総合計画が軽々に変更されたりしては財政上あるいは計画行政上からも好ましくないというような答弁だったなという理解のもとでずっとこの間きているのですけれども、今回第2次の計画では市長の公約あるいは政策、それを計画期間中に反映をしていきたいのだというような回答であったかなと思うのですが、事ここに至るまでの経過、変化というのは何がきっかけで、どこでそういうような動機づけになったのか、わかる時点で結構ですからお教えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 平成19年の当時の答弁ということでありますが、一番大きく変わっ



たのは地方自治法の改正だというふうに思っています。地方自治法の改正が平成23年5月に施行され、国の定める計画ではなくなったということが一つ大きな違いだというふうに思っています。

それと、もう一つ大きいのは、さきに総合戦略も策定させていただきましたが、時代の流れが随分速くなってきたということになっております。そのことを地方分権が進む中で地域がみずから判断をし、責任を持って取り組みをしなければいけなくなったというところがあると思います。そういった流れの中で今回考えを変えたということでもあります。

ただ、先ほど市長の公約を反映するというお話を、その時点でというお話をさせていただきましたが、ただ実際の総合計画の策定、さらには事業の実施に当たっては、市長の公約が必ずしも全て通るわけではないということでもあります。市長の任期に合わせた基本計画について、これについては当然策定の段階で先ほど申しあげましたように策定審議会があります。この中で、その公約が果たして名寄市のまちづくりとして基本構想にも照らし合わせたときに正しいのかどうか、このまですべて一つの審議があります。それを受けた後で議会での議決をいただくこととなります。さらには、基本計画ができた後については、実施計画、これはローリングとして議員協議会にもお示しをさせていただきますし、それを受けての予算編成作業があるということでもありますので、過去の答弁にあったように公約であるから全てが無条件に通るということではなくて、公約がさらに市民議論を経て深化をする中で、あるいは精査をされる中で実施がされるのか、されないのか、ここが議論をされて実現に結びつくということでもありますので、理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 先ほど来から部長のほうから出ている地方自治法というのは、たしか第2条の第4項に基本構想は議会の議決を経てま

ちづくりに反映するというような条項であったかなと思いますけれども、これがおっしゃるようにならないうちに平成23年5月2日だったなと思うのですが、削除されました。ですから、最初の前段の質問に戻るのですが、わかりやすい総合計画ということで御質問申し上げたとおり、名寄市の第1次も第2次も基本構想、基本計画、実施計画の3層構造だと。今回基本構想というのは、地方自治法の見直しで定めても定めなくても地方自治体の裁量にお任せするというようなニュアンスで多分通達何か出ているのではないかなと思うのですが、その際におっしゃっているようにわかりやすい総合計画であるがためにもっとシンプルな構造にすべきだなというふうにかねてから、また計画期間についても市長の公約とか政策にかかわらず、主務として担当される首長が在任期間に合わせて計画期間を設定すべきだなという考えのもとです。平成19年以来の質問をして、今回改めて繰り返してお聞きをしているのですが、ようやく私の平成19年の質問から5年がたつて地方自治法の第2条第4項も削除されたということですから、今回の第2次の総合計画についてはまだまだ3層構造ではあるものの、計画期間については市長の在任期間に合わせた計画期間となったということで、私としては大変歓迎すべきだというふうに考えております。

ただ、もう一点、くどいように申しわけないのですが、この前期、後期5年間という2期の設定から前期、中期、後期になった、3期制になったという大きな転換となった場所というのはあるのでしょうか。例えばそれは庁内論議の過程だとか、あるいは策定審議会の委員からの指摘だとか、いろんな場面があったのかなと思うのですが、もしそういうステージがあったのであればお教えいただきたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは先ほど策定に当たっての策定方針を示させていただいたという

話をしましたが、この策定方針をつくる過程の議論、当然ここがあるのであります。これは、総合計画にかかわっては庁内の策定委員会を設けてございますが、この庁内の策定委員会の中でもしっかりと議論をさせていただきましたし、それを受けてこの策定方針の前には考え方ということで一度素案的なものを用意させていただきましたけれども、これについても議員協議会にも一度お示しをさせていただいておりますし、当然策定審議会のほうにはお示しをして、その考えについて御理解をいただいた上での策定方針決定ということでもありますので、その過程を通じて議論をしたということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

次に、同じく総論の名寄市まちづくりの課題から市民と行政との連携・協力によるまちづくりの地域自治区の創設についてお聞きをしたいと思えます。実は、この地域自治区についても古くは合併協議会からずっと提案され、そして新名寄市総合計画の中で地域自治区の創設が設けられてきた経緯があるのですけれども、これについても私過去に同じく平成19年、議員になったばかりですけれども、その第3回定例会で質問させていただいております。そのときの答弁では、引用させていただきませんが、6月から町内会役員会等開催に出向いて、設置目的や基本的な考え方について説明機会を設けさせていただいております。これまでに81町内会のうち41町内会、528名の役員に参加していただきました。さらに、今後はいただいた意見を整理し、庁内論議を経て区域ごとに町内会を含む各種団体に説明、さらにはまちづくり懇談会において住民説明を行っていききたいと。また、広報やホームページにおいても地域自治組織の設置について掲載をし、市民の方々の理解を求めていきたい云々というふうに答弁をされておりました。ちょっと言葉がどうかと思いますが、デッドロックに乗り上げてからこういうような庁

内論議、あるいは市民懇談会等で理解を求められる活動をされてきたのだらうなと思うのですけれども、ただ今日に至ってこの地域自治区に対する答弁にもありました広報やホームページ、そういったところを私も検索をしてみましたけれども、合併協議会等の文章は出てくるのですけれども、第1次新名寄市総合計画に基づいた市民説明だ、あるいはそういったホームページの更新というのは一切見当たらないのですけれども、具体的に地域自治区創設に向けた取り組みというのはどのような変遷をたどっているのか。ダイジェストで結構ですからお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地域自治区にかかわる今回の考え方、この間の変遷というのでしょうか、足取りということだったというふうに思います。ここは議員御存じのように合併のときの合併協定、あるいは新市建設計画の中でも当初は風連地区には合併特例区を、旧名寄の地域については自治法に基づく地域自治区を設けて、市民協働のまちづくりを進めていくのだというところでスタートしてきたということでもあります。これを受けて、第1次の総合計画の中でも新市建設計画の考え方は当然であります、入れて取り組みをスタートしたということでもあります。議員が言われますように当初2年、3年をかけて地域自治区を進めるということで、実際に町内会や、あるいはまちづくり懇談会を含めて市民の皆様と協議をさせていただいたという経緯があるというふうに思っています。この中で、当然地域自治区のあり方についてお話をさせていただいたということでもあります。どんな仕組みが必要ですかということになりますと、例えば住民の懇談会、あるいは運営協議会、市長への意見の具申、あるいは地域がみずから公共的な活動もできるようにということの業務の委託ですとか、あるいはその財源の手当ても必要なですよというところを示しながら、議論を進めてきたという経緯があります。

しかしながら、ここは当時の段階でいきますと、市民の御意見として多かったのは、町内会などがある中で屋上屋になるのではないかという議論があったり、あるいは当然自治区でありますので、今現在、あるいはこれから新たに市が、あるいは公共としてやらなければいけない部分について地域の中でも責任を持って取り組んでいただくのも当然出てくるわけですから、そういったことで行政の下請になるのではないかという危惧が大変強かったということでもあります。結果として市がお示しをした地域自治区については、地域の中では受け入れるのは難しいという結論に達したということでもあります。ただし、市としてそういった地域の協議会については必要だという考え方でありましたので、ここは地域の皆様とも十分時間をかけて議論をさせていただいて、今現在進めている地域連絡協議会という法には基づきませんが、任意の緩やかな組織の中で活動を進めていくということでも今進めているということでもあります。

実は、今回の総合計画の策定審議会、その案件については総務部会の扱いになりますけれども、ここについてもこの課題については十分時間をかけて議論をすべきだという部会長の御意見もありましたし、私ども職員としてもここについては大きな課題だというふうに受けとめておりましたので、十分時間をかけて議論はさせていただき、今回の総合計画に示しているような形で取りまとめをさせていただいたということでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今総務部長のほうからお話がありました。屋上屋だとか下請になるのではないかというようなお話がございました。当時6つの障壁といいましょうか、課題がありました。ちょっとメモしてありますので、読んでみたいと思いますが、設置の目的、必要性が理解できない。2つ目は、設置した場合の活動助成と地域

負担がどうなのか不明確だと。3つ目は、設置区域と活動拠点が曖昧だと。4つは、町内会活動との違いが不明だと。5つ目は、行政との連携する組織体制がわかりづらいと。6つ目は、役員不足による町内会からの人的協力の困難性、あるいは職員の地域活動のかかわり合いが希薄だというような6点がネックになっているというふうにお聞きをしておりました。

地域自治区創設に向けての取り組みというのは、こうした課題や障壁を一つ一つ潰していくことで創設への道が早まっていくのだろうと思うのですけれども、具体的にこうした総務部長も含めて御提議のあった屋上屋だとか下請だとかというような表現を使っておられましたけれども、こういった地域自治区創設に向けてのネックになった課題解決に向けての具体的な取り組みというのは実際にあったのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、当然この間も進めてきたということだと思いますが、ただいきなり地域自治区を導入するのは難しいだろうという一定の判断があったということでもありますので、そこは将来的には地域自治区も展望しながら、先ほど申し上げた緩やかな組織としての地域連絡協議会で、そこを通じながら市民の皆様にも自主的な活動を進めていただく。それを通じながら、場合によっては地域自治区含めて展望できていこうと、そういう考え方のもとに今の活動を進めさせていただいているところであります。

今回先ほど策定審議会の中でも議論させていただいたということをお話しさせていただきましたが、この議論は決して地域自治区制度がいい、悪いという話をさせていただいたのではなくて、総合計画は期間を定めて進める目標でございますので、この期間の中で地域自治区を掲げて進めるのがいいのか、それとも今この間の経過も重視をしながら、地域連絡協議会を成熟させていくこと

で、あるいは活動を活発化していく中で地域自治区も展望できていくのではないかと、そういった議論のもとに今回の総合計画のまとめとなっていることについて御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

ただ、くどいようで大変申しわけないなと思うのですが、第1次総合計画のときには平成20年度を目指して順次スタートをしていきたいという御答弁がございました。ただ、結果として今日まで創設に至っていないのです。これは現実だろうと思うのですが、総合計画の第2次においても創設するということまでは言及をされていないということですから、時間をかけてじっくりと取り組んでいきたいというお話もございました。また一方で、地域連絡協議会を醸成して、さらに活動内容も含めて発展的に組織体制を確立をして、地域のコミュニティーを確立していきたい旨の御発言がありましたけれども、地域自治区というのは名寄市の地域特性としてなじむのか、なじまないのか。10年間かけて創設できなかったことを踏まえて、繰り返しになりますけれども、名寄市において地域自治区というのはなじまないという結論に持っていくまでには至っていないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げたように、地域自治区そのものについてのよしあしという議論はこの間もしておりません。それと、総務省のこれは取りまとめです。全国での地方自治法に基づく地域自治区、一般の取り組み状況ですが、15団体という現状になっているようであり、市民の皆さんのほうからもなかなか法に基づく地域自治区についてはハードルが高いと言われる意見がありましたけれども、これがこの数字にもあらわれているのかなというふうに思っております。私どもが今考えているのは、地域自治区がいい、悪い、あるいは地域に合っているか、

合っていないかについて現段階での判断は難しいだろうという考え方をしています。地域連絡協議会を進めていく中で、地域自治区という制度が名寄市に適しているのか、あるいは法に基づかない任意の形が適しているのかを含めて、さらに地域連絡協議会とのやりとりを進める中でその判断についてはしていかなければいけないだろうと、このように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

ただ、先ほど来申し上げているように地域自治区の創設というのは、平成18年当時の合併協議会の中で風連町と名寄市との間で協定を交わしてやっている内容だろうと思うのです。ただ、この協定内容が一部、一部という表現がどうかと思いますけれども、不履行になっているということも含めて、ここはただいたずらに時間をかけるのではなくて、先ほども申し上げているように地域自治区よりは地域連絡協議会を醸成して発展的に育成していくというような捉まえ方で、ここはひとつ地域自治区は第2次総合計画の中においては見送りとするようなところまで言及してもいいのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今議員が言われるようにこの地域自治区については、合併協定、さらには新市建設計画の中で位置づけている部分でありますので、安易に廃止とかいう形にはなかなかならないのだろうなというふうに思っています。ただ、現状の中で判断するには少し材料が足りないだろうというのもありますので、先ほども申し上げたように、もう少し時間をかけながらしっかりと進めていきたいなと思っています。

ただ、いずれにしてもそういう地域の組織が必要だということについては、ここは私どもも認識をしています。これは、自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりを進める上での一つの主体と

なり得る組織だというふうに認識しておりますし、行政においてもさまざまな行政課題がふえる中できめの細かいサービスを行おうとすると、新しい公共という言い方も過去にはありましたけれども、そういった部分も含めてこの協議会が公のサービスの一部を担う場合も想定されるかもしれませんので、ここはもう少し時間をかけながらいきたいというふうに思っております。

それと、今回については、その考えのあらわれ方が先ほど松岡参事監の中にもありましたが、名寄市の大切にしたいまちづくりの基本となる考え方の中で、新たに設けた項目ですが、その中の（2）として市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方という項目を起こして、そういった部分の必要性について再確認をさせていただいておりますし、先ほどから申し上げている考え方については、文言としてはコンパクトでありますけれども、基本計画の中でもしっかりとお示しをさせていただいているという考え方でありますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは次に、3つの重点プロジェクトについてお聞きをいたします。

最初に、経済元気化プロジェクトから3項目お聞きします。まず、1点目は、指標項目の観光入り込み客数、この基準値の確定根拠と目標値の積算根拠、達成可能性について御答弁いただきましたけれども、現実問題としてはなかなか多くの課題が山積しているのだろうというふうに考えます。私どもの会派の中でもこういった点については随分御意見をいただきましたので、かいつまんでお聞きをしてみたいなというふうに考えます。例えば来訪する観光客数のカウント方法という声がありましたので、お聞きしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今観光入り込み数のカウント方法ということで御質問ありました。今現在につきましては、国、道が定めています観

光入り込み基準ということに基づいて今年度から観光入り込み数のカウントということにさせていただいておりますけれども、今までの部分につきましては各イベントや主要な施設に位置づけられた施設の入り込み数をそれぞれ合計しまして、観光入り込み数ということで算出させていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今水間室長のほうからお話がありましたけれども、主要施設の見込み数というお話がございました。これは、主要施設のほうから数字が上がってくるのか、それとも営業戦略のほうで吸い上げているのか、どちらになるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 主要施設につきましては、主要施設のほうで入り込み数を算出しておりますので、それぞれの施設のほうから上がってきた数字を使わせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

こうした入り込み客数というのは、現行の施設の規模というのでしょうか、収容数、収容客数というのでしょうか、これはどの程度だというふうに押さえておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） それぞれの主要施設のカウントの仕方についてでありますか。

（「収容キャパです」と呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（水間 剛君） 収容キャパについては、それぞれの施設ごとにばらつきがあるということで考えておりますけれども、私どものほうでそれぞれの主要施設をチョイスしているというか、選んでいる部分については、一定の観光施設として位置づけているキャパの施設を主要施設として位置づけてカウントさせていただいているというところです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

あと、これから繰り返し訪れていただくであろうリピーターへのホスピタリティーだとかおもてなしだとか、あるいは受け入れの外国語通訳者だとか、あるいは表示、いろんな表示板もあるでしょうし、あるいは外国語併記の案内パンフレットもいろいろあるのだらうと思うのですけれども、こういったおもてなしの対策というのは十分計画期間中で考えておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今現在取り組んでおります名寄市観光振興計画につきましては、当時策定するときにはインバウンドということについては、多少の議論の中でありましたけれども、現実的に私どものまちのほうに来ていただけるという部分についての緊急度が非常に低かったという部分があります。今総合計画のアクションプランを策定するというところで名寄市観光振興計画の見直し作業をしておりますので、その中でインバウンドという項目も大変重要な項目の一つでありますので、おもてなしの方法、また表示の方法等も含めて現在検討させていただいているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今水間室長のほうからインバウンドは計画の中では想定外であったという趣旨の御発言がありましたけれども、今後10年間の間で一体何があるかわからないというのもまた正直な話なのだろうなと思います。ただ、今のところは台湾、中国というふうに外国人の来訪者が限定はされていますけれども、これからはひょっとしたらアラビアだとかそちらのほうから、例えばイスラム教徒の方が来るだとか、例えば豚肉が食える、食えないだとかという、あるいは牛が食える、食えないだとか食べ物、あるいは方角の問題だとかいろいろあるのかなと思うのですけれども、そういった訪れる外国の方の特定についても想像を超える想定外のことがあるかもしれま

せんので、そこは営業戦略室ですから全然心配はしていないのですけれども、最悪を想定して最善の計画を立てていただきたいなというふうに考えております。

次に、2項目めの農商工連携・6次産業化品目についてお伺いをしたいと思います。基準値ではゼロ件となっているのですけれども、私どもの会派のほうからお声がございまして、風連の特産館、道の駅で製造販売されているソフト大福というのは、あれは典型的な6次産業化の品目にカウントできないのだろうかというお声がございまして、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ふうれん特産館についても6次産業の主はモチ米ということで品目数であります。私どものほうは、今回新たに品目数ということで挙げさせていただいておりますけれども、今現状で今回挙げました農商工連携、6次産業も基本的には農の原料となる農畜産物の部分を有効に活用した目標ということで定めております。今現在、農業分野の話になりますけれども、いろんな地域で離農者が多くなって、なかなか残っている農業者の方も大規模農業になってきて、多品目の産地がつかれなくなっているという地域の話もお伺いしてきております。私どもの名寄市につきましては、まだ農業関係者の方々がいろいろ御尽力いただいて、多品目の産地として形成されているということから、その多品目の産地の部分の品目を活用して、新たな品目のそういった農商工連携や6次産業化の部分を目指していきたいということで今回定めさせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。ぜひとも新たな6次産業化の品目について実現を見るようにさせていただきたいなというふうに考えるのですが、3項目めに移りたいと思います。

創業・事業継承件数の目標値2件と、これは余りにも低い数値ではないかという私どもの会派の

中から厳しい意見がございました。平成31年3月まで前期2年間で達成をもくろむとなれば、見方を変えれば堅実な数値として捉えることもできるのだけれども、これは既にもう意中の事業所なり、心当たりがあつての数字なのかどうなのか確認してほしいという声がございましたので、あえてここで確認をさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の創業、第2創業の数値ということで定めさせていただいた部分につきましては、先ほど松岡参事監の回答でもありましたけれども、具体的に小売業や飲食業の創業という部分については、今現状としてもあります。ただ、おやめになっている方もいろいろ入れかわりということがあって、現実的には事業所数の減少になっているということで、今回の目標については一定の雇用を含めた製造業分野などの新規事業などの部分を考えております。また、名寄市に創業していただくための一つのきっかけづくりとして、国や道の支援をいただきながら新たに創業していただくということで、今回現実的なこれまでの実績と比較しての目標設定とさせておりますけれども、今現状の中では具体的な創業の部分についての可能性の部分についてはありませんが、いろんな部分で相談の部分も含めて来ているというのは現状であります。実際的には最終的にはどうなるかはわかりませんが、それが今の実態であります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。現状はないということで、今後31年3月までに達成をしたいというお考えのようでございます。

次に、安心子育てプロジェクトから1件お聞きをいたします。指標項目の本市の子育て環境や支援への満足度で、大満足あるいは満足と回答した人の割合について就学前と小学生について市民の満足度を知るということは、市民のニーズやウォンツを探る上で大変重要なことであろうというふ

うに考えています。ただ、就学前の基準値38.3%の数値は、満足度としてはどのレベルにあるのかお教えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま就学前のお子さんを抱える方々の満足度についての御質問だったかというふうに思いますが、全国で統一して行っている指標というふうにはなっておりませんが、これを策定するに当たりまして道内各地の状況を確認をさせていただいている状況でございますけれども、その中でも名寄市においては必ずしもこの38.3%というものが低いというふうな状況ではないというふうに押さえているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

同じように目標値についても聞くようになっていのですけれども、今の馬場室長のお話で38.3%という基準値は低いものではないと。そうすると、5%増の目標値43.3%は低い数字ではなくて、決して高い数値でもないけれども、中庸な数字なのだろうというふうに類推するので、お答えは結構ではあります。ただ私市民の満足度というのは市民の期待と現実のバランスによって決まってくるのだらうと思うのですけれども、たまたまこの満足度というのを考えていくと、満足度調査を健康診断に例えると、診断を受けて病気が見つければ、あるいは治療する、あるいは手術をするということになるのだらうと思う。満足度調査でも正確に現状を把握して、そこから見つかった問題を対処していかなければならぬというふうに考えるのですけれども、逆に翻って考えたときに回答していただいたお客様の満足度を向上させるために今回の数字、基準値というのは38.3%ですか、貴重な機会を捉えて数字を捉えているのだなというふうに考えるのですけれども、ただ一方で本来であれば事前に把握しておくべき

市民満足度の数値を形にした事業を基準値あるいは目標値に据えて、プロジェクトの事業名として設定したほうが市民の皆さんにはよりわかりやすいものとなったのではないかというふうに考えるのですが、この点はいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今安心子育てプロジェクトの指標について設定の仕方ということで御質問いただきましたけれども、この安心子育てプロジェクトについては、少子化対策並びに人口減少対策の強化に取り組むということを目指しまして、安心して子供を育てることができる環境を充実させるために子育てと仕事の両立支援、そして子育て家庭への支援を実施していくということでございまして、ここの下のほうに主な基本計画事業ということで載ってございますけれども、この中に載っている部分につきましては基本目標Ⅱの市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり、基本目標Ⅴの生きる力と豊かな文化を育むまちづくり、そして基本目標Ⅲの自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりというところではありますが、これ以外にも5つの基本目標の部分で申し上げますと、38ページに書いておりますけれども、基本目標Ⅰの2の2、男女共同参画社会の推進の実現の方策というところで雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保、また84ページの基本目標Ⅲの6の1、生活安全意識の高揚の実現の方策の中では安全で安心して暮らせるまち、また118ページの基本目標Ⅳの5の1の雇用の安定と確保の実現の方策では若年者の地元就職促進、また同じく119ページの5の2の労働条件の改善の雇用条件向上や仕事と家庭の両立支援なども少子化対策、人口減少対策の強化に取り組むための施策として載せてございます。これら全てを横串としてここで掲げております指標であります子育ての環境や支援の満足度の向上を目指していくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今田邊部長のほうから言わずもがなのことを聞くなというようなニュアンスで御答弁をいただきました。

それでは次に、冬季スポーツ拠点化プロジェクトから2項目お聞きをしたいと思います。こちらは、経済元気化プロジェクト同様に目標値5,000人、これを達成するために必要なソフトウェアあるいはハードウェアなど解決すべき課題に一抹の不安を拭い切れないというのがございます。今後観光イベントとスポーツの拠点化事業のミックス開催、あるいは共催事業、こういった場合において接遇やおもてなし、先ほどの観光客の入り込みというのとバッティングする可能性がありますけれども、こうした受け入れ施設のキャパや宿泊施設の収容能力、どのように向上させていくお考えかぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿の受け入れにつきましては、計画の中では5,000人を目標にということで今後推進をしていきたいというふうに考えています。

課題については、先ほど申し上げましたとおり、関係する団体等との連携、そういった体制づくりが必要不可欠だというふうに思っています。あわせて全国大会の規模の新たな大会も毎年誘致していくということで、来年の3月にはJOCジュニアオリンピックカップの開催を予定しています。これは、500人程度の選手団というふうに言われておりますけれども、これは事前合宿も含めて受け入れすると思います。そして、これについては名寄市内のキャパでは足りなくて、近隣市町村を含めたキャパの中での受け入れになってくると思いますし、来年ですか、冬季アジア大会が札幌市で開催されて、その後2018年は平昌、2022年は北京という冬季スポーツがあるということでもありますので、昨年ですか、ロシアチーム、カーリングチームが誘致されましたけれども、そういったナショナルチームの誘致も出てくるかとい



うふうに思っています。そういった面では国内外、世界に向けた誘致が可能性が広がっているというふうに考えていますが、ただそれを受け入れ継続していくためには、言われたようにおもてなしが大切だというふうに思っています。ことし4月からスポーツ・合宿推進課ができてから合宿に来た誘致の方には御挨拶も含めながら、ノベルティということで宿泊先をお願いをしながら記念品を上げたり、そういったことで取り組みも進めていますので、そういったことを通じて来てくれた人たちが継続して今後も合宿に名寄市に来てくれるようにしていくように取り組みを進めています。

もう一つは、東京オリンピックに向けてホストタウン構想の中では士別市と登録をされていますので、これについては台湾を相手国地域として士別とも連携を図りながら、名寄市内でなくても広域的な部分での合宿誘致も視野に入れながら進めて、目標達成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

今の答弁の中に出てきましたが、新規冬季スポーツ大会の3大会というのが出てくるのですけれども、今お話にあったジュニアオリンピック等がそれにカウントされるのかなと思いますが、具体的に3大会の名称でしょうか、冠でしょうか、具体的に実現に向けて動くのだろうと、誘致に動くのだろうと思うのですけれども、もう一度正式な名称を教えてくださいか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 総合戦略では昨年度から実施してまして、全国中学スキー大会がことしの2月に開催されました。来年の3月には、JOCジュニアオリンピックカップ、ノルディック競技会が開催されます。それ以降の大会につきましては、スキーあるいはカーリングということで、これは競技団体との連携が必要となって、ま

だこの場で正式に言える段階ではありませんけれども、年に1回は新たな全国大会規模の誘致に向けて競技団体としっかり連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。今のところジュニアオリンピックということで、あとはスキーとかカーリングに向けたそういったということで、具体的な大会名はまだ決まっていないということですね。わかりました。

それと、続いて高齢者対策についてお伺いをしてみたいと思います。本年の第1回定例会の代表質問で、市民連合の熊谷議員と私でそれぞれ介護職員の不足による入所者、あるいは定員割れについて問題を提起して以来ずっとこれまでに6月の第2回、9月の第3回定例会とそれぞれ各同僚議員が質問に立っておられますけれども、名寄市の高齢化率は本年7月末で31.0%ということです。高齢化率というのは、改めて調べてみたら総人口に対して65歳以上が7%というところが高齢化、高齢化社会というところ。14%を超えたら自治体を高齢社会と。21%を超えると超高齢社会というところ。名寄市は31.0%ですから、もう超高齢社会ということになります。既に3人に1人が65歳以上の御長寿者ということになりますけれども、どうもこうした名寄市の超高齢社会に対する私どもも含めて、行政は低いとは言いがたいかもしれませんが、総体的に見て名寄市の超高齢社会という認識が極めて希薄だなというふうに感じているところであります。

高齢化率は今後も上昇を続けていくわけですから、答弁にもありましたけれども、ふだん、ADLやIADLを自分自身で行えて、特養の清峰園やしらかばハイツの待機者にはならないと。あるいは、入所を先延ばしするための手法というのが若干田邊部長のほうからお話にはありましたけれども、経費の節減も3%だとか4%削減というところなかなか達成しづらいという話を聞いています。

経常経費はいっそのこと5%、10%というふう  
に大きな数字を挙げると意外と職員の意識も改革  
されて、経常経費の削減に近づくことができるの  
だなんていうようなある行政学者の文章を読んだ  
ことがありますけれども、少なくとも名寄市民の  
特養の入所者、待機者、これをゼロにするという  
観点から発想を考えて、いろんな施策を考えてい  
くという方法論としては全く否定はできないだろ  
うと思うのですが、この点についていかがですか、  
田邊部長。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 経常経費をふや  
していくことで職員が定着する、また処遇改善、  
またさまざまなサービスが向上するというような  
御議論かとは思いますが、今までも市とい  
たしましては社会福祉事業団に対しましてかなり  
な繰り入れを行っております。また、そこは市民  
の皆さんの御理解をいただいた上で繰り入れをさ  
せていただいているという状況もございますし、  
これ以上繰り入れをふやしていくというところも  
なかなか判断がつかないというふうには考えてお  
りますので、御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ちょっと私の質問と  
食い違っているかもしれませんが、今申し上げた  
のは名寄市の介護職員が不足で、定員割れを起こ  
している施設がございますけれども、そこを名寄  
市の待機者、市民も待機している方がそれぞれ重  
複しているので、正確な数字は捉まえ切れないか  
もしれませんが、いっそのことということ  
で名寄市のそういう特養施設だとかしらかばハイ  
ツだとかに待機をしない、市民に限っては待機者  
ゼロという構想を打ち上げて、そのためにはどう  
したらいいかという施策を考えることにはなりま  
せんかということでお聞きをしました。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 申しわけありま  
せん。勘違いしました。

大変重要な御指摘だと思っておりますし、今で  
も市民の方が中心に入っておられますけれども、  
今後一日でも早く待機者の方、まず介護人材の確  
保に努めながら、一人でも多くの方に入所してい  
ただけるような取り組みを進めてまいりたいと考  
えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） そのためにはふだん  
からのADLあるいはIADL、そしてQOLを  
高めていくことで、少なくとも市民にとっては待  
機することのない健康寿命の延びる高齢者の育成、  
養成につながっていくだろうと、そんな事業をぜ  
ひ展開していただきたいというふうに考えるところ  
でございますが、ただこれ全く事例がないわけ  
ではないのです。私個人的に伺った四国に上勝村  
というのがあるのです。当時は上勝村でしたが、  
今は上勝町となりました。ここの町は、つまもの  
というか、葉っぱビジネスでやたら有名になりま  
したけれども、高齢者がカエダとかナンテンだ  
とか、そういったつまものを注文に応じて料理店  
あるいはかっぱうだとかに生産、出荷していくこ  
とで産業として成り立っているというような町な  
のですけれども、65、75の高齢者が年収で1、  
000万円というようなケースもあって、とても  
ではないが、寝ているところではないのだという  
ことで、当時あった上勝村の特養が廃止された  
というケースがありました。数字を捉まえていくと、  
寝たきりの老人が1人だけだったというびっくり  
するようなケースがございますけれども、だから  
名寄市民に限っては特養施設に入っていたか  
ないそのための健康寿命延伸、あるいは健康づくり、  
IADL、ADL、QOLの質を高めていくのだ  
というような政策で、上勝町とは人口規模だとか  
産業構造も違い過ぎますけれども、決して無理難  
題ではないと思うのです。ぜひとも田邊部長の  
いらっしゃる間でも結構ですから、極めてエポッ  
クな、画期的な施策を一つでも二つでも打ち出し  
ていただいて、おやりになっていただきたいなと

思います。

それでは、時間がなくなってまいりましたので、走りながら質問をしてみたいなと思いますが、9件目、実は総合計画の名称、呼称というふうに申し上げましたけれども、残念ながら私どもの会派の中でも第2次総合計画というような意味合いで発音をしてしまいます。決して総合計画（第2次）とは言わないのです。ぜひとも市民にわかりやすいため、これは計画策定に当たっての基本姿勢にわかりやすさと実効性、簡素でわかりやすい表現に努めるなんていうのがあるのですけれども、全然わかりやすくないということで、第2次総合計画というふうに名称を変更することは、まだ素案ですから可能ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、先ほど松岡参事監のほうからもお話をさせていただきました。表記としては、今回の提案のとおりとさせていただきたいと思いますが、議員が言われるように呼称に当たっては皆さん計画が特定できるような範囲で親しみのあるお言葉で呼んでいただければいいのかなという、読みについては皆さんこの計画を特定できる範囲で親しみのある呼び方をさせていただいて結構かなというふうに思っています。

ちなみに、北海道の総合計画ありますけれども、ここの表記についてであります。今28年度から10年の計画が出ていますが、ここについては北海道総合計画というふうになっています。その前の計画を見ますと、新北海道総合計画ということで、第1次、第2次をあらわしてごさいません。また、国があらわす北海道にかかわる計画としますと、国土交通省が定めています、実質的に北海道開発局が策定をしているのかもしれませんが、北海道総合開発計画というのがあります。今平成28年度からスタートしまして、8期目を迎える計画となっていますが、これについてもあく

までも北海道総合開発計画ということで、何期というの示していない。あくまでも計画名だけを示しているような例もございます。そういう意味でいきますと、名寄市の総合計画については、括弧ではありますけれども、1次、2次ということでこの計画が何期に当たるのかについて、これがわかりやすいの全てかと言われるとちょっとあれですけれども、そういう意味ではわかりやすい表記に努めさせていただいてございますので、参考までにほかの計画の事例も紹介をさせていただきました。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、文章表現でお聞きをしてみたいと思います。きょうも登庁したらかなりの正誤表が出ておりました。正しい、正しくない表現というのがいっぱい出ているのですけれども、この中でもとりわけ文章表現の中で取り組みという言葉が出てきます。これは、送り仮名がついたり、つかなかったり、表現が入り乱れていて文言に統一性がないなというふうに感じました。この計画書策定時には、文章作成のマニュアルみたいのは整備されていたのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 提案後正誤表で訂正をお願いした部分については、改めてこの場でもおわびを申し上げたいなというふうに思っています。あらかじめそのような言葉のマニュアルについては示していなかったということでありまして、その結果原稿についても各部局でまずは取りまとめますので、総合的には事務局のほうで目を通させていただくのですが、そこから漏れている部分が多かったということで、おわびを申し上げたいと思います。今回改めて全般を通して表記の統一をさせていただきましたので、ぜひそのことについてはおわびを申し上げ、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 確認なのですが、作成マニュアルというものは存在したのですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 校正等については、一定のルールを設けて作成をさせていただきましたが、言葉の扱いについて、ここについてのマニュアルについては示していなかったということですので、今回のような正誤に結びついたということで御理解とお許しをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、加藤市長に、最後になりますけれども、お聞きをしたいと思います。

まず、この名寄市総合計画基本構想、基本計画案、まだ素案ですから、加藤市長の序文や巻頭言は掲載されていないのです。平成22年の市長選挙で島市政を引き継ぐ形で総合計画第1次を継承されてこられましたけれども、今回初めて加藤市政の向こう10年間にわたる総合計画第2次の基本構想、基本計画の完成を見ようとしていますけれども、加藤市長の総合計画第2次に対する思いについてお聞かせを願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 冒頭議員のほうからもお話ありましたけれども、この総合計画の策定に当たりましては、前段本当にタイミングがよろしかったのかどうなのか、いろんな見方はあると思いますが、地方創生の総合戦略を名寄市においては策定するということになりまして、その議論もベースとしながら、今回総合計画の策定に当たっても本当に膨大な市民の皆さんからのアンケート、あるいはたくさんの団体や企業の皆様からの御指摘、御指導、さらには策定委員会、公的なそうした委員会の中での議論と、本当にたくさんの皆様からいただいた意見をもとに積み上げ

られた計画でありまして、そのことについて本当に重く受けとめ、改めてこの計画をもとにさらに素晴らしいまちづくりに邁進していきたいという決意でございます。

この計画は、以前の計画は風連と名寄が合併をして、その翌年からできてきているある意味ではその合併がどうだったのかということも含めた計画の検証と、そしてそれを今後のまちづくりにどう生かしていくかということでの議論にもなったかというふうに思いますけれども、この間私は市民の皆様のいろいろなお力添えや御努力もあって、お互いまだまだ不十分なところはあるかもしれませんが、素晴らしいまちづくりが相乗効果でできがりつつあるなというふうに思っています。しかしながら、特色のあるまちづくりが進められている一方で、人口減少にまだまだ歯どめがかかっていないような状況もありまして、そうした課題をしっかりと見詰めて、これからの総合計画をベースに、人口減少にできるだけ歯どめをかけつつも、しっかりお一人お一人の市民がさらに躍動して幸せを感じるまちづくりが進められるようにしっかりとこれからも市民の意見を聞きながら邁進をしていきたいと、そういう決意と覚悟でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 以上で私の総括質疑は終わりますが、その後私どもの会派から基本目標それぞれについて真剣な質疑が予定されておりますので、私の総括質疑はこの程度にとどめ、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質疑を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

市民連合・凜風会を代表して、佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、市民連合・凜風会を代表して総括質疑をさせていただきますが、今回は選択制ということなので、一問一答方式でやらせていただきます。

まず最初に、改めて名寄市における総合計画の位置づけと意義について御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、最初の御質問で総合計画の位置づけと意義ということでした。ここは、午前の大石議員とのやりとりの中でも一部触れさせていただいたところだというふうに思いますが、地方自治法の改正に伴って、従前は法に基づく計画として策定しておりましたけれども、ここの法的な根拠がなくなりましたので、名寄市においては名寄市自治基本条例の中でこの計画の策定を位置づけをし、さらにはその策定に当たっては基本構想、基本計画については議会基本条例の中で議決事項として定められているものという位置づけにあるというふうに認識をさせていただきます。

また、この総合計画でありますけれども、これも自治基本条例の中に総合計画等ということで第19条の中に位置づけがされておりまして、総合的、計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するのだというところの目的が記載をされているという認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今のは総合計画の位置づけというか、目的ですけども、意義です。意義についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここの総合計画、自治基本条例の中に定められていることでありまして、これは自治基本条例はまちづくりのルールを定める条例でありますし、その目的については

市民主体のまちづくり、市民と行政との協働のまちづくりを進めるといふ、そこに向かっての市の最上位計画として総合計画を定め、それに基づいての市民との協働のまちづくりを進めると、そういう意義があるというふうに認識をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それに基づいて進められた総合計画の策定時の基本として取り組んできたことというのは、どういうことですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、先ほどの大石議員の答弁の中でも触れさせていただきましたが、平成28年2月に第2次の総合計画策定方針を定めさせていただきました。この中で、それぞれ計画策定の趣旨、先ほど申し上げたような部分でありますとか、あるいは計画策定の基本的な考え方などを含めてお示しをさせていただいたということになります。策定に当たっての考えについては、方針のとおりということを進めさせていただいたということ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 名寄市民憲章で「みんなで話し合いながら住みよいまちをつくりまします」という文言がありますけれども、これに合致した取り組みであったというふうに認識されておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画の策定に当たってでございます。先ほど方針を定めさせていただきましたというお話をさせていただきましたが、この策定の方針に当たっては、議員が言われますように市民憲章はもとよりであります。先ほどの総合計画の根拠となっている自治基本条例の考え方、あるいはこの間の総合計画、市民の声を反映して策定するというこれまでの経過もありますので、策定方針の中にも先ほど大石議員に申し上げ

げたように計画策定の基本的な考え方とし、計画策定に当たっての基本姿勢として市民参加の促進ということで、市民の皆さんと議論をしながらこの計画を定めるという基本的な考え方のもとに進めさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、名寄市は4本の都市宣言をしております。安全・安心都市、教育都市、健康都市、非核平和都市、この概念についてどういうふうに盛り込まれたかは、それぞれ所管の部長、安全・安心でいえば三島市民部長になるのですか。教育都市は小川部長ということになるのですか。健康は田邊健康福祉部長ということになると思う。非核平和については臼田総務部長ということになります。それぞれ部長から部会議論を含めてこの名寄市の都市宣言の概念をどういうふうに盛り込んで協議をされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 平和に係るところであります。ここについては、市の宣言も当然あるわけですが、平和についてはここはある意味では国がしっかりと取り組むべきところだというふうに思っています。特に今回の総合計画の中でいきますと、その精神については当然盛り込まれておりますけれども、人権なども含めてしっかり守るのだというところでこの非核平和が守られていくものだという、そういう認識のもとに定めてございますし、そういう人権のところを含めて盛り込ませていただいているということでありますが、具体的な精神等については市民憲章等がありますので、そこに委ねている部分もあるということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 部会の中では保健センターが所管をしておりますので、健康づくりということで、第1次計画の評価と申しますか、

検証を含めた中で、今後の名寄市としての健康づくりに対する取り組みの基本となる事項等につきまして御審議をいただいているものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 教育都市宣言にかかわってということですが、第1次総合計画から継続して取り組んでいることでありますけれども、幼児教育から大学まで有している名寄市でありますから、そういった教育環境を生かしながら、いかに総合計画の中で反映していくかということだというふうに思っていますけれども、家庭や地域も含めて子供たちが将来に希望を持てる、そういった子供たちをしっかりと育てる、そういったことが幼児教育から大学まで連携をしながら取り組むということで今回の総合計画の中でも大学教育も含めて充実を目指していく、そういったことも盛り込みながら取り組みを進めてきているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 安全、安心なまちづくりに関して部会の議論を通じてどういう議論があったかという質問だと思いますけれども、総合計画の今回の案の中にも記載をしておりますけれども、空き家対策が中心的な生活安全という部分では一つの基本目標として今回新たに掲載をさせていただきました。市民生活環境部会の開催は3回ということで、回数的に余り多くないのではないかと声をいただいておりますけれども、量的な比較ということでいえば十分かどうか、ここは判断の難しいところでありまして、ただ部会の流れとしましては7時から始まって2時間の中で熱心で活発な質問ですとか議論をいただきましたということで考えておりますし、安全、安心に関してはまちづくりの基本構想の中にもございますけれども、これからの10年間見据えた中では基調になる考え方なのかなということで、具体的に取り組みはこれから進めてまいりたいと思っていま

す。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 名寄市を見るときに、1つは市民憲章、もう一つは都市宣言、さらにこれに最高規範である自治基本条例というのが三位一体で推進されるというのが基本だというふうに思いますけれども、今回の総合計画の基本構想、基本計画、あるいは各部会での模様が載っているインターネットの部会の様子載っているところにこの4つの宣言というのはほとんど載っていないとか、市民理解を深めていない。基本で市民の皆さんが理解しているというのならいいのですけれども、これは合併のときから当時の市議会、総務文教常任委員会、熊谷委員長のもとで何を都市宣言をするかという議論をして、この4つを名寄市の新市の目標としていこうということがこの4つの都市宣言であります。それに対しては、例えば非核平和都市も人権を言っているわけではないのです。本当に日本は唯一の被爆国として、やっぱり核はだめだよというのをきちっと推進しよう。それがいろんな一般質問、代表質問でも出てくると思いますけれども、そういう概念が総合計画の中では出てこない。あるいは、安心、安全についても議論が安心、安全都市というのはどういう都市だという定義づけを含めて余りされていない。その中でも一つ一つの事業は、それは議論をしていますけれども、安心、安全都市としてはどうなのか。例えば教育という都市はどうなのだという、その議論が非常に欠けている感じがしますけれども、改めて4部長からそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほども申したように安全にかかわる分野については、これはある意味国にかかわる部分であります。それと、市として、市民として当然意識をしていかなければいけないということで、都市宣言などにもなっている

ということでありましてけれども、私たちの議論とすると当然平和であることの必要性、あるいは非核についての意識については都市宣言などになっている部分でありますので、市民の皆様にも一定程度の理解をいただいているだろうという、そういう認識のもとに各総合計画基本構想、基本計画の議論をさせていただいたということでありまして、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 教育委員会関係でいきますと、幼児教育から大学までというお話をさせていただきました。これについては、個別の施策ごとでの話になっていきますけれども、幼稚園、保育所から小中学校、高校、大学、それぞれのところでどう連結しているかということが部会の中でも議論がなされたかというふうに思っています。そこがうまく連結しながら、名寄の子供たちをトータル的にどういうふうに育てていくかということが重要な課題で、それに向けて家庭や地域との連携が不可欠、そういったことも含めて部会のほうでも話されているというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島 裕二君） 安全、安心に関して議論が欠けているのではないかとことでありますけれども、先ほども途中まで申し上げました基本構想、これは基本理念の中ということになりますけれども、暮らしづくりという観点の中で安全で安心して暮らすことのできる環境をつくり、市民一人一人が安心して安らぎのある持続可能な暮らしができるまちをつくりたいということで、先ほども申し上げましたけれども、部会の中で熱心にその方向で議論がされたというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊 俊昭君） 健康づくりの部分につきまして部会の中では、個別事業といたしましては健康マイレージの部分ですとか感染症の

部分ですとか、あと食育の部分ですとかさまざまな御意見を委員さんからいただいております。総体的には健康づくり都市宣言ということで、子供から高齢者まで全ての市民が健康で豊かな生活ができるようにという部分につきましては、基本姿勢としてお話をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今の4部長がおっしゃられるように、文言にはないにしても概念的にはしっかり入っているのだということですのでよろしいですね。理解をさせていただいてよろしいですね。

それでは、もう一つですけれども、これは松岡参事監なのか、総務部長なのかわかりませんが、本当に市民の意見を集約した総合計画だと言いきれますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私ども先ほどの大石議員の答弁の中にも触れさせていただきましたけれども、今回の総合計画の策定については、市民意見をお聞きする方策あるいはスケジュールも一定程度お示しをしながら、それに基づいて進めさせていただいたということでありまして、今回については、審議会以外にもさまざまな方法を、複数の方法を駆使しながら、市民の広い意見を聞かせていただいたという認識にありますので、市民の意見を伺わせていただいて、その意見を反映させて、この総合計画提案をさせていただいているという、そういう認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 先ほどの午前中の答弁の中にもありましたように、今回の総合計画、1年前にやったまち・ひと・しごと創生総合戦略、これでも市民意見を聴取されて策定をされましたけれども、ここに依存をしていないかということなのです。例えば団体との意見交換会は84人、今回の総合計画におかれては84人ですけれども、うち6月17日に実施した移住分野、名寄市移住促進協議会のメンバー6人、7月13日の子育て

世代、子育て支援センター6人、これ以外は全て団体との意見交換は名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわり27年に実施されたもの。その後、市民ワークショップ106人、タウンミーティング2会場で190人、まちづくり懇談会176人、アンケート回答584人。つまり総合計画に特化する、名寄市の最上位計画は総合計画でありますけれども、それよりもその前につくったまち・ひと・しごと創生総合戦略、ここで意見を聴取しているから、包含しているからいいのだということ、少し市民の声に耳を傾ける機会というのはこれまでに比べて少なかったという認識は持っていませんか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今回については、総合戦略がありましたし、総合計画の見直しもあるということで、あらかじめ両計画を策定するというのを見通しながら作業を進めさせていただいたというのが今回のある意味での特徴かなというふうに思っています。総合戦略の計画の中にも記載をしております。総合計画との関係というところもあらわしてございまして、あるいは計画の検証と訂正ということで、この総合計画を踏まえて総合戦略についても見直しをするのだということ、これを総合戦略の中ではっきりと明記をさせていただいておりますので、総合戦略が全てということではなくて、当然最上位計画である総合計画の策定を待って、総合戦略についても見直しがあるというところをあらかじめお示しをさせていただいております。

それとあわせて総合戦略における意見懇談会の出席の案内についてであります。この文章ではこういう記述をさせていただいております。またということで省略して読ませていただきますが、市の最上位の10年間の計画として定められている総合計画が平成28年度までの計画となっていることから、次期総合計画策定に向けた準備をあわせて進めていくこととしています。これらの計



画策定するに当たっては、広く関係者の意見が反映されるよう幅広い年齢層から成る市民の皆様を初め関係団体と意見交換をするのだということでありまして、決して総合戦略だけの議論をするというたてつけではなく、総合計画も含めて意見をいただくのだというたてつけのもとに進めさせていただいておりますので、総合戦略でいただいた市民の皆様の意見についても当然総合計画を意識していただいたというものだというふうに私ども認識しておりますので、決して総合計画だけに依拠したものではないというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 例えば第1次総計、これは部長よく御存じのとおり合併の事務局、合併協議会、あるいはその中でつくられた新市建設計画というものを含めてずっとやってきて、確定したのは第1次総合計画。このときにやっている取り組み、市民の皆さんとの意見交換の場ということで、磯田元副知事を招いてのまちづくり懇談会ですとか、総合計画を考える地域懇談会というのを市内14会場で実施をして、262人の参加をいただいているということであります。総合計画を考える市長との懇談会、これは4団体と実施をしている。さらには、新名寄市総合計画第1次の中間報告会というのを12会場で実施をして、参加は延べ191人、これがどうかというのはわかりませんが、やっております。そして、アンケートも実施する。これから見ると、先ほどの午前中の議論ではないですけれども、総合計画をつくるのだということに対する市民との意見交換の場というのは非常に制約されているか、少ない印象が否めませんが、部長はどのような認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 1次計画と比べてということではありますが、私どもは2次計画の策定に当たってあらかじめ市民意見の反映の方

法についてはお示しをさせていただきまして、それに基づいて進めさせていただいたという認識がございます。数字だけを見ますと、参集の人数等について少ないという印象を受ける方もおられるかと思いますが、そこについてはいろんな手法を工夫することによって幅広い方に参加をいただいたというふうに思いますし、1次のときにはなかったパブリックコメントという制度も実施がされておりますし、この間のパブリックコメントの反省も踏まえて、ただ単にホームページあるいは情報公開コーナーに資料を置くということだけではなくて、具体の説明会も2回を開催しながら、広く市民の皆さんに総合計画の素案について意見をいただく機会を設けたという認識でございますので、私どもとすると市民の意見を十分反映させていただいたという、そういう認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 名寄市自治基本条例第19条第3項には、総合計画の策定に際してはその計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させていくために広く市民の参加を求めなければならない、今の部長の答弁からいうとスケジュールは示させていただいたと。これ誰に示したのですか。市民に示したのですか、議会に示したのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） このスケジュールについては、あらかじめ議員協議会の中で議員の皆さんにもお示しをさせていただきましたし、当然内部の中でも徹底をさせていただきました。さらには、総合計画策定審議会がございまして、この中でも意見をいただきながら確定をさせていただいたということでもあります。

あと、市民の皆さんにどうかというところがあります。これは、方法がどうかという意見はあるかというふうに思いますけれども、私どもは今回の策定審議会にかかわる部分、あるいは2次総合

計画にかかわる策定経過については、ホームページなどで市民の皆さんにも広く情報公開をさせていただいておりますので、それらを通じて情報が得られるものだと思っています。

それとあわせてさまざまな情報提供ということでありましたが、これはこれまでの総合計画の中でも一定程度総括の部分含めて情報公開させていただいておりますけれども、今回についても冊子を議員の皆さんのほうにもお渡ししていますが、総合計画の推進状況という1次計画の総括に当たる資料も提示をさせていただきながら、市民の皆さんに議論をいただいたという、そういう認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 多分部長のおっしゃっているのは、インターネットにも公開しているという意味だと思う。先ほどの午前中の議論でもあります。名寄は超高齢社会。3人に1人は65歳以上です。そのときに本当にインターネットという手法が公開しているからいいのだ、市民の皆さんの声は寄せられるのだ、情報は提供しているのだからいいのだという解釈が成り立つのか。ある意味では名寄市の実情に合わせた取り組みをしていくというのが必要だったのではないかと思いますけれども、改めて名寄市の人口構成も含めてどういうふうに判断されますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私どもとすれば、一定程度、一定程度ってあれですけれども、時間的な制約もある中で考えられる方法については、一定程度実施をさせていただいたという部分でありますし、当初予定をしていなかったパブリックコメントにおける住民説明会など、その場に応じて必要なものについても実施をさせていただきました。これについては、今議員が言われますようにネット環境などが無い人も含めてしっかりと意見をいただくということから、広く誰でもが参加できる住民説明会を開催して、御意見をいただく

機会を設けたということであります。今回の2次計画の策定手法等については、当然検証などもしなければいけないというふうに思いますので、もし不足があるとすればその検証の中で改めて確認というか、検証をしてみたいと、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 市民の皆さんの意見をしっかりと聞いたかということに関すれば、策定審議会と専門部会、特に専門部会のほうは全部インターネットで公開される。これが全てとは言いませんけれども、それぞれ公開されています。それを見ますと、部会開催がわずか3回という部会があります。しかも、1回目は正副部会長選出、2回目は1次計画の報告、3回目は2次計画についてという内容で、とても積極的議論が展開されたという状況にはないというふうに思います。先ほど言った第1次総合計画のときには、6部会とも最低6回開催をしておりますし、総務部会は7回ということでありましてけれども、そのほか策定審議会も委員は当時の島市長は100人にこだわって、100人委員ということでやりましたけれども、今回は50人。こういう状況からいっても本当に市民の皆様の意見を広く聞いたかというところでありましてけれども、それは総務部長にお答えをいただくこととして、もう一つは特にこの3回の中の保健医療福祉部会、これが部会開催は3回ということでありましてけれども、これで十分というふうに考えておりますか。それぞれお答えをいただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 部会での審議状況が不十分ではないかという御質問だとは思いますが、今回の部会での審議内容につきましては、基本目標を構成する主要施策と基本事業について10年先を見据えた中で今後2年間の前期基本計画について御審議をいただいたものであります。3回の部会を開催し、部会長を初め委員の

皆様には夜遅くまで毎回熱心に議論をいただき、多くの御意見をいただき、また各委員の専門分野からかなり中身の濃い御意見もいただいたところであると考えております。保健医療福祉部会としての御結論をいただいたものと考えておきまして、委員各位に対しましては厚くお礼を申し上げるところでもございます。

また、部会長と2名の副部会長につきましては、総務部会の委員でもございますので、第6回の総務部会におきまして部会長から保健医療福祉部会の審議過程、審議内容など報告をさせていただき、御了承をいただいているというところでもございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 全体的な今回の策定審議会のたてつけのところにかかわる質問かというふうに思いますが、今回は先ほど申し上げましたように1次の検証についてはかなりボリュームのある資料としてまとめさせていただいたという部分もありますので、そういった意味では一定程度効率的な議論もできたのかなという、そういう印象は持っております。

それと、総合計画の策定審議会については、条例で位置づけしているように100人以内ということでありました。これは、前の島市長のときに100人を実際に集めて議論が行われたという経過がございます。後期計画のときについては、六十何人だったというふうに思いますが、今回は五十数人ということで、人数が減ってきたという部分はあります。人数の多い少ない、広く聞かなければいけないという視点については私どもも同じ認識でございますし、非常に大切なことだというふうに思っていますが、必ずしも100人の必要性については、ここについては意見のあるところかなと思います。

各自治体が決めることですので、どこがいいということではありませんけれども、ちなみに道北の6市あたりの策定審議会の人数を見ますと、条

例上でいいますと多くて40人、少ないところではいきますと十数人という定めもあるということでありまして、実際の委員の委嘱についてはこの人数を下回っているという現状もあるということでありまして、ここはあくまでも参考ということでありましてけれども、他の自治体においてはこういう審議会の設置もあるということでお含みいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 特に保健医療福祉部会第3回部会、高齢者福祉の推進にかかわって委員からこういう発言がされております。新聞報道で清峰園は定員の80%の入所となっており、介護士不足が原因となっていたと。資格の有無もあるが、基本事業に介護人材の養成を明記できないかという質問が出されました。これに対して基本事業1、介護保険サービスの推進の中に介護人材の確保について記載していると。人材確保については難しいと考える。市内事業所と意見交換を行っていきたいと考える。先ほどの答弁では、部長は介護人材の確保に努めますと言っているけれども、ここでは人材養成は難しいし、それはもう市内事業所に任せるのだという答弁に終わっているのではないですか。これが本当にちゃんと議論をして、では高齢化、清峰園の問題をどうしようかという議論がされたのかということなのです。それをちゃんと計画に盛り込んでいるのかということなのです。部長はどういう認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 介護人材の確保につきましては、大変重要なことだということでその場でもお答えをさせていただいていると思っております。具体的に市として介護人材を養成という形での御質問でありましたので、人材を養成するという形においては今後さまざまな地元の機関とも連携をさせていただく中で、どのような形で養成をできるのかというところの議論だったというふうに承知をしております。決して介護人材確保を

粗末にするというような議論ではなかったというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そうすると、総合計画の中でその点についてはしっかり触れているという認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 総合計画の中で、先ほど議員からも御説明がありましたように介護人材の確保ということでは触れさせていただいておりますし、今後個別事業の中で具体的な事業が開発されるものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今回のものは、基本構想と基本計画は議決事項ではありますし、実施計画は今後2年間しっかり見据えていきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、教育スポーツ部会、これも4回開催していますが、実質は2回というふうに受けとめられますが、これも十分な検討と言い切れるという判断をされておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 4回開催して、1回目は正副委員長の互選ということで、2回目、3回目が第1次の検証ということで、その中では次期計画に向けた課題の整理も一緒に行っております。第4回目については、2次計画の素案ということで、それぞれ委員さんのほうから多岐にわたって意見をいただいて、部会長のほうとしましてもいろんな意見をいただきたいということで、担当職員の概要説明した後も部会長からもポイントの説明をしながら委員さんから意見をいただくような、そういった取り組みにもなっております。その中で、第4回の部会の中で全て終了したということであるとっております。

また、審議委員につきましては、それぞれ関係する団体からの代表が出ているところであります。社会教育施設の団体におきましては、毎年それぞ

れ協議会、運営委員会等の中で2回から3回行って、その中で運営方針だったり、事業計画、そういったものを毎年協議をして、そういったものが集約されている点もあったというふうにも考えていますので、そういった面では1回の部会の中の議論が終了したというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） その部会の中で、例えば大学教育の充実で、委員から卒業生の地元定着化推進事業とは何を意味するのかという問いがあり、これに対して雇用のマッチング機関を立ち上げたい。これはいいです。また、予算の兼ね合いはあるが、名寄市の企業に就職した方には家賃の補助を考えていると答えています。これは、今後10年間の中で家賃補助という名目と、それとこれに対する質問者への回答、これはこれで終わっているのですけれども、その後の回答は何かされましたか。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） この時点では、昨年総合戦略でも議論しておりましたとおり、地元対策の一つとして家賃補助というのを考えておりました。ただ、現実的にこれを調べていく中で家賃補助というのは難しいということで、先般の第3回定例会で奨学金を貸し付けて、残っている部分の補助と支度金という制度で議会提案させていただきまして、そういうような施策を展開いたしました。この時点では残念ながらそういう方向で議論しておりましたので、家賃補助を考えているという議論で終わっております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 要するにこういうのがインターネットに載っているわけです。そうすると、名寄大学に入学しようとする方が、あるいは今の学生でもそうです。名寄市に就職したら家賃補助を考えてくれるのだなと思うことがあんなま載っていていいのか。それと、この質問され

た方には考えていますと答えているので、ちゃんとそれはお返しする場を設定をしないとならないでしょうということなのです。部会は全部そうなのです。やりとりをして、聞きっ放しで終わってしまっている。要するに返さないという。そうすると、それは何を意味するかというと、俺たち協議しているのだからいいだろうと。何聞かれても、それ聞いておきますよ、ちゃんと検討しますよと言うけれども、キャッチボールをしないと市民の計画にはなっていないと思うのですけれども、この後を対応をどうしたのかというのをお聞きしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 残念ながら部会というのは4回で教育部会は終わっておりますので、その後のフォローというのはできておりませんので、御指摘の件を踏まえまして、制度が変わったことですか新たな施策などに盛り込むことについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 同じく教育スポーツ部会では、5月9日にやった第4回で幼児教育の充実ということで、委員から食育という面から幼児を対象とした幼児食の支援をぜひお願いしたいという意見がありました。これに対して食育に関しては内部で協議させていただきたいというふうに回答はされていますけれども、この総合計画の幼児教育の充実では全くこの記載がされていません。部会の部員さんからそういう声があって、検討すると、協議させてほしいと言っておいて、いざできた素案には書いていないということがこれもどうということになっているのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 第1次総合計画では、施策に食育の推進ということ掲げて行って、10個の施策で行って行きました。2次計画におきま

しては、食育の推進についてはそれぞれのセクション、担当のほうの中で取り組みを進めていこうということで、冒頭に部会の中で説明をしてきているところであります。そういった面では、教育関係におきましては小中学校の充実の中に盛り込んでおりますし、それぞれ経済部、健康福祉部の所管の中で対応するというので説明をしながら、部会の中で施策の変更についても御理解をいただいて説明してきています。ただ、この中でも1次計画にのってましたので、こういった御質問出て、内部協議ということでは所管のほうで対応するようなことで、この場ではそういうふうきちんと説明できていませんけれども、冒頭にそういった説明をしながら部会のほうでやっていったということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 要するに何を言いたいかというと、4回の開催で委員の皆さんそれぞれ忙しい中を来ていただいて部会を開いていただいて、いろいろ意見をいただいたけれども、結局4回、質問を受けたまま回答なしに終わって、できたらこの素案ができましたということになっていないかということなのです。それは、まさに自治基本条例19条で言っていることに合っているのかということなのです。あらかじめ市民の皆さんに情報提供して、市民の意見を反映させるためにという意味からいけば、総合計画の各部会にはなっているのかという部分。

それと、もう一つは、都市基盤整備部会。同部会では、これは企画のほうにかかわって、ホワイトマスターという取り組みを初めて知ったと。マスコミなどへのPRはしているのか。名寄市独自の取り組みなら積極的に発信すべき。他の自治体でも取り組んでいるのでしょうかという質問に、名寄市独自の取り組み。当時のことは不明だがと。市の職員が、事務局がホワイトマスター、名寄の冬を楽しく暮らす条例という本当に全道的にも全国的にも珍しいことに対して当時のことは不明だ

が、現在はマスコミへの対応、対外的なPRはしていない。この取り組みを改めて見直していくとともに、対外的な発信を行っていききたい。どんな方法で発信していくかというのはあると思いますけれども、具体的な案はないが、方法も含め今後の課題と捉えているという見識でありますけれども、これはこのとおりでよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これは、旧名寄時代から道の戦略プロジェクトにのりながら進められてきたということで、合併市ということもあって、職員が当時のところまで理解していないという意味での当時についての理解が不足している部分だったという、そういう発言だったというふうに理解しておりますけれども、職員でありますので、担当として理解ができていない部分については、そこについてはちょっと勉強が足りないだろうなと率直に思うところありますので、そこは改めて私のほうからも指導はさせていただきたいと思いますが、ただやりとりはそういうのはありますけれども、利雪・親雪についてはまさに名寄市の特有のものでありますし、他の自治体にも誇りを持てる条例、取り組みだというふうに思っておりますので、実は今回の取り組みの中でいきますと、従来は基本計画の中の一施策ということでの位置づけをさせていただきましたけれども、今回についてはこれを各施策にわたって職員あるいは市民の皆さんにいろんな機会を使って実践してもらおう、あるいはPRしてもらおう必要があるだろうということで、実は基本構想のほうに格上げをさせていただきましたしまして、提案している別冊のほうでいきますと14ページの3の大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、この中の一番最初にこの利雪・親雪の項目を起こさせていただいたということありますので、ある意味では私どももこれは決意を込めて基本構想に格上げさせていただいたということありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） この利雪・親雪の文言の中のキーワードは、見直すということなのです。担当者は見直すと言っているのです。この取り組みを改めて見直していく。ところが、基本構想の3、部長が今おっしゃった大切にしたいまちづくりの基本となる考え方について、利雪・親雪の理念、取り組みをさらに広げ、未来へと継承をしながら名寄市らしい冬を楽しむまちづくりを推進しますと。つまりここでは見直していないのです。より推進、広げて推進すると言っているのです。ところが、回答は見直すと言っているのです。取り組みの内容を。この差異をどういうふうに認識すればよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 見直しの意図するところということだと思いますけれども、利雪・親雪について、これは大切な考え方だと思っていますので、その理念でありますとか考えるところ、目指すところについての見直しはないのだろうというふうに思っていますが、この間佐藤議員からも幾度となく御指摘いただいているところでありますが、現状の取り組みについては見直しをする必要があるだろうという認識をしているということあります。この間は、利雪・親雪というどうしても所管しているのが企画課でありますので、企画課がここを意識すればいいのだという、どちらかというと縦割りの弊害的なところがありましたけれども、その見直しで、ここはあくまでも全庁的に取り組むのです。さらには、市民の皆さんにも意識して、市民の皆さんの活動の中でも意識をして取り組んでいただくという、そういった意味での取り組みとしての見直しが必要だろうということありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） いずれにしても、この総合計画の中では、名寄はどうしても半年ほぼ

雪に埋まっている。この雪が害だというふうには思わないで、親しんで利用していこうという意識は、これは半永久的に名寄市がある限り続かなければいけないと思うし、そういう意味では総合計画の中でもこの利雪・親雪の意識というのはより持たなければいけないと思いますし、基本計画の中でもそれは具現化するように改めて強く求めておきたいというふうに思います。

次に、基本計画の関係で、午前中の議論にもありましたけれども、実施計画をそれぞれ市長の任期と合わせ2・4・4ということで、2年、4年、4年ということにしましたけれども、これは総合計画というのは過去名寄市は第3次総合計画でもそうでしたし、その後の計画でもそうありますけれども、市民とみんなで作るというのが総合計画ということで、過去には旧名寄時代は白紙諮問ということで委員さんにそれぞれ議論をいただいて、議論を尽くして作り上げるという手法が総合計画の基本であると。第1次総合計画もある意味では合併という新市建設と合併協議会、合併協定書、いろんなことがありましたけれども、その中で出ていたことをしっかり具現化するための総合計画。だから、過去、市長もそうですけれども、島市長もそうでしたけれども、自分の公約は総合計画であるというのが基本にあったわけがありますけれども、それは市民の皆さんと作り上げた計画をしっかりと実践していくために私は市長になるのだと選挙で言ってきたわけですが、今回はそれを市長任期に合わせて2・4・4ということにして、改めてこの意義というのを教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは午前中の大石議員とのやりとりの中でも少しお話をさせていただいたところかと思いますが、議員が言われますように総合計画、これは市の最上位計画でありますし、自治基本条例を推進するという意味では市民の皆さんと協働でつくっていかなければいけな

い計画だという認識は全く変わっていませんし、そのぶれはないというふうに考えています。ただ、市民の意見を拾うという段階で、市長の公約をどう扱うかというのがここが一つのポイントなのだろうというふうに思っています。

ちょっと古いデータなのですが、平成23年に自治法の改正が行われたという話をさせていただきましたが、ここにあわせて各自治体がいわゆる市長の公約、マニフェストと総合計画の関係をどうするのだという質問をとったのがあります。これは、全国の自治体に投げたアンケート結果でありますけれども、6割を超える自治体がこの関係性については一定の整理が必要だろうということであります。その一つの方法が今回とらせていただいた市長任期と総合計画の期間を合わせるという、そういう手法としてあらわれてきている自治体は数多くあらわれてきているということであります。私どもは、先ほど言いましたように、公約も選挙を受けての一つの市民の声だということですので、そのものが全て総合計画にのるかどうかについては、これは審議会がございまして、それを議決いただく議会もございまして。さらには、実施に当たっては先ほど申し上げたように予算もございまして、それらの過程を経て実施されるかどうかについてはあれですけれども、総合計画の基本計画の議論するときこの公約も含めて議論をする必要があるだろうということから、市長任期と総合計画の年数、期間を一定程度整合を持たせていただく、そのような考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、総務部長でなくて選管事務局長にお聞きいたしますけれども、例えば総論の基本計画に、なお市長の政策方針をもとにした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるため、計画期間は市長の任期と連動した4年としますと、これ総論に書いてあるのですけれども、

これはある意味では選挙介入ということにならないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 選挙でありますので、当然公約を掲げて、その公約を選挙民の皆さんが判断をして、投票するという行為でありますので、公約については当然掲げるものだというふうに思っていますし、先ほど申し上げましたようにその公約が全て総合計画に盛り込まれるかどうかについては、先ほど申し上げましたように市民議論を経て確定がするもの、決定がされるのだという、そういう流れになってございますので、そこについては問題がないだろうというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） だって、部長、書いてあるのです。行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるためと書いているのです。それは、まさに市長公約をそのまま入れるということでしょう、書いてあるのは、それが基本計画の総論の中に書いてあるのです。市長公約をより明確に反映させるため、計画期間は市長任期と連動した4年としますと。やるということではないですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 考え方としますと、先ほど言ったように市民の声、公約は市民に裏づけがされて当選するわけですので、そこについては反映に向けての議論がされるべきだろうというふうに考えておりますが、ただし一方で総合計画の策定の手順、あるいは各事業を実施するに当たっての予算を含めた作業過程を考えますと、先ほど申し上げましたように市民議論、さらには議会での議論を経て、その公約が実現されるかどうかにつながるという認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そうすると、もう一つ総論にはこういう表現があります。時代の変化

に的確に対応していくため、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて市民と行政が連携し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針となる名寄市総合計画第2次を策定します。それとこの市長任期、行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるため計画を4年にしたというこの2つの文言の整合性は、どういうふうに認識すればよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ある意味で計画期間を市長任期と連動することによって市長の公約の反映に努めるという部分があるのと、もう一つは総合計画の策定の手順の中で市民の皆さんとしっかり議論をして、市民手づくり、市民との協働の計画をつくっていくという、そういう考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そうすると、市長公約をより明確にさせるためには、要するにマニフェスト選挙をやれと言っているのでしょうかということ。アバウトに今までは総合計画を実践するために頑張りますと言ってきたものを今度は一つ一つしっかり公約として掲げてもらって、それを判断するというようにしてほしいですよと望んでいるわけではないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この総合計画は選挙を縛るものではございませんので、市長が公約を掲げた場合、その公約が市民の負託を受けて市長となられたときについては、総合計画に記載しているように、先ほどから説明しているように市民の声として総合計画の中でしっかり議論しなければいけないだろうと、そういう認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それも含めて、先ほども言いましたけれども、自治基本条例第19条



で、今回の策定方法は、策定経緯は名寄市の最高規範である名寄市基本条例の第19条に合致しているかというのが一つの問題としてあると思います。それは、名寄市の最高規範であります名寄市自治基本条例第6章第19条にある総合計画策定の基本、これにはまちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるというふうにしております。そのために総合計画をつくるのだと。それが2・4・4ということになると、これに適合しているという判断をされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画は、3層構造で構成をさせていただいているということでありますので、将来にわたってのところについては10年間の基本構想があるわけでありまして。これは、市民に議論をいただいて、さらには議会に議決をいただくものでありますので、10年間、見直しの議決をいただければ別ですけれども、基本的にぶれるものではないというふうに思っていますので、そういう意味では将来を見渡した部分になると思います。

一方、具体的な施策などを盛り込んでいるものについては、時代の背景、あるいは国の制度を含めて、一定程度のある意味迅速な見直しも必要だというふうに思っていますし、市民の皆様の時々的確な御意見も反映する必要があるだろうということでもありますので、これについては計画期間を見直しをさせていただいたと。2年について長い、短いという当然御議論はあると思いますが、これはある意味制度の変革期のところでどうしても2年というのが出てしまったことでもありますので、基本的には任期の4年というところを基本計画の中心として考えさせていただきたい、そのように思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今回の総合計画、議案となった総合計画でありますけれども、どうしても何回読んでも全体像は描けないのです。それ

と、もう一つ、これと並行して読まなければいけないのは総合戦略、これとリンクしていると。それは、行政内部でもそのことがあったのではないかと。総合戦略があって総合計画、包含する、包み込むという意味で包含というのを使っているのだと思いますけれども、それがいつの間にか総合計画が包み込まれているのではないかと。本来であれば総合計画に戦略が包み込まれなければいけないものを逆になっていないか。その進みがずっときているのではないかと、疑念と言うと少し言い過ぎかもしれませんが、疑義を感じるのですけれども、改めてそのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） たしか私の記憶によると、この質問は議員が総合戦略の特別委員会の委員長を務めているときにも総合戦略と総合計画の違いというか、考え方について問われたというふうに思っています。総合戦略については、あくまでも人口減少社会に対応する早急に取り組まなければいけない課題を整理したものだという認識でありますので、ある意味とがったものにならざるを得ないのではないかとのお話をさせていただいたというふうに思っています。一方、総合計画は、人口減少だけではなくて、人口減少も大きな課題でありますけれども、それだけではなくて行政が抱える、あるいは市民の皆様が抱える、名寄市が抱える全ての課題について網羅をしなければいけない計画だというふうに思っていますので、そこでたてつけが全く違うのだというふうに思っております。

それと、総合計画と総合戦略の関係については、議員が今言われましたように、これは当初からあるいは総合戦略の中でも記載をしておりますし、総合計画の策定方針の中でも記載をしているように総合戦略は一部の計画でありますので、総合計画の中に包含をして実施をしていくものだという、そういう認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） なぜそれを言うかという、これは個人批判では絶対ないのです。頭からそうやって言うておきます。人物的には問題ないし、人格的にも問題ないし、能力的にも問題ないので、それだけは理解して聞いていただきたいと思いますけれども、総合戦略策定をやったのは金須さんです。金須課長です、担当したのは。当時の企画課長、道から派遣いただいた企画課長がやったと。では、その委員長、推進委員長を誰がやったかといったら扇谷元総務部長です。今の商工会議所の専務です。総合計画に移ったら、金須前課長がベースをつくったのですけれども、先ほど御説明いただいたように松岡参事監が中心的に進めると。そして、審議会の会長は長内前建設水道部長。今まで総合計画にかかわって、いろんなことをまちの人からいろんな意見を聞こうということで、余り行政OB、あるいは行政マンはかかわらないというのが一つのそれが指針だったのか、ルールだったのかちょっとわかりませんが、それが市民のための計画。例えば黒井議長だって議員になる前に審議会の会長をやられていますけれども、そういうふうに民間から市民の声をまとめるための役割をしようというのが取り組みだったと思うのです。ところが、今回は2年連続役所OBのしかも能力があって、調整力があって、企画力がある2人がそれぞれ代表を務めるということをする、本当に市民の皆さんの声を反映する計画、なっていないとは言いません。ただ、調整役に重点を置かれなかったかと。もっともっと市民の皆さんの声を聞いてつくり上げるための人選というのですか、悪くはないけれども、そういう人選があってもよかったというふうに思いますけれども、どういうふうに認識されておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますようにこの間総合戦略については、事務の担当をし

たのは道から派遣した金須課長が、及ばずながら私も担当部長としてかかわりを持たせていただいたという気持ちでおりますし、当然理事者が大きくかかわって指示をしたということであると思います。そのときの産官学労金の組織については、言われるように扇谷前総務部長というよりも現の商工会議所の専務がその役を務めたということでもあります。総合計画については、これについても担当は同じように金須課長が、そして今は主として松岡参事監が企画担当として作業を進めていただいているところでありますが、ここについても総合計画については今進めている最中ということでもありますので、私も及ばずながら担当部長として一緒に作業を進めさせていただいているということでもありますし、当然市の最上位計画でありますので、理事者が深くかかわって指示をいただいているという、そういう状況にあるということでもまず御理解いただきたいと思います。

総合戦略のところの扇谷座長でありますけれども、確かに職員OBということでありましたが、ここはある意味では経済行為も含めて、雇用も含めて地域の経済の議論をしないと雇用も生まれえない、人も呼べないというところがありましたので、そういった意味では職員OBという面は確かにありましたけれども、私どもは決してOBというよりは現の商工会議所の専務という立場から座長をお願いしたということでもあります。

もう一方の総合計画についても、ここについては長内前建設水道部長、その前は企画課長もやったということではありますが、ここについても各団体に適材の人を推薦をいただいたということでありまして、その中に長内委員がおられたということでもありますし、ここも決して前職員ということではなくて、人物的なところを含めて、あるいは今人材開発センターにおられます。今後については人材の育成も必要だろうということも含めて、適任だろうということであくまでも人物本位、その立場も含めての選考ということでもありますの

で、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 何回も言いますけれども、人物的には全く問題ないと私も思います、扇谷さんにしても長内さんにしても。ただ、一般市民的に見れば役所OBでしょうと。やっぱり調整力でしょうと。しかも、ずっと言っているように部会は3回しか開いていない部会がほとんどは総務部に依存していると。それは、なぜそういうふうになるかといったら、調整力がある人が必要だったのでしょうと。何回も言いますけれども、もう既に総合戦略があって、その上に成り立つ総合計画であるから、ある意味では調整うまくやってくださいという意味も含めたのかもわかりません。ただ、今部長がおっしゃっているのは、確かに今のポストはそうでありますけれども、元役所の人で、しかも元総務部長と、企画と建設水道部をやっていた部長さんがやるということにちょっとした、悪いと言っているわけではないです。市民の計画にするためにはもっと広い目で見たらよかったのではないかなという思いを持っているということだけ、それでだめだとかいいとかということではないです。改めてそこだけは、総務部長の答弁はさすがの答弁をするとは思いますが、感情的には少し残っているということだけは御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、総合計画の特に基本構想、今回の総合計画の基本構想、特に3つのプロジェクトを見ると、先ほど午前中の議論にもありましたけれども、お年寄り、超高齢社会ということに対する対応力というのが全くこの3つのプロジェクトの中から読み取れない。子育て、これ大事です。それは大事です。経済元気、大事です。冬季スポーツ、大事です。だけれども、一番は名寄市の3人に1人が高齢者、65歳以上になった。この10年後は、まださらに高まるだろうと。人口減っていけば特にそういう状況がつけられる。あるいは、もうこの年になったらこんな寒いところ嫌だ

から、都会の暖かいところへ行こうというところをとめる施策は今一番しなければ、私はその議論が例えば各部会であるとか総務部会であるとか審議会であるとか、いろんなところでそこにターゲットを寄せた議論がなぜこういうところに反映されてこないのかなと。それが今名寄市としては私は最大の、特養の問題もありますけれども、やっぱりそこが欠けているのではないかと思いますけれども、これは総務部長なのか、担当部長なのか、お答えをいただきたいなと。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画のたてつけという意味でいうと、全般的なところは総務の部局でありますので、まずそのところの視点から私のほうからお話しさせていただきたいと思えます。

今回の重点プロジェクトの位置づけであります。提案の別紙でいくと29ページ以降記載をさせていただいている部分であります。ここについては、ここに記載しているように1つはキーワードとすると施策間の連携が必要なものと言っております。これは、この間各議員からも御指摘いただいているように、単独のセクションだけの議論では及ばないだろうということをお願いしておりますので、今回は総合計画はどちらかという行政縦割りの計画になりがちでありますので、そこに横串を刺そうと、特にそういった視点で施策間連携の必要なものについて特出しをしようという考えであります。

もう一つは、ここは議員にいろいろと御意見のあるところだと思いますけれども、総合戦略、ここについては優先的に進めるということが総合戦略策定のときに確認がされておりますし、議会にも御報告させていただいているかと思えますので、この視点からもう一つの考え方について抜き出すというのが実は今回の重点プロジェクトでございます。そういった意味で、ただ重点プロジェクトですので、余りにたくさんだめ張りがない

ということになりますので、特に今申し上げた視点から重要なところとして3点を挙げさせていただいたところであります。

ただ、議員が言われるように、高齢化社会に向けての対応がそこがおろそかではないかという御指摘だと思いますけれども、私どもは決してそういう認識ではおりません。ここに挙げた重点プロジェクトも5つの基本目標、あるいは基本計画の5つの分野がありますけれども、そこにある取り組みを施策間連携すると、こういう形になるのですよというお示しをしたものでございますので、高齢者対策についても当然それぞれの基本目標の中でしっかり取り組むべく計画の中に盛りこみをさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 総合計画をなぜつくるか、2・4・4にするのも含めてであります。午前中の議論で松岡参事監も言っていました、時代の趨勢というのが一つあると思うのです。総合戦略のときには、高齢者の問題を含めてそんな議論にはならなかった。ところが、この1年間で特養の、そのときからもうユニットを閉めたり、介護者がいないという実態はあったのだと思います。大きな問題化したのは、今うちの議会でいえば市民福祉もそうでありますけれども、やはり特養のここをどうするのか。待機者が200人近くいて、1ユニット閉めて、まだ入りたくて入れないという人がばらばらいるときに、本当にそこをやらなければいけないというのは、私は喫緊の課題だと思うのです。それが総合計画の中で、プロジェクトはいいです。だから、例えばこれが2の安心子育てプロジェクトが安心プロジェクトで子育てと高齢者と入っているのなら、これはわかります。ここは安心子育てプロジェクトですから、ある意味ではプロジェクトは子育てをする方に安心なまちをつくりますよ。それはいいのです。だけれども、この全体から読み取れないのです。喫

緊の課題をどういふふうに対応するか。それがさっき言ったように部会の中でもしっかり議論がされていないと。本当にこれでいいのかと、いやいや、それはちゃんと書いていますから、介護人の養成まではできませんねと。きょうは質疑ですので、自分の意見言っただめですけれども、本当は特養を建て直してもいいのではないかと。ユニットは間違っていたと。ある意味です。そこまで言っただいかわからないですけれども、ある意味でそういう議論を本当にする場がこの総合計画の中で名寄にいても65を過ぎても安心して住めるまちをつくるのだという基本的な姿勢があってもよかったのかなと。それがなかなか読み取れないなど。だから、市民の皆さんの意見をどうやって聞いたのですかと。本当に50人の委員でよかったのですかと。部会が3回なり、4回で、あとはみんな総務部会に委ねるような、そういう部会でよかったのですかと。やはり総合戦略を1年前につくったことに起因していませんか、そこにつながってくると思いますけれども、これは橋本副市長から御答弁をいただきたいと。体調が悪いようでありますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 重点プロジェクトそのものについては、今総務部長から御答弁させていただいたとおりでありますけれども、全体を市民の皆さんの意見をまず反映させるというところからお話しさせていただきませんが、いろいろ聞く機会が少なかったのではないかと、いろんな御意見を今議員のほうからいただいております。手法そのものが今回難しかったかなというのは率直にあります。それは、御指摘のとおり、総合戦略というのが先に進んでおりましたので、そこの整合性を図りながら、そして連続性を保ちながら総合計画の中に包含させていくという、この作業がどうしても必要だったというのは実態としてございます。

この中で一番肝心なのは、まず行政側の考える

課題と市民の皆さんが考える課題を共有させていただくこと、これがまず第一だということで進めていったところであります。そういったところから、ページでいきますと14ページ、15ページのここの大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、これをベースにしつつ、これはその前の基本理念、将来像のブレークダウンしたような形になっておりますけれども、これをまずしっかりここのところで作成しながら上のほうに向かっていくと、この作業を進めてきたところであります。ですので、この中には先ほど出てきました利雪・親雪の考え方、あるいは住み続けたいと思える持続可能なまちづくり、持続可能性の中ではやっぱり少子高齢化の部分は避けられないというところで、そういう考え方を示しているところであります。御指摘いただきました名寄市が今持っている喫緊の課題は何なのかということにつきましては、これは総合計画今回御審議いただいているところでありますけれども、構造からいきますと基本構想、基本計画、実施計画、この3層構造であります。基本計画の部分できるだけここを何回もPDCA回しながら、喫緊の課題を吸い上げて、さらに個別政策にはね返していくと、こういうような作業を通じて、できるだけ喫緊の課題に対応できるようなものにしていくと。ただし、基本理念の部分については、これは10年間のものでありますので、ここは先ほど申し上げましたとおり4つの考え方からしっかり作り上げていくと、こういうような形で進めてきたものであります。その辺も踏まえまして、今後の進め方の貴重な御提言だと受けとめておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それと、もう一つ、基本構想の中で基本理念についてでありますけれども、第1次では協働、健康、生活、活力、人づくりということで、今回の第2次では人づくり、暮らしづくり、元気づくりというふうに変化して

おりますけれども、第1次で10年前に第一義で掲げてきたのは協働。今回もこの総合計画の素案の中に協働という言葉がいっぱい出てきますけれども、理念に協働がなくなったのです。これは、既に協働というのはもう所期の目的は達成したと、もういいのだという思いで削られたのか、どういうふうに解釈していいかわからないので、改めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 基本理念にかかわる御質問いただきました。実は、基本理念、将来像については、策定審議会総務部会の中でも随分議論をいただいて、一番目標とするところでありますので、時間をかけて議論をいただいたというところであります。今後の基本理念のところであります。まちづくりの理念でありますので、ある意味普遍的なところもあるだろうというふうに思っていますし、今議員が言われた協働については、まさに名寄市において考えるときにはこれは将来にわたってずっと貫かなければいけない理念だというふうに考えております。

今回については、従前の5つの基本理念については、どちらかという基本目標あるいは基本計画を意識しつつ、5つの柱に応じたそのキーワードとして抜いてきたというような理念です。逆に言うと、理念をもとに5つの柱をつくってきたという説明にもなるかもしれませんが、今回についてはその切り方から少し視点を変えさせていただきました。今回については、まちを形づくる要素としての視点から物を見させていただいたということでありまして、そのときに人というのがあって、暮らしというのがあって、さらには元気、これは健康の元気もあれば、経済を含めた活力という意味での元気というものもありますけれども、この3つがまちづくりの要素となるだろうということで3つのくりとさせていただいたところであります。策定審議会の中でもこの基本理念あるいは将来像の中でもしっかりと協働という

ことについては位置づけなければいけないという強い御意見もいただいております、そこについては暮らしづくりの中で協働という文言を入れさせていただいているのがあるのと、さらには将来像の中でも市民と行政の協働によりということを入れさせていただいている。さらには、計画全般を通して協働の精神については貫いて入れさせていただいているということでもありますので、審議会の委員さんからもこういう形で進めていいということで、協働というところがしっかり貫かれているということで理解をいただきましたので、こういう形で今回理念を成立させていただいたということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 委員さんはそういうふうに認識持っていますけれども、市民の中に特に合併市として旧名寄、旧風連、合併して10年という節目を迎えましたけれども、では本当に協働が風連地区と名寄地区であるのかと。これは、私は10年たって、例えばこの分庁方式もそうです。あるいは、団体がなかなか1つにならないというものもそうですけれども、やはりともに働いて、ともに名寄市をつくり上げるのだという協働意識が全面的に出ていかないと、既に基本目標のIには市民と行政との協働によるまちづくりとうたっているのではないですか。それがこっちに入っているという理論ではなくて、協働の意識はやはり名寄市が続く限りこれも私は持たなければいけないと。そういう意味では、委員の皆さんはそうかもしれない。市民の皆さんにアピールする。例えば除雪のところを見てもそうです。地域との協働、あるいは市民との協働だと書いてありますけれども、そういうところだけ協働を使っておいて、一番最初、だから協働のまちなのだという概念がなくなるというのはちょっと違うと思うのです。やはり総合計画というのは何だったのか、何なのかという基本的な認識が違うのではないかという思いですけれども、改めて協働の今後の進

め方について御意見をいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市民の皆さんにというところありましたけれども、総合計画の策定審議会がある意味市民の意見を代表する部分もありますので、そこでの理解をいただいたことは、私どもは非常に重たいものだというまず認識にあるということをお理解いただきたいと思います。

その上で、協働の考え方についてであります。先ほど言ったように基本理念の中でも確かにタイトルとしての協働は出ておりませんが、全般についての協働という基本的な考え方に変りないということと、暮らしづくりの中でしっかりと協働を入れさせていただいたということで、さらには将来像の中でも市民と行政との協働によるということで、ここも明記をさせていただいている。それと、今回14ページから記載をしております大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、ここの中の2つ目に市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方、特にここのまちづくりの基本となる考え方ということで、これは行政だけではなくて、広く市民の皆さんにもここは意識をしていただきたいのだということで、この項目を新たに設けさせていただいたということでもありますので、私どもとするとぶれることなく協働は必要だという考え方にあるということでもあります。

どういうあらわし方がいいのかについては、ここは意見があるところだと思いますが、総合計画を推進するに当たってはこれまで同様、むしろそれ以上に協働ということについては市民の皆様により意識いただけるような形で推進をしてまいりたいと思っておりますし、そういう記載も総合計画の基本計画の中にはさせていただいていると思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今回の総合計画、今

後10年間を見据えると、先ほどから議論しております超高齢化社会、高齢社会を含めて福祉が1つと。もう一つは、市民間の、あるいは市民と行政、あるいは市民と団体、いろんな方とお互いに一緒に行動していくのだということの協働。もう一つあるのは、私はコンパクトシティーだと思っているのです。コンパクトシティーを推進するかどうかというのが本当にこれからの名寄市をどういうふうに見据えていくか、将来像、10年後を見据えたときにやはりそこが心配というか、どういう実態になっていくのかが疑問にあるところなので、これは都市基盤整備部会においてコンパクトシティーについて話題となったのは、ことし3月28日開催の第4回部会。この中で、委員から都市計画制度の推進についてコンパクトシティープラスネットワーク化を検討していくとしているが、実際に進んでいないのではないかとという質問が出され、これに対して2年ほど前に国と協力して名寄市の状況について分析をしたが、JR名寄駅から浅江島地区などは既にコンパクトシティー化されているとの分析があったと。今後も現在郊外に住んでいる人を中心部に移住してもらうということではなく、徐々に中心部に居住が集まっていく計画としていきたいとしています。この徐々に中心部に居住が集まっていく計画というのは何を意味するのかというのが1つと、もう一つはコンパクトシティー化されているというのはJR名寄駅から浅江島というと、東西はほぼここがコンパクトという南北はどこに位置しているというふうに見据えていくのか、中村建設水道部長は認識されておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） コンパクトシティーにかかわってということで、専門部会での議論も含めてお話がありました。委員のほうからこれまでもコンパクトシティーについては総合計画も含めていろいろあったのだけれども、目標としてあったのだけれども、なかなか進んでいないと

いうことで、余り進んでいないのではないかとこの御質問に対して、先ほど議員のほうからお話があったように徐々に中心部に居住が集まる計画としていきたいということで回答をさせていただきました。この徐々に中心部に居住が集まっていく計画というのは何をということなのですが、議員お話しのとおり、これはいわゆるコンパクトシティーの計画を言っているということでありまして、総合計画の中では利便性の高い中心部へ、これは医療機関ですとか福祉施設、あるいは商業施設、公共交通などを中心部に集中をさせる。そして、都市機能の誘導を図りながら、コンパクトシティーに向けて計画を立てていきたいということでの徐々にということ考えているということでありまして、この計画については施設が中心部にまとまることによって、市民がこの間高度成長期も含めまして車社会になっているのかなと。いわゆる過度に自家用車に頼らないで、徒歩ですとか自転車、そういう自分たちの交通手段を使いながら、医療ですとか、先ほど言いました福祉施設など自分でアクセスができるようなこと、あるいは行政サービスがそういう意味では中心部に集中することですので、使いやすい、利用しやすいといったことを目標として立てようとしている計画のことを言っています。

また、駅から浅江島でしたか、ということでお話がありまして、南北ということではどれぐらいを想定しているのかということでお話がありましたが、駅から浅江島ということについては、先ほど議員のほうからお話がありました国の力をかりまして国が考える名寄市のコンパクトシティーというモデルをつくっていただいたときに、報告書の中に駅から浅江島については一定程度まとまっていますねということでの記述があったということでの回答させていただいております。南北はどれぐらいのことを考えるのだということでの御質問でありまして、これはいろいろあるのかなというふうに思っていますけれども、私としては北斗団地、

新北斗団地、そして南小学校区域ぐらいをこれは私自身としてはそのような考え方で、国のやっていたモデル事業でいいますとおおよそ駅を中心に2.5キロ範囲、それぐらいが今後名寄市として課題になるであろう地域としての押さえ方ということで報告を受けています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今コンパクトシティの1つは駅から浅江島というのは国のあれですけども、部長としては北は北斗団地、南は南小区域、南小区域というと広いです、栄まで。そうしたら、名寄市は建築条例をつくっているのです、建築制限条例を。ポスフル議論のときにあそこは違うと。だから、建築制限条例をつくって、大型店を入れなくてコンパクトなまちづくりをしようという議論は行政側が立てたのです。それを南小地域というふうに入れるとどういうふうになるのか、あるいは風連地区、あるいは智恵文地区というのはどういうふうを考えればいいのかというのを改めてお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。南小学校区域ということではなくて、南小学校、いわゆる豊栄川が南側の境界かなというふうに思っています。

それと、風連、智恵文でしたか、そこはどういうふうを考えるのだということの御質問だということに思いますが、国が今示していますコンパクトシティというのは、もちろん公共施設が集約をされる、あるいは利便性が高まるように商店街、商業施設も集約されると。そのほかに、先ほどもちょっと言いましたけれども、公共交通などもしっかり整備をしていくと。町中に人が集まりやすいような公共機関を整備をしていこうという考え方に立っています。その意味では駅と駅、あるいはバス停とバス停を結ぶそういったネットワークをぜひ町中に中心部に持っていこうということ

の考え方になっています。風連についてもおおよそ、これは私の考え方ではないのですけれども、先ほど言いました国のモデルでいいますとおおよそ駅前を中心に800メートル範囲をひとつ名寄市としては考えたらいいのではないかと、そういうモデルとしての案をいただいております。また、智恵文については、現状としては商業施設等余りありませんので、その辺は交通機関しっかり整備をする必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） この部会では、もう一つ、具体的に進めていくために町中に公営住宅を整備してはどうかという質問がありました。これに対して現在のところ町中に公営住宅整備の計画はないが、今後はコンパクトシティ化に向けて考えていかなければならないというふうにお答えになっておりますけれども、今後はコンパクトシティ化に向けて考えていかなければならないということは既に検討はされているということによろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今後はということで部会の中でお話をさせていただいたのですけれども、具体的に町中にという計画は今持っていないし、今後の2次の住宅整備の中で検討をしていく課題になるかなと。住宅建てかえの場合の一項目としては、考えなければならぬかなというふうに思っています。

総合計画の第1次の中では、基本的には現地建てかえというのを基本にやってきました。御存じのとおり人口も減少傾向でございますので、これはしっかりとどの程度の公営住宅が必要なのか、市としてどれぐらいの規模で管理をしなければいけないのかということもこの後の議論になるのかなというふうには思っているところです。ただ、1次の中では北斗団地の住みかえということで福



社センターのところ、南団地を建設をしたと。私どもは、町中公営住宅ですという認識でいるところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 総合計画の都市環境の整備、都市計画制度の推進と適正な管理の実現の方策という中で、現在国が進めているコンパクトプラスネットワークの考え方に沿った都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画制度については、医療、福祉、商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導など持続可能なコンパクトシティー化について検討しますというふうに言っていますし、美しい市街地の形成、基本的な方向性では人々が集い、楽しめる中心市街地を形成するため商業、医療、保健、交流、居住などの都市機能を公共交通でアクセスしやすい配置とする施設計画を進め、拠点となる都市機能集約とまちの魅力創出を図りますというふうに記載されておりますけれども、この立地適正化計画、名寄市のような今のまちの状況、あるいは合併市、名寄は智恵文村、風連町、そして名寄市と3つが過去を含めて合併しているこの地域で本当にコンパクトシティーというのが部長自身これからの名寄市の10年後の姿を想像されて適正、適正という言い方はあれですね。適正だから計画に入れているのでしょうか。正直言うとコンパクトシティーの基本的なものというのは、私は経費節減だと思っているのです。集約をして、外にかかっていたお金をなるべく真ん中に入れよう、あるいは固定資産税を含めてものを集積することで固定資産税の収入を上げようという都会的な発想からきたのがこのコンパクトシティーだというふうに思っておりますけれども、それに便乗するように地方がコンパクトシティーをやっても、既に名寄の場合は地域ではほとんど自分の土地と家を持って生活されているのに、まちの中に集まりなさいという政策が本当に名寄市の

将来像として適切というふうに部長は認識されますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 将来像といいますが、コンパクトシティーに向けての議論というのは、これは名寄市だけではなくて、今全道的にも立地適正化については札幌市が計画を立てていますし、道内的にも計画を具体的に議論しているという状況にあらうかなというふうに思っています。議員御指摘のとおり、ややもすれば経費削減という視点での考え方というのも当然指摘は受けますけれども、私ども行政を預かる者としてはできるだけ効率的な行政運営をしていくというのが基本でありますので、このことはもちろんであります。

それと、あわせて先ほど議員のほうからもありましたけれども、高齢化が進む中でどうやってお年寄りの方が日常生活を送っていくのかといったことを考えた中では、やはりしっかりと公共交通を整えながら、商店まで、あるいは医療施設まで行ける体制をつくるということとあわせて、できればそういう施設が身近にあればなおさらいいわけで、将来に向かってはそういうことも私どもはしっかりと検討していかなければならないのだろうというふうに思っているところであります。これは、決して早々に計画自体ができるだとかというふうには思っておりませんし、それぞれ智恵文あるいは風連も含めて地域の中におけるいろいろな文化あるいはコミュニティーも含めてありますから、一概にその地域から名寄の中心部に移り住んでくださいとか、そんなことを強制的にするものでもございません。しっかりと地域の皆さんと議論をしながら、ぜひそういうコンパクトなまちづくりに向けて取り組みをしていきたいという考え方であります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、川田部長、

産業経済部会でもこのコンパクトシティーというのが4月25日開催の第4回部会で委員から言われております。コンパクトシティーを国が進めている。中心市街地が空洞化していく中で、商業、人口を集積していかなければ分散化したまちなってしまう。集積していく中で、コミュニティー、地域の活性化を図っていくことが必要ではないかという設問がありましたけれども、答弁はありません。部長はどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） この第4回で委員から出た今議員がおっしゃったとおりの御意見をいただいたところでございます。このてんまつの中では要約して記載していますけれども、そのときの意見の内容としましては、まず中小企業の活性化というのが必要で、まちづくりを少し違った視点で考えていくということが前段にあって、そこは会議所でも今そういったことを目指して取り組んでいるという前段があって、この御意見が出たという中身でございます。そういった意味で、その後提言をいただいて、その内容も含めて基本事業の中では一定市街地の活性化の推進についても記載をしてございますので、そういった意味で意見を反映させていただいているものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今ずっと議論をさせていただきましてけれども、やはり総合計画というのはある意味ではこの10年後の姿を見据えるときに福祉、協働、コンパクト、これが一体的に絵が描かれたときに私は10年後の名寄市の姿というのを市民の方が理解できるのだと、初めて。例えばここに書いてある将来像、自然の恵みと財産を活かしてみんなでつくり育む未来を拓く北の都市・名寄ってどんなまちになるか全くわからない。これを将来像というふうにする。こういう議論をしていくことが将来像をつくり上げていく。だか

ら、市民の皆さんと一生懸命議論をして、今回の例えば、前回はそうです、中間報告をしたり、意見交換したりするのは、この絵を市民の皆さんがそれぞれ頭の中に描いて、ともに名寄市の目標として一緒に進もうと。この10年間頑張ろうと。市を中心に市民と協働で頑張っていこうという目標にならなかったら、総合計画は意味をなさないので。それは総合戦略も大事ですけども、自治基本条例で最高上位計画は総合計画だと言っているわけですから、そこを市民の皆さんにしっかり理解していただき、一緒に協議していく。それが市長の任期に合わせて、公約に合わせてとかということになってくると、市民の意見が全く反映されなくなってしまうのではないかなという疑念が起きるといことなのです。だから、より丁寧に説明しなければ。前回の6月の議会で一般質問で言ったように例えばダイジェスト版もわかりやすく、大学生の声を聞こうと。今回は大学生の意見というのは、総合戦略では聞いていますけれども、全く総合計画では聞いていない状況ですので、ただあの子たちは全国各地から名寄に来て、名寄の状況を見て、もっとこんなのがあればいい、こういうことがあればいいといろんな夢を語ってくれる世代。しかも、18歳からもう選挙権も持つ世代ですから、彼ら、彼女らがしっかり考えてくれる名寄市というのはどうあるべきだ、それが私は名寄市の本当の姿になるかなというふうに思います。ぜひそういうことで進めていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、ただ時間もないので、少し議論をさせていただきたいと思えますのは、考え方についてであります。例えば文言の整理でありますけれども、76ページの廃棄物の適正処理の現状と課題において、内淵、風連最終処分場、旧名寄市、旧風連町廃焼却炉施設、リサイクルセンターなど運用、維持を個別で計画していたため、施設の経年劣化、廃焼却炉施設の解体などを先送りしてきたはずみがありますという表現があります。行政が今までこれは

焼却炉施設の解体なんかもそうでありますけれども、何回か質問に出てきたときも要するに財政的な問題だということ saying きてきたのをここにきてひずみと。要するに自虐的に自分たちに非があったと。それはわかっていたのだけれども、今になってひずみになったのだと、そういう表現を総合計画の中に入れるというのは私はいかなものかと思っておりますけれども、見識をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 76ページにある基本事業2の廃棄物の適正処理の現状と課題の中で今指摘をいただきました先送りをしてきたひずみという表現について質問をいただきましたが、とりわけ旧名寄市、さらには旧風連町の廃焼却炉施設の解体など、今御指摘をいただきましたが、第1次計画からの懸案事項でありまして、新計画の中でも継続して課題となっております。市民生活環境部会の中でも問い合わせというか、質問をいただきました。市民の皆さんの関心はある一方で、担当する原稿を書いた現場のほうも何とかしたいという、そういった思いがありまして、印象が残ると申しましようか、比較的インパクトのある先送りをしてきたひずみという表現につながったものと考えておりますけれども、先ほど申し上げました市民生活環境部会の内容でもあります。御理解をいただければと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 内容は了承されたから御理解してくださいって、部長がどう考えているかと聞いているのです。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私の見解ということで、これは市民と行政が力を合わせてまちづくりを進めるための総合計画で、行動指針ということになってございます。したがって、総合計画

に用いる表現としては、印象が余りよくないのかなというふうには感じております。ただ、その表現が適切なのかどうかという部分につきましては、先ほど申し上げました現場担当のほうの思いもあるということで、判断が難しいのかなというふうに感じております。資料の9ページのほうにも準備してございますけれども、廃棄物の処理施設の計画的な整備は必要不可欠であるということで、課題であるということではしっかりと認識をさせていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） わかったような、わからぬような答弁ですけれども、適切かどうかと聞いているのです。現場がどうかとか、部長として、この部分というのは最高責任者は担当部長ですから、市民部長としてここで先送りをしてきたひずみという言葉は市民の皆さんに、あるいは名寄市外の皆さんにひずみということを行政内部で認識する、それが適切かどうかと聞いているのです。適切と思うのなら適切と答えてくれればいけれども、部会がいいと言ったからとか現場の思いとか、それは関係ないです。所管のトップとして、このひずみという言葉を使う方がいいのか、悪いのかの見解をお伺いしているのです。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほども申し上げました。表現が適切かどうかということでございませけれども、これは先ほど申し上げたとおり判断の難しい部分もございました。ただ、総合計画の策定審議会からの答申を受けての計画ということでもございます。今後指摘をいただきました部分につきましては、しっかりと考慮しながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） これ以上議論しても見解の不一致ですので、しようがないですけれど

も、ただ審議会の皆さんはこれをひずみだというふうに取り扱っているということです。名寄市がやってきたことは間違っていて、ひずみを生んだのだと。それを行政は認めて、総合計画にひずみという言葉を書き載せるということです。それだけは認識をしておいていただきたい。

（何事か呼ぶ者あり）

○14番（佐藤 靖議員） 何が違うの。全然違う。

103ページの宗谷本線の維持活動の促進の現状と課題においてということでもありますけれども、ここも今名寄市は議会あるいは理事者も含めて宗谷本線の存続をやっていますけれども、鉄道は地域住民の生活を支える重要な公共交通機関ですが、平成23年5月に発生した石勝線の脱線火災事故以降さまざまな事故が発生していることから、安全、安心の確保が求められています、これはこのとおりなのです。そのとおり。JRに対してはこういう思いがあるでしょうけれども、今名寄市として総合計画の中に、しかも宗谷本線の維持活動の促進ということも含めると、あえてこれを掲載した意味というのを改めて教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この間もJRの宗谷本線の関係については、議員の皆様からも御意見いただいているところでありまして、議会としても取り組みいただいておりますし、市としてもしっかりと取り組むのだという話をさせていただいておりますし、実際に取り組んでいるところであります。ここを存続していくというところについては、議員が言うようにしっかりと明記をさせていただきましたので、引き続き取り組みたいと思います。ただ、重要な路線であるがゆえに安全性も守らなければいけないというところの考えがあるので、そういった意味での表記として計画の中に盛り込ませていただきました。

ただ、議論とすると、民間会社という側面もあ

りますので、JRという名前を出して載せていいのかどうかについては、内部でも少し意見を聞かせたところではありますが、このJRそのものにつきまますと国の法に基づいて設置をされています。特殊会社という一面がありますし、出資についても国が間接的に全額持っているということでもありますので、ある意味では公的な団体であろうというところでもありますのと、この事故については国交省が指摘をする事故としても、枕言葉と言ったらあれですけども、代表的な事例としてあらわしている部分でありますので、そこを踏まえて記載をさせていただきました。趣旨とすれば、本線の維持も大切ですけども、その上での安全、安心も必要だということで記載をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 基本的にはそうだと思いますけれども、今部長答弁の中で枕言葉としてという表現は非常に、枕言葉でこの事故を掲載したという、その見識はちょっと違うと思いますが、改めて。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 大変失礼いたしました。その枕言葉については撤回をさせていただきたいと思います。代表的な事故、安全確保の上で課題となった事例として例示をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 次に、131ページ、大学教育の充実と教育の充実、実現の方策の中に名寄市立大学将来構想に基づき目標達成に向け毎年度検証を行うとともにという表現がありますが、名寄市立大学将来構想はでき上がったのですか。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 本学市立大学の将来構想については、現在学長を委員長にしまして学内で策定会議を設置しておりまして、

現在作業を進めておまして、本年度内の策定を目指しているところでございます。今回第2次総合計画の期間というのは、御承知のとおり、平成29年度から38年度までの10カ年となっております。計画がスタートします来年度、平成29年度は本学の将来構想においても初年度になる予定でございます。したがって、現段階では本学の将来構想は策定途中でありますけれども、第2次総合計画がスタートする来年度、平成29年度以降についてはでき上がった将来構想に基づいて毎年度検証を行うとともに、研究、教育などの充実に努めていくという趣旨でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） でき上がっていないのです。今策定途中なのです。策定途中の計画に基づき、目標達成に向け毎年度検証。毎年度検証を行っていくからいいといたらいいのですけれども、ただ計画ができていないのに、総合計画議決しなければいけないのですけれども、その中で名寄市立大学の将来構想に基づきという表現が適切かどうか。これは大学に聞くのではなくて、事務局サイドにお伺いしますけれども、適切かどうかというふうに認識されておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この構想を策定するということについては、意思決定がされておりますので、その計画に基づいて、今後基本計画ですから向こう2年の計画でありますので、その中でこの計画に基づいて進めていくのだということについては、私どもは違和感を持ってございません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） ここでは、先ほども申し上げましたけれども、1つは目標達成に向け毎年度検証を行う。構想は構想として今の大学の現状を考えてつくり上げていただいて、私ども議会のほうも今までもそうありますけれども、きりきりにするのではなくて、将来構想をしっかり

持って取り組んだほうがいいのではないかと考えてきましたので、そういう意味では構想が出る日を楽しみに待っておりますけれども、ある意味では事務局サイドとしては、事務局というか、執行者側としては目標達成に向け毎年度検証を行って、よりいい大学をつくるという意識のあらわれだという意味で理解をさせていただきたいというふうに思います。

考え方の相違の中の最後に135ページの生涯学習プログラムの整備と学習への支援、現状と課題の最後のほうから4行目の部分でありますけれども、これは市民講座の話をしている部分であります。しかし参加者に偏りが見られ、特に女性高齢者が多く、働き盛りの男性が少ない傾向にある。これは現状としてそうかもしれませんけれども、この働き盛りの男性が少ない傾向にある原因は、生涯にわたって学ぶことへの意欲が希薄になっていることが課題になっている。要するに働き盛りの人は、生涯学ぶという意識がないのだと、そのことが参加者が減っているという表現に受け取れますけれども、これは偏見というか、言葉が足りないのか、ちょっとわかりませんけれども、教育部長はこの表現についてどういう認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 議員から御指摘のありました記載につきましては、市民講座の参加状況から現状と課題を記載しておりますが、働き盛りの男性の参加が少ない傾向に対しては、参加しやすい開催日時設定などの工夫改善など、読み取れない点もありますが、課題としていっております。また、それぞれの職場では人員不足だったり、業務量の増加などにより自分の趣味などをする時間が減少して、休日などは休みをとることが多くなり、地域活動や文化、スポーツなどへ参加する人が減少傾向にあるというふうに考えています。さらに、スポーツの指導者不足についても仕事が忙しく、練習時間帯に足を運ぶことがで

きない、そういったような話もよく耳にするところでもあります。このようなことが生涯学習に参加する気持ちの低下につながっているという状況と考えると、意識が希薄になっているという表現というふうにし、課題としたところでもあります。そのため基本的方向性では、市民の生涯学習に対する多様な要求に応えられる体制を強化するということが大切との記載をしているとおりの、市民講座では毎回実施しているアンケート調査の分析や社会教育委員会会議などの会議の場において御意見をいただきながら、市民のライフスタイルやライフステージに応じた学習機会の提供に務めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 一言、適切でしたか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私としてどうかということだというふうに思います。個人的な話にもなりますけれども、私自身も小学校から剣道をやっていて、20代中盤までは指導者を含めてやっていました。ただ、仕事の多忙化だったり、ほかの用務があって、剣道の練習にだんだん足を運ばなくなって行って、指導にも行けなくなった状況になって、そして十数年前からは全く行けない状況になって、そういうときに自分に置きかえたときにはやっぱり気持ちが低下、意識が希薄になっている、そういったことだなというふうに思って、私自身としては今回の表現については、議員の御指摘あるとおりの不快感を持つ方もいるかもしれませんが、私としてはこういった表現で適切なのかなというふうに考えているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 時間もなくなってきましたので、最後に市長にお伺いします。

今までそれぞれ総合計画にかかわって議論をしてきました。どういう形になるか、これから会派

に持ち帰って協議をさせていただきますけれども、この計画を推進する際に市民の皆さんにより理解していただく、あるいはより進めていただく、あるいはもうちょっと検討していただくなり、いろんな声があるかもしれませんが、市長自身今回の総合計画を今までの議論も聞いてどういう判断をされ、どういうふうこれから取り進めようという認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員のところでもお話をさせていただきましたけれども、総合戦略と総合計画と連続してまちづくりの根幹にわたる計画を議論する機会を得て、総合計画が最上位計画ということでもありますけれども、この間本当にたくさんの議論をいただきました。また、できるだけ市民の皆さんに理解もしていただきたいし、また注目もしていただきたいし、そんな思いも含めてたくさんの多様な手段の中で市民の皆さんと一緒に政策議論したと我々は認識をしております、そうした意味でこの総合計画をつくるに当たって膨大な時間とたくさんの皆さんの積み重ね、御意見をいただいたことに対して心から敬意を表したいというふうに思います。しっかりとこれを進めていきたいというふうに思いますが、今佐藤議員からもたくさん御意見をいただきましたので、これは御意見として受けとめさせていただいて、これからのまちづくりにしっかりと形として反映をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） いずれにしても、名寄市総合計画第2期、これから10年間これ为目标に市民の皆さんがともに歩んでいけるためにどうすべきかというのを我々議会も考えていかなければならないですし、当然ながら執行側も市民の皆さん等を含めて考えていくことが大事だというふうに思いますので、それを求めて、以上で私の総括質疑を終えたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質

疑を終わります。

15時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、一般質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、基本構想、基本計画にかかわって4点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、3ページに時代の潮流とあります。今日本の中で、国の中でどういう動きがあって、その中で名寄市はということと総合計画につながっていく大事なところかなというふうに私は捉えています。それで、先ほどもお話がありました都市宣言なのですけれども、私たちのところでは非核平和都市宣言ということで名寄市は大きくうたっているわけですが、非核平和都市宣言をしている市としてこの時代の潮流の中に平和の問題に触れていない、このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

また、原発を含めて核の問題にも触れられていない。ここについて先ほど佐藤議員との議論の中では国が取り組むことというようにお話もされていましたが、時代潮流という中でこのことが触れていないということにお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

次に、名寄市のまちづくりの課題についてであります。この課題の中でも大きく5点掲げられていますけれども、この中で最初に旧風連町、旧名寄市の新設合併により云々とあったわけですが、このときには第1次がつくられています。そして、新名寄市が誕生した。その後10年間この第1次の総合計画でまちづくりを進めてきたことが書かれているのですが、合併10年の検証、今回の2

次の総合計画の中でどのように生かされているのか。なかなか私では読んだ限りでは伝わってこないというふうに思っていますので、この部分お聞かせをいただきたいと思います。

3点目ですが、基本構想にかかわって基本理念、そして将来像にかかわってですが、この中で基本理念、人づくり、暮らしづくり、元気づくり、市民一人一人がというふうなことで述べられています。将来像の中では、先ほど議論があったように、これではなかなか名寄市の将来像、市民一人一人がどういうふうになっていくのか伝わってこない。私は、市民一人一人が主人公である、大切にされる、そしてこの地で生き生きと生きる権利が守られる、このことが大事かなというふうに思っていて、また次の基本となる考え方の2のところ、先ほどから議論があった市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方ということなのですけれども、基本条例の中では前文の中に市民がまちづくりに主体的に参加できる権利、一人一人が判断をして参加するというその権利と機会が制度的に保障されなければならないというふうに述べられているのですが、その部分と基本理念、将来像の中の方向性とあわせてこの関連についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、4点目なのですけれども、大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、特に大切にしたいまちづくりの基本となる考え方ということで4点お示しがされています。この4点と、次にあります重点プロジェクトの3点ありますけれども、ここの考え方との関連性についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 4点御質問をいただきました。1つは、時代の潮流から都市宣言を受けてそのところがどのように反映されているかということだと思います。ここは先ほどの佐藤議員のところでもお話をさせていただきました。こ

ここに特化しての記述というのは、言われたように具体的にはなかなかない部分でありますけれども、この計画の策定に当たっては、当然市民一人一人が都市宣言に基づいて平和に暮らしていきたいという意識を持っているという、そういう前提と共通の認識のもとにこれを策定をさせていただいたということでもありますので、具体の記述はございませんけれども、ここは今後の取り組みの中でこの間と同様に、あるいはそれにも増して取り組みを進めさせていただくということでぜひ御理解をいただきたいと思います。

特に原発のところについての記述がないということでもありますけれども、これもこの間も一部答弁させていただいている部分がありますが、原発についてはエネルギー政策にかかわる部分であります。ここについては、大局的なエネルギー政策については地方自治体の考えではなくて、参事監のいる前でちょっと言いづらい部分はありますけれども、国の大局的なところでエネルギー問題は語られる部分だろうというふうに考えておりますので、そこについてはあえて市の計画としては触れていないということで御理解をいただきたいと思います。ただ、市民一人一人が、あるいは国総体が平和で、一人一人が安心して暮らせる生活が必要だろうという認識についてはベースとしてあるということでぜひ御理解をいただければと思います。

2つ目の合併の検証についてどうなのかというところでもあります。これもこの間一般質問などで御質問いただいている部分でありまして、加藤市長のほうからも答弁がされたことがあります。合併を受けての新市建設計画があり、それが1次計画に引き継がれているのだということから、この1次計画の総括、検証そのものがまさにこの合併の検証だろうということでお話をさせていただいたということでもあります。2次計画については、1次計画の検証をもとに進めさせていただいたということでもありますので、その議論の中で合併に

ついての検証についても行ってきたということで御理解いただければと思います。具体的には先ほどもお示しをしたように、皆さんのほうのお手元に行っているように総合計画の推進状況がございまして。これらに具体的なところについては記載をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいなというふうに思っています。

3点目の基本理念、あるいは協働のところでもあります。将来像も含めてです。ここについては、たてつけとすると基本理念があり、それを踏まえての将来像があり、将来像を実現するためのさまざまな取り組みがありますが、その取り組みの中で共通して多くの取り組みの中で行政だけではなく市民の皆さんも含めて意識をしなければいけない、考えていただきたいというのがまちづくりの大切な考え方ということで今回まとめさせていただいたということでもありますので、御理解をいただきたいと思いますし、協働が大切だということについては、先ほど来のやりとりの中で私どももしっかり認識しているというお話をさせていただきました。市民の皆さんが主体的に参加できる権利を保障しなければいけないということでもあります。これは、市民にしっかりと情報を提供するとともに、市民が参画をする機会を私どものほうでしっかりと用意させていただく。さらに、市民の皆さんが主体的にそこに参加をいただくという、こういう考え、あるいは実践が必要なのだろうというふうに思っていますので、私ども行政とすれば市民の皆さんに情報を伝えることと、さらには参加する機会をしっかりとつくっていくということが求められているのだろうというふうに思っていますし、総合計画を通してそのことについても盛り込みをさせていただいているという考え方があります。

最後に、大切にしたいまちの考え方、重点プロジェクトということでもあります。これについては、重点プロジェクトは先ほど申したように施策間連携、あるいは総合戦略に基づく具体的な取り組み



という取り組みの総体という御理解をいただきたく思いますので、ここは取り組みということであり、一方、大切にしたいまちづくりの基本的な考え方については、具体の取り組みではなくて取り組みを行うときに当たっての行政の考え、あるいは市民の皆さんに考えていただきたいということでもありますので、取り組みと概念的なものだということで区分をしてございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 時代の潮流のところでの非核平和都市宣言をしている市として、時代の潮流ですから、施策の一つ一つについては確かに先ほどの議論もあったように国の施策ですからもろいろと難しい部分もあるのかな、計画の中に入れていくのは難しいところがあるのかなというふうな感じは受けるのですけれども、しかし時代の潮流というところでは今我が国ではどういう状況の中で、その中で名寄市として今後10年どうしていくのかということでは非常に重要な部分かなというふうに思っています。その中で、記載はないけれども、ベースにはあるのだというふうにおっしゃられても、なかなか市民の皆さんにとって市の総合計画がどういう方向になっていくかということでは見えづらいのではないかとこのように思います。

原発の問題でも国のエネルギー政策というふうなおっしゃり方でしたけれども、個別のところで見ても新エネルギーの導入や省エネルギーの推進というふうに個別の計画の中ではうたっているわけで、そういうことであればこの計画の中でもこういう状況の中で新エネルギーの導入、省エネルギーの推進をというふうにつながっていくと、計画としてこの10年間どうやって名寄市は取り組むのかというのが見えてくるのではないかとこのように思うのですが、再度お聞かせをいただきたいとこのように思います。

それからあと、合併10年の検証の件ですけれども、進捗状況の中で私も全てを見てとっているわけではないのですけれども、しかし5ページでは市役所庁舎や消防署庁舎の整備のあり方及び公共施設やインフラ整備の維持更新などの課題についても2次総合計画の策定に向けてさらなる検討を行う必要がある、ハード面が述べられています。この後ろのほうにアンケート、昨年のちょうど1年前ぐらいに当たるのでしょうか、市民アンケートとられていて、満足度調査のところでは総合的な市町の現状について0.55%の方々がプラスではありますけれども、気持ち平均点より上がっていたという状況では、残りの方々の思いはどこにあるのかなというふうに取り上げることができるかと思っております。また、市民の思いの調査結果、この中では次代を担う世代が住みたいと思う環境が整備されているか、また地域がお互いに支え合う関係が築かれているかということでは、半数以上の方々が余り思わない、思わないというふうにお答えになっている。ここに合併後の暮らしの中に対する市民の皆さんの思いが含まれているのかなというふうに思っているのですが、再度お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それからあと、協働のまちづくりなのですが、協働のまちづくり反対するものではありませんが、しかしずっと見ていきますと責務だけが強調されているような、そういう受けとめ方をされるかなと。例えば34ページにありますところでは、市民が中心となってまちづくりを進めるため、先ほど部長がおっしゃったように参加する機会を提供し、つくっていくということになるのかなというふうに思うのですが、市民が中心となつてしなさいよと、こういうふうな形。市民が主人公であるまちづくりを支えていく、市民の皆さん方が暮らしやすいように支えていくまちをつくっていくというふうにはなかなか受け取れないというふうに思っています。

また、将来像の四角の中に説明が書いてありま

すけれども、市民と行政との協働によりふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、ここではふるさとへの誇りと愛着を育むという、この強調しているところでも例えば先ほども御紹介した市民の思いの調査結果では、今住んでいる地域に愛着を感じていますかという、そう思うという方とまあまあそう思う方が78.5%、約8割の方が愛着を感じているのです。そこを強調したというところがちょっと理解しにくいというふうに思いますので、その部分とあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、4つ目に、大切にしたいまちづくりの基本と重点プロジェクトの考え方の違いについてお示しをいただきました。大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、特にということで4点出されています。先ほども佐藤議員との議論の中で出ていました。高齢者への扱いが個別の計画の中では随分いろいろと出されています。しかし、全体の総合計画として名寄市は今のこの高齢者の皆さん方をどうしていくのかというところがほとんど伝わってきません。それで、この4のところの下の段に人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に対応できる持続可能なまちづくりを進めますというふうに書かれていて、このところが高齢者の問題にというふうなさきの御答弁だったかなというふうに思うのですけれども、しかし今高齢者の皆さん方、病気の問題だとか、それから子供たちの問題とかあったり、介護の問題もあったり、それでどうしても他市へ転出する。私の周りでも随分転出している方多くなっています。そういった方々が最後までこの名寄市で暮らすことができる、そういった方向性が今回のこの総合計画の中では読み取りづらいというふうに思っています。再度お考えを聞かせてください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、時代の潮流のところ、原発のところについては記載がないというところについていただきましたが、時代の潮

流の中でも3の自然環境の保全、循環型社会の構築の中では、議員が言われるように省資源あるいは省エネルギー化というところの一部記載はさせていただいているところでもあります。こういったところについては、時代の背景として入れさせていただいた部分ではありますが、ただエネルギーの中でも特に原発の関係についてはさまざまな御意見もあるところでもありますので、特定の考えだけをこの総合計画の中に明らかにすることについてはどうなのかというところもあると思いますので、ここについては先ほども申し上げたように国の大きな考えの中で書かれるべきことだというふうに思っておりますので、市の総合計画としてはそこについては、あえてと言ったらあれですけれども、記載をしていないということで御理解をいただければというふうに思っています。

それと、合併の検証のところ、推進状況の中にもこの間の積み残しの課題があるということで記載をしているということでありました。この積み残しの課題については、庁内の策定委員会、さらには市民で構成する策定審議会の中でもこの2次計画の中では議論をさせていただいたところ、ございまして、それぞれ議論の結果を踏まえ、市としての判断も加えて今回の総合計画にそれぞれ記載をさせていただいておりますので、その内容で御理解をいただければというふうに思っています。

それと、協働のところのどうも市民の責務のところ、強いのではないかと御指摘だったというふうに思います。あえて今回については、市民の皆様も積極的にかかわるのだよというところについては、表現が強い、弱いについてはここは受け取る方によって温度差はあると思いますけれども、そこについては実は意識的に一部入れさせていただいている部分があります。これは、この間のさまざまな市民の皆さんとの議論を通じて、行政は行政としてしっかりとやるということが当然求められてきましたけれども、一方市民の皆さん

のほうから行政だけではなくて、まさに協働の精神で私たちも頑張らなければいけない部分があるのだという御意見をこれは幾つかの中で複数の御意見をいただいております。そのこともぜひ総合計画の中に、これは行政だけが取り組む計画ではなくて、市民の皆様もこれに基づいて取り組んでいただく部分がありますので、そこをぜひ記載をしていただきたいという御意見をいただいております。それを受け、策定審議会の中でもそういう視点も必要だねということでありましたので、今回についてはもし感じるとすればそこで今までよりは少し強い口調の記載になっているという印象を受けているのかもしれませんが、そういう意見を踏まえての記述だということ御理解いただければと思います。

以上、3点について私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高齢者施策が不十分でないかという御質問でございますけれども、基本目標の中で議員もおっしゃったとおり高齢者施策については立てさせていただいておりますが、思いといたしましては2025年に今の団塊の世代の皆さんが75歳以上になられるというような状況を踏まえまして、今後医療、介護を必要とされる高齢者の方が非常に多くなるといふことでありますし、また高齢者の単身世帯ですとか認知症の高齢者の方がますます増加するのではないかとこの10年先を考慮しております。そんな中では、やはりこの10年先を見据えた地域包括システムを構築していくということが大事だと考えております。また、ふだんから高齢者の方を地域で見守るような仕組み、顔の見えるつながりを構築していくということも必要なことではあると考えております。さらには、認知症の高齢者の方ですとか、または障害者の方などの権利擁護を確立するためにも、今後法人後見を含めたような成人後見制度の充実を図ってまいりたいというふうにご検討をさせていただきます。

ります。

いずれにいたしましても、将来の名寄市といたしましては、高齢者、障害者の方が住みやすいまちというところを目指しながら、全ての市民の皆さんが互いに支え合いながら、お互いの権利を尊重し合い、健康で自分らしく生きていくことができるという共生社会を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先に高齢者の問題がありますけれども、2025年にはピークを迎えるだろうというふうに言われていて、ちょうど10年先です。ですから、この総合計画と同時進行に高齢化率がどんどん、どんどん上がっていくわけで、これからこの総合計画が決まれば市民の皆さんにお知らせしていくわけですが、お知らせするときに基本理念であったり、将来像であったり、ここの部分が先に出てくるわけですが、個々の施策が一番先に出てくるということにならないと私は思っていて、詳しく説明していくとそこにそうなりますよということではなかなか市民に伝わらないだろうと。先ほど周知の問題も出されていましたが、そういった周知の方法なども今後検討していく必要も、このままでは難しいだろうというふうに思いますので、周知の方法も検討していただきたいというふうに思っています。

また、市民への協働の問題も今回意識的に強調しているとおっしゃられていました。先ほど市民の皆さんの意見をどれだけ聞いたのかという議論がされたところですが、そういう中で、協働の問題では私も先ほど言ったように反対するものではありませんし、一緒にまちをつくっていききたいという思いは当然あります。だけれども、一人一人が大切にされるというところ辺りが後ろに回ってしまっているようではまずいのではないかとこのことです。強調しているという部長のお話でした。ここだけが強調されると、やはりさっき私が申し

ましたように責務が先に立ってしまう。責任だけが、しなければならぬことだけが先になってしまうという市民にとっては不安も広がるのではという危惧をするわけです。その点について再度お考えをお聞かせいただきたいと思ひますし、先ほどふるさとへの誇りと愛着を育むといったところ、わざわざここに記載したここについてのお考えも再度お聞かせをいただきたいと思ひます。

それからあと、原発の問題や平和の問題、特定の考え方というふうなお答えだったのですけれども、特定の考え方ではなくて、今世論を二分するような状況になっているということはきちっと時代の潮流の中に記載すべきではないかというふうに思ひます。再度お考えをお聞かせいただいて終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 3点いただきました。

1つは、高齢社会の中でこの総合計画市民に周知をしていくということでありますので、そこに当たって丁寧にわかりやすく説明をしてくださいというお話だったと思ひます。先ほどのやりとりの中でも今後の周知の方法について今言えることについては述べさせていただきましたので、重複は避けさせていただきますけれども、さらにそれ以外の方法も含めてどう丁寧にわかりやすく説明できるか、これについては私ども知恵を絞ってまいりたいというふうに思ひしておりますので、御理解をいただければというふうに思ひます。

それと、市民の責務が重たいのではないかとということで、私先ほど強調させていただいている部分もあると。受けとめによって強調ととれるかもしれないというお話をさせていただきましたが、決して私どもこの協働というのは市民の皆さんに押しつけるものではないというふうに思ひます。私どもが情報をしっかりと提供し、参加する機会を提供する中で、市民の皆さんが自然発生的にそのことについて協力をいただくという姿が望ましいものだというふうに思ひしております。ただ、

ここは先ほど申したように市民のほうからそういう御意見もいただいたということでありまして、ここはある意味で10年間の検証もするとすると市民の皆さんの中にも随分この協働というのが根づいてきたのだろうなとうれしい発言だというふうに捉えておりますので、決して強制をするものではありません。私どもは、それを受けてさらに情報提供したり、参加の機会を保障していきたいと思ひますが、市民の皆さんもそれに対してできるところからぜひ協力をお願いしたいという考え方でありますので、権利については保障させていただきます。責務については、整ったところから順次という考えでありますので、押しつけてはないということで御理解をいただければと思ひます。

3点目の原発のところであります。これは、さまざまな事故などありますし、世界的にも、あるいは国内的にもいろんな議論があるところだというふうに思ひますが、ここについてはただそういう現状は確かにありますけれども、それを全てここに記載することがどうなのかというのがありますので、ここについては今回の総合計画の時代の潮流の中では、先ほども申し上げたようにさまざまな考えがあるということでありますので、記載をしていないということであります。これ以外にも時代の潮流の中ではいろんな課題があると思ひますけれども、この中では全てをピックアップすることはできませんので、特徴的なところについて、あるいは名寄市にかかわりの深いところについて一定程度ピックアップをさせていただいたものであるということでぜひ御理解をいただければと思ひます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ふるさとへの愛着ということであります。アンケート結果でも高い結果が出ているということで、非常にうれしく思ひます。ただ、ここについては、ふるさとに愛

着を持っていただくということは、ある意味では市に対して非常にいい印象を受けている、あるいは暮らしていて満足があったのでということだと思いますので、さらに高いところを目指してという意図で記載をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 4点お聞きいたします。

まず、1点目ですが、先ほど来話題になっております協働についての考え方です。総合計画第2次の文言読ませていただきますと、至るところに協働という文字は書かれていますけれども、基本理念の人づくり、暮らしづくり、元気づくりのこの言葉の中に協働という意味が読み取れるようにすることのほうが市民にとってわかりやすいのではないかと思います。その点についてのお考えを再度お聞きしたいと思います。

それから、2点目です。いただいております資料の8ページ、（1）の市民と行政との連携・協力によるまちづくりの第2段階のところ、地域自治区の創設についてはということで書かれている文章があります。午前中にも議論が交わされておりましたが、2行目のところ、創設は時期尚早であることからというふうに書かれています。このことについて総合計画第1次を検討するという上からも機が熟するというのはどの状況になったときのことを想定していたのか。また、どのような姿をその姿と捉えていたのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目ですが、同じく（1）の市民と行政との連携・協力によるまちづくりの第4段落、社会情勢の急速な変化に伴いということからの多様な主体の参画によるという言葉があります。市民や多様な主体の参画による市民主体のまちづくりを促進していくことが重要である。それから、その下のところに、またということから

市民と行政、さらには多様な主体が担うべき役割とという多様な主体という言葉があります。ここで言う多様な主体とはどういう主体を指しているのかについてお聞きしたいと思います。また、あわせてこの総合計画第2次に書かれています市民という言葉の定義につきましては、自治基本条例でうたわれています第2条の市民の定義ののっているのかなというふうに考えておりますが、それでいいのかどうかについても御返答いただきたいと思います。

最後、4点目です。重点プロジェクトの32ページ、（3）、冬季スポーツ拠点化プロジェクトのところですが、この拠点化プロジェクトについては再三議論も交わされており、具体的な進みぐあいも見せていただいている中から大変期待しているところではあります。このプロジェクトそのものがこの後出てくる基本計画の中の生涯スポーツの推進にどのようにつながっていくのか。超高齢社会に向かっていく名寄市の向こう10年の中で、この冬季スポーツ拠点化プロジェクトが生涯スポーツといえますと多世代にわたってということが当然必要になってくることから、その部分の連携について、つながりについてお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点です。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、最初にありました協働、これをわかりやすく表現するべきではなかったかという御意見だったというふうに思っています。特に基本理念のところの今回の3つの項目がどうかというそも含めてなのだと思いますけれども、先ほどから申し上げますように、協働については基本の理念の中でも暮らしづくりの中で明記をさせていただいたり、将来像の中でも市民と行政との協働による、さらには大切にしたいまちづくりの基本となる考え方の中でもそのことについては触れさせていただいているということでもあります。さらには、それを実際に具現化

するに当たっての基本計画、この中でも協働についてはキーワードとして使わせていただいておりますし、そこについては構想、計画全般を通じて表現をさせていただいたということでもあります。基本理念、人づくり、暮らしづくり、元気づくり、従来の5つから3つに変えたことについては、先ほどの議論の中でも説明をさせていただきましたので、重複を避けさせていただきたいというふうに思いますが、策定審議会の中で今回のこの3つの理念の考え方について御意見をいただいた中については、この3つのくり、さらにはこの説明についてわかりやすいという御意見もいただいているということでもあります。これは、策定審議会の中での御意見でありました。そこを受けて、今回はこの3つの理念としてあらわさせていただいたものでありますので、御理解をいただければというふうに思っています。

次に、地域自治体の関係についてであります。ここについても先ほど来のやりとりの中で説明をさせていただきました。当初は、合併協定、さらには新市建設計画、それを受けての第1次総合計画に基づいて進めてきたということでもあります。しかしながら、それを含めて一定程度の目安もつけて進めたということでもありますけれども、これはある意味行政のほうで制度をつくって、市民の皆さんと協議をしたということでもありますけれども、残念ながら市民の皆さんになかなか受け入れられなかったというのが実態でございまして、ただし行政とすると協働のまちづくりを進める中でこういう地域の主体となるコミュニティ組織、町内会以外にも必要であるという認識がございましたので、地域連絡協議会という形で今は進めさせていただいているということでもあります。現状でいくと、では何年にというところについてスケジュールについてはなかなか具体なところお示しできないのが大変申しわけなく思っておりますが、第2次総合計画の一つの大きな課題になるのはまさに地域におけるコミュニティ組織、これは町

内会も含めてですが、ここだという認識をしてございます。それがゆえにまちづくりの基本となる考え方にもその決意としてあらわさせていただいているものであります。ここについては地域としっかりと協議をしながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

それと、多様な主体ということを示しているということでもあります。この多様な主体は何かということでもあります。これについてはさまざまな任意の団体などがございます。例えばボランティア団体であったり、スポーツ、文化、さまざまな団体があるのだというふうに思いますが、数は少ないですけれども、NPOなんかもございまして、そういったものも含めての多様な主体という考え方をしているということ御理解をいただきたいと思います。

4点目には、市民の定義ということですが、これは基本的には自治基本条例で定める広範な市民という意識をしてございまして、御理解をいただければと思います。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 冬季スポーツの拠点化と生涯スポーツの関係ということでもありますけれども、基本的には生涯スポーツということでいけば市民皆スポーツということで、実際にスポーツを行う人、さらにはスポーツを見る、応援する、それを支える、そういった人たちを含めてスポーツに関心、興味を持っていただくことが大切だというふうに考えています。そういった意味では、これまで総合戦略においても定住、交流人口の拡大に向けてスポーツの拠点化も位置づけて、今回も重点プロジェクトに位置づけていますけれども、そういった市民の意識の高まりをどうつくっていくかということでは、大会や合宿の誘致、さらには今回コンソーシアム事業で市内で行いますけれ

ども、これまで議会の中でもいろいろ言われていますけれども、ジュニアの世代が減少傾向にある競技団体があったり、全国規模の大会をやっても応援する市民が少ないとか、そういったいろんなことを言っていますので、そこは課題として捉えていますので、そこをいかに克服していくかということではこの重点プロジェクトに位置づけて、先ほどちょっと言いましたコンソーシアム事業の中で市民が見やすい環境の中で競技を見てもらって、関心を高めてもらう。そして、合宿の大会の誘致においては関連する皆様と連携を図りながら受け入れ態勢を整えて、そして支える部分も意識を持ってもらう。そういったことをつなげながら、将来的には生涯スポーツ、市民多くのおんながスポーツに携わるといふか、かかわって、関心を持っていく、そういったふうにつなげていければというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 1点目の協働についての考え方なのですが、確かに先ほど来ずっと議論が交わされておりまして、おっしゃるとおりだと思っておりますけれども、読まなければ伝わってこないということに関して、基本理念のこの言葉をもっと大事にして、読まなくても名寄市の進むべき10年がわかるという方向についてのお考えを持っていただけないものかと思っております。先ほど2点目、3点目の質疑においても市民の確認をさせていただきましたけれども、広い意味での市民は、市内に居住する者、市内で働き、もしくは市内の学校で学ぶ者、または市内においてその他のさまざまな活動を行う者、もしくは団体をいうということで、この自治基本条例の市民の定義を引用すれば、名寄市の高校に通っている生徒は市民という枠の中に入るという受けとめ方もできるのではないかと考えています。例えば若年世代の方たちにもわかりやすく名寄市の向こう10年の基本理念をぱっと言葉に出していただけるような、そんな基本理念にするのであ

れば、もう一つお考えを進めていただくわけにはいかないのかということでお考えを伺いたいと思っています。

それから、自治区の考え方と先ほどの市民、それから多様な主体ということの考え方について再度お聞きしたいのですけれども、地域コミュニティが大切ということでありましたので、例えばこのことについてどのような説明がそれぞれなされてきたのかについて、具体的に策定委員会でも各団体の代表の方が策定委員会に入ってこられて審議されて、その中間報告等されていると思うのですが、それが具体的に一般市民に伝わる場所については、各代表の団体からの報告だけではなく、市としての説明責任があったと思います。そのことについて地域自治区のことも踏まえて常にどのような説明、報告、周知がなされてきたのかについて伺いたいと思います。

それから、冬季スポーツの拠点化プロジェクトにつきましては、再三議論させていただいておりますので、教育部長からの御答弁については了解しているところでありますけれども、それだけでは生涯スポーツの振興にはつながっていかないのではないかとこのように考えておりまして、夏はどのようにお考えであるのか。冬季はもちろんプロジェクトとしてしっかりやっていかなければいけません、夏をなくして冬があるということにはなりませんので、生涯スポーツにつながるという観点から夏をどのようにお考えであるのか伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、協働のところの御質問をいただきました。ここについては、言われるように名寄市に通学されている方とか働く方についても対象になる。全てが対象になるかどうかは別ですけれども、その活動によっては対象になってくるのだろうというふうに思っています。そこを想定しながらの総合計画ということですので、そういった人たちも含めて、あるいは

先ほど川村議員から高齢者も含めてというのありましたので、説明の際にはわかりやすいダイジェスト版の話もさせていただきましたけれども、協働についてわかりやすい形での説明に努めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それと、2点目のコミュニティーが大切だということで、地域自治区この間どのような説明をしてきたかということだったというふうに思います。これについては、先ほど来申し上げていますように、地域自治区という創設に向けての制度設計とあわせて市民への説明をスタートしたということですが、ここについては当初の計画どおりなかなか進まなかったということでもあります。それは、先ほどのやりとりの中でもありましたけれども、地域側にも進めるに当たっての大きな課題があったということでもあります。そこで一度改めて考え方を整理をさせていただいたということでありまして、いきなり地域自治区について地域におろすのは難しいだろうということで、任意組織の地域連絡協議会ということで今進めさせていただいているところでありますし、この地域連絡協議会の活動を通じながら、名寄市に適した組織のあり方についても考えてまいりたいと、そのように進めている段階であるということですのでぜひ御理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回冬季スポーツの拠点化ということで、夏季スポーツもあるということで、くくりとしてはオリンピックで夏と冬があるという、そういった中での競技の振り分けみたいな感じで考えているのですけれども、一年中やるスポーツ、いろんなスポーツがあるというふうに思っています。今回重点プロジェクトに掲げたのは、名寄市の自然であったり、施設、そういったものを環境を生かして全国から人を呼べる、そういったものは何かということで冬季スポーツ

に区切って対応をしてきております。全てのスポーツをやるとなると、なかなかこれは対応も含めて集中した誘致活動もできないということでもありますので、冬季スポーツに限って、特にノルディックだったり、カーリング、そういったものに特化しながら、市民がスポーツにかかわるといいですか、それを見て自分も少し体動かしたいと、そういったものにつながっていくようなことということで冬季スポーツに限ってやっていきます。当然これをしっかりやることによって少しずつ広がっていきますし、夏合宿についても多くの競技団体も来ていますので、そこはしっかり継続しながら対応していきたいと思っておりますけれども、当面は全ての競技をやるということではなくて、やっぱり名寄のこの環境を生かして、しっかりとした体制をつくりながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 先ほどの説明のことについて再度質疑させていただきたく思いますが、いろいろ今まで10年間進めてきたその中で、どのような説明、それから市民の意見集約がなされたかということの一つ一つ確認するには時間が足りませんので、そういうことではなくて、考え方としてこれから若年層もいらっしゃる、高齢者の方もいらっしゃる、その多様な世代に対して具体的に総合計画第2次のこの進もうとしている方策についてどのような意見集約の方法をとろうとされているのか再度お聞きしたいと思います。例えば小学生、中学生、高校生、そして御高齢の方たちまでいろんな世代の方たちがいらっしゃる中では、先ほどから話題になっておりますけれども、策定委員会の方たちのそれぞれの部会の審議だけがそれが先ほど白田総務部長からは代表の方の審議なので、市民の代表の審議であるから市民の声を掌握したというようなお言葉があったと思いますが、それをそのまま受けとめてもいいのかどうかという、そういう疑念を持たざるを得ないところ



ろがあります。現にまちづくり懇談会等では、意見を出したけれども、十分聞き入れてもらえなかったというような声も伝わってきておりますし、なかなか知りたくても知り得ることができないというような声も伝わってきている中で、今後例えばこの協議が終わった後も基本構想、基本計画については市民周知がなされていくわけですから、その点についてきめ細かい周知についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

それから、冬季スポーツの拠点化プロジェクトにつきましても、夏のスポーツを考えてくださいということを思っていますけれども、そのことを今申し上げたのではなく、冬季スポーツの夏の過ごし方をどのように考えておられて、それを生涯スポーツにどのように浸透させていこうとされているのかについて伺いたかったので、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、策定審議会について少し説明をさせていただきたいというふうに思いますが、会の代表というところもありましたけれども、そればかりではなくて、当然公募も含めて出ていただいたということでありまして、それ以外の委員の皆さんについても例えば所属の関係、例えば文化団体なのか、教育団体なのか、あるいは経済団体なのか、経済でも商業なのか、農業なのかを含めて、そういうところのバランスも配慮しましたし、年齢あるいは男女比などについても当然配慮させていただきました。さらには、住んでいるところの地域なども含めて、そういった意味ではいろんな視点で配慮をしながら、委員さんを委嘱をさせていただいたということでありまして、決して特定の団体の代表だけということではなくて、幅広い意見がお伺いできるように工夫をして策定審議会構成をさせていただいたということをまず前段申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、丁寧な説明が必要だということについては、私どもも十分把握しております。今後どのような形でというのがありますけれども、今回提案をさせていただいたのは総合計画の基本構想と基本計画について提案をさせていただきましたので、これが議決をいただければこれに基づいての取り組みを進めさせていただくということになります。さらに細かい具体の取り組みについては、実施計画であったり、毎年の予算の中で取り組みをさせていただくこととなりますので、これはこの間も例えば町連さんが主催をいただいているまちづくり懇談会があります。これは各地区回らせていただきますけれども、そういった機会を通じながら、あるいは各所管の中でも附属機関など持ってくださいまして、ふだんから市民の皆さんから意見を伺う機会も多々ございますので、そういう機会を通じながら市民の皆さんの御意見を伺って、この総合計画を実現するために必要な取り組みについては意見を取り入れながら進めさせていただきたいと考えてございますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 冬季スポーツの夏のトレーニングという視点ということでもない……（何事か呼ぶ者あり）

○教育部長（小川勇人君） 当然スポーツそれぞれ夏冬スポーツの一年通してのトレーニングも必要でありますし、名寄においてはジャンプでいけばサマージャンプを行ったり、今回市街地でローラースキーをやったりしています。正式な専用のローラースキーコースというのは整備はされていませんけれども、今後当然夏のトレーニングにおいてはそういったローラースキー、そういった部分での要望も多々出されるというふうに思っておりますし、さらにはトレーニング施設、不十分な点もありますので、そういった面の改修であったり、雨天のときのトレーニングする場所の確保とか御

要望もいただいている点とかありますので、そういった部分については監督、コーチや選手などの要望も聞きながら、よりよいトレーニング環境をつくる。一年中通していろんな形のトレーニングができるような環境については、今後生涯スポーツの中でも実施計画の中にありますけれども、具体的に何が先行してできるかということも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 3点ほど質問させていただきます。

計画の構成についてなのですが、2ページのところにピラミッド型の図示されたものがございませう。それで、私ずっと読んでいたのですが、基本構想、基本計画、実施計画、この3層構成になっているという形なのですが、その中に基本目標が入ってきていて、市民にとっては全体的なイメージをつかみづらいのではないかと、思っております。それで、これからダイジェスト版だとか市民説明のためのものが出されるかのように総括質疑の中で聞いたわけなのですが、ピラミッドの基本的には頂点にくるのは理念だと思うのです。だから、理念でいきますと、将来像で掲げている自然の恵みと財産を活かしみんなで作くり育む未来を拓く北の都市・名寄ということになるのではなかろうかと。これが頂点にくるのだよと。そして、一番上は基本構想になっていますから、三角の中では、3層構造の中では。あと、その下の基本目標とあるⅠからⅤ、細かい点については基本構想の中に含まれるのかなというふうに考えるのですが、少し全体のイメージをつかみやすく示す必要あるのではないかなと。特に色別にして、基本理念があって、こういうまちをつくるのだと。これに対して基本構想としてはこういう具体策をしていくのだよというように形で、少し注釈も含めてやるのがいいのかなというふうに考えているわけです。

それで、名寄市の概括的な理念をこの最終目標の将来像というのは網羅しているというふうに思うのですけれども、特に私は自然の恵みと財産を活かしという、この財産を活かしというところをどういうふうに考えているのかなというふうに思ったのですが、確かに注釈もついております。そして、私が読み込んだのは、歴史や伝統や、あるいは文化という、そういうものが財産なのだなというふうに受けとめたのですけれども、財産というよりはむしろ歴史を継承してだとか、そういう言葉でくくったほうがいいのかなということではひとつ考えたわけです。しかし、先ほど言っておりますようにこれからの修正というのは少し難しく、そうであるから、そんなところです。

それとあと、わかりづらい、見えづらいというのがやっぱり実施計画の概要とともに示していないからではないかというふうに思うのです。総合戦略プロジェクトだとかそういうのが先に示されておりますけれども、先ほどの総括答弁の中ではそれだけが実施概要に載せていないことというふうには私は受けとめなかったのですけれども、ただ重点プロジェクトが3ページほど変わって載せられております。しかし、実現の方策が掲載されているのですが、総じて抽象的ではないかと。それと、継続事業の延長の表現にとどまっているのではないかと、思っています。10年かけてこういう名寄市をつくっていくのだという、そういう迫力のあるもの、気概のある伝わり方を市民に伝えたかったなと、私はそういうふうに考えるわけです。

それと、総括質疑でも出ていたのですけれども、市政全般にかかわって緊急に取り組むべき事柄もあるというふうに思うのです。それらは緊急プロジェクトというふうに示すだとか、重点プロジェクトの中でも特にこれはやっていくのだという最重点プロジェクト、こうしたものも組み立てていくべき必要があるのではないかと、思っています。この点についてお考えをお聞か

してください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 4点ほど御質問をいただきました。まず、1つ目の市民にわかりやすく説明するには、まず計画全体のイメージをつかめるものが必要ではないかということだったと思います。ここは議員も言われたように、この間の議論でもお示しをしたようにダイジェスト版用意をさせていただきたいと思いますので、この中でさまざまな議員からいただいたようにわかりやすい形のものをつくってお示しをし、市民の皆さんに丁寧に説明をさせていただきたいと、そのように考えているところであります。

次に、将来像のところの財産の言葉がどうだというところでありました。なかなか財産という言葉だとイメージがしづらいのではないだろうかという御指摘なのかなというふうに思っておりますが、ここについても文言の説明ということで記載をさせていただいた部分がございますし、さらにはこの財産、まさに議員が言われますようこの間の歴史や、あるいは文化が育ててきた財産、それを生かしてということでもありますので、御理解をいただければというふうに思います。ここについても説明の機会には十分留意をしながら、わかりやすい説明に努めさせていただきたいというふうに思います。

それと、3点目については、今回の総合計画、実施計画が示されていないということが一つわかりづらいところにつながるのではないかとということですが、これは計画策定の手法として、まずは基本構想、基本計画について議決をいただき、その大きな方向を定めた上で具体の実施計画、これを定めていくという手法をとらせていただいておりますので、今回提出をさせていただきました将来像、さらには基本計画が定まった後に具体の実施計画お示しをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

最後に、重点プロジェクトのところでも時代の趨勢に伴って緊急プロジェクト等として取り組むべきところもあるのではないかと御意見をいただきました。ここについては、今回の重点プロジェクトの位置づけについては基本計画ということでもありますので、短い期間の中での重点プロジェクトだというふうに思っておりますし、議員が言われるように総合計画の範囲の中で緊急に取り組まなければいけない課題も当然出てくるものだと思いますので、これらについては臨機応変に、柔軟に議会とも相談をさせていただきながら取り組みを進めさせていただきたいとも考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 特に今お答えいただいた中で実施計画と今回の計画、総合計画の基本計画、基本構想の関係なのですが、これは今回は別にして、考え方としてやっぱり両者は連動させるべきだというふうに私は思っています。それで、特に三鷹市だとか、あるいは調べたところ新宿区などでも総合計画と個別計画を一体的に策定する事例なんかも見られるわけで、それで評価されている有識者の主要な意見でも総合計画と個別計画を一体的に策定することは評価できる取り組みであるというふうにされているわけなのです。それがどうしたということではないのですが、やっぱりそういう総合計画を全国的に拾ってみたときに国の調査機関なり、そういったところがそういう有識者の意見として評価もいただいているということ踏まえながら、今後どういうふうにしていくかということを考えていくことも必要なことではなかろうかというふうに考えております。

それと、全般的に私も読み込ませていただいて、平成27年度の行政評価については改善点を結びつけるものになって、おおむね盛り込まれているのではないかとこのように思っているのですが、第1次計画の中での未実施となっている部分、こ

れらについては表記がないのですけれども、これらは実施計画のときに盛り込んでいこうというふうに考えておられるのかどうか。

それと、最後になりますけれども、先ほどの総括答弁の中でいろいろやりとりあったときに策定審議会の皆さんの答弁を受けたということで、これはきょうの例えば字句の正誤表が配られていたようにそういった修正はあり得ても中身そのものについては、先ほど来の総括答弁や何かからさまざま出されているようにどう考えても直したほうがいいのではないかといいものは私は直すべきだと思うのですが、そこら辺についてはできないものかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 4点御質問をいただきました。1つは、総合計画の今回は基本構想、基本計画を上程させていただいたわけですが、あわせて実施計画についても示すべきではないかという御意見をいただきました。ここについては、各自治体さまざまな取り組みをさせていただいているということであると思えますし、過去には名寄市においても実施計画とは言えませんが、想定される事業を参考資料として出した部分もありますので、ここは少し今後に向けては調査が必要かなというふうに思っていますが、今回についてはあらかじめスケジュールも示させていただいた中で進めてきた部分でありますので、御了承いただければというふうに思っています。

それと、未実施の事業についてということでありました。ここについては、先ほども第1次の積み残し課題があるだろうという御指摘をいただいたところでもありますけれども、ここについては策定審議会の中で議論をいただいた上で、第2次計画の中でどう進めるのかについては総合計画の中でお示しをさせていただいたということでありまして、総合計画、基本構想、基本計画が決まった段階で具体的な事業については総合計画に沿った形でさらに検討を進めさせていただきたいというふ

うに思っておりますので、御理解いただければと思います。

それと、今回策定審議会の答弁を受けて、その内容を受けて、尊重しながら市の提案とさせていただいたというのが今回であります。先ほどのやりとりの中でもありましたけれども、私どもは時間をかけて議論をいただいた策定審議会の答弁については、非常に重いものがあるという受けとめをしてございますので、基本的にはこの考え方を尊重して今回提案をさせていただいたこととあります。基本的にはこの先については議会の運営にかかわる部分でありますので、私どものほうで余り触れるところではないのかもしれませんが、議会へ提案させていただいたこととありますので、その後の運びについてはこれは議会の中で議論等があると思えますので、その中での裁きになるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） まず、1点目は、午前中から総括質疑、それから前の川村議員、山崎議員、佐久間議員がそれぞれやっていたこと、全員ではないですけれども、二、三関連のことでまず1点目にお聞きをしたいと思うのですが、非常に大事な話を佐藤議員も川村議員もしておりましたけれども、原発の話、非核平和都市宣言を例にとりながら、名寄市の非核平和都市宣言、関連で一言の触れもないという話に関して、これは広島、長崎、あるいは福島等を含めて非常に重要な重みが地方においてもローカルガバメントの責任としても触れるべきではないのかというふうに考えているのです。単なるイデオロギーだとか意見の違いだという認識の程度は、総務部長、認識が余りにも、この議会の中の答弁用の言葉として通るのかどうかわからぬけれども、非常に足りない、欠落している部分だというふうに思っていますので、改めてお答えをいただきたいというふうに思っています。基本認識が足りないというふうに思いま

す。

それから、もう一つは、同じ関連質疑で聞きたいのは、大石議員が午前中、うちの佐藤議員も同様なこと触れておりましたけれども、総合計画のありようについて、単なる時間が足りないという、総合戦略での議論もあったし、役所の中は本当にてんやわんやで、国への対応だとかということも含めてたくさんあったのではないかというふうに思いますけれども、それは理解しますけれども、時間が足りないということばかりでなくて、今佐久間議員も言ったように市民の人がよくわからない、わかりづらい話、それに対する総務部長の答弁は、いろいろ市議会でも示してきたし、いろいろワークショップもこの間やってきたし、いろんな懇談会もやってきたということだけれども、どこまでやれば十分かと、人それぞれだというふうに答弁されたのです。これはいかがなものかというふうに思うのです。確かに役所の中のいろんな大変さは私も理解をするのですけれども、住民自治をこの総合計画の議論を通してどれだけ引き上げていくかという言い尽くせない重要な課題を内包しながら総合計画をつくる、あるいは議会でも審議をするという過程の中で、私ども議員も提案された以上それをもとにしながら市民との意見交換を当然したかったし、あるいは素案の段階でも時間があつたといえ、あるいはパブリックコメントの時間中でもしようと思えばできないことはないけれども、その間もいろいろ意見が出されながら修正したり、過誤訂正、間違いの訂正なんかもぼろぼろ、ぼろぼろ出てきたりして、この答弁は私は、総務部長、いけないと思うのです。まず、私の1点目の質疑はこれです。改めてお答えをいただきたいです。

2つ目には、総合計画のマネジメントのあり方について、たまたま今佐久間議員も触れられていましたけれども、三角の構造、自治法改正で特に法の決めがなくなって、いろんなタイプがあつていいというふうに私も認識していますし、いろん

な学者や、あるいは財団の研究報告なんかも見ましたけれども、一番住民にとってわかりやすいということがいいのだ。なぜわかりづらいかという話は、ヒントを今佐久間議員が言ったように実施計画が、これは名寄の議会はたまたま議会基本条例で構想と基本計画というふうになっているけれども、それはおいておいてもいいと思うのです、極端な話。わかりやすく伝えていかなければならない。終わってから概要版でカラーがどうしたという話は大した次元の違う話で、決まる前に相談がされるということが、どんな家庭でも組織でも後から聞いたという話は大体こじれるのです。そういう面では、非常にマネジメントのあり方として私は、今回はこれでそういう定めに基づいてやっているからいいのですけれども、当初の計画をつくる段階で庁内でもう少しその辺について知恵を少しねじを巻き直して名寄市の総合計画のマネジメントのあり方についてどうしたらいいのだということについての議論があつたのか、なかったのかまず聞きたい。この2カ月後には実施計画が出てくる。ほぼもう決まっているのでしょ。それを頭に置きながら、執行側は構想や基本計画をつくっているわけだから。そういう一番大事なところをコンパクトにしながらも提案をするということについて意識しなかったかどうか。議会の議決には実施計画入っていないからという話はおいておいて、住民自治のレベルを上げるためにはそういう必要があつたのではないかというふうに思っています。この総合計画をつくる段階のマネジメントの基本的な考えについてまずお聞きをしたいと思います。

それから、3つ目には、人口の将来展望と方向性について、ページの26ページにあります。そして、これは国調の数字なのですが、きょう以降の話は推定になるのですけれども、平成32年度で2万8,156人、これからやや3年半ぐらいです。27年は国調の実績ですから2万9,031人。今現在既に住民基本台帳では2万八千四、五百で

す、市役所の数字を見れば。そうすると、非常にこの推定の見込みが認識として甘いのかなという感じがするのですけれども、これは当然統計だとかいろんなものを引用したりして、名寄市独自のものでもないのしょうけれども、これで大丈夫かという感じがちょっと心配。合併後10年で約3,000人減少です、3万一千七、八百ぐらいから今住民台帳は2万八千四、五百ですから。これは、将来計画に物すごく影響あるし、これからもし百歩下がって正しいとして計画をつくっていった場合、この数字をもとにしてどのぐらいの数字を人口減少抑制を総合戦略なり、総合計画なりいろんなことをやりながら、ふやすことはできないまでも推計からあわせてどのぐらいの目標でこれを抑えるぞと、そういう数字がどこにも見えないのですけれども、それについてお答えをいただきたい。

それから、人口推計は当然財政に関係してくるのですが、27ページ、私はこの間一般質問もしました。中ほどから本市歳入の根幹をなす地方交付税についてはトップランナー方式云々ということで、交付税制度の改正が行われるとともに、あとは合併算定がえの話がいろいろ書いてあります。トップランナー方式が交付税制度の改正が行われたという私認識基本的に、税制改正関係では法人税割のともと地方財源にもかかわらず、企業は上げ下げ関係ないけれども、地方の部分減らして国がとる部分をふやしてあるということであったように聞いていますけれども、これも総務省なり、財務省が出した資料かと思うのですけれども、トップランナー方式の。一、二年はそう大きな影響を与えるということについてはないだろうと私も推計はしているのですけれども、28年度でもここに具体的に書いてあるとおり基準財政需要額に関連する23業務のうち16業務は28年で着手をするということで具体的にあって、要するに目的としているところは民間委託をどんどんやれと。指定管理者制度をどんどんふやせとい

うようなことを主体にしながら、それを中長期的には交付税制度に手を入れて、もともと固有の地方財源について財源保障機能や調整機能をいじるということなわけです。そういう状況の中で、六団体も、加藤市長も何回も言っておられますけれども、それについては問題あるぞと。あるいは、名寄の議会も6月の議会で意見書を上げました、財源確保で。こういう書き方程度で、もうあらかじめ決まったような想定これから10年計画の中においてこういう文章があるというのは、ちょっと私もすとんと落ちないなというふうに思っているのです、お答えをいただきたいなと思っています。

それから、最後になりますけれども、山崎議員も触れられていました、風連ということでは限定しては私も考えていませんけれども、地域自治区の話。大石議員とのやりとりも聞いていまして、大石議員は自治区制度をやれと言ったのではなくて、結果的にはもうやりようがないのだから、答弁も含めて気を持たせるようなことを言う必要のないのではないかという話だったような気がするのですけれども、総務部長の答弁を引用すれば。私は、地域連絡協議会今現存して、東地区だとかいろんな地区で一生懸命やって、地域のコミュニケーションを高めるために頑張っている。それが将来超高齢化社会の中において自治区制度の母体になるというような私は認識はしていないのです、何回も言うけれども。あえて言えば、たまたま風連の地区が、私も合併議論に参加していますから、しっかり法に基づく自治区制度をつくって、これから地域の公共施設をどうするかとか、あるいは地域のまちづくりをどうするかというところに、一遍に理想どおりにはいかないかもしれないけれども、少なくともこの計画の中で制度の検討、研究をして、一つのものをつくっていくという姿勢は明確に書かなければ、これは約束違反です。地域住民連絡協議会や市民の皆さんが余り必要としないから、これに屋上屋重ねてもだめだという

ことで記載をしていない、議会のやりとりもそのように私は聞いていましたけれども、それはだめなのです、やっぱり。例えば市役所庁舎を1つにするという話になるときは、どこにつくるか、真ん中につくるか、名寄の町中につくるか、風連につくるか、それはわからないですけれども、非常に重要な地区に影響するような、今後のまちづくりどうなるかという、市役所一つにしてもそう。図書館にしてもそう。いろんな二重三重ある施設を仮に統合するとすれば、住民意見をどのように反映をするかというのは、もちろん議会が最後は決めるのだけれども、執行側の考え方が非常にその影響を左右するというのも事実なので、そういう具体的な事象がこの10年の中に起きるわけだから、今はなかなか緩くない、理想は緩くないけれども、全国でもまだ少ないけれども、さっき答弁でも聞いていて少ないけれども、少なからず住民自治を仕掛けていくというほうに向かっていかなければいけないのかという感じがしますので、以上お答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 初めに、市民の声を聞くところの私の発言がそれぞれの人によって受けとめ方が違うのではないだろうかといったところについては、不適切な発言であったかというふうに思いますので、ここについてはおわびを申し上げて、訂正をさせていただければというふうに思います。

ただ、市民にわかりやすく、さらには市民の声を聞くということについては、私どもは私どもとしてこの間精いっぱいやらせていただいたという思いがありますし、もしそこに不足があるとすれば、先ほど来申し上げているようにこの後の総合計画の市民周知、あるいは総合計画を運営する中に当たって当然市民の皆さんの声を聞いて進めるわけですので、その中で補完をさせていただければというふうに思っておりますので、今後の動きも含めてぜひ見守りをいただければありが

たいなというふうに思っています。

次に、原発の関係についてであります。ここについては、総合計画の中に具体的な記述がないということで、ここについてどうなのかという御意見でございます。ここは、先ほどの川村議員のところにもありましたけれども、今回については時代の潮流の中で具体的な触れはありませんけれども、平和で暮らしていく、あるいは脱原発というところについては、これは都市宣言の中にありますので、総合計画の中で触れてはおりませんが、この間も平和の取り組みはさせていただいておりますので、ここについては実施計画、あるいは実施計画にはないとしても市としても取り組まなければいけない部分だと考えておりますので、引き続き取り組みはさせていただきたいと、そのように考えているところであります。

次に、総合計画のマネジメントの形がありました。議員が言われるように自治法の改正が行われて、法的な根拠がなくなったということで、これは先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、決してつくらなくていいことではなくて、自主自立的につくって、地域に合ったものをつくれということだというふうに思いますし、その根底にはこれまで質問いただきましたが、市民の声をしっかりと聞いて、協働のまちづくりを目指す目的であるべきだろうという御指摘のとおりだというふうに思っていますし、私どももそれを踏まえて今回取り組みを進めさせていただいたということでありますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

ただ、マネジメントについても当然総合計画、具体的な議論を始める前からどういうたてつけでいくのか、どういうスケジュールで進めていくのか、これについては内部でもしっかりと議論をさせていただいて進めさせていただいたということでもあります。ただ、スケジュールの中でも必ずしもスケジュールどおりにいかなかった部分もありますし、私どもも思ったよりも市民の皆さんの参

加が少ない部分もあったというふうに思いますが、ただそこを補う形として新たな取り組み、これはパブリックコメントに合わせての市民説明会などもやらせていただきましたけれども、そういったものも含めて柔軟な対応をしながら、市民の皆さんの意見を聞かせていただく機会に努めてきたということですので、ぜひ御理解をいただければと思います。

人口の関係についていただきました。ここについては、今回の総合計画については総合戦略も含めて御意見をいただいたという話をさせていただきましたが、市民の意見も踏まえながら、先に名寄市まち・ひと・しごと創生総合ビジョン、これを策定させていただきました。確かに時点的な部分の一部誤差はあるのかもしれませんが、市の人口ビジョンとして策定をさせていただいたものがありますので、その数字を使わせていただいたということですので、御理解をいただければと思います。

次に、地域自治区の関係についてであります。ここについては、制度をしっかりとつくってというところの御意見をいただきました。一つの制度を取り組むに当たって、どういう取り組みを進めていくかというのは、これはさまざまな方法があるのだというふうに思っています。当初は、合併時の約束、あるいは総合計画、新市建設計画にあったように地域自治区というのを目指して進めたわけではありますが、ここについては行政だけが進めるものではなくて、市民の皆さんにも十分理解をしていただかなければ進まないということですので、進めていく中で現段階ではなかなか地域自治区という形で市民の皆さんに御理解いただくのは難しいということでありましたので、地域連絡協議会で進めさせていただいているものがあります。この地域連絡協議会のあり方について、ここは改めて今私どももあり方、さらには地域への働きかけも強めているところでもありますけれども、この地域連絡協議会が住民自治あるいは

市民自治の一つの受け皿となるような形で2次計画の中では進めていきたいと、そのように考えておりますので、これまで以上に行政としてもリーダーシップを発揮して取り組みをさせていただきたいという考え方でありますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

また、財政のところの記述についてであります。トップランナー方式のところありましたけれども、これは自治体の考え、意見等もございませけれども、ここについては実態として記載をさせていただいたということですので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 人口の関係ですが、いろんな推計ということですが、私は現状の人口の状況からすると高目だなというふうに思っていますが、これを目標にして総合計画を進めるという理解でよろしいかどうか。これは推計になっていますけれども、改めてお答えをいただきたいと思えます。そして、あらゆる政策を打っていくという理解でよろしいのかどうかお答えをいただきたいと思えます。

それから、脱原発、再生エネルギーや非核平和の関係については、基本認識として十分理解をいただいているのではないかと思いますけれども、意見が部分的に違ふとか少数の意見がというよりも、せいぜいそれが書き切れなくても名寄における再生エネルギーの方向性、あるいは下川や近隣でやっているいろんな取り組みについて参照しながら一つの記述が具体的な計画があったとすれば私の間違いかもしれませんが、そういうことあたりはこの基本計画の中でしっかり訴えるのであれば透かして見ればそういうことなのだなという理解にも立つのですけれども、残念なことにそういう字句は見当たらなかったのですが、改めてお答えはいただきましたけれども、一たび泊がどうしろとか、東南海がどうしたとかというよ



りも、とりあえず日本でもう一つああいう事故起きたら日本中全体が終わりということですよ。復興状況だとか、この間もんじゅの話が出て、1兆円も金つき込んだけれども、結局やめると。廃棄物の処理の問題はこれから出てくるのですけれども、そこについてしっかり基本認識をお互いに持っていないと、一部の意見みたいな答弁ではちょっとすとんと落ちないので、改めてお答えをいただきたいと思います。

それで、特例区の関係、しっかり市民の側がすとんと落ちていないと、わからないと。だけれども、具体的なビジョンを提示して説明したことって特例区であるのですか。それが市民がイメージできるような説明責任を果たして、とてもではないけれども、そんなもの屋上屋だなんていう、私そういうやりとりを説明して聞いたことは一回もないので、そこはちょっと認識違うのではないかと。市民の側の責任にされているけれども、庁舎内の専門集団なわけで、具体的にビジョンとしてこういうものを風連でも名寄でもこういうことを前10年の計画の中では方向性として出していたのだけれども、こんなことでそれをたたき台としながら、そのとおりに決まるかどうかわからないけれども、そういう提示した記憶って総務部長ありますか。それで、なおかつ市民からの批判を食らったり、それは全然よくわからぬわということだったのかというのは私ちょっと認識が違うような気がするのですが、この10年間で、ゼロからでもいいですけれども、庁舎内で専門的な分析、法的な分析や市民ができるだけ多くの人がかかわって、この総合計画もそうですけれども、これは市民がつくったのだと、議会や市がやったのかもしれないけれども、そういう距離を縮めるような努力を自治区の議論を通して近づけることも一つの作用ではないのかなというふうに思っていますので、改めて今記憶違いだったらごめんなさいですけれども、お答えをいただきたいと思います。

もう一度マネジメントの関係、佐久間議員も触

れていましたけれども、武蔵野市ではもう基本構想はやめて、非常にバラ色な文章になってしまうので、基本計画と実施計画で1層にして、もう既に手をつけてやっているのです。それにいろんな学生やら住民も巻き込んで、そして議会が決めるということなのですけれども、今はいいです。今はいいのですけれども、今後10年後の話になるかもしれませんけれども、そういう問題意識みたいのはしっかり認識、わかりやすくということころあたり、住民自治をできるだけレベル上げていくということからすると大事な手法かなというふうに思っていますけれども、武蔵野方式について今後の問題として改めてお答えをいただきたいと思います。

トップランナー、財政の話あったですか。地方交付税の財源保障機能、調整機能、全国に法制度として認められて、国税の一部を財源にしながらということで。トップランナー方式にどんどん、どんどん手をつけていくということは、住民サービスにもかかわるし、民営化あるいは指定管理者方式を含めて、橋本副市長はうちはもう行革やっているの、やりませんという答弁一般質問でされましたけれども、そういう程度の認識でいいのであれば私も安心なのですけれども、5年ぐらいの中で、ことしも基準財政需要額の中の16項目か、いろいろ手をつけながら具体化を何年後にしていきたい、あるいはそれぞれの残る事業についても具体的な課題としても出ているのですけれども、総合計画これから10年の中で交付税制度についての根幹が変わるのかなという私は認識しているものですから、改めて情報収集の仕方が悪かったらお願いしたいと思いますけれども、大丈夫だというのなら大丈夫だというふうに言うただけならば結構ですけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 再質問という形でいただきました。まず、原発の関係についてという

ことであります。ここについては、今回の総合計画の中で背景として都市宣言、あるいは原発の問題などについては記載をしてごいませんが、73ページに新エネルギーの導入、省エネルギーの推進ということで、これは第1次計画の中では、あるいは第1次の後期計画の中でも盛り込んでいなかった部分であります。改めて新エネルギー、省エネルギーの推進が必要だということで盛り込ませていただいた施策でありますので、そういう意味では1次より踏み込んだ内容であるということとぜひ御理解をいただければというふうに思います。

総合計画のマネジメントの関係でいただきました。武蔵野市の例をいただきました。私も少し調べたところだと、確かにいろんな仕組みがあるということだと思います。必ずしも3層構造にかかわらず、2層構造でやっているところもあります。この2層構造の仕組みもいろいろあるようです。基本構想の一部をもっと上に上げてしまうと。例えば条例に委ねるという方法もあるようですし、あるいは逆に計画の下の方、この辺を各部局の方の実施計画的なものに委ねて2層にするというような方法もあるようでございます。あるいは、小牧市のほうで総合計画についての調査が行われてございまして、その中では今言ったように2層方式と3層方式についての研究も行っている。ここには北大の宮脇教授が入ったり、あるいはほかの大学の人が入ったり、いろんな方が参加をして研究している部分があります。ただ、どの方法についても一長一短、デメリット、メリットがありますので、ここについては今回について3層構造で10年走らせていただきますけれども、次の計画をつくることについては時代も随分変わっていると思いますし、メリット、デメリットについても整理がされてくると思いますので、改めてそのマネジメントというか、総合計画のたてつけについては研究をさせていただきたいというふうに思っております。御理解いただければと

思います。

それと、財政の関係でトップランナーの関係についてということでもあります。現況について記載をさせていただいたということでもあります。このトップランナー方式については、項目が上げられておりますので、副市長が答弁したように行革の中で本市としては対応していくということでもありますので、その中で議論をさせていただきたいというふうに思っています。

最後に、自治区の関係であります。これは、決して私ども市民の皆様の責任にするという、そういうつもりでこの間お話をしてきたつもりはありません。当然十分説明がし切れなかったという行政の責任もあるのだろうというふうに思っております。そこには議員が言われますように、もしかすると私どもの制度に不十分があったのかと思いますが、具体的な経過については今手元にごいませんけれども、私の認識とすると市民の皆さんに直接的に説明をさせていただいた機会はこの間あったというふうに思っております。その中でいただいた意見が先ほど来のやりとりの中で出ていた言葉だということでもありますので、御理解いただきたいと思っております。

ただ、私ども地域自治区というものについては、地域自治を高めるということの必要性については十分認識をしておりますし、その一つの方策が地域みずからというところだというふうに思っておりますので、ここの形がどうなるのか。決して地域自治区を私ども否定しているわけでもございませんので、この間の経過を大切とするならば地域連絡協議会でございまして、地域連絡協議会を熟成する中で地域自治区的な考え方についても含めて制度設計ができるのか、完成形として地域自治区になるのか、あるいは名寄独自の方式になるのかについては今明言することはできませんけれども、地域自治を高めるという視点からぜひ地域連絡協議会、私どもも積極的にかかわって取り組みを進めていきたいと、そのように考えてございます。

あと最後に、人口のところについてであります。これについては、人口ビジョンを定めさせていただいておりますけれども、ここについては確かに現状でいくと高どまりの推計となっているところだと思いますが、ここについては総合戦略も必要に応じて見直しをさせていただくというところを計画にも記載させていただいている部分があります。ここについては、必要に応じて修正もやむを得ないのかなというふうに思っておりますので、それも有り得るということでお受けとめいただきたいと思いますが、現時点での推計ということでお受けとめをいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私は、いいほうに解釈して、人口は減らないほうがいいですから、ここを目標にしてしっかりやっていただきたいというふうに思います。

マネジメントの話は、私もたまたま武蔵野市の例を出しましたが、総務部長も他の自治体の例を出したとおり、実施計画と基本計画と一緒に市民に、議会に提示をすると、逆に言えば政策や事業が膨らむという可能性もあるという一つの欠点なのか、課題としてあることも十分知っています。ただ、わかりやすくということていくと1層方式、基本計画と実施計画を1層にして、10年後の話になりますけれども、かなりしっかり庁舎内でもその方向について検討をいただければというふうに思っておりますので、求めておきたいと思います。

それから、自治区の話は、やるか、やらぬかわからぬけれども、頭にだけはとどめておきますよという話の答弁だったような気がするのですが、やってください、それは。ゼロからになるけれども、市民や議会に何回かキャッチボールをしながら、役所の中としてはこれが今のところどうだろうと、たたき台。それはこの10年の中に、随分長いスパンで譲ってしまいましたけれども、できるだけ早く一回そういう提示をした上でキャ

ッチボールをする機会をつくっていただければなというふうに思っています。

この建物もこの計画の後年度ぐらいには、あるいはもっと早くか、手をつけなければならぬということになるかもしれないし、あるいはいろんな公共施設、国がつくれと言ってそのままつくった公共施設の管理計画、これもある面ではいろいろ住民の意見を聞かなければならぬという直面することははっきりしていると思いますし、いろいろ住民自治を高めていく上で意向を、100・ゼロという答えは出せないのだから、結局は多くの人に理解をしていただくということのツールとして確立をしていくべきだというふうに考えていますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

私は、議員の役割上皆さんを褒めることはないですけれども、重点3テーマの横串で一担当だけでなく最低3部門ぐらいずつ横串を入れて縦割りからリンクするような形で、あの絵は私も非常によかったなというふうに思うけれども、佐藤議員が言っているとおおり、同じ総合戦略でも人口減について問題意識を強めているということであれば、少子化と高齢化とリンクして、項目がふえるとかの話ではなくて、少子化に連動して高齢化対策をしっかりとこの柱の中に組み込むということだとかまだまだ知恵はあったような気がして、計画全体的にはまだすんと落ちませんけれども、基本計画のやりとりもまた見ていろいろ総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

今のは聞いたことはなかったかい。言って終わりだったかい。議長がはいと言っていますので、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を集結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後 4時44分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 山 田 典 幸

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年10月12日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 議案第27号 名寄市総合計画(第2次)基本構想・基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 議案第27号 名寄市総合計画(第2次)基本構想・基本計画を定めることについて

1. 出席議員(17名)

議長	17番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤靖	議員
	2番	山崎真由美	議員
	3番	野田三樹也	議員
	4番	東川孝義	議員
	5番	川村幸栄	議員
	6番	奥村英俊	議員
	7番	高野美枝子	議員
	8番	佐久間誠	議員
	9番	塩田昌彦	議員
	10番	川口京二	議員
	11番	山田典幸	議員
	12番	大石健二	議員
	13番	熊谷吉正	議員
	15番	高橋伸典	議員
	16番	佐々木寿	議員
	18番	東千春	議員

1. 欠席議員(1名)

1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	久保敏
書記	倉澤富美子
書記	開発恵美
書記	長正路慶

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	白田進君
参事監	松岡将君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	川田弘志君
建設水道部長	中村勝己君
教育部長	小川勇人君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者支援室長	馬場義人君
営業戦略室長	水間剛君
上下水道室長	天野信二君
消防署長	菊池剛君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成28年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。6番、奥村英俊議員からおくる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

4番 東川 孝義 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについてを議題といたします。

基本計画について項目ごと審査を行います。

まず、重点プロジェクトについて審査いたします。

説明を求めます。

松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） それでは、名寄市総合計画（第2次）のうち基本計画の29ページから32ページになります。重点プロジェクトについての説明を申し上げます。

まず、議案書の29ページ、重点プロジェクトの考え方となっております。基本計画の期間内、平成29年度から30年度における主要な取り組みとしまして、プロジェクトの中で複数の基本目標の施策を互いに連携させることで基本構想に掲げる将来像の実現を目指すものとして位置づけております。また、この重点プロジェクトを選ぶに当たりましては、3つの基本理念のほか、直面する地域課題と地域の優位性とを踏まえて策定しま

した名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性も重視して戦略的かつ重点的な取り組みとして選定をしております。

30ページをごらんください。重点プロジェクトの1つ目が経済元気化プロジェクトとなっております。このプロジェクトには、地域経済の好循環を図り、まちに元気を生み出すため、新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場、人材の確保などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け、移住、交流の推進に取り組む施策を盛り込んでおります。

主な基本計画事業といたしましては、移住の推進、公民連携の推進、特産物の振興とブランド化、販路拡大、農業・林業担い手の育成、グリーンツーリズムの推進、個性ある商店街づくり、各種イベントの内容充実などとなっております。

このプロジェクトの成果指標といたしましては、観光入り込み客数、農商工連携、6次産業化品目数や創業、事業承継件数につき増加の目標値を掲げております。

続きまして、31ページ、安心子育てプロジェクトであります。このプロジェクトには、安心して子供を産み育てることができる環境を充実させるために、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行い、少子化対策、人口減少対策の強化に取り組む施策を盛り込んでおります。

主な基本計画事業は、母子健康支援の充実、診療施設と医療機器の整備、幼児教育・保育環境の整備と充実、幼児支援体制の充実、確かな学力を育てる教育の充実、コミュニティケア教育研究センター活動推進事業、学校外での社会体験や親子ふれあい事業の充実、放課後児童健全育成事業の推進などとなっております。

このプロジェクトの成果指標といたしましては、子育ての環境や支援への満足度の向上を掲げております。

最後に、32ページの重点プロジェクトの3つ目、こちらが冬季スポーツ拠点化プロジェクトと

なっております。こちらは、名寄市の自然環境、施設環境の強みを生かして、冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿、大会誘致とあわせて、ジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通して故郷への誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組む施策を盛り込んでおります。

主な基本計画事業は、市民や来訪者への通信環境の提供、各種イベントの内容充実、コミュニティーケア教育研究センター活動推進事業、スポーツ施設の改修と適正配置、各種スポーツ大会の開催及び誘致、生涯スポーツの推進、各種合宿の誘致・支援、ジュニアの育成・強化などとなっております。

プロジェクトの成果指標といたしましては、合宿受け入れ人数や新規冬季スポーツ大会の誘致数を掲げております。

以上、重点プロジェクトの説明となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高野美枝子議員。

**○7番（高野美枝子議員）** ただいま説明いただきましたけれども、第1次総合計画に入っていなかった重点プロジェクトでございますけれども、今回入ってきたということではどういう意味を持つのかということ、今考え方については説明を受けたところでございますけれども、2年間でこれをやり抜くということなのかということをお伺いいたします。

（2）の安心子育てプロジェクトでございますけれども、安心して子供を産み育てることができる環境というのはどういう環境を目指しているのかをお伺いいたします。

成果指標の中の基準値、目標値でございますけれども、38.3%、目標値43.3%、何を基準としてどこの数字を、きのうの説明で27年3月のそこから拾ってきたということは理解できたので

すけれども、市民がこれを見て理解できる形にはなっていない。この38%、43.3%はどこから出て、どういうふうな経過で目標になったかということを引きちとわかるように書いていただくべきだと思いますし、基準値のところの上段、就学前が38.3%、小学生になって24.3%、小学生になって低くなっている、その原因についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 松岡参事監。

**○参事監（松岡 将君）** まず、私のほうから重点プロジェクト、これを新たに位置づけた意図と申しますか、狙いということでしたけれども、この基本計画自体が今回29年度から30年度の2年間ということ、先日来議論がありましたように2年間となっておりますけれども、この2年間でまず重点的に施策間で連携して取り組むものとして設定をしております。新たに申しますのは、さきの計画ではこういう重点プロジェクトというのはなかったわけですが、ほかの自治体などを見ましてもこうして総合計画をつくるに当たって、これ重点プロジェクトですが、名前は違ってもこういう施策間連携のプロジェクトを幾つか設けている自治体が最近ではふえてと申しますか、幾つもありまして、やはり従来は分野ごとでそれぞれ目標をつくって、その中で施策を進めていたわけですが、その分野ごとだけでは効果を上げることが難しいですとか、あるいは分野を横断して取り組むことでより高い効果を上げられると考えられる現状にあわせてのものが出来たのではないかと思います。そういう意味で重点プロジェクトというのを新たに位置づけまして、施策間の連携をすることで幾つかの政策目標を達成するという狙いとしてお考えをしております。

**○議長（黒井 徹議員）** 馬場こども・高齢者支援室長。

**○こども・高齢者支援室長（馬場義人君）** 高野議員からは、安心子育てプロジェクトのうち安心して子供を育てることができる環境とはどういう

環境かということで御質問いただきました。私もといたしましては、子ども・子育て支援事業計画の中でも、基本理念の中でも申し上げさせていただいておりますが、ここで育て、ここで育ててよかったと思えるまちづくりということで子育ての目標として掲げさせていただいておりますが、それを実現するという形がここで安心して子供を育てる環境づくりだというふうに考えているところでございます。

また、成果指標の指標項目についてのお尋ねでございました。これにつきましては、昨日もお答えさせていただいておりますが、平成27年3月に策定をいたしました子ども・子育て支援事業計画のうち、その際にアンケート調査をさせていただいております。その際に就学前児童の保護者の方々1,146人にアンケートを配布させていただきました。660人から御回答いただいているのと就学児童の保護者から1,119人配布させていただきました。567人の方々から回答いただいているということで、その方々の大変満足、満足とした状況の割合を成果指標として載せさせていただいているところでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 大変失礼いたしました。この内容につきましては、それぞれ就学前と就学後のアンケートを先ほども申し上げましたように保護者の方々の客体を分けさせていただいてアンケート調査をさせていただいているということから、就学前よりも就学後の方々のほうが大変満足と満足とした割合が若干低くなっているといった内容でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 重点プロジェクトの2年間ということで、第2次総合計画では出てきたわけですが、これは総合戦略そのまま3点、この重点プロジェクトに移ってきたのかなと

いう感じがするわけですが、きのうから話題になっています市長の公約とはどういうふうに連携するのかということとやはり重点プロジェクトということは、今最大重要なことをここにしていると思うのですが、きのうから言っております高齢者のことだとか、災害に対応するか、今緊急にやらなければならないところが入っていないように思いますけれども、その点について質問いたします。

安心子育てプロジェクトの件ですが、ここに育ててよかったと。その意味はわかりますけれども、今子供を産める状況でもないし、育てることもなかなか難しいという社会情勢を捉えてこれをつくっているのかということをお尋ねしたわけですが、

それと、就学前と小学生に入ってから満足度が違うということのこの意味です。どうしてか、そこまで検討して、数字はわかります。私も見てわかりますから。でも、このところでどういう意識が、親として、両親としてどういう問題をはらんでこういうふうになっているのかということをお尋ねしたつもりです。先ほど基準値のパーセントに何人、1,146人の中の660人で38%、やっぱりそこです。どこかに書いていかなければなかなか理解できないというふうに思いますので、その点よろしくお願ひします。再度質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 重点プロジェクトについて再質問いただきました。松岡参事監から説明があったように、今回の重点プロジェクト、私どもも庁内で随分各部局横断的にいろんな検討をさせていただいているということでありまして、まさに施策を連携しなければ、あるいは庁内横断的に検討しなければなかなか今の時代さまざまな課題に対応できないということがありますので、今回の重点プロジェクトの一つについてはそういったところも含めて、施策間の連携を持って成果



を上げていくという必要があるだろうという一つの視点がございます。

それと、もう一つについては、昨日のやりとりの中でもお話をさせていただきましたが、先に総合戦略というのをここは議会にもお示しをしながら、あるいは市民の意見も聞きながら策定をさせていただきました。ここについては、人口減少対策に対して早急に喫緊の課題として取り組まなければいけないものについて盛り込みをさせていただいたということでありまして、今申し上げた2つの視点から、施策連携という視点が1つ、もう一つは総合戦略との整合性から、今回は3点のプロジェクトをピックアップをさせていただいたということになります。

ちなみに、先ほど2年間の中でという話ですが、それぞれのプロジェクトの目標値については総合戦略をスケジュールからこの2年間で達成できるだろうという目標値を改めて設定をさせていただいたということでありまして、2年間の中でこの目標を達成し、さらには総合戦略は1年先に進んでおりますので、さらに2年あると思いますが、その2年については総合戦略に基づいて進める必要もあるだろうというふうに思っています。ただ、時代の趨勢がありますので、そこについてはPDCAを働かせながら、しっかりと見直しをしながら進めていかなければいけないなど、このように考えているところでございます。

御質問でいただきました3つ以外にも防災の課題や高齢者の視点での取り組みが必要だろうというふうに言われていました。私ども議員が言われるように防災の視点も大切だと思っています。特に近年は大規模な災害が起きるという状況がありまして、市民の皆さんも大変危機感を感じているということであると思います。ここについては、重点プロジェクトの中には上げておりませんが、基本目標の中に具体的な施策も含めて考え方を示させていただいておりますので、その中でしっかりと取り組みをさせていただきたいと思っ

ておりますし、高齢者についても同様に既に30%を超えるような状況になっているということで、高齢社会でありますので、ここに対する対応も必要であるというふうに思っておりますが、ここについても重点プロジェクトには掲げてございせんけれども、基本目標の中でしっかりと取り組むというところを今回の総合計画の中では盛り込みはさせていただいているところであります。特に課題としてのあらわれについては、きのう議論いただいた基本構想の中でも高齢化社会あるいは少子化というところについて含めて課題として認識しているということについてもあわせて表記をさせていただいておりますので、しっかりと取り組んでいくというところがあるということでぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 成果目標、成果指標の基準値等をどこから持ってきたかということについての説明をさせていただきましたが、内容的なことをというか、どこから持ってきたかということについて説明があるべきでないかという御質問だったかというふうに思います。この後概要版等々をつくっていくという形になっていくと思いますし、このプロジェクトにつきましては3つございまして、安心子育てプロジェクトだけではなくて、ほかのプロジェクトの数字の持っていく方も含めて市民の方の説明の中でどのような説明の仕方が一番わかりやすいのかというようにことも含めて、わかりやすい説明の内容について今後概要版の発行の際には検討してまいりたいというふうに思っております。

また、就学前と就学後の数字が就学後のほうが下がっているということについてどのように考えているのかということの御質問だったかというふうに思いますけれども、それにつきましては就学後につきましてもこの下の基本計画事業の中にも書かれておりますが、この基本計画事業を進めて

いく中でこの目標値であります数字を達成できるように基本計画事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 重点プロジェクトで回答いただきましたけれども、緊急の課題である高齢者の問題、災害の問題、これをやっぱり重点プロジェクトに入れていくべきだというふうに思います。先日も施設の問題出ていました。やはり今すぐ解決していかないといけない。ここ2年で何とかしていかないといけない。本当は1年で何とかしていかなければ、市長の答弁にもありましたけれども、そういうところがやはり欠けているのではないかとことを思いますし、29ページの下のほうに重点プロジェクトと基本構想及び基本計画の関係ということで、人づくり、暮らしづくり、元気づくりというふうになっています。このところに図があるのですけれども、どうも結びつかない。これで人づくり、暮らしづくり、元気づくりにつながっていくのかというところが2年でどこまでやっていけるのかということが本当に不思議でというか、疑問でございます。安心子育てプロジェクトの件につきましては、やはりこの2年でこれをどうやってやり遂げるのか。本当に子供を産み育てることが今大変な状況でございまして、就学前、就学後、小学生になってもこのような数字があらわれております。このことは、やはり子育てが大変だということ、このまちで安心して育てていけないということがこの数字にも出ている。このまちで育ててよかったと、そういうふうに思えるために、2年間で何ができるかです。改めてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） まず、重点プロジェクトの関係でございましてけれども、総務部長のほうから御説明させていただきましたが、総合戦略のほうから引き続きに、連続的につながっていく。しかも、それぞれの部局にまたがった政策的な連

携を行って戦略的に行うという、そこをまず考えたときに出てくるということでありまして。決してこれが我々行政側としてこれをまずということでは、これだけということではありません。当然その上の基本理念の中で持続可能なまちづくり、その中には少子高齢化の問題ですとか、仕事の問題ですとか出ております。持続可能なまちづくりをしていく上で必要なものは何かという視点も設けつつ、そこではやはり喫緊の課題として災害の問題あるいは高齢者の問題、その部分を認識しております。それは別建てで個別の中で、あるいは実施計画の中でやり切っていかなければならないなと思っております。重点プロジェクトにおきましては、あくまでも施策間連携、一つの部局だけではなくて違う部局と組み合わせることによってより一層効果が発揮され、しかも2年間という时限を設けて、そして目標値を設ける。ここを1つ設定してというのが今まで私どものやり方より違う形で進んでいるところであります。目標値を設けるということ客観的な指標ができていますということもありますので、ここを1つ鍵にしたプロジェクトということでありまして。ほかの高齢者の事業についてもしっかりと個別事業の中で組み立てていかなければならない。これは、喫緊の課題であるというふうに私どもも認識しているところであります。その中でも特に子育ての関係で今安心して子供を産み育てるところで御質問いただきました。一概に言いますと簡単にソフト、ハードというふうに分けることも可能とは思いますが、むしろそういう分け方よりもそれぞれの子供をお持ちのお父さん、お母さんが今どういう問題を抱えているのか、いろんな部会の中のやりとり、あるいは日常でのやりとりの中でも、例えば子育てするのにも相談相手がないですとか、仕事、安心して預けられるような保育所がもっと十分待機児童のないような形だったらいいのに、いろんなお話聞いております。その辺はきめ細かい形で今後進めなければいけないなと思っ

おります。

重点プロジェクトについてのコンセプトはこう  
いうことなのですけれども、基本理念に基づいた  
いろいろな施策というものが個別事業、実施計画  
事業の中でさらにがっちりと練っていかねば  
ならないと思っております。その作業が非常に難  
しい問題で、いろんなサービス、いろんな事業を  
いかに段取りよくと言ったらあれですけれども、  
順序よく、優先順位つけながらやらねばなら  
ないと思っております。このあたりについては、  
ちょっと時間を要しなければならぬと思ってお  
りますので、今回まだお示しすることはできませ  
んでしたけれども、あくまでも重点プロジェクト  
は施策間連携という形で進むという、そしてそれ  
ぞれの個別実施計画の中ではさらに詳細な練り込  
みが必要だという認識でこれからも取り組んでま  
いりたいと思っておりますので、御理解いただきたい  
と思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） 昨日から代表質問  
あるいは一般質問、あるいは今高野議員のほうか  
ら、ちょっと重複するかもしれませんが、まず  
重点プロジェクトの考え方あるいはバックボーン  
としての政策のあり方というふうなことで伺いた  
いと思っておりますが、このプロジェクトを立てたのは  
人が外から集まって、内の人も盛り上がって、活  
気あるまち、名寄のまちづくりをつくると、こう  
いうことが基本的なベースになっているのだと思  
いますが、先ほども高野議員のほうからも総合戦  
略の中で人口減少あるいは少子高齢化というもの  
が確実にそのバックにあるわけでありまして。そこ  
で、この総合戦略あるいは少子化対策で、その危  
機感は共有をしていかねばならないと思ってお  
りますし、今までにあったような前例にとらわ  
れないで、やっぱり実効性のある対策を施さなけ  
ればいけないのではないのかなということで、例え  
ば経済元気化あるいは安心子育て、それから冬季  
スポーツの拠点化という3つのものを選んだと。

これは、やはり2年間でやり過ごす事業だとい  
うふうに伺いました。

そこで、先ほど橋本副市長からもお話がありま  
したけれども、職員は他部局と並行してその考え  
をやっていくということでございますけれども、  
やるに当たっては、自治体が取り組むに当たっ  
ては、やっぱり職員がしっかりとプロジェクトチ  
ームというものをつくっておかなければならぬと  
いうふうに考えているのですが、その考え方につ  
いて1点伺いたいと思っております。

それから、これを進めるに当たってはやっぱり  
地方創生を担う若い者がどういうことにかかわっ  
ていくのか。あるいは、先ほど来高齢者のことで  
いいますと、例えば経済元気化においてもこのプ  
ロジェクトを進めるに当たってバックボーンにあ  
るのは高齢者がしっかりと元気で、あるいは生涯  
現役で社会でやっていける、そういうスタイルと  
いうのが後ろにあって初めてこういうようなもの  
ができるのだと思っております、高齢者の社会  
というのは、高齢者が長生きするというのはやっ  
ぱり自活であり、健康であり、あるいはそれに高  
齢者の持った技術を生かす、こういうところから  
始まっているのではないのかなというふうに思っ  
ていますが、その高齢者のかかわり方、これ  
はプロジェクトに対して高齢者のかかわり方、  
この考え方について伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 2点御質問いただき  
ました。まず、今回のプロジェクトについては、  
佐々木議員が言われるように総合戦略を背景に、  
そこから持ってきているものでありますので、人  
口減少社会の対応をする、あるいは少子高齢化に  
対応していくということを含めて、喫緊の課題  
に対応するということでもあります。したがいま  
して、まず地域に人を呼んでくる、あるいは地域  
にいる人を育てる、あるいは社会的増減、ある  
いは自然的な増減もありますけれども、これらの対  
応をするものとして考えてきたというところが1

つであります。前例にとらわれずという形で今回入れさせていただいたということでもありますけれども、これらの推進に当たっては議員が言われるように当然庁舎内でもこの推進に当たっての体制をとらなければいけないと、そういう考え方をしております。例えば既に冬季スポーツ拠点化プロジェクトでいきますと、これは係の兼務という形でありましたけれども、関係する部局の職員が集まって業務に携わるような形もとらせていただいておりますし、ほかの取り組みについても必要に応じてプロジェクトを設けたり、あるいは各部局の中での連携を強めて推進をさせていただいているところであります。今後の推進に当たっては、より推進するに当たっては内部の体制もしっかりと整えながら進めていかなければいけないだろうと、そのような考えをしているということで御理解をいただければと思っております。

もう一点、高齢者のかかわりということでありますが、実は総合戦略、これを進めることによって、これは決してここにかかわる人たちだけではなくて、間接的、直接的も含めて市民皆さんの幸せにつながっていくことだろうなというふうに思っています。経済が活性化するという事は、当然そこに地域内が経済的に潤っていくということでもありますので、市とすると市税が上がるということでもありますし、市民の皆さんに還元される場所があると思えます。子供がふえていくこと、安心して生活できるということは、その周りの人も含めて非常に幸せにすることだというふうに思えますし、冬季拠点プロジェクトでいきますとまさに地域の特性を生かしたものであります。そこで、人が多く、交流人口などがふえる部分もあると思えますし、身近でそういうスポーツを観戦することができますし、実際に子供たちを含めてスポーツに携われる部分もふえてくるだろうというふうに思っていますので、そういった意味ではここに直接的にかかわる方だけではなく、広く市民の皆様が恩恵があるという言葉はあれかもしれま

せんけれども、かかわってくる部分だろうなというふうに思っております。そういった中で高齢者の方についても、元気な高齢者の方もそうでない方もおられると思えますけれども、それは直接的、間接的に恩恵を受けられる部分もあると思えますし、元気な方については直接にかかわっていただいて、長年積み重ねた知見などを含めて、あるいは技術などを含めて御協力いただく場面も多々あるというふうに思っておりますので、そういった部分での高齢者のかかわりというのも十分あるだろうと、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 今答弁をいただきました。かかわりについては、やはり先般もどなたか質疑がありましたけれども、人が集まってくる、そして地元も盛り上がるという部分ではちょっと欠けているかなというふうに思っているのです。それは、しっかりとした実効性あるものをするためには何か考え方があって、やっぱりそういうようなものはやらないと本当のプロジェクトにならないと思えます。特に定住対策を行っても一時的な金銭だけではだめだと私は思っているのです。それは何かというと、やっぱり住民もそうやって受け入れる気持ちがあって、そこで一緒に生活をしてしまおうと。名寄はいいぞと、こういうものがなければ、住民が本当にそういうふうに受け入れがないと来た者が全然おもしろくない。そこで、それをやるのはやっぱり職員もしっかりとしたそういうような受容性といいますか、受容力といいますか、そういうものがないとだめだと思っております。やっぱりそこがお金ではなくて本当に来る気持ちだと思っておりますし、この3つのプロジェクトを通じてそれが実効性あるものに行くのだと私は考えておりますけれども、その辺の考え方、それをまず伺いたいと思えます。

それと、きのう、おとつか、社説で、地方創生を担う若い力を育てるには大学が自治体や地元企業と協調した現場主義の教育を通じてまちづく

りのノウハウを学ばせることが大切だというふうな社説があります。これについての考え方も伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合戦略にかかわって、これが本当に職員あるいは市民の皆さんの思いとしてしっかりと浸透していくことで初めてプロジェクト化していくのではないかと。もう議員のおっしゃるとおりだと思います。この議論は、決して唐突に出てきたわけではなくて、先ほどからお話があったとおり、地方都市にあってはこれ人口減少して地方がなくなるのではないかという大きな危機感からこの総合戦略というのはスタートして、それぞれの自治体において短期間でありましたけれども、我々は総合計画につながっていく議論になりましたけれども、市民の皆さんといろんな知恵を出して5つの重点項目を打ち出して、その中の抽出した3つを今回重点プロジェクトとして上げていると、こういうことであります。しっかり議論はしているし、市民の、あるいは職員の皆さんにもそれなりの浸透はしていると思いますけれども、議員がおっしゃるとおりまだまだそれが本当に地域のものになっているかということについては不十分な部分があるかもしれません。これは、今回総合計画を策定して終わりではなくて、今後総合計画を改めて具現化し、またそれをよりよいものにしていく作業が必要だというふうに思っています、このことは今後わかりやすい総合計画を今ダイジェスト版でつくっていく。このことによってさらに重点プロジェクトが、あるいは総合計画そのものの一つ一つの計画が大事だということを、あるいはこの計画をやることによってこういうまちづくりを進めていくのだということを市民の皆さんにわかりやすくお伝えをしていき、また常にその計画をもとに対話をしていき、政策をブラッシュアップしていくと。このことが大事だというふうに思っています、引き続き総合計画を一つの道しるべとして市民と行政と、あるいは

議員の皆さんとも含めて協働のまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。

大学とまちづくりのかかわりというのは、非常に大事だというふうに思っています、これは総合戦略の中の一つの柱として大学を生かしたまちづくりということで、大学生がいかにこの地域にかかわっていただいて、そして地域の中で活躍をし、またそのことによって地域に定着をしていくか、このことが名寄市にとって大きなまちづくりに資するということは私も重々承知をしておりますし、そのことを総合戦略あるいは今回の総合計画の中でも一つの計画の中にしっかりとしたためているつもりでありますけれども、重要な視点だというふうに思っていますので、引き続きこの大学が地域を育て、そして地域が大学を育てていく好循環をしっかりとつくっていきたく、このように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） ありがとうございます。市民も行政も本当にしっかりタッグを組んで進めていかなければならないというふうに思っていますので、せっかく上げた立派なプロジェクトの重点の目標、それが達成できないということになると、せっかく選んだ3つ、これが達成できないということになると、将来の総計に大分影響してくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど職員のプロジェクトについての考え方ちょっと伺っていないのですけれども、やはり住民がまず前に立つというよりも職員が本当に地域のあり方、生きざまをしっかりと捉えたことをまず踏まえて、それでそれぞれの課題に向けたプロジェクトチームをつくって進めていくべきではないのかなというふうに考えていますけれども、そのプロジェクトチームについての考え方について伺いたいと思います。それで終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 貴重な提言をいただ

いたというふうに思っております。今市長の答弁の中でもこのことをしっかり進めるという答弁があったと思いますけれども、それを推進する体制についても当然必要だと思っておりますので、まずは各部局そのものの体制が十分かという検討もあると思いますし、施策横断的にプロジェクトというところもあるというふうに思っておりますので、ここについては事業を進めるに当たって必要な体制について十分配慮をしまいたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 先ほどの高野議員の質疑の中にもありましたけれども、関連して幾つかお聞きいたします。

（2）の安心子育てプロジェクトですが、先ほど来議論が交わされている中では、安心して子供を産み育てることができる環境をつくるための重点プロジェクトというふうに捉えております。この環境を充実させるための分析については、具体的に基準値も示されておりますので、この数字の示すとおりだと思っておりますけれども、もう一度確認させていただきますが、基準値の38.3%が小学生の親御さんにとっては24.3%になっている。この低下をどのように分析されたのか、その分析の中身について一度お聞きしたいと思っております。

それから、2点目なのですが、成果指標、2年間で目標値を具体的にこの数値にするということを出しておりますので、この成果指標を見せていただきますと子育ては小学生までという受けとめ方もできるのかなというふうに思っています。この重点プロジェクト、2年間で目指すところの子育ては小学生までを想定してのプロジェクトとして受けとめることが妥当なのかどうか、子育てについて見解についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上2点、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 示しています指標の中で小学校が24.3%、低いという状況で、この2年間の中で10%上げるとことでありますけれども、25年度の調査ということで、例えば学校施設、南小が改築前であったり、児童クラブも今整備をしている途中でありますけれども、東地区にも設置をするという、そういうところができていなかったということで、やっぱり満足度というのは低かった部分があるのかなというふうに考えています。そういった面では、東小学校の開設であったり、南小学校の改築、さらには風連中央小学校については今実施設計に取りかかっているところですが、そういった施設整備も含めていきますと、満足度も今後上がっていくかというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 子育ての概念ということでありますけれども、ここでいう重点プロジェクトにつきましては就学前と小学生までということで集中的に取り組むということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） まず、基準値についてのことはお知らせいただいたこと、そういうところはおおよそ想像できるかなというところありますので、了解いたしましたけれども、アンケート調査について25年に行って、そしてこの基準値が示されて、そして分析がなされて目標値が設定された。そして、2年間でこの目標値が達成できるように基本計画の事業が組まれている。その2年間の取り組みの中で、既に東児童クラブですとか、学校の施設整備ですとか進められておりますので、この目標値に対して改善される希望を大きく持つところではありますけれども、

ハード面が充実したからソフト面もというところにとってそれが具体的な目標値になってくるのは、少し2年間という期間はどうかかなというふうに思っています。今回の総合計画の基本理念の大きな3つの理念のうちの一つ、人づくりの出発点がここにあるのかなというふうに思っていますので、この目標値の設定について具体的にどのような計画で目標値を設定されたのか、ハード面のこと以外のソフト面のところでの目標値の設定の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ハード面の話をさせていただきました。これは、ソフト面も含めて満足度を高めて、到達していきたいという思いであります。それが正式な分析結果に基づいての最終的な到達目標ではありませんけれども、これにつきましてはこの2年間に限らず、今後将来にわたってやっぱり満足度を上げていくという、そういったことが大切だというふうに考えているところであります。

基本目標の中にもありますけれども、ソフト面でいけば小中学校教育の充実の生きる力を育てる教育の推進の中では4つの基本事業を掲げております。そして、この中では知、徳、体、バランスのとれた子供たちを育てるということでもあります。学力状況調査であったり、体力調査、これ全国の指標について出されていますけれども、そういったものをしっかり統一基準でありますので、やっぱり目標を持って取り組むことが大事だというふうに思っています。学力だけでもだめだし、体力があるだけでもだめですので、先ほど言いましたようにバランスのとれた子供たちをいかに育てていくか、それも学校だけの取り組みでは大変難しいというふうに考えておりますので、研究所であったり、教育改善プロジェクトがつくっています家庭で取り組む7つのポイントを家庭と、さらには地域としっかり連携を図りながら取り組んでいくことが健やかな子供を育てることができるかと

いうふうに考えています。そういった連携した取り組みの中でいけば、保護者の方も子供の小学校に対する子育ての満足度も上がっていきたくらうというふうに思っているところであります。

また、社会教育では、体験であったり、触れ合いする事業を行いながら、学校だけではなくて学校間、地域を超えた子供たちと交流できる。その中で自立や自主性、そういったことを養うような事業も行いながら、地域全体で子供を育てる。そういった環境をつくって、その子供たちが将来名寄にとどまる方もいますし、名寄から出る方もいるかと思えますけれども、それぞれの場所で活躍できる、そういった子供たちを育てていく、そのことが一定的な満足度にも上がっていくかというふうに思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 教育委員会教育部長としての立場で御答弁いただいたと思っております。安心して子供を産み育てることができる環境、特に子供を育てる環境ということにつきましては、今丁寧な御答弁いただきました。その中身をしっかりと進めていただけたらと思っておりますし、そのことで目標値が達成の方向に近づいていくというふうに思っているのですが、それを受ければ余計に先ほどの子育ての概念について、この2年間の重点プロジェクトは2年間ということであるので、小学校までという概念をお示しいただいたとは思いますが、義務教育15歳まで、小中学校ということにかかわって、その概念についてどのような協議がなされて小学校までを想定されたのか、そのことについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来お話しさせていただいておりますように、まず人口減少に伴って子供、子育てということが非常に大きくクローズアップをされて、とりわけ就学前から小学校にかけてどういった子育てしやすい環境をつくって

くかということが直接出生率にもつながっていく問題であるし、ここを国のほうとしてもしっかりとしていくということでの子ども・子育て新制度の立ち上げがあって、それを受けて名寄市においても平成25年度末に名寄市版の子ども・子育て会議をつくってそれぞれ就学前、小学校、中学校もとったかな、アンケートを実施をして、今の課題を抽出をして、これはやっぱり喫緊の課題であるというふうな捉えをして、総合戦略にものせさせていただいて、まずはここを重点的にやることで子供、子育ての環境をしっかりとつくって、子供、子育てしやすい、それがしっかりと若い人たちの安心した定住につながっていくということでお示しをしたものでございます。その後の教育ということに対しても当然これ大事なことでありまして、人づくりということを経済計画の一つの大きな理念の柱にでもうたっておりますので、そこを決してないがしろにしているものではなくて、そこは継続的にしっかりと教育の分野でもお示しをしているところでありますけれども、今回の重点プロジェクトに関してはとりわけその人口減少の中でいかに喫緊の課題にしていかなければならないかというところをピックアップをさせていただいて、お示しをさせていただいているということでの戦略だということ御理解いただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 朝から今3人の議員からそれぞれ質の高い議論をしているなと思って、大変勉強になっておりますけれども、私も多少関連しますけれども、二、三お尋ねをしたいと思います。

答弁にもありましておおり、この3つの重点プロジェクトについての位置づけについては足らざるところもあるような気がいたしますけれども、とりわけ3つというふうにピックアップしたのは地方創生あるいは総合戦略絡みでという認識で受けとめているのですけれども、しかし大体主な基

本計画の事業、それぞれ市役所庁内全体をも横断的に関連する事業が基本目標にもこれまでも関連するものがほとんどなのですけれども、そこで特にこの3つを重点的にというところで、いずれもハード、ソフト含めて財源によるところが非常に大きいわけです。あるいは、先ほど佐々木議員が言ったようにいろいろイベントをたくさんやったり、政をやったりということでは、それを支える市民、市役所の、民間レベルの大きな力がないとこれは成り立たないという市長の答弁もあったような気がするのですが、国や道を含めての関連メニューを想定をしたものもかなりこの中にあるのですが、どうしてもそれは単独財源をそこに充てるということも当然出てくるわけですが、基本目標、これから基本目標の議論をしていくのですけれども、この後、重点プロジェクトとのいわゆる一般財源の活用の基本的な考え方について、1つまずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、今前段佐々木議員から触れたとおり、私もこのとおり目標は割と謙虚な目標だなと受けとめているのですが、遠慮しているのかなと、もっと高目の数字を2年間の中で力を入れてということかと思いましたが、その目標の定め方について、例えば経済元氣化プロジェクトでゼロが2、あるいは1件が2件というところあたりについてだとか、先ほど山崎議員なんかも言っておりましたけれども、意外と謙虚なのかなという感じがしているのですけれども、ハードルを低目にした、高目にしたという基準はそうないのでしょうか、そういう意気込みについて余り感じられないなという感じがしているので、お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

3点目は、一番どれを実行するにも佐々木議員が本当にいいところをついたなというふうにも、この重点プロジェクトが成功するかしないかという、最終的に市民判断がそこに出てくるのですけれども、総合計画全体の中では2年、その後総合



計画は8年ということになるのですけれども、構想的には。その後に尾を引くのか、本当にそこがばねになってエンジンになっていくのかということあたりは非常に重要な位置づけのまた2年だというふうに考えているのですが、成功に導くときにはもちろん市長なり市役所、あるいは市民や民間団体、関連する団体が文字どおりしっかりどう浸透して末広がりですそれを支えることができるかということあたりについては、例えば全国大会、スキーだとか、いろいろイベントもたくさん想定をされたりなんかするのですけれども、冬のスポーツでは。なかなか現状は本当に土日もない、休みもないということで、これもトータルとして段取りする人たちが高齢化をしているということなんかでは非常に不安感も、またそこに人材を育成あるいは後継者を育てていくということでいくとまだ重要な心配の種も残っているわけなのですが、それをどう具体的に展開をしながら、これは行くのだぞという気概が余り伝わってこないのですけれども、具体的な施策等についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、具体的なことで30ページのほうの基本目標にもありますけれども、国が特に求めている民間の活用なんかで指定管理者制度の活用やPFIの検討などについても2年間の中で新たなことを言っているのだらうと思うのですけれども、具体的なイメージが少し伝わるようにお聞かせをいただきたいというふうに思います。とりあえずそれです。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 私のほうから、まず最初の財源の関連するところがございますけれども、基本的には名寄市の財政これから非常に厳しくなるだらうというふうに考えております。交付税の話もありましたし、それから起債も適正に管理しなければならぬということでもあります。これに出ている基本計画事業を進めるに当たりましては、まず特定財源あるいは国、道、またほかの団体の

事業もございますので、そういった特定財源を掘り起こしていくということがまず大事かなと思っております。そうすることによって地方負担額が少しでも圧縮できると。その中で、次には一般財源をどういう形で投入するかということでありましてけれども、こちらにつきましても将来にわたってこれが実効性のあるもの、後から効果的にきいてくるもの、あるいは緊急の課題、まず段取りよくやらなければならない部分、そういうような優先順位があると思っておりますので、そこはしっかりと見据えながら進めなければならないと思っております。なかなかたくさん基本計画事業ありますので、特財の掘り起こしについてはいろいろな面から見なければならないかなと思っております。

それから、目標値の設定につきましてですけれども、低く設定しているということは考えておりません。ただ、高過ぎてもいけないということでもあります。あえて先ほどの質問の中にもございましたけれども、目標値を設定するということは行政側にとってハードルを1つ設けるということでもあります。ただ、我々の能力をはるかに超えたハードルだと、これはちょっと実効性がない。あくまでも実効性があるものか、少し手を伸ばして何とか達成できるのだらうというような、そういうようなコンセプトでこういった目標値を設定しているというところであります。

それから、それぞれこのプロジェクトを進めるに当たっていろんな関係団体の方の御協力なしにはこれ進まないものというような認識しているところであります。市の考え方を丁寧に説明していくことが大切かと思っておりますけれども、市民の、あるいは関係団体のところでこういったことがないとこれが進められないのだ、どこが団体にとってのハードルになるのだと。ここら辺が非常に大きな鍵になるかと思っております。質問前後して申しわけありませんけれども、それぞれの団体の中でかなり作業的にも繁忙期迎えていたり、それか

ら日々の業務に追われている団体もある。あるいは、高齢化に伴いましてなかなか役員がなり手がありませんとか、いろんな課題を抱えている団体があるということに認識しております。職員のほうとも相まって、ここが大きな課題、いかに団体の持っている課題を解決しながらこのプロジェクトを進めるか、これがプロジェクトを成功させる、させないの大きなポイントになるかと思っております。これは大事なところですので、それぞれの担当部局、それからこれは重点プロジェクトですので、横断的にやりますから、恐らく私どものほうでもリーダーとなる者を設定して、そして進めていかなければならないなと思っております。そういうものを含めて、この2年間の中で目標値を達成できるように頑張ってまいりたいと思います。

それから、済みません。1つ抜けておりました。PFI、公民連携の関係であります。こちらについて、特にこうだというのは今想定はしていませんけれども、町中、中心市街地の再開発等におきましても提言いただいているという事実がございます。これは、どのように進めるかというのは非常に大きな鍵であります。官民連携ということでありますので、官には官の強み、民には民の強みがあると思います。それが相まってということでありますから、いたずらにこれを用いてコスト圧縮だとか、そういうことではないと思います。それぞれの持ち分が専門性生かしながら、よりいいような形になるということで想定しております。特定の事業ということでは今のところございませんけれども、経済元気化プロジェクトの中でございますので、例えばですけれども、農産物の扱い等につきましてもこういうような官民連携ということは非常に大きな役割を果たすものではないかなと思っております。ちょっと具体的などころまでは申し述べることはできませんけれども、お互いの強みを生かしながら進めるということでの設定になっております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） まず、財源の関係です。副市長御答弁いただいたとおり、最優先はもちろん国等の財源をしっかりと特定財源を見つけ出してということでしょうから、そのためにもまた松岡参事監も名寄に来ていただいたのではないかなと思っておりますので、強く御期待申し上げておきたいと思いますが、いずれにしても一般財源かわり抜きでは重点というふうにつけるぐらいですから、一銭も出さないということではないのですが、お聞きしたいのは重点プロジェクト、そしてこの後審議で基本目標5つ、それぞれが個別事業想定をされるものは重要なものばかりで、この重点も基本目標もトータルとして私の認識は余力は入れているなということでの3大、あるいは総合戦略の中にこの3つを関連しているのだということでの理解はいくけれども、トータルどれもこれも重要なことだというふうに思っているのですが、やっぱり一般財源の使われ方について、重点だから他を制して重点に回すという基本的な考えがあるのかどうか、どれが正しいかどうかなんかはわかりませんが、どれだけ効果を出せるかという、また効果の判断もそこにあるのでしょうか、一般財源の基金もかなりしっかり丁寧に市民ニーズも見ながら、見て配分をしていかなければならぬということなのですから、その辺についてのめり張りをどのように考えているのか、改めてお聞きをしたいと思います。

目標値についてはわかりました。低くもなく、高くもなく、実効性が高まるようにということで、一般的なお答えですけれども、よろしいのかなというふうに思うのですが、市民の支え、民間の団体の支えについては、私これ一番重要なところで、大きな課題ではないかと思っております。スタッフがごこの作業、業種関係なく、非常に高齢化をしているということ、限界もある時期に来ているように話もいろいろ、スキーなんかでもたくさん大会来ることはみんな喜ぶけれども、それを実質的に雪の上でしばれる中で支えるというのは容易でな

いという声をどんどんいただくのですが、ちょっとこれからPFIの作業の中でそれをどうカバーしていくかということでは、かなりそういう面では職員に対する負荷というのも過剰なものが想定をされるような気がするの、今も現在も部課を超えながらイベントとか、まちのにぎわいづくりでは先頭になってやっていることについては目について、本当に敬意を表するのですが、この重点化に基づいて、先ほど答弁でいろいろ調整して時間休憩とりましたけれども、文字どおり部課を超えて来春この計画に基づいてプロジェクトが見えるようにということですから、既存の組織を抜本的に変えながら、スタッフを配置していくのかという人事の関係は直接私のところの管轄ではないですけれども、当然そういう連動したものになっていくのかなという、そういう基本的な考えといわゆる職員の心身ともに伴う過度なロードワークなどについても数年間国のいろんな制度、施策の変更が非常に激しくて現場も苦労も多いと思うのです。その中におけるさらに負荷をかけなければならぬという状態との関連性についてを改めてお聞かせをいただきたいと思います。

この2年間の中の限定つき、時限で重点的にやるということですが、国のかかわり、政治のかかわりとか政策のかかわりは全く無視できないというふうに思うのですけれども、それらについての関連性や展望について、特に財源の問題等についてももう少しさっきの1番目の関係について補足答弁をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 財源についてでありますけれども、重点プロジェクトのたてつけ自体は部局横断ということですので、そしてこの重点プロジェクトそのものが総合戦略のほうから連続性つくって出てきているということでもあります。もとをたどればまち・ひと・しごと創生総合戦略ということですので、いわゆる稼ぐ力

というのが1つ鍵になるかなと思っております。それで、特に経済元気化プロジェクトあたりはそのあたりを意識してということでもありますので、一般財源を投資して、それが将来稼ぐ力となつてはね返ってくるのかどうか、このあたりの設計も踏まえてよく見なければならぬなと思っております。

それと、この後であります個別のいろんな事業がありますけれども、これもどれも大事な事業でと言ってしまうとそれで終わってしまうことになってきますが、ここもある程度優先順位つけなければならぬというのが実情であります。これは、個別事業、それからこれから中期財政計画つくるわけですが、予算の制約というのはどうしても避けられない問題でありますので、そこをカバーするための手段として特定財源からのお話させていただきましたが、重点プロジェクトであるからまず最初の投資としてここにやるのだという考えでは今ありません。重点プロジェクトで一般財源投入するとしても、それは将来にわたってこういう効果があるのだという時間軸を見ながら重点プロジェクトをつくらなければならぬなと思っております。その一方で、実施計画の中ではそれが今の課題に対して緊急性のあるものなのかどうか、優先順位、ここはもうしっかり議論しなければならぬなと思っています。一般財源の投入については、ハーフハーフというか、五分五分とは言いませんけれども、それぞれコンセプトがありますので、それに従った形で十分ここは議論しなければならぬなと思っていますところであります。

それから、それぞれの団体が忙しいということと、それから市の職員も大分忙しくなっているところでもありますけれども、実情私も庁舎内夜残っておりますけれども、なかなか職員帰っていないという状況も見ております。国のほうの施策も変わる回数が割と頻繁になっている。特に2階の健康福祉部サイドあたりは法令解釈も難しく

なっておりますし、非常に難しい局面を迎えているなというふうに思っております。言いかえますと、国の施策が今後恐らく少子高齢化社会等に対応するような形も踏まえて、スピードがだんだん、だんだん早くなってくるというようなことを想定しているところであります。そうなりますと、職員のほうがどのぐらい頑張らなければならないのかというのは非常に大きな問題で、一番いいのはその変わっていく形に対応できるだけの研修制度できっちりと職員のほうに力つけていただくというのが一番いいのですけれども、なかなかこれもこれだけ変わっていて難しい状態であります。となりますと、専門的な見地からアドバイスをいただける人材ですとか、いろんな方法を考えなければならないと思っております。重点プロジェクト、これだけ横断的なものを構えて、しかもそれぞれの団体と協力しながら進めなければならないという、その面では非常に難度の高いものでもあるというふうに思っておりますので、これは職員のほうともどこが大事なのかというのをもう一つ議論させていただきながら進めなければならないなと思っております。ちょっと視点は変わりますけれども、やはり職員の能力をどういうふうに向上させていくのか、これはこれだからやれという形ではなくて、職員それぞれがこういうことなのだよねというビジョンを持っていただけるような、そういうような仕組みづくりも大事なのかなと思っておりますので、そういう形で進めさせていただきたいなと思っております。

それから、行きつ戻りつして申しわけございませんけれども、財源についてはやはり特定財源が鍵にはなりますので、これは国の、あるいは道、ほかの団体も含めて情報、これアンテナ高くしてやらなければならないと思っております。その上で一般財源をどこに投入するのがベストなのか、そのときだけでなく遠い将来、近い将来も踏まえて、これがこういうような回収、投資して回収という、ちょっと行政用語とは違いますけれども、

そういうような視点も持ちながら進めなければならないなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 任期の問題、先ほどからお話がありますけれども、総合戦略自体もこれは平成32年3月までの5カ年の計画ということなのですけれども、目指すべき目標は2035年、2040年の人口をどこまで持っていくかということで、その中で今5年間をどうしていくかということの戦略をつくって、こういうような流れで人口をできるだけ緩やかに歯どめをかけていきたいということであります。今回総合計画もそれにあわせて総合戦略を包含する形でこのプロジェクトも設置をさせていただいておりますけれども、市長の任期に合わせて前期計画を2年、そして4年、4年というふうにさせていただいたという経過もありまして、今回のこの計画は2年ということで、確かに短いという御指摘はあるかもしれませんが、しかし、これはだからこれが今後も重要だということであれば、次の中期の計画の中でもこの計画が当然継続されるものはされていくでしょうし、新たにこれ以上にもう少しこうしたほうが人口減少歯どめが、あるいは今の名寄市にとって大切なものだということであればそこにまた重点プロジェクトとして2年後に加わっていく可能性というのは当然あると思っておりますので、そこはまた改めてそのときの審議会、あるいはまた議会の議決も必要なので、その議論の中で新たな計画が取捨されていくということになろうかというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 人口要件の関係の推移、ここ2年、10年というよりも2035年、2040年という総合戦略あるいは地方創生の関係の考え方も出されましたけれども、私はこの2年なり総合計画10年の重みというのはそれ以降の先の話以上に非常に重要な時期だというふうに思っているのです。それは、皆さんもおっしゃっ

ているとおり超高齢化の域に達して下がり勾配になる時期、あるいは本当に安心して子供を産み育てることができるような環境をつくれるかというのは、この5年なり10年にかかっていると思うのです。そのスタートはこの2年だということなのですけれども、それだけにやっぱり少子高齢化に対する重点的な、政策的な考え方についてより鮮明にしていけない限り、その後のなだらかに落ちていくところはやむを得ないところなのですけれども、非常に大事な時期だというふうに思っていますので、それはしっかりやっていただくのですが、予算の配置の仕方については今副市長お答えいただいて、少し安心しましたけれども、もともと経常経費率八十数%から90%近いところであって、使える金というのはそんなに限られているのです、何ぼ加藤市長といえども。そして、この重点、少ない金を基本目標たくさんの事業、施策を置いて、ここに優先的にという判断はしていないということでもありますから、改めてもう一回市長の口からお答えをいただきたいと思うのです。

もう一つは、市長任期の関係で、これはA市長であろうとB市長であろうと一定程度拘束をされていくのですけれども、総合計画に。現加藤市長はあと1年半です。ちょうど10年といいながらも、任期に合わせたといいながらも、ある面では説明のつかない組み立てであることも間違いないですね。それは、継続してどなたがやるか、どのような人が選ばれるかというのはわかりませんが、その辺については小さな素朴な疑問なのですけれども、きのうの議論の中で少しやり忘れていた部分がありましたので、お答えいただきたいと思います。

ぜひもう一度松岡参事監、特定財源をとるだけに来たわけではないでしょうけれども、いわゆる名寄市の企画全体を扱われるということでは期待も物すごく大きい。私も期待をしておりますけれども、一般質問でも申し上げましたけれども。具体的にこんなことを、当面のこと、この一、二年

の中でこれは可能性があるぞという明るい話、話題があれば少しの間より時間たっていますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 予算の関係についてお話がありまして、まずは全ての政策において特定財源を確保する、あるいは有利な財源をしっかりと担保していくということはもう大前提でありまして、このことをしっかりとやるということは我々の、与えられた職員の責務だと思います。その中でこの重点プロジェクト、あるいはそれぞれの政策、重点プロジェクトだからといってここを優先的につけるということでは全くなくて、先ほど橋本副市長からお話あったとおり、より費用対効果を含めて効果的な施策をしっかりと財源を確保し、つけていくということに尽きるのだろうというふうに思います。そのような形の中で具体的には予算査定の中で政策の優先順位をつけていくことになろうかというふうに思います。

市長任期連動の考え方について、改めてお話がありましたので、これ私ということではなくて、私のこと嫌いな人もいっぱいいるだろうから、そういうふうになるとちょっと語弊があると思うので、例えばやっぱりいろんな人が市長をやっている、この政策ではだめだということで新たな市長さんが出てきて、選挙を戦ってその方がなるとすると。そのときに政策を打ち立てていくわけだろうし、その政策は場合によっては基本計画の概念に抵触するような、抵触するというか、概念を変えていかなければならないような施策もあるのかもしれない。そこは1年間なので、任期からずらして1年間議論をする期間を設けて、打ち立ててきた公約なり施策がどのようなものなのかというのは、当然これはまた総合計画の市民委員会を立ち上げるわけですから、その中で皆さんに改めて御議論いただいて、しかも議会議決なわけです。議会議決をするわけだから、そういうしっかりとした手続を踏んで行っていくと、こういうことにな

るのです。今回地方自治法の中で総合計画の義務がなぜ外れたかというのは、これは総合計画の形骸化があったわけです。これは、総合計画といたしながらも予算に関係のないところでべたっと張りついているのではないかと。このことに対して国は提言をして、しかし議会とかでそれぞれの地域で総合計画のあり方についてよく議論して、その中でつくるものに関してはやぶさかでない、こういう話でありまして、そこはより市民の皆さんにわかりやすい、機動的な、また実効性の高い総合計画にしていくというためには、私はやはりここは任期を連動させていくことが市民の皆さんにわかりやすい計画になるのではないかとということで改めて提案させていただいているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 何か明るい話題をという御指名がありましたので、1点申し上げますと、御承知のとおり昨日国のほうでは第2次の補正予算の審議が終わりまして、成立をしております。報道等で余り予算の中身の報道はなかったのかなと思いますけれども、1つ地方創生関係で重要なものといしましては、地方創生の拠点の整備交付金ということで900億円、これまではソフトが中心でしたけれども、ハードの交付金が成立をしております。これは、非常に画期的なといいますか、最初に報道が7月末か8月の頭ごろに出たときに本当かと確認したときに、これはもう本当にやると。調整も済んでいるということでしたので、その辺からちょっと中身の精査ですとか、検討は始めてもらっていますけれども、今後予算が通りましたので、交付要綱が出てきまして、申請という流れに行くと思いますけれども、ここで何か当然地方創生絡みで名寄市においても申請をして、採択されればこれは貴重な特定の財源となりますし、そしてハードは今回で恐らく最後ではないと言われておりますけれども、当初予算の要求でもまた従来型の地方創生の交付金、だんだん

制度要件の緩和ですとか、改善はこの1年、2年状況を見てされていくとは思いますが、引き続きそういうものを持っていきますということで、明るいといいますか、1つそういうトピックがあるということと今後とも息の長い話として地方創生、だんだんと取り上げられる濃度なんかは変わってくるかもしれませんが、引き続きこうやって国としても取り組んでいるということです、私としましても今の立場からそういった情報ですとか、あるいは制度を見て財源の確保といいますか、名寄市にとって必要なものを実現するために何ができるかということをしっかり考えていながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で重点プロジェクトについての質疑を終結いたします。

次に、基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりについて審査いたします。

説明を求めます。

白田総務部長。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） それでは、基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりについて概要を御説明申し上げます。

別紙計画書案の33ページから50ページにかけての記載となつてございます。初めに、33ページをお開きいただきたいと思います。ここでは基本目標Ⅰの施策の体系を示してございまして、7つの主要施策、19の基本事業により基本目標の推進を図るものでございます。また、34ページ以降具体の記述を行っておりますが、基本目標ごとにそれぞれ現状と課題、基本的な方向性、実現の方策の3つの項目で構成をしております。

まず、34ページから36ページにかけての主要施策1、市民主体のまちづくりの推進では、1、

市民参画と協働の促進、2、コミュニティー活動の推進、3、広報・広聴活動の充実と情報公開の3つの基本事業を推進いたします。

基本事業1の市民参画と協働の促進では、自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりの必要性などから自治基本条例の普及啓発やパブリックコメントを推進するほか、対話型議論の推進や人材育成などを図ります。また、町内会を初め地域コミュニティーを確立するため、地域連絡協議会の活動を基本に協働のまちづくりを進めてまいります。

2のコミュニティー活動の推進では、町内会の役割とさまざまな課題を抱える現状などから、その基盤となる町内会及び地域連絡協議会の支援を通じまして、地域特性を踏まえたまちづくりの推進を図ってまいります。

3の広報・広聴活動の充実と情報公開では、市民との情報共有が求められておりますことから、広報紙やインターネットによる積極的な情報提供や情報公開による市民との情報共有を図るとともに、個人情報などの保護に必要な措置を講じ、適正な運用に努めてまいります。

次に、37ページ、38ページの主要施策の2、人権尊重と男女共同参画社会の形成では、1、人権教育・啓発活動の推進、2、男女共同参画社会の推進の2つの基本事業を推進してまいります。

基本事業1の人権教育・啓発活動の推進では、高齢者などにかかわる痛ましい事故が多発していることから、人権問題に適切に対応できる相談体制を支援するとともに、学校教育や社会教育の中で人権啓発活動を進めてまいります。

2の男女共同参画社会の推進では、男女共同参画推進条例の施行などから意識啓発やポジティブアクションなど女性活躍を推進するために暴力やセクシャルハラスメントなどの被害者を支援するため、相談、支援などの取り組みを推進してまいります。

次に、39ページ、40ページの主要施策の3、

情報化の推進では、1、各種システムの安定維持と機能向上、2、情報通信基盤の利活用の2つの基本事業を推進してまいります。

基本事業1の各種システムの安定維持と機能向上では、ICTによる行政サービスの充実が図られる一方で、新たな問題が発生していることなどから、システム機器の定期的な更新による安定稼働と利便性向上に努めるとともに、セキュリティ強化を進めてまいります。

2の情報推進基盤の利活用では、市が所有する光ケーブルを活用した公共施設のワイファイなどの体制整備について検討を行います。

次に、41ページ、42ページの主要施策4、交流活動の推進では、1、国内交流の推進、2、国際交流の推進、3、移住の推進の3つの基本事業を推進してまいります。

基本事業1の国内交流の推進では、この間推進してきた山形県鶴岡市や東京都杉並区との交流について一層の活動推進に向けて支援を行うとともに、ふるさと会については市民との交流推進、会員拡大など側面的支援を行います。

2の国際交流の推進では、カワーサレイクス市リンゼイとドーリンスク市との交流について一層の推進に向け側面的支援を行うとともに、平成25年度から推進しております台湾交流につきましては官民一体となり交流活動の推進に努めてまいります。

3の移住の推進では、情報発信などの取り組み発展と魅力的な体制整備が必要であることから、関係機関とのネットワークを活用した情報発信やお試し移住住宅の整備、住まい探しのサポートなど受け入れ態勢の強化に努めてまいります。

次に、43ページ、44ページの主要施策5、広域行政の推進では、1、圏域市町村との連携の推進、2、交流自治体等との連携の推進の2つの基本事業を推進してまいります。

基本事業1の圏域市町村との連携の推進では、定住自立圏の中心市としてさらなる連携が求めら

れておりますことから、引き続き医療などの連携を継続するとともに、新たな取り組みを推進してまいります。

2の交流自治体等との連携の推進では、杉並区を初め都市部と地方の自治体が連携を進め、それぞれが抱える特有の課題を解決することが必要でありますことから、連携事業の拡大に努めてまいります。

次に、45ページから47ページにかけての主要施策6、健全な財政運営では、1、財政の健全性の確保、2、財政運営の効率化の2つの基本事業を推進することとし、あわせて記述をさせていただきました。

ここでは、国の財政状況や地方交付税の動向など、今後も厳しい財政状況が想定されますことから、自主財源の確保に努めるほか、適切な事業の選択や基金及び公債費の適正管理による持続可能な財政運営を目指すとともに、わかりやすい財政情報の公表と見える化を推進してまいります。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設などの計画的な管理を推進してまいります。

最後に、48ページから50ページにかけての主要施策7、効率的な行政運営では、1、計画行政の推進、2、職員の人材確保と定員管理、3、職員の能力向上、4、公民連携の推進、5、わかりやすい市役所づくりの5つの基本事業を推進してまいります。

基本事業1の計画行政の推進では、総合計画の実効性を高め、効率的で効果的な行政運営を図るため、行政評価を取り入れたPDCAサイクルによる実施計画の見直しやKPIの検証による総合戦略の事業見直しを行ってまいります。

2の職員の人材確保と定員管理では、効果、効率的な行政サービスの提供には優秀な人材確保と適正な定員管理、人員配置が必要なことから、社会人も含めた優秀な人材確保に努めるとともに、行財政改革推進計画に基づく組織機構、定員管理を進めてまいります。

また、3の職員の能力向上では、行政課題が複雑、高度化する中、計画的に研修機会を確保することで市民ニーズに対応できる職員の能力を養成してまいります。

4の公民連携の推進では、民間活力の導入として指定管理者制度の活用と検証のほか、PFIなどの手法についても検討を行います。

5のわかりやすい市役所づくりでは、名寄、風連庁舎とも大規模改修は終了しているものの、利用しやすい庁舎づくりに取り組む必要があることから、事務手続の簡素化や利便性向上を図り、わかりやすい市役所づくりを進めるとともに、災害時における業務継続の方法を検討してまいります。また、庁舎のあり方については、近隣市を参考に調査研究を進めてまいります。

以上、基本目標Iの概要説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） 今基本目標のIの説明をいただきました。その中で1番の市民参画と協働の促進、それから4番の交流活動の推進、この2点の今後の進め方についてお聞きをしたいというふうに思います。

基本計画の中には、基本構想、特にこの中には基本構想の3番目にあります大切にしたいまちづくり、これが大きな基本になっているのかなというふうに思います。その中の1点目に冬に強く寒さを生かした利雪・親雪のまちづくりに向けた考え方ということで、利雪・親雪の理念、取り組みを広げ、未来へと継承しながら名寄らしいまちづくりを進めていくというふうに書かれております。名寄市には、名寄の冬を楽しく暮らす条例、これが制定をされております。平成元年には、北海道利雪・親雪モデル都市にも指定をされております。利雪・親雪に関しては、基本目標、このほかにIV



だとかVだとかいろんな部分があり、あえてこのIの中で質疑をさせていただきたいというふうに思います。ここに書かれております大切にしたいまちづくりの中で、利雪・親雪の理念、これについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それと、市民と行政が連携しながら、具体的には多くの事業が推進されてきたと思うのですが、この利雪・親雪の取り組みに関して第1次総合計画での評価をどういうふうに捉まえて、第2次総計ではどういうふうな力を入れて進めているかとされているのか、この点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 利雪・親雪に関してということで御質問いただきました。きのうの総括質疑の中でも一部触れさせていただきましたけれども、名寄市の地域特性あるいは自然環境がございまして。これは、冬の期間が長いという部分がございまして。ただ、ここをマイナスの思考で考えるのではなくて、逆手にとってというか、活用しながら冬を楽しく皆さんで暮らしましょうと。それは、行政だけということではなくて、市民の皆さん一人一人がこの冬を楽しいものと過ごせるといふ、そういう理念のもとにこの条例が進んだということでもあります。経過については、今議員からありましたように道のモデル指定などもいただきながら、この間旧名寄市の時代から含めて進めてきたということでもあります。

私どもの今回考えているのは、1次計画にも増して2次計画の中ではこの利雪・親雪を進めていきたいという考え方でありまして、きのうの中でもお話しさせていただいたように、行政の中でも特定箇所の取り組みということだけではなくて、市内の至る部署の中でやっぱりこの利雪・親雪というのを意識しながら、各事業を進めていただきたいなという思いもあります。もう一点は、既に多くの場面で市民の皆さん個人で、あるいは団体でこの利雪・親雪の考えに基づいた取り組みをい

ただいておりますけれども、これをさらにぜひ進めていただきたいなという考え方を持っているということでもあります。

それと、1次計画の中での検証としますと、今後私ども率直に反省している部分がありますが、少しPRが下手だったかなと思います。民間の方もそれぞれ取り組みされています。行政の中でも実は各部局でこの利雪・親雪にかかわる取り組みというのはさまざま取り組まれているわけですが、なかなかそれを利雪・親雪の取り組みとして、名寄市の特有の取り組みだとしての見せ方といたしますか、PRの仕方が少し下手だったというふうに思っておりますので、ここは今内部組織ございましてけれども、ここもメンバーの入れかえ含めて実施をさせていただいているところでありまして、それらの取り組み、先ほど言った各職場に利雪・親雪の意義を改めて周知をさせていただくとともに、それらの関係する取り組みを取りまとめて、名寄市の利雪・親雪、こんなに取り組みがあるのだぞという見せ方について2次計画の中で工夫をしながら、取り組みをそれぞれ推進してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 答弁、今白田部長のほうからPR不足というふうなことで、自分も改めて名寄市の利雪・親雪、どういう事業が進められているのかというふうなことで調べてみました。これも利雪・親雪の事業なのかなと。改めて見ると、快適な生活空間の推進ということでは融雪施設の資金の貸し付け、排雪ダンプの助成、除雪ボランティア、冬期間に配慮した公園整備、また冬に強い住宅の普及促進、断熱小学校、北方型住宅、防寒バス停の整備、サンピラー館の建設、それから冬に強い生活文化の推進、冬のスポーツ、レクリエーション、イベントと。見てみると、いろんな市民の皆さんと協働の中で進めている事業が、こんなに利雪・親雪の中の事業があるのかなというふうに思いました。その中で今PR不足という

お話があったのですけれども、私はこの中で何を話をさせていただきたいのかというのは、やっぱり情報の発信、これ非常に今情報化社会でインターネットだとか、スマートフォンだとか、いろんなところでも情報は持っている人は見ることができます。ただ、きのうからもお話出ているように、名寄市は65歳以上が31.03というふうなことで、正直その媒体で見られる人はいいのですけれども、多くの人が今後またさらにそういう媒体でなくて違うもので、きのう総合戦略のダイジェスト版というお話がありましたけれども、やはりこういうふうな情報をその時々に合わせてタイムリーに、適時にある面ではきちっと全体が見れる媒体、そういうもので情報発信をしていただくというふうなことをすることによって、さらに市民との連携なり協働が得られると思いますので、その辺を含めて再度お聞きをして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員の言われるところだと思います。先ほど申し上げた庁内の組織、見直しをしているということで話をさせていただきましたが、ここは庁内に係る意思を伝える部分もあるのですけれども、実は庁内における利雪・親雪の取り組み、これの情報を一元化というか、取りまとめられるシステムにもなるだろうというふうな思っております。それらについてどうPRというか、市民も含めてのPRということでありますけれども、どういう形で周知をするのがいいのか、ここは当然ホームページや何かについて考えておりましたけれども、過去にはたしかこのぐらゐの冊子にまとめて、利雪・親雪にかかわるいろんな取り組みについて、こんな取り組みもありますよという紹介した冊子なんかもまとめたのは私見たことがございます。どのような形で市民の皆さんあるいは市外も含めて周知をしたらいいかについては、少し時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに思いますが、そういっ

た取り組みについては今後進めてまいりたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点か確認をさせていただきたいと思います。なかなか読み取れない部分もあるのかなというふうに思いますので、お願いします。

まず、34ページですが、きのうもお尋ねしました。やっぱり基本的な方向性の2項目めに市民が中心となってまちづくりを進めるためにさまざまな施策の計画、実施、評価云々、積極的な市民参加を促しますというふうになっておりますが、市民参加を積極的に促していく、このところを改めてこの意味をお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、35ページなのですが、コミュニティ活動の推進の現状と課題の中で、3項目め、しかしのところ、地域コミュニティ活動の支障となる課題の把握と解消に努めというふうにかかれております。この課題については町内会加入率の低下や担い手不足という、上段にかかれておりますけれども、そのほかにどのようなことを考えられ、そしてどのように把握をし、解消に努めていくのか、この部分をお知らせをさせていただきたいと思います。

それからあと、38ページの男女共同参画社会の推進の項なのですが、実現の方策の中に配偶者などからの暴力というようなことが出されていて、書かれていて、被害者を支援するためというふうな記述になっています。前回一般質問の中でちょっと取り上げられなかったのですが、今総務省のところでは11月12日から11月25日の2週間、女性に対する暴力をなくす運動ということで実施をするということで、11月25日はその撤廃国際日ということになっているのですが、こうしたことへの取り組みの考え方についてお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、39ページになりますが、各種シス

テムの安定維持と機能向上の中で、個人情報保護、情報漏えい防止のためのセキュリティシステム構築云々とあります。時代の潮流の中にも書かれてありました保護対策の徹底、情報管理への適切な対応、より一層重要となってくるというふうになっているのですが、今マイナンバー制度のことも含めて非常に個人情報の保護が求められているかなというふうに思うのですが、その部分で機能強化を図るといふように書かれていますが、どのように進めようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、基本的な方向性ということで、行政システムの有効活用による市民の利便性向上に努めると。どのような利便性を考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

最後になるのですが、49ページの公民連携の推進、先ほども熊谷議員とのやりとりの中で見えてきた部分もあるかなというふうに思うのですが、基本的な方向性の中で民間活力を積極的に導入して、そして質の高い行政サービスの提供、これ全く違うものが一緒に、PFIを想定しているのかなというふうには思うのですけれども、ここの考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 5点御質問いただいたかというふうに思います。まず、1点目の市民参加を促すの考え方でございます。きのうの御質問の中でもありました。ここは、自治基本条例も定め、市民との協働のまちづくりを進めるということですので、市民の皆さんに参加いただくということも非常に重要な観点だというふうに思っていますし、ある意味では条例を定めたということで、そこに向かって行政も市民の皆さんもともに歩みを進めていく必要があるだろうということですので。参加についてきのうも申し上げたように、私どもは参加をいただける条件をできるだけ丁寧につくっていきなというふうに思っています。ただ、そこに実際に参加する市民

の皆さんは、ここはやっぱり市民の皆さんの意思で参加をすることだと思いますので、私どものほうからそこに対しての強制ということではなくて、いろんな情報提供をさせていただく中で、あるいは参加する機会を設ける中で市民の皆さんに自然発生的にという言葉は適切かどうかわかりませんが、みずからの考えの中で参加をいただけるということも期待しながら、促すという言葉を使わせていただいたということですので、御理解をいただければと思います。

2つ目のコミュニティー活動の支障についてということでもあります。ここは、この間もアンケートをとらせていただいたり、あるいは町内会連合会の役員の皆さんを含めていろんなお話をさせていただいております。議員が言われますように、高齢化に伴う、あるいは役員の担い手がないのだということもありますし、会員の加入率、町内会の加入率が低いということもあります。あるいは、活動が多岐にわたっているのだということもあるでしょうし、さまざまな課題があるのだというふうに思っています。なかなかこれは行政だけで解決できるものではないと思っておりますので、ここは町内会連合会を中心としながら、相談をしながら、それぞれ役割分担しながら進めさせていただければというふうに思っています。

次に、男女共同参画の関係であります。ここにつきましても、既に条例を施行させていただいて、今現在は推進計画をつくっているところであります。この中で具体的なものについては改めてお示しをさせていただきたいというふうに思っています。現状の取り組みの中でいくと、男女共同参画の週間があります。そのときに市としてもパネル展示などをさせていただいているものがありますので、国や、あるいは道との連動した取り組みについても広報活動として、あるいは啓発活動としては有効だと思いますので、今提言いただいた部分も含めて今後の活動の検討をさせていただければなというふうに思っています。

次に、個人情報のところについていただきました。情報化が進む一方で、個人情報の保護については極めて大切な問題だというふうに思います。さきにも条例改正をさせていただきまして、特定個人情報というところも含めて条例改正などをさせていただいたものであります。ここについては、2つの視点での取り組みが必要だろうというふうに思っています。1つは、システムの的というか、ハード的な部分での整備が必要だろうというふうに思っていますので、ここは記載しているようにシステムの更新あるいは機器も含めての更新を適切にしていくことが1つでありますし、そういう個人情報に対する攻撃がありますので、それに対する対策、ソフト関係でありますけれども、そういったものの導入も適宜していく必要があるだろうということでもあります。今は、これはちょっと今年度既に取り組んでいる部分でありますけれども、一番恐ろしいのはインターネットと個人情報がつながるということでありまして、今これは庁内の中で予算も議決いただきまして、物理的に個人情報のところとインターネット回線については別回線で、回線を結ばないという作業もさせていただいたところでもありますので、ここは適宜いろんな手だてが出てくると思いますので、そういったものを活用しながらシステムのところについては改善をしていきたいなというふうに思っています。

それと、もう一つ大切なのは、そのシステムを扱う人の研修が非常に大切だと思っています。ここは、庁内でも橋本副市長が頂点となって会議を設けておりますし、各部局でも管理者がしっかりとシステムを管理し、情報を管理して取り組んでいくことが必要だと思いますので、職員研修もあわせてしっかりと取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

公民連携のところについてであります。民間活力と質の高いサービスということでもあります。我々が考えている民間活力というのは、決して安け

ればいいということの視点だけではやっておりません。効率的にサービスが提供されるということも一方で重要でありますけれども、民間活力によって質の高いサービスを求めるということも必要だというふうに思っておりますので、この両方あわせたという意味で今回記述をさせていただいております。当然民間になじまない事業、取り組みもあると思いますが、それは行政の中でしっかりとやり、しかし民間にお任せをしたほうが効率的で、かつ市民の皆さんにとっても有益なものについてはその導入に向けての検討を進めさせていただいて、そのような考えであるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 女性に対する暴力をなくす運動のところは、やはり国が取り組んで、これは平成13年から取り組んでいるということで、名寄市としてもぜひ取り組んでいただきたいなというふうに、個別で申しわけないのですが、お願いをしたいと思います。

あと、情報漏えいの問題、個人情報の保護の問題ですが、やはり今部長のお話があったように、そこを担う人の研修、ここを本当に必要だなど、重要だというふうに思っています。情報を流さないことももちろんそうなのですが、そこに対する考え方、市民の情報を全て把握しているのだという考え方のところも私は重要なことというふうに思っています。ある市民の方から声がありました。私のことは全部知られているのだろうかという不安です。その不安を抱かせない取り組みが今後非常に必要になってくるというふうに思っていますので、ぜひともそのことも含めてこの取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それから、最後にありました民間活力を積極的に、いいところは活用しながらということも理解をするのですが、しかし民間活力というのは営利を目的にするということも含めると、やっぱり質の高い行政サービスとつながるのかという

不安も生まれてくるわけです。この部分について再度お考えをお聞かせいただいで、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） まず、情報の関係でありますけれども、端的に申しましてハードとソフトというところから私ども出発しますけれども、よくよくなぜ個人情報漏えいしてはいけないのか、慎重に取り扱わなければいけないのか、その視点は出発の前提として必要であります。これらはあらかじめまた研修を通じて、あるいは機会に触れて職員のほうに周知徹底を図っていきたいと思います。これがないと何事も情報漏えいには始まらないと思っておりますので、引き続きやっていきたく思っております。

それから、民間活力の導入につきましてですけれども、これはさきの総務部長の答弁のとおり安ければいいのだという考えではございません。民間のほうにおきましては、営利事業ということもありますので、その分の担保もしなければならぬということがありますので、非常に意味難しい課題ではあります。ただ、行政のサービスを多様な担い手でいくことによって、さらに効果が高まるという場合もあるかと思っております。ただ、そこに踏み切るまでにはいろんな検証が必要ですし、した後もそれどうなのだろうという検証が必ず必要になってくると思っております。指定管理者制度も始まってかなり年数たちますけれども、それがなじむのかどうかというお話も多少出てきております。官民連携という形は、これから行政進めていく上では必ず出てくる視点でありますけれども、踏み切るところ、あるいはここは大事だよというところにつきましては必ず適切な検証が必要だと考えておりますので、そのハードルをクリアしながら民間活力の導入についてはやる、やらないというのは決定していきたく、こんなふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、4点ほど

お聞きをしておきたいというふうに思います。

まず、市民主体のまちづくりの推進、35ページから36ページにかかわってでありますけれども、コミュニティ活動の推進の基本的な方向性の中に既存の地域コミュニティのあり方を検討し、市民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくり、また同じく実現の方策の中では地域連絡協議会にかかわって、財政支援、組織の役割明確化ということに加えて行政からの有効な人的支援の検討とありますが、このイメージをお知らせをいただきたいと思っております。

次に、各種システムの安全維持の機能向上、実現の方策の中で、39ページですけれども、各種証明書を市役所以外でも取得できる環境についての研究というふうにありますけれども、その見通しについてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、国際交流の推進、42ページの実現の方策の中で、カワーサレイクス市リンゼイ地区とドーリンスク市は側面的支援、一方台湾は官民一体となり、人的交流を中心にした交流活動の推進、要するに官民一体。一方は側面支援、片方は官民一体ということをやっているのです。この差異についてどういうふうに解釈すればいいのかお教えをいただきたいと思っております。

最後に、50ページ、わかりやすい市役所づくり、実現の方策の中で、庁舎のあり方について近隣市の状況を参考にしながら調査研究を進めるという意味について教えていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、1点目いただきました地域コミュニティあるいは市民主体のまちづくりにかかわるところの部分であります。既存組織を含めてということではありますが、ここについては私どもがイメージしているところの御質問でしたので、1つは町内会の活動をしっかりとサポートしていきたくというのがあります。もう一つは、この間申し上げているように町内会もさまざまな課題を抱えていますので、その課題に

対する対応も必要だと思いますけれども、単一町内会では対応できないものについては地域連絡協議会があると思いますし、きのうのやりとりの中でもありましたけれども、地域連絡協議会が成熟をする中で、当初合併当時に掲げていた地域自治区の姿もそこに移る、展望できるという可能性もあるということで考えていますので、当面は町内会と地域連絡協議会の2本立てというか、そこを補完するような形で進めていくという、そんなイメージをしております。

今回この地域コミュニティーを進めるという、ここが2次計画の一つの大きな課題だろうという、その対応の一つの象徴的な記載として、職員派遣についても検討したいのだというところがあります。これは、この間各議員のほうからも御提案いただいておりますけれども、地域だけではなかなか、例えば地域連絡のあり方を含めて明確にできないという面がありました。あるいは、そこには行政の職員のサポートも必要ではないかということでもいただきましたので、どういう形の職員サポートがいいのかについてもありますし、どこまで踏み込んでいいのかというのでもありますので、具体的な中身については今後地域とも協議をさせていただきながらということになると思いますが、そういった地域連絡協議会等への職員派遣についても一定程度視野に入れながら、今後地域とのかかわりを持っていきたいという、そういったところをあらわさせていただいたということでもあります。

もう一つは、情報化にかかわるところであります。役所以外での証明書等の発行についてということでもあります。この実現性ということでもあります。これについては、他の自治体で既に取り組んでいるところもございます。ここについては、まさにこれから調査をさせていただきたいなというふうに考えておりますけれども、1つは先ほど御質問いただきましたけれども、情報をしっかりと保護できるのかという観点もありますし、庁舎外

ということではありますが、それに係る経費等についても当然考えなければいけないことでもありますので、これらあわせてこれから検討させていただきたいということでもありますので、ここについては少し時間をいただければというふうに考えています。

最後に、庁舎の関係についてであります。ここにつきましては2次計画の中で庁舎のあり方について調査検討を進めさせていただきたいということでもあります。当然庁舎でありますので、市内での、あるいは庁内での議論というのが中心になるというのはこれはもとよりでありますけれども、近隣の市の取り組みなんかもありますので、そこについては参考とさせていただければということでも記載をさせていただいたということでもあります。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 国際交流の関係で、実現の方策の中でリンゼイとドーリングスにつきましてはこの間長い歴史の中で相互の人的交流を中心に進めてきたという経緯でございます。台湾の関係につきましては、この間東アジアの部分も含めて少し経済的視点も持ってということでも考えておまして、民間のほうでも農作物の輸入などを含めて今取り組んでいるのもございます。直接そういったことも含めて少し経済的視点で考えていけないかということでもこのような表現になっているということです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 庁舎のあり方について、部長のほうから答弁がありました。近隣市の状況を参考にしながら言うけれども、既にこの中で名寄市庁舎の課題を言っているわけでしょう。1つは老朽化、1つは耐震不足、1つは災害対策としての機能確保、1つは市民、来庁者、職員などの施設利用者の安全確保、これらが課題になっていると明らかになっているのに近隣の状況を参

考にしながら調査を進めるといのは、10年間、近隣でいえば土別市はもう建て直すと決めているわけです。旭川もその方向に向かっている。だから、何を意味しているのかというのがわからない。名寄市の課題は、いずれもこの4つというのは緊急の課題です。特に耐震構造という、ここにいる職員あるいは来訪者、市民、いざというときにはもたない状況になっているということが明らかにわかっているところで、近隣市の状況を参考にしながら調査研究を進めますというのはいはり後ろ向きと言わざるを得ないし、今回の総合計画では特に基本計画の中で多いのはこういう検討だとか研究だとか、それはそうなのです。ただ、課題としてはしっかり受けとめて、早急に判断を出すような方策があってもいいと思いますけれども、改めて御答弁をいただきたいと思います。

国際交流については、確かに川田部長がおっしゃるとおりかもしれません。でも、これはリンゼイもそうです。ドーリンスクもそうです。もともとは、やっぱり経済交流をしたいというところからスタートをして、リンゼイはそういうふうになっていますが、ドーリンスクは経済交流をしたいということでやってきたはずでありますので、ここにきてこの2つだけは長い歴史を持って民間団体も立ち上がっていますけれども、側面的支援。片方は官民一体となってというのが今までリンゼイの友好委員会をやってきた方、あるいはドーリンスクの友好委員会を務めてきた方、本当にこういう国際交流にあってこういう差異をつくるというのは、国際交流都市の名寄市として理想的な文章と言えるのかということ、私はやっぱりちょっと解せない感じがするので、改めて御答弁をいただきたいと思います。

各種証明書の関係は、研究はいいのですけれども、きのうから議論しているように名寄は65歳以上の高齢化社会が、一定程度超高齢社会になっている状況からいって、やはり市民の人の利便性をどう高めるかというのが喫緊の課題だというふ

うに私は思います。理由はいろいろあるでしょうけれども、もう既に実施している市町村、デパートでやっていたり、コンビニでやっていたり、いろんなことがあると思いますので、これは研究ということに先送りするのではなくて、私はしっかりやっぱり実現を目指すというふうな考え方を持っていて実施計画に臨まれるほうがいいような考えしますので、改めて御発言をいただきたいと思います。

コミュニティーについては、既存の地域コミュニティーのあり方を検討していく、町内会や地域連絡協議会、ここで言っているのは地域を支えていく仕組みづくりと言っているのです。町内会と地域連絡協議会は仕組みづくりとかないのです、もうできているのですから。活動しているのです。ここで言っている仕組みづくりというのは、新たなものをつくるという意味を込めて言っているのかということなのです。そこまで入ってきているのかということと行政からの有効な人的支援の検討については担当制はある。これは、旧名寄市ではずっと言われてきたのは地域担当制を設けたらどうだ。もう地域は高齢化をしているので、それぞれの町内会に担当職員を置いて、例えば住民票なりをとるときに御協力できるような地域担当制をつくったらどうだというのは、過去15年、20年ほど前から検討してきているのですけれども、ここにつながるものなのか、今回はあくまでも地域連絡協議会だけの行政からの有効な人的支援の検討ということなのか、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、庁舎の部分でありますけれども、近隣市を参考にということでありますけれども、課題については今議員が言われたように老朽化等も含めて明らかになっているものがあります。ここでの進め方については、議論の進め方含めて近隣市の取り組みなどを参考にさせていただきたいということでもあります。それ

は、決してこの庁舎議論をするときには庁内だけの議論ではとどまらないということであり、特に合併市でありますので、いろいろなデリケートな部分もあると思っておりますので、そういったところも含めて、どういった進め方がいいのかも含めて参考にさせていただきたいと思っております。議論は、あくまでも市内での議論が主体的になるということについてはぜひ御理解をいただければというふうに思います。

それと、庁舎以外での証明書の発行等についてというところについてであります。ここについては御意見をいただきましたので、そこについては受けとめさせていただきたいと思っておりますが、まずは調査研究が必要だろうと思っておりますので、この2次計画、前期2年の中でまずは調査研究に着手をさせていただきたいという考えでありますので、ぜひ御理解を賜ればというふうに思っています。

それと、コミュニティの関係についてです。これは、町内会等も含めても、町内会の中でも御意見の中には既存の町内会が果たして範囲がいいのかというような議論も行われている部分もあると思っておりますし、地域連絡協議会も例えばさらに高みを目指すとする、現在の構成だけでいいのかという議論、そこに入っている方がどちらかという現状町内会の代表の方で構成していることが多いのですが、当然地域にはそれ以外のさまざまな団体もありますので、そういった方たちも含めての構成というのは改めて必要かどうかというところについての検討も必要だと思っておりますので、そういったところも含めて、なかなか町内会、地域連絡協議会に新たな組織をつくるということは混乱を招くことだと思いますけれども、既存のコミュニティについてもやはりあり方についての一定の研究あるいは検討も必要かという意味で書かせていただいたということでぜひ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、カナダリンゼイやドーリンスクというのは、姉妹都市の友好委員会の中で自主的に民間の方々が集まっていたいて、基本的事業はこの中で一定固まっていると。その中で民間の方々が自主的にいろんな取り組みを検討をしていただいて、取り進めていただいているという中身でございます。台湾の関係につきましては、名寄の日台交流実行委員会なり親善協会含めて官民一体の組織としてこの間なっているという状況もございます。確かに今年度ドーリンスクのほうでも経済交流についてということも何かお聞きしておりますけれども、これはどういう場面で、どういったところで御検討をしていくのがいいのかというのは検討事項になるのかなと思っておりますけれども、当面は東アジアの部分で、交流人口の拡大も含めてそういった部分を中心に進めていきたいということでこのようなことになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今川田部長からおっしゃった国際交流にかかわっては、予算でもそうなのでございますけれども、リンゼイ友好委員会あるいはドーリンスク友好委員会に出している補助金と日台に出している補助金の差というのはやっぱり大きいのです。それは、今日台のほうにスタートしたばかりでありますけれども、今度は総合計画の中でもこういう差異をつくってしまうと、名寄の旧名寄時代からリンゼイとの友好が主で国際交流都市というのは標榜してきたわけでありまして、これも一定程度自立をするか、本当に名寄市としてどうするのかという方向性を確立すべきだというふうに思うと、やっぱりこの表現、官民一体と側面的支援という表現が適切なのかどうかというのはちょっと疑問がありますので、これはこれからの実施計画の中で国際交流についてはきちんと議論していただきたいと思います。別に日台が悪いと言っている話ではなくて、差異をつくる



というのはいかなるものかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、庁舎については、一昨日風連体協の表彰式があって、前体協会長の中館さんとお話をする機会がありました。中館さんに庁舎の統合の話をしたら、やっぱり一喝されました。ばか言うなど。協定書で何て書いてあるのだと一喝されましたけれども、これは相当、そんな簡単な問題ではないと。風連地区住民の皆さんの意識あるいは旧名寄市民の意識もそうであります。ただ、問題を先送りしてはだめだということなのです。真剣に議論をしていただきたい。これは、合併当初から本当に分庁方式がいいのか、前市長時代もそうありますけれども、そのときはやっぱり総合計画の中でしっかり協議しますと言って、ずっと先送りして10年がたって、また今度はここでは調査研究、しかも近隣市の状況を参考にしながらというのは余りにも先送りし過ぎではないのかと。人口はもう2万7,000って、分庁方式やって、課題も4つ、大きな課題が出てきている中で、それもさらに先送りして調査研究を進めていくということよりも、やっぱり内部でしっかり議論を深めて、ある意味では市民理解を求めてどうしていくのか、その結果、分庁方式を踏襲しようというなら、それはそれでいいのです。では、この庁舎をどうしようという議論が名寄庁舎を建て直すか、風連庁舎も建て直すかという議論になるかもしれない。ただ、それを先送りして調査研究を内部的に進めていますよというのは、1年も2年も3年も5年も10年も続くのならどうなっているのよと。片方では公共施設の管理計画をつくっておきながら、そこをやっぱりきちっと意識すべきだと私は思います。これは、橋本副市長から改めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 庁舎の関係でありますけれども、近隣市町村の動向等ということでありま

すけれども、共通して私どもも耐震化ですとか老朽度の関係を含めて、この庁舎がいつまでもつのだらうという物理的な問題は、これはもう前提条件としてあると思っております。その上で、庁舎を新しく建てるに当たりましてはいろんなことを考えなければならないと思っております。当然財源の問題もあります。それから、建設する場所の問題、それから手法の問題もあるかと思っております。ただいま公共施設等総合管理計画のお話が出ました。より効率的な行財政運営という形でいくと、この庁舎を単発で建てるのか、あるいは複合化するのかという問題も裏には隠れていると思っております。個別の中でのお話になるかもしれませんが、名寄市の公共施設老朽化がかなり進んでいるところがございます。総務系の庁舎でいきますとここもそうなのですが、防災という点から見ると消防庁舎も1つあるかと思っております。このあたりをいかにハンドリングしていくかというのが非常に難しい課題であります。これが前提と考えておりますが、議員御指摘のとおりこれは避けては通れない問題だというふうに認識しております。私ども調査研究という言葉使わせていただいておりますけれども、これと同時に今私お話ししたようなことですか、それから行財政自体が名寄市どうなっているのか、これをわかりやすく的確に情報を市民の皆さんに伝えていくこと、こういう形を通じて議論を喚起しつつ、庁内でも検討、これと同時に調査しつつどうするのだという検討をしなければならないと思っております。これは、ただいま調査研究という言葉でまとめておりますけれども、折を見ながらどうなっているのだという、こういう情報開示あるいは御説明については丁寧なさせていただきますと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国際交流の台湾交流について、私のほうから改めてお話をさせていただきますけれども、先ほど川田部長からもありましたけれども、ドーリンスク、カナダリンゼイはそれぞれ非常に長い交流の中で今民間組織が立ち上が

って、またカウンターパートナーの自治体と友好交流、人的交流を進めているということで、民間を中心に非常に有意義な交流を進めていただいているというふうに思っています。台湾の交流に関しては、これは子供たちの健全育成はもちろんですけれども、地域経済の活性化という大きなミッションを担ってスタートしている事業だというふうに認識をしております、農業輸出はもちろんでありますけれども、今インバウンドの関係でも修学旅行はもちろんでありますし、自転車の関係でもそうした個人旅行の関係で大きな動きも出つつあるということでございます。今民間交流団体も立ち上がりましたけれども、いま一度官民しっかり連携をして、地域経済の活性化のために、あるいは国際交流をさらに推し進めていくためにも、ここはしっかりとやっていくことで台湾以外の国際交流にも波及していけるというふうに私は考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） ここで一旦質疑を中断いたしまして、13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 37ページの人権尊重と男女共同参画社会の形成について2点お聞きいたします。

1点目は、人権教育・啓発活動の推進についてであります。実現の方策のところに書かれております2行の方策については総合計画第1次に示されているものと同じであると思います。過ぎた10年を総括されて、向かう10年を想像し、立てられた基本計画であると思いますので、この過ぎた10年の総括がどのようになされて、さらな

る10年の実現の方策が盛り込まれたのか、この文言だけではないものもあるのかもしれませんが、同じ文言で表現されておりますので、その部分についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、38ページの男女共同参画社会の推進についてであります。実現の方策の1つ目の二重丸であります。ここで意識啓発やポジティブアクション及び雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進しますというふうにあります。現在男女共同参画の計画についても作業が進められているところと思っておりますが、行政がどのようなリーダーシップをとろうとされているのか、実現の方策について少し膨らんだ姿を見せていただきたいと思っておりますので、この点についてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 人権教育の関連で質問をいただきました。現状と課題について不十分ではないかという御指摘でございますけれども、実はこの人権擁護活動等につきましては法務局管内でやっております人権擁護委員さんの活動が主体ということでございまして、こちらのほうは法務局のほうの資料を見ますと年間100件を超える相談をされているというような形で、業務の主体的な部分はこちらのほうで担っていただいているという認識がございまして、名寄市としてはこれを支援するという形で、補助金の交付というような形をとらせていただいておりますので、この辺がメインということで前回の主体的に活動を行っていないという部分もありまして、第1次の計画と同じような総括ということで整理させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 男女共同参画社会の関係で御質問いただきました。具体的なものについては、先ほど申し上げたようにこれからの推進計画の中で盛り込ませていただきたいと思っておりますけれども、考え方としては2つあると思

ています。1つは、市役所も一つの事業所でありますので、事業所として他の事業所の模範となる取り組みを進めるとというのが1つあるかと思っています。ここは、今年度特定事業主の行動計画見直しをさせていただきまして、新法に基づく計画をつくらせていただきましたので、1つは職場の中でしっかりと進めていく中で他の事業者の模範となる取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

もう一つについては、この間のやりとりの中でも何度もお話をさせていただいていたと思います。これまでの男女推進計画、どちらかというところを啓発を中心に内部の取り組みでございましたけれども、今度の計画の中では外に向けての、事業所なんかに向けても少し働きかけなどをさせていただきたいというふうに思っています。まだ計画ができておりませんので、具体的な内容については触れませんが、例えば土別市の取り組みなんかを見ていると、行政のほうが事業所を回るというような形の取り組みをしているのがあります。あるいは、山崎議員からさきに御提言をいただいておりますけれども、これは女性だけを対象にするということではありませんけれども、女性活躍にかかわる方を顕彰するというような取り組みもあるという御紹介をいただいておりますし、私ども改めてそこについても調査させていただいております。今何をやるということでは明言はできませんけれども、そういったものを含めて調査中あるいは検討中ですので、計画ができた段階で改めてお示しをさせていただければと思います。御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 1点目に聞かせていただきました人権啓発にかかわる部分ですけども、先ほど三島市民部長からは人権擁護委員協議会ということのお話があったのですが、実は私もかつて人権擁護委員をやらせていただいております。確かに人権擁護委員会での活動は多

岐にわたっております、相談対応も含めて熱心な活動がされていたというふうには、離れた今振り返って皆さんの活動の重さを感じているところであるのですが、この人権擁護委員協議会と連携をしようという連携については特段何もなかったように記憶しております。年間一、二度例えば研修会があったとしても、それは定期的なものではなく、そのことが行政と擁護委員会との連携を生み出す、そして名寄市の人権教育にかかわる啓発に直接かかわってくるような活動につながっていたのかどうかということにつきましては、少し不安も抱くところでもあります。その10年間を過ぎて新たな10年間、総合計画の第2次というところでの計画を思ったときに、実現の方策のこの文言だけでそれが網羅されているというふうに思えるのかどうかということにつきましては、もう少し方策が見えるような形に市民に提示していただけないかということも気持ちの中にありますので、今ここでの答弁がそれを説明していただける部分につながるのかと思いますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、男女共同参画のほうにつきましては、確かに市役所も事業所として捉えてという考え方はよく会議の中でも聞かせていただきました文言ではありますけれども、具体的に今現在この議場の中におきましてもぱっと見回したときに男女比については大きな差があると思っております。それが総合計画第2次後半になったときにどのようなイメージに変わっていくとお考えなのか、総務部長の個人のお考えでも結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 改めて人権擁護委員さんの活動等について質問いただきました。先ほどもお答えをしたのですが、名寄市としての取り組みとしては余り実態がないということで、これは支援をさせていただいているということで先ほど1回目に答弁申し上げたとおりなのでは

も、具体的には8年に1遍ということになりますけれども、人権啓発の予算がついたりして、例えば人権啓発のラッピングバスですとか、そういう比較的大規模な事業に取り組むこともございます。ただ、これ8年に1遍という格好になっております。

それと、法務局のほうでいろんな事業を取り組まれておまして、その中で人権擁護委員の日ですとか、あるいは人権週間、これが設定されておりますので、これまで以上に法務局と連携した中で取り組みに参加をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 人権尊重の関係で御質問いただきました。前提条件として今法務局あるいは人権擁護委員さんのもとでの連携ということで進めているところでありますけれども、ここ数年でかなり人権という部分についてはいろんな見方が出てくる。例えばDVの問題ですとか、高齢者虐待の問題だとか、いろんな問題が出てきております。当然この部分だけではフォローし切れないものがございますので、一例ですけれども、各関係機関との情報交換などを通じてより適切な対応ができるかどうか、そういったところも1つあるかなと思っております。市役所のほうとしては、そういったようなお手伝いもできるということもありますので、そういった面での支援、それから人権意識の喚起そのものの事業、そういう形でここは進めていきたいと思っております。これは、社会情勢に応じてどこの部分が人権欠けてきているのかなということは敏感に把握しなければならない部分だと思っておりますので、その辺も含めてここは進めさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） この計画が終わってということで、10年先に名寄市役所のいわゆるこの風景がどうなっているかということであり

ます。この間も私ども決して男女のだからということでの性差による区分け、差別については一切やっているつもりはありませんので、ただ現実とするとこれは我々も募集をかけて、それに対して応募をいただくというシステムになるものですから、なかなか女性の応募が少ないという現実がありますので、一足飛びにこの比率が変わるものではないと思いますが、ただ10年たったときには恐らく見渡したときには女性の方も相当数中にはいるのだろうというふうに思っておりますし、実はこの計画の中にポジティブアクションというふうにさせていただきました。これは、ある意味で公平の観点からいくとどうなのだという議論はあると思いますけれども、当然一定のスキルがあるというのは大前提になりますけれども、そういった視点も含めて女性の活躍の場を確保するというのも一方では必要な視点かと思っておりますので、そういったものも含めながら10年後には少し今のさまとは変わったような形になっているだろうと、そのように推察をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 男女共同参画につきましては、私が職業人としてスタートしたころから思うと現在までかなり女性の働きやすさについては改善されてきているものはあるというふうに思っておりますけれども、それが十分ということにはならないのは誰しもそのように認識されていると思いますので、期待をしながら見守らせていただきたいということで、そのことについてはここでは御答弁求めないことにしたいと思います。

人権のほうの人権教育、人権啓発のことについてですが、今橋本副市長からお聞かせいただきました内容につきましては十分そのとおりだと思っておりますが、特に社会情勢の変化に伴ってというところで少しお聞かせいただいておりますことは、学校だけではないのですが、いじめについてはもう大きな社会現象になっておまして、特にそのことの根幹を担う学校教育については大きな

役割を果たすべきものを求められていると思いますので、実現の方策の中の作文の募集などというところについてはやはり学校教育の担うところを網羅されての文言かなというふうに思っておりますので、実現の方策について教育委員会としての取り組みといたしますか、対応の実現の方策について、この文言の中に例えばいじめ防止サミットも行われている中からどのようにお考えになっているのか、そこだけお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 男女共同参画につきまして、教育委員会としてということでありませけれども、毎年……

（「人権」と呼ぶ者あり）

○教育部長（小川勇人君） 教育委員会の取り組みということでもありますけれども、毎年人権擁護委員会との連携の中で作文やポスターの設置等も要請をしていただきながら、お互いやっぴり子供たちに人権を、幼いころからそういった人を思いやる心だとか、人の大切さを知らせるために、そしてまたみずから考えるということで、積極的に作文等の取り組みをお願いをしているところであります。ただ、実際作文募集状況は全員が取り組んでいるわけではありませんけれども、そういったものを通じながら、子供たちに将来にわたってやっぴり人権擁護に対する考えをしっかりと持ってもらう取り組みを進めてきておりますし、今後ともそういった関係団体と連携を図りながら対応もしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口京二議員。

○10番（川口京二議員） 新名寄市総合計画第1次と第2次案をちょっと見比べてみますと、第2次のほうは基本事業の下に現状と課題、基本的な方向性、実現の方策と書かれているのですが、基本的な方向性というのは基本事業のことと捉えていいのでしょうか。実現の方策というのは、基本計画事業のこととして捉えていいのでし

ょうか、伺います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 基本的な組み立てについては、このところについては変えていないという考え方でありまして、1次の後期計画との比較でいきますと、現状と課題については共通をしたものとさせていただいたということでありませ。それを踏まえての1次計画のほうでは施策の基本的な考え方ということで、現状と課題を踏まえての大きな基本的な方向性を示させていただいたところでございます。今回の2次計画の中でいきますと、ここはもう施策に係る基本的な考え方だったり、現状と課題でありますので、施策の文言については必要ないだろうということで、ここを削除させていただきまして、基本的な方向性というか、考え方を方向性に変えさせていただいたということでもあります。1次計画のほうでは、それを受けての基本事業ということになってございますが、このところを今回はよりわかりやすい言葉として実現の方策ということでお示しをさせていただいたということでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） そうかとは思っていたのですが、私は前の1次のほうが非常にわかりやすいのです。それで、今の答弁で納得はします、まず。

42ページの移住の推進、実現の方策の下から3行目、お試し移住住宅を整備しとあるのですが、これは既存のお試し移住住宅を整備することなののでしょうか、それともまた新しくつくるという意味なののでしょうか。

それと、もう一つ、50ページ、わかりやすい市役所づくり、実現の方策の中で親しみやすくわかりやすい市役所づくりと書かれているのですが、わかりやすい市役所づくりというのはわかるのですけれども、親しみやすいというのはどういうイ

メージをしておられるのか聞いて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問いただきました移住の推進の中の移住の方策の中でお試し移住住宅の整備ということに関しての御質問ですが、現在というか、ことしの春までは御承知のように風連地区にお試し住宅を2棟整備させていただき、今回7月から名寄地区の町中にお試し住宅を1棟整備させていただいたところでもあります。この新しいお試し住宅については、名寄の移住に対して町中の住みよさランキングということで、名寄の公共施設の利用の利便性を感じていただきたいということで、名寄地区に整備させていただいたところなのですが、今回整備をさせていただいたところでニーズをいろいろ調査させていただいて、今後もそれぞれのお試し住宅の中でそういった新たな違うニーズの部分もあった場合については整備を検討していきたいということで考えているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） わかりやすい市役所づくりの特に親しみやすさというところでの御質問いただきました。ここは、ハード的にはなかなか難しい部分かなと思いますが、例えば職員の対応一つをとっても元気よく挨拶をするだとか、迷っている方に御案内をさせていただくだとか、そういった丁寧な対応というのがあると思いますし、例えば待ち時間を短くするですとか、事務手続を簡素化することによってスピーディーに対応できるというものでありますので、そういったソフト面の充実によって市民の皆さんに親しんでいただけるような、そんな市役所づくりを進めてまいりたいという考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） それでは、1点だけ質疑をいたします。

43ページ、44ページ、広域行政の推進、基本事業の中の交流自治体等との連携の推進という

ことで、44ページになりますが、東京都杉並区と連携し、本市と交流自治体等の双方に効果を見込める新たな交流自治体連携の取り組みを推進しますとあります。この方策の部分の新たな自治体交流と連携を推進するという部分でいうと、新たなという部分につきましてはどういうことを指しているのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 広域連携を通じての都市部と地方の自治体の取り組みということでもあります。実は、議員も御案内だと思いますけれども、今回の総合戦略を通じて杉並区との新たな交流事業なども含めて取り組み何度も進めさせていただいているということでもあります。今すぐ今現在何が新しいものがあるのかということ、ここについてはまだ明言できるものはありませんけれども、その議論の中でもそれに続くものはないのかという検討あるいは調査をさせていただいているという段階もありますし、例えばスクラム支援のような災害に係る分についてもやはり都市と地方、これは地域が離れていることによって安全性が担保されるということで取り組みが進められておりますけれども、こういった視点で今後も取り組む必要があるだろうということとこの間の実績を踏まえて今協議中の部分もあるということで記載をさせていただきました。今現在何かということ、先ほど申し上げたようにこれからの検討になりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 今差し当たり該当する自治体はないということでもあります。これまで杉並との交流に伴って、名寄市と自治体交流という部分でいうとすごく進んだなという感じがします。それに伴って国際交流という部分でいうと、台湾との交流も始まってきているということも含めて、物流の部分も今民間レベルで進んでいるというふうなことでありますし、これからやはり交流というのは名寄市のまちづくり、それから民間レベ

ルのまちづくりにおいても必要なことだというのは認識はしているのですけれども、やはりいい結果として生まれてはいるけれども、自治体職員も含めて、ということは名寄市の職員も含めて、それから名寄市の民間レベルの交流が進む中でも非常に忙しいことがあります。そういうふうなことも含めて、これから実際にどうなっていくのかなというふうに、また新たなということになるともっとももっといいことにつながっていくのではあるけれども、それに伴って非常に厳しい状況も生まれるのかなというふうに思っていましたので、その部分についてお聞きしたかったというのと、それからここで1つ杉並との部分のほかに姉妹都市ということで藤島、この国内交流ということでは鶴岡市とこれも交流を進めているということでもありますけれども、同じように自治体交流って何かを通してまた新たな自治体交流というふうなことで考えていくと、こどもやはり視野に入れることなのかなというふうに思いますが、ここについてお聞きをして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 国内交流の基本的な考え方でのお尋ねだというふうに理解をしているところでありますが、東京都杉並区との交流については合併前の風連町からの継続というよりも、改めて新しい市になって杉並区と交流していくということで、自治体間の交流はそれぞれ有効に進められているのですけれども、片や経済交流だとか、あるいは民間交流の視点からどうなのかというふうに見ていくと、まだまだその領域まで達していないなということを率直に思っているところでありますが、この3年前ぐらいから商工会、商工会議所の皆さんが杉並区の商工会議所の皆さんたちとの連携を強化しながら、今日の例えばアンテナショップをどうしようかというところの議論に入ってきているということでもありますので、新たな自治体交流という中でいくと民間レベルの交流も一定芽吹きが始まっているのかなというふうに

見てとれているところであります。

さらに、鶴岡市との交流につきましては、鶴岡市も合併市でありますし、名寄市も合併市であります。改めてそれぞれの合併後新しい市になって、新しい自治体としてさらに交流していきましようということで、ことしの8月1日に鶴岡市から榎本市長にお越しいただいて、加藤市長と今後の交流をしっかりと進めていこうではないかという、そういう確認もされているところでありますので、今後そういう展開もあるということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりについて質疑を終結いたします。

次に、基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて審査いたします。説明を求めます。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それでは、基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて概要を御説明いたします。

別紙計画書案の51ページから69ページにかけてとなります。初めに、51ページをお開きください。ここでは、基本目標Ⅱの施策の体系を示しており、7つの主要施策、18の基本事業により基本目標を推進を図ります。また、52ページ以降に具体の記述を行っておりますが、基本事業ごとにそれぞれ現状と課題、基本的な方向性、実現の方策の3つの項目で構成しております。

まず、52ページから54ページにかけての主要施策1、健康の保持増進、基本事業1の健康づくりの推進では、がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾患を合わせると死亡総数全体の約半数を占めており、特定健診の結果を見ても所見のある人は

9割以上を占め、この傾向は変わっておりません。このような状況から、生活習慣病の発症と重症化予防を図ることが重要課題となっております。そのため、健康的な食習慣の確立に向けた食育を推進し、若い世代から健診が受けられる体制、検査内容の充実に努め、健診率の向上を図るとともに、関係機関や各地区の保健推進委員などとの連携により効果的な健康づくりに努めてまいります。

基本事業2の母子保健対策推進では、平成26年度の出生数は238人で、前年度と比べほぼ横ばいで推移をしております。本市の地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が約5割を占めていることから、子育てに関する相談相手がいないなど育児が孤立化しやすい状況にあります。子供が健やかに育ち、安心して子育てができるよう保健、医療、福祉など関係機関との連携を強化し、妊娠、出産期から切れ目のない支援体制の構築を図ります。

基本事業3の感染症対策の推進では、近年海外渡航者の増加に伴い、輸入感染症のリスクが高まっており、感染を防ぐための対策が重要となります。平成27年3月に名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、発生時の対策と体制の確立を図っておりますが、国、道との連携により迅速な周知や対応の強化が求められております。感染症発症動向の把握及び予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、乳幼児や高齢者などが予防接種を適切な時期により安心して受けられる体制を推進してまいります。

次に、55ページ、56ページの主要施策2、地域医療の充実、基本事業1の地域医療機関相互の連携強化では、現在上川北部医療圏域における医療スタッフなど医療資源は非常に厳しい状況となっております。このような環境の中、地域医療構想で示される各病院の将来の医療機能の分担を前提として、地域の医療資源を最大限活用するために地域の急性期医療を担う市立総合病院を中心としてプライマリーケアを担う国保診療所や民間

病院、慢性期医療を担う東病院が相互に連携し、急性期から回復期、在宅医療に至るまで切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療を構築し、医療分野における地域包括ケアシステムの役割分担を実現するために、ポラリスネットワークのさらなる活用や病院間連携部門の強化など地域医療機関の連携強化を図ってまいります。

基本事業2の診療基盤と経営基盤の強化では、持続的かつ安定的な地域医療の提供のため、市立総合病院と東病院を包含した新名寄市病院事業改革プランを策定いたしました。プランでは、国が示した経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4視点についてそれぞれ取り組むべき方策を示しており、今後プランに基づいた経営形態の構築や診療施設や医療機器の整備などに取り組み、地方センター病院としての機能の充実に取り組んでいくとともに、持続的な診療環境と病院経営を実現するために重要な医療スタッフの確保に取り組んでまいります。

次に、57ページから59ページにかけて主要施策3、子育て支援の推進、基本事業1の子育て支援施策の充実では、名寄市の年少人口は減少傾向にはありますが、特に3歳未満児に対する保育ニーズが高く、保育士の確保が課題となっております。また、今後とも認定こども園として保育を開始する園もあることから、民間施設の動向を注視しつつ、市内保育所の役割や整備の検討が必要となっております。

児童虐待防止対策として、名寄市要保護児童対策地域協議会を中心に地域ぐるみで子供の見守りを実施してまいります。

また、ひとり親家庭については子供の健全育成のための相談、経済的支援の充実と就労の促進を図り、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、施策やサービスの充実に取り組んでまいります。

基本事業2の子供の発達支援の充実では、こど



も発達支援センターでは保健師とともに関係機関と連携し、発達のおくれや障害のある子供に療育が早期に実現できるよう努めております。また、障害児を受け入れている幼児教育、保育施設へ継続した支援が必要となっていることから、発達に不安のある子供の療育の質の確保やこども発達支援センターの環境整備の充実に努め、切れ目ない療育を図ります。

次に、60ページから62ページにかけての主要施策4、地域福祉の推進、基本事業1、地域福祉活動の普及・推進では、急速に進行する少子高齢化や核家族化による高齢者だけの世帯や単身世帯の増加など、地域住民を主体とした福祉活動の取り組みが求められています。市民一人一人が互いに支え合う地域社会づくりには、活動の主体となるNPOなどの組織づくりやボランティア活動を担う人材の育成が必要となります。既存の町内会、民生児童委員などの団体が連携してネットワークづくりを推進し、見守り、つながりなどの地域福祉の普及推進を図ってまいります。

また、地域のネットワークをつくるボランティアの人材発掘、育成については、社会福祉協議会と連携し、啓発活動と育成活動に取り組んでまいります。

基本事業2、市民との協働による福祉のまちづくりの推進では、総合計画を初め保健、子育て、介護、障害などの各個別事業や社会福祉協議会の地域福祉実践計画との整合性を図りながら、地域の実情に適した地域福祉計画の策定を市民との協働で進めてまいります。

また、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリー化とユニバーサルデザインを推進するために、理解促進のための啓発活動に取り組んでまいります。

基本事業3の福祉関係団体との連携強化では、さまざまな福祉関係団体の連携を調整する組織が必要です。また、さまざまな福祉団体が活動する場所が必要となります。社会福祉協議会など社会

福祉の中心となる団体への必要な支援を今後とも実施します。また、社会福祉協議会が取り組んでいるさまざまな福祉事業との連携強化を図ります。

総合福祉センターは、地域福祉の拠点、ボランティアの活動拠点として高齢者や障害者など誰もが利用しやすい整備を推進し、施設機能の充実に図ります。

基本事業4、生活に困っている人への包括的支援の充実では、地域にはつながりがないために支援を受けられずにいる人や制度のはざまにいる人など生活に支援が必要な人がおります。地域福祉や関係機関のネットワークなどを活用し、生活に困っている人が安心できる相談支援体制の充実に努めます。また、相談後はハローワーク、保健所を初め関係機関が連携して本人の意向に沿った生活支援や社会参加、経済的自立の支援を行います。

次に、63ページ、64ページの主要施策5、高齢者施策の推進、基本事業1の介護保険サービスの推進では、介護人材を初め介護施設、低所得者向けの住まいなどの高齢者の生活を支える介護基盤の整備やサービス提供の確保が課題となっております。高齢者が可能な限り住みなれた地域においてその有する能力に応じ生きがいと尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるように地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

また、地域全体で高齢者を支えるネットワークの構築を図るとともに、介護保険サービスを初め適切な保健医療サービス、福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供される体制を構築します。

基本事業2、高齢者福祉の推進では、高齢者自身が地域社会の中でみずから豊富な知識と経験を生かして積極的に社会参加し、さまざまな形で活躍できるよう支援します。また、高齢者及びその家族に対し自立した生活を確保するための支援事業を展開し、高齢者の自立と生活の質の確保や権利擁護のための必要な支援に努めるとともに、名寄市高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の基本理念に基づき、市民ニーズに沿った施策を

推進してまいります。

次に、65ページから67ページにかけての主要施策6、障害者福祉の推進、基本事業1の障害者理解の促進・権利擁護では、ノーマライゼーションの理念が徐々に浸透しつつありますが、障害者に対する理解不足や誤解などが依然として存在しておりますので、さまざまな機会を通じて障害者に対する理解の促進を図っていくことが必要です。障害の有無によって分け隔てることなく、尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとともに、自立や社会参加を促進します。

また、関係機関と連携しながら虐待の予防や養護者に対する支援に努めていく必要があります。障害者の高齢化や親なき後を見据えて、成年後見制度の利用促進など権利擁護の取り組みを促進します。

基本事業2の地域生活支援体制の充実では、住みなれた地域で生活するにはさまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが必要であるため、地域の事業者が機能を分担して地域全体を支える地域生活支援拠点の整備を図ります。また、より専門的な対応を行うため、基幹相談支援センター事業を推進し、相談支援体制の充実を図ります。

また、専門性が求められる障害のある児童生徒の支援のため、子ども発達支援センターなど関係機関との連携を強化し、途切れることのないつながりのある支援に努めます。

基本事業3の就労支援の充実では、障害者の雇用促進のための啓発活動の推進に努め、企業が安心して障害者を雇用できる環境整備が必要です。ハローワークなどの就労に携わる関係機関と連携し、働く意欲がある障害者が企業で働くことができるよう本市独自のジョブコーチの制度も活用しながら総合的な就労支援に努めます。

また、障害者優先調達推進法に基づき障害者の福祉施設の提供をする物品、サービスの優先調達を推進します。

基本事業4の生活環境等整備の充実では、災害などの緊急時の障害者の支援体制の整備を進めるとともに、障害者の福祉施設などの関係機関との連携強化を図ります。

また、障害者が地域社会の一員として町内会活動や地域の活動に参加するための情報提供やスポーツ、文化、芸術活動に親しむことができる環境づくりに努めます。

最後に、68ページ、69ページ、主要施策7、国民健康保険、基本事業1の国民健康保険事業の運営として、本市の国民健康保険事業は被保険者数の減少により税収が減る中、医療の高度化、加入者の高齢化などにより厳しい財政状況にあります。こうした中、市民が安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たすため、保健事業の推進による疾病の早期発見や重症化の予防に取り組むほか、保険税の適正な賦課に努め、国民健康保険事業の安定健全化を目指します。

また、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となる国民健康保険の広域化が始まります。今後は、広域化に歩調を合わせながら制度移行への準備を進め、保険者としての的確な対応をしてまいります。

以上、基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりの概要説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。質疑なしと認めてよろしいですか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点かお聞きをしたいと思えます。

地域福祉活動の普及推進、60ページです。60ページの中で基本的な方向性ということで、市民一人一人がお互いに支え合う共生の地域社会を目指し、ボランティアの育成を進めるというふう

に書かれています。基本的な方向性です。ボランティアの育成をどのように進めようとしているのかお聞かせをいただきましたと思います。

次に、63ページです。高齢者施策の推進に係って介護保険サービスの推進、高齢者福祉の推進、現状と課題の中で、るるの間も議論があったように高齢者がふえる、また認知高齢者もふえる、そして高齢者の介護施設、低所得者向けの住まいも必要、そして通院や買い物などの支援も必要というふうにされているわけですが、実現の方策の中でこの現状と課題の中に対する実現の方向性が書かれているわけですが、しかし高齢者がいろいろ支援も必要なのですけれども、さきの一般質問の中でも取り上げさせていただきましたが、高齢に差しかかった皆さん方がまだまだ活躍できる場、私はそういった場が必要だろうということで、ボランティアのいわき市の例も出して御紹介させていただいたのですけれども、そういったところが今回の総合計画の中では見受けられないのですけれども、この点についてどのようにお考えなのかをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私のほうからは、ボランティアをどのような形で育成していくのかという御質問でしたが、まずもって今社会福祉協議会が実施されておりますふれあい広場、またボランティア講座などを通じまして、そことの連携を行いながらボランティアの育成を行ってまいりたいと思いますし、また市内の小中学校で福祉講演とか福祉事業とか行わせていただいておりますので、それらの事業を通じながら啓発活動、また育成活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、2番目の質問の高齢者の活躍の場がこの計画の中で見受けられないのではないのかというこ

との御質問の回答をさせていただければというふうに思います。

議員がおっしゃるとおり、高齢者の方々が高齢になられてもそれぞれ社会の中でいろいろ御活躍いただいたり、参加いただくことがある意味介護予防になったり、認知症の予防になったり、もし認知症が仮にあったとしても認知症の悪化を防ぐ一つだというふうに考えております。今回の63ページのところの高齢者福祉の推進の中に、新たな基本計画事業として高齢者の社会参加への支援ということで入れさせていただいております。これは、現在行っています高齢者の生きがい講座などの社会参加という支援も一部入っているのですが、今後来年度以降実施していきます介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、一方介護の受け手になる場合もあるかというふうに思うのですけれども、一方では議員おっしゃるとおり元気な高齢者の方々についてはボランティアのことも含めて、ボランティアなサービスも含めて提供側にもなっていて、それが介護予防にもなっていくというふうに考えておりますので、そういう視点を持ちながら今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 63ページのところの確かに生きがい対策や社会参加を促進するために移動手段の確保が必要と。社会参加を促進するために移動手段の確保が必要というふうに私は読んだのですけれども、私がお話ししているのは移動手段だけではなくて、全般にこうした皆さん方がいろいろな形で社会貢献、長くやっばり経験も積んできた、知恵もたくさんある、こういった部分をフルに社会に返していただきたい。子育て支援でもそうですし、いろんな部分で貢献していただきたいなと思っているのですが、そういった部分がちょっと私には読み取れないというふうに思いますので、再度お聞かせをいただきたいと思いま

ボランティアの育成もそうなのですが、この今お話しした部分も含めて、ボランティアの育成というどうしても大ざっぱな捉え方になるのかなというふうに思うのです。今回何回もお話しているように、市民に参加をしていただくというところで、ボランティアであることを強制してはならないということだというふうに思うのです。いわき市の御紹介させていただいたのは、市が主になって介護保険制度の中でボランティアをという、その募り、そこにまた還元をするという形もとっている。そういうふうな形も必要かなというふうに思っているのです、その部分を含めてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高齢者の方々が生き生きと生きがいを持って生活していただくために、その一部といいますか、具体的の方策として社会に出ていただくためのボランティア、あくまでも自主的なボランティアでございますけれども、そういったこととして、具体的にはファミサポ事業も始まりまして、そこの受け入れ先という形のボランティアに登録していただいている状況もございますので、それらの事業も具体的に今後積み重ねながら、高齢者の方が生き生きと健康寿命を延ばすために活躍していただけるような取り組みを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 若干今の部長の答弁とも重複する部分はあるかと思えますけれども、先ほど議員からもありました社会参加の部分、この部分ではたまたま移動手段のことが現状と課題と、あと実現の方策のところにも書かれておりますが、実現の方策の中では高齢者の方々がみずからの経験や知識を生かして主体的や積極的に社会参加をしてというようなことで、移動手段のことは書いてありますけれども、それ

というのは社会参加するための一つの形ということでのせさせていただきますとしまして、私どもとしましても社会参加していくということがかなり大事な介護予防だったり、生きがい対策だったりというふうに十分認識しておりますので、今後基本計画事業の中でもそのことを意に配しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただくようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

以上で基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて質疑を終結いたします。

次に、基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについて審査いたします。

説明を求めます。

中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについて概要を御説明いたします。

初めに、資料70ページをお開きください。ここでは基本目標Ⅲの施策の体系を示しており、13の主要施策、41の基本事業により基本目標の推進を図ります。

次に、72ページの主要施策1、環境との共生では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の環境の保全では、自然環境の保全と適正な利用に努め、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことが重要な課題となっていることから、地球温暖化を初めとする環境問題の実態を把握し、環境汚染防止に向けた取り組みを推進いたします。

次ページ、2の良好な環境づくりでは、霊園、墓地、火葬場等の施設は自然環境と調和した景観の形成に努める必要があることから、快適で安ら

ぎのある環境空間となるよう管理、整備に取り組みます。

3の新エネルギーの導入・省エネルギーの推進では、市民一人一人が地球温暖化問題やエネルギー問題をみずから問題として認識する必要があることから、公共施設への新エネルギー、省エネルギー設備の導入や家庭におけるエネルギーに関する知識の普及や具体的な取り組みを促進いたします。

次に、75ページの主要施策2、循環型社会の形成では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の3R運動の推進では、廃棄物処理に当たって地球規模の温暖化、天然資源の枯渇、自然破壊等の環境問題とも直結していることから、3Rを基本に地域特性に応じた循環型社会の形成に向け、資源ごみの分別排出について市民周知の徹底や情報提供に取り組みます。

2の廃棄物の適正処理では、家庭生活の営みや事業活動によって発生する一般廃棄物を適正に中間処理、最終処分する安全、安心な施設の運用、維持、整備を推進することにより、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境の維持が必要なことから、旧焼却施設の処分等もあわせて炭化センターの次期施設やリサイクルセンターなど総合的な施設整備を進めます。

3の環境美化の推進では、不法投棄や野焼きなど法律で禁止されていますが、春の雪解け時期には道端などに不法投棄されたごみが多く見られることから、市民、事業者に対しごみの分別、排出の正しい認識と減量化意識を高めるため、環境意識の啓発、指導を行うとともに、環境衛生推進委員が中心となった町中美化活動の取り組みを推進します。

次に、78ページの主要施策3、消防では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の消防組織体制の充実強化では、近年の異常気象に伴う災害は大規模化、複雑化する傾向にあり、市民が消防に寄せる期待も大きくなっています。救急、救

助出動は、高齢化の進展や救命処置の増加により医療と連携した体制の確立を進めます。また、各種災害に的確に対応するため、消防団との連携を密にした消防組織体制と安全装備品の充実を図ります。

次ページ、2の消防施設及び消防装備の整備では、老朽化した消防施設や更新時期を迎えた消防車両などの整備、更新を行い、消防活動体制の強化を図ります。

3の防火体制の推進では、ひとり暮らしの高齢者を含め、住宅火災による死者を発生させないために住宅用火災警報器の設置促進や維持管理の取り組みを展開するとともに、防火対象物や危険物施設の防火対策と違反是正対策の徹底など予防体制の充実強化を図ります。

次に、80ページの主要施策4、防災対策の充実では、3つの基本事業を推進します。事業1の国土保全の推進では、洪水防止のための護岸や堤防の整備、河道内の土砂のしゅんせつなどのさらなる整備が求められており、河川の未整備箇所では国、道とも連携し、護岸、堤防などの整備を進めるほか、樋門管理においては河川の地先の皆さんと協力し、治水対策に努めます。

2の災害応急対策の充実では、火災発生に備えて緊急情報を市民に提供する多様な情報伝達手段の確保を推進するほか、水防活動では広域の自治体職員の連携や地域防災リーダーや関係機関職員と連携を図ってまいります。

次に、82ページの主要施策5、交通安全では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の交通安全意識の高揚では、交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭、学校、職場、地域で幼児から高齢者まで体系的に実施する必要があることから、関係機関連携のもと交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、幼児から高齢者まで体系的に教育活動を実施いたします。

次ページ、2の道路交通環境の整備では、安全確保には道路の白線や注意、警告看板等の設置が

必要なことから、計画的な市道白線の補修や道路状況を考慮した警戒標識の設置等の整備を進めます。

3の冬期の交通安全の確保では、冬期は積雪寒冷地特有の地域特性に応じた交通安全教育活動や啓発が必要となることから、冬期間の事故をなくするため、関係機関、団体が一体となり、啓発活動の実施と計画的な除排雪等を進めます。

次に、84ページの主要施策6、生活安全では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の生活安全意識の高揚では、安全で安心して暮らせるまちを目指し、関係機関、団体などとの連携を密にし、適切な情報提供に努めます。

2の関係機関・団体との連携強化と対策では、町内会など地域や関係団体が一体となって情報把握と分析を行い、幼児から高齢者までの安全確保など防犯活動を促進いたします。

3の空き家等対策では、適正管理がされていない空き家の全国的な増加と空家等対策の推進に関する特別措置法の制定を踏まえて、新計画の中では新たな基本事業として位置づけ、空家等対策計画を策定し、総合的な空き家等対策を推進いたします。

次に、86ページの主要施策7、消費生活の安定では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の消費者利益の擁護では、消費者トラブルの未然防止と消費者の利益を守るため、適切な情報の提供と消費生活相談体制の充実強化を図ります。

次ページ、2の消費者啓発の推進では、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な勧誘などが後を絶ちませんが、消費生活の安定と向上を図るため、啓発、啓蒙など消費者活動を支援いたします。

3の物価の動向調査では、市民が安心して買い物ができるよう物価動向調査による情報提供などを行います。

次に、88ページの主要施策8、住宅の整備では、3つの基本事業を推進いたします。事業1の住宅計画の推進では、市民が安心して快適に暮ら

すことができ、環境に優しい住まいやまちをつくるため、住環境に関する方向性を示すガイドラインとして名寄市住宅マスタープランを、公営住宅の既存ストックに関して公営住宅等長寿命化計画を策定いたします。

次ページ、2の公営住宅の適正管理では、入居者の傾向などを的確に捉まえ、多様なニーズを満たす安全、安心で良質な住宅供給を図るため、計画的な建てかえ、効率的な修繕や改修を行うとともに、維持管理事業により移住環境の保全に努めます。

3の民間住宅の整備促進では、住宅環境の安全の確保及び住宅の質の向上が求められていることから、良好な住宅や住環境を市民が得られるよう市民に対する指導、助言、情報提供の推進を図るとともに、地震による住宅の倒壊被害から市民の生命、財産に対する被害を未然に防ぐことを目的に耐震診断、耐震改修に対する支援を行います。

次に、91ページの主要施策9、都市環境の整備では、6つの基本事業を推進いたします。事業1の都市計画制度の推進と適正な管理では、都市としての持続的な発展と成長を形成するため、都市計画マスタープランに基づいて事業を推進するとともに、国が進めている立地適正化計画制度についてさまざまな都市機能の誘導など持続可能なコンパクトシティー化について検討いたします。

2の美しい市街地の形成では、安全かつ良好で住みやすく、癒やしと潤いを感じられ、人々が集い、楽しめる中心市街地を形成するため、潤いのある景観整備や緑地帯、フラワーロード、公園などの維持管理を進めるとともに、計画的な防犯灯修繕やLED化、防犯灯の新設を行います。

3の公園の管理・整備事業では、都市公園の老朽化の状況に応じた修繕や更新が必要なことから、公園施設長寿命化計画に基づき、地域の実情に合った整備を進めるとともに、維持管理については指定管理者制度や委託契約のほか、町内会などと協働による管理体制の充実を図ります。

次に、94ページの主要施策10、上水道の整備では、2つの基本事業を推進いたします。事業1の安定供給の確保では、長期安定供給できる水源の確保と拡張のための送水管新設に取り組むとともに、引き続き給水区域内の老朽管の更新と配水管網の整備を図り、あわせて漏水調査を実施し、有収率の向上に努めるとともに、次期の経営計画である経営戦略に基づき経営の効率化、健全化の取り組みを進めます。

2の水質の保全維持では、安全、安心な水道水を供給するために取水施設の改修整備と水質汚染源の調査、監視の強化に努めます。

次に、96ページの主要施策11、下水道・個別排水の整備では、4つの基本事業を推進いたします。事業1の施設の整備では、清潔で快適な生活環境の保全を目的として公共下水道事業の推進と下水道区域及び処理施設の規模の見直しを検討し、整備を推進するほか、持続可能な下水道事業を目指し、管渠及び処理施設の機器更新を計画的に実施します。

次に、2の施設の維持管理では、不明水箇所を調査し、止水工事の実施により排水障害の軽減を図るとともに、管渠及び下水処理場施設の計画的な整備を行い、施設の長寿命化を図ります。

3の資源の有効利用では、下水処理場における資源の有効活用については名寄有機入り肥料利用組合と連携をとりながら利活用の推進に努めます。

4の合併浄化槽の設置では、清潔で快適な生活環境の保全のため、生活排水処理基本計画に基づき合併浄化槽の整備を実施し、未普及世帯への普及推進に努めます。

次に、99ページの主要施策12、道路の整備では、6つの基本事業を推進いたします。事業1の高規格幹線道路の整備では、北海道縦貫自動車道の早期整備を推進するため、関係期成会や各種団体と連携を図りながら、要望活動を実施するとともに、地域振興策について民間の取り組みと連携しながら検討いたします。

2の広域幹線道路の整備では、国道、道道の整備の促進や歩道整備など維持事業の整備促進を要望してまいります。

3の幹線道路の整備では、経年劣化が進行していることから定期的な点検や維持補修が求められており、計画的な舗装改築事業により幹線道路や都市計画道路の整備を進めるとともに、道路附属物についても点検、調査し、計画的な修繕を行います。

次ページ、4の生活道路の整備では、道路整備に対する市民要望が多いことから、幹線道路と効率的に連絡することを考慮し、計画的に整備いたします。また、道路排水については、生活道路を優先に整備を進めます。

5の市道の維持事業では、快適な市民生活を送ることができるよう舗装済み道路の適切な維持、未舗装道路の維持補修に努めます。また、道路の環境保全に向けて市民と協働による道路愛護事業の取り組みの推進に努めます。

さらに、除排雪事業として官民の連携、協力により除排雪水準の向上、オペレーターの育成を初め、行政が行う除排雪と地域市民の負担で行う除排雪により総合的な除排雪を推進するとともに、除排雪車両の修繕及び更新を計画的に行います。

6の橋梁の整備では、橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、耐震補強や補修、修繕、点検などを適切に行い、社会資本の維持、延命を図ります。

次に、103ページの主要施策13、地域公共交通では、2つの基本事業を推進いたします。事業1の宗谷本線の維持活動の促進では、宗谷本線を存続させていくため、沿線自治体と連携を図りながら関係機関、団体への要望活動を実施いたします。

2の公共交通の整備・確保と利用促進では、路線バスなどによる移動手段の維持確保対策を進めるとともに、デマンド型交通などの交通手段も活用し、公共交通の安定的な維持確保に努めます。

以上、基本目標Ⅲの概要説明といたします。よ

ろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 簡潔に4点お伺いします。

1つは、記載はありませんけれども、恐らく実施計画の中で盛られるのだらうと思いますが、先般一般質問でも出ておりました環境衛生の関係で公衆浴場の関係について、向こう10年間の中では現行の経営をされている方にも変化が出るような時期になってくるのではないかと思いますけれども、記載はありませんけれども、どのように支援、あるいは仮に空白になるような期間があるとすれば多くの市民にも影響が出るということだと思しますので、考え方についてお答えをいただきたいと思えます。

それから、73ページ、これも環境に関してですが、これも先般一般質問あるいは私も昨年取り上げていますが、霊園と墓地の整備の関係で、共同塚の話についてはこれからの推移を見ながらということだったと思いますが、この記載の中に霊園、墓地の中にそういうこともイメージとして含まれているという理解でよろしいのか、あるいは等を入れて認識をしっかりとインプットしておかなければならぬのかという気もしますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

それから、同じ73ページで、きのうも取り上げましたが、新エネルギー導入、省エネルギーの関係で、1次の後期の計画の中にも既に3.11を冒頭記載をしながら新エネルギーあるいは再生エネルギーの記載があったと思うので、きのうの答弁でここにもありますからというような話をしておりましたけれども、関連性をしっかりと認識しないといけないのではないかというふうに思っています。国会でも考え方の差はあるけれども、ト

タルとして出す原発の方向は全ての制定が3.11以降やっぱり世の中変わったという認識は変わらないと思うので、その辺について言葉足らずではないのかというふうに思っていますので、改めてお答えを求めたいと思えます。

最後になりますが、101ページ、生活道路の整備の関係で基本的な方向性等の中で今までの計画の中では予想どおりいかなかったと、舗装化について。今後10年間で5%の効率を上げていくということで記載がありますけれども、これも具体的に実行するために相当国の補助等々の関連で影響も出のですが、5%が相当な決意の5%なのか、このぐらいいけるだろうということなのか、風連、名寄の差異なんかは歴然としておりますけれども、改めて展望についてお聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、2点お答えをいたしたいと思えますけれども、1点は総合計画の中に記載がない公衆浴場等の確保対策についての考え方ということで、先般の議会の中でも答弁の中でお答えをしておりますけれども、市民の保健衛生上必要不可欠な施設であるということで、現状経営者に対して補助金を交付しているというような対応をとっておりますけれども、今後なくなったときにはどういうふうにするのかと、何かかなり重たい視点でありまして、一般質問の中でも今後調べさせていただきたいということでお答えをしておりますけれども、どのような対応が必要になってくるのか、余り行政として手は出せない部分はあるのかもかもしれませんが、ちょっと内容を調べながら対策を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願います。

次、霊園の墓地の関係、これ等を含めて、合葬墓の関係も含めてということになるのでしょうか。とりあえず現状のとなみが丘と緑丘、それと風連にもあるのですけれども、墓地について整備を進



めていきたいというような記載でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 熊谷議員から生活道路の整備の関係でお話がありました。10年で5%という目標、これどれぐらいの決意でやれるのか、展望はどうかというところでございますけれども、ここ10年5%という目標でやっております。今全体では当初は66%から76%ぐらいの目標でありましたけれども、交付金のつきも悪くてなかなか実施できないということで、今年度につきましても要望をいたしましたけれども、当初予定をした路線の延長のおよそ半分ぐらいしか実はついていないという状況でございます。それで、展望はということでございますけれども、5%、これについては私ども厳しい交付金の状況ではございますけれども、最低の目標として何とかやっていきたいということで考えています。ただ、いずれにしても交付金なものですから、道路関係につきましても全国的に見ますと、特に名寄のような少し未舗装の道路が多いという状況も全国的にはなかなかないということでもあるというふうに思っています。その意味でいうと、全体で見ますとほぼそれこそ相当な延長が大都市では整備をされています。未舗装の道路自体がないのではないかというふうに思っています。北海道においては、まだまだ未舗装の道路があるという実態もあるということで、これは名寄だけではなくて近隣の道内の自治体もややもすれば国として見落としてしまいそうな実態にもあるかなというふうに思っていますので、これは私ども一丸となって総合計画の目標に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 最後に質問いただいたところであります。昨日も御質問いただきまし

たけれども、震災に伴う原発事故が起きて、一つの大きな動きとして脱原発の動きがあるということは私どもも認識をしております。あるいは、もう一方ではこの事故を受けて、国のほうでは安全基準を高くして安全対策をしようとしている動きがあるということでもあります。この方法についてどちらのほうということは、エネルギー政策にかかわることでもありますので、この場で明言することはできませんが、私たち地方自治体、市民の皆さんとともに歩む自治体とすれば、市民一人一人がやはり安全に生活が確保されなければいけないという視点がありますし、もう一つは国の施策ではありますけれども、周辺自治体を含めてそののしっかりとした同意がなければいけないだろうという認識がありますので、ここについては周辺自治体と設置あるいは国も含めての議論がしっかりとされ、合意のもとに進めるべきだろうというふうに思っていますし、当然その前提とするとそこに住む人たちの安全、安心がしっかりと守られるというのが確保されなければならないだろうというふうに思っています。

そういった前提もありながら、今回の新エネ、省エネの関係については、これは市とすると環境負荷というところがありますので、このできるだけ低減を図ろうということで、エネルギー政策総体としては国の考えによるところはありますけれども、自治体としてもやはりその考えに基づいて取り組みが必要があるだろうということで新エネ、省エネの取り組みについて進めさせていただきたい、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 公衆浴場、環境衛生の関係では、ぜひ相手があるからというよりもしっかり意見交換を常にすることで、仮に空白が出ると一番市民に影響が及ぶわけですから、十分そこは私も一度お会いしたこともありますけれども、一生今の代でということはある得ないことなものですから、支援をすることとあわせながら、空白

をつくらないことについて実施計画の中でも少しイメージをしていただきたいというふうに思いますので、お答えをいただきたいと思います。

それと、墓地の関係は、私が聞いたのは基本計画の中には区分け、環境と共生の関係では霊園、墓地整備というふうに書いていますが、見えないけれども、この中に等という字も入っているという受けとめ方でいいのかどうかです。今後の共同塚の関係についてもやりとりが今までの議会では何回かありました。だから、墓地、霊園の中に等という字、私はこれが続いて見えるようにはするのですけれども、そういうお答えをいただいているのです。それは、これからの市民ニーズとのかかわり合いはもちろんあるのですけれども、間違いなく多分必要になってくるというふうに思っていますので、そのお答えをいただきたいということ。現行の墓地の話ではなくて、やわらかく言っているつもりなので、しっかりお答えいただきたいと思います。

それと、懲りない安倍政権で次から次へと今休んでいる原発を動かそうということで、非常に憤りを感じるのですけれども、名寄市の答弁としてみればもちろんそのことを念頭に置きながら安全をしっかりと、鹿児島に新しく出てきた知事さんは本当に勇気を持って直ちにとめろというようなことで、今定期点検でまたとまっていく状況ですけれども、そのことを常に忘れないということは物すごく大切で、これは主義主張ではなくて、福島の、私も2回ほど社民党の現地調査にあそこに行っていますけれども、双葉町というのがありまして、副町長さんがいつまでも福島を忘れないでほしいという、やっぱりせつない思いというのは全国でも共有してほしいということなものですから、単なる再生エネルギーとか新エネルギーがひとり歩きしているという状況ではないと思うのですけれども、改めて認識については久しぶりに白田総務部長としっかり合うかどうか、合わせていただきたいと思います。

生活道路の関係は、5%やると何キロになるとか、そしてこれで名寄の防じんは全部解消されるという認識は全く持っていませんけれども、比べ物にならぬ距離だと思うのですけれども、一番心配しますけれども、私も国は今年度の地方財政計画の中でも職員費だとか、公共投資、投資関係について物すごく今また大盤振る舞いで、建設国債前提にしたハード物を一生懸命提案して、決まりましたけれども、厳しいと思うのです。そこは、ぜひ市長先頭ですけれども、中村部長のハッパかけ方次第でないかというふうに、部長次第だというふうに思っていますので、5%の延長距離、およそでいいのですけれども、防じんはいつなくなるのですかということを改めてこの10年の計画の中でどうイメージしたらいいのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 公衆浴場の対策について改めて質問いただきました。さきの一般質問の中でもお答えしているということもあるのですけれども、やはり現場のほうに行って話を聞く必要があるなど。具体的に何ができるのかわからないという状態では始まらないので、早速御指摘をいただきましたので、対応したいと考えております。

次に、霊園、墓地の整備関係、これは等ということなのですけれども、こちらのほうは記載の内容ばかりではなくて、今後の市民ニーズ、これは一般質問の中でもいただいたりしておりますけれども、変化をするものであるということではその市民ニーズを取り入れながら整備をしっかりと組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 国がエネルギーについてはそのエネルギーバランスを一定程度見込みながらエネルギーの割り振りをしているということでありまして、施策を進めているところだとい

うふうに思います。そのエネルギーバランスを考  
えるときに、恐らく1つにはこの間の熊谷議員か  
ら言われたような事故などの影響も当然入ってい  
ると思いますし、一方ではエネルギー資源の、有  
限のエネルギーでありますので、そこの見込みな  
ども含めてエネルギーバランスを出しているのだ  
というふうに思っています。私どももそこは国の  
示すエネルギーバランスに一步でも近づけるよう  
にという考えも込めて、地方自治体としての責務  
としても新エネルギー、省エネルギー進めてまい  
りたいというふうに思っていますし、エネルギー  
問題を考えるときには先ほど申しあげましたよう  
に、やはり国民一人一人、名寄市においては市民  
一人一人の方の安全と安心がしっかり守られる必  
要があるというふうに思っておりますので、そこ  
も含めて新エネ、省エネの取り組みを進めさせて  
いただきたいと思いますので、御理解をいただけ  
ればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 5%で何キロで  
きるのかというちょっと詳しい数字、おおよそ今  
舗装延長で本舗装を市街地の延長でいいますと1  
10ぐらいで、計画では5%ということですので、  
5キロ程度の舗装の延長になるかというふうにし  
ますけれども、防じん道路が全部舗装にという  
ことについては現状5%ということですから、約  
70%ですからまだ3割ほど舗装になっていない  
という状況からすれば、10年で5%というこ  
とでいえば相当年数がかかると。余り詳しい数字は  
ちょっとあれですけども、そういう状況になっ  
ているということです。それとあわせて、どうし  
ても今一定の事業をやるときに財源確保も含めて  
私どもの社会資本整備の交付金の中で事業取り組  
んでいるというのが実態でありまして、先ほど議  
員からもありましたように非常に交付金のつきが  
厳しい状況というのはございます。それで、この  
交付金についても全ての道路、今未舗装の道路が  
全てこれが対象になるかという、実はならない

道路も率直に言ってございます。そういう意味で  
いえば、対象にならないところについては当然単  
費の事業を実施をしなければならないということ  
になってきます。まして舗装するということので  
から、当然用地の確保含めてお住まいの、道路沿  
線に住んでいらっしゃる方の住宅の問題も含めて、  
これはなかなかそう簡単にできるものではない。  
全部を舗装にするということについては、難しい  
かなというふうに思っておりますけれども、市民  
の皆さんから総合計画のアンケートの結果につ  
いてもやはり除雪と道路に非常に問題意識を持っ  
ていただいているということでございますので、  
先ほども申しあげましたけれども、私どもこの目  
標に向かって一生懸命やっていきたいというふう  
に考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点伺いたいと思いま  
す。

1つ目は、94ページの上水道の整備のところ  
に基本的方向性ということで、健全経営を維持す  
るために有収率の向上に努めると、このように書  
かれています。前の10年ですと有収率も七十数  
%だったということで、大きくやっぱり有収率上  
げることが求められたところなのですが、現在八  
十数%になっているという状況の中で、今後どの  
くらい上げていこうとされているのかお聞きをし  
たいというふうに思っています。名寄でいうと極  
寒の地で冬場のしばれもありますから、非常に難  
しいだろうなというふうに思っているので、その  
点についてお聞かせをいただきたいと思います。

あともう一点なのですが、102ページの市道  
の維持事業のところの実現の方策の中で、合理的  
な除排雪事業にかかわって官民の連携、協力によ  
っていいのですが、また行政が行う公共除排雪  
と地域、市民負担で行う除排雪により総合的な除  
排雪を推進するというふうに書かれています。所  
管の常任委員会で申しわけないのですけれども、

除排雪に対して町内会長さんの皆さんから御意見を伺った中で、除雪ボランティアずっとされてきたけれども、今はもう皆さん高齢になってきて、役員も高齢になってきて、除雪という本当に重労働の中で今後できない、今もできない状況にあるという中で、難しくなっているという中で、地域、市民負担で行う除排雪といったところら辺、これをどのように考えたらいいのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 有収率についてお尋ねをいただいております。有収率は、御存じのとおり水道水として提供させていただいたものが無駄なく御家庭のメーターをとお使いいただく、その率を言っています、要はその率がロスが少ないほど効率のいい事業運営をさせているということでございます、議員御指摘のとおり八十数%のところを近年維持をしているところでございます。全道的には、先進的な都市部では約90%前後近いところの数字を保持している事業者もございまして、また厚生労働省の指導によりますと90%を目標に努力しなさいといった形の考えも示されておりまして、私ども気持ちとしては当然追いつけ、追い越せというわけではありませんけれども、やはり9割を目指していきたいというところですので、お話もございましたように大変冠雪、雪の多い寒さの厳しい地域ですから、漏水等の戦いというか、これについてはまさにイタチごっこのようなところもあるのですけれども、御承知のように老朽管更新など管の整備等々も含めて、地道にですけれども、努力をさせていただいて、さらなる高みを目指して努力をしていきたいというふうに考えてございますので、基本的には最終的にはもう一滴の水道水も無駄にしたくないという、私の主張としてはあるのですけれども、できる限りの努力は尽くしてまいりたいというふうに考えてございますので、そのように御理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 川村議員のほうから除排雪にかかわって地域、市民負担で行う除排雪ということについての御質問がございました。これについては、特に新しい手法について私ども案として持っているわけではなくて、今排雪については除雪ダンプの制度がございまして、これをさらに実績などを見直しをしながら利用度を高めていければというふうに思っております。排雪ばかりではなくて、当然日々の降雪日には除雪があるわけで、その除雪に対するところが今高齢化の中で大変御苦労されているのだろうなというふうに思っております。今このことについての市民負担でということでは考えてございませんけれども、それぞれ市民の皆さんにおいては早朝一定のお支払いをされて業者のほうに頼まれている方もいらっしゃるかなというふうには思っておりますけれども、特に行政として今持ち合わせている案はございませんが、この間の議会でのいろいろな御意見もいただいているところでございますので、その辺十分個別事業の中で反映できるかどうかというのはちょっとわかりませんが、今後もしっかりと検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 水道の有収率ですが、東京あたりも九十数%と非常に高い。たしか95%保っていたかなというふうに思うのですけれども、ああいうお金がたくさんある地域であったり、また暖かい地域でありますから、有収率を保つのはそんなに苦労していないのかなというふうに思うのですが、私たちのところは先ほども言ったようにしばれもきついということで、本当に大変かなと思うのですが、せんだって老朽管の更新のところ非常に長もちする管を足していた、そんなのも見せていただきましたので、そういった部分もやはり普及させていながら有収率を上げてい

くというところら辺に御尽力いただく。そして、それが市民生活に反映していくわけですので、引き続き御尽力いただきたいと思うのですが、どうしても90%という目標を今おっしゃられましたけれども、難しい数字かなというふうに私も思いながら聞いていたところですけども、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

それからあと、除雪のところなのですが、この文章でいうとどうしても地域、市民負担で行う除排雪ということになると地域が負担をし、市民がそれぞれ負担をして除雪をなさいと言っているようにこれはもう受け取れて、排雪ダンプ等々の支援ですとやはり自分もしながら、助成もしていただきながらということになりますので、その辺の文章の受けとめ方というのは非常に難しい部分があるかなというふうに思います。これそのまま読み取ると、地域と市民負担で行う除排雪だとか、全く市民が一生懸命除排雪して、それで道路のところは公的な部分の除雪になるのかなというふうにこれは受けとめられかねませんので、この部分きちっと、先ほどの部長のお話ですと排雪ダンプも含めながらいろいろという、今後具体的な方策はないということでしたけれども、ここのところをはっきりさせていただく必要があるかなというふうに、例えば市民の皆さんがこれ見たときにおっと、こういうふうに思うと思うのですけれども、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） この地域、市民負担で行う除排雪ということ、この文言につきましては、先ほども1つには当然生活道路については行政が除排雪をするわけでございますが、ただそのほかに市民の皆さんがみずから業者などをお願いをして負担をしながらやっている部分もあるかというふうに思っています。決して行政が全て市民の皆さんにお金を出してもらってやっていただくという考え方ではなくて、この間も議会の

中でいろいろと早朝の小型ショベル等の関係ですとか意見をいただいておりますから、その辺は十分今後の私どもの建設水道部なり、改めてまた議会の議員の皆さんにも相談をさせていただきながら進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 除雪の問題なのですが、行政と地域、市民が協力してということであればある部分納得ができる場所です。市民負担というふうになるとやっぱり負担です。そのところをやはりちょっと受けとめていただきたいというふうに思いますので、もう一度お考えを聞かせていただいて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほども言いましたように、当然行政がやる部分もでございます。本来は、行政が市民の皆さんのニーズを捉えながらしっかりとやる部分であるというふうに思いますが、ダンプ助成の関係ですとか、あるいは個人個人の皆さんが自分で負担をして業者をお願いする、そういった行政だけではなくて地域の皆さんの協力をいただきながら、負担をいただきながらということで、全体的に除排雪の総合的な体制、そういうものを考えているということで記載をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、端的に2点、せつかく消防署長がお見えでありますので、消防署長に1つお伺いをしていきたいと思っております。

79ページの消防施設及び消防装備の整備でありますけれども、この現状と課題のところでは書いてあるところは複雑化、多様化する各種災害に的確に対応するため、消防車両及び資機材の整備を計画的に取り組む必要があるというふうにして

いますけれども、次に基本的な方向性ということになると、老朽化した消防施設や更新時期を迎えた消防車両などの整備を図る。さらに、今度は実現の方策ということになると、消火栓を含めた消防の整備や更新時期を迎える消防用車両などの整備、更新を行い、消防活動の体制を強化する。当初やっぱり今の時代を含めて複雑化、多様化する災害にしっかり消防は応えていくのだと。そのための消防車両や資機材の整備が必要なのだといながらも、別に古くなった消防車両をかえるなどということではなくて、それと同じようにやっぱりきちっとこの時代に対応した消防行政という、消防署というのはどうあるべきかというところがだんだんトーンダウンしてきている気がしてならないものですから、署長として特に今回の総合計画の重点プロジェクトの1と3では交流人口を入れるのだと。名寄市に交流人口を入れて、名寄市に観光を含めていろんな方に来ていただいて、活性化を導くのだというところがあるときに消防というのはやはり大きな役割を果たすと思うのですけれども、署長としてまず消防施設についてどういう見解をお持ちかお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、91ページ、美しい市街地の形成の実現の方策の中で、緑地の保全や緑地の推進に関して将来像や目標、施策などを定める基本計画である緑の基本計画についてまちづくりにどのような形で生かしていくことができるか研究という話を書かれておりますけれども、一方美しい市街地の形成というところにかかわっては緑や花で潤いのある都市環境を守るため、緑地帯や街路樹、フラワーロードなど維持管理を継続して進めます。いわゆるこれが緑の基本計画の要するにまちづくりに役立つものだというふうに認識しますけれども、この2つの文章の中での整合性及び緑の基本計画についてはこれまで議会ではいろいろな答弁を歴代部長されておりますけれども、前向きな発言が多かったのですが、ここでは研究ということに再

び戻っておりますけれども、今の中村部長は緑の基本計画についてどういう見解をお持ちかお聞きしたいと思います。

以上2点。

○議長（黒井 徹議員） 菊池消防署長。

○消防署長（菊池 剛君） 現状と課題、それと実現の方策についての消防施設等についての整備ということなのですけれども、消防車両、それと消防庁舎、また団車両、団の施設、それとこういったものの施設ですとか消防車両に積載している資機材、こういったものをまとめて消防力と言っておりますけれども、現場で一番困るのが現在あるものがないといったものが一番現場で混乱するものとなっています。こういったことから、現存する消防力の維持管理、更新、こういったものが優先しておりまして、また複雑多様化する各種災害に対応するためにも今後救助工作車、こういったものの導入も不可欠となってきております。そういったことが消防力の整備、更新、こういった活動を強化するという形の表現になっているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 緑の基本計画についてということで、以前に議員のほうからも実は名寄にはそういう計画があったのだと、部長は知らないのですかということをしてたしか言われたのを記憶をしておりますけれども、市内の街路樹、緑ということであれば街路樹についてはここにも記載のとおりいろいろな御意見がございます。ある意味では、道路整備を行ったときに街路樹も整備をした。徐々に木が大きくなる。木陰ができていいと。景観もいいですということなのですが、実際には今大きくなり過ぎて、例えば除雪の障害になったり、あるいは強風で思わぬときに倒れたりというようなことで、全体的な見直しがやはり少し必要なのかなと。その辺について十分これまで町内会のほうとも議論ができていない。該当の

街路樹が植栽されている地域の皆さんとの意見交換等が十分されていないというようなこともございまして、計画については今々どうこうということで、なかなかつくりませんというところまでは言い切ってはございませんけれども、現状の街路樹については当然一定の方向を決めていかなければならないのかなというふうに思っていますし、それとあわせて名寄市内の緑化についてどういうふうに今後対応していくのか、考えていくのかということについては、私どもの所管の都市整備課も含めて内部協議もしながらやっていきたいというふうに思っております。いろいろと今担当のほうでも他の市町村の状況なども把握をしながら、研究をしているという状況にあります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今部長のほうからお答えいただきましたが、緑の基本計画については、要するに必要なのは緑に対する概念をどうお持ちかということだと思っております。それはなぜかという、市民憲章にうたっているのです。私たちは、秀峰ピヤシリを望み、天塩川の恵みに生まれた美しい緑と樹氷きらめく名寄の市民です。ここで美しい緑というのをその母なる天塩川と、そして樹氷というところで結びつけて、そこが私たちのふるさと名寄の、そして私たちは市民ですという誇りなのです。街路樹が何とかがではなく、名寄の緑をどうするのだという概念、それが総合計画の中でどういうふうに反映されていくのか、できないのなら緑の基本計画というものはどうしていく、まちづくりにどうするのではなくて緑をどうするのだという概念がやっぱりあってもいいのではないかと。例えばこれまでも、これは教育部のほうでは地元と協議されたと思っておりますけれども、南小学校の校舎移転ではシラカバという、校歌にもうたわれているシラカバを切らないとやっぱりつくれなかった。市民会館の緑地についてもそう。ここの市役所の向かいの道路だっていつの間にか

街路樹が軒並み切られている。あるいは、シバザクラが美しかったはずがこの秋までには土になって、全然花が生えるような状況にはないと。本当に名寄市民にとって緑というのはどういう概念でつくらなければいけないか。それができないのなら、やっぱり緑の基本計画というのをしっかりつくって、本当に市民憲章に結びつく緑の意識というのが必要だと私は思いますけれども、改めて部長から見解をお伺いしたいと思います。

署長から答弁をいただきました。現在あるものがないのが一番つらい。だけれども、必要なものがないのはもっとつらいのではないですか。そういう意味では、これは部会で言われて質問したときは誰もお答えいただけませんでしたけれども、はしご車の問題です。これは、当時委員のほうから名寄にも高層の建物がふえているが、はしご車の導入基準はということに、事務局のほうでは15メートル以上の建物が10棟以上または特定の建物5棟以上で1台以上の設備の規定があり、名寄市は1台の配置が必要となるが、これは署長には直接関係ないですけれども、購入金額が1億円と高額で、定期点検費用も5年毎に4,000万円かかるため、今回の計画では導入しない。一番必要だと、基準でもう1台必要だと。高層の建物がある。いざ災害があったとき、火災があったとき、災害、例えば工作車が出るのは、それはわかりません。高層ビルでの火災があったとき、ホテルでの火災があったとき、はしご車がないという状況が安心して重点プロジェクトの1と3をやるような状況にあるのか。私は、基本的にやはり自衛隊、消防、警察、この3つがしっかりしているところが一番安心できる。幸いそれに加えて我が名寄市は病院という大きなものもあって、4つの安全が完備されているのです。だから、ぜひ来てほしいといったとき、いざ何かないのが一番ですが、あったときに、それはもうはしご車ないですから、燃えるまでしようがないですねということには絶対ならないです、消防上は。そういう意味で消防

署長は、こういう消防施設及び消防装備の整備というところに対してどういう認識をお持ちか、改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 菊池消防署長。

○消防署長（菊池 剛君） 総合計画といった長いスパンの中で優先して取り組まなければならない事業がありまして、現時点で計画は持っていませんけれども、情勢、状況に応じて個別事業で検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 緑の基本計画についてということでございますけれども、議員おっしゃるとおりこの計画、こういう計画をつくりながらそれぞれの、名寄市ももちろんですけども、まちづくり、都市計画、環境、景観をどういうふうにするのかということなのだろうというふうには思います。必要なこともわかりますけれども、現状まだまだこの計画に向けて十分私ども準備がされていないというふうに思っております。先ほども言いましたけれども、名寄市内全体の町内会の皆さんを含めた御意見をいただきながら、ぜひ計画どんな形がいいのか、検討させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） 大変後出しで失礼でございますけれども、端的に伺います。

81ページの災害予防対策の充実についてですけども、昨年度の災害、ことしの台風等でいろいろここに書かれている迅速かつ確実な避難行動、これを行えば、もちろん生命が一番大事ですけども、一番大事な生命を預かっている例えば病院とか診療所とか、あるいは介護施設とか、こういうところは避難行動という計画を進めなければいけないとは思っていますが、それはあくまでもその施設だけではちょっと無理なのではないのかなというふうに考えています。それで、その辺の考え方を伺います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 市内に介護保険施設等の災害が起きた場合の対応ということで御質問いただきましたが、現在先日の大雨によりまして介護保険施設のグループホームが水没したというような事案が発生いたしまして、それを受けまして国におきましては社会福祉施設の早期避難体制の整備について各施設の避難計画を再点検、また改善すべき点があれば可及的速やかに改善しなさいというような命令を出しているところではありますが、市といたしましても直接防災の部分ではありませんが、相模原で障害者の方の施設で事件が起きたときにすぐどのような防災または防犯体制の計画をつくっているのか調査させていただきまして、それで近隣町内会、またボランティア組織などと市も当然でありますけれども、連携しながら、足りない部分を一緒に考えながら適切な対応ができるような計画づくりを進めていこうということを確認しておりますので、今後向かってその部分については対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 多分病院とも同じだと思うのですが、私はやはりその辺の一番最初にかかわるのはもちろん病院の方々の避難の指示、ある程度台風とか何かは予測できるわけでありまして、急遽の場合でいよいよそうなった場合には、やはり病院だけでなく地域のかかわり、あるいは先ほど言っているそれぞれの関係する消防あるいは自衛隊、そういうものの関係した具体的なものがあるというのがこれは防災計画でしっかりと定めるといことでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど田邊部長のほうからありましたけれども、介護施設等については地域の方との協定なども含めて対応はされているというものも現実の中ではあります。病院など



ということでありますけれども、言われるように病院の建物、名寄市の災害でいくと想定されるのは浸水被害ということではありますので、病院の施設でいくと垂直避難で一定程度難を逃れることができるのかなという想定はございますけれども、これについては改めてどのような形の避難がいいのかについては病院とも打ち合わせをさせていただきながら、さらには災害対策本部の中でも検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 避難弱者というものは、それぞれの避難確保計画をしっかりと整備しておかなければいけないと思ひますので、今後やっぱりそれぞれの課題、地域の体制等いろいろ条件が違うと思ひますけれども、それをしっかりと総合計画にその辺を踏まえながら進めていただきたいなと思ひます。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○18番（東 千春議員） 1点もしくは2点お伺ひをしたいというふうに思ひます。

76ページ、廃棄物の適正処理のところ、炭化センターの次期施設の検討を行うというふうに記載をしていただいたことには評価をしたいなというふうに思ひしております。この計画につきましては、今工事中であります最終処分場との関係等々がありまして、タイミング的なこともあろうかなというふうにも思ひますけれども、これを実際やろうとすると相当数の時間がかかるのではないかなというふうに思ひしておりますけれども、スケジュール感等についてお伺ひをしたいというふうに思ひます。これも最終的にはと申しますか、実際には衛生施設事務組合のほうの仕事になろうかというふうにも思ひますけれども、やはり名寄市がリーダーシップをとってやっていかななくてはいけない事業だろうなというふうにも思ひますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

衛生施設事務組合関連でもう一点、下水道と関連をさせて、終末処理場も衛生施設事務組合の施設としてはかなり老朽化をしております、これがいつまで本当に使えるのかということも不安視をされている状況の中で、この総合計画の中には掲載はされてはいないのですけれども、もしお答えいただければお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ダイオキシンの問題等がございまして、ごみの中間処理施設として炭化方式を採用して炭化センターが供用開始になってから、当時が平成15年ですからもう既に十数年が経過してございます。とりわけごみの関係、毎日の生活にかかわる問題ということは、さらには循環型社会の形成といった大きなテーマにも結びついたりしますけれども、現在最終処分場の工事が進んでおります。平成30年4月に供用開始ということで、さらに炭化センターも含めて広域の組合の中での事業ということの現状でございませぬ。現在炭化方式を採用しておりますごみの中間処理施設、これを新たにどのような方式にするのかということも実はまだ決まっておらず、ただ費用面でもかなり多額の経費がかかるということが想定をされております。中間処理を新しい方式をどのようにするのか、ごみの収集についても実はその方式によっては見直しが出てくるかもしれませぬ。

最終処分場に埋め立てるごみの範囲について、これは構成市町村の中で協議が必要になってまいります。あわせて大橋の地区にあるのですが、ペットボトルですとか、リサイクル系の関連施設についてもどうするのか、さらにはその整備にあわせて旧焼却施設の解体問題も浮上してくるのかということで、実現の方策の中にも記載をされておりますけれども、今後必要となる廃棄物関連施設の総合的な整備に向けて協議をしていきたいということで、現状この中ではスケジュール感を示せないのもしれませぬ。ただ、先ほどもう一点

追加いただきました質問の中でし尿処理の施設、これ現状衛生センターということで処理をしているのですが、こちらのほうの施設も築50年以上を経過をしているということでございまして、し尿処理の機能的な問題も実はございます。早急に施設の後継問題についても組合の中で取り組んでいかなければならないということで、そういう強い要望というか、そういう声もありますので、なるだけ早く取り組みを進めたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） なかなか難しい、答えづらいところを答えていただきまして、感謝をしたいなというふうに思いますけれども、やはりこれは市民生活に直結しますので、し尿処理場が本当に使えなくなってしまうから対応するということになれば大きく市民生活に影響するだろうなというふうに思っております。なるべくそういうことがないように、事前にやはり計画的に話を進めていくということが必要だろうなというふうに思います。しかしながら、一方でこれは名寄市の施設ではないという難しさがあると思います。そういったところの調整作業というのはそう簡単ではないというふうに思いますので、いよいよだめになってから各市町村と相談しましょうかというのでは多分市民生活に影響が及んでしまうのかなという心配がございまして、そこら辺タイミング的にも上手にはかって進めていただきたいなというふうに思っております。

中間処理施設につきましては、部長からもダイオキシンの関係があつてというふうなお話をいただきました。ダイオキシンの規制による法律が変わって、名寄市もある意味苦渋の選択として炭化施設という処理方法を選択したという経緯であるとか、そういったことを市民の皆さんに事前にわかっていたかかないと、では何で15年ぐらいでこれを変える計画をするのという疑問が出てくる

と思うのです。そういった歴史的な経緯だとか、どうして炭化を選ばなくてはいけなかったのか、だけれども今法律が変わってこういうふうになっているから、こういうふうにしたらごみに関する市民の生活がこういうふうに変わりますだとかという説明をきちっと理論的にしていかないと、これは市民の反発を買ったりだとか、理解を得られなかったりだとかということが必ず出てくるのではないのかなというふうに思いますので、やっぱり慎重にやらなくてはいけないし、1年、2年や3年でこれができるという話ではないというふうに私は思いますので、そこら辺はしっかりとタイミングをはかって、市民には本当に丁寧に説明をしていかないと誤解を生んでしまうというふうに思います。しかしながら、やはりこれはごみに関する、市民生活には深くかかわってきますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、改めて答弁いただける部分がありましたらよろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほども答弁をさせていただきました。現状では方式すら決まっていない状況だけれども、例えばごみの方式については炭化であると。炭化の方式が変わるとどうなるかということといえば、ごみの収集、つまり処分場に搬入するごみの種類をどういうふうにするか、これは名寄市ばかりではなくて広域の施設ということでいえばほかの市町村も全て関係してくるということで、調整にもかなり時間が必要なのかなというふうに考えています。今現状30年4月から広域の最終処分場整備している最中なのですが、こちらのほうも現状では処分場は各市町村で持っていて、その中で搬入の手数料ですとか、そういうものも実は差異がございまして、それを30年までには整備をしていかなければならないということで、調整してそろえていく内容のものがいっぱいございまして、いっぱいあるのですけれども、避けては通れないということで、ごみの中間

処理施設、さらにはリサイクル関連の施設を含めて、あとし尿処理の施設、時間をかけて地域住民の合意なりを得ながら、また構成市町村の合意も得ながら、壊れてから対応するというのではなくてしっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） この当時名寄市は炭化という処理方法を選択しましたけれども、やはり全国にもそういった方法を選択せざるを得なかった自治体があるわけでありまして、そういったところでも今すぐではないかもしれないけれども、次はどういう処理方法にしようかというのをもう既に決めている自治体が幾つかあるようにも伺っておりますので、そういった事例も参考にしながら、そういったごみに関する学者さんだとかも入ってもらって、次の処理方法だとかというのを選択をしていったとかという事例もあるようですので、そこら辺のところも若干研究をしていただきまして、適切な対応を求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについて質疑を終結いたします。

15時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時52分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて審査いたします。

説明を求めます。

川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） それでは、基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて概要を御説明いたします。

計画書案の105ページから123ページにかけてとなります。初めに、105ページをお開きください。ここでは、基本目標Ⅳの施策の体系を示しており、6つの主要施策、24の基本事業により基本目標の推進を図ります。

まず、106ページから110ページにかけての主要施策1、農業・農村の振興では、5つの基本事業を推進します。

基本事業1の収益性の高い農業経営の確立では、農畜産物の安定生産と収益性の向上を図るための生産基盤整備、保全に取り組み、農業経営の安定化を図るために、高収益作物の導入及び付加価値向上に取り組みます。

2の多様で持続可能な農業経営の促進では、農業者数が年々減少する一方で、経営規模の拡大による労働力の確保対策や作業受委託組織やコントラクターなどの育成や冬期間の就業確保による通年型雇用を実現するための他産業との連携や作業負担の軽減を図るための農業のICT化に向けた環境整備を図ります。

3の農業担い手の育成と確保では、今後の担い手確保の対策や農外からの新規就農者の受け入れ態勢の促進、農業青年、女性の活動支援に取り組んでまいります。

4の人と自然に優しい農業の推進では、農薬などの使用を抑えた栽培により安全、安心な農産物の生産に取り組んでいくほか、引き続き農業廃棄物の適正な処理を進めてまいります。

また、有害鳥獣による農作物被害の防止対策に取り組んでまいります。

5の豊かさと活力ある農村の構築では、農業振興地域の見直しに取り組むほか、グリーン・ツーリズムや食育を通じての都市と農村の交流促進や地産地消の推進、農家戸数の減少により地域コミュニティ形成や農業施設及び多面的機能の維持

を図ってまいります。

次に、111ページ、112ページの主要施策2、森林保全と林業の振興では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1の森林利用の促進及び人材育成では、木材価格の低迷などを背景とした森林所有者の施業意欲減退や高齢化の進行が進んでおり、施業の集約、効率化を図り、林業の担い手育成を推進します。

基本事業2の民有林の施業推進では、民有林の造林推進と森林所有者の意向調査を通じた民有林の効率化を図ります。

基本事業3の市有林の整備促進では、推進伐期に到達する森林が増加する中で、計画的な伐採と植林を進めていきます。

次に、113ページから115ページにかけての主要施策3、商業の振興では、5つの基本事業を推進します。

基本事業1の商業の活性化では、後継者不足などにより中心市街地の空き店舗数が増加していることから、にぎわいのある魅力的な商店街づくりを目指すため、各種事業を実施するとともに、民間と連携した市街地再整備などにも取り組み、中心市街地の活性化に努めます。

2の商業経営基盤の強化では、既存事業者の廃業がふえている中、各事業者の経営基盤の強化を目指すため、各種支援制度の充実を行うとともに、新たに創業する者に対する補助及び相談支援体制の強化にも努めます。

3の商業団体の支援強化では、地域商業の発展には現在組織されている商業団体の活性化が必要であることから、団体機能の強化に向けた各活動に対し積極的に支援していくことに努めます。

4の金融の円滑化では、市内金融機関を含めた関係団体と連携強化を図り、市内中小企業等の経営実態に即した融資制度の整備に努めます。

5の流通機能の維持では、本市が交通の要衝として道北の青果物等流通システムが発展したこと

に鑑み、今後も民間企業を含めた流通機能の維持に努めます。

次に、116ページから117ページの主要施策4、工業の振興では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1の地場企業の支援・強化では、事業主の高齢化、後継者不足が深刻な問題になっていることから、事業承継に係る取り組みを強化するとともに、創業、第2創業に係る支援、相談体制を整備し、地場企業の育成と経営体質の強化に努めます。

2の企業立地の推進では、本市の特性を生かした情報発信をするとともに、地場産品を活用した企業立地を目指します。

3の技術開発の支援では、本市の地場資源を活用した付加価値の高い地場産品開発の支援に努めるとともに、国、道などの研究機関の調査研究メニューなどの情報収集を行い、市内企業への情報提供に努めます。

次に、118ページから119ページの主要施策5、雇用の安定では、5つの基本事業を推進します。

基本事業1の雇用の安定と確保では、業種間でミスマッチが起きている雇用情勢を踏まえ、特に技能、技術が求められている業種の人材確保のため、資格取得等を含めた支援の強化に努めます。

2の労働条件の改善では、パート労働者の雇用条件向上など関係機関と連携を強め、労働相談体制の充実にも努めます。

3の福利厚生充実では、より一層労働環境整備と総合的な福祉事業を推進するため、福利厚生制度の充実や勤労者共済会の支援に努めます。

4の雇用能力開発では、人材開発センターを活用した人材育成に努めるとともに、不足している若年技術者の育成のため資格取得への支援を強化します。

5の勤労者の地位向上では、労働団体や勤労者福祉団体の支援を行い、労働条件の向上促進や勤

労働者が健康で安心して働ける環境づくりなど労働福祉全体の向上に努めます。

次に、121ページから123ページの主要施策6、観光の振興では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1の観光開発では、既存の観光資源を有効活用し、農業や冬季スポーツなどと連携したオンリーワンの体験型、滞在型観光商品の開発に取り組みます。

2の観光事業の充実では、本市への観光客受け入れ環境の充実が求められており、特に外国人観光客に対して十分な環境にないことから、観光ガイドの人材育成など観光関係組織を中心とした観光ホスピタリティーの醸成に努めます。

3の観光誘致宣伝では、北海道遺産である天塩川など上川北部の地域資源を生かした広域観光を推進するとともに、広域での情報発信、モニターツアーなど多様な観光ニーズに対応した観光に努めます。

以上、基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりの概要説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） それでは、基本目標Ⅳにかかわって、農業・農村の振興について数点お伺いをしたいと思います。

まず、収益性の高い農業経営の確立という部分で、それぞれ基本的な方向性、また実現の方策ということで明記されておりますけれども、この中で高収益作物の導入、また実現の方策という部分では高収益作物の振興という部分で表現がされておりますけれども、従前の第1次の計画の中では具体的な品目も記載されていたと思いますが、今回具体的な品目記載されていないという中で、どのような高収益作物の振興を考えてられるのか、

具体的にお伺いをしたいと思います。

2点目ですが、2番目の多様で持続可能な農業経営の促進という部分で、現状と課題の部分でも労働力確保の問題が記載されております。その中で作業受委託組織またはコントラクター、実現の方策の中では法人化の推進に取り組むとされておりますけれども、従前から機械施設の共同利用、また共同作業などを行う集落システムの再編ということで前計画でも進んできたと思いますが、そのあたりの進捗状況も踏まえて、今回の基本計画の中ではそこがどういう形で、表現としてなくなっている中ではどういう意図があったのか、これは法人化の中に含まれているのかどうか、そのあたりの見解についてもお伺いをしたいと思います。

3点目ですが、農業担い手の育成と確保という部分で、実現の方策の中にありますとおり新規参入による就農者を確保するため、研修から就農までの道筋を示す就農モデルの構築や地域の受け入れ態勢の整備に向けた取り組みということで記載されていますが、具体的な新規参入による就農者確保のための取り組みについて具体的なイメージがあればお知らせをいただきたいと思います。

また、地元産業高校との連携という部分、表現として削除というか、今回の計画ではなくなっていますが、どのようなお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

次、4番目の人と自然に優しい農業の推進という部分で、減農薬栽培や有機栽培の取り組みを推進していくという記載がされております。新たな取り組みを考えてられるのか、今まではクリーン農業という部分で取り組みがされていたと思いますが、今回今後10年間の計画の中ではもう一段高いハードルを設けて取り組んでいくのかどうか、このあたりのお考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

5番目の豊かさと活力ある農村の構築という部分で、グリーン・ツーリズムに関する現状と課題が記載されております。受け入れ農家の拡大が余

り進んでいない状況という現状認識もされておりますが、基本的な方向性、また実現の方策の中でその受け入れ農家の拡大に向けての取り組みがちょっと読み取れない部分がありますので、そのあたりの考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後、今回の第2次の総合計画の中での農業・農村の振興という中では、当然10年先の地域農業の姿を見据えた取り組みが必要であるというふうに思います。作業部会等でもいろいろな御意見があった中だと思っておりますが、具体的に特徴的な御意見としてはどのようなものがあって、この基本計画に反映させているのか。また、いろいろな場面でこれからの地域農業を担う若い担い手の意見、要望等も聴取しているかと思っております。そのあたりがどのように反映されているのか、お伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員からの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、具体的な振興作物の品目ということでございます。これは、今回の総合計画の中では具体的な記載はしてございません。今現在新名寄市の農業・農村振興計画の中で第2の策定をしております、その経過の中で関係機関と協議を進めながら品目の選定に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、労働力の確保ということでございます。それで、共同経営だとか、いろんな部分でこの間やってきた経緯もございますけれども、なかなか当時から残っているところも少なくなっているということと反面に、また新たな経営所得安定対策の中で一定の支援を受けて大豆だとか、そういった部分での生産組合も新たにできるという状況にもなっております、農業状況の変化によってそういった取り組みもまた変わってくるのかなと

いうふうに思っております。

それと、担い手の確保の関係で、新規就農者の受け入れということでございます。基本的には、やっぱり研修から就農までの一貫したメニューを明らかにする必要があるのかなということで今現在取り進めてございます。名寄を選んでいただいて、ここで農業をやっていただいて、最終的には就農していただくということも具体的にイメージできる、そういうものと同時に施策が連携していくということが必要でございますので、そういったことを少し考えていきたいというふうに思っております。

産業高校との連携につきましては、この間も産業高校さんとはさまざまな面で御意見をいただいたり、連携はさせていただいております。引き続きそういった部分では、各種委員の中で御意見をいただいたりもしておりますので、引き続きそういった部分で連携を深めてまいりたいというふうに思っております。

減農薬の関係につきましては、新たな取り組みということは今想定はしてございません。クリーン農業をさらに進めていくというのがまず第一になりますし、そこからまた違うものが出てくればということでございまして、今現在新たな想定はしていませんのでよろしくお願ひいたします。

あと、グリーン・ツーリズムの受け入れ農家の拡大の方策ということでございますけれども、たしか会員は極端に減少もしていませんけれども、ふえていないというような状況でございまして、そこで1つこの協議会、主体的に都市と農村の交流を含めて事業を担っていただいておりますので、できるだけ拡大に向けてはそういった部分も少し市としても御協力いただきながら、双方で考えてまいりたいというふうに思っております。

10年後の農業の姿ということで、特徴的な御意見ということでございますけれども、まずもって農業就農人口がやっぱり減っていくということでございます。およそ今から600戸が百数十戸

減るという想定の中で、その広大な余った土地をどうしていくのかという課題であったり、そこで作付できなかった不作付の問題だったり、それを補うための労働力をどうしていくとかということなど、さまざまなものがございませうけれども、大きな部分では農家さんがある程度の部分、500なのか、そこら辺で何とかとどまっていたら、そこでの活動、農地の集約だったり、そういったことをやっぱり進めるのが、まず考えが第一なのかなということと考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれお答えをいただきました。高収益作物の振興に関しては、現在策定中の次期農業・農村振興計画の中で具体的な振興作物として位置づけていくというようなお答えだったかと思えます。また、新たなものを導入するという部分、いろんな情勢が変わる中ではそういう部分も多少必要な部分も出てくる時期もあるのかと思えますけれども、やはり今ある作物をしっかりと改めてより強固に振興していくという部分が大事かというふうに思えます。再三再四申し上げさせていただいている部分ではありますけれども、次の農業・農村振興計画の中で、またJAのほうの計画とも整合性を保つ中で地域全体として振興作物、高収益が上がる作物のより一層の振興に力を入れていただきたい、そういった取り組みを求めておきたいと思えます。

労働力の関係ですが、法人化の推進では1戸1法人という部分ではかなりの数の法人化も進んでいる状況ではありますけれども、農業生産法人、複数の経営体と一緒にした法人化というのはなかなかハードルの高い部分でもあるのかと思えます。法人化と一くくりにいいましても、どちらをどう推進していくのかという部分でやはり大きな違いが出てくるのだというふうに思えます。複合、複数の農家が集まる、一緒になってやっていくという農業生産法人を立ち上げるというのは非常に

ハードルも高い部分もあるのかと思えますけれども、やはりその前段で作業の受委託も含めた共同組織といいますか、そういった部分、小さな取り組みからも大きなものに発展していく可能性もまだまだ隠されている部分があるのかというふうに思えます。効率よくそういったものを行っていくという部分では、例えば防除のヘリの組合をそういった法人化といいますか、共同組織にしていくという部分も、地域の農薬散布にしてみても効率化が図られて経費の削減、それは所得の向上につながっていくという部分でもありますので、そんな部分もやはり引き続き推進していただきたいなと思えますので、このあたりの考えについても改めてお答えをいただきたいと思えます。

新規参入に関してですけれども、やはり受け入れ態勢、そういったメニュー化を推進していくという部分でありました。学卒の後継者が新規就農をする、また私もそうでありますけれども、Uターンですとかというのは、本当に毎年複数、結構多くの就農者がいる中で、新規参入というのは本当に現状難しい部分もあったりもします。ただ、以前ちょうど私が戻ってきた平成15年前後、1年前の平成14年だったかと思えます。6名の方が新規参入したという事例があります。それから、2名、3名という年があったり、ない年があったり、それはいろんな状況によって変わるかと思えますけれども、たくさんの方がその平成14年、6名の方が新規参入したという中では、新規参入、名寄で就農したいという気持ちに、どうしてそういうふうになったかという分析はされておられるのかどうか、そのあたりの見解改めてお伺いをしたいと思います。体制整備も含めたものが何かあったのか、そのあたりお聞かせをいただきたいと思えます。

産業高校についてはわかりました。表現としてなかったものですから、引き続き市内にある公立の高等学校の中でそういった職業科があるという本当に貴重な学校でありますので、しっかりと連

携をとって今後も進めていただきたいと思います。

減農薬、有機栽培については、理解をさせていただきたいと思います。なかなかこういった部分一緒に認証を取るという取り組みもこれある意味そう簡単ではないことではありますけれども、消費者ニーズに応えるという部分でも、また名産物の農産物の安心、安全を担保していくという意味でも並行してやはりこういった取り組みも重要になってくるかと思えます。引き続きの推進をお願いしたいというふうに思っています。

グリーン・ツーリズムは、重点プロジェクトの中でも、グリーン・ツーリズム、これは市内横断的にやはり取り組んでいかなければならない。農業という分野だけにとどまらない部分もあるのかというふうに思っています。市内横断的な連携も含めて一層の推進が必要かと思えますが、お答えがあれば改めてお伺いをしたいと思います。

特に本当に若い農業者の考え、意見、しっかりと反映させていただきたいという部分は再三再四いろいろな場面でお答えをいただきました。この基本構想、基本計画の中で、では10年後の姿どうなっているかはっきりと読み取れということ自体がなかなか難しいのかと思えます。特に農業という分野、農業情勢は本当に2年単位、3年単位で国の政策も変わったりする部分もある中ではありますけれども、やはり今労働力の問題、担い手の育成確保の問題、いろいろありますけれども、やはり若い方、またこれからの子供たちに継いでもらえるような農業にならなければならないのだと思えます。それはこういった農業なのかという部分でありますけれども、川田部長はどういうふうに、どういう農業が若い方が意欲を持って取り組める、また次の世代の子供たちが継ぎたいと思えるような農業になるのか、端的に部長の思いも含めてお答えをいただきたいと思います。改めてお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 労働力の関係につき

ましては、今労働力調査もやってございまして、年内に一定の方向性を出すつもりで取り組みを進めてございます。その内容を見て、市内の中でこういった施策が重要なのかということは今後の最重要な検討事項となりますので、しばらく見守っていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、新規参入の関係でございまして、山田議員おっしゃったとおり、一時期大量の新規参入者がおられて、その方々の御意見もお伺いする機会もございまして。そういった部分では、そういった御意見も参考にしながら、トータル的な中でどういうふうに生かしていくことがいいのかということは検討の中に十分加えてまいりたいと思っております。

グリーン・ツーリズムの関係につきましては、特に都市と農村の交流ということで本当に熱心に行っているという実態でございまして。ただ、その中で目指す方向性が議論がもう少し成熟していくといいなというふうに考えてございまして、そういった部分で議論の中でともに考えてまいりたいというふうに思っております。

当然若い人の御意見をお伺いするというのももちろんでございまして、現状でとどまっている方、さらにはこれから離農を、卒業するという方も含めてどのようなお気持ちでいるのかということは今それぞれ農業アドバイザーを含めて聞き取り作業を行っていますので、総合的にその段階でこういった思いがあるのかというのはやっぱり整理する必要があるのかなと思っております。

それと、農業の関係で若い人に継いでもらおうと、やりたいということは、農業が再生産ができるということがまず大事だと思っております。それが国の補助を頼るなどの活用も含めてそういった希望がないと、お父さん、お母さんもなかなかそうは言えないのかなというふうに思っていますので、ぜひそういったものがまず第一なのかなと思っております。

以上です。



○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 再生産ができる農業ということで部長からもお答えいただきました。そのとおりだと思います。やっぱりもうかる農業でなければならないのだというふうに思います。そういう面では、この1番の収益性の高い農業経営の確立、経済行為としての農業という職業が職業として成り立たなければ、やっぱり若い人も意欲を持って取り組めないと思いますし、子供たちも継ぎたいと思わない。そこが解決すれば、私担い手の問題ですとか労働力の問題、一定程度解決の道筋って見えてくるのだと思うのです。道内の中でもやっぱり農業に元気がある、活気がある地域は、若い人が継ぎたい。まちでサラリーマンをやるより農業やるほうがもうかるという継ぐのです。それは、やっぱりもうかるからです。経済的にやはり合うというか、職業としての農業が成り立つからだと思うのです。やっぱりそういった部分で、まず若い方が意欲を持って取り組めるという部分、土台づくりというのが非常に大事になってくるのだというふうに思いますので、ここはせっかくの機会ですので、久保副市長からもこれから若い人とのかわりも含めて改めてお考えをお答えいただきたいと思います。

新規参入に関して、その当時の就農した方の考えを聞く場面も持つということでお答えいただきましたけれども、その当時就農した方とも私もお話しする機会があって、なぜ名寄に就農したかという、やっぱり人だそうです。当時の担当者の方の熱心さ、人柄だということだと言っていました。ここは、当然体制整備、研修から就農までの一貫したそういった就農モデルの構築も非常に大事な部分ではありますけれども、人的な部分でも、今担当になっている方が悪いとかということではなくて、やっぱり担当する方の熱意がこの地に就農させるという部分につながるのだというふうに思います。詳しいお話聞くと、他の自治体も幾つか就農の候補地としてお話を聞いたり、実際に行

ってみたりしたけれども、やっぱり名寄の担当者が一番熱心に対応してくれたと。条件的にはほかの自治体ももう名寄以上にいい自治体も幾つもあったけれども、最後は名寄に決めたというのはやはりそこだという部分でおっしゃっていました。人的なそういった体制もしっかり体制を構築するという意味では必要かと思いますので、そこら辺も改めてのお答えをいただいて終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 山田議員からは、特に若手、担い手の確保含めて貴重な御提言をいただきました。私も同感であります。特に農業は、この間のさまざまな条件のもとでそれぞれ苦難の歴史を超えてきたという、例えば1つには国策の転換があったというふうに思いますし、それからまた自然災害との戦い、あるいは市場に左右されるという、そういう中で営々と農業を続けてきていて、私は名寄市の若手の農業者はすぐれているというふうに自負、私自身は誇りに思っているところであります。せんだつてもJAの上川の連合で大収穫祭をやっておりましたが、その主体を握っているのがJA道北なよろの若手の農業者であったというふうに、とてもうれしく思っているところであります。そこで、私どもも山田議員おっしゃっておりますとおり5つの事業、収益性の高い農業から5つの基本事業というのはそれぞれ相関している事業です。収益性が高ければ担い手も確保できる。担い手を確保しなければ持続する農業というのはあり得ない。ここは、この5つの事業をしっかりと組み合わせてやっていくというのがこれから求められるのではないというふうに思っています。川田部長を中心に今農業・農村振興計画の策定に入っているところでありますが、そのところをしっかりと主眼に置いて進めていくということで、川田部長から力強い決意も私いただいておりますので、そこは請う御期待をいただきたいというふうに思っています。

さらに、先ほど担当者でということもありましたが、私も当時の就農された方の話を聞いて、そこは十分に聞いておりますし、そこに魅力ある人のところに就農したいとか、これは観光でも言えるのですけれども、観光資源の一つにやっぱり人ということも言われています。そういう面では、うちの職員は全てそういう人的にすぐれておりますので、そこはしっかり磨いて対応していけるように私どもも育成していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

まずは、いずれにしても農業の振興というのは人がやるものでありますし、さらに今後の考え方でいきますと先ほど川田部長が言ったように農家戸数減少していくのでありますけれども、行政の区域とJAの区域が1つということ、これは何より強みかなというふうに思っておりますので、農業団体としっかりと連携して今後とも農業施策展開してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思っております。

107ページの多様で持続可能な農業経営の促進にかかわってであります。現状と課題の中では、農業者数が年々減少する一方で経営規模の拡大、そして農地の受け手となる担い手の規模拡大が限界に近づいてきていると、こう書かれています。これは、農業者でない私としても実感するところでもあります。しかし、食の安全や自給率の向上を願うというところでは、持続可能な農業経営、このところを強く望むところですが、基幹産業である農業というくだりが見えないというのがありますし、また減反政策に対する考え方やTPPの問題もあります。国の政策で、今副市長からもあったように、本当に国策で左右されてというか、非常に惑わされてきたというところもあるのかなというふうに思っております、私は。そういったと

ころでこの視点も必要ではないかというふうに思うのですが、ここに全く触れられていないというところで、どのようにお考えなのかお聞きをしたいと思っております。

実は、私先日稲刈り体験をしました、初めて。それで、農家の方がようやく8月になって天候が回復して出来秋が望まれるかなと、すごくうれしい顔をしておっしゃっていて、それは私たちも消費者としても非常にうれしいことです。ですから、それが基幹産業が農業であるという大きな位置づけなのかなというふうに思っているのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） TPPとの関係について御意見をいただきました。TPPの関係は、この間議会の中でも御質問いただいております。そういった意味では、この間まだこれから国の中で採択するかどうかという段階に入っておりますという状況でございます。この間TPPの関係については、北海道段階でもさまざまな協議会、さらには市長会の中でもそういう協議会を立ち上げてそういった取り組みも進めているところでございます。そういったところでの対応はしっかりとさせていただくということございまして、この計画の中にそういった部分の記載は確かにはないわけでございますけれども、決してTPPの部分は何もやらないということではございませんので、そういった部分では御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 現在の国策という説明をさせてもらったのですけれども、減反政策という表現は現時点では余り私どもとしては認識していなくて、対策としては経営安定対策とか、そういう言い方をしていますので、これは表現の仕方かなというふうに思っております。議員がおっしゃ

っているのは、主たる食料は米というところできくと、稲作というのは基本的に国が国策で進めてきた背景があって、昭和40年代に一定の生産調整が始まったということで議員も認識していると思うのですが、これは私どもも政策の中でそういう展開をしたという歴史を押さえています。この中で名寄市においては、転作率という分で見ると水稻の作付割合は極めて多くて、そういう政策の中でモチに転換をしてきた。一部ウルチ米を残してきたということで、両方とも稲作という全体で見たときにほかの地域と比較して国の政策あるいは市場の動向に的確に対応してきた市ではないかと。そういう面では、基幹産業としての農業の中での基幹作物としての稲作というのは、この名寄市の中でもそこは重要な第一義的に挙げる事ができる品目だというふうに私も認識しているところであります。

減反政策全般にわたっては、個人的な見解は控えさせていただきますが、そういう政策に呼応してそれぞれこれまで名寄市の農業は展開されてきたなというふうに私は自信持って答えさせていただきたいと思っております。今後の対応については、そういう対応をしてきたことが次の農業、持続する農業に生きてくるものというふうに思っていますので、そこは農業関係団体だとか、あるいは農業者と十分に連携しながら持続する農業に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 減反ということで私も言ってしまったのですが、転作しながら、確かに名寄の農業はウルチ米からモチ米にということで、今せんだってもちよっとよそで話をしたら、やっぱり名寄、風連のモチ米はかなり有名で、すごくうれしく思って帰ってきたところなのですけれども、しかし今副市長もおっしゃったように今後どうするか。これは、今後の10年間の計画ですの

で、その中で今少しずつ動きが見えてきている中で、国の施策が見えてくる中で、今後どうやってこの名寄の農業を持続可能なものにしていくのか、そのところがこの計画の中では読み取れないかなというふうに思いまして、お聞きをさせていただきました。

T P Pの問題もそうです。今、国会の中でもいろいろ議論が進みそうで進まないというようなことですが、しかし今後10年間の中でどういうふうにそれが影響してくるのか、確かに関係機関、関係団体の皆さんとも話をしながら、どう取り組むのか、当然していかなければならないと思っておりますけれども、やはり総合計画の中ではしっかりと明記する必要があるのではないかなというふうに思ってお聞きをしているところですので、再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほども山田議員にお答えしたことも共通しているのでありますけれども、国の動きというのは激変しているところにあるのかなと。農業政策そのものが2年から3年で変わっていくということと、それから国際的な動向にどう応えていくかというのは、1つは国の流れと呼応しなければいけないと。現時点でようやく見え始めたのは、輸入米の関係が少し出てきたかなというふうには見えていますけれども、そこも具体的な展開にどう至るかということについては私たちがまだ承知していませんので、T P Pという固有名詞については避けましたけれども、持続する農業というのは議員おっしゃったとおり臨機に対応していく、あるいは必要に応じて国に求めていくということだと思っております。市長会を通じて国に求めていかなければならないこともあるでしょうし、農業者の皆さんと相談したり、あるいは農業団体の皆さんと相談して、それぞれの課題をその場で克服していくというのが必要かなと思っております。10年の国の流れを見るというのはなかなか見きわめられないところもありますの

で、表現としてはこういう表現になったということについては御理解をいただきたいと思います。大変申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 確かに本当に国も2年、3年とおっしゃったけれども、1年、2年ぐらいで名前が変わってしまって、何が何だかわからないというような、そういったこともあったりして、非常に難しい部分もあるのかというふうには思うのですけれども、食の安全、食の自給率を上げていくということでは、消費者としての立場としてはやはりしっかりと地元の農業、基幹産業を守っていただきたい。その思いが強い分、きちっとここに明記していただければという思いで質問をさせていただきましたので、何回も申しますように今後これがもし決まったらすれば市民の皆さんにお知らせしていくわけですので、やはりその部分も丁寧な報告といいますか、周知が必要かなというふうに思いますので、そのことを要望して、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） それでは、1点お聞きをします。

私もこの計画の中で食育推進に関していろいろな目を通したのですけれども、しっかりとした施策を持つての食育推進というところには当たりませんでした。第1次計画においては、教育、文化、スポーツの中で食育推進というものをうたっています。地域、そして学校、それから農業、商業における食育推進という形で明記をされて取り組みを10年間進めてきているという状況にあると思います。その中で今回特に食育推進について施策として持たなかった理由についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 第1次の中では、教育の分野で食育の部分をのせさせていただいたと思います。その後食育の計画につきましては、経

済部が所管してこの間実施をしている状況でございます。議員御承知のとおり、食育の活動につきましては横断的に各部で取り組まれているという状況でございます。推進しないということではございませんので、各それぞれの部の中で食育の関係はうたっております。さらに、経済部所管として食育活動の委員会も立ち上げておりますし、また第3次の計画も今目前に迫っておりますので、そういった取り組みも含めてさせていただくということでございますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 私のこれまでの食育推進というのは、やはり食育とは私たち生きる上において源になるものというふうに理解をされていて、これは生まれて小さいころからずっと携わっていくことによって、これから高齢化社会を迎えていくわけですけれども、それに長いスパンでとても大切なことだというふうに理解をしています。昨日の佐藤議員の質疑の中でも各部局において取り組みを進めるようになっていたのだというお答えをたしか教育部長されたのかなというふうに思うのですけれども、おっしゃったとおり経済部が所管をする食育推進計画1次、2次、今2次進行中であって、30年には3次が策定されるという状況にあります。ということをご中ではやはり感じているのは、経済部なのかというのは私の中でもわからない部分というのはあるのです。ただ、道においても食育推進に関する部分とすれば所管が産業ということですから、それらの形で進めてきているのではないかなというふうに思うのですけれども、やはりこの部分については審議会の中でも食育についての質問も結構あったようですから、そのことを考えていく上において、私探せなくて、3つほどあったのですけれども、強く食育を推進していこうという意味が文字から読み取れないのです。ましてや食育推進計画を2年後に控えているということを考えれば、やはりきっちり

ここでしっかり計画を立てるところはこの施策の中で盛り込むというのが本来の姿ではないのかなというふうに思うのです。それでお伺いしたのですけれども、もう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 食育の活動、私どもも大変重要なものだというふうに認識はしております。そうした中でも食育の協議会の中でも随分各方面の団体の皆さんの御意見だったり、当然事務局には教育部なり関連の皆様入っていただいておりますので、そういった意見交換もさせていただいております。先般もその会議を開催させていただきまして、やっぱり第3次の食育の部分でしっかりと現状を含めて立てていこうという意思統一もさせていただいて、委員の皆さんにもお願いしておりますので、そういった意味で十分に認識を持っているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 食育に関しては、やはりいろんな場面といたしましうか、福祉の部分なり保育なりなんなり、それから学校教育なりという部分で必要な部分ですから、これを食育ということではいろんな団体もまだあるわけですし、食育を推進するのだというしっかりとしたメッセージをこの個別計画の中でもそうですけれども、出していただきたいと。しっかりやっていくのですよという名寄市としての意思をしっかりと持たしていただきたいと、このことを要望して、終わります

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて質疑を終結いたします。

次に、基本目標Ⅴ、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて審査いたします。

説明を求めます。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、基本目標Ⅴ、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて概要を御説明いたします。

別紙計画書案の124ページから147ページにかけてとなります。初めに、124ページをお開きください。ここでは、基本目標Ⅴの施策の体系を示しており、9つの主要施策、21の基本事業により基本目標の推進を図ります。また、125ページ以降に具体の記述を行っておりますが、基本事業ごとにそれぞれ現状と課題、基本的な方向性、実現の方策の3つの項目で構成しております。

まず、125ページからの主要施策、幼児教育の充実では、2つの基本事業を推進します。

基本事業1の就園の奨励では、子ども・子育て支援法の本格施行に伴い、多様な経営形態による制度の違いについて周知が必要となっていることから、施設によって保育料や手続が変わることなどを丁寧に説明するよう努めています。

また、幼稚園新制度への移行の有無にかかわらず、保護者が安心して子供を預けることができる環境や園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援していきます。

基本事業2の幼・保・小及び各機関との連携では、全ての園児が希望を持って就学できるよう小学校教育との円滑な接続が必要なことから、幼、保、小及び各機関の日常的な連携を緊密にするとともに、支援の必要な幼児についての相談、支援体制の充実に努めます。

次に、127ページからの主要施策2、小中学校教育の充実では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1の生きる力を育てる教育の推進では、全国的な各種調査結果等から児童生徒の思考力、判断力、表現力、みずからを律する心や他人を思

いややる心、日常的に運動に親しむ態度や望ましい生活習慣等が十分に育っていないという課題が見られることから、主体的、対話的で深い学びであるアクティブラーニングの視点に立った授業改善、問題解決的な学習を取り入れた道徳教育や各学校の特色を生かした体力づくり、一校一実践の取り組みの充実に努めるとともに、障害のある子供と障害のない子供が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築に努めます。

基本事業2の信頼される学校づくりの推進では、保護者、地域住民が教育活動に参画する取り組みや教職員の経験年数に応じた継続的な研修については課題となっていることから、コミュニティースクールの導入や社会に開かれた教育課程の編成、実施、評価、改善、学校や地域の実態に応じた小中一貫教育の推進、教職員の資質向上を図る取り組みの充実に努めます。

基本事業3の安全安心な教育環境の整備では、不審者による声かけ事案がなくなることや学校施設の老朽化が進んでいることなど、子供たちの安全、安心な学習、生活環境を確保することが課題となっていることから、学校内外の危機管理体制の確立、学校の適正配置、通学区域の見直し、再編、学校施設設備の計画的な整備などに努めます。

次に、130ページの主要施策3、高等学校教育の充実では、基本事業として就学機会の確保を推進します。

本市の公立高校2校の定員に対する充足率が69%にとどまり、現行の間口維持は難しい状況にあることから、関係機関と連携を図りながら現状の間口を維持する支援体制を確立するなど、望ましい高校適正配置のあり方について要望してまいります。

次に、131ページからの主要施策4、大学教育の充実では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1の教育研究の充実では、大学の理念、目的を達成するため、教養教育と連携教育を基礎

に専門領域の特殊性にも配慮した体系的なカリキュラムに基づいた質の高い授業、実習などを行い、教育研究の充実に努めます。

基本事業2の校舎及び環境等整備事業では、新学科設置に伴う平成30年度からの学生数の増加に対応するため、新棟建設など施設整備を進めており、今後は老朽化した既存施設の改修、学生生活の充実のためのグラウンド、テニスコートなどの整備などに努めます。

基本事業3の大学を生かしたまちづくり・地域との連携では、質の高いケアの専門職を養成するとともに、子供、障害者、高齢者を初めとした市民全てが地域で安心して暮らせる環境づくりに貢献することが求められていることから、新たに設置したコミュニティーケア教育研究センターの活動を進めるとともに、市立大学の学生が卒業後も名寄市に定着するよう関係機関と連携をしながら取り組みを進めます。

次に、133ページからの主要施策5、生涯学習社会の形成では、4つの基本事業を推進します。

基本事業1の社会教育計画の策定では、地域の教育力の状況や市民が地域社会を支える一員として社会参加することができる環境づくりに課題が見られることから、名寄市総合計画との整合性を図りながら社会教育計画を策定し、定期的な見直しや改善に努めます。

基本事業2の社会教育拠点施設整備では、市立図書館の施設の老朽化、北国博物館の展示の工夫、改善などが課題となっていることから、社会教育施設の適切な維持管理と計画的な改修に努めるとともに、市民サービスのより一層の向上を図ります。

基本事業3の生涯学習プログラムの整備と学習への支援では、生涯学習プログラムの整備を通じて市民の生涯学習に対する多様な要求に応える体制を強化することが大切なことから、社会教育施設間が協力して取り組む体制づくり、多様な学習機会の提供、市民のニーズに応じるための指導者

の確保などに努めてまいります。

基本事業4の天体観測を生かしたまちづくり事業では、適切な施設、機材の維持管理、市民への天文知識のさらなる普及などが課題となっていることから、市民に親しみある天文イベントの開催や学校教育との連携強化、建物、設備の適切な保守、整備、国立天文台、石垣島天文台などとの協力による研究観測の充実に努めてまいります。

次に、137ページからの主要施策6、家庭教育の推進では、基本事業1、家庭と地域の教育力の向上を推進します。

子供たちの望ましい生活習慣の定着や他者への思いやりの心などを育む家庭の教育力の低下、子育て家庭が孤立する傾向が見られることから、家庭教育支援事業や親子ふれあい事業などの社会体験の充実に努めるとともに、家庭教育資料「子どものよりよい育ちのために家庭で取り組む7つのポイント」のより一層の活用、家庭教育サポート企業の拡大に努めます。

次に、139ページからの主要施策7、生涯スポーツの振興では、3つの基本事業を推進します。

基本事業1、スポーツ施設の整備では、スポーツ施設の老朽化が進んでいることや障害のある人がスポーツに親しむことができる環境の整備が課題となっていることから、スポーツ施設の適正管理と計画的な整備、障害のある人も障害のない人もともにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めてまいります。

基本事業2、スポーツ振興事業では、市民のライフスタイルやライフステージに応じた生涯スポーツの機会の充実に努めることや子供たちのスポーツ離れ、さらに指導者の確保が課題となっていることから、市民皆スポーツを目指した取り組みを推進するとともに、総合型地域スポーツクラブに対する支援によるジュニアアスリートの競技力の向上などに努めます。

基本事業3、スポーツ合宿推進事業では、スポーツ合宿受け入れによるさらなる地域スポーツの

振興や交流人口の拡大を図ることやジュニアアスリートの育成と指導体制などの環境整備が課題となっていることから、冬季スポーツの拠点化事業を通じて地域の活性化を図るとともに、合宿受け入れ組織を発展させたスポーツコミッションの設立、冬季ナショナルトレーニングセンターの誘致実現に向けた取り組みに努めます。

また、指導者が活動しやすい地域づくりを進め、ジュニアアスリートの競技力向上に努めます。

次に、142ページからの主要施策8、青少年の健全育成では、2つの基本事業を推進します。

基本事業1、青少年健全育成事業では、子供たちの地域とのかかわりや帰属意識が低下している傾向が見られることから、ボランティアリーダー活動などを通じて高校生や青年のリーダーを育成するとともに、子ども会単位の活動が困難になってきている地域の子供が参加、交流できる事業や自然を生かした体験活動を推進します。

また、携帯電話など情報機器の急速な発展に伴い、子供が犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年健全育成の体制のより一層の強化に努めます。

さらに、不登校については、その原因が学校だけではなく、家庭環境を含むさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、学校や家庭、関係機関が連携した教育相談体制の充実に努めます。

基本事業2、子育て支援の推進では、放課後児童クラブの公設と民間の施設間の開設時間や利用料金に違いが見られたり、放課後子ども教室の指導者を確保することが課題となっていることから、子供たちが安全で安心な場所で過ごせる子育て支援の充実に努めます。

また、児童センターについては施設の老朽化など課題となっていることから、施設の整備について検討してまいります。

最後に、145ページからの主要施策9、地域文化の継承と創造では、2つの基本事業を推進します。

基本事業1、文化芸術振興事業では、市民文化センター及びふうれん地域交流センターを核とした文化芸術の振興を図るため、生産年齢の市民が参加しやすい事業運営や機能の強化が課題となっていることから、文化芸術活動の担い手である団体、グループ等への支援、アウトリーチの推進やワークショップの開催による文化芸術に触れる機会の提供、新しい文化芸術サークルの開設の奨励、文化芸術鑑賞ツアーの一層の充実に努めます。

基本事業2、歴史や文化財の継承では、本市の歴史や文化財を次世代へ引き継ぎ、市民の理解を深めるための機会の提供のあり方や郷土芸能を後継する人材不足などの課題があることから、収集した資料の活用による普及啓発、有形、無形の文化財等の保護活動、継承活動の支援に努めてまいります。

以上、基本目標V、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりの概要説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

---

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長させていただきます。

---

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 基本理念の人づくりに直結する基本目標Vであるという認識のもとに何点かお聞きいたしたいと思います。

まず、基本目標Vのところのこの内容について、でき上がる過程において幼児教育、それから学校教育等担われている現場の方たち、保育士さん、それから現場の先生方、そういう日々人づくりに、子供たちの教育に携わっておられる方たちとこれから10年間このようなまちをつくる、このような子供たちを育てる、ひいては成人になっていただくという思いを共有する取り組みがどのようになされたのかについて、まず1点お聞きしたいと

思います。

それから、2点目につきましては、128ページの生きる力を育てる教育の推進についてであります。実現の方策のところは道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れという文言がございます。実現の方策の2つ目の丸のところですが、道徳教育については今までは学校の教育活動全体を通してということでの道徳教育が進められてまいりましたが、昨年3月の学習指導要領の一部改訂によって科目としての道徳、評価を必要とする道徳ということに、今移行措置ではありますが、そのように変わってきている現状があります。そのことを踏まえて、先ほど申し上げました道徳的行為に関する体験的な学習云々というところをこれから先どのようにイメージすればいいのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、129ページの実施の方策のところの1つ目の丸の中にありますコミュニティースクールの導入、それからその3つ目の丸のところにある小中一貫教育の推進、これについても今までの議会の中でも協議されてきているところではありますが、地域性が出てきているというふうに捉える中で、名寄市全体としてのコミュニティースクール、それから小中一貫教育についてどのように考えをまとめられておられるのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、137ページ、家庭教育の推進についてであります。現状の課題の中で上から5行目のところに親力向上という言葉が出てきておりますので、親力、親という言葉が家庭教育の推進の中で大きくクローズアップされる言葉になってきているかと思いますが、138ページのところでは用語の解説として親力については子供を育て、包み、伸ばす総合力というふうに書かれています。家庭教育における親は、当然のことながら大きな力を発揮されますけれども、家庭教育というそのくくりにおいては親だけではないことについて



は誰も想像できるところではないかと思いたすので、この親ということ限定された、何かお考えがあるのかどうか、4カ所ほど文言の中で出てきておりますので、親、すなわち保護者という受けとめ方をすればいいのか、こここのところを少し確認させていただきたいと思いたす。

それから、済みません、たくさんあって、140ページです。生涯スポーツの振興にかかわって、スポーツ振興事業のところなのですけども、このスポーツ振興事業の実施の方策の中にスポーツ施設の適正管理と計画的な整備という言葉があります。それから、スポーツ施設の効果的な管理運営体制ということもあります。このことにつきまして私自身が具体的なイメージを思い描くことが不十分であると認識しておりまして、これはほかの市民の方もそのようにお考えになっているところがありますので、具体的にスポーツ施設の適正管理と計画的な整備について基本計画としての範疇で結構ですので、お聞かせいただきたいと思いたす。

そして、ここにかかわりまして基本的な方向性、体育協会、総合型地域スポーツクラブなどとの連携という言葉もございます。この総合計画をつくり上げる上でこういうところとの思いの共有をとれるような取り組みが私の認識が違うのかもしれませんが、余り機会を得ることがなかったのかなというふうに思っておりますので、この連携について今後どのような想定をされているのかについてお聞きしたいと思いたす。

あわせて、スポーツ施設の適正管理というところに付随すると思いたすが、旧東風連小学校の体育館、旧豊西小学校の体育館、それから日進中学校の体育館とをそれがスポーツ施設というふうな捉え方でないのかもしれませんが、一応日進中学校の体育館や東風連小学校の体育館は現在も学校開放の対象施設として地域の人たちが利用することができています。この部分のスポーツ施設の適正管理ということも少しお聞かせいただき

いというふうに思っています。たくさん申し上げましたけれども、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうから何点か説明させてもらって、教育長も含めて報告させてもらいたいというふうに思っています。

まず、1点目の今回の総合計画をつくるに当たって先生方とのどのような議論があったのかということだというふうに思いたすけれども、基本的に学校教育を推進するに当たっては、市民憲章だったり、教育基本法であったり、教育都市宣言、そういったものが基本理念としてあって、子供たちをどういう形で育てるかということですと1次計画から含めて進んできたというふうに思っています。それをもとに教育委員会としては、毎年名寄市学校教育推進計画というのを策定しております。これは、時代の移り変わりであったり、子供たちの状況の移り変わり、文部科学省からの指導要領の改訂、さまざまな通知も含めてありますので、毎年改善をしながら策定をしいております。これにつきましては、2月くらいに校長会、教頭会を通じて各学校におろして意見をいただきながら決定をして、4月からスタートをしています。これにつきましては、総合計画と連動させながら実施をしてきておりますので、今回に限らず毎年そういった教職員の先生方の御意見も踏まえながら推進をしてきているというところでありま

す。さらに、実施計画の中でも教育改善プロジェクト推進委員会事業というふうに入っていると思いたすけれども、これは校長先生、教頭先生、教員の方も入りながら、名寄市の教育改善に向けて研究をしているプロジェクトでありますけれども、これも全道的にもやっぱり名寄市が一番先進的に取り組まれているというのは議員も御承知のとおりだというふうに思いたすけれども、これにつきましては当然総合計画で進めている事業内容との整合性も見ながら研究していますし、5年間

の第1次が終わって、今来年からの第2次のプロジェクト委員会の準備委員会も立ち上げていますけれども、これにつきましては今回の総合計画が確定したあたりにはしっかり落としながら実施計画の中ではそういったところの議論も含めてしっかりとりながら進めていく。そういった面では、先生方の御意見もこれまでも反映をされているし、今後とも意見を取り入れながら進めていくような、そういった環境にはあるのかなというふうに考えているところであります。

2つ目と3つ目は、教育長のほうから答弁ということで、スポーツの関係の質問でありますけれども、初めのスポーツの施設管理運営のところであります。管理運営の部分でいけば、名寄地区においては名寄市体育協会が指定管理を受けて管理をしています。風連については、市のほうで管理運営をしている、そういったような違いがあるというところでもありますので、これについてはこれまでも課題としていますが、課題としてこういった運営体制がいいのかも含めて今後も検討が必要だというふうに捉えております。風連地区においては、やっぱり地域性もというふうにありますので、そういう形で指定管理に持っていくのがいいのかどうかというのも課題について持っていますので、これについては関係する団体とも協議が必要だというふうに思っていますので、慎重な取り扱いをしていきたいというふうに考えているところであります。

あと、総合型地域スポーツクラブの関係ですけれども、基本的に上川北部のそれぞれの自治体が加盟していて、名寄市も毎年負担金ということで5万円を払いながら、美深が事務局でやっている組織であります。この中にも名寄市の総合計画をどうですかという話にはならないというふうに思いますが、毎年総会なり役員会等は開催されている中で、当初の活動から見ればやっぱり参加人数も含めて、活動内容を含めて低下をしている部分というのは議員も御承知のとおりだという

ふうに思っていますけれども、これから名寄市の冬季スポーツの拠点化事業、これはある面広域的に進めなければならない事業でもありますので、そういった面ではタレント発掘事業ということで、主にこれをやっていた事業でありますので、スポーツのクラブに入っていない方が例えばそういったスポーツに興味のある方、そういった人たちをしっかりと発掘できるような事業になるような形では、うちとしてももっと積極的にかかわりながら進めてまいりたいというふうに思っていますし、具体的には実施計画の中での具体的ななどというふうにやっていくかという話になってくると思いますけれども、そのときにはスポーツクラブの中身の運営なり活動も考慮しながら個別事業の計画も立てていくような形になるかと思っておりますので、御理解をお願いします。

閉校後の管理ですけれども、今学校開放として東風連小学校、風連日進小学校はやっております。管理体制ちょっと承知していない部分があるのですけれども、警備会社によって、基本的には学校開放は警備会社に管理体制は委託をしてやっていますけれども、これにつきましては地域の要望もあったり、スポーツ団体の要望もあって開放している状況がありますので、うちが一概にどういう形でやるかというふうに一方的に決めることにはならないというふうに思っていますので、これまでの活動の経過なり各スポーツ団体との連携の中からよりよい方策、活用方法を見出しながら今後も進めてまいりたいというふうに思っているところであります。スポーツ振興が活発化していきますので、やる場所も限られていますから、お互い協力しながらの体制になってくるかと思っておりますので、そういった面ではこれまで同様使用する団体との話し合いも含めながら運営を進めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

親力の関係であります。議員からありましたように、基本的には保護者という言葉の中で学校教

育に含めて使わせていただいております。ここで親というふうに使っているのは、この間これまでも言われたのですけれども、核家族であったり、少子化の中でやっぱり子供を育てる力というか、経験が不足していたり、近くに教えてもらう、昔はおじいちゃん、おばあちゃんから娘の育て方を教えてもらうという、そういったような環境が多かったと思いますけれども、今の社会状況の中ではそういった環境が不足しているということで、特に子供も1人、2人というふうに昔より子供の数も減ってきている状況の中では、子供を育てる経験が不足している。そういった人を対象に親というところで親力を向上させていくべきということで、ここでは親という表現の中で表記をさせていただいているところであります。当然総体的には保護者という捉え方もありますので、それは事業の今後の実施計画、個別事業の中ではそういった世帯も考慮しながら対応していきたいというふうに思っていますけれども、この中では今の社会情勢、家庭環境、そういったところも含めてあえて親という言葉を使わせてもらって表記をさせてもらうということで御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） それでは、私のほうから御質問ありました2つ目と3つ目の生きる力を育てる教育の推進の中で、今回新しく言葉を使っております問題解決的な学習と道徳的行為に関する体験的な学習と。これは、新しく入ってきた言葉であります。これのうちの道徳的行為に関する体験的な学習ということについてどう捉えればいいのかというような御質問であったかと思っておりますけれども、どうやって説明したらいいかわかりませんが、具体的に話させていただきたいと思うのですが、授業の中で一部体験的な活動というのでしょうか、それを入れるのです。道徳的な体験活動というか、そんなものを取り入れるのですけれども、例えば道徳の時間で使います読み物資料というか、資料がありまして、ふだん子供た

ちは道徳の時間においてその資料をもとに授業を進められていくのですけれども、そこに必ず登場人物が出てまいります。余りいい表現かどうかかわからないのですけれども、例えばAさんがBさんに対して悪口を言うというような、例えばの例なのですが、AさんがBさんについて冷たい言葉を話したという、そういう場面があります。そういう場面がありましたら、その場面のAさんとBさんを子供たちに役割演技としてさせるのです。実感的に言われたほうはショックを受けるのです。そういう心情をもとにして授業を展開していくというような、役割演技というのもそういう事例の一つです。これについては、これまでも授業の中で取り入れられて実施しておりますけれども、このことは何でそうするかということなのですから、より道徳性を養えるだろうという意味なのです。それを道徳的価値の自覚ということなのですが、道徳的価値の自覚を一層これまで以上深めさせるために、そういう体験的な学習を授業の中で取り入れていくということなのです。今の役割演技以外にも道徳的な価値として、道徳的価値というのは思いやる心だとか、公共心だとか、そういう道徳的な価値の単語であらわしたものなのですけれども、例えば授業に入る前に相手に思いやりの言葉をかけてあげるだとかという、そういう体験をさせるのです。そうすると、思いやりの言葉をかけられた人はすごく気持ちがよくなるのです。そういう心情をぐっと引き出して、そして例えば思いやりだとか、親切だとかという道徳的な価値を自覚させていくという、そういうようなことを含めて道徳的行為に関する体験的な学習というように一般的に呼びながら、そういう活動を適切に指導方法の中に組み入れて、そして子供たちの豊かな道徳性を養っていこうということが目的で、今回道徳教育の充実のために取り入れた指導方法の工夫でございます。おわかりいただけましたでしょうか。

それと、もう一点ですけれども、コミュニティ

ースクールと小中一貫教育の件でございますが、これと地域性についての展望ということなわけですけれども、先般中央教育審議会のほうから新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方と今後の推進方策という、そういう答申が出されたところでありますけれども、その中で社会の動向と子供たちを取り巻く環境というのでしょうか、状況を踏まえて、これまでどちらかという開かれた学校という表現をとっていたのですけれども、そこから一步踏み出しまして、地域の人々と目標とかビジョンを共有しながら地域と一体となって子供たちを育てようということで、一步踏み出したということでは言葉が地域とともにある学校ということに転換されました。これがコミュニティスクールにつながってくるわけでありまして、御承知のようにこれまでも議会でお話ししてはいたけれども、現在智恵文地区における小中一貫教育の取り組みについては、小中学校9年間を通じた教育課題、これを編成して系統的な教育を行うということで、現在準備を着実に進めてきているところであります。また、学校が地域のコミュニティの核になるということを念頭に置きまして、地域と一体となった学校づくりを推進するという観点から、同じく智恵文地区でコミュニティスクールの制度の導入、これも行っているところであります。そういう取り組みを進めておまして、たまたま本年度からなのですが、文部科学省の指定校、智恵文小中学校を拠点としてコミュニティスクールの導入と促進事業というのでしょうか、この事業に参加いたしまして、智恵文地区の場合は小中一貫、コミュニティスクールを目指した取り組みを進めているところでございます。この取り組みについてでございますけれども、文科省のほうでは地域とともにある学校づくりの推進ということで、次世代を担う学校像の中でコミュニティスクールを全学校で取り入れていきたいと思いますという、そういうことを提言しております。一応名寄市と

しましては、智恵文地区の小中一貫、コミュニティスクールの取り組みを、これをあくまでもベースにして、今後名寄市の各地区、各地区といいましたら例えば風連地区ですとか、あと名寄の市街地区、それともう一つ地区というと中名寄地区などの学校や保護者、地域住民の意向を十分に踏まえながら地域の実情に応じた望ましいコミュニティスクールでありますとか、小中一貫教育を今後検討していきたいと考えているのです。

小中一貫とコミュニティスクールを比較しますと、どちらかというコミュニティスクールというほうが学校にも余り負担かかりませんし、導入は小中一貫に比べると楽であります、変な表現ですけども。それで、ただ私はどこもここも同じようなコミュニティスクールというような形にはしたくないということで、それぞれの地域とか学校の実情に応じたコミュニティスクールを目指していきたいと考えております。ただ、小中一貫のほうなのですが、小中一貫教育については組み合わせというのでしょうか、中学校と小学校の組み合わせによって学校の先生方に非常に負担がかかる面も報告されています。例えば中学校を中心に小学校が3校、4校ぶら下がってくるということになりますと、中学校の先生が乗り入れやるのです。そのときになりますと、小学校の学校数が多くなると。例えば東中なんかは名小からも行っている、西小からも行っている、東小からも行っていますから、そうなりますと負担になる可能性が十分あるので、だからこの辺は小中一貫の導入については地域性だとか学校の事情をいらんで慎重に取り扱ってもらいたいと、現時点ではそのように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 先ほど私答弁の誤りがありましたので、おわび申し上げます。

総合型地域スポーツクラブなのですけれども、上川北部広域スポーツクラブと勘違いして答弁をしてしまいました。大変申しわけありませんでし

た。

御質問いただいたのは、総合型地域スポーツクラブとの関係のことだということで、改めて説明をさせていただきます。今回総合計画をつくるに当たりましては、名寄市のスポーツ推進審議会の中にも素案を出しながら、御意見をいただいて策定をしてきております。今回は、これまでにおきましても具体的な事業についてはこれを確定後ということで、今後の協議になるというふうになりますので、基本計画のことについてはスポーツ推進審議会の中での意見をいただいて、審議をしたところであります。

具体論に入りますと、先ほど議員からありました総合型地域スポーツクラブとの連携と申しますか、特に風連地区の子供たちのスポーツに対する関心を高めたり、いろんなスポーツを体験する中で自分がやりたいスポーツ及び能力を発掘する、そういった事業を先にやっていただいておりますので、その点については継続して今後も進めていただきたいというふうに考えていますので、より充実していくためにはどうするかという個別の事業については今後の中で協議を進めながら、連携をとって進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 丁寧な御答弁をいただきました。一番最初に質問させていただきました現場の方たちとの思いを共有する取り組みについてということについては、実はこの議会でいろいろな協議、議論がなされています。それを全て踏まえて考えるときに、こういう場があるので、思いが共有されます。名寄市の総合計画第2次に向けて協議をする中で、自分がかかわったのであるから自分にも責任の一端があるということ、それから自分の思いもそこに加えたという自己満足感といいますか、そういうものがあると思います。今小川部長からも小野教育長からも丁寧な御答弁いただきましたけれども、そういうやりとりが学

校現場であったのかどうかということが聞きたかったのです。確かに教育改善プロジェクト、それから定例化されています校長会、教頭会、さまざまな場面で話し合いをする機会はあると思います。スポーツ推進審議会での審議もあると思いますけれども、そこに出ていく方たちは本当にごく一部の方たちで、そこに出ていく方が自分の団体に丁寧な説明をしない。だから、その代表に責任があるということではなく、本当に現場の一人一人がきちっと思いを共有できるような取り組みがなされてきたのかということについて、特に学校教育においては一人一人の先生方が日々このことに向かつての実現を目指して取り組まれておりますので、そのことはやはり必要であると思っていますので、その取り組みなかったとは思っていません。名寄市にも教育研究会ございまして、毎回の取り組みがなされていますので、その部分をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、生きる力を育てる道徳を科目として捉える、教育長からいただきました御答弁につきましては、具体的な場面も説明していただきましたので、よくイメージすることができたのですが、逆にそのことは今までも教科ではなかったとしても学校の教育活動全体の中で取り組む道徳として行われてきているというふうに認識しています。新たに第2次の総合計画の中での道徳教育についての部分について再度お聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、コミュニティスクールと小中一貫教育のことにつきましては、やはり名寄市というふうに一くりにしましてもそれぞれの地域性がありますので、それについては十分地域の方の住民の意向を聞きながらということについては大切なことであると思います。大切なことであると思いますが、そのことに取り組まれない学校も出てくるであろうという中で、やはり地域の住民の方たちの意見の吸い上げ方についてどのような想定がなされているかについては聞かせておいてい

ただきたいなというふうに思っています。

それから、スポーツ施設の整備、適正管理ということについては端的にお伺いします。旧日進小中学校の体育館や東風連小学校の体育館、今学校開放ではありませんが、豊西小学校の体育館、それぞれのグラウンドも含めて、これはスポーツ施設という一くくりの中での適正管理ということをお考えでしょうか。そこについてお聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（黒井 徹議員）** 小川教育部長。

**○教育部長（小川勇人君）** まず、1点目の議員からお話ありましたように一人一人に丁寧に説明しながら、この計画を共有して目標に向かって進めるというのは当然一番大切なことだというふうに思っていますけれども、なかなか最後の一人一人までやるという部分では難しさがあるというところでは、毎月やっています校長会、教頭会であったり、先ほどありました教育研究所の会議であったり、そういった機会を通じてながらどういう子供を育て、育てていくかというところを話をさせてもらいながら、お互い統一の目標に向かって進めるということで取り組みをさせていただいているところでもあります。この計画につきましてもそういったことを通じて、先生方に概要版もつくるといことでありますから、そういったものを含めておろしていく形にしたいと考えていますし、先ほど言いました名寄市の教育推進計画、毎年策定して、これについては各学校の中で教職員の会議も含めて、これはおりて、今年度の計画方針だといことで進められているのは間違いないことでもありますので、先ほど言いましたが、その中では総合計画との連動も網羅されておりますので、そういった点からいっても先生方にも周知はされているというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いしたいと思いますし、今後もそういったいろんなおろす場面であれば、時にはきちんとおろすような形での提起も含めて取り扱いについてお願いをしてまいりたいというふうに

考えているところであります。

旧校舎、グラウンドについては、基本的には普通財産というふうになっていて、ただスポーツ関係でも使っている関連もありますから、そういった面での管理について教育委員会でやっているという状況もあります。ただ、今の段階では豊西小学校のグラウンド、体育館をとすることで位置づけるということまでは至っておりません。こういった形で活用するかということについては、今できれば民間の方も含めて何かの活用する方がいないかどうか募集をしているところもありますけれども、そういったことも視野に入れながら今後の活用についてはまたいろいろ検討協議をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 小野教育長。

**○教育長（小野浩一君）** 再質問の2点でございますけれども、1点目は若干説明させていただきたいと思えますけれども、学校における道徳というのは道徳の時間の指導と、それからもう一つ、学校教育全体を通じて行う道徳教育というの、この2つがあります。これまでは、学校全体を通じて行う道徳教育の中で体験的な活動は取り入れてきているのです。道徳の時間の指導の中では、説明すればちょっと時間長くなるので、中では体験活動を入れていなかったのです。全く入れていないかといったら、先生によっては入れている方もおられたのは、これはわかりません。ただ、そういう区分けをして道徳を進めてきたという経緯があります。

それで、どうも読み物資料だけで、理念の中だけでは十分でないだろうという反省があったわけです。それで、授業の中にも道徳の体験的な活動を効果的に取り入れて道徳的な価値の自覚を深めようという取り組みのために今回問題解決的な学習と道徳行為に関する体験的な学習という文言が入ったという経過でございますので、御理解いただきたいと思えます。もう一つ、問題解決的な学

習というのも入りましたけれども、これも非常に難しい概念で、また機会あれば説明したいと思います。

あと、コミュニティースクールと小中一貫教育の件ですけれども、これから保護者、地域への周知にかかわることになりますけれども、一応この間佐藤議員のほうからお話があったときに答えたコミュニティースクール等の今後の学校のあり方の中でも若干御説明申し上げましたけれども、今第2次の教育改善プロジェクト委員会を立ち上げようとしておりまして、準備委員会を開いているところがございます。準備委員会での2つの取り組みについてどう進めていくかと。これを議題に上がるように教育経営グループのほうでしようとしております。そこで、12月以降3月ぐらいまでかけてどうやってコミュニティースクール、小中一貫教育を進めていこうかということでの具体的な話し合いが進められます。そのときに地域住民とどのような連携を深めてやっていくかということをご具体化しようとしておりますので、御理解いただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 具体的な見通しも示していただきましたので、少し私の中も整理させていただくことができました。

先ほどのスポーツ施設のことにかかわりましては、この部分にかかわりましては地域の生涯スポーツの振興そのものに付随してくるところでありますので、今後やはり進めていくためにどうするかということについてのお考えをいただきたいなというふうに思っています。具体的には、人がかわらないと施設は使うことができないけれども、その使う人たちが自分たちの力で使うというだけでは施設管理ができない、そのような状況の中で、地域の指導者はボランティアで一銭もいただくことのない中で活動をされているわけです。その部分について施設管理の面からもサポートしていただけるような、そのお考えについてお伺いしてお

きたいなというふうに思っています。

それから、先ほど2回目の再質問でお話しさせていただきませんでしたけれども、先ほどの親力の言葉のことでありますけれども、これは広い意味で親という言葉の中に保護者という文言が大きく見え隠れしているという認識で捉えさせていたきたいと思っておりますが、改めてそれでよろしいかどうかについてお聞きしておきたいと思っております。

それから、最後に教育長からいろいろ御丁寧に御答弁いただきました中身につきましては、今後10年間名寄市が進むべき方向性を示す上で大変大きなものがあると思っております。実は小中学校教育の充実の127ページの現状と課題の中には、大多数の部分で課題についてが書かれています。3行目のところから、本市では、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みなどを通して、子供たち一人一人に確かな学力や確かな人間性、たくましく生きるための体力の育成に努めています。やってきたことはこういうことをやってきましたけれども、こんなに課題がありますという読み取り方になります。名寄市の子供たちのよさというのは、この取り組みの中で出てきていると思うので、そのよさをしっかりと伸ばしていただける今後の総合計画第2次であると思っておりますけれども、そのことに付随してコミュニティースクールというのは大きなものがあると思っております。確かに学力は伸ばしていただけたけれども、地域の特色のある教育活動はどんどん削られてきている。これどうしたことでしょうかという保護者の話がよく入ってきます。この点にかかわっても今後10年間見据えていく中では、コミュニティースクール、小中一貫教育についての考え方についての地域への説明、それから学校間の連携した取り組みについては大切にしていきたいと思っておりますので、十分地域の声を聞いていただくということに関してしつこいようですけれども、教育長の御答弁をお

願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 最初に、学校の開放事業によって、旧風連小学校、風連西小ということで、議員お話しのとおり管理に当たっては地域の方の御協力も得ながら、連携させていただきながら維持管理をしている状況にあります。地域が施設として有効に使っている部分とか、いろいろあるかと思しますので、そういった実情も含めて地域とも話していただきながら、スポーツ団体も使っているところがありますので、そういった活用の状況等も見ながら今後の管理運営について協議をさせてもらいたいと思います。詳細の管理運営の部分、私把握していない部分があるので、大変申しわけありませんけれども、その辺についてはもう一度確認をさせていただきますけれども、要するにいずれにしても地域との連携、協力がなければできませんので、ここは重視しながら進めさせていただければというふうに思っております。

親力の関係については、先ほどの現状と課題のところについては現在の社会状況も含めて親という言葉を出させてもらっているというふうに話をさせてもらいましたけれども、議員おっしゃるとおり保護者がということで、実現の方策のほうでは2つ目の丸では全ての保護者という言葉を使いながらさせてもらっております。そういった面では、ちょっとわかりづらいというか、誤解を招く点があるかというふうに思いますけれども、そういったことで使い分けて今回採用させてもらっているところであります。実施に当たっては、そういったことも御意見賜りましたので、配慮しながら対応して進めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 御指摘のとおり、127ページの現状と課題を今改めて読んでみましたら、子供たちのよさについては触れておりません。よさについてはたくさんあります。そして、今回

のコミュニティースクール、小中一貫教育の目的、狙いの一つにもあるのですが、これは議員が御指摘のように子供たちのよさや可能性を生かすということが大きな狙いがございますので、学校の先生と、それと保護者、地域住民が一体となって子供のよさを十分に引き出すためのコミュニティースクールなり小中一貫になるように考えながら、そのことを地域に伝えて十分周知しながら、その地域に応じた学校のあり方を検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） 129ページの安全安心な教育環境の整備について1点お聞きしたいと思います。

基本的な方向性のところで、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、事件、事故等の要因となる危険を早期に発見し、速やかに対応する危機管理体制を確立することが大切ですと書かれております。そして、その下の実現の方策の1つ目の二重丸のところに、児童生徒を取り巻く学校内外での安全安心を確保する危機管理体制の確立に努めますと表記されているわけなのですが、これは今後今の体制を強化して、それを維持して進めていくのか、それとも現状と課題のところ、しかし依然として不審者による声かけ事案がなくならないと表記されているのですけれども、これは改めて新しい対策をとって、その確立に努めていくのか、どちらの意味で捉えればいいのか、お知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問のあった危機管理体制のことですけれども、基本的にはこれまでの危機管理体制を継続していくというふうに考えています。ただ、不審者の事案がふえてきている状況であったり、事件においても多種多様化している状況があるということがありますので、そういったものに対応するためには改善は常に必



要だというふうに考えていますので、全国的に学校に関係する、児童生徒に関係する事案等も出てきますので、そういった事例も見ながら、必要な部分については現状の危機管理体制をさらに改善、充実していく、そういった意味で考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） 特に小中学校に通う子供たちを持つ親がこれを見ると、やっぱり依然として不審者による声かけの事案がなくならないと。声かけ以外にも盗撮ですとか、以前には凶器みたいなものを突きつけられたみたいだとか、最近では何か頭を軽くたたかれたとかで、そういった事案が発生しております。ですから、今の対策を進めていくに当たって、やっぱりこれ以上なくならない、何の進歩もないのかなという感じがすると思うのです。ですから、以前に一般質問の中にも防犯カメラのことですとか、いろいろ質問されていますので、これからやっぱり新しい取り組みも取り入れて確立して、この総合計画の中に入れていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御指摘あったのは、学校内というよりも登下校であったり、子供たちが地域で遊んだり、そういった場面のところだというふうに思っております。防犯カメラの話も以前も御質問いただきましたけれども、市内全域を見渡せるカメラというのは難しい状況だというふうに思っていますし、特定の場所に設置して、それが不審者が理解すればそれを見えないところで行ったりするという状況もあって、有効でないというふうには思っていないけれども、ただそういった面ではこれまで進めています地域の方の見守り、SOS活動もこれ市民部のほうで取り組みをしていますけれども、地域全体で子供たちを見守って育てる、そういったことが大変重要だとい

うふうにも考えているところであります。できれば家庭にいる方も登下校の時間には外に出て草取りをしたり、冬除雪したり、そういったことも心がけていただきながら、子供たちが外に出る時間帯については多くの大人の方が出ているということであればそういった不審者に対する予防にもなるかというふうに思っていますので、それぞれ各小学校においては安心安全会議もありますので、それは地域の方との連携によって成り立っているものでありますので、そういった中でも有効な手だても含めて今後も対応して、子供を危険から守る体制については常に取り組みを強化していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） 防犯カメラなのですが、ここでも書かれているとおりに、早期に発見しというふうに書かれておりますので、当然防犯カメラというのは早期に発見するために、画像としてはっきりと残るのは確かです。でも、防犯カメラそのものは映像というのはあくまでも結果であって、本来の防犯カメラというのは防犯カメラというぐらいなので、犯罪を防止する。つまり未然に防止するということなのです。それが防犯カメラということなのです。ですから、早期発見する前に未然に防止に役立つということもありますので、やっぱり将来的にもそういった方向性を考えて総合計画の中に盛り込んでいただきたいと思うのですけれども、改めて最後に考え方をお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 何回か一般質問等の中でも答弁をさせていただいております。今野田議員から御指摘をいただいておりますけれども、名称が防犯カメラということなのですが、実態的には全国的には防犯カメラに記録された画像が犯人逮捕につながると。そういう犯罪の解決に役立つという考えが広まっておりますけれども、以前もお答えをさせていただいておりますけれども、

カメラの設置に当たりましては多額の経費が必要であるということをごさいますけれども、それ以上に設置場所の選定、あるいは権利侵害のリスクを含めて改めて協議なりを進めて、その中で話し合いをしながら進めていきたいということで、基本的にはあればそれにこしたことはないというふうな認識は持っておりますが、ただ費用対効果と申しましょうか、金銭的な費用も伴うということでは今後とも協議を進めながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お聞きをしたいと思ひます。

128ページ、信頼される学校づくりの推進の基本的な方向性の2行目から3行目にかけてなのですが、社会で生きていく力や生涯にわたって学び続ける態度を育てることが大切と。地域とともにある学校づくりの中で、学び続ける態度を育てると。この態度ということはどういうことなのかをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） どこがわからないの。態度というのは姿勢でありますから、そういう心構えというのでしょうか、そういう構えです。人間としての構え。構えの、態度と引きますと構えと出ています。人間としての備えとか構え、そういう意味でござひます。そういうことではなくてですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 川村議員、正式に発言してください。

○5番（川村幸栄議員） 生涯にわたって学び続ける構えを育てるということで読み取っていいということですか。

（「態度は構えですから……」と呼ぶ者あり）

○5番（川村幸栄議員） 態度は構えなのだけれども、では生涯にわたって学び続ける構えといったふうにとっていいということですか。社会で生

きていく力やというところら辺は生きていく力でするので、わかるのですが、その後続く生涯にわたって学び続ける態度というふうになるとどういうふう理解をしたらいいのか、御説明をいただきたいということだったので。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 5時52分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私も学校教育のほうに長いから、言葉遣いについては誤解を招くような言葉がもしあってもそれを知らず知らずのうちに使っているという可能性も十分ありますので、ちょっと補いさせていただきたいのですが、学校教育で使う言葉の中に関心、意欲、態度という言葉があるのです。これは、子供たちの資質、能力のうちの一つなのです。それを育成するという言葉がありまして、関心、意欲、態度を育てるという言葉が指導要録の解説の中にも出てくる言葉でござひます。そんな意味で関心、意欲、態度を育てるという学校教育の用語ということで押さえていただひて御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ふだん私たち使わないことが多いというか、私は初めて触れたものから、学び続ける態度というところら辺でちょっと戸惑いました。今の御説明で理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○18番（東 千春議員） 所管ですので、端的に1点だけちょっとお伺ひしたいと思ひます。

130ページ、高等学校教育の充実のところ、基本事業にも明記されておりますけれども、間口が削減されれば就学機会の確保がなかなかできなくなるという意味でここに書いてあると思ひるので

すけれども、実態も書いていただいております。69%ぐらいの充足率で、間口の維持は難しい状況にあるとして、方策としては間口を維持する支援対策を確立するなど、望ましい高校適正配置のあり方について要望していきますというふうにあるのですけれども、これやはり名寄市としてもさらにしっかりと取り組んでいって、間口がなるべく削減されないようにするべきだというふうに思っておりますけれども、今後の対応についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今ありましたように、高等学校の定員からいって間口が大変厳しいときにあるというのはこれ事実であります。そういった状況がありまして、昨年2月、高等学校の在り方検討会議ということで、各関係する団体の方も入っていただきながら、それを立ち上げて、1年間どういう魅力ある学校づくりをしたらいいのか、一方では定員が少ない中でどうするべきか、いろんな御意見をいただいて、ことしの1月に取りまとめをして市長のほうに要望書を出してございまして、最終的には3月の末に道教委のほうに、北海道教育長のほうに市長と中野道議も同席していただきながら要望書を提出して、しっかり名寄市内の中でこういった議論をしているから、間口削減は先送りをしてくれという話をいたしました。そういったこともありまして、普通今まででいけば31年度の計画の中で具体的に減らすよということが出たというふうに思いますけれども、そこはジャンプをしていただきながら地元での協議をしっかりと受けとめながら、見きわめながら対応するという道教委のお話もいただいて、32年から35年の間で1から2の学級削減は調整が必要という考え方が出されていますけれども、具体的なものについては延期をさせていただいております。

そういった面では、今道教委なりともちょっと話をしていますけれども、今後も先ほど言いました高等学校の在り方検討会議も再開をしながら、

地元の皆さんの御意見をいただきながら、どういった学校づくりをやるか。名寄高等学校も産業高校もやっぱり名寄の地域経済、人材にとって大きな役割を果たしていくというのは事実でありますので、産業高校も人数が少ないからといって要らない学科はない。それぞれの全ての学科がこの地域にとって必要な人材を育成していますし、いなければ経済が成り立たない状況もありますので、そういったことも含めてしっかり検討しながら、また協議して道教委のほうで要請もしていく形になるかと思っておりますけれども、そういった意味ではまた皆さんの御意見もいただきながら、何とか維持しつつ、魅力ある学校づくり、そしてさらには道外からも生徒を呼ぶようなことも含めて、実は今回杉並のほうにパンフレット渡したら向こうからわざわざ名寄産業高校に見学に来た親御さんもいらっしゃる状況もありますので、向こうのほうではやっぱり農業高校というのはかなり魅力がある学校だというふうに思いますので、そういったこともしながら、維持をできるだけするという、そういったことも含めて関係機関とも今後も連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 杉並のほうの教育委員会さんのほうにもお願いをして、いろいろパンフレットを配布をしていただいて、本当にありがたかったなというふうに思っております。

幸いにも産業高校の校長を初めとする教員の皆さんも産業高校に対する愛着を持っていらっしゃるように私はお見受けしてございまして、校長もみずから多分杉並のほうに上京の際に出向いてお願いの訪問とかされておりますので、こういった方面でもさらに努力を重ねていただきたいなというふうに思います。

それと、出口の段階では受け皿となる企業、最近は特に人材不足が叫ばれている中で、経済部長にもちょっと考え方を伺いをしたいのですけれ

ども、特に建設であるとか、福祉であるとか、さまざまな出口、企業の雇用の場、人材確保としてもやはり産業高校というのは名寄市として必要なのではないかなというふうに思いますけれども、地元の企業が人材確保して発展をしていくと。そのためには、やはり産業高校は必要だという観点から、何か取り組みができることがないのか、ちょっと考えがあればお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 産業高校につきましては、酪農科学科もありますし、そういった建築関係の養成する部門もございまして、先日もある会合の中で産業高校さんの御努力もいただいて、建築ですとか、そういった部分の市内の人材も派遣していただいているというお話もいただいております。また、酪農科学科につきましては、名寄のみならず道北の農業の拠点の高校でもございまして、相当数が道北に戻っていただいて、農業を実践、やっていただくという、そういった部分の率が多い学校だというふうにも認識しております。そういった意味では、今現在経済部所管では酪農科学科の部分では道北の関係者集まったの支援、市長が会長になっていますけれども、協議会の会長をやって、いろんなさまざまな支援などをさせていただいております。また、産業高校につきましても以前から台湾なども含めて非常に連携もさせていただいておりますし、そういった意味では大変な御尽力いただいているというふうに認識をしておりますので、どういったことができるかというのは今手持ちではございませんけれども、そういった人材派遣も含めていただいているという認識はしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） この近辺の高校は、高校を維持するというのに大変な努力をされております。多分下川も美深もそうだろうなという

ふうには思っております。高校維持に対して行政が予算づけをしながら、さまざまなことを展開をしながら頑張って維持をしている状況かなというふうにも考えております。こういった中で、総合計画の中でこういった課題をしっかりと示していただいている中で、これからの予算づけをしてでも何とか守っていくのだという、そういう考えがあるのかなのか最後にお伺いして、終わりたいと思います。できればそこまでやってもらいたいというふうに思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 高校の存続に向けての予算づけということでありましてけれども、今回の先ほど言いました高等学校の在り方検討会議の中の要望の中に子供たちの資格とか取るのにかなりお金がかかっている部分がありますので、そういった支援をしている自治体が数多くあるということで、専門性のある学科も多いことから、そういった支援はできないのかという要望も出されているところでありますので、そういった面では今後学校のほうからどういった資格を取得しているのか、どういったものが将来に結びつくのかということも調査をしているところでありますので、それについては予算が確保できるかどうかわかりませんが、状況も含めて要望を受けとめていますので、今後の予算協議の中でも協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で基本目標V、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて質疑を終結いたします。

18時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 6時03分

再開 午後 6時47分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

基本項目の質疑については終結をいたしました  
が、全体の質疑に入る前に市長からこれまでの質  
疑を受けて改めて発言を求められております。発  
言については、明日の議会の冒頭に行うこととい  
たしたいと思います。

---

○議長（黒井 徹議員） 本日の審議については  
以上で終了いたしまして、散会いたします。

大変お疲れさまでした。

---

散会 午後 6時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ  
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す  
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 野 田 三樹也

署名議員 東 川 孝 義

平成28年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成28年10月13日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについて
- 日程第3 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
意見書案第2号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書  
意見書案第3号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書  
意見書案第4号 農業・農村を衰退させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書  
意見書案第5号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書  
意見書案第6号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書
- 日程第4 報告第5号 例月現金出納検査報告について
- 日程第5 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第6 委員の派遣について
- 日程第7 委員の派遣報告について

について

- 日程第3 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
意見書案第2号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書  
意見書案第3号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書  
意見書案第4号 農業・農村を衰退させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書  
意見書案第5号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書  
意見書案第6号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書
- 日程第4 報告第5号 例月現金出納検査報告について
- 日程第5 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第6 委員の派遣について
- 日程第7 委員の派遣報告について

1. 出席議員（17名）

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めること

7番 高野 美枝子 議員  
 8番 佐久間 誠 議員  
 9番 塩田 昌彦 議員  
 10番 川口 京二 議員  
 11番 山田 典幸 議員  
 12番 大石 健二 議員  
 13番 熊谷 吉正 議員  
 15番 高橋 伸典 議員  
 16番 佐々木 寿 議員  
 18番 東 千春 議員

上下水道室長 天野 信二 君  
 会計室長 常本 史之 君  
 消防署長 菊池 剛 君  
 監査委員 上田 盛一 君

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田 康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保 敏  
 書記 倉澤 富美子  
 書記 開発 恵美  
 書記 長 正路 慶

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君  
 副市長 橋本 正道 君  
 副市長 久保 和幸 君  
 教育長 小野 浩一 君  
 総務部長 白田 進 君  
 参事監 松岡 将 君  
 市民部長 三島 裕二 君  
 健康福祉部長 田邊 俊昭 君  
 経済部長 川田 弘志 君  
 建設水道部長 中村 勝己 君  
 教育部長 小川 勇人 君  
 市立総合病院事務部長 岡村 弘重 君  
 市立大学事務局長 松島 佳寿夫 君  
 こども・高齢者支援室長 馬場 義人 君  
 営業戦略室長 水間 剛 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

18番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第27号 名寄市総合計画（第2次）基本構想・基本計画を定めることについてを議題といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。2日間の総合計画の集中審議でさまざまな御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。このことを受けまして、改めてこの考え方について発言をさせていただきたく存じます。大枠について私から4点、細部については橋本副市長からも補足をさせていただきます。

まず、1つ目、市民議論やその意見反映が不十分なのではないかという御指摘がございました。今回は、総合戦略の議論が先行し、その結果を包含するという形での総合計画の策定と、こういう大変難しい作業でございました。市民議論が不足をしているという御意見は真摯に受けとめさせていただきます。今後は、わかりやすいダイジェスト版の作成に努め、本計画の市民周知はもとより、計画策定を契機に改めて市民議論と市民参画を積極的に進める努力をしてまいります。

2つ目に、市民憲章、都市宣言、総合計画、こ

の3本柱をしっかりと意識せよという御意見がございました。とりわけ非核平和についての御指摘がございましたけれども、東日本大震災を契機として福島県南相馬市とのおつき合いを深めるなど、その精神はしっかりと市民に浸透をしてくれていると考えております。今後も市民憲章、4つの都市宣言のいい精神をしっかりと議論し、個別計画において反映をしてみたいです。

3つ目に、基本計画の市長任期連動についての御指摘がございました。この計画期間の意図は、市長公約を総合計画に反映しやすい機会を制度的に設けたものでございます。総合計画の基本計画は、その前の期の計画遂行状況の検証や時代の潮流や課題の分析、さらには市長公約と、これらを参考に策定市民委員会で議論をしていくということになります。さらには、その議論を議会議決を経て計画を決定するというプロセスでございまして、当然市長公約を無条件に計画に反映させるためのものではないということを改めて確認をさせていただきます。

4つ目、地域自治区についての御指摘がございました。我々は、この地域自治区の設置を否定しているわけではございません。しかし、決して役所からの押しつけであってはならないというふうを考えております。なぜならば、自治とは自分たちのことは自分たちで処理することで、みずからの手で行政を行うことであるからであります。ですから、これまでは小学校区単位の地域連絡協議会を設置をして、そこを地域とともに磨き上げていくという手法をとってきたところでございます。地域自治区の創設は、直接型住民参加、すなわち自治のあり方を大きく変えていくことでもあります。このことは、市民はもちろんでありますけれども、我々行政、そして議会もその役割と責任を再整理をし、自覚しながら進めていくという必要があると思います。非常にハードルが高いと認識をしておりますけれども、引き続き調査研究は進めてまいります。



また、地域連絡協議会の活動をさらに醸成していくこと、例えば地域包括ケア、あるいはコミュニティスクールの推進、これらを通じ地域やあらゆる主体とともに地域連絡協議会の活動をさらに醸成するための知恵を出してまいります。

私からは以上です。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） それでは、私のほうから総合計画の構成、たてつけ、それから進行管理といった少々細かい部分について補足させていただきたいと思います。

今回の総合計画におきましては、重点プロジェクトというものを出示しております。この重点プロジェクト、それからそこに入っていない基本計画事業との関係性でございますけれども、まず重点プロジェクトというものにつきましてはそれぞれの分野を横断的に事業展開することによりまして施策の効果を高めていく、こういうようなコンセプトを第一義にしているところでございます。ほかの事業におきましても、当然ながら優先度が高いもの、緊急性が高いもの、また費用対効果の高いもの、あるいは財源が確保できるチャンスがあるもの、こういったいろいろな事情がありまして、それを十分検討していかねばならないと思っております。

今回の議会におきまして高齢者の福祉の関係で、名寄市も高齢化率が3割を超える。それから、それと相まりまして介護の人材不足ということが問題となっているということで御指摘を受けているところでございます。当然ながらこの部分につきましては、緊急度が非常に高いというふうに認識しておりますので、しっかりと特に介護の人材不足には対応していかねばならないと思っておりますし、重点プロジェクトであるからといって無条件にこれは優先度が高いというようなことではございません。ほかの事業全ての事業を網羅した上で、どこから手をつけていくべきなのか、何をやっていくべきなのかというのは十分議論して

いかなければならないものだと思っております。

それから、もう一つ、この総計そのものがちょっとわかりにくいたてつけになっているのではないかなというような御指摘も受けました。例えば食育の部分についてはどこの部分に入っているのだろうか、利雪・親雪については格上げしたのだけれども、個別事業においてどのような形で入ってくるのだろうか、そういうような御意見、御指摘も受けたところでございます。こちらにつきましては、わかりやすいダイジェスト版をつくるのはもとよりですけれども、補足できるような資料集あるいは用語集、そういったツールを使いまして、できるだけ丁寧に説明できるような、そういうようなスタイルで進めてまいりたいと思っております。また、それを通じて市民あるいは関係団体の皆様とさらに意見交換、議論を深めたいと考えております。

それから、進行管理の部分であります。これから個別事業ということで入ってまいりますけれども、個別事業がなかなか見えないとイメージができないというような御指摘もいただいたところでございます。この個別事業のつくり込みが非常に難しい問題だというふうに認識しているところであります。行政ニーズも非常に多様化しておりますし、国の制度も刻々と変わっております。こちらと整合性をとるといふ必要がありますし、名寄市そのものがまだまだ老朽化している施設もございます。さらには、これに対しまして予算の制約というものがかかっているところでございます。こういったものがありますので、非常に個別計画をつくり込んでいくのは難しいということでありまして、1つ行財政の見える化という視点も大事なことだと考えております。今名寄市の置かれている状況、個別事業の今の立ち位置も含めてこれは丁寧に御説明させていただきたいと思っておりますし、ほかの自治体でのやり方も参考にしながら、ここの見せ方についても提示の仕方についても調査研究していいものとさせていただきたいと

思います。

また、この中で市民の皆さんあるいは関係団体の皆さんの中で意見交換もさせていただければと思っています。それから、課題の共有ということも図ってまいりたいと思います。こういった作業を通じてより実効性の高まるような計画の進行管理ということに努めてまいりたいと思っています。

以上であります。

**○議長（黒井 徹議員）** これより、全体を通しての質疑に入ります。御発言ございませんか。

大石健二議員。

**○12番（大石健二議員）** おはようございます。ただいま加藤市長あるいは橋本副市長よりそれぞれ御発言がございました。加藤市長からは大枠で4点、橋本副市長から進行管理等についてお話がございました。私ども市政クラブ・新緑風会も議会基本条例の理念に基づいて、市民に伝える責任と二元代表の一翼を担う議会の審査機能を果たすべく、細部にわたって会派内で慎重に議論を重ね、基本構想、基本計画の各セクションで真摯な議論を重ねてまいりました。今後の実施計画の策定、あるいは推進に当たりまして、これまでの議論を十二分に勘案をしていただき、緊急度あるいは優先度、重要度、行政評価等に基づく明確、明瞭な判断をもって取り組んでいただくようお願いをするところでございますけれども、お話にもございましたけれども、今後の個別事業あるいは実施計画に対する基本的な考え方、方針についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（黒井 徹議員）** 橋本副市長。

**○副市長（橋本正道君）** 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、これからは非常に難しい山場というようなこととなります。本当にいろいろなことをやらなければならないと思っていますが、作業が膨大になりますので、総合計画を進めながら、どういったことが個別事業であるのだろうかというような指示も職員のほうには出して

おります。ただ、その精度がまだ高まっていないという状態でございますので、今後そのあたりの精度を高める作業を早急に進めていきたいと思っています。

いついつぐらいまでというのは非常に量がありますし、何分予算の制約等もございますので、期限については明言はできませんけれども、この作業を通じながら進めていく。そして、ポイント、ポイントで日常の業務の中でもありますけれども、関係する市民の皆さんとの意見交換もさせていただきながら進めてまいりたいと思っています。

**○議長（黒井 徹議員）** 大石議員。

**○12番（大石健二議員）** ありがとうございます。

今橋本副市長のほうから精度を高める、あるいは先ほど行財政の見える化というお話もありましたけれども、総合計画の推進、実現のためには確かな財源的な裏づけが必要であり、中期財政計画、行財政改革、あるいは財政収支のマネジメントサイクルに基づいて、実効性かつ透明性を持って推進され、健全かつ安定した財政運営に努めていただきたいと願うところでございます。

また、次世代を担う子供たちが夢と希望を持てるよう、御長寿の皆様には生きがいを持って暮らし続けることのできるよう、市民一人一人が一体となって市民が主役のまちづくりを加藤市長が先頭に立って最善を尽くして取り組んでいただけるようお願いを申し上げて、私の質疑といたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 熊谷吉正議員。

**○13番（熊谷吉正議員）** ただいまは、市長並びに橋本副市長から総括的な発言をされておりましたけれども、この評価についてはまた後段触れさせていただきたいと思いますが、2日の集中審議を通じて、特別に発言をしたということについてはそれなりの重みがあるのではないかと、いうふうにとめております。

そこで、最後の質疑になりますので、改めて行政側の対応の不十分さは一部残りましたけれども、

この間策定市民委員会、審議会の委員の皆さん、あるいはいろんな団体だとか、これに参画をした市民の皆さんの熱意や努力についてはまず私の立場からも会派としても敬意を表しておきたいと思えます。

そこで、2日間の集中審議をつぶさに見るときに、きのうの重点目標の関係とか、あるいは基本目標、各項目の中での全議員の熱心な質疑についてのやりとりを聞いていて、それなりに理解が深まったり、あるいは原案には活字にはなっていないけれども、そういう思いが一定の質疑ができたのではないかというふうに思っていますが、初日の基本構想を中心にする関係では、1つにはやっぱり私どもの佐藤靖議員が集中的に総括質疑を行ったことでありますが、今発言があったこととも関連しますけれども、原案策定までの期間の問題だとか、あるいは多くの市民を巻き込んだ対応だとか、あるいは自治基本条例に照らして不十分さが残るのではないかというところあたりについて、あるいは地方分権時代にありながらも、総合計画のマネジメントの基本的な入り口の段階における議論がどうも伝わってこなかった。あるいは、計画期間の設定と首長任期あるいは公約との関連性について、住民自治区の基本的な考え方についての構え、あるいはまさに超少子高齢化を意識した重点目標の入れ込みの問題、そして市長一部触れておりましたけれども、市民ニーズ、ニーズには幅がありますけれども、そういう市民の思いを意識をした優先的な考え方などについて、初日の議論の中では結構ミスマッチがあったし、私どももずとんと落ちていなかった状況ですから、私ども会派としては基本的にはやっぱり修正動議に値するのではないかという意見交換もさせていただきました。

そういう集中審議の経過を踏まえての急遽の市長の発言あるいは副市長の発言ということについて、かなりのところでそういう面では原案は決して動いている状況ではないですけれども、最終的

な総合計画、この基本構想や基本計画が全てでなくて、議会の議決事項としては対象はそれまでなのですが、今大石議員も触れられたとおり、いわゆる実施計画、個別計画づくり込み、不十分さをその議論の中でまたしっかり完結をされて初めて名寄市の総合計画ができ上がったのではないかという、私は基本認識はそう思っております、当然づくり込みの難しさについて触れられておりましたけれども、それも含めて私の認識と共有できるかどうか、改めてお尋ねをしておきたいと思えますし、できるだけ早く、私どもまだまだ総合計画に関しては十分な時間を確保できていないし、私どもの意見交換会、対市民との意見交換会も十分確立をしていないという中における最終結論ですから、判断は難しいものを持っているのですけれども、そういう時間の確保、そして議員協議会等を通じてまた早期の個別計画、実施計画の説明をしっかりと担保するような考え方についても改めて聞いて、必要があればまた再質疑をさせていただくかもしれませんが、私のこの発言等について共有できるかどうか、少し具体的にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど私がお話ししたとおりでありまして、特にたくさん今御意見をいただきましたけれども、橋本副市長からの補足も含めて今お話ししたこと全て、御指摘いただいたことに関してはお話ししたとおりでありまして、その部分については改めてまた言う時間長くなりますので、繰り返しになりますので、最初の答弁のとおりということでございます。

計画をつくったことがこれで終わりではなくて、これでさらに市民議論と市民参画を積極的に推し進めていくということ、あるいは個別事業につきましても橋本副市長からもありましたけれども、非常に難しい作業が残っておりますが、これについてもできるだけ早急に策定をしていく。そのことについて市民の皆さんとしかるべき議論をして

いく、あるいは議会にも議員協議会等を通じてお示しをしていくという機会はしっかりと設けていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） おおむね受けとめていただいているように伝わってはきましたけれども、最終的にはやはり文字どおり多くの市民がこれを理解をしながら、私たちも一緒になってこれつくったのだねと。そこはもちろん義務と責任も含めて発生をするわけでありますけれども、一層の実施計画、個別計画の議論を通じて、それが完結、あるいは総合計画をつくれればよいというよりも、それをいかに実現に近づきながら、あるいは時間の進行とともに当然改めて毎年これを見直すことになるのでしょうかけれども、入っていないものも入ってくるものも出てくるのかもしれない。そういう柔軟性もあってしかるべきだというふうに思っています。

トータルとして、今回の原案については名寄市だけの枠の中の発想、展開が多かったなというふうに思っているのは、それはいわゆる非核平和都市宣言あるいは原発の依存から少しずつ縮小しながら、これからの地震だとか台風だとか、何が起きるかはわからない状態の中の内外の情勢も当然念頭に置いて、これは財政の問題もそうですけれども、そういう形の中における名寄の総合計画であるというふうに思っております。きょうこれから議長のもとに採決をされますけれども、何回も言いますが、まだ議論は終わっていないという共通認識に立っていただきながら、一層市民のために全力を尽くしていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第3 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書、意見書案第3号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書、意見書案第4号 農業・農村を衰退させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書、意見書案第5号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書、意見書案第6号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

意見書案第1号外5件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり

可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 報告第5号  
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 閉会中継続  
審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 委員の派遣  
についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、委員の派遣が決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員の派遣  
報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の視察報告を申し上げます。

当委員会では、8月22日から24日までの3日間の日程で4自治体6項目のテーマを設定して視察を行いました。9月5日には、委員会を開催し、視察先についての評価を行いましたので、あ

わせて御報告申し上げます。

残念ながら深川市は、台風による大雨被害の事後対応から視察の時間がとれないとのことで、資料のみを受け取ってまいりました。

札幌市立資生館小学校は、都市部にある子供関連複合施設で、市内4つの小学校を統合し、ミニ児童館、保育園、子育て支援総合センターを併設する複合施設の小学校です。ドーナツ化現象や少子化に伴う適正規模化、子供が安全で健やかに過ごす場の地域要望、全市的に利用可能な保育園の設立、少子化減少対策、子育て支援事業の具体化、ゼロ歳児から児童期までの一貫した子育て支援、地域コミュニティの再構築を目指した地域に開かれた施設づくりなど、地域要望を取り入れた複合施設でございました。児童館は財団法人が、保育園は社会福祉法人が運営しておりますが、それぞれが交流する企画として各事業の共同参加や合同避難訓練、総合学習での赤ちゃんとの触れ合いなど枠を超えた交流事業が行われておりました。

評価といたしましては、視察先は都市部だったが、智恵文などでもこのような発想の複合施設の検討をしてみてもいかがか、少子高齢化の中でも子供中心の考えから教育と福祉の一体化は名寄でも考えられるのではないかと、兄弟がいない子供たちに多世代が触れ合える場は有意義ではないかななどの意見が出されました。

北海道ブックシェアリングでは、代表理事の荒井宏明氏から今北海道の読書環境はどうなっているのか、公共図書館の新たな役割について、幼児期から学齢期における読書の役割についてお話を伺いました。北海道の読書環境では、公立図書館、学校図書館ともによい状況ではない実態についての説明を受けた中で、図書館を核としたまちのコンパクト化によって市民満足度が向上した事例などを伺いました。今後の図書館のあり方では、貸し出し数を競うのではなく、地域課題を解決する手助けなど新たな発想やその地域に合ったコンセプトが必要とのことでした。東日本大震災で図書

館が崩壊し、新たな図書館づくりに取り組んでいる陸前高田市新図書館建設にも携わり、コンセプトとして暮らしに寄り添う図書館、まちづくりに役立つ図書館、誰にも優しい図書館と定め、どこにも頼れないときに頼れる図書館を目指しております。

評価としましては、図書館の評価について改めて考える必要があるのではないか、居心地のよい図書空間のあり方を考えたい、名寄市の老朽化した図書館を建設する際に何を焦点に取り組むべきなのか指針を与えてくれる視察となったなどの意見が出されました。

公立はこだて未来大学では、社会連携センターについて視察をいたしました。社会連携センターは、2012年に従来共同研究センターを改装してつくられました。大学と地域社会の多様な連携、協力を推進することを目指し、3つの柱として社会とのつながりを重視した実践、社会の技術的・経済的発展への貢献、社会の未来を市民と共に創るを掲げております。NPO水産物トレーサビリティ研究会、はこだて観光情報学研究会、函館国際科学祭、NPOスマートシティなど各教員がNPOや任意団体を設立し、多様な社会連携プロジェクトを形成する中で、大学の特徴であるIT技術を利用した地場産業への貢献や企業誘致のサポートも手がけておりました。

評価といたしましては、企業とのつながりの中から教員の採用につなげているところが特徴的、名寄市立大学で社会福祉は地域生活で一番大切な学科であり、学生にとっての社会勉強の場の提供を考えたい、寒冷地での健康や福祉のあり方、そういった調査研究が望まれるなどの意見が出されておりました。

函館市では、食育推進について視察をいたしました。子供の食育には、はこだてげんきな子食育プランを策定し、キャラクターを使った子供たちにもわかりやすいパンフレットを作成しております。これまで食育についての市民周知、イベント

を行っても関心のある限られた市民の参加は得られるものの、多くの市民参加は得られなかった。そこで、多くの市民が食育に触れられるようにと6月に食育の日を定めて、食育推進関係団体とともに「はこだてげんきなこ食育フェスティバル」を、大型書店内に数カ所コーナーを設けて市民周知のイベントを開催し、3,000名の参加を得たとのことでした。

評価としましては、企業や団体と連携したイベントは名寄でも可能ではないか、食育は市内の各部署が連携して取り組まなければならない、親に対する食育も必要などの意見が出されておりました。

北斗市では、複合センターかなでーの運営を視察いたしました。ホール、公民館、図書館を持つ複合施設で、図書館では本館、分館をネットワークで結び、返却、貸し出し等のサービスを両館で利用できることとなっております。図書館事業としては、おはなし会では紙芝居や絵本の読み聞かせ、おはなしひろばでは幼児、小学生を対象に出張読み聞かせや紙芝居、人形劇などを通して民話や童話の楽しさを伝えています。夜の図書館では、閉館後の照明が消えた図書館を開放してスライド紙芝居やブラックライトシアターの上映などを行っております。複合施設のため、ホールイベントの待ち時間などの利用もあるとのことでありました。また、近くに大型書店が建設された影響もあり、公設図書館としての役割の明確化が必要とのことでありました。

評価といたしましては、複合、連携が見えてきた、1対1が3になるような施設が望ましい、単一施設よりも文化ゾーンとしての整備をすることが望ましいのではないか、生活の一部となるような図書館が望ましいのではないか、議論の中から理念をしっかりと持つことが必要などの意見が出されておりました。

今回は、特に名寄市の老朽化をする図書館のあり方について調査をすることがテーマの一つでしたが、将来における公共施設のあり方も

含めて効果的で効率的で市民に親しまれる施設を考える手がかりとなる視察でありました。

また、新たな取り組みとして視察先を評価をし、どのように名寄に取り入れることができるのか、委員間での議論もいたしました。今回の視察研修が今後の名寄市の市政に役立つように、さらに皆さんを積んでまいりたいと思います。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 市民福祉常任委員会の行政視察報告を申し上げたいと思います。

去る8月8日から10日までの3日間の日程で帯広市の社会医療法人北斗の十勝リハビリテーションセンター福祉村構想、釧路市の生活保護自立支援政策、釧路市の社会医療法人孝仁会の道東初の幹細胞を使う再生医療、上士幌町ではふるさと納税と子育て支援事業について視察研修を行いました。

社会医療法人北斗十勝リハビリテーションセンターでは、その骨格が医療と介護の統合、リハビリのアカデミズム、みとり、新しいコミュニティづくりがコンセプトで、リハビリサービスつき高齢者向け住宅、老健施設が一体化した自立支援型社会を目指しています。構想の実現には、患者にとって一番重要な自立支援と体調アップが欠かせない要素となり得るため、繰り返しプロジェクトを立ち上げ、マインドマップ方式でまとめた方向性で、専門性の高い職員が核となり、具現化してきました。今後の長寿社会は、健康寿命を基礎につくられていかなければならないことから、福祉村では往診、訪問看護、介護、訪問リハビリ、訪問服薬管理など在宅支援センターを拠点に展開し、地域との連携を含めた機能、統合的な構造を兼ね備えた自立支援型の福祉村を実現するものです。

現在の状況は、リハビリテーションセンターで

199床、職員数が276人、サ高住は79戸17人、来春完成予定の老健施設が100床で108人、福祉村に係る整備費は合計53億4,500万円、職員数401名で組織運営されます。

看護師、介護士の人材養成では、1つに介護のあり方を変える人材育成、2つに介護支援中心から自立支援中心、3つ目に職員の意識改革が特徴です。福祉村の具体化では、1つに同一敷地内でリハビリ、在宅支援を受け、自立支援につなげる、2つに時々入院、ほぼ在宅の実現、3つに老健と在宅サービスの一体運営、4つに最新の診断、治療機器を活用したリハビリの実践と研究で退院時に必要な生活力のお手伝い、5つ目には健康寿命を延ばすための自立支援の提供、6つ目に現状の医療、介護体制の矛盾等地域社会のひずみを打開していく先取りの取り組みでありました。

釧路市生活保護自立支援政策については、平成15年当時の釧路市は水産業の低迷、炭鉱閉山、パルプ工場等地域経済が低迷し、失業者がふえるとともに離婚率が高く、生活保護受給者の母子手当受給率が全国平均8%に対し18%前後と高率でした。このため厚生労働省は、社会福祉法改正時に全国状況を踏まえ、釧路市にモデル事業を打診。これを受けて開かれた第1回目の母子世帯自立支援検討会議は、介護事業所、NPO法人、介護福祉施設、釧路公立大学等で構成され、行政側の指示、指導の管理型に対し、ワーキンググループ側からのモデル事業は今までと同じなら全く意味がない、対象になるお母さんたちが本当に自立しようとする事業でなければならぬとの指摘を受け、スタートしました。その中で介護事業所のメンバーが介護保険の利用者がふえる中で要介護者が1日三、四人だったのが七、八人になり、日常会話もできずに時間で帰らざるを得なかった。その方々の話し相手や洗濯物を畳むなどできないだろうかという意見が出され、同法に抵触しないことに着目。2回目のグループ会議で要介護者の話し相手の説明に賛同を得て、平成16年、17

年度モデル事業として着手し、母親たちの26人中16人が私も介護ヘルパーで働きたいと自立心が回復し、ホームヘルパーの資格を取得するとともに、ボランティアで参加していただいた介護事業所に12人が就職しました。

介護事業所のアンケートでは、1つに生活保護を受けていない人と受ける人では学歴格差が就職に影響するため、就労支援と資格取得の取り組み、生活保護世帯の子供に対する学習支援や居場所づくり、社会的な居場所づくりとサロンの必要性を痛感しました。モデル事業に参加して生活保護を廃止したケースもあり、継続して取り組むこととなり、母子世帯から対象を生活保護受給者全体に広げ、平成18年からは現在の自立支援プログラムとなりました。本プログラムは、就労の自立支援を最終目的として推進しますが、職場でコミュニケーションがとれない、注意されたらやめる等、日常生活や社会生活で自立できていないこともわかり、粘り強く最終的に就労、自立につなげていくため、後方で支援していくことも実践しています。

釧路市のインターンシップ事業では、民間企業にボランティアで参加し、2カ月後に1回500円から1,000円の工賃を支払い、6カ月で社員になった方もおり、二、三名雇用契約をし、生活保護を廃止する方もいます。また、就労支援を進めるため、福祉事務所にプチハローワークを開設して、生活困窮者への仕事のあっせんもできる無料の職業紹介事業に取り組んでいます。平成27年度には、ハローワークから就労支援員2名が外向き、就労支援コーナーで対応。生活保護受給者や児童扶養手当を受けている人や生活困窮者に就労のマッチングを行った結果、25プログラムの参加、実人員1,307名、延べ1万1,896名が参加し、最終的に自立者は109名と成果を上げています。

釧路市孝仁会記念病院の幹細胞による再生医療について。同病院は、平成19年に釧路脳神経外

科を初め3病院の脳神経外科、心臓血管外科、消化器外科等の急性期入院診療部門を統合、より高度な急性期医療の提供を目的に開設されました。傘下には、道東で唯一の回復期リハビリテーション病棟や看護師不足を補う看護専門学校等の併設を初め、特養やグループホーム、保育園等の運営も行うなど、文字どおり医療、介護、福祉の複合機能をあわせ持つ社会医療法人です。今回の視察は、現代の先進医療に着目して、幹細胞による再生医療の今を知るのが狙い。同病院の再生医療とは、病気やけがで失った身体の臓器や機能、組織の再形成と加齢により引き起こされる症状の治療研究を思料するものであります。再生医療は、既に北大と札幌大で行われており、道東では同病院が初めての取り組みとなります。

これまでの経緯を見ると、昨年10月に再生医療新法に基づく認定を受けて本年5月に再生医療チームによる再生医療の提供を開始し、これまでに再生医療計画は脳梗塞5件、脊髄損傷4件、変形性膝関節症6件、アトピー性皮膚炎3件の計18件の疾患が厚生労働省に受理されています。同病院での治療は、患者の腹部から容易に採取できる脂肪組織由来間葉系幹細胞を培養して使用します。これについて脳神経外科医でもある齋藤理事長からは、低侵襲で多くの幹細胞が取得可能で、臨床応用に適しているとの解説がありました。

再生医療の治療過程は、最初に血液検査や問診等を行う適応検査の後、腹部や臀部から脂肪組織や血清をそれぞれ10グラム程度採取、4から6週間かけて細胞を培養、投与前の検査、評価を経て幹細胞を点滴で投与、術後のリハビリテーションは症状に応じて2週間から6カ月かけて治療されます。この治療過程を記録した映像では、脳梗塞で上肢に麻痺が残る女性患者の上腕の上下運動がリハビリで飛躍的に可動域の広がりを見せたほか、後遺症で全く歩けなかった男性患者が歩行器を使って介助なしで歩行するまでの劇的に回復する様子が紹介をされました。



上映後の質疑では、病気やけがで損傷した臓器の機能、機能が回復、改善する過程について素人にもわかりやすく説明を、乳がんで胸部を摘出切除した場合も再生が可能かとの質問には、齋藤理事長からは間葉系幹細胞には神経や血管系統の細胞、組織への分化する能力を持ち、脳梗塞の症状軽減につながっています。投与する幹細胞は、受傷部位に集積して組織の複製と分化により同部を治癒させるホーミング効果が認められており、胸部再生も可能とそれぞれ丁寧な説明があり、各委員からも深い嘆息が漏れていました。この後採取した細胞の培養を行う院内の培養施設の見学も行いました。

再生医療は、これまで治療が難しかった病気やけがを克服する新たな医療として注目をされています。この釧路孝仁会記念病院の例を見るまでもなく、法律の基準を満たす医療機関での再生医療への取り組みは今後北海道地区においても期待と関心が高まっていくものと予想されます。

上士幌町のふるさと納税と子育て支援事業について。平成の大合併で自立の道を選択をし、町が目指す将来像で都市と農村の交流を掲げ、安心できる暮らしを求める施策を樹立。そこには、最初にふるさと納税ありきではなく、施策、政策がありました。一極集中の東京のような世界と向き合い、政治経済の中心として24時間スピード社会と対極にある同町は、農村型地域であり、この特性を最大限に活用しています。豊かな自然と向き合い、時の流れを感じつつ生きるスロータウンの考え方をまちづくりに生かし、都市と農村の交流により経済活動を促進。ことし1月から7月末現在人口4,925人で39人増、ふるさと納税は平成20年から始まり、右肩上がりでも推移し、25年度に急に伸びましたが、平成23年に感謝特典制度を導入しています。平成25年度以降から全道一、平成27年度も15億3,654万円と全道一になる見込み。制度本来の趣旨から逸脱した特産品目の寄附の動きが広がる中、使途の指定がな

い一般寄附の一部を条例で定め、基金に積み立て、町ふるさと納税子育て少子化対策夢基金の取り組みも寄附者の好感度につながっています。制度説明をいただいた竹中町長は、全国各地の皆様からいただいた寄附金を国家的な課題とも言える子育て、少子化対策で町の将来を担う子供たちや子育て世代に見える形で活用し、納税者に感謝の気持ちを伝えたいと述べていました。

今後の展開とその課題については、人口減少対策と地方創生に向けた上士幌町総合戦略で5つの項目を基本目標に据え、無料職業紹介所の開設、大都市から地方への高齢者の移住促進で人材活用につなげる戦略の策定等を新規事業に盛り込んでいます。今年度は、認定こども園保育料の10年間無料に加え、園庭には屋外活動を通して五感を養う遊具等を設置する予定です。さらに、高校生までの医療費無料など、29事業2億2,900万円を予定し、地域住民に密着した寄附金の使い方が評価されているとともに、他施策とあわせてまちづくりの戦略にふるさと納税制度を有効につなげていることがうかがえました。

以上、4事業の視察報告を終え、今後さらに市民福祉常任委員会を初めとする議会議員の諸活動に反映をさせていきたいと思いをします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 東 千 春

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 32)	1 水害被害の状況と減災対応について (1) 8月の大雨等による被害状況について (2) 河川増水に対する減災対応について (3) 農業被害に対する助成について (4) 自主防災組織の現状と高齢者避難について 2 名風聖苑の環境改善について (1) 施設の状況について (2) 空調設備の改善について (3) 高齢者に配慮した備品整備について 3 地域おこし協力隊について (1) 現状と課題分析について (2) 地域おこし協力隊に対する地域ニーズについて (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略と地域おこし協力隊について
2	東 川 孝 義 (P 43)	1 観光の振興について (1) 平成 2 7 年度行政評価について (2) ひまわり事業について (3) 広域観光の連携について 2 地方創生事業の進捗について (1) 大会・合宿誘致事業について (2) 農産物ブランド確立事業について 3 新名寄市病院事業改革プランについて (1) 地域包括ケアシステムの構築について (2) 再編・ネットワーク化について
3	佐久間 誠 (P 54)	1 農業の振興策に関して (1) TPPによる影響と今後の農業振興策について ① 大規模化と集落人口減少への対応について ② 多品種・少量作付農家への支援策について

		<p>(2) 市内での農業生産物活用、消費喚起、販売促進等の考え方について</p> <p>2 名寄市の総合交通体系のあり方について</p> <p>(1) 通学生の行事などにも対応できる生活交通の確保について</p> <p>(2) J R 宗谷本線の問題について</p> <p>3 名寄市役所庁舎の今後の考え方について</p> <p>(1) 分庁舎方式の統合の考え方について</p> <p>(2) 建替え計画と予算付けについて</p> <p>4 空家対策について</p> <p>(1) 空家のデータ集積状況と現在までの対策実績について</p> <p>(2) 電線などに掛かる立ち木対策について</p> <p>5 住民票の取扱いについて</p> <p>(1) 名寄市立大学学生の住民票の扱いについて</p> <p>(2) 国勢調査人口と住民基本台帳人口の差について</p> <p>(3) 住民票異動の法的根拠と転入届提出促進対策について</p>
4	大石 健二 (P 65)	<p>1 市の商工振興策に関して</p> <p>(1) 活力ある商工業振興策等から</p> <p>① 市街地等の活性化等への取り組みについて</p> <p>2 名寄市の少子化対策に関して</p> <p>(1) 子育てと家族支援のネウボラから</p> <p>① 名寄市版ネウボラについて</p> <p>(2) 妊娠、不妊治療への助成、支援策から</p> <p>① 妊娠及び特定不妊治療、一般不妊治療等について</p> <p>(3) ふるさと納税の再構築から</p> <p>① 少子化・子育て支援対策等について</p> <p>3 市民の声から</p> <p>(1) 台風被害の検証と今後の災害対策について</p> <p>① 地域の声を取り入れた検証で双方向の視点を</p> <p>② 河川の水位の見える化について</p>
5	高野 美枝子 (P 80)	<p>1 市民にやさしい公共施設のあり方について</p> <p>(1) 公共施設等総合管理計画について</p> <p>(2) コンパクトシティに対する考え方について</p> <p>2 公営住宅の環境整備について</p> <p>(1) 公営住宅の現状について</p>

		<p>(2) 高齢者にやさしい対応について</p> <p>3 男女共同参画について</p> <p>(1) 条例制定後の具体的な取り組み内容について</p> <p>(2) 特定事業主行動計画を受けての本市の取り組みについて</p> <p>4 特別養護老人ホームの運営について</p> <p>(1) 入所待機者の現状について</p> <p>(2) 定員が充足していないことに対する市民からの要望などについて</p> <p>(3) 職員確保に向けた取り組みについて</p> <p>(4) 職員の処遇改善について</p>
6	塩田昌彦 (P 92)	<p>1 子ども子育て支援の状況について</p> <p>(1) 乳幼児と保健師の関わりについて</p> <p>(2) 親子お出かけバスツアー事業について</p> <p>(3) ひまわりらんどの運営状況について</p> <p>2 名寄市の農業振興について</p> <p>(1) 地域農産物ブランド化(原産地呼称管理制度)について</p> <p>3 冬季スポーツ拠点化事業について</p> <p>(1) (仮称)スポーツコミッション構想と協議会の設置について</p> <p>(2) 合宿受入と施設整備について</p> <p>4 スポーツ振興と施設整備について</p> <p>(1) ジュニア育成に関わる教育的配慮について</p> <p>(2) 名寄市風連球場の改修整備について</p>
7	高橋伸典 (P 104)	<p>1 避難行動要支援者の避難と救済支援について</p> <p>(1) 避難行動要支援者への支援方策について</p> <p>(2) 居宅福祉事業者との連携について</p> <p>(3) 町内会未加入者の避難行動要支援者対策について</p> <p>2 被災者台帳「被災者支援システム」の導入について</p> <p>(1) 災害対策基本法第90条の3第1項被災者台帳の考え方は</p> <p>(2) 被災者支援システム全国サポートセンターの活用は</p> <p>(3) 被災者支援システムの導入を</p> <p>3 除排雪のあり方について</p> <p>(1) 本年度の除排雪の考え方について</p> <p>(2) 排雪の作業方法について</p> <p>(3) 市民の除雪・排雪への作業への配慮について</p> <p>4 大雨による道路排水の安全対策について</p>

		(1) 郊外地域の道路排水対策について
8	川 村 幸 栄 (P 1 1 5)	<p>1 認知症への対応について</p> <p>(1) 認知症予防について</p> <p>(2) 認知症による徘徊、行方不明への対応について</p> <p>(3) 施設整備について</p> <p>(4) 家族への支援について</p> <p>2 男女共同参画推進について</p> <p>(1) 名寄市男女共同参画推進条例の周知等について</p> <p>(2) 基本理念にかかわって</p> <p>(3) 教育現場での取り組みについて</p> <p>(4) 権利の侵害の禁止にかかわって</p> <p>(5) 次期推進計画策定について</p>
9	奥 村 英 俊 (P 1 3 0)	<p>1 指定管理者における施設の管理運営について</p> <p>(1) 社会福祉法人名寄市社会福祉事業団における施設の管理運営について</p> <p>2 公契約条例制定に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 公共工事における施工現場の労働環境の改善と適正な賃金水準の確保について</p>
1 0	山 田 典 幸 (P 1 4 2)	<p>1 農業振興施策について</p> <p>(1) 台風による大雨被害について</p> <p>① 農地、農作物の被害状況について</p> <p>② 今後の対応と被害防止対策について</p> <p>(2) I C T 農業の推進について</p> <p>2 高齢者福祉の推進について</p> <p>(1) 市内の介護施設等の現状について</p> <p>(2) 今後の対策と施設等の整備の考え方について</p> <p>3 高規格幹線道路の整備にかかわって</p> <p>(1) 士別市多寄町～名寄 I C 間の現在の状況について</p> <p>(2) 市としての整備構想について</p>
1 1	熊 谷 吉 正 (P 1 5 4)	<p>1 地方財政の充実に向けた国の動向について</p> <p>(1) 次年度概算要求の地方交付税の総額確保について</p> <p>(2) 社会保障予算の確保と地方財政措置について</p>

		<p>(3) トップランナー方式の導入について</p> <p>2 空家空き地政策の総合化について</p> <p>(1) 住宅改修等推進事業の庁内論議について</p> <p>(2) 空家空き地政策の総合化について</p> <p>3 防災計画と市民理解について</p> <p>(1) 避難準備発令等の市民理解について</p> <p>(2) 対象エリアの対応結果について</p> <p>4 市民の声から</p> <p>(1) 今後の公共料金（行政サービス）等の負担増の動きについて</p> <p>(2) 借り上げバス利用について</p>
--	--	---

平成28年第3回名寄市議会定例会議決結果表

平成28年9月1日～平成28年10月13日 43日間

本会議時間数

26時間38分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	地方自治法による審査請求に係る公の施設の 関係条例等の整備に関する条例の制定につ いて	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 2 号	名寄市税条例及び名寄市税条例の一部を改正 する条例の一部改正について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 3 号	名寄市都市計画税条例の一部改正について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 4 号	名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の一部改正について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 5 号	名寄市民法上の債権の放棄に関する条例を廃 止する条例の制定について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 6 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 7 号	平成28年度名寄市一般会計補正予算（第2 号）	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 8 号	平成28年度名寄市国民健康保険特別会計補 正予算（第1号）	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 9 号	平成28年度名寄市介護保険特別会計補正予 算（第1号）	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 10号	平成27年度名寄市一般会計決算の認定につ いて	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 11号	平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決 算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 12号	平成27年度名寄市介護保険特別会計決算の 認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 13号	平成27年度名寄市下水道事業特別会計決算 の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 14号	平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事 業特別会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定



議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 5 号	平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 1 6 号	平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 1 7 号	平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 1 8 号	平成27年度名寄市病院事業会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 1 9 号	平成27年度名寄市水道事業会計決算の認定について	28. 9. 1 決算審査特別	28. 9. 28 認定すべき	28. 9. 29 認 定
第 2 0 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 2 1 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 2 2 号	市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例の制定について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
第 2 3 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 9. 29 原案可決
第 2 4 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 9. 29 原案可決
第 2 5 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 9. 29 原案可決
第 2 6 号	平成28年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	— —	— —	28. 9. 29 原案可決
第 2 7 号	名寄市総合計画（第2次）の基本構想・基本計画を定めることについて	— —	— —	28.10.13 原案可決
議 決 第 1 号	市長の専決処分事項について	— —	— —	28. 9. 1 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	28. 9. 1 報告済
報 告 第 2 号	平成27年度名寄市一般会計継続費精算報告について	— —	— —	28. 9. 1 報告済
報 告 第 3 号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	28. 9. 23 報告済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報 告 第 4 号	平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について	—	—	28. 9. 23 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告について	—	—	28. 10. 13 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
意 見 書 案 第 3 号	公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	農業・農村を衰退させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
意 見 書 案 第 5 号	「米政策改革」の抜本の見直しを求める要望意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
意 見 書 案 第 6 号	指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書	—	—	28. 10. 13 原 案 可 決
決 議 案 第 1 号	JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議	—	—	28. 9. 1 原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	28. 10. 13 決 定